

---

# 練馬区勢概要

---

平成26年版  
(2014年版)

練馬区



## 発刊にあたって

練馬区は、昭和22年8月1日に板橋区から分離独立して以来、人口が着実に増加し、現在では71万人を超えました。近年は、交通網の充実により、都心などへのアクセスも飛躍的に向上しています。練馬区は、今後とも発展を続けていくものと確信しています。

その一方で、対応すべき課題も山積しています。すべての子供たちを視野に入れた子育て支援策、急速に進む高齢化への対応、防災対策の充実、みどり豊かで活力あるまちづくりの推進などの課題に加え、地域医療や障害者福祉の充実、個性を伸ばす学校教育の推進、公共施設などインフラの更新、文化・スポーツの振興、環境問題への対応などが挙げられます。

区では、こうした課題に迅速、的確に対応するため、練馬区の未来を見据え、区政を進める方向性を明らかにした新たなビジョンを平成26年度中に策定します。各種データの分析に基づく実態把握と将来予測を行い、行政需要を見極めた上で、政策の基本的な方向を明らかにするとともに、制度や組織の壁を越えた戦略的な取組が必要な課題にも、果敢にチャレンジしていきます。区民の皆様とともに、練馬区から全国に発信する新しい自治の創造に向けて全力で取り組みます。

この区勢概要は、平成25年度を中心に練馬区政の動向や取組について紹介しています。多くの皆様に、ご覧いただき、区政に一層のご理解をいただく一助として、ご活用いただければ幸いです。

本書の編集に際し、区内の各官公署やその他の機関から資料を提供していただくなど、多くのご協力をいただきましたことに、心より御礼申し上げます。

平成26年9月



練馬区長 前川 燿男



## 凡 例

- 1 本書は、練馬区長期計画（平成22年度～26年度）に基づいて編集している。
- 2 本書は、ほかの区域と区別する必要のない限り、「練馬区」の名称を「区」と、「東京都」の名称を「都」と省略した。
- 3 グラフ・表等の資料の出所は、練馬区の各部課において作成したものについては省略した。
- 4 本書は、平成25年または25年度の統計資料を基準とし、併せて、以前のものも比較対照のため掲載した。なお一部26年度の内容も掲載している。
- 5 統計表の基準時・期間は、つぎのとおりとする。  
「年 次」暦年間（1月～12月）  
「年 度」会計年度間（4月～翌年3月）
- 6 統計表中の符号の用途は、つぎのとおりとする。  
「－」皆無または該当数値なし  
「---」資料なし  
「0」単位未満  
「△」減
- 7 統計表中の数値の単位未満は、四捨五入することを原則とした。したがって、合計と内訳が一致しない場合もある。



# 目次

練馬区この1年 .....	1
---------------	---

練馬区のあらまし .....	7
----------------	---

1 地勢 .....	8
位置、面積／地形／地質／地名の由来／区 の紋章／区の花と木	
2 歴史 .....	10
原始・古代／中世／近世／近代	
3 人口 .....	11
人口の推移／人口構成／世帯の状況／人口 密度／本籍人口／住民基本台帳	
4 気象 .....	18

序章 区政の推進と財政 .....	21
-------------------	----

1 区の基本構想・行政計画 .....	22
(1) 基本構想 .....	22
練馬区の将来像を考える区民懇談会／練馬 区基本構想審議会／新たな基本構想の策定	
(2) 長期計画（平成22年度～26年度） .....	22
基本計画／実施計画／計画を実現する仕組 み	
(3) 区民の要望 .....	23
2 区政のしくみ .....	26
(1) 議決機関－区議会 .....	26
区議会のはたらき／本会議と委員会／平成 25年～26年の区議会	
(2) 執行機関－区長・行政委員会など .....	30
区長と補助機関／行政委員会、行政委員	
(3) 練馬区政推進基本条例 .....	36
3 財政 .....	37
(1) 特別区財政制度の現状 .....	37
都区財政調整制度／起債の発行／地方交付 税／国庫支出金	
(2) 平成26年度当初予算 .....	37
当初予算編成に当たっての基本方針／一般 会計／特別会計	
(3) 平成24年度決算 .....	46
一般会計／特別会計／財政指標	
4 税・財産 .....	49
(1) 区政を支える特別区税 .....	49
特別区税	
(2) 都税 .....	50
(3) 国税 .....	51
(4) 財産 .....	51

第1章 次代を担う子どもの健やかな 成長を支える～子ども分野～ .....	53
--	----

1 子どもと子育て家庭を地域で支える .....	54
(1) 地域で子育てを支える .....	54
子ども家庭支援センター／区立保育所子育 て支援事業／練馬こどもまつり／児童手当	

などの支給／次世代育成支援行動計画	
(2) 就学前の子どもの成長を支える .....	56
保育所待機児童の解消／多様な保育サービ スの展開／私立保育所への助成の充実／保 育所を補完する制度／学童クラブ室活用型 子育て支援事業 にこにこ	
(3) 学齢期の子どもの成長を支える .....	58
学童クラブ／放課後児童等の広場（民間学 童保育）事業／児童館（室）	
(4) 支援が必要な子どもと子育て家庭を 応援する .....	59
児童虐待防止／相談と指導／ひとり親家庭 等の支援／ひとり親家庭等の福祉増進のた めに／母子生活支援施設	
2 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に 開かれた学校教育を進める .....	61
(1) 地域の特色を活かした教育を推進する .....	61
練馬区教育振興基本計画／教育委員と児童・ 生徒、保護者との意見交換会／広報活動／ 学校評議員／学校安全安心ボランティア事 業／学校安全対策事業／学校応援団推進事 業／幼稚園・保育所と小学校との連携	
(2) 幼稚園教育を充実する .....	62
幼稚園の現況／区立幼稚園の適正配置	
(3) 小中学校の教育内容を充実する .....	63
人権教育および豊かな心を育成する教育を 推進するために／教育指導の充実／確かな 学力の定着・向上と主体的に学ぶことがで きる子供を育てる教育を推進するために／ 特色ある学校づくりと家庭・地域との連携 を図った教育を推進するために／総合教育 センターの学校教育事業／小中一貫教育の 推進／特別支援教育／特別支援学級	
(4) 教育環境を充実する .....	67
施設の整備／小・中学校の現況／学校選択 制度／就学援助／教材等の整備／区立学校 の適正配置の推進	
(5) 児童・生徒の健やかな体の成長を促す .....	69
校外授業／学校災害／アレルギー疾患対策 ／学校給食の充実	
3 青少年を健やかに育成する .....	71
(1) 青少年の自主的な活動を支援する .....	71
平成26年度青少年育成活動方針 目標／ 社会参加の促進／練馬区青少年委員／青少 年リーダーの養成／成人の日のつどい／練 馬子ども議会／青少年の活動の場／青少年 館	
(2) 家庭・学校・地域で連携して青少年の 健全育成を推進する .....	73
家庭・地域社会の教育力の向上／学校との 連携強化／練馬区青少年問題協議会／練馬 区青少年対策連絡会／練馬区青少年育成地 区委員会／環境浄化と非行防止の推進	

**第2章 高齢者や障害者などだれもが安心して暮らせる社会を実現する  
～健康と福祉分野～** .....77

**1 健康な暮らしを支える** ..... 78

(1) 健康づくりを支援する ..... 78  
健康都市練馬区宣言／乳幼児と親の健康づくり／保健の充実／成人の健康づくり／高齢者の健康づくり

(2) 健康づくりの条件整備を行う..... 83  
練馬区健康づくりサポーター育成事業／食育を推進する環境整備／受動喫煙防止推進事業

(3) 健康に関する危機管理を行う..... 83  
感染症対策

(4) 安全な衛生環境を確保する..... 85  
食品衛生／食品衛生普及啓発活動／医療監視・指導／薬事衛生／環境衛生／ペット動物の飼養／ねずみ・害虫対策

**2 安心して医療を受けられる環境を整える** ..... 88

(1) 地域における医療体制を確立する ..... 88  
休日・夜間救急医療／難病患者支援／心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療／順天堂大学医学部附属練馬病院／公益社団法人地域医療振興協会 練馬光が丘病院／看護職員フェア／災害時医療救護体制の構築

**3 地域で福祉を支える** ..... 91

(1) 地域福祉活動との協働を進める ..... 91  
練馬区社会福祉協議会／非営利地域福祉活動団体への補助金交付／福祉有償運送の支援／相談情報ひろば／地域福祉パワーアップカレッジねりま

(2) 保健福祉の総合支援体制を確立する ..... 92  
民生委員・児童委員

(3) 保健福祉サービスの利用を支援する ..... 92  
権利擁護センター「ほっとサポートねりま」の運営／苦情対応のための第三者機関の設置

(4) 福祉のまちづくりの考え方を広める ..... 93  
福祉のまちづくり総合計画の推進

**4 高齢者の生活と社会参加を支援する** ..... 94

(1) 高齢者の多様な社会参加を促進する ..... 94  
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画／老人クラブ・文化祭など／高齢者サークル事業助成／練馬区シルバー人材センター／高齢者就業・社会参加支援事業（アクティブシニア支援事業）／高齢者の生活ガイド／シニアナビねりま／高齢者いきいき健康事業／敬老祝品／高齢者施設

(2) 特定高齢者等を支援する ..... 96  
地域支援事業／いきがいデイサービス／三療サービス／ひとりぐらし高齢者に／高齢者生活支援ホームヘルプサービス事業／高齢者自立支援用具給付および住宅改修給付事業／高齢者緊急保護／高齢者等緊急医療

ショートステイ／車いす等の貸与事業

(3) 要支援・要介護高齢者を支援する ..... 97  
介護保険制度／要支援・要介護認定／財源のしくみ／相談・苦情／保険給付／利用者負担の軽減／認定審査結果前に死亡した利用者への補助／保険者と被保険者／保険料／高齢者相談センター（地域包括支援センター）の設置／要介護高齢者の在宅支援サービス／認知症対策事業／施設で行っている高齢者サービス事業（区の福祉サービス）

(4) 高齢者の生活基盤づくりを支援する ..... 102  
老人ホーム／介護老人保健施設／地域密着型サービス／事業者状況／練馬区社会福祉事業団

(5) 地域で高齢者を支える ..... 103  
高齢者の総合相談／高齢者地域支え合いネットワークの構築／高齢者見守り訪問事業

**5 障害者が自立して生活できるよう支援する** .... 105

(1) 総合相談体制を構築する ..... 105  
相談支援の充実／手帳の交付

(2) サービス提供体制を拡充する ..... 106  
障害者総合支援法／障害者総合支援法による障害福祉サービス等／障害福祉サービス事業者集団指導／障害者総合支援法以外の障害福祉サービス／障害者計画・障害福祉計画の推進／福祉園／就労継続支援B型事業所／障害者地域活動支援センター／心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）／しらゆり荘および大泉つつじ荘／障害者グループホーム／こども発達支援センター

(3) 障害者の就労を促進する ..... 110  
練馬区障害者就労促進協会／就労移行支援事業所

(4) 障害者の社会生活を支援する ..... 110  
精神保健福祉／心身障害者福祉集会所／喫茶コーナー運営事業／福祉手当と年金、医療費助成／啓発活動等の推進／講習会・教室／福祉大会

**6 生活の安定を図る** ..... 112

(1) 生活の安定に向けた自立支援を行う ..... 112  
生活保護／法外援護／戦争犠牲者の援助／中国残留邦人等への支援給付／中国残留邦人等への地域生活支援／各種資金貸付制度などの運営／生活の安定と自立のために

**第3章 にぎわいとやすらぎのあるまちを創る～区民生活と産業分野～** .....115

**1 まちの地域力を高める** ..... 116

(1) 地域コミュニティを活性化し、協働を推進する ..... 116  
地域コミュニティの活性化への取組／区民と区との協働の取組



(2) 地域活動を支える情報・機会・場の提供を行う……………	116	成／スポーツ施設の整備	
地域活動への参加支援／地域活動情報の提供／活動と交流の場の充実／指定保養施設事業／指定葬儀場使用料助成制度		(4) 文化財を保存・活用・継承する ……	144
<b>2 経済活動を活発にする ……</b>	<b>119</b>	文化財保護の推進／文化財の指定・登録／文化財保護のための主な事業／文化財保護推進員／尾崎遺跡資料展示室	
(1) 練馬区の特徴的な産業を支援する ……	119	(5) 多様な文化・社会への理解を進める ……	145
練馬区を特徴づける産業への支援		多文化共生と国際理解／海外友好都市等との交流	
(2) 中小企業の経営を支援する ……	120	<b>4 安全で安心な区民生活を支える態勢を整える ……</b>	<b>147</b>
産業振興施策の新たな展開／産業融資の実施／産業振興のための基盤整備／経営活動への支援／経営改善への支援／産業情報の収集および提供／起業・創業への支援／商工業団体との連携強化、各種団体への支援		(1) 犯罪等に対する態勢を強化する ……	147
(3) 中小企業の勤労者と就労を支援する ……	122	練馬区民の安全と安心を推進する条例／練馬区安全・安心協議会／練馬区暴力団排除条例／地域防犯防火連携組織／地域防犯防火活動実施団体登録制度／ねりま安全・安心パトロールネットワーク／防犯設備整備費補助制度／住宅防犯防火対策に対する支援／防犯ブザーの配布／「街かど安全71万区民の目」警戒運動／ねりま情報メール【安全・安心情報】／安全・安心パトロールカー／街頭消火器の設置／空き地・空き家に対する指導など／消防団	
福利厚生事業への支援／勤労者への支援／雇用促進支援事業の実施／勤労福祉会館およびサンライフ練馬の運営支援		(2) 自然災害に対する態勢を強化する ……	148
(4) 消費者の自立を支援する ……	124	災害対応力の向上／練馬区防災気象情報メール（ねりま情報メール）／災害対策条例、地域防災計画／区民防災組織／防災訓練／防災功労者・功労団体表彰／普及啓発活動／ねりま防災カレッジ／防災センター／防災施設の維持／飲料水の確保／消火用水・生活用水の確保／各種団体との協定	
消費者意識の啓発／消費者の安全の確保／石神井公園区民交流センターの運営支援		<b>5 平和と人権を尊重する ……</b>	<b>153</b>
(5) 都市農地を保全し都市農業を支援する ……	125	(1) 平和を尊ぶ心をはぐくむ ……	153
農の豊かさを実感できるまちの実現を目指して／農業振興計画の推進と都市農地の保全／多様な魅力ある都市農業を展開する（農業経営の安定化）／区民・消費者の練馬の農への理解を深める（農とふれあう機会の提供）		平和推進事業	
(6) 魅力的な商店街づくりを進める ……	128	(2) 人権の尊重と男女共同参画を進める ……	153
魅力的な商店街づくりを進めるための支援		人権尊重の理解を深めるための啓発／男女共同参画に係る啓発の推進／男女共同参画に係る総合的な施策の企画、立案および調整事業／配偶者からの暴力防止に係る啓発や被害者支援の推進／男女共同参画センターの運営	
(7) まち歩き観光を推進する ……	129	<b>6 区内の公共機関 ……</b>	<b>157</b>
観光事業の推進／練馬まつり・照姫まつり・地区祭の支援		(1) 警察 ……	157
<b>3 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする ……</b>	<b>131</b>	(2) 消防 ……	157
(1) 区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する ……	131	<b>第4章 環境と共生する快適なまちを形成する～環境とまちづくり分野～ ……</b>	<b>159</b>
美術展示事業／文化芸術振興支援事業／文化芸術振興施策の推進／練馬区文化振興協会／練馬文化センター／大泉学園ホール（大泉学園ゆめりあホール）／美術館／生涯学習活動の支援／学習情報の提供・相談活動の推進／ねりま区民大学の設置／生涯学習団体の育成／区民参加と交流の促進／学習の機会の充実／区民発出前講座／情報教育推進事業／学校施設の地域開放推進／少年自然の家／生涯学習センター／生涯学習センター分館（旧総合教育センター）／石神井公園ふるさと文化館		<b>1 みどり豊かなまちをつくる ……</b>	<b>160</b>
(2) 読書活動を支援する ……	138	(1) ふるさとのみどりを保全し、新たなみどりをつくる ……	160
図書館		保護樹木・樹林、憩いの森・街かどの森／みどりの保全と創出／進む公園の整備／区立公園等の維持管理／練馬区水辺ふれあい計画／出生記念苗木配布／みどりの街並みづくり事業／緑化計画の事前協議／樹木等	
(3) スポーツ活動を支援する ……	141		
スポーツの機会の充実／地域スポーツ指導者の育成／総合型地域スポーツクラブの育			

伐採の届出／公共施設の緑化	
(2) みどりを愛しはぐくむ活動を広げる……………	161
練馬みどりの葉っぱい基金／練馬みどりの 機構／みどりの協定／緑化委員会・緑化協 力員／花とみどりの相談所	
<b>2 環境への負荷を低減し、持続可能な 社会をつくる ……………</b>	<b>163</b>
(1) 区民・事業者による身近なところからの 地球温暖化防止を促進する ……………	163
練馬区環境基本条例／練馬区環境審議会／ 環境都市練馬区宣言／練馬区環境基本計画 2011／練馬区地球温暖化対策地域推進計画 ／練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり ☆エコ）の活動／環境報告書「ねりまのか んきょう」の発行／環境情報の提供事業／ エコライフチェック事業／環境学習事業／ ねりま・エコスタイルフェア／地球温暖化 対策設備設置補助制度／オール東京62市 区町村共同事業	
(2) まちづくりで環境に配慮する ……………	165
環境影響評価制度／自動車駐車場等の開発 調整の手続	
(3) 区が率先して地球温暖化防止に取り組む…	165
区の事務事業における環境配慮の着実な推進	
(4) ごみの発生を抑制する ……………	166
普及啓発の推進／生ごみの発生抑制／リサ イクルセンター／再使用の促進／ごみの発 生抑制の計画的推進	
(5) リサイクルを進める ……………	167
庁舎等区立施設でのリサイクルの推進／効 率的な資源回収システムの構築	
(6) ごみの適正処理を進める ……………	169
ごみ排出ルールの確立／ごみの収集・運搬 事業の推進	
<b>3 良好な地域環境をつくる ……………</b>	<b>171</b>
(1) 公害問題の解決を図り、地域環境の保全・ 改善を推進する ……………	171
低公害車の導入／大気汚染／公害に関する 苦情および陳情の処理事務／アスベスト飛 散防止／事業所の立入調査／有害化学物質 汚染対策の充実／放射線量の測定／水質汚 濁	
(2) まちの美化を進める……………	175
あき地管理／カラス対策／ポイ捨て・落書 防止条例および歩行喫煙等の防止条例の施 行	
<b>4 地域特性に合ったまちづくりを進める ……………</b>	<b>176</b>
(1) 区民・事業者とともにまちづくりを 進める ……………	176
まちづくり条例の制定／区民・事業者・区 の役割と協働によるまちづくり／練馬区ま ちづくり条例に基づく開発調整／建築紛争 の予防・調整／建築協定／環境まちづくり 公社	
(2) 土地利用を計画的に誘導する ……………	177
都市計画マスタープランの運用／全体構想 ／地域別指針／都市計画マスタープランの 見直し／地域地区制度／練馬区風致地区条 例に基づく事務／建築物の規制と誘導	
(3) 調和のとれた都市景観を形成する ……………	179
都市景観の形成／景観形成のルールの整備 ／景観まちづくりの推進／景観整備機構	
<b>5 災害に強く生活しやすいまちをつくる ……………</b>	<b>180</b>
(1) 良好な市街地を形成する ……………	180
まちづくり計画の策定／沿道地区計画／補 助230号線沿道地域のまちづくり事業／地 区計画制度によるまちづくり／土地区画整 理事業の推進	
(2) まちの拠点機能を向上させる ……………	182
駅周辺地区の整備／練馬駅周辺整備／石神 井公園駅周辺整備／大泉学園駅周辺整備／ 生活拠点の整備	
(3) 災害に強いまちをつくる ……………	184
防災まちづくりの推進／密集住宅市街地整 備促進事業／狭あい道路拡幅整備事業／練 馬区震災復興マニュアル／河川の改修／雨 水流出抑制施設の整備／練馬区耐震改修促 進計画および耐震改修に係る支援事業	
(4) だれもが利用しやすいまちをつくる ……………	185
練馬区福祉のまちづくり推進条例によるバ リアフリー整備の推進／鉄道駅のバリアフ リー化	
(5) 上・下水道の整備 ……………	186
上水道／下水道	
<b>6 良好な交通環境をつくる ……………</b>	<b>187</b>
(1) 公共交通を充実する ……………	187
都営大江戸線／西武池袋線／西武新宿線／ 東武東上線／地下鉄有楽町線・副都心線／ エイトライナー／バス交通／区内交通の現 状と都市交通マスタープラン	
(2) 道路交通ネットワークを整備する ……………	190
区内の道路事情／都市計画道路の整備状況 ／東京外かく環状道路／生活幹線道路の整 備／生活道路	
(3) 快適な道路環境を整備する ……………	191
快適なみちづくり／放置自転車に対する取 組／自転車の快適な利用のために／駅周辺 の自転車等乗り入れ状況／交通安全啓発／ 交通安全実施計画／私道整備助成制度／排 水設備工事の助成／水路／橋りょう／区民 交通傷害保険／自動車駐車施設の整備	
<b>7 安心して生活できる住まいづくりを進める ……</b>	<b>196</b>
(1) 公共賃貸住宅を管理・運営する ……………	196
区が管理する住宅／他の公共住宅	
(2) 良質な住まいづくりを支援する ……………	196
第3次練馬区住宅マスタープラン／住宅の 状況／「ねりまマンション“未来塾”」セ ミナーと「分譲マンション管理・運営無料	

相談」事業／住宅修築資金の融資あっせん  
 ／住宅改修支援事業／住宅施策ガイド／長  
 期優良住宅の認定／優良宅地、優良住宅の  
 認定審査

- (3) だれもが安心して暮らせる住まい  
 づくりを促進する ..... 197  
 高齢者優良居室提供事業／高齢者集合住宅  
 (シルバーピア) ／区立高齢者集合住宅／他  
 の高齢者向け公共住宅

**第5章 未来を拓く区政経営を進める**  
**～行政運営分野～ .....201**

- 1 持続可能な区政経営を行う ..... 202**
- (1) 参加と連携による開かれた行政を進める .. 202  
 主な広報出版物／その他の広報活動／区民  
 情報ひろばの運営／区政資料管理体制の整  
 備／情報公開と個人情報保護／主な広聴活  
 動／区民相談／参政の促進／東京都議会  
 議員選挙／参議院議員選挙／東京都知事選挙  
 ／練馬区長選挙・練馬区議会議員補欠選挙  
 ／明るい選挙のために
- (2) 健全な財政運営を行う ..... 209  
 公有財産等の活用と管理／土地開発公社／  
 地価公示
- (3) 区民本位の効率的で質の高い  
 区政経営を行う ..... 210  
 特別区制度改革／地方分権の推進／行政評  
 価の定着／行政改革の推進／職員の能力向  
 上を図る／職員報の発行／施設の適切な管  
 理・活用／ICT（情報通信技術）活用によ  
 る事務の効率化と区民サービスの充実
- (4) 区税負担の公平性を確保する ..... 215  
 適正な賦課／確実な収納事務
- (5) 基礎的な住民サービスを効率的に  
 提供する ..... 215  
 区民事務所等のサービスの拡充と事務の効  
 率化／自動交付機による証明書発行サービ  
 ス／住居表示
- (6) 医療保険等制度運営を行う..... 216  
 国民健康保険の役割と運営主体／加入状  
 況／保険給付の概要／医療費／保険料／財  
 政状況／安定した事業運営のために／保健  
 事業／国民年金事業の運営／年金加入状  
 況／保険料／年金等の給付／後期高齢者医  
 療制度／練馬年金事務所

**資料編 ..... 225**

- 区内の指定・登録文化財 ..... 226  
 練馬区の年表 ..... 228  
 施設一覧 ..... 242



# 練馬区この1年

平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月



スポーツ祭東京2013

平成25年4月

**1日 練馬区暴力団排除条例が施行**

暴力団排除活動の基本姿勢を明らかにするとともに、区民が安全で安心して暮らすことのできる生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与することを目的として制定。

**1日 豊玉第二中学校改築工事着手**

補強工事による耐震化が困難な校舎棟において改築工事に着手。省エネルギー化や緑化推進などを実施し、環境にやさしいエコスクール化を図る。また「小中連携教室」として4教室分のスペースなどを整備する。

**2日 区の人口が71万人を突破**

登録人口（住民基本台帳に登録された人口、外国人を含む。）が710,055人となった。23区別に見ると、世田谷区に次いで2番目に多い。（平成25年4月現在）

**3日 上田市および上尾市と「災害時における相互応援に関する協定書」を締結**

長野県上田市および埼玉県上尾市とそれぞれ「災害時における相互応援に関する協定」を締結したことで、大規模な災害が発生した場合に、相互に職員の派遣を含む総合的な活動ができるように

なった。

**23日 南大泉図書館分室「こどもと本のひろば」が開館 写真①**

乳幼児から小学校低学年までの子供たちとその保護者を主な対象に、安心して読書や事業を楽しめる空間づくりを目指していく。また、施設には壁面緑化や太陽光発電を設置し、環境にも配慮している。

**5月****8日～14日 民生・児童委員 パネル展開催 写真②**

5月12日の「民生委員・児童委員の日」に合わせて区で初めて行われた。民生・児童委員の歴史や制度などの紹介をはじめ、委員が地域のイベントや防災訓練への協力など、幅広い活動を行っている様子が展示された。

**15日 バンコク環境局職員 区のごみ処理現場を視察 写真③**

タイのバンコク環境局職員30名が区を訪れ、区のごみ収集場での回収・分別作業の様子や、使用済み食用油（廃食用油）のバイオディーゼル燃料への精製過程などを視察した。また、区の廃棄物処理計画等のリサイクル・廃棄物施策についての研修を受けた。



① | ②  
③

## 6月

## 1日 赤ちゃんのいる家庭に禁煙スタート券を配布

写真④

赤ちゃんが誕生したすべての家庭に助産師・保健師が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」の際に、喫煙者が同居する家庭に2,000円分の禁煙スタート券（区内禁煙支援薬局で禁煙補助剤の購入に使用できるクーポン券）を配布する事業を開始した。

## 1日 区有地を活用した特別養護老人ホームが開設

区では初めての区有地（平成21年度廃止の学校給食第一総合調理場跡地）を民間事業者は無償で貸し付け、整備を行った「特別養護老人ホーム第3育秀苑」が開設した。

## 1日 ねりま区報創刊 60周年記念特集号を発行

写真⑤

練馬区の広報紙「ねりま区報」は、昭和28年（1953年）5月11日に創刊してから60周年を迎えた。これを記念し、「ねりま区報創刊60周年記念特集号」（タブロイド判4ページ。6月1日発行の通常号に挟み込み）を発行した。

## 1日 グループ型家庭的保育事業を開始

区内私立認可保育所に雇用された複数の保育士

などが協力して乳幼児を保育する新たな事業を開始した。

## 12日 「ねりま若者サポートステーション」が開設

写真⑥

就労や進路決定に悩む若者の相談に応じたり自立を支援したりする厚生労働省の地域若者サポートステーションを春日町青少年館内に誘致開設した。教育委員会が担当することで、中学校や不登校支援事業とも連携し、幼少期から青年期までの切れ目のない支援を目指していく。

## 28日 第65代議長に小泉純二氏、第67代副議長に吉田ゆりこ氏が就任

第二回区議会定例会で、小泉純二議員が議長に、吉田ゆりこ議員が副議長にそれぞれ選出された。

## 7月

## 18日 練馬障害福祉人材育成・研修センター事業を開始

23区初の障害福祉に特化した研修センターを開所した。「障害特性を理解したうえで、一人ひとりに合わせた適切な支援をしてほしい」という障害当事者の声を受け、区が長期計画に基づき準備を進め、社会福祉法人練馬区社会福祉協議会に事業を委託することとなった。



4 | 5  
6



## 8月

1日 住民票や戸籍などの証明書に「ねり丸」が登場  
写真⑦

区民にアニメへの愛着を深めてもらうとともに、「アニメのまち練馬区」をアピールすることを目的に区民に最も身近な証明書などにアニメキャラクターを取り入れてきた。更なるイメージアップを図るため、これまでの松本零士氏原作「銀河鉄道999」のキャラクターデザインに、練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」を加えることとした。

1日～18日 夏休み子ども向けねり丸スタンプラリーを開催  
写真⑧

ねりま区報創刊60周年記念事業の第2弾として、夏休み期間中の小中学生や未就学児とその保護者を対象に、楽しみながら区立施設を巡り、展示・イベントなどで学んでもらうとともに、練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」に一層の愛着を持ってもらうため、「夏休み子ども向けねり丸スタンプラリー」を開催した。

21日 「アトリウムミニステージ」が200回を迎える  
写真⑨

区民に身近な場所で気軽に文化芸術に親しんでもらおうと、平成8年12月に区役所アトリウムの完

成を記念して始まった「アトリウムミニステージ」が200回を迎え、特別公演を行った。

## 9月

## 1日 区立学校、幼稚園、学童クラブ、保育園の保護者を対象に緊急一斉メール連絡網を導入

緊急時の多様な連絡手段を確保するため、あらかじめ登録した保護者のメールアドレスに園児、児童、生徒に関する情報を配信する「学校連絡メール」「学童クラブ連絡メール」「保育園連絡メール」システムを導入した。

## 17日 練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」ゆるキャラ®グランプリ2013に立候補

昨年より少しでも上位に食い込むために、今年は、区の若手職員を中心としたキャラバン隊を初めて編成し、地元・練馬駅で選挙活動をスタートさせた。

## 29日 スポーツ祭東京2013（東京国体）銃剣道競技会を開催

区立総合体育館で、全国47都道府県から180人の選手と大勢の関係者が集まり開催した。





## 10月

### 1日 高次脳機能障害などの中途障害者を対象とする通所事業を開始 写真⑩

心身障害者福祉センターにおいて、高次脳機能障害などの中途障害者を対象とする通所事業を開始した。自立訓練事業（機能訓練・生活訓練）と地域活動支援センター事業を、同一施設内で運営することにより、効果的なサービスの提供を目指していく。

### 1日 練馬区公式フェイスブックを開設 写真⑪

練馬の魅力を発信する新たな情報発信媒体として、練馬区公式フェイスブックを開設。区のイベント情報や新たな施策、まちの話題、取材時の様子など、区報や区ホームページで伝えきれない様々な練馬の魅力「ねりまって、いいね!」を発信している。

### 15日 住民税の証明書を自動交付機で発行開始

これまで、住民票の写しと印鑑登録証明書の2種類を自動交付機で発行していたが、住民税に関する証明書の発行を開始した。取得できる証明書の種類を増やすことで利便性を向上させ、自動交付機の利用を拡大していく。交付手数料は1通200円。また、窓口よりも利用できる時間が長い。



## 11月

### 1日 PR 冊子「アニメ・イチバンのまち 練馬区」を発行 写真⑫

区とアニメの深い関わり、またその魅力を区内外に発信するため、PR冊子「アニメ・イチバンのまち 練馬区」を発行した。東映アニメーションや虫プロダクションなど、区内のアニメ関連会社の全面協力を得て、日本初の劇場用長編アニメ「白蛇伝」から始まるアニメ年表を筆頭に、今もアニメ界の最前線で制作され続けているアニメ作品が多数紹介されている。

## 12月

### 2日 「就労応援ねりま」を開設

区は、東京労働局、ハローワーク池袋と、雇用と福祉の施策を一体的に実施するための協定を締結し、練馬総合福祉事務所内に「就労応援ねりま」を開設。ハローワーク池袋の就職支援ナビゲーター2名が常駐し、生活保護受給者など生活にお困りの方がハローワークの窓口に出向くことなく、就労支援を受けられるようになった。



## 17日 区立学校へ「不審者対応の手引き」を配布

写真⑬

区教育委員会は、区内で発生した児童切り付け事件を教訓として、新たに「不審者対応の手引き」を作成し配布した。手引きは、学校に不審者が侵入した場合の対応および登下校時に緊急事態が発生した場合の対応を中心に構成している。区内私立幼稚園にも1月に配布した。

平成26年 1月

## 24日 医薬品卸売販売業者7社と「災害時協定」

区は、医薬品卸売販売業者7社と「災害時における医薬品等の供給協力に関する協定」を締結した。震災などの災害時に、区の協力要請に応じて医薬品卸売販売業者が、医薬品、衛生材料、医療器具等を供給する。医薬品卸売販売業者は、区が指定する区内の医療救護所（区立中学校10校）に医薬品等を直接搬送する。

## 30日 練馬区新聞販売同業組合と災害時の情報提供・収集に関する協定を締結

区は練馬区新聞販売同業組合と「災害時における情報の提供および収集に関する協定書」を締結した。同組合は、区内で朝日新聞、産経新聞、東京新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞を扱う新聞販売店58店で構成されている。協定内容は、災害時に区が開設した避難拠点（区立小中学校99校）に区が発行する臨時広報紙を届けることなど4

項目としている。

## 2月

## 9日 東京都知事選挙実施

## 11日 区民と区が協働して冊子「食と防災」を作成

写真⑭

区は、区民との協働により、冊子「食と防災」を作成し配布した。冊子の作成は、練馬区協働事業提案制度で採択された事業。災害時に電気・ガス・水道が停止しても、家にある食材を活用し健康に配慮した食生活を送るための知恵や工夫を、具体的なレシピとともに豊富なイラストや写真で紹介している。

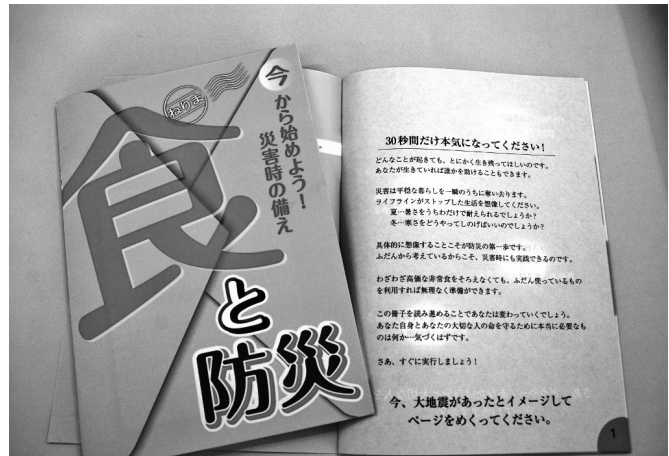
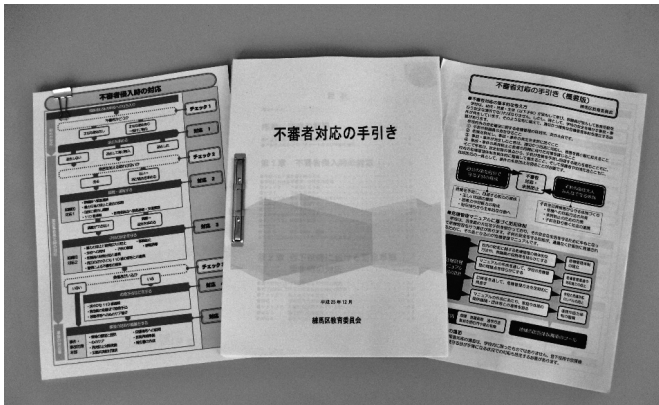
## 23日 第17代区長志村豊志郎氏（81歳）が逝去

平成15年4月から3期11年にわたり、区の発展のために尽力された。

## 3月

## 18日 練馬区「街かど安全71万区民の目」警戒運動に関する覚書を締結

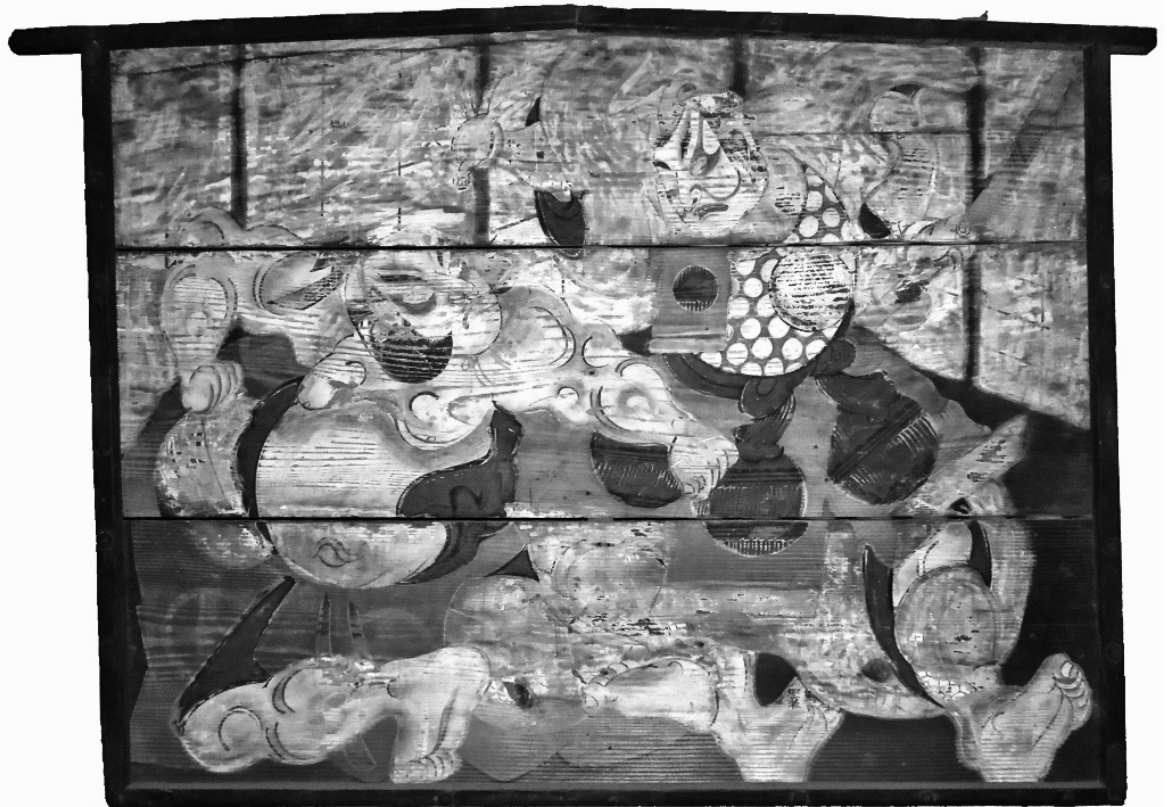
区と区内の各警察署、各防犯協会は、練馬区「街かど安全71万区民の目」警戒運動に関する覚書を締結した。地域住民が外出時に防犯を意識した行動をすることで、地域の犯罪抑止力を高めることができる。そのため、区、警察署、防犯協会が連携して取り組む。



# 練馬区のあらまし

1	地勢	8
2	歴史	10
3	人口	11
4	気象	18

--	--	--	--	--

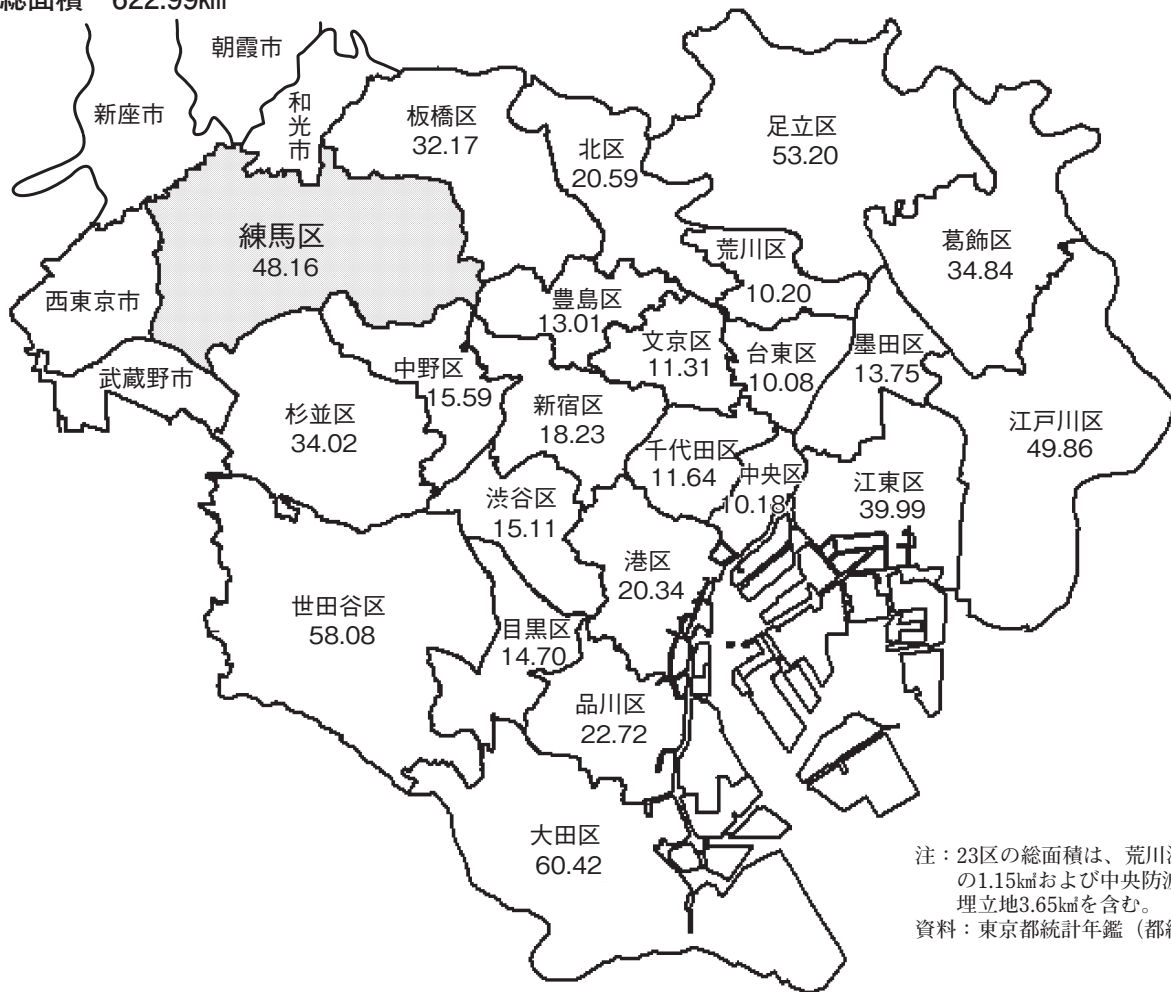


# 1 地 勢

23区の位置と面積（単位：km<sup>2</sup>）

23区の総面積 622.99km<sup>2</sup>

平成25年10月1日現在



## ●位置、面積

練馬区は、東京都23区の北西部に位置し、北東から南にかけては板橋区、豊島区、中野区、杉並区に接し、西から南西にかけては西東京市、武蔵野市との境をもち、北は埼玉県の新座市、朝霞市、和光市に接している。

経・緯度でみると、東経139度40分52秒～139度33分46秒、北緯35度42分43秒～35度46分46秒に位置している。

なお、練馬区役所の位置は、東経139度39分8秒、北緯35度44分8秒である。

一方、練馬区の面積は48.16km<sup>2</sup>で東西約10km、南北約4～7kmのほぼ長方形である。東京都の総面積2188.67km<sup>2</sup>に対し、練馬区はその約2.2%、23区の総面積622.99km<sup>2</sup>に対し約7.7%に当たり、23区の中では大田区、世田谷区、足立区、江戸川区に次いで5番目の広さである。

## ●地 形

練馬区は、ほとんど高低差のないなだらかな地形を

している。

地盤高でみると、西側が高く東側へ行くにつれて低くなっている。水準基標によると、関町北四丁目（石神井高校内）では海拔54.02m、羽沢三丁目（開進第四中学校内）では海拔26.01mとなり、平均すると、30～50m程度の起伏の少ない台地状となっている（資料：東京都土木技術支援・人材育成センター 平成25年水準基標測量成果表）。

この台地は武蔵野台地といわれる洪積台地である。

## ●地 質

練馬区の地質は、地質年代からみると比較的新しい時代に形成された地層で、台地は洪積層、低地は沖積層からなっている。

洪積層は、上部の関東ローム層、中部の粘土砂の互層、下部の砂礫層から構成されている。この台地の洪積層と、低地の沖積層の基盤になっているのが第三紀層である。

武蔵野台地の表面は、ローム層で厚く覆われていて水を得ることができないが、ローム層の下には粘土と

## 町名図



## ●地名の由来

「ねりま」という地名の由来には、○関東ローム層の赤土を黏ったところを「黏場」といった、○石神井川流域の低地の奥まったところに沼＝「根沼」が多かった、○奈良時代、武蔵国に「乗漕」という宿駅があった、○中世、豊島氏の家臣に馬術の名人がおり、馬を馴らすことを「ねる」といった、などの諸説があり、定説はない。

小石の累層があって、水を含んでおり、そうした層が谷の底、谷の側壁、段丘の崖の下などに露出して湧水となる。三宝寺池、富士見池や井頭池（弁天池）は、こうした湧水からできた池である（資料：昭和44年練馬区地下水調査報告書）。

## ●区の紋章



練馬区が平和で、健康で、明るいまちで発展していくようにという願いをこめて、昭和28年12月に制定された。

この紋章は、ネリマの「ネ」の字と「馬のひづめ」を組み合わせ、図案化したものである。

## ●区の花と木



区の花 ツツジ



区の木 コブシ

美しい花と豊かなみどりの、住みよいまちづくりを進めるために、区のシンボルとなる花と木を区民から公募し、昭和46年4月、花には「ツツジ」、木には「コブシ」を選定した。

# 2 歴 史

## ●原始・古代

練馬に人が住み始めたのは、約3万年前の旧石器時代からとされている。これを示すものとして、石神井川や白子川流域、また三宝寺池や富士見池の周辺などから旧石器時代の遺跡が発見されている。

旧石器時代に続く縄文時代の遺跡は、石神井川、白子川、中新井川流域などで発見されており、池淵遺跡（石神井町五丁目、一部が公園として保存されている。）などがある。数は少ないが、弥生時代の遺跡も石神井川や白子川流域で発見されており、人々が川沿いに定住し、稲作を行っていたことが考えられる。

このほか、古墳時代から歴史時代にかけての遺跡も区内各所で発見されている。氷川台一丁目の城北中央公園内の栗原遺跡には、7～8世紀ごろの竪穴住居が復元されており、古代の住居が点在していた当時の集落の様子を語っている。

大化の改新（645年）後、律令制が整い、地方には国府を中心に国郡の制度が敷かれた。練馬は、律令国家の行政区域では、武蔵国豊島郡に属した。豊島郡は今の千代田・中央・台東・文京・荒川・北・板橋・新宿・豊島・練馬の10区にまたがる広い地域を占めていた。この当時、練馬地域は石神井川や白子川流域など、限られた地域に集落が営まれたものの、大半は草原と雑木林の続く広大な原野だったと推測されている。

## ●中世

平安時代末期、律令制度が乱れ、全国各地で荘園が生まれ、それを基盤とする武士団が誕生した。

武蔵国豊島郡においては、豊島氏が勢力を広げていった。豊島氏は最初の拠点として、荒川沿岸で石神井川河口に近い現在の北区上中里に平塚城を築いた。さらに豊島氏の領主的支配の手が、石神井川流域を西にさかのぼり、練馬の地域に進出したのは鎌倉時代と伝えられている。室町期頃までには、板橋城、練馬城（豊島園内）や石神井城（三宝寺池南側台地）を築いた。

豊島氏による練馬の開発の様子は明らかでないが、城が築かれたところは必ず豊かな水源地であった。またこの時代の城は、武士の居館の周囲に土塁を積み上げたり、空堀を巡らす程度の規模の小さいものであったと想像されている。鎌倉・室町期には、こうした城をめぐる攻防が頻繁に起きていた。石神井城主豊島泰経と太田道灌の戦いもその一つである。

この戦いで、約200年にわたって練馬の地を支配してきた豊島氏は滅び、太田氏の支配を受けることとなった。その後、後北条氏の支配へと移り変わった。

## ●近世

天正18年（1590年）、徳川家康が江戸城に入った。江

戸幕府開府後、練馬の村々は、大部分が天領に、一部が旗本の知行地になった。

この当時の練馬の農業は、水に恵まれない土地柄のために農地のほとんどが畑で、面積も限られていたため、練馬の農民は幕府が開発した上水を利用した。玉川上水から分水して造られた千川上水は、宝永4年（1707年）に農業用水として用いることが許され、練馬の農業にとっては貴重な水資源となった。

江戸時代中期には、江戸の発展に伴い練馬は、大根、ゴボウ、ナス、イモなどを江戸市中に供給する一大近郊農村となった。特に大根は、関東ロームといわれるきめ細かい土壌に適していた。また、保存食としてのたくあん漬が根付いたのもこのころであった。

## ●近代

慶応3年（1867年）10月大政奉還となり、明治新政府が京都の地において生まれた。この京都の新政府が討幕達成のために東征の軍を江戸に下した。慶応4年（1868年）4月の江戸城開城によって、旧幕府は新政府の手によって握られ、新政府は同年7月17日、江戸を東京と改称した。同年同月、府政機関として東京府を新設した。同年9月8日、元号を明治と改めた。

練馬の村々も明治元年（1868年）武蔵県に、翌2年に品川県に編入されるなどの経緯を経たのち、明治11年（1878年）には、郡区町村編制法で東京府北豊島郡の一部へと移り変わった。

東京が日本の首都、政治の中心として発展するに従い、練馬は東京市民への野菜の供給地として、重要性を増し、有名なたくあん漬も軍隊などの需要増加により、盛んに生産されるようになった。

大正期に営業を開始した東武東上線や武蔵野鉄道（現在の西武池袋線）は利用者が少なく、一時は貨物の運搬が中心だったといわれている。

練馬の人口は明治7年（1874年）に約1万2千人、50年後の大正14年（1925年）には約3万人とゆるやかな増加ぶりであった。

しかし、大正12年（1923年）の関東大震災を境に、都心から周辺地域への人口の流出、交通の発達に伴う工場の進出等により、練馬は次第に姿を変えた。

昭和7年（1932年）、東京市が35区制になると、練馬地区を含む板橋区が成立した。

昭和21年9月、第1次の地方制度の改革があり、主権在民の地方自治制度に改められた。昭和22年3月15日、それまでの東京35区制は22区制となった。練馬地区はこのとき、まだ板橋区に属していたが、独立を求める人々の努力が実を結び、昭和22年8月1日、練馬区は板橋区から独立し、23番目の特別区となった。

※独立後の年表は、228ページ参照。

# 3 人 口

練馬区の人口・世帯数は、住民基本台帳によると平成26年1月1日現在711,212人、347,096世帯である。

23区別に見ると、人口は世田谷区の約86万8千人に次いで2番目となっている。

なお、練馬区における外国人住民数は、26年1月1日現在12,858人で、区の総人口に占める割合は約1.8%となっている。

### ●人口の推移

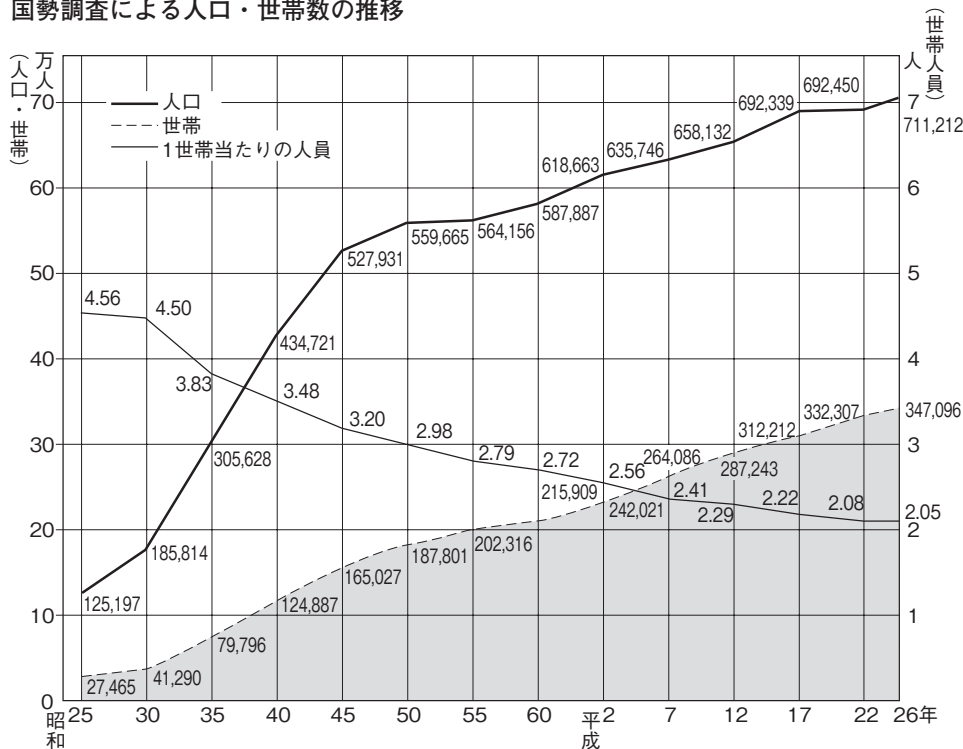
練馬区の人口は、昭和22年の独立当時は約11万人であった。人口増加は30年代前半から40年代半ばにかけての高度経済成長に呼応して著しく、毎年2~3万人の増加で推移した。40年代に入ると、それまでの急激な

人口増加の要因であった社会増（転入超過）は急減し、46年からは社会減（転出超過）に転じている。また自然増加（出生数－死亡数）人口も47年から減少し始め、53年から56年に、わずかではあるが人口が減少した時期もあった。

61年、光が丘地区等の開発に伴い約1万1千人が増加し、都内でも際立って大きい伸びを示した。その後も今日まで増え続け、平成20年4月には総人口70万人を突破した。

24年7月から外国人が住民基本台帳の適用対象となった。そのため住民基本台帳の人口は、外国人住民を加えた数となっている。

国勢調査による人口・世帯数の推移



注：平成22年～26年は1月1日現在の住民基本台帳の数値である。

資料：国勢調査結果報告

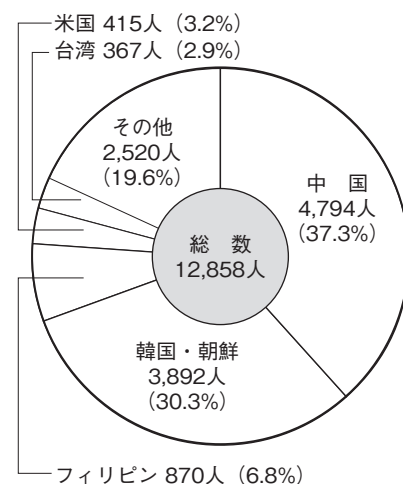
各年中の人口動態

年次	全体の増減人口	他県との移動				都内間の移動増減人口	自然動態			その他の増減人口
		転出・入の差		転出	自然増加人口		出生	死亡		
		転出	転入							
21	3,527	1,466	22,174	20,708	525	1,129	6,020	4,891	407	
22	831	317	20,702	20,385	△375	869	6,135	5,266	20	
23	623	1,211	21,229	20,018	59	628	5,954	5,326	△1,275	
24	1,359	2,142	21,750	19,608	△692	451	5,948	5,497	△542	
25	1,950	2,297	22,153	19,856	△889	583	6,218	5,635	△41	

注：「その他の増減人口」は、職権による記載・消除、海外との転出入数である。

資料：人口の動き（都総務局統計部）

外国人住民人口 平成26年1月1日



## 世帯数と人口の推移

各年1月1日現在

年次	世帯数	総人口	日本人の人口			外国人の人口			対前年比増加人口	
			総数	男	女	総数	男	女	実数	率
	世帯	人	人	人	人	人	人	人	人	%
昭和22年	24,399	111,792	111,792	58,322	53,470	—	—	—	—	—
昭和30年	42,629	174,795	173,950	88,410	85,540	845	—	—	(11,720)	(7.19)
31	47,271	188,343	187,413	95,203	92,210	930	—	—	13,548	7.75
32	56,127	210,642	209,527	107,732	101,795	1,115	—	—	22,299	11.84
33	62,625	233,007	231,743	119,061	112,682	1,264	—	—	22,365	10.62
34	70,246	260,375	258,998	132,663	126,335	1,377	—	—	27,368	11.75
35	78,171	286,437	284,849	146,187	138,662	1,588	—	—	26,062	10.01
36	87,447	311,410	309,625	158,538	151,087	1,785	—	—	24,973	8.72
37	96,257	333,662	331,753	169,816	161,937	1,909	—	—	22,252	7.15
38	103,864	355,830	353,677	180,531	173,146	2,153	—	—	22,168	6.64
39	115,770	383,997	381,794	194,554	187,240	2,203	—	—	28,167	7.92
昭和40年	125,086	407,033	404,629	206,180	198,449	2,404	—	—	23,036	6.00
41	136,750	435,043	432,429	221,139	211,290	2,614	—	—	28,010	6.88
42	146,038	454,833	452,100	231,442	220,658	2,733	—	—	19,790	4.55
43	156,452	479,795	476,908	244,304	232,604	2,887	1,600	1,287	24,962	5.49
44	164,732	499,606	496,656	254,885	241,771	2,950	1,653	1,297	19,811	4.13
45	172,317	514,440	511,334	262,498	248,836	3,106	1,726	1,380	14,834	2.97
46	177,749	522,649	519,517	266,847	252,670	3,132	1,744	1,388	8,209	1.60
47	183,408	530,999	527,692	270,924	256,768	3,307	1,824	1,483	8,350	1.60
48	187,852	536,542	533,273	273,536	259,737	3,269	1,824	1,445	5,543	1.04
49	192,063	544,625	541,418	277,318	264,100	3,207	1,794	1,413	8,083	1.51
昭和50年	194,579	548,235	544,961	278,366	266,595	3,274	1,808	1,466	3,610	0.66
51	197,971	553,147	549,881	280,372	269,509	3,266	1,792	1,474	4,912	0.90
52	200,640	557,971	554,735	282,397	272,338	3,236	1,771	1,465	4,824	0.87
53	202,918	561,452	558,119	283,595	274,524	3,333	1,798	1,535	3,481	0.62
54	204,237	561,239	558,015	283,102	274,913	3,224	1,726	1,498	△213	△0.04
55	204,764	560,249	556,944	282,177	274,767	3,305	1,782	1,523	△990	△0.18
56	205,804	559,716	556,482	282,284	274,198	3,234	1,758	1,476	△533	△0.10
57	207,350	559,368	556,003	282,016	273,987	3,365	1,831	1,534	△348	△0.06
58	209,939	561,868	558,387	283,535	274,852	3,481	1,860	1,621	2,500	0.45
59	214,723	569,759	566,055	287,170	278,885	3,704	1,992	1,712	7,891	1.40
昭和60年	220,105	578,920	574,885	291,388	283,497	4,035	2,131	1,904	9,161	1.61
61	222,874	587,326	583,031	294,614	288,417	4,295	2,229	2,066	8,406	1.45
62	229,415	599,134	594,325	300,039	294,286	4,809	2,474	2,335	11,808	2.01
63	234,583	606,007	600,655	303,546	297,109	5,352	2,684	2,668	6,873	1.15
64	239,297	613,258	606,501	306,491	300,010	6,757	3,681	3,076	7,251	1.20
平成2年	243,366	616,826	609,645	307,637	302,008	7,181	3,775	3,406	3,568	0.58
3	247,600	620,679	612,975	309,084	303,891	7,704	3,950	3,754	3,853	0.62
4	253,516	627,269	618,402	311,631	306,771	8,867	4,567	4,300	6,590	1.06
5	258,219	630,759	621,140	312,543	308,597	9,619	4,971	4,648	3,490	0.56
6	261,193	632,478	622,415	312,575	309,840	10,063	5,135	4,928	1,719	0.27
平成7年	264,547	634,785	624,754	313,408	311,346	10,031	5,046	4,985	2,307	0.36
8	268,548	637,448	627,662	314,412	313,250	9,786	4,916	4,870	2,663	0.42
9	272,482	641,017	631,140	315,654	315,486	9,877	4,848	5,029	3,569	0.56
10	277,532	645,859	635,827	317,822	318,005	10,032	4,864	5,168	4,842	0.76
11	282,976	651,901	641,821	320,505	321,316	10,080	4,870	5,210	6,042	0.94
12	287,745	657,119	646,729	322,436	324,293	10,390	4,968	5,422	5,218	0.80
13	292,305	662,383	651,618	324,905	326,713	10,765	5,065	5,700	5,264	0.80
14	297,517	668,842	657,377	327,636	329,741	11,465	5,332	6,133	6,459	0.98
15	302,605	674,912	662,885	330,328	332,557	12,027	5,640	6,387	6,070	0.91
16	306,942	679,863	667,512	332,385	335,127	12,351	5,740	6,611	4,951	0.73
平成17年	310,889	684,365	672,251	334,398	337,853	12,114	5,492	6,622	4,502	0.66
18	314,248	686,237	674,123	334,898	339,225	12,114	5,488	6,626	1,872	0.27
19	318,925	691,230	678,869	337,029	341,840	12,361	5,554	6,807	4,993	0.73
20	324,194	697,174	684,107	339,385	344,722	13,067	5,825	7,242	5,944	0.86
21	329,290	702,922	689,187	341,481	347,706	13,735	6,145	7,590	5,748	0.82
22	332,307	706,449	692,450	342,512	349,938	13,999	6,202	7,797	3,527	0.50
23	333,414	707,280	693,368	342,158	351,210	13,912	6,035	7,877	831	0.12
24	335,465	707,903	694,886	342,261	352,625	13,017	5,679	7,338	623	0.09
25	344,228	709,262	696,522	342,647	353,875	12,740	5,613	7,127	1,359	0.19
26	347,096	711,212	698,354	343,353	355,001	12,858	5,741	7,117	1,950	0.27

注：①昭和22年1月1日は、練馬区独立以前のため、数値は独立後の22年10月1日の臨時国勢調査時のものである。

②昭和30年～平成24年の「世帯数」は外国人を含まない。

③昭和30年～42年の「日本人の人口」は住民登録による数値であり、43年以降は住民基本台帳の日本人の数値である。

④昭和30年～平成24年の「外国人の人口」は外国人登録による数値であり、25年からは住民基本台帳の外国人住民の数値である。

資料：「東京都統計年鑑」（都総務局統計部調整課）



## ●人口構成

住民基本台帳による平成26年1月1日現在の人口（外国人住民を含む。）構成はつぎのとおりである。

### 1 男女別構成

男性349,094人（49.1%）、女性362,118人（50.9%）で前年と比較すると男性は834人増加し、女性は1,116人増加している。人口性比（女性100人に対する男性の数）は96.4で23区平均の97.2よりも低くなっている。

### 2 年齢構成

年齢構成では40歳代が118,614人（16.7%）と最も多く、次いで30歳代110,847人（15.6%）、20歳代88,804人（12.5%）、50歳代84,110人（11.8%）の順になっている。

23区全体では、30歳代が17.1%と最も多く、次いで40歳代16.8%、20歳代12.8%、60歳代11.7%の順になっている。

年齢3区分別人口構成では、年少人口（0～14歳）が88,561人（12.5%）で、前年より369人の減、生産年齢人口（15～64歳）は474,426人（66.7%）で2,087人の減、老年人口（65歳以上）は、148,225人（20.8%）で4,406人の増となっている。また、平均年齢は43.7歳で前年に比べ0.23歳上昇している。

## ●世帯の状況

住民基本台帳による平成26年1月1日現在の世帯数は347,096世帯である。一世帯当たりの人員数は2.05人で

23区平均1.9人と比べて0.15人多くなっている。

## ●人口密度

住民基本台帳による平成26年1月1日現在の人口密度は14,768人/km<sup>2</sup>であり、町丁別では下図のような分布となっている。

## ●本籍人口

戸籍制度は、国民の出生から死亡までの親子関係、婚姻関係などの重要な身分関係を公に記録・証明するものである。戸籍事務は、全国統一的な手続を必要とするため国の事務とされてきたが、平成12年4月1日から、区市町村による法定受託事務とされた。

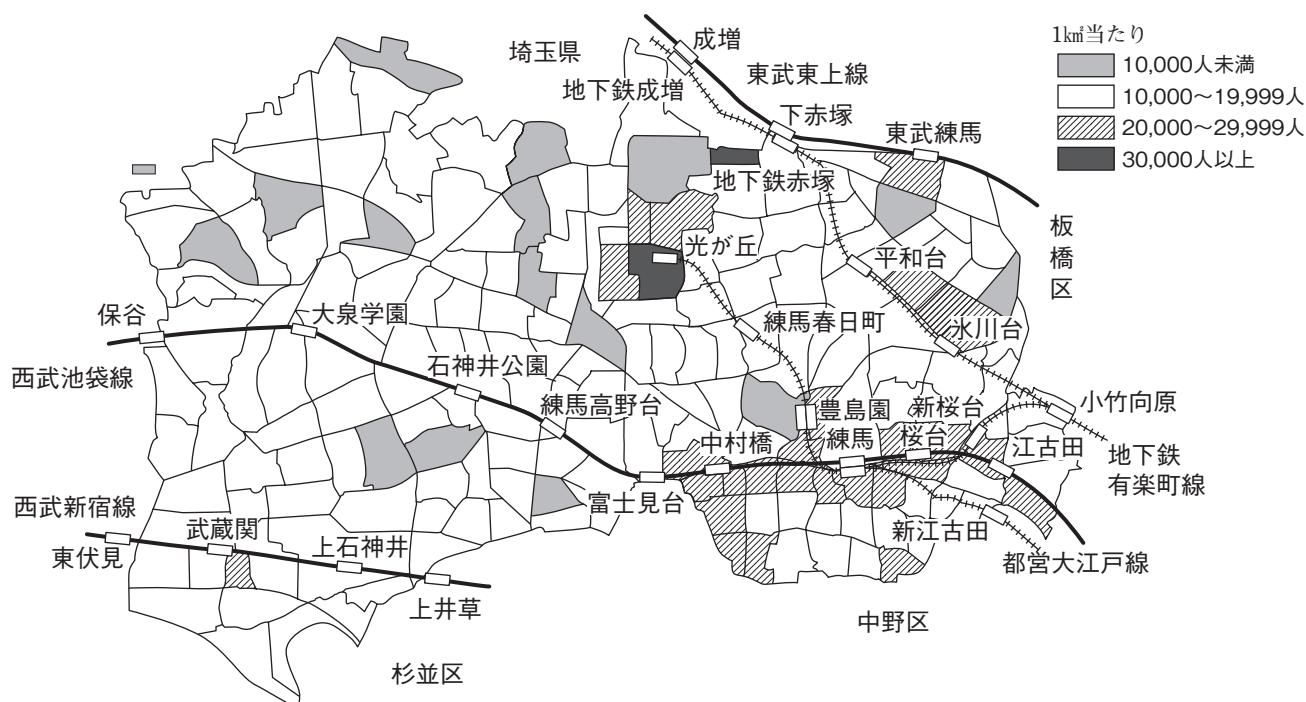
26年4月1日現在、本籍数224,056戸、本籍人口557,064人で、前年同期に比べ2,085戸の増、2,852人の増となっている。

区の戸籍事務としては、婚姻届、離婚届、出生届など諸届の受理と、身分関係を公証する戸籍全部事項証明（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明（戸籍抄本）、記載事項証明書等の発行を行っている。

なお、13年1月1日に戸籍の電算化を行った。

また、虚偽の届出による戸籍の偽造事件や、他人になりすましての戸籍証明書の不正取得を防止するため、15年6月から来庁者の本人確認を実施している。20年5月1日から、この本人確認は戸籍法に規定される制度となった。

町丁別人口密度



戸籍の届出件数 平成25年度

届出別	件数(件)
出生届	7,764
死亡届	6,629
婚姻届	7,872
離婚届	1,879
転籍届	3,610
その他の届	3,878

●住民基本台帳

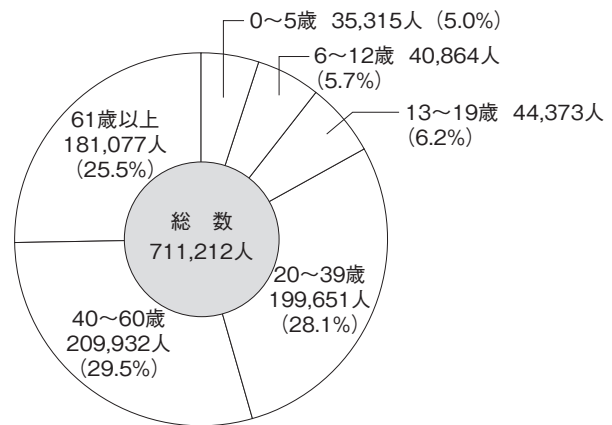
住民基本台帳制度は、住民の届出により、その居住関係を公に記録・証明するものである。そして、区では選挙、国民健康保険、国民年金事務など、住民に関する事務に利用している。

住民基本台帳事務の取扱件数 平成25年度

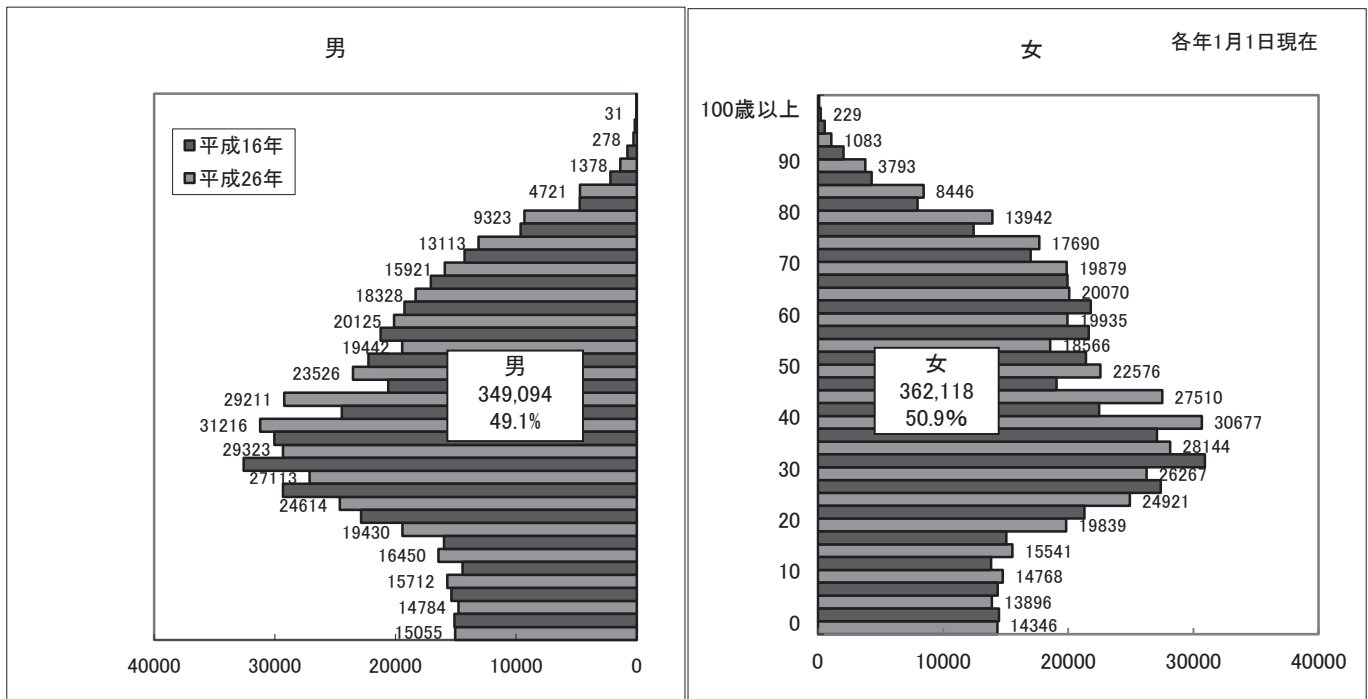
届出別	件数(件)
転入届	33,693
転出届	31,513
転居届	15,602
世帯変更届	3,520

住民基本台帳年齢別人口（外国人住民を含む。）

平成26年1月1日



住民基本台帳による男女別・年齢別人口（平成16年・平成26年比較）

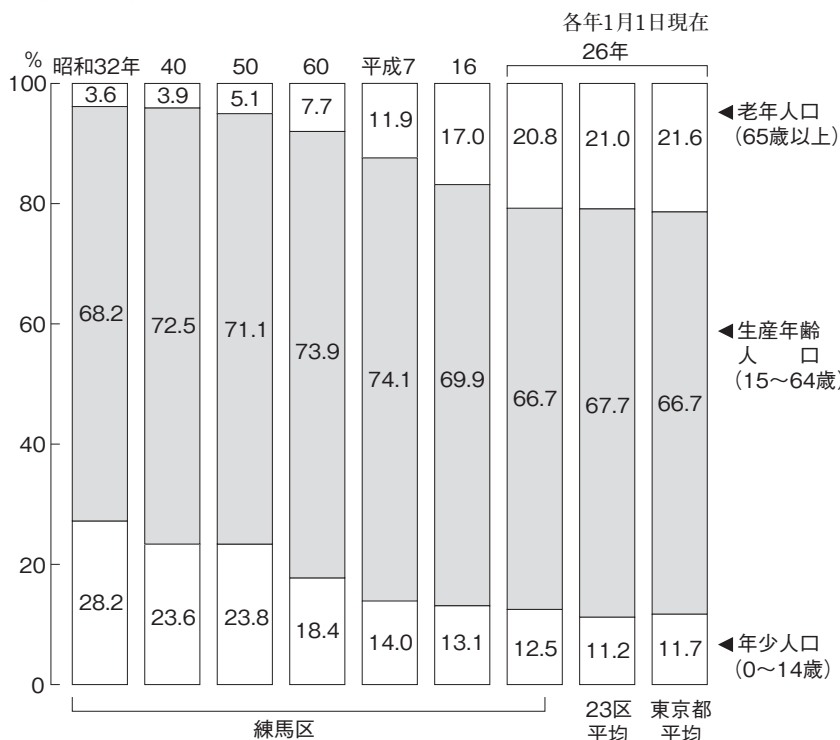


注：実数は平成26年の人口数である。平成26年は、外国人住民を含んだ人口数である。

なお、平成16年の人口数は省略した。

資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（都総務局統計部）

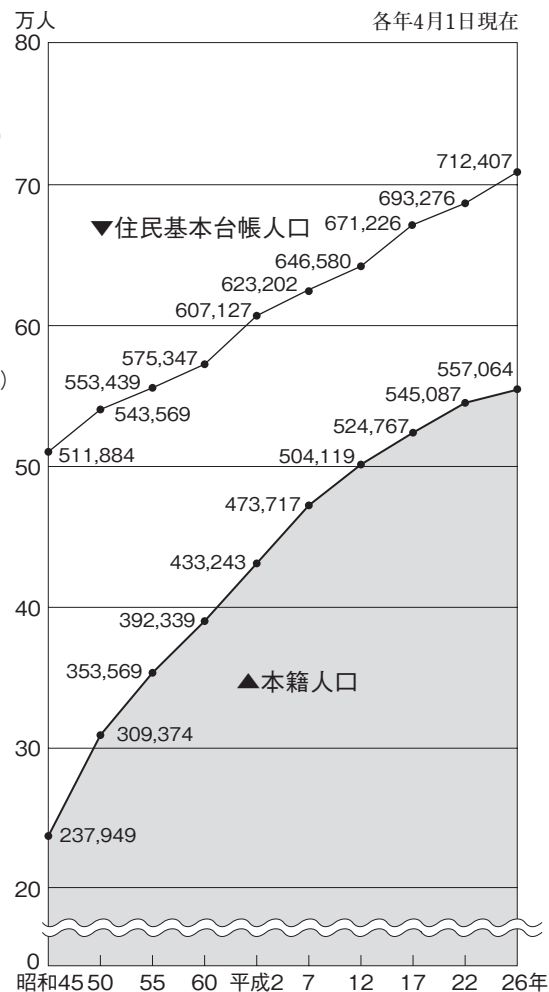
住民基本台帳による年齢3区分別人口構成の推移



注：平成24年7月の法改正により、平成25年から住民基本台帳人口は、外国人住民を含む。

資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（都総務局統計部）

本籍人口と住民基本台帳人口の推移



注：平成24年7月の法改正により、平成25年から住民基本台帳人口は、外国人住民を含む。

## 町丁別の面積、世帯数、人口、人口密度（外国人住民を含む。）

平成26年1月1日現在

町 丁 目	面 積	世帯数	人 口	人口密度	町 丁 目	面 積	世帯数	人 口	人口密度
	km <sup>2</sup>	世帯	人	人/km <sup>2</sup>		km <sup>2</sup>	世帯	人	人/km <sup>2</sup>
総 計	48.160	347,096	711,212	14,768					
旭 丘 1丁目	0.219	3,037	4,655	21,256	貫 井 4丁目	0.267	2,132	4,239	15,876
旭 丘 2丁目	0.193	1,399	2,385	12,358	貫 井 5丁目	0.146	1,335	2,330	15,959
小竹町 1丁目	0.248	2,787	4,795	19,335	錦 1丁目	0.201	1,700	3,560	17,711
小竹町 2丁目	0.270	2,147	3,700	13,704	錦 2丁目	0.152	1,065	2,203	14,493
栄 町	0.167	2,237	3,779	22,629	氷川台 1丁目	0.149	115	239	1,604
羽 沢 1丁目	0.071	823	1,278	18,000	氷川台 2丁目	0.161	1,183	2,492	15,478
羽 沢 2丁目	0.230	1,805	3,306	14,374	氷川台 3丁目	0.232	2,413	4,733	20,401
羽 沢 3丁目	0.165	926	1,794	10,873	氷川台 4丁目	0.241	2,575	5,220	21,660
豊玉上 1丁目	0.175	1,388	2,174	12,423	平和台 1丁目	0.198	1,608	3,457	17,460
豊玉上 2丁目	0.138	2,545	3,926	28,449	平和台 2丁目	0.158	1,405	2,968	18,785
豊玉中 1丁目	0.135	1,274	2,464	18,252	平和台 3丁目	0.200	1,856	4,211	21,055
豊玉中 2丁目	0.155	1,752	3,095	19,968	平和台 4丁目	0.170	1,187	2,591	15,241
豊玉中 3丁目	0.147	1,619	2,857	19,435	早 宮 1丁目	0.329	2,829	5,926	18,012
豊玉中 4丁目	0.103	689	1,446	14,039	早 宮 2丁目	0.311	1,878	3,873	12,453
豊玉南 1丁目	0.109	1,134	2,333	21,404	早 宮 3丁目	0.295	2,170	4,712	15,973
豊玉南 2丁目	0.155	1,050	1,966	12,684	早 宮 4丁目	0.253	1,743	4,085	16,146
豊玉南 3丁目	0.195	1,865	3,840	19,692	春日町 1丁目	0.395	1,921	4,031	10,205
豊玉北 1丁目	0.121	1,400	2,342	19,355	春日町 2丁目	0.306	2,075	4,441	14,513
豊玉北 2丁目	0.120	1,357	2,288	19,067	春日町 3丁目	0.245	1,965	4,014	16,384
豊玉北 3丁目	0.156	1,895	2,965	19,006	春日町 4丁目	0.307	2,036	4,285	13,958
豊玉北 4丁目	0.154	2,250	3,665	23,799	春日町 5丁目	0.261	2,081	4,428	16,966
豊玉北 5丁目	0.143	2,141	3,332	23,301	春日町 6丁目	0.247	1,557	3,332	13,490
豊玉北 6丁目	0.121	1,735	3,196	26,413	高 松 1丁目	0.229	1,317	2,794	12,201
中 村 1丁目	0.148	1,184	2,431	16,426	高 松 2丁目	0.208	1,102	2,457	11,813
中 村 2丁目	0.156	1,422	3,078	19,731	高 松 3丁目	0.218	1,175	3,108	14,257
中 村 3丁目	0.194	2,012	3,935	20,284	高 松 4丁目	0.229	1,343	3,237	14,135
中村南 1丁目	0.216	1,833	3,878	17,954	高 松 5丁目	0.236	1,156	2,569	10,886
中村南 2丁目	0.168	1,859	3,510	20,893	高 松 6丁目	0.264	1,230	2,783	10,542
中村南 3丁目	0.131	1,324	2,763	21,092	北 町 1丁目	0.261	2,587	4,498	17,234
中村北 1丁目	0.122	1,957	3,389	27,779	北 町 2丁目	0.251	2,908	5,879	23,422
中村北 2丁目	0.125	1,548	2,879	23,032	北 町 3丁目	0.134	1,324	2,530	18,881
中村北 3丁目	0.080	1,230	1,997	24,963	北 町 4丁目	0.249	1,043	1,043	4,189
中村北 4丁目	0.122	1,546	2,739	22,451	北 町 5丁目	0.139	1,179	2,337	16,813
桜 台 1丁目	0.206	2,906	4,788	23,243	北 町 6丁目	0.178	1,400	2,538	14,258
桜 台 2丁目	0.244	2,426	4,466	18,303	北 町 7丁目	0.210	1,441	2,794	13,305
桜 台 3丁目	0.286	2,361	4,714	16,483	北 町 8丁目	0.215	2,075	3,726	17,330
桜 台 4丁目	0.151	1,854	3,205	21,225	田 柄 1丁目	0.275	2,187	4,861	17,676
桜 台 5丁目	0.241	1,854	3,654	15,162	田 柄 2丁目	0.400	3,361	6,824	17,060
桜 台 6丁目	0.259	1,688	3,580	13,822	田 柄 3丁目	0.319	2,408	6,141	19,251
練 馬 1丁目	0.206	2,434	3,934	19,097	田 柄 4丁目	0.415	2,849	6,924	16,684
練 馬 2丁目	0.268	1,735	3,095	11,549	田 柄 5丁目	0.255	1,669	4,014	15,741
練 馬 3丁目	0.134	2,180	3,512	26,209	光が丘 1丁目	0.071	1,557	2,868	40,394
練 馬 4丁目	0.187	2,038	3,865	20,668	光が丘 2丁目	0.257	2,601	5,937	23,101
向 山 1丁目	0.091	1,040	1,710	18,791	光が丘 3丁目	0.288	3,833	9,122	31,674
向 山 2丁目	0.155	1,125	2,281	14,716	光が丘 4丁目	0.610	-	-	0
向 山 3丁目	0.286	1,232	2,426	8,483	光が丘 5丁目	0.164	1,550	3,458	21,085
向 山 4丁目	0.223	1,884	4,006	17,964	光が丘 6丁目	0.078	469	1,148	14,718
貫 井 1丁目	0.207	2,401	4,443	21,464	光が丘 7丁目	0.206	2,467	5,904	28,660
貫 井 2丁目	0.184	2,062	3,584	19,478	旭 町 1丁目	0.246	1,802	4,189	17,028
貫 井 3丁目	0.267	2,654	4,909	18,386	旭 町 2丁目	0.296	2,464	4,476	15,122

平成26年1月1日現在

町 丁 目	面 積	世帯数	人 口	人口密度	町 丁 目	面 積	世帯数	人 口	人口密度
	km <sup>2</sup>	世帯	人	人/km <sup>2</sup>		km <sup>2</sup>	世帯	人	人/km <sup>2</sup>
旭 町 3丁目	0.229	2,158	4,161	18,170	下石神井 3丁目	0.173	1,070	2,353	13,601
土支田 1丁目	0.244	1,427	3,402	13,943	4丁目	0.225	1,766	3,288	14,613
2丁目	0.294	1,004	2,316	7,878	5丁目	0.159	1,060	2,298	14,453
3丁目	0.311	1,602	3,912	12,579	6丁目	0.230	1,487	3,353	14,578
4丁目	0.334	1,352	3,269	9,787	立 野 町	0.358	2,183	4,839	13,517
富士見台 1丁目	0.168	1,497	3,149	18,744	関町東 1丁目	0.223	1,868	3,553	15,933
2丁目	0.232	2,153	4,153	17,901	2丁目	0.096	834	1,376	14,333
3丁目	0.257	1,947	3,826	14,887	関町南 1丁目	0.173	1,201	2,409	13,925
4丁目	0.304	1,747	4,001	13,161	2丁目	0.278	2,081	4,196	15,094
南田中 1丁目	0.174	1,032	2,174	12,494	3丁目	0.272	1,506	3,119	11,467
2丁目	0.171	745	1,635	9,561	4丁目	0.327	2,946	6,533	19,979
3丁目	0.189	1,427	2,706	14,317	関町北 1丁目	0.142	1,789	3,327	23,430
4丁目	0.202	1,374	2,946	14,584	2丁目	0.206	2,286	4,096	19,883
5丁目	0.193	1,297	2,355	12,202	3丁目	0.362	2,110	4,215	11,644
高野台 1丁目	0.196	1,715	3,600	18,367	4丁目	0.353	2,019	4,163	11,793
2丁目	0.164	1,357	2,966	18,085	5丁目	0.283	2,291	5,451	19,261
3丁目	0.238	1,416	2,859	12,013	東大泉 1丁目	0.270	2,063	4,169	15,441
4丁目	0.144	1,033	2,286	15,875	2丁目	0.418	3,042	6,462	15,459
5丁目	0.183	1,205	2,614	14,284	3丁目	0.324	2,451	4,640	14,321
谷 原 1丁目	0.232	832	1,801	7,763	4丁目	0.224	1,442	2,574	11,491
2丁目	0.141	782	1,761	12,489	5丁目	0.351	1,925	3,721	10,601
3丁目	0.163	805	1,994	12,233	6丁目	0.443	3,088	6,180	13,950
4丁目	0.191	653	1,727	9,042	7丁目	0.403	2,766	6,097	15,129
5丁目	0.228	1,191	2,729	11,969	西 大 泉 町	0.002	6	12	6,000
6丁目	0.178	948	2,208	12,404	西大泉 1丁目	0.274	1,799	4,004	14,613
三原台 1丁目	0.238	1,859	4,120	17,311	2丁目	0.330	1,210	2,966	8,988
2丁目	0.156	836	2,041	13,083	3丁目	0.298	1,633	3,712	12,456
3丁目	0.235	1,380	3,272	13,923	4丁目	0.351	1,431	3,618	10,308
石神井町 1丁目	0.237	1,728	3,173	13,388	5丁目	0.383	2,115	4,947	12,916
2丁目	0.276	2,279	4,495	16,286	6丁目	0.183	1,158	2,704	14,776
3丁目	0.163	1,728	3,026	18,564	南大泉 1丁目	0.333	2,040	4,753	14,273
4丁目	0.196	1,673	3,337	17,026	2丁目	0.281	1,781	4,425	15,747
5丁目	0.302	887	1,697	5,619	3丁目	0.338	2,120	4,750	14,053
6丁目	0.208	1,379	2,685	12,909	4丁目	0.366	2,791	6,088	16,634
7丁目	0.248	2,025	4,104	16,548	5丁目	0.363	2,135	4,780	13,168
8丁目	0.306	2,260	4,582	14,974	6丁目	0.121	808	1,968	16,264
石神井台 1丁目	0.367	695	1,633	4,450	大泉町 1丁目	0.496	2,117	5,285	10,655
2丁目	0.314	2,011	4,553	14,500	2丁目	0.468	2,063	4,741	10,130
3丁目	0.312	2,542	5,456	17,487	3丁目	0.410	1,722	4,185	10,207
4丁目	0.285	2,128	4,451	15,618	4丁目	0.344	1,561	3,687	10,718
5丁目	0.261	1,654	3,858	14,782	5丁目	0.227	1,022	2,204	9,709
6丁目	0.224	1,292	2,976	13,286	6丁目	0.136	1,105	2,452	18,029
7丁目	0.225	1,919	3,622	16,098	大泉学園町 1丁目	0.235	1,335	3,021	12,855
8丁目	0.257	1,598	3,640	14,163	2丁目	0.333	1,785	3,853	11,571
上石神井 1丁目	0.340	3,109	5,233	15,391	3丁目	0.363	1,237	3,175	8,747
2丁目	0.309	2,103	4,016	12,997	4丁目	0.383	1,854	4,512	11,781
3丁目	0.345	2,314	4,612	13,368	5丁目	0.384	2,017	4,782	12,453
4丁目	0.354	2,226	4,045	11,427	6丁目	0.427	2,219	5,233	12,255
上石神井南町	0.177	987	2,105	11,893	7丁目	0.400	2,282	5,131	12,828
下石神井 1丁目	0.166	1,245	2,696	16,241	8丁目	0.355	2,083	4,812	13,555
2丁目	0.214	1,386	3,060	14,299	9丁目	0.336	81	81	241

# 4 気 象 (平成25年1月～12月)

**1月：**西高東低の冬型の気圧配置となる日や高気圧におおわれる日が多く、晴れの日が多かったが、14日は日本の南岸を急速に発達しながら通過した低気圧の影響で東京23区では大雪となり、東京（大手町）では日最深積雪8cmを観測した。また、28日は関東の東海上に進んだ低気圧の影響で一時雪となった。東京（大手町）の月平均気温は低く、月間日照時間と月降水量は多かった。

**2月：**西高東低の冬型の気圧配置となる日や高気圧におおわれる日が多く、晴れの日が多かったが、数日の周期で低気圧が通過したため、曇りや雨または雪の日もあった。2日から4日にかけては、日本海を発達しながら通過した低気圧に向かって暖かい空気が流れ込んだ影響で気温がかなり高くなった。東京（大手町）の月平均気温は低く、月間日照時間は平年並、月降水量は少なかった。

**3月：**短い周期で天気に変化したが、移動性高気圧におおわれることが多く、晴れの日が多かった。なお、1日は日本海の低気圧が発達しながら北東に進んだため、関東地方で「春一番」が吹いた。7日から10日にかけては南から暖かい空気が流れ込んだため気温が上昇した。特に10日は東京（大手町）で最高気温25.3℃を観測し、統計開始（1876年）以来最も早い夏日となった。また、3月としての日最高気温の高い方からの極値を更新した。18日から20日にかけても、南からの暖かい空気が流れ込んだため気温がかなり高くなった。なお、練馬では10日に最高気温28.8℃、19日に最高気温25.5℃と2度夏日を観測した。東京（大手町）の月平均気温はかなり高く、月間日照時間は多く、月降水量はかなり少なかった。

**4月：**日本付近を低気圧と高気圧が交互に通過したため、天気は数日の周期で変化した。2日から3日と6日から7日にかけては、低気圧や上空の寒気の影響で荒れた天気となった。特に6日は東京（大手町）で日降水量99.5mmを観測し、統計開始（1876年）以来4月としての日降水量の極値を更新した。なお、練馬では6日に日降水量62.5mmを観測した。中旬からは高気圧におおわれて晴れる日が多くなったが、低気圧の影響で曇りや雨の日があった。また、11日から13日と20日から23日にかけて、寒気の影響で気温が低くなった。なお、東京（大手町）の月降水量は283.0mmとなり、統計開始（1876年）以来4月としての月降水量の多い方からの極値を更新した。東京（大手町）の月平均気温は高く、月間日照時間は多く、月降水量はかなり多くなった。

**5月：**上旬は高気圧におおわれて晴れる日が多かったが、上空の寒気や前線の影響で雨や雷雨となった日もあった。中旬は日本付近を寒気を伴った気圧の谷と高気圧が交互に通過したため、天気は数日の周期で変わっ

た。東京（大手町）の月平均気温は高く、月間日照時間はかなり多く、月降水量はかなり少なかった。

**6月：**台風第3号や梅雨前線および低気圧の影響で曇りや雨の日が多かった。8日に発生した台風第3号の北上に伴い梅雨前線が北上し活動が活発になったため、関東甲信地方は10日頃、平年より2日遅く、昨年より1日遅く梅雨入りした。下旬の終わり頃は梅雨前線が関東甲信地方から離れ日本の南に停滞したため晴れる日があった。東京（大手町）の月平均気温は高く、月間日照時間、月降水量はいずれも平年並となった。

**7月：**上旬の前半は日本海や北陸沿岸に停滞した梅雨前線の影響で曇りや雨の日が多かったが、6日から14日にかけて高気圧におおわれたため晴れて気温がかなり高くなり、練馬では7日から12日にかけて6日間連続で猛暑日となった。なお、関東甲信地方は6日頃、平年より15日早く、昨年より19日早く梅雨明けした。中旬の中頃からは、東北地方に停滞した梅雨前線や低気圧および南からの湿った空気が流れ込んだ影響で曇りや雨の日が多くなり、14日、23日および27日は上空の寒気の影響で大気の状態が不安定となって雷雨となった。特に23日は局地的に猛烈な雨が降り、練馬では1時間降水量23.5mmを観測した。東京（大手町）の月平均気温は高く、月間日照時間、月降水量はいずれも平年並となった。

**8月：**日本の南海上から西日本付近にかけて太平洋高気圧の勢力が強まり、晴れの日が多く気温も高くなった。10日は練馬で最高気温38.6℃を観測した。11日は東京（大手町）で日最低気温30.4℃を観測し、日最低気温の高い方から統計開始（1875年）以来の極値を更新した。12日は大気の状態が不安定となったため、練馬で1時間降水量49.0mmの激しい雨を観測した。下旬の初め頃から中頃にかけては気圧の谷や本州付近を南下した前線の影響で曇りや雨となった。特に21日夕方から夜遅くと26日夜遅くから27日未明にかけては、23区西部を中心に雷を伴った大雨となった地域があり、練馬では26日に1時間降水量25.0mmを観測した。東京（大手町）の月平均気温はかなり高く、月間日照時間は多く、月降水量は少なかった。

**9月：**高気圧におおわれて晴れの日が多くなったが、上空の寒気や前線および台風の影響で曇りや雨となった日もあった。4日から5日にかけてと8日は上空の寒気の影響で大気の状態が不安定となったため雷雨となった。15日から16日にかけては台風第18号の影響で荒れた天気となり、練馬では15日に日降水量137.0mmを観測した。下旬の中頃は台風第20号から流れ込んだ暖かく湿った空気が前線の影響で曇りや雨となった。東京（大手町）の月平均気温は高く、月間日照時間はかなり多く、月降

水量は多かった。

**10月**：上旬は台風第22号や低気圧からの暖かく湿った気流の影響で曇りや雨の日が多くなった。また、3日と7日から10日にかけて気温がかなり高くなった。15日から16日にかけては、大型で強い台風第26号が関東地方沿岸に接近した影響で大荒れの天気となった。特に大島では24時間降水量824.0mmの記録的な大雨を観測し、大規模な土砂災害が発生した。練馬では16日に日降水量119.5mm、最大瞬間風速23.5m/sを観測した。21日から26日と29日は台風第27号や秋雨前線および気圧の谷の影響で曇りや雨となったが、その他の日は高気圧におおわれておおむね晴れた。東京（大手町）の月平均気温はかなり高く、月間日照時間は少なく、月降水量はかなり多かった。

**11月**：前半は高気圧と低気圧が交互に通過したため天気は数日の周期で変わり、3日から4日と7日は前線を

伴った低気圧が関東の南岸を通過した影響で雨となった。後半は西高東低の冬型の気圧配置や移動性高気圧におおわれておおむね晴れたが、25日は日本海の低気圧からのびる寒冷前線の通過により雨となった。なお、中旬前半は強い寒気の影響で気温が低くなり、11日には東京地方で「木枯らし1号」が吹いた。東京（大手町）の月平均気温は平年並、月間日照時間は多く、月降水量はかなり少なかった。

**12月**：西高東低の冬型の気圧配置となる日や高気圧におおわれる日が多く、晴れの日が多かったが、10日と18日から20日および26日夜から27日にかけては、本州の南岸を通過した低気圧の影響で雨となった。なお東京（大手町）では、15日に初霜、20日に初雪（平年より14日早く、昨年より25日早い）、29日に初氷を観測した。東京（大手町）の月平均気温は低く、月間日照時間と月降水量はそれぞれ平年並となった。

気温・降水量（平成25年）

区分	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間
月平均気温	(°C)	3.7)	4.6	11.0	14.0	19.0	22.2	26.8	28.4	24.0	18.7	11.3)	6.3	15.8
平年値	(°C)	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///
月平均最高気温	(°C)	9.0)	9.7	16.7	19.4	24.6	26.6	31.8	33.7	28.6	22.3	16.5)	11.4	20.9
平年値	(°C)	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///
月平均最低気温	(°C)	-1.0)	0.2	5.8	8.6	14.3	18.9	23.2	24.3	20.2	15.6	6.8)	1.6	11.5
平年値	(°C)	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///
月降水量	(mm)	49.5	21.5	38.0	224.0	57.5	172.5	89.5	160.0	275.5	363.0	15.5)	61.0	1527.5
平年値	(mm)	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///

注：①観測地は東京管区気象台練馬地域気象観測所であるが、平成24年12月25日に練馬区豊玉上から練馬区石神井台に移設したため現在平年値はありません。

②月平均値は一日の平均気温、最高気温、最低気温を月ごとに平均した数値である。なお、一日の平均気温は毎正時（1時から24時）の気温を合計した値を24で割った値である。

③1月と11月の観測データに付加している記号「）」は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けている値であることを示す。

調査：東京管区気象台





# 序章

## 区政の推進と財政

1	区の基本構想・行政計画 ……	22
2	区政のしくみ ……………	26
3	財政 ……………	37
4	税・財産 ……………	49



区立平成つつじ公園

# 1 区の基本構想・行政計画

区では、区が目指すべき将来像を明らかにする区政運営の指針として、平成21年12月に新たな基本構想を策定した。

また、基本構想の策定を受けて、基本構想が目標年次とする30年代初頭までの、前半5か年を計画期間とする長期計画を22年3月に策定した。

## (1) 基本構想

基本構想は、総合的・計画的な行政運営を図るために定めるもので、平成23年5月の地方自治法改正以前は、区市町村は、議会の議決を経て策定するよう義務付けられていた。区では新たな基本構想の策定に当たり、19年4月に新練馬区基本構想策定方針を定め、この方針に基づき検討を進めた。目標年次は、30年代初頭とした。

### ●練馬区の将来像を考える区民懇談会

公募区民や区内各界で活躍中の区民83人により構成する標記の懇談会を平成19年8月に設置した。区民懇談会は、4分野の分科会に分かれ、「区のめざすべき将来像」や「将来像の実現に向けた取り組みの方向性」などについて検討し、20年3月に報告書を区長に提出した。

### ●練馬区基本構想審議会

学職経験者6人、練馬区の将来像を考える区民懇談会の代表10人の計16人で構成する審議会を、平成20年4月に設置した。審議会は、区民懇談会の報告等を踏まえ、総合的および専門的見地から検討した。11月には「中間のまとめ」を行い、その後に区民との意見交換会を開催するなど区民の意見も聴取した上で、21年5月に新たな基本構想に盛り込むべき内容を答申した。

### ●新たな基本構想の策定

基本構想審議会の答申を受け、区では、平成21年7月に素案を取りまとめた。その後、区民意見反映制度による意見募集や、区民と区長のつどい、各種団体への説明会や懇談会の実施、意識意向調査などを通じ、多くの区民から寄せられた意見を踏まえ、21年第四回区議会定例会での議決を経て、21年12月に新たな基本構想を策定した。基本構想では、練馬区の目指す10年後の姿として、「ともに築き 未来へつなぐ 人とみどりが輝く わがまち練馬」を掲げている。

## (2) 長期計画（平成22年度～26年度）

新たな基本構想を実現する道筋を示すものとして、平成22年度から26年度までの5か年を計画期間とする長期計画を22年3月に策定した。長期計画は、基本構想と一体的に検討を進め、区民意見反映制度や説明会などを通じて寄せられた、多くの区民の意見を踏まえて取りまとめた。

この長期計画は、基本計画と実施計画で構成されている。26年度は長期計画の最終年度であることから、現行計画の目標達成に向け、計画事業の推進に取り組むとともに、区政運営の新しいビジョンの策定に向けた検討を行う。

### ●基本計画

#### 1 分野別の政策と重点事業

計画期間内に取り組む政策・施策・事業を、5つの分野に分け体系化した（24～25ページ参照）。

##### (1) 次代を担う子どもの健やかな成長を支える～子ども分野

子育て家庭への支援や保育サービスの充実、青少年の健全育成に向けた取組など、地域全体で子どもを見守り育てる仕組みづくりを進める。また、開かれた学校づくりにより、地域の様々な資源を活かした学校教育の充実を図るとともに、学校を地域の核として位置付け、地域とのかかわりの中で「生きる力」を育てる機会を充実する。

##### (2) 高齢者や障害者などだれもが安心して暮らせる社会を実現する～健康と福祉分野

区民自らの健康づくりを促進・支援するとともに、区と医療機関との連携を推進し、保健・医療環境を整備する。また、高齢者や障害者をはじめ、支援を必要とする人がその状況に応じて適切な支援を受けながら、社会参加ができるよう、地域の様々な資源や人の連携によって地域福祉を推進するとともに、福祉サービスの充実を図る。

##### (3) にぎわいとやすらぎのあるまちを創る～区民生活と産業分野

区民の多様な活動を活性化し、地域の人々のふれあいを通したつながりをつくる。また、地域の特性を活かした産業の振興により、まちのにぎわいを創出する。さらに、区民と区が力を合わせて、安心して生活できる地域づくりを進める。

##### (4) 環境と共生する快適なまちを形成する～環境とまちづくり分野

区民・事業者と区が連携して、身近な暮らしや事業活動を環境への負荷の少ない持続可能なスタイルに転換していくとともに、みどりや水など区の自然環境を活かしたまちづくりを進める。また、道路、交通機関、公共施設などの都市基盤を、災害に強く、便利で快適に生活できるよう整備する。

##### (5) 未来を拓く区政経営を進める～行政運営分野

区民の参加・参画の仕組みづくりや、区政に関する分かりやすい情報提供を進める。また、様々な地域の資源を有効に活用しながら、区民の視点に立った質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供する。そし

て、財政基盤を強固にしながら、持続可能な区政経営を行う。

## 2 ねりま未来プロジェクト

基本構想に基づき、区民との協働により分野横断的に推進する重点事業として、5つのねりま未来プロジェクトを計画化した。このねりま未来プロジェクトは、それぞれのプロジェクトのテーマに基づき、各政策分野で行っている事業を相互に連携させながら、横断的・総合的に展開するものである。また、プロジェクト相互の連携を図る取組を進める。

- ① みどりプロジェクト
- ② 農プロジェクト
- ③ アニメプロジェクト
- ④ 人づくりプロジェクト
- ⑤ 地域コミュニティ活性化プロジェクト

### ●実施計画

平成22年3月には、計画期間の前半3か年（22年度～24年度）の財政計画と、計画事業の5年後の目標と前半3か年の年次別事業計画を明らかにするものとして、実施計画を策定した。この実施計画については、長期計画期間の中間に当たり、東日本大震災や長期の円高傾向による国内景気の低迷など、区政を取り巻く社会経済情勢の変化や区民要望を踏まえた上で見直し、災害対策の強化や、区民要望の高い保育所待機児の解消、特別養護老人ホームの整備などの充実を盛り込んだ後期実施計画（24年度～26年度）として、24年3月に策定した。

### ●計画を実現する仕組み

計画を実効性あるものとするため、行政評価制度との連動を図り、施策ごとに成果を測る指標（モノサシ）と目標値を設定している。これらの指標について進捗状況を点検・評価し、改革・改善するPDCAサイクルを構築し、目標の達成に向けて取り組むこととしている。

## (3) 区民の要望

区では毎年、区民意識意向調査を行い、区民要望の把握に努めている。平成25年度に行った、「特に力を入れてほしいと思う施策」についての調査結果は以下のとおりである。（数字は順位）

- ① 医療体制の確立
- ② 高齢者福祉（介護サービスの充実など）
- ③ 防犯・防火・防災（意識の啓発と態勢の強化）
- ④ 交通安全対策（歩行者空間の確保、自転車対策）
- ⑤ 子育て支援（保育園・学童クラブ、地域との連携など）
- ⑥ 災害に強く生活しやすいまちづくり（都市基盤の整備、ユニバーサルデザインなど）
- ⑦ 道路や公共交通（鉄道やバスなど）の整備
- ⑧ 健康づくり（健康診査や予防啓発）

- ⑨ 循環型社会づくり（ごみの発生抑制、リサイクル、地球温暖化防止など）
- ⑩ 学校教育（地域との連携や教育内容の充実）

《練馬区長期計画（平成22年度～26年度）政策と施策の体系》

1 子ども分野

次代を担う子どもの健やかな成長を支える

11 子どもと子育て家庭を地域で支える

111 地域で子育てを支える

112 就学前の子どもの成長を支える

113 学齢期の子どもの成長を支える

114 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援する

12 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める

121 地域の特色を活かした教育を推進する

122 幼稚園教育を充実する

123 小中学校の教育内容を充実する

124 教育環境を充実する

125 児童・生徒の健やかな体の成長を促す

13 青少年を健やかに育成する

131 青少年の自主的な活動を支援する

132 家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を推進する

5 行政運営分野

未来を拓く区政経営を進める

51 持続可能な区政経営を行う

511 参加と連携による開かれた行政を進める

512 健全な財政運営を行う

513 区民本位の効率的で質の高い区政経営を行う

514 区税負担の公平性を確保する

515 基礎的な住民サービスを効率的に提供する

516 医療保険等制度運営を行う

2 健康と福祉分野

高齢者や障害者などだれもが安心して暮らせる社会を実現する

21 健康な暮らしを支える

211 健康づくりを支援する

212 健康づくりの条件整備を行う

213 健康に関する危機管理を行う

214 安全な衛生環境を確保する

22 安心して医療を受けられる環境を整える

221 地域における医療体制を確立する

23 地域で福祉を支える

231 地域福祉活動との協働を進める

232 保健福祉の総合支援体制を確立する

233 保健福祉サービスの利用を支援する

234 福祉のまちづくりの考え方を広める

24 高齢者の生活と社会参加を支援する

241 高齢者の多様な社会参加を促進する

242 特定高齢者等を支援する

243 要支援・要介護高齢者を支援する

244 高齢者の生活基盤づくりを支援する

245 地域で高齢者を支える

25 障害者が自立して生活できるよう支援する

251 総合相談体制を構築する

252 サービス提供体制を拡充する

253 障害者の就労を促進する

254 障害者の社会生活を支援する

26 生活の安定を図る

261 生活の安定に向けた自立支援を行う

〈凡例〉

1 次代を担う子どもの健やかな成長を支える	…… 分野別目標	政策数 22
11 子どもと子育て家庭を地域で支える	…… 政策(分野別目標を実現するために展開する施策の目標・ビジョン)	施策数 77
111 地域で子育てを支える	…… 施策(政策を実施するための具体的な手段、戦略)	

.....

### 3 区民生活と産業分野 にぎわいとやすらぎのあるまちを創る

- 31 まちの地域力を高める
  - 311 地域コミュニティを活性化し、協働を推進する
  - 312 地域活動を支える情報・機会・場の提供を行う
- 32 経済活動を活発にする
  - 321 練馬区の特徴的な産業を支援する
  - 322 中小企業の経営を支援する
  - 323 中小企業の勤労者と就労を支援する
  - 324 消費者の自立を支援する
  - 325 都市農地を保全し都市農業を支援する
  - 326 魅力的な商店街づくりを進める
  - 327 まち歩き観光を推進する
- 33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする
  - 331 区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する
  - 332 読書活動を支援する
  - 333 スポーツ活動を支援する
  - 334 文化財を保存・活用・継承する
  - 335 多様な文化・社会への理解を進める
- 34 安全で安心な区民生活を支える態勢を整える
  - 341 犯罪等に対する態勢を強化する
  - 342 自然災害に対する態勢を強化する
- 35 平和と人権を尊重する
  - 351 平和を尊ぶ心をはぐくむ
  - 352 人権の尊重と男女共同参画を進める

### 4 環境とまちづくり分野 環境と共生する快適なまちを形成する

- 41 みどり豊かなまちをつくる
  - 411 ふるさとのみどりを保全し、新たなみどりをつくる
  - 412 みどりを愛しはぐくむ活動を広げる
- 42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる
  - 421 区民・事業者による身近なところからの地球温暖化防止を促進する
  - 422 まちづくりで環境に配慮する
  - 423 区が率先して地球温暖化防止に取り組む
  - 424 ごみの発生を抑制する
  - 425 リサイクルを進める
  - 426 ごみの適正処理を進める
- 43 良好な地域環境をつくる
  - 431 公害問題の解決を図り、地域環境の保全・改善を推進する
  - 432 まちの美化を進める
- 44 地域特性に合ったまちづくりを進める
  - 441 区民・事業者とともにまちづくりを進める
  - 442 土地利用を計画的に誘導する
  - 443 調和のとれた都市景観を形成する
- 45 災害に強く生活しやすいまちをつくる
  - 451 良好な市街地を形成する
  - 452 まちの拠点機能を向上させる
  - 453 災害に強いまちをつくる
  - 454 だれもが利用しやすいまちをつくる
- 46 良好な交通環境をつくる
  - 461 公共交通を充実する
  - 462 道路交通ネットワークを整備する
  - 463 快適な道路環境を整備する
- 47 安心して生活できる住まいづくりを進める
  - 471 公共賃貸住宅を管理・運用する
  - 472 良質な住まいづくりを支援する
  - 473 だれもが安心して暮らせる住まいづくりを促進する

## 2 区政のしくみ

区の機関は、議決機関（区議会）と執行機関（区長等）から構成されている。区議会および区長は、区民の直接選挙によって選ばれ、それぞれが区民の代表機関として権限と役割を分担し、相互の抑制、均衡により円滑な自治運営を図っている。

また、区では、自治体運営の基本的なルールである「練馬区政推進基本条例」を制定し、区民の参加・参画と協働を基本とする区政を一層進めることを目指している。

### (1) 議決機関—区議会

議決機関である区議会は、区民から選挙によって選ばれた議員（条例定数50人・任期4年）で構成される合議制の機関であり、平成23年4月の統一地方選挙により、選出された議員で運営されている。

26年4月20日に区議会議員補欠選挙が行われ、3人の議員が当選した。

区議会を代表し、統括する議長には第65代議長として小泉純二議員、副議長には第67代副議長として吉田ゆりこ議員が、共に25年6月28日に就任した。なお、26年6月20日に第66代議長として村上悦栄議員、第68代副議長として柳沢よしみ議員が就任した。

#### ●区議会のはたらき

区議会の本来的な仕事は議決であり、議決を必要とする事項は、地方自治法に定められている。主な議決事項は、(1) 条例の制定・改廃 (2) 予算の決定 (3)

決算の認定 (4) 区の税金・使用料・手数料の決定 (5) 条例で定める契約の締結などである。また、区政の適正な運営を期するため、執行機関を監視するのも役割の一つである。さらに区議会は、住民から出された請願・陳情を審査し、採択したものは区長に送付し、その処理経過の報告を受けている。

議案等議決件数		平成25年1月～12月				
区	分	可決 件	否決 件	承認 件	認定 件	了承 件
条	例	74	—	—	—	—
規	則	1	—	—	—	—
予	算	12	—	—	—	—
決	算	—	—	—	5	—
契	約	22	—	—	—	—
区	道	24	—	—	—	—
認	定	—	—	—	—	—
区	長	—	—	—	—	—
専	決	6	—	—	—	—
処	分	—	—	—	—	—
事	項	1	—	—	—	—
の	承	—	—	—	—	—
認	可	14	—	—	—	—
意	同	4	—	—	—	—
特	意	—	—	—	—	—
別	書	2	—	—	—	—
委	議	12	—	—	—	—
員	決	—	—	—	—	—
会	の	—	—	—	—	—
の	他	—	—	—	—	—
設	議	—	—	—	—	—
置	決	—	—	—	—	—
指	議	—	—	—	—	—
定	決	—	—	—	—	—
管	議	—	—	—	—	—
理	決	—	—	—	—	—
者	議	—	—	—	—	—
の	決	—	—	—	—	—
指	議	—	—	—	—	—
定	決	—	—	—	—	—
意	議	—	—	—	—	—
見	決	—	—	—	—	—
書	議	—	—	—	—	—
計	決	—	—	—	—	—
計	議	172	—	—	5	—

#### ●本会議と委員会

区議会は、条例により年4回（2・6・9・11月）開かれる定例会と特定の案件を審議するため必要に応じて

#### 常任委員会および委員会開催状況

平成25年12月31日現在

委員会名	所管事項	委員名（◎委員長、○副委員長）	開催数
企画総務委員会 定数10人	区長室、企画部、危機管理室、総務部、会計管理室、選挙管理委員会および監査委員の所管に関する事項ならびに他の常任委員会の所管に属しない事項	◎村上 悦栄 ○田代 孝海 上野ひろみ うすい民男 とや英津子 山田かずよし	回 22
区民生活委員会 定数10人 欠員1人	区民生活事業本部および農業委員会の所管に関する事項	◎中島 力 ○土屋ひとし 原 ふみこ 内田ひろのり こうらい啓一郎 かとうぎ桜子	回 22
健康福祉委員会 定数10人	健康福祉事業本部の所管に関する事項	◎齊藤 静夫 ○笠原こうぞう 光永 勉 酒井 妙子 有馬 豊 しもだ 玲	回 22
環境まちづくり委員会 定数10人	環境まちづくり事業本部の所管に関する事項	◎山田 哲丸 ○高松さとし 吉田ゆりこ 柳沢よしみ 島田 拓 松村 良一	回 20
文教児童青少年委員会 定数10人	教育委員会の所管に関する事項	◎関口 和雄 ○西野 幸一 宮原 義彦 浅沼 敏幸 さむら信太郎 土屋としひろ	回 22

注：各常任委員会の委員は、平成25年6月28日就任。委員会の開催数は、平成25年1月～12月の期間。

招集される臨時会がある。

議会の議決は、本会議で行わなければその効力を生じないが、区の仕事は複雑多岐にわたっており、議会としても能率的かつ専門的な審査を必要とするため、いくつかの分野に分けて、委員会を設けている。

委員会には、常任委員会、議会運営委員会および特別委員会がある。常任委員会は、企画総務、区民生活、

健康福祉、環境まちづくり、文教児童青少年の5委員会が設置されている。また、特別委員会は、必要がある場合に設置することとなっており、総合・災害対策等、医療・高齢者等、清掃リサイクル等、交通対策等の4委員会が設置されている。本会議および各委員会は傍聴することができる。傍聴には傍聴券が必要である。

#### 議会運営委員会および委員会開催状況

平成25年12月31日現在

委員会名	所管事項	委員名(◎委員長、○副委員長)	開催数
議会運営委員会 定数17人 (欠員2人)	(1) 議会の運営に関する事項 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3) 議長の諮問に関する事項	◎田中ひでかつ ○うすい民男 中島 力 小川けいこ かしわざき強 上野ひろみ 田代 孝海 齊藤 静夫 光永 勉 白石けい子 石黒たつお 菊地 靖枝 きみがき圭子 とや英津子 山田かずよし	回 27

注：議会運営委員会の委員は、平成25年6月28日就任。委員会の開催数は、平成25年1月～12月の期間。

#### 特別委員会および委員会開催状況

平成25年12月31日現在

委員会名	設置目的	委員名(◎委員長、○副委員長)	開催数
総合・災害対策等 特別委員会 定数13人 (欠員1人)	(1) 地域防災についての調査研究 (2) 地方分権の推進および財政権拡充についての調査研究 (3) 総合体育館の改築についての調査研究	◎西山きよたか ○光永 勉 関口 和雄 福沢 剛 上野ひろみ 田代 孝海 柳沢よしみ 土屋ひとし 石黒たつお 菊池 靖枝 米沢ちひろ しもだ 玲	回 10
医療・高齢者等 特別委員会 定数13人	(1) 地域医療についての調査研究 (2) 病床の確保についての調査研究 (3) 高齢者施策についての調査研究 (4) 介護保険制度についての調査研究 (5) 健康危機管理対策についての調査研究	◎宮原 義彦 ○小川けいこ 小泉 純二 田中ひでかつ 高松さとし 原 ふみこ 齊藤 静夫 白石けい子 かとうぎ桜子 とや英津子 山田かずよし 土屋としひろ こうらい啓一郎	18
清掃リサイクル等 特別委員会 定数12人	(1) 清掃事業についての調査研究 (2) 資源循環型についての調査研究 (3) エネルギー対策についての調査研究	◎酒井 妙子 ○さむら信太郎 小林みつぐ 藤井たかし 笠原こうぞう むらまつ一希 山田 哲丸 内田ひろのり 浅沼 敏幸 橋本けいこ 島田 拓 藤井ともりのり	16
交通対策等 特別委員会 定数12人	(1) バス交通体系についての調査研究 (2) 都営地下鉄大江戸線の延伸および導入空間についての調査研究 (3) エイトライナーについての調査研究 (4) 東京外かく環状道路についての調査研究 (5) 自転車利用についての調査研究	◎小野塚栄作 ○倉田れいか 中島 力 村上 悦栄 かしわざき強 うすい民男 吉田ゆりこ 西野 幸一 池尻 成二 きみがき圭子 有馬 豊 松村 良一	19

注：①各特別委員会の委員は、平成25年6月28日就任。委員会の開催数は、平成25年1月～12月の期間。

②総合・災害対策等特別委員会は、平成25年6月28日設置。開催数は、平成25年6月28日～12月の期間。

③平成25年1月～6月28日までの委員会名と開催数は次のとおり。災害対策等特別委員会：7回

#### 予算・決算特別委員会および委員会開催状況

平成25年12月31日現在

委員会名	設置期間	所管事項	委員名(◎委員長、○副委員長)	開催数
予算特別委員会	平成25年2月8日～ 平成25年3月15日	平成25年度各会計 歳入歳出予算の審査	◎中島 力 ○土屋ひとし 議長を除く全議員	回 15
予算特別委員会 (補正)	平成25年10月4日～ 平成25年10月16日	平成25年度各会計 歳入歳出補正予算の 審査	◎かしわざき強 ○浅沼 敏幸 議長を除く全議員	2
決算特別委員会	平成25年9月6日～ 平成25年10月16日	平成24年度各会計 歳入歳出決算の審査	◎田代 孝海 ○菊地 靖枝 議長を除く全議員	13

## ●平成25年～26年の区議会

### 1 第一回定例会（25年2月8日から3月15日）

定例会の初日に区長から、「地域防災体制の強化」「災害時要援護者対策」「区立施設建築安全基本方針」「まちづくりの総合的な推進」などについての所信表明があり、これを受けて11名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「平成25年度練馬区一般会計予算」「練馬区新型インフルエンザ等対策本部条例」「練馬区議会議員の議員報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」など59議案が提出された。議員からは、「練馬区議会委員会条例の一部を改正する条例」「北朝鮮の核実験に断固抗議する決議」など5議案が提出された。また、委員会から、「更生保護サポートセンターに関する意見書」の1議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

### 2 第二回定例会（25年6月3日から6月28日）

定例会の初日に区長から、「地域医療の確保と充実」「区民事務所および出張所のあり方」「中途障害者通所事業」「保育所の待機児童対策」などについての所信表明があり、これを受けて11名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「練馬区立区民・産業プラザ条例」「練馬区住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例」など34議案が提出された。議員からは、「総合・災害対策等特別委員会の設置について」など2議案が提出された。審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

最終日の本会議では、藤井たかし議長、うすい民男副議長の辞職に伴い、議長および副議長の選挙が行われ、

議長に小泉純二議員、副議長に吉田ゆりこ議員をそれぞれ選出した。

### 3 第三回定例会（25年9月6日から10月16日）

定例会の初日に区長から、「スポーツ祭東京2013の開催」「順天堂大学医学部附属練馬病院の増床と医療機能の拡充」「外かく環状道路の整備促進」「地域における安全安心対策」などについての所信表明があり、これを受けて11名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「平成24年度練馬区一般会計歳入歳出決算」「練馬区介護保険条例の一部を改正する条例」「平成25年度練馬区一般会計補正予算」など28議案が提出された。また、委員会から、「地方税収格差問題への対応に関する意見書」の1議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

#### 会派別構成 平成26年7月11日現在

会派名	人員(人)
練馬区議会自由民主党	17
練馬区議会公明党	12
日本共産党練馬区議団	5
生活者ネット・ふくしフォーラム	5
練馬区議会民主党・無所属クラブ	4
練馬区議会みんなの党	2
練馬区議会民権のちから	1
オンブズマン練馬	1
練馬区議会無所属	1
爽志会	1
練馬刷新の会	1
計	50

#### 練馬区議会議員名簿（五十音順）

氏名	会派	電話	住所	氏名	会派	電話	住所
浅沼 敏幸	民主無所属	3998-4510	〒179-0074 春日町4-24-4	田中ひでかつ	自 民 党	3999-0792	〒179-0075 高松1-9-7
有馬 豊	共 産 党	6273-7026	〒177-0033 高野台1-11-5-505	田中よしゆき	自 民 党	5903-9417	〒177-0044 上石神井4-8-8
石黒たつお	民主無所属	3924-9711	〒178-0064 南大泉2-2-33	土屋としひろ	オンブズ	3991-6343	〒176-0012 豊玉北6-23-6-203
上野ひろみ	自 民 党	3939-0646	〒179-0073 田柄4-36-34	土屋ひとし	民主無所属	5991-4727	〒177-0053 関町南4-6-5
うすい民男	公 明 党	6760-1162	〒177-0041 石神井町3-3-33	とや英津子	共 産 党	3923-5561	〒179-0076 土支田3-35-28
内田ひろのり	公 明 党	6325-2427	〒179-0071 旭町3-3-13	中島 力	自 民 党	3921-7892	〒179-0076 土支田4-34-8
小川けいこ	自 民 党	3948-0373	〒176-0012 豊玉北6-20-9-305	西野 幸一	公 明 党	6272-4249	〒176-0021 貫井3-22-11
小野塚栄作	自 民 党	3934-5289	〒179-0084 氷川台4-18-5	西山きよたか	自 民 党	3996-7004	〒177-0041 石神井町2-31-14
笠原こうぞう	自 民 党	3990-3773	〒177-0034 富士見台1-26-19	ネット・ふくし	ネット・ふくし	3996-6729	〒177-0035 南田中2-3-43
かしわざき強	自 民 党	3924-7789	〒178-0062 大泉町4-34-5	原 ふみこ	公 明 党	3923-2496	〒177-0032 谷原4-20-9
かとうぎ桜子	ネット・ふくし	3978-4154	〒178-0063 東大泉3-1-18-102	福沢 剛	自 民 党	6317-7044	〒176-0006 栄町1-2-901
菊地 靖枝	ネット・ふくし	5991-0578	〒177-0051 関町北5-13-14-106	藤井たかし	自 民 党	5905-0533	〒178-0065 西大泉3-29-20
きみがき圭子	ネット・ふくし	6321-4080	〒178-0065 西大泉2-20-8	藤井ともり	無 所 属	3993-3435	〒176-0002 桜台1-35-6
倉田れいか	民主無所属	3923-5672	〒177-0031 三原台2-4-7-1A	松村 良一	民 権	3922-8173	〒178-0064 南大泉3-19-5-201
小泉 純二	自 民 党	3970-8615	〒179-0074 春日町6-6-39-603	光永 勉	公 明 党	3970-9409	〒179-0074 春日町1-38-9
こうらい啓一郎	練馬刷新	5912-0511	〒179-0085 早宮1-17-25-304	宮原 義彦	公 明 党	3948-5722	〒176-0013 豊玉中3-28-15-406
小林みつぐ	自 民 党	3999-3471	〒176-0024 中村1-3-3	村上 悦栄	自 民 党	3931-0707	〒179-0081 北町2-30-19
斉藤 静夫	公 明 党	5947-3722	〒178-0061 大泉学園町4-17-22	むらまつ一希	自 民 党	6914-9512	〒179-0085 早宮3-12-5
酒井 妙子	公 明 党	6909-2960	〒179-0072 光が丘3-3-4-922	やくし辰哉	共 産 党	5935-4437	〒178-0063 東大泉6-27-17-201
さわむら信太郎	爽 志 会	050-3488-7555	〒177-0035 南田中3-21-7	やない克子	ネット・ふくし	5934-3149	〒177-0051 関町北5-17-4
島田 拓	共 産 党	3976-8426	〒179-0072 光が丘3-8-6-404	柳沢よしみ	公 明 党	3594-7510	〒177-0051 関町北5-5-8-505
しもだ 玲	みんなの党	5935-6751	〒178-0063 東大泉4-1-14	山田かずよし	みんなの党	3993-2680	〒176-0001 練馬1-5-6-802
関口 和雄	自 民 党	3998-1752	〒176-0021 貫井3-53-8	山田 哲丸	公 明 党	3924-8189	〒178-0065 西大泉3-23-7
高松さとし	自 民 党	3921-3600	〒178-0063 東大泉5-41-26-201	吉田ゆりこ	公 明 党	3933-3489	〒179-0081 北町6-35-27
田代 孝海	公 明 党	3920-8347	〒177-0051 関町北2-28-7	米沢ちひろ	共 産 党	3577-2769	〒176-0021 貫井1-44-12-401

注：① 会派名の略称

自 民 党：練馬区議会自由民主党、公明党：練馬区議会公明党、共産党：日本共産党練馬区議団、ネット・ふくし：生活者ネット・ふくしフォーラム、民主無所属：練馬区議会民主党・無所属クラブ、みんなの党：練馬区議会みんなの党、民権：練馬区議会民権のちから、オンブズ：オンブズマン練馬、無所属：練馬区議会無所属、爽志会：爽志会、練馬刷新：練馬刷新の会

定数50人

平成26年7月11日現在



4 第四回定例会（25年11月29日から12月13日）

定例会の初日に区長から、「区の内部統制の強化」「旧光が丘第二小学校の跡施設活用」「都市計画マスタープランの改定」などについての所信表明があり、これを受けて11名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「練馬区立防災学習センター条例」「練馬区立学校教育支援センター条例」「練馬区風致地区条例」など38議案が提出された。議員からは、「中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議」の1議案が提出された。また、委員会から、「固定資産税お

請願・陳情審査件数 平成25年1月～12月

区分	件数	審査結果				
		採択	不採択	取下げ	付託替え	継続審議
委員会						
企画総務	20	—	—	—	—	20
区民生活	17	2	—	—	—	15
健康福祉	15	1	—	1	—	13
環境まちづくり	37	2	—	3	—	32
文教児童青少年	33	1	—	2	—	30
議会運営	7	—	—	—	—	7
災害対策等	2	—	—	—	—	2
総合・災害対策等	2	—	—	—	—	2
医療・高齢者等	9	1	1	—	—	7
清掃リサイクル等	5	—	—	—	—	5
交通対策等	14	—	—	—	—	14
予算						
決算						
計	161	7	1	6	2	145

※：①件数の上段は請願、下段は陳情  
 ②請願・陳情の件数は、継続審査および分割付託を含む。  
 採択、不採択、取下げには、一部採択、一部不採択、一部取下げを含む。  
 ③総合・災害対策等特別委員会は、平成25年6月28日まで災害対策等特別委員会。

歴代議長

昭和	党別
1 上野徳次郎	自由党
2 桜井 米蔵	〃
3 小口 政雄	〃
4 梅内 正雄	〃
5 篠田 鎮雄	〃
6 梅内 正雄	〃
7 井口 仙蔵	〃
8 塚田 洪憲	〃
9 井口 仙蔵	自民党
10 井口 仙蔵	〃
11 梅内 正雄	〃
12 林 亮海	〃
13 上野徳次郎	〃
14 桜井 米蔵	〃
15 梅内 正雄	〃
16 橋本銀之助	〃
17 井口 仙蔵	〃
18 越後 幹雄	〃
19 長谷川安正	〃
20 小柳 信子	〃
21 橋本銀之助	〃
22 橋本銀之助	〃
23 塚田 洪憲	〃
24 横山 繁雄	〃
25 関口 三郎	〃
26 田口阿久理	〃
27 楠 直正	〃
28 横山 繁雄	〃
29 内田仙太郎	〃
30 豊田 三郎	〃
31 貫井 武夫	〃
32 上野 定雄	〃
33 矢崎 久雄	〃
34 大野喜三郎	〃
35 貫井 武夫	〃
36 上野 定雄	〃
37 田中 確也	〃
38 望月 泰治	〃
39 楠 直正	〃
平成	
40 椎名 貞夫	公明党
41 山田左千夫	自民党
42 渡辺 耕平	〃
43 関口 和雄	〃
44 吉野 信義	〃
45 大橋 静男	〃
46 中島 力	〃
47 高橋かずみ	〃
48 関口 三郎	〃
49 浅沼 敏幸	無所属
50 関口 和雄	自民党
51 関口 和雄	〃
52 土屋 新一	民主党
53 小林みつぐ	自民党
54 村上 悦栄	〃
55 中島 力	〃
56 小林みつぐ	〃
57 本橋まさとし	〃
58 村上 悦栄	〃
59 関口 和雄	〃
60 しばぎ幹男	〃
61 本橋 正寿	〃
62 西山きよたか	〃
63 小川けいこ	〃
64 藤井たかし	〃
65 小泉 純二	〃
66 村上 悦栄	〃

歴代副議長

昭和	党別
1 小口 政雄	自由党
2 塚田 洪憲	〃
3 内田建三郎	〃
4 豊田 勝夫	〃
5 大野 政吉	〃
6 加山 峯吉	〃
7 橋本銀之助	〃
8 永盛勇三郎	〃
9 一野 義純	自民党
10 松本 茂	〃
11 豊田 勝夫	〃
12 山下 新吉	社会党
13 大戸 淳三	自民党
14 矢崎信夫	〃
15 越後 幹雄	〃
16 荒井 澄雄	社会党
17 並木 亀吉	自民党
18 長谷川安正	〃
19 宇野津定三	公明党
20 横山 倉吉	自民党
21 榎本 喜芳	社会党
22 木下喜三郎	〃
23 本橋弘三郎	〃
24 木下喜三郎	〃
25 岡本 和男	〃
26 本橋弘三郎	〃
27 土屋 新一	〃
28 藤代権兵衛	〃
29 小池 広司	公明党
30 小林としたか	〃
31 椎名 貞夫	〃
32 安藤 美義	〃
33 宇野津定三	〃
34 田中てるみ	〃
35 小池 広司	〃
36 小林としたか	〃
37 椎名 貞夫	〃
38 田中 保徳	〃
39 竹内 智久	〃
40 俵頭 功	〃
41 小林 利孝	〃
平成	
42 吉野 信義	自民党
43 田中 保徳	公明党
44 竹内 智久	〃
45 椎名 貞夫	〃
46 白井 繁雄	〃
47 富塚 辰雄	〃
48 秋本 和昭	〃
49 俵頭 功	公明
50 斉藤 宗孝	〃
51 西川 康彦	〃
52 富塚 辰雄	〃
53 秋本 和昭	公明党
54 武藤 昭夫	共産党
55 山田 哲丸	公明党
56 斉藤 宗孝	〃
57 西川 康彦	〃
58 岩崎 典子	〃
59 斉藤 宗孝	〃
60 秋本 和昭	〃
61 宮原 義彦	〃
62 田代 孝海	〃
63 岩崎 典子	〃
64 内田ひろのり	〃
65 斉藤 静夫	〃
66 うすい民男	〃
67 吉田ゆりこ	〃
68 柳沢よしみ	〃

よび都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書」の1議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

## 5 第一回定例会（26年2月7日から3月17日）

定例会の初日に区長から、「保育所の待機児童対策」「学校における安全対策」「区内産業の振興」「地域医療の確保と充実」「高齢者福祉施策の充実」などについての所信表明があり、これを受けて12名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「平成26年度練馬区一般会計予算」「練馬区区民事務所等の設置に関する条例の一部を改正する条例」「練馬区議会議員の議員報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」など47議案が提出された。議員からは、「微小粒子物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書」の1議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

## (2) 執行機関—区長・行政委員会など

区的意思決定機関（議決機関）である区議会に対し、決定された意思の実施機関（執行機関）として、区長および行政委員会、行政委員が置かれ、さらに補助機関として、副区長、会計管理者およびその他の職員が置かれている。また、附属機関として区政に必要な調査・審議を行う各種の協議会、審議会等が設けられている。

### ●区長と補助機関

#### 1 区 長

区長は区を代表し、その事務全般を統括する執行機関で、任期は4年である。

昭和49年6月の地方自治法の改正により、区民による直接選挙制度が復活し、翌年4月27日に初の選挙が行われた。

平成26年4月20日に行われた区長選挙の結果、第18代区長に前川耀男が選出された。

#### 2 副区長（助役）、会計管理者（収入役）

区長を補佐する副区長は、区長が区議会の同意を得て選任し、任期は4年である。

26年6月20日に2人目の副区長として山内隆夫が新たに選任された。

また、会計事務をつかさどる機関である会計管理者は、職員の中から区長が命ずる。

なお、18年の地方自治法改正以前は、助役および収入役が置かれていた。

### 歴代区長

		昭和			
1	白 井 五十三	22.	9. 20	～	26. 9. 19
2	須 田 操	26.	9. 20	～	30. 9. 19
3	〃	30.	11. 9	～	34. 11. 8
4	〃	34.	12. 3	～	38. 12. 2
5	〃	38.	12. 26	～	42. 6. 21
6	片 健 治	43.	7. 29	～	47. 7. 28
7	田 畑 健 介	48.	10. 16	～	50. 4. 26
8	〃	50.	4. 27	～	54. 4. 26
9	〃	54.	4. 27	～	58. 4. 26
10	〃	58.	4. 27	～	62. 4. 26
11	岩 波 三 郎	62.	4. 27	～	平成 3. 4. 26
12	〃	3.	4. 27	～	7. 4. 26
13	〃	7.	4. 27	～	11. 4. 26
14	〃	11.	4. 27	～	15. 4. 26
15	志 村 豊志郎	15.	4. 27	～	19. 4. 26
16	〃	19.	4. 27	～	23. 4. 26
17	〃	23.	4. 27	～	26. 2. 23
18	前 川 耀 男	26.	4. 20	～	在任中

### 歴代副区長

		平成			
1	関 口 和 雄	19.	4. 1	～	19. 6. 12
2	〃	19.	6. 13	～	23. 6. 12
3	琴 尾 隆 明	23.	6. 14	～	在任中
4	山 内 隆 夫	26.	6. 20	～	在任中

### 歴代助役

		昭和			
1	小 林 四 郎	22.	12. 4	～	26. 12. 3
2	〃	26.	12. 4	～	30. 12. 3
3	〃	30.	12. 4	～	34. 12. 3
4	〃	34.	12. 10	～	38. 12. 9
5	星 義 文	39.	5. 27	～	42. 6. 21
6	金 子 光	43.	9. 3	～	47. 9. 2
7	三 浦 忠 正	48.	10. 29	～	52. 10. 28
8	〃	52.	10. 29	～	56. 10. 28
9	〃	56.	10. 29	～	60. 10. 28
10	中 園 啓 一	58.	6. 21	～	62. 6. 13
11	三 浦 忠 正	60.	10. 29	～	62. 4. 25
12	三 石 辰 雄	62.	6. 26	～	平成 3. 6. 25
13	〃	3.	6. 26	～	7. 6. 25
14	〃	7.	6. 26	～	11. 6. 25
15	志 村 豊志郎	11.	6. 26	～	15. 2. 12
16	関 口 和 雄	15.	6. 13	～	19. 3. 31

### 歴代収入役

		昭和			
1	原 鋌 二	22.	12. 4	～	26. 12. 3
2	〃	26.	12. 4	～	30. 12. 3
3	〃	30.	12. 4	～	34. 12. 3
4	〃	34.	12. 10	～	38. 12. 9
5	栗 林 繁 実	39.	5. 27	～	43. 5. 26
6	寺 本 静 雄	43.	9. 3	～	47. 9. 2
7	山 本 佳 二	48.	10. 29	～	52. 10. 28
8	〃	52.	10. 29	～	56. 10. 28
9	中 園 啓 一	56.	10. 29	～	58. 6. 20
10	本 田 久 夫	58.	6. 21	～	62. 6. 13
11	〃	62.	6. 26	～	平成 3. 6. 25
12	〃	3.	6. 26	～	7. 6. 25
13	〃	7.	6. 26	～	11. 6. 25
14	小 林 勝 郎	11.	6. 26	～	15. 6. 25
15	〃	15.	6. 26	～	19. 6. 25

3 職員

区の職員数は、26年4月1日現在4,275人である。内訳は下表の組織別職員数のとおりである。

なお、上記のほか、小・中学校の教員2,405人および学校関係の栄養士、事務職員の一部144人は、都の任用の職員で右表のとおりである（26年5月1日現在）。

●行政委員会、行政委員

区には、つぎの行政委員会、行政委員があり、それぞれ事務局において必要な事務を執行している。

東京都任用の教職員数

平成26年5月1日現在

区 分	総 数	職 種	
		教 員	その他
小 学 校	1,668	1,571	97
中 学 校	881	834	47
計	2,549	2,405	144

注：その他は、事務職員、栄養士

組織別職員数

平成26年4月1日現在

区 分	総 数	職 種 別			区 分	総 数	職 種 別		
		事務系	福祉・技術系	技能・業務系			事務系	福祉・技術系	技能・業務系
総 数	4,275	1,712	1,828	735	豊玉保健相談所	23	5	17	1
技 監 室	1	0	1	0	北保健相談所	12	3	9	—
区 長 報 告 課	28	28	0	0	光が丘保健相談所	17	4	13	—
広 聴 広 報 課	24	24	—	—	石神井保健相談所	25	7	17	1
企 画 部	4	4	—	—	大泉保健相談所	13	4	9	—
企 画 課	43	43	0	0	関保健相談所	13	4	9	—
財 政 課	13	13	—	—	地域医療課	10	10	—	—
情 報 策 課	11	11	—	—	環境まちづくり事業本部	647	181	238	228
危 機 管 理 課	19	19	—	—	環 境 部	316	75	20	221
防 災 課	33	32	0	1	経 営 課	9	9	—	—
総 務 部	33	32	—	1	環 境 課	22	15	7	—
総 務 課	188	117	64	7	みどり推進課	22	10	12	—
文 書 法 務 課	39	37	—	2	清掃リサイクル課	24	19	1	4
情 報 公 開 課	10	10	—	—	練馬清掃事務所	106	10	—	96
職 員 課	8	8	—	—	石神井清掃事務所	133	12	—	121
人 材 育 成 課	25	25	—	—	都 市 整 備 部	141	47	94	0
経 理 用 地 課	13	8	5	—	都 市 計 画 課	25	13	12	—
人 権 ・ 男 女 共 同 参 画 課	22	18	—	4	まちづくり推進調整課	39	16	23	—
施 設 管 理 課	9	8	—	1	住 宅 課	9	8	1	—
区 民 生 活 事 業 本 部	62	3	59	—	開 発 調 整 課	17	2	15	—
区 民 課	626	573	29	24	建 築 課	51	8	43	—
経 営 課	433	417	1	15	土 木 部	190	59	124	7
戸 籍 住 民 課	10	10	—	—	管 理 課	49	20	29	—
税 務 課	205	201	—	4	道 路 公 園 課	61	9	45	7
収 納 課	50	48	1	1	計 画 課	59	17	42	—
国 保 年 金 課	83	79	—	4	土 支 田 中 央 区 画 整 理 課	8	3	5	—
産 業 経 済 部	85	79	—	6	交 通 安 全 課	13	10	3	—
経 済 課	48	47	1	0	会 計 管 理 課	20	20	—	—
商 工 観 光 課	33	32	1	—	教 育 委 員 会 事 務 局	1,904	293	1,160	451
地 域 文 化 部	15	15	—	—	教 育 振 興 部	171	157	5	9
地 域 振 興 課	145	109	27	9	教 育 総 務 課	42	38	—	4
文 化 ・ 生 涯 学 習 課	79	53	23	3	学 務 課	19	19	—	—
ス ポー ツ 振 興 課	37	30	4	3	施 設 給 食 課	28	22	3	3
健 康 福 祉 事 業 本 部	29	26	—	3	教 育 指 導 課	20	20	—	—
福 祉 部	750	391	335	24	学 校 教 育 支 援 セ ン タ ー	12	10	2	—
経 営 課	545	313	211	21	光 が 丘 図 書 館	50	48	—	2
高 齢 社 会 対 策 課	48	36	10	2	こ ど も 家 庭 部	1,445	113	1,155	177
介 護 保 険 課	30	23	6	1	子 育 て 支 援 課	251	40	197	14
障 害 者 施 策 推 進 課	63	50	8	5	保 育 課	1,154	53	939	162
練 馬 総 合 福 祉 事 務 所	118	25	89	4	青 少 年 課	20	15	4	1
光 が 丘 総 合 福 祉 事 務 所	90	60	28	2	練 馬 子 ど も 家 庭 支 援 セ ン タ ー	20	5	15	—
石 神 井 総 合 福 祉 事 務 所	66	43	22	1	小 学 校	243	—	—	243
大 泉 総 合 福 祉 事 務 所	67	44	20	3	中 学 校	22	—	—	22
健 康 部 (練馬区保健所)	63	32	28	3	幼 稚 園	23	23	—	—
健 康 推 進 課	205	78	124	3	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	13	12	1	—
生 活 衛 生 課	31	19	12	—	監 査 事 務 局	5	5	—	—
保 健 予 防 課	42	9	32	1	農 業 委 員 会 事 務 局	—	—	—	—
	19	13	6	—	議 会 事 務 局	17	17	—	—

## 1 教育委員会

教育に関する事務は、政治的中立や住民の意思の反映が強く要請されることから、区長から独立した行政委員会として、教育委員会が設置されている。委員会は、区長が区議会の同意を得て任命する5人の委員で組織され、その任期は4年である。委員会は委員の中から教育長を任命し、教育委員会事務局を置いている。事務局は教育長の統括のもとに事務を執行している。

平成26年6月20日現在の教育委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

委員長 内藤 幸子 (平成25.12.19～29.12.18)  
 委員 安藏 誠市 (平成25.12.19～29.12.18)  
 委員 外松 和子 (平成26. 6.20～30. 6.19)  
 委員 長島 良介 (平成26. 6.20～30. 6.19)  
 教育長 河口 浩 (平成25.10.29～29.10.28)

### 歴代教育長

			昭和				
1	星	義文	27. 11. 1	～	28. 3. 31		
2		〃	28. 4. 1	～	31. 9. 30		
3	松尾	周男	31. 10. 1	～	35. 9. 30		
4	栗林	繁実	35. 10. 8	～	39. 5. 26		
5	上野	唯郎	39. 7. 22	～	39. 10. 6		
6		〃	39. 10. 7	～	43. 10. 6		
7	黒田	新市	43. 10. 14	～	47. 10. 13		
8	岩波	三郎	48. 10. 29	～	52. 10. 28		
9		〃	52. 10. 29	～	56. 10. 28		
10		〃	56. 10. 29	～	60. 10. 28		
11		〃	60. 10. 29	～	62. 1. 17		
						平成	
12	下田	迪雄	62. 7. 1	～	元. 10. 28		
13		〃	元. 10. 29	～	5. 10. 28		
14		〃	5. 10. 29	～	9. 10. 28		
15		〃	9. 10. 29	～	11. 6. 25		
16	蘭部	俊介	11. 7. 1	～	13. 10. 28		
17		〃	13. 10. 29	～	17. 10. 28		
18		〃	17. 10. 29	～	21. 10. 28		
19		〃	21. 10. 29	～	23. 6. 28		
20	河口	浩	23. 6. 29	～	25. 10. 28		
21		〃	25. 10. 29	～	在任中		

## 2 選挙管理委員会

区の選挙を始め、都、国の選挙および選挙に関係ある事務を管理、執行する合議制の機関で、4人の委員で構成されている。委員は、選挙権を有する者の中から区議会において選挙される。任期は4年である。

26年3月31日現在の選挙管理委員はつぎのとおりである。

委員長 本橋 正壽  
 委員 石川 芳昭 小蘭江博之 二見 宣  
 (任期は各委員とも平成29年12月18日まで)

## 3 監査委員

監査委員は、区の財務および行政に関する事務の執行等を監査する独任制の機関で、定数は4人である。

委員は、区長が議会の同意を得て、識見を有する者および区議会議員の中から、それぞれ2人を選任する。

任期は前者が4年で、後者は議員の任期による。識見を有する者のうち1人は常勤である。また、代表監査委員は、識見を有する者のうちから選任される。

26年6月23日現在の監査委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

識見を有する者 藤田 尚 (◎※)  
 (平成25.10.21～29.10.20)  
 識見を有する者 矢崎 一郎  
 (平成23.10.19～27.10.18)  
 区議会議員 田中 ひでかつ  
 (平成26. 6.20～在任中)  
 区議会議員 田代 孝海  
 (平成26. 6.20～在任中)

◎印は、常勤監査委員 ※印は、代表監査委員

25年度の監査等実施状況

### (1) 定期監査等

#### ① 実績

88課109施設

工事監査 11か所

財政援助団体等 33団体

#### ② 監査結果

監査委員意見 5件

### (2) 例月出納検査

### (3) 決算・基金運用状況審査、財政健全化判断比率審査

### (4) 住民監査請求

監査請求件数 0件

### (5) 行政監査

テーマ 「複合施設における自衛消防訓練・避難訓練等の実施状況について」

## 4 農業委員会

農業委員会は、選挙による委員15人、農業協同組合の推薦1人、農業共済組合の推薦1人、区議会推薦の学識経験者3人の計20人で構成され、農地法等法令による事項および農業生産力の向上、農業経営の合理化、建議、諮問、答申等を行っている。選挙による委員の任期は3年である。

26年6月20日現在の委員は、つぎのとおりである。

会長 篠田 一雄  
 副会長 田中 文雄 加藤 和雄  
 委員△五十嵐 透 石手 啓夫 内田 富雄  
 ○榎本 高一 尾崎 正広 加藤 友泰  
 加藤 康夫 篠崎 忠仔 ☆島田 拓  
 杉浦 政雄 鈴木 輝章 瀧澤 正道  
 ☆田中よしゆき 西貝 孝之 ☆西野 幸一  
 平野 晴久 渡邊 和雄

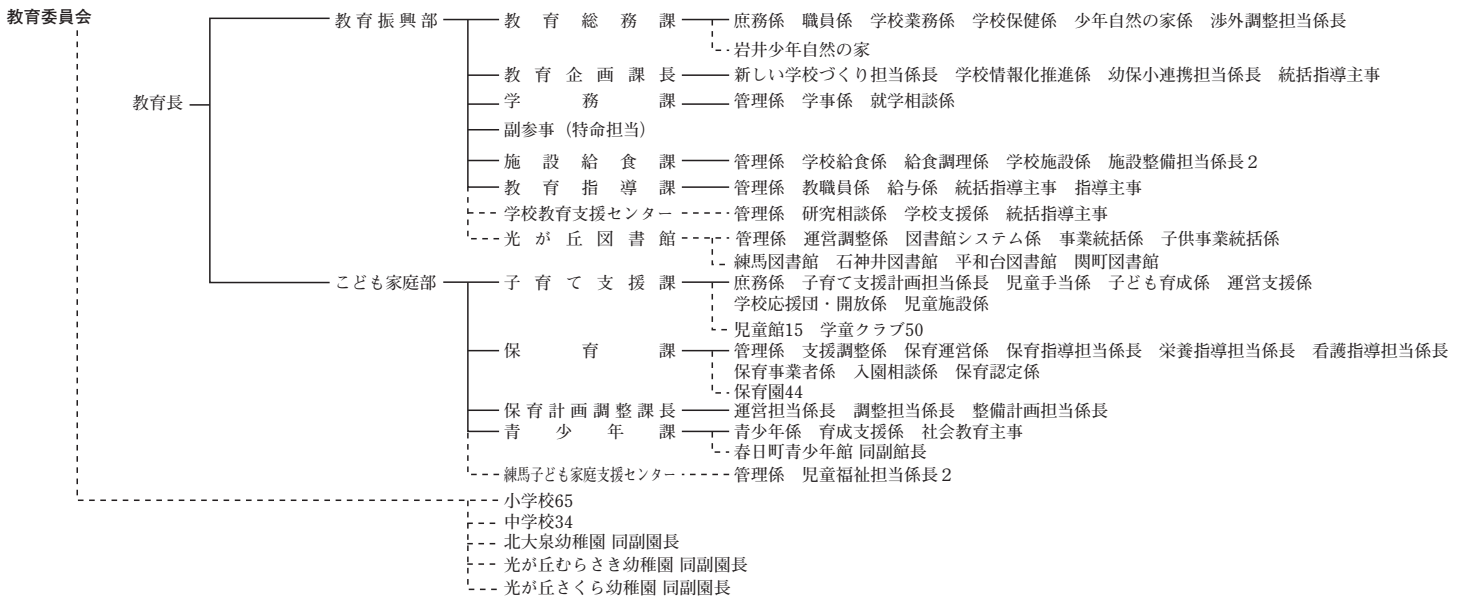
○印は、農業協同組合の推薦 △印は、農業共済組合の推薦 ☆印は、学識経験者

## 5 人事委員会

特別区の人事委員会は、23特別区が共同して設置している一部事務組合である特別区人事・厚生事務組合の一機関として設置され、23特別区共同の人事機関として機能している。

練馬区機構図 (平成26年4月1日現在)





- 選挙管理委員会 — 事務局 — 庶務係 選挙係 情報啓発係
- 監査委員会 — 事務局 — 監査担当係長 5
- 農業委員会 — 事務局 — 農業担当係長 2

## 練馬区の附属機関

平成26年4月1日現在

名 称 (根拠法令)	定数 任期	構 成	職務のあらまし
防災会議 (法・条例)	50人以内 2年	東京都、警察、消防、自衛隊、指定公共機関、学識経験者および区民防災組織等	地域防災計画の作成、区の地域に係る防災に関する重要事項の審議
安全・安心協議会 (条例)	60人以内 1年	区民、関係団体の代表者、関係行政機関の職員、区職員	安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本事項・必要事項についての審議
国民保護協議会 (法・条例)	50人以内 2年	警察、消防、自衛隊、区内公共的団体役員等	国民保護計画・修正の審議
特別職報酬等および議会政務活動費審議会 (条例)	10人以内 2年	区民、区内公共的団体等代表者	特別職報酬額等の適否についての審議
情報公開および個人情報保護審査会 (条例)	5人以内 2年	学識経験者	公文書非公開決定等の処分に関する不服申立てについての審査
情報公開および個人情報保護運営審議会 (条例)	25人以内 2年	区民、学識経験者、区議会議員、区職員	情報公開および個人情報保護制度の運営に関する重要事項の審議
財産価格審議会 (条例)	13人以内 2年	学識経験者、区職員	公有財産の管理・処分・財産の取得に関する価格の評定
国民健康保険運営協議会 (法・条例)	24人 2年	被保険者、保険医・保険薬剤師、公益および被用者保険等保険者の各代表者	国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議
文化財保護審議会 (条例)	10人以内 2年	学識経験者	文化財の保存・活用についての調査・審議
美術館運営協議会 (条例)	19人以内 2年	学識経験者、区議会議員、区民、美術団体関係者、学校教育関係者	区立美術館の運営方針および事業計画の協議
民生委員推薦会 (法・政令・規則)	14人 3年	社会福祉関係団体代表者、民生委員、学識経験者、区議会議員等	民生委員候補者の推薦
保健福祉サービス苦情調整委員 (条例)	5人以内 2年	保健・福祉・法律等に関する学識経験者	区や民間事業者が行う保健福祉サービスの利用に関する苦情の申立てについての調査・調整など
介護保険運営協議会 (条例)	25人以内 3年	被保険者、医療保険者の職員、医療従事者、福祉関係団体の職員または従事者、介護サービス事業者の職員、学識経験者	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画および介護保険事業の運営に関する重要な事項の審議
地域包括支援センター運営協議会 (法・条例)	20人以内 3年	被保険者、居宅サービス等の利用者等、医療従事者、保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者、指定居宅サービス事業者等の職員、学識経験者	地域包括支援センターの運営等に関する事項の審議
地域密着型サービス運営委員会 (法・条例)	20人以内 3年	被保険者、居宅サービス等の利用者等、医療従事者、保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者、指定居宅サービス事業者等の職員、学識経験者	地域密着型サービス事業者の指定等に関する事項の審議
介護認定審査会 (法・条例)	280人以内 2年	保健・医療・福祉に関する学識経験者	要介護認定における審査・判定業務
障害者給付審査会 (法・条例)	60人以内 2年	障害者の実情に通じた者で、障害保健福祉の学識経験者	障害支援区分認定における審査・判定業務
感染症診査協議会 (法・条例)	4人以上 2年	感染症指定医療機関の医師、感染症の医療に関する学識経験者、法律に関する学識経験者、医療および法律以外の学識経験者	感染症指定医療機関への入院期間延長の要否、結核患者の医療についての公費負担に関する審議、感染症法に基づく就業制限に関する審議
大気汚染障害者認定審査会 (条例)	10人以内 2年	医学に関する学識経験者	医療費助成の認定に関する調査・審議
環境審議会 (条例)	20人以内 2年	区民、事業者、学識経験者、教育関係者、関係行政機関職員	区の環境保全に関する基本的事項についての調査・審議
緑化委員会 (条例)	23人以内 2年	区民、学識経験者	みどりの保全および創出に関する重要事項の調査・審議

名 称 (根拠法令)	定数 任期	構 成	職務のあらまし
循環型社会推進会議 (条例)	20人以内 2年	区民、事業者、学識経験者等	リサイクルの推進ならびに廃棄物の減量および処理に関する基本的事項の審議
都市計画審議会 (法・条例)	30人以内 2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員	都市計画、まちづくりおよび景観に関する調査・審議など
建築審査会 (法・条例)	5人 2年	法律・経済・建築・都市計画・公衆衛生・行政の学識経験者	特定行政庁の許可等に対する同意、審査請求に対する裁決など
建築紛争調停委員会 (条例)	7人以内 2年	法律・建築・環境等の学識経験者	建築に係る紛争の調停など
土地区画整理審議会 (法・条例)	10人 5年	地区内地権者、学識経験者	施行者が行う換地計画および仮換地指定に関する事項ならびに評価員の選任に関する意見および同意
自転車駐車対策協議会 (法・条例)	20人以内 2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関の職員、鉄道事業者の職員	自転車の駐車対策に関する重要事項の調査・審議
青少年問題協議会 (法・条例)	36人 2年	学識経験者 (公募区民5人含)、区議会議員、関係行政機関職員、区職員	青少年育成活動方針の審議など
子ども・子育て会議 (法・条例)	15人以内 2年	子どもの保護者、事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等	子ども・子育て施策の総合的な推進、教育・保育施設等の利用定員についての調査・審議など

### (3) 練馬区政推進基本条例

国から地方へ権限や財源が移る「地方分権」が進む中、それぞれの自治体が、自らの判断と責任により自治体運営を進めていくことが求められている。そこで、練馬区がさらに自律的な自治体として発展していくため、区民、議会、執行機関の三者が力を合わせて区政を進めるための基本的なルールとして、「練馬区政推進基本条例」を制定し、平成23年1月1日に施行した。

制定に当たっては、公募区民13人を含む34人で構成する区民懇談会で、条例に盛り込む内容の検討を行った。また、区民意見反映制度や説明会などを通して、区民の意見を反映し、制定した。

条例では、区民、議会、執行機関のそれぞれの役割と責務、区政運営の基本原則などを定めている。条例の主な内容は、以下のとおりである。

#### 1 基本理念 (第3条)

区民と区が、情報を共有し、それぞれの役割を分担し、協働することにより、区民による区民のための自律的な自治体を目指す。

#### 2 区政運営の基本原則 (第4条)

区民の権利や自主性の尊重、公益の実現。公平、公正、透明性の確保。区民の主体的な参加・参画のもと、地域コミュニティ活動との協働。総合的、計画的、効率的な区政経営。

#### 3 区民等の権利および責務 (第5条)

区民には、区政への参加・参画、地域コミュニティ活動、協働、区政に関する情報を知る権利がある。また、区とともに自治を担い育て、責任ある発言と

行動が求められる。

#### 4 議会の役割等 (第6条)

議会は、区民の代表者である議員の活動により運営され、条例の制定・改廃、予算などの議決、また、執行機関に対する監視やけん制を行う。

#### 5 執行機関の役割等 (第7条～第9条)

執行機関は、事務を公正・誠実に管理し執行する。区長は、区民の信託に応え、効果的・効率的に公共サービスを提供し、また、職員の指揮監督を行う。職員は、区民との協働を柱とした区政運営を担い、また、職務の執行に必要な能力の向上に努める。

#### 6 参加・参画および協働の推進 (第10条～第12条)

区民の区政への参加・参画、協働を推進し、支援を行う。

#### 7 区政運営の基本的仕組み (第13条～第21条)

区政運営の基本原則に基づき、基本構想の策定、区民意見の反映、情報の公開、個人情報保護、要望等に対する応答、行政評価、健全な財政運営、附属機関等の会議の公開などを行う。

#### 8 区民投票 (第22条)

区の存立に関わること、その他の区に重大な影響を及ぼす案件について、直接区民の意思を確認するため、区民投票を実施することができる。

#### 9 国等との関係 (第23条・第24条)

共通する課題を解決するため、区は、国や他の自治体と連携し、協力していく。



# 3 財 政

練馬区など23特別区は、他の市町村と同じく住民に最も身近な自治体であるが、大都市行政の一体性を保つ上で、財政面においても様々な特徴がある。

## (1) 特別区財政制度の現状

### ●都区財政調整制度

23特別区は、本来「市が行う事務」を担うこととされているが、一方で特別区行政の一体性確保の観点から「市が行う事務」のうち一部を都が行っている。

また、一般的には市町村の財源とされている3税（固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税）についても、こうした特殊性から特別区の地域においては都が課税、徴収する特例的な扱いとなっている。

都区財政調整制度とは、この3税を都区の共有財源として、特別区と都の事務配分に相応してその役割に見合った財源配分を行うとともに、特別区間の著しい財源の偏りを調整し、行政水準の均衡を図るための制度である。

都が徴収したこの3税の収入額のうち、平成19年度からは55%が特別区交付金として財源の不足する区に配分されている。

26年度における、練馬区の一般会計当初予算に占める割合は31.9%であり、一番大きな財源となっている。

### ●起債の発行

財政負担の平準化や世代負担の公平化のため、地方債の発行を行うことができる。発行に当たり都知事に事前協議を行う。なお、平成24年度から、一部について届出制が導入されている。

### ●地方交付税

地方交付税は、国が徴収した税金の一定部分を自治体の財政力の違いに応じて配分するものである。

特別区は、東京都の大都市分として一括算定されるため、直接の交付対象団体とはなっていない。

平成25年度の交付税算定結果では、東京都は財源の豊かな富裕団体と国からみなされ、地方交付税は不交付となっている。

### ●国庫支出金

国庫支出金は、国が地方公共団体の支出する特定の事業に要する経費について交付する支出金であるが、

実際に必要な経費に見合うだけの金額が交付されないため、いわゆる超過負担が生じている。

また、これまで、平成16年度からの三位一体改革により、一部国から地方公共団体への税源移譲が行われたものの各種補助金は削減されている。

区では、分権型社会の実現のため、地域主権改革の推進と地方が担う役割に見合う地方税源の充実を国に要望している。

## (2) 平成26年度当初予算

### ●当初予算編成に当たっての基本方針

区では、区政運営の指針となる基本構想の実現を目指して、平成24年3月、長期計画（22年度～26年度）の見直しを行い、24年度からの3年間を計画期間とする後期実施計画を策定した。現在、両計画の最終年度に当たる26年度に向けて、事業の着実な推進に努めているところである。

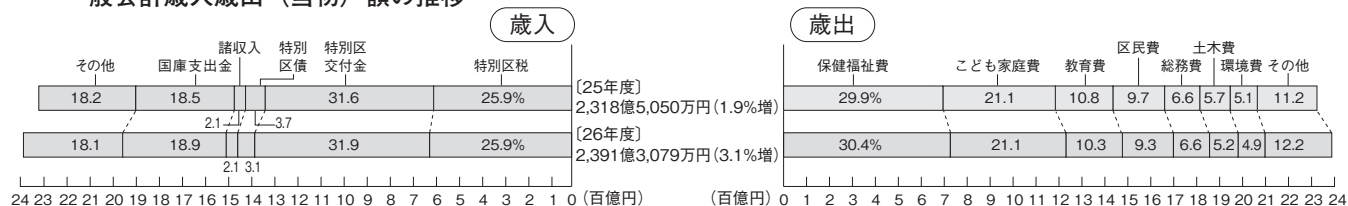
このような中、我が国の経済情勢は、政府のデフレ脱却に向けた総合的な経済対策により、企業活動や個人消費の改善がみられ、25年9月以降、国は月例経済報告において、景気は緩やかに回復しつつあるとしている。

一方、本区の財政状況は、24年度普通会計決算における経常収支比率が前年度に比べ0.3ポイント増の89.8%と過去最高となり、財政の硬直化が一段と進行している。加えて、社会保障関係経費等のさらなる増加、小中学校の校舎を始めとする施設の改修改築への対応など、喫緊に対処すべき課題が山積している。また、地方法人課税の見直しにより、区の歳入の3割を超える特別区財政調整交付金の原資である法人住民税が一部国税化され、27年度以降、特別区財政調整交付金は大幅な減収が見込まれ、厳しい財政運営を強いられることが予想される。

そこで、26年度予算編成に当たっては、将来にわたって持続可能な財政運営を維持しつつ、多様な行政課題に的確に対応していくため、職員一人ひとりが施策の到達目標を十分認識したうえで、一層の創意工夫に努めて臨むこととした。

そのため、26年4月からの消費税率の引上げの影響に配慮しつつ、枠配分予算における3%のマイナスシリー

一般会計歳入歳出（当初）額の推移



ングを実施するとともに、24年度から2か年にわたり実施した「事務事業の総点検」により、歳出をきめ細かく見直した。また、引き続き「選択と集中のさらなる徹底」を図りながら、行政改革の成果としてこれまで積み立ててきた基金から必要額の繰入れを行うとともに、社会資本形成に要する事業については、後年度負担に考慮しつつ、起債の活用を図ることにより財源の確保に努め、区民福祉の一層の向上に寄与するよう編成を行ったものである。

#### ●一般会計

平成26年度当初予算における一般会計は2,391億3,079万円で、25年度当初予算に比べて3.1%の増となっている。

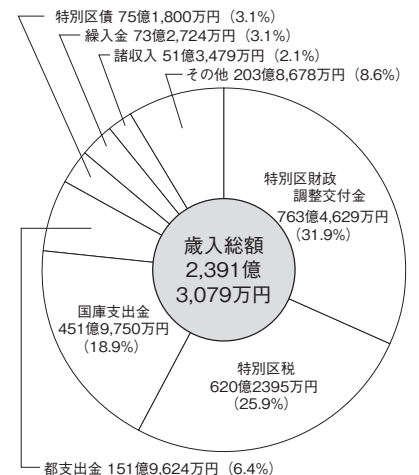
#### ●特別会計

特別会計は、国民健康保険事業会計718億4,260万円（前年度比0.7%減）、介護保険会計471億1,059万円（同11.2%増）、後期高齢者医療会計149億5,443万円（同7.5%増）、公共駐車場会計5億2,027万円（同1.4%減）である。

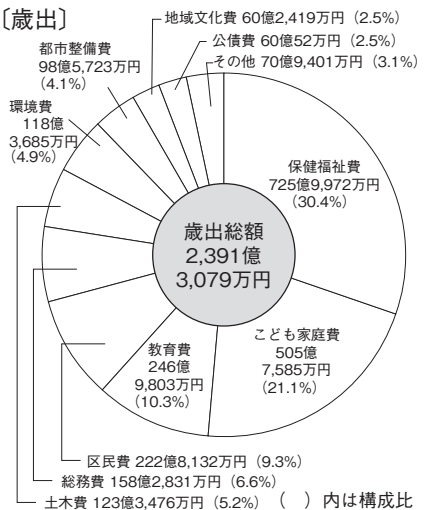
平成26年度一般会計予算  
〔歳入〕

区 分	予 算 額	構 成 比	前 年 度	増 減 率
	千円	%	千円	%
特別区税	62,023,946	25.9	60,030,811	3.3
地方譲与税	1,018,000	0.4	1,115,000	△ 8.7
利子割交付金	910,000	0.4	755,000	20.5
配当割交付金	720,000	0.3	320,000	125.0
株式等譲渡所得割交付金	300,000	0.1	82,500	263.6
地方消費税交付金	8,604,000	3.6	6,450,000	33.4
自動車取得税交付金	360,000	0.2	630,800	△ 42.9
地方特例交付金	390,000	0.2	420,000	△ 7.1
特別区交付金	76,346,291	31.9	73,159,588	4.4
交通安全対策特別交付金	88,800	0.0	90,000	△ 1.3
分担金及び負担金	2,124,176	0.9	1,870,792	13.5
使用料及び手数料	3,514,396	1.5	3,533,973	△ 0.6
国庫支出金	45,197,501	18.9	42,883,171	5.4
都支出金	15,196,242	6.4	14,048,641	8.2
財産収入	351,407	0.1	319,721	9.9
寄付金	6,001	0.0	6,001	0.0
繰入金	7,327,241	3.1	10,728,371	△ 31.7
繰越金	2,000,000	0.8	2,000,000	0.0
諸収入	5,134,791	2.1	4,790,134	7.2
特別区債	7,518,000	3.1	8,616,000	△ 12.7
計	239,130,792	100.0	231,850,503	3.1

平成26年度一般会計予算  
〔歳入〕



〔歳出〕



〔歳出 (目的別)〕

区 分	予 算 額	構 成 比	前 年 度	増 減 率
	千円	%	千円	%
議 会 費	1,093,625	0.5	1,124,449	△ 2.7
総 務 費	15,828,306	6.6	15,218,556	4.0
区 民 費	22,281,322	9.3	22,529,114	△ 1.1
産 業 経 済 費	2,667,741	1.1	3,685,082	△ 27.6
地 域 文 化 費	6,024,186	2.5	5,815,343	3.6
保 健 福 祉 費	72,599,720	30.4	69,231,464	4.9
環 境 費	11,836,846	4.9	11,736,104	0.9
都 市 整 備 費	9,857,228	4.1	5,842,052	68.7
土 木 費	12,334,759	5.2	13,224,682	△ 6.7
教 育 費	24,698,027	10.3	25,117,911	△ 1.7
こ だ も 家 庭 費	50,575,851	21.1	48,838,975	3.6
公 債 費	6,000,516	2.5	7,869,072	△ 23.7
諸 支 出 金	3,232,665	1.4	1,517,699	113.0
予 備 費	100,000	0.0	100,000	0.0
計	239,130,792	100.0	231,850,503	3.1

〔歳出 (性質別)〕

区 分	予 算 額	構 成 比	前 年 度	増 減 率
	千円	%	千円	%
義務的経費	125,476,004	52.5	125,041,651	0.3
人件費	45,281,692	18.9	46,624,378	△ 2.9
扶助費	74,202,022	31.0	70,555,763	5.2
公債費	5,992,290	2.5	7,861,510	△ 23.8
投資的経費	25,527,356	10.7	23,723,537	7.6
普通建設事業費	25,527,356	10.7	23,723,537	7.6
その他の経費	88,127,432	36.9	83,085,315	6.1
物件費	44,424,301	18.6	41,975,186	5.8
維持補修費	2,258,621	0.9	2,154,221	4.8
補助費等	14,458,327	6.0	12,908,871	12.0
積立金	1,819,887	0.8	458,601	296.8
投資及び出資金	0	0.0	0	0.0
貸付金	1,863,132	0.8	1,602,288	16.3
繰出金	23,203,164	9.7	23,886,148	△ 2.9
予備費	100,000	0.0	100,000	0.0
計	239,130,792	100.0	231,850,503	3.1

平成26年度特別会計予算  
[国民健康保険事業会計]

区 分	予 算 額	構成比	前 年 度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
国民健康保険料	19,138,996	26.6	18,596,532	2.9
一部負担金	2	0.0	2	0.0
使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0
国庫支出金	14,975,510	20.8	15,210,774	△1.5
療養給付費交付金	2,088,719	2.9	2,284,285	△8.6
前期高齢者交付金	12,416,576	17.3	11,791,804	5.3
都 支 出 金	4,595,933	6.4	4,514,321	1.8
共同事業交付金	8,168,247	11.4	7,873,792	3.7
財 産 収 入	1	0.0	1	0.0
繰 入 金	9,775,038	13.6	11,383,533	△14.1
繰 越 金	600,001	0.8	600,001	0.0
諸 収 入	83,579	0.1	100,122	△16.5
計	71,842,603	100.0	72,355,168	△0.7
(歳出)				
総 務 費	1,242,264	1.7	1,377,698	△9.8
保険給付費	46,167,390	64.3	46,809,359	△1.4
後期高齢者支援金等	10,193,288	14.2	10,177,479	0.2
前期高齢者納付金等	15,478	0.0	12,634	22.5
老人保健拠出金	1,386	0.0	5,515	△74.9
介護納付金	4,385,289	6.1	4,381,706	0.1
共同事業拠出金	8,168,273	11.4	7,873,818	3.7
保健事業費	941,437	1.3	997,674	△5.6
諸 支 出 金	127,798	0.2	119,285	7.1
予 備 費	600,000	0.8	600,000	0.0
計	71,842,603	100.0	72,355,168	△0.7

[介護保険会計 (保険事業勘定)]

区 分	予 算 額	構成比	前 年 度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
介護保険料	9,195,963	19.6	8,958,388	2.7
国庫支出金	10,885,047	23.2	9,724,096	11.9
支払基金交付金	13,307,245	28.3	11,905,624	11.8
都 支 出 金	6,788,392	14.5	6,102,092	11.2
財 産 収 入	932	0.0	1,698	△45.1
繰 入 金	6,773,528	14.4	5,504,280	23.1
繰 越 金	11,035	0.0	9,084	21.5
諸 収 入	2,067	0.0	2,050	0.8
計	46,964,209	100.0	42,207,312	11.3
(歳出)				
保険給付費	45,753,598	97.4	40,922,243	11.8
財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0
地域支援事業費	1,198,638	2.6	1,173,110	2.2
基金積立金	937	0.0	102,874	△99.1
諸 支 出 金	11,035	0.0	9,084	21.5
計	46,964,209	100.0	42,207,312	11.3

[介護保険会計 (サービス事業勘定)]

区 分	予 算 額	構成比	前 年 度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
サービス収入	53,722	36.7	63,872	△15.9
繰 入 金	86,024	58.8	75,591	13.8
諸 収 入	6,639	4.5	6,550	1.4
計	146,385	100.0	146,013	0.3
(歳出)				
サービス事業費	146,385	100.0	146,013	0.3
計	146,385	100.0	146,013	0.3

[後期高齢者医療会計]

区 分	予 算 額	構成比	前 年 度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
後期高齢者医療保険料	7,452,503	49.8	6,776,021	10.0
使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0
広域連合支出金	440,912	2.9	437,081	0.9
繰 入 金	7,040,587	47.1	6,682,915	5.4
繰 越 金	20,200	0.1	20,200	0.0
諸 収 入	230	0.0	227	1.3
計	14,954,433	100.0	13,916,445	7.5
(歳出)				
総 務 費	162,180	1.1	131,642	23.2
広域連合拠出金	13,836,816	92.5	12,834,520	7.8
保健事業費	658,036	4.4	652,882	0.8
葬 祭 費	277,200	1.9	277,200	0.0
諸 支 出 金	20,201	0.1	20,201	0.0
計	14,954,433	100.0	13,916,445	7.5

[公共駐車場会計]

区 分	予 算 額	構成比	前 年 度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
繰 入 金	226,362	43.5	239,829	△5.6
繰 越 金	1	0.0	1	0.0
諸 収 入	293,905	56.5	287,607	2.2
計	520,268	100.0	527,437	△1.4
(歳出)				
公共駐車場事業費	278,249	53.5	288,512	△3.6
公 債 費	233,924	45.0	233,924	0.0
諸 支 出 金	3,095	0.6	1	309400.0
予 備 費	5,000	1.0	5,000	0.0
計	520,268	100.0	527,437	△1.4

## 平成26年度施策別主要事業のあらまし

<p>1 次代を担う子どもの健やかな成長を支える（子ども分野） 74億1500万円</p>	<p>(1) 学校外における子供たちの安全を確保するため、「学校防犯指導員」を教育委員会事務局内に配置し、防犯に係る支援を充実するとともに、重点的な巡回・見守りの必要がある学校に民間警備員を配置するなど、子供の安全に関する総合的な体制を整備する。さらに、地域ボランティア等を対象とした防犯に関する講習会を開くため、スクールガード・リーダーの派遣を行う。</p> <p>(2) 幼稚園・保育所・小学校の関係者などで構成する「練馬区幼保小連携推進協議会」において、引き続き、協議を進めるとともに、幼稚園長・保育園長・小学校長が一堂に会する全体研修や幼稚園教諭・保育士・小学校教諭のグループ別研修などの取組を実施する。</p> <p>(3) 「小中一貫教育」の推進のため、小中一貫教育推進方策に基づく施策を展開する。平成26年度は、新たな研究グループ校の指定や研究成果を発表する「ねりま小中一貫教育フォーラム」を開催するほか、区の提案が採択された国の調査研究事業を活用し、様々な小・中学校の状況に応じた小中一貫教育の進め方の検討や小中一貫教育校の検証などを行う。</p> <p>(4) 「学校配備システムの最適化計画」に基づき、教科指導におけるICT活用の環境整備や教員の負担軽減を図る校務の情報化など「教育の情報化」を推進する。平成26年度は校務支援システムの本格稼働に伴うセキュリティーポリシーの策定や校内LANの敷設など教育ネットワーク環境の整備を進める。</p> <p>(5) 現総合教育センターを発展的に改組した「学校教育支援センター」を平成26年4月に開設し、スクールソーシャルワーカーを配置して各関係機関との連携の充実を図るなど、新たな教育相談事業の体制づくりを行うとともに、不登校対策として児童生徒の家庭へ訪問派遣するネリマフレンド事業を充実する。 また、区内4室目となる「仮称大泉教育相談室」の整備に向けて基本設計に着手する。</p> <p>(6) 夏季の猛暑時においても適切な教育環境を確保するため、区立小中学校の特別教室・給食室等および区立幼稚園の教室に空調機を導入する。</p> <p>(7) 耐震性の確保や施設の老朽化に対応するため、谷原小学校および豊玉第二中学校の校舎等改築工事を進めるとともに、開進第四中学校の校舎等改築工事に着手する。さらに、下石神井小学校については平成27年度着工に向けた実施設計を行うほか、新たに大泉東小学校の校舎等改築に向けた基本設計に着手する。</p> <p>(8) 順天堂大学医学部附属練馬病院増床に係る土地交換に伴い石神井東中学校の屋内運動場・プールを改築し、あわせて武道場を整備する。平成27年度着工に向け、平成26年度は基本設計および実施設計を行う。</p> <p>(9) 緑化を推進するとともに、環境教育への活用を図るため、「校庭芝生化・みどりのカーテン」を拡充する。平成26年度は、小学校において校庭芝生化を3校、みどりのカーテンを3校で実施する。</p> <p>(10) 練馬駅北口施設に設置する「練馬子ども家庭支援センター練馬駅北分室」では、子供と家庭の総合相談事業や乳幼児一時預かり事業（年末年始を除く毎日）を実施するなど、多様な子育てニーズに対応できる子育て支援事業の拠点として、平成26年4月中の開設を予定している。</p> <p>(11) 平成27年度から実施が予定されている「子ども・子育て支援新制度」に向け、「子ども・子育て支援法（平成24年8月公布）」に基づく「練馬区子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度中に策定する。</p> <p>(12) 子育て家庭の交流を促進し、孤立感や負担感の軽減を図るため、公設子育てのひろば（びよびよ）を1か所開設するとともに、民設子育てのひろば2か所の新設を目指して取組を進める。</p> <p>(13) 保育所待機児童の早期解消のため、私立認可保育所については都有地を活用して誘致する1園のほか新設12園について開設準備経費等の補助を行う。また、認証保育所2園の開設およびグループ型家庭的保育事業や小規模保育事業の開設に係る経費の補助を行うことなどにより、1,300人規模の定員拡大を図り、待機児童ゼロを目指す。</p> <p>(14) 耐震化整備プログラムにより改修工事を実施する氷川台保育園のほか、旭町保育園・田柄第二保育園（いずれも出張所併設）および桜台第二保育園（地区区民館併設）の大規模改修工事を行う。また、都営住宅の建替に伴う上石神井保育園改築については平成26年度中に工事が完了し、平成27年度早期の移転を予定している。</p> <p>(15) 平成25年6月に開設した「ねりま若者サポートステーション」では、若者総合相談窓口を設置し、就労等の自立支援に取り組んでいる。サポートステーションを補完し、より一層充実するため、区では平成26年度から心理相談や各種セミナーなどの「若者自立支援事業」を展開する。</p> <p>(16) 中学生・高校生の放課後の「居場所の確保」と「自己実現の場」として、児童館を活用した中高生の居場所づくり事業を拡大して実施する。平成26年度は、栄町児童館と東大泉児童館で新たに実施する。</p> <p>(17) 「第二次練馬区放課後子どもプラン」に基づき、放課後等に子供たちが安全・安心に楽しく過ごすことができる居場所の確保と健全育成を図るため、平成26年度は、学童クラブ室と学校応援団ひろば室の合築施設1か所を整備する。また、夏休みの居場所づくり事業を6か所に拡大して実施する。</p>
---	---

<p>2 高齢者や障害者などだれもが安心して暮らせる社会を実現する（健康と福祉分野）</p> <p>29億1600万円</p>	<p>(1) 生活困窮者の自立を支援するため、住宅支援給付を継続するとともに、平成27年度に法施行となる生活困窮者自立支援制度のモデル事業として、生活保護に至る前の段階からの相談支援および家計相談支援を実施し、関係機関との連携や支援方法について検証する。</p> <p>(2) 福祉のまちづくりを啓発、推進するために、区民や地域活動団体が気軽に立ち寄り学べる「ユニバーサルデザイン推進ひろば」の運営や、区民による提案に補助を行う「福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業」等を実施する。</p> <p>(3) 地域住民が主体となって情報交換や相談を行う「相談情報ひろば事業」10か所について運営費の補助を行うなど、地域福祉の推進に係る活動の支援を行う。</p> <p>(4) ひとりぐらし高齢者等実態調査の全件調査を5年ぶりに実施する。また、調査員である民生委員の勧奨等により、災害時に自力避難が困難な方を災害時要援護者名簿へ登録する。</p> <p>(5) 光が丘第二小学校跡施設に練馬区社会福祉事業団が運営する練馬介護人材育成・研修センターの拠点となる施設を開設するとともに、事業費の補助を行い、専門性を持った介護従事者の育成と人材確保を支援する。</p> <p>(6) 高齢者の緊急事態における不安を解消するとともに生活の安全を確保することを目的とした緊急通報システム設置事業について、必要な方へ適切に事業周知を行い、利用を促す。</p> <p>(7) 夏の熱中症予防のための対策として、気温と湿度を計測し熱中症の危険度をライトとブザーで警告する熱中症指標計を、熱中症のリスクが特に高いひとりぐらしの後期高齢者に対し配布する。</p> <p>(8) 要介護状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの介護保険施設や、グループホーム等の地域密着型サービス拠点の整備を促進するため、運営事業者へ建設費等の補助を行う。</p> <p>また、家庭や心身の状況により、自宅での生活が困難な低所得の高齢者が入居可能な都市型軽費老人ホームの整備を促進するため、運営事業者へ建設費の補助を行う。</p> <p>(9) 高齢者の社会参加の促進を図るため、引き続き指定保養施設、公衆浴場、理美容店、庭の湯、映画館、区内スポーツクラブ、いきがいデイサービス等の利用券を希望に応じて交付し、高齢者の健康維持・向上を支援する。</p> <p>(10) 精神科病院から退院直後等で、すぐには就労継続支援等のサービス利用が困難な精神障害者を対象として、日中活動の場を提供する地域活動支援センターⅢ型事業所を区内に誘致し、事業者に対して運営費の補助を行う。</p> <p>(11) 身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語習得や生活能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成する。</p> <p>(12) 障害者等の支援を必要とする方に、日常生活や災害時などにおいて困った際に周囲に配慮や手助けを求めるためのヘルプカードを配布する。また、ヘルプカードの普及活動を通して、地域社会における障害理解のための啓発を進めていく。</p> <p>(13) 障害者の地域生活移行を促進するために、障害者グループホーム、短期入所の整備を行う民間事業所に対して、整備に係る経費への補助を行う。</p> <p>(14) 田柄地域の公有地を活用し生活介護事業所を6月に開設する社会福祉法人に対し、「民設福祉園」として区立と同等の受け入れ態勢を整えられるよう運営費等を補助し、重度障害者の日中活動系サービスの充実を図る。</p> <p>(15) 高齢者の健康や教養、福祉の増進を図る目的で大泉地域に整備する4館目の高齢者センターについて、建設に向けた実施設計を行う。</p> <p>(16) 上石神井地域に整備中の介護予防機能を充実した敬老館について、平成26年10月に開設する。同館では高齢者相談センター支所業務を併せて行う。</p> <p>(17) 白百合福祉作業所について、練馬に移転した旧しらゆり荘部分を活用してサービスの充実を図るための大規模改修工事を行い、平成27年1月から開設する。</p> <p>(18) 生活保護制度の円滑な運用と適正実施を促進するとともに、来所者等の安全確保のため、福祉事務所に生活援護業務支援専門員（警察官OB）を配置する。また、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に取り組む。</p> <p>(19) 生活保護受給者の自立支援の取り組みとして、ホームレスの居宅生活に向けた相談、アパート等への移行および安定した生活のための支援を、ノウハウのある事業者へ委託し地区担当員と連携を図りながら実施する。</p> <p>また、被保護世帯の子供を対象とした勉強会等の実施場所を大泉地域に1か所増設し、対象学年を拡大するとともに自立に向けた進路支援の充実を図る。</p> <p>(20) がん検診を受ける習慣がないと思われる方に対して個別に勧奨および再勧奨を行うこと、および、特定の年齢の方に対して、一部のがん検診費の自己負担分を助成すること等により、がん検診の必要性の認識と意識の醸成を図り、受診率の向上を目指す。</p> <p>また、検診により「要精密検査」となった方に対し、個別に精密検査受診を促すことにより精密検査受診率の向上を図る。精密検査の結果については、そのプロセス指標を把握し、「がん検診・生活習慣病対策検討委員会」で評価・分析することにより、がん検診の事業評価および精度管理を行う。</p> <p>(21) 乳がん検診受診促進のため、健康フェスティバルにおいて、乳がん検診車を展示し、来場の方々に検診機器を実際に見ていただくことで理解促進を図るなど、がんの予防啓発に努める。</p>
---	---

	<p>(22) 妊婦または乳児と同居する喫煙者に対し禁煙を支援することで、受動喫煙防止を図る禁煙支援事業を、薬剤師会との協働により実施する。</p> <p>(23) 育児相談による不安の解消や子育てに関する情報提供など、乳児全戸訪問事業における業務量の増大に対応し、保健師・助産師への委託単価の引き上げを行う。</p> <p>(24) より安全な妊娠・出産を支援するため、不妊治療に係る費用について、東京都の助成に加え、区独自の助成を引き続き実施する。</p> <p>(25) 高齢者等が、自宅等で安心して療養しながら暮らしていただけるようにするために、在宅療養推進協議会での検討内容を踏まえ、医療・介護関係者による事例検討会を開催し、相互理解や連携を深めるとともに、練馬区医師会医療連携センターを中心とした後方支援病床ネットワークを構築するなどの取組を行う。</p> <p>また、小児や若年層の患者を対象とした在宅生活への移行を支援する取組を練馬光が丘病院の協力のもと実施するほか、在宅療養患者への訪問歯科診療を促進する。</p> <p>(26) 救急告示医療機関が改築・増築の際に金融機関から借り入れる資金の利子の一部に、利子補給金を交付して救急医療基盤の充実を図る。26年度から新たに一病院に対して利子補給金を交付する。</p> <p>(27) 築後27年を経過し老朽化が著しい練馬光が丘病院について、病院建物の基本的機能を維持するために必要となる工事経費を負担するほか、将来の建て替えを前提とした課題の整理を行う。</p>
<p>3 にぎわいとやすらぎのあ るまちを創る（区民生活 と産業分野） 39億9300万円</p>	<p>(1) 海外友好都市であるオーストラリア・イプスウィッチ市とは、平成6年10月に友好都市提携を結んでから20周年を迎える。平成26年度は練馬区において20周年記念式典を開催する。</p> <p>(2) 平成26年4月に開設する防災学習センターでは、区民の防災意識や災害対応力の向上を図るために実施している「ねりま防災カレッジ事業」を充実するとともに、新たに起震車を購入し、体験型講座に活用する。さらに、区民防災組織の活動を紹介する映像を制作し、地域の防災活動の周知や防災活動の担い手を発掘するために活用する。</p> <p>(3) 平成26年度から3か年にわたり防災行政無線のデジタル化の整備を進める。</p> <p>なお、災害時の情報伝達の充実を図るため、新たに16基の防災行政無線放送塔を増設する。</p> <p>(4) 平成25年6月の災害対策基本法等の一部改正に伴う地域防災計画の修正に取り組む。あわせて業務継続計画（地震編）および災害対策本部初動対応マニュアル等の見直しに着手することにより、区の災害対策を推進する。</p> <p>(5) 災害発生時における被災者の迅速な生活再建を支援するため、り災証明書の発行などを盛り込んだシステムを新たに導入する。</p> <p>(6) 地域における公益的な活動の支援および協働の推進を図るため、練馬駅北口の区民・産業プラザ内に「区民協働交流センター」を開設する。また、地域コミュニティ活性化プログラムのモデル地域での事業を継続し、地域情報の共有化や地域団体の連携など、地域の実情を踏まえた取組を進める。</p> <p>(7) 練馬区改修改築計画に基づき、桜台地区区民館（保育園併設）の大規模改修工事を実施する。また、高松地区区民館（保育園併設）の大規模改修工事の設計に着手する。</p> <p>(8) 練馬区の特徴的な産業の一つであるアニメ産業の振興については、アニメ文化普及事業、アニメ国際見本市への出展を補助する国際ビジネス支援、ねり丸を活用した地域産業連携事業など各種の施策を推進する。</p> <p>(9) 区民・産業プラザ内に、区の産業振興の中核的な拠点となる「練馬産業振興センター」、区民や各種団体の交流の場として「区民交流ホール」を平成26年4月に開設する。</p> <p>(10) 中小企業者の経営の安定と向上を図り、支援の利便性と効率化を促進するため、練馬ビジネスサポートセンターと一体になり、産業融資資金あっせんを実施する。</p> <p>(11) 小規模事業者の経営の改善を図ることを目的とする「小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）」制度を利用している区内事業者に対して、利子の40%補助を継続して実施する。</p> <p>(12) 区内事業者の雇用の充実を図るため、トライアル雇用充実助成金など雇用促進支援事業を継続する。</p> <p>(13) 商店街活性化や商店街空き店舗対策事業など商店街振興施策を引き続き推進する。</p> <p>(14) 練馬区観光案内所を、現在の練馬駅から区民・産業プラザ内の産業・観光情報コーナーに移設・統合し、練馬にちなんだ商品の販売や観光情報の発信を充実する。</p> <p>(15) 練馬まつりのさらなる賑わいを創出し、まつりの魅力を高めるため、メイン会場を練馬総合運動場からとしまえんに移すとともに、練馬アニメカーニバルや健康フェスティバル、エコスタイルフェアを同日開催することにより、区の多様な魅力を演出する。</p> <p>(16) 平成23年に策定した「練馬区農業振興計画」に基づき、引き続き認定農業者制度（都市型農業経営支援）など、農業振興事業を複合的に実施するとともに、都市農業を支える人材を育成するため、「仮称練馬区農の学校」を平成27年3月に開設する。</p> <p>(17) 美術館に隣接する美術の森緑地を、美術館との一体性をもった緑地へ再整備し、日本大学芸術学部、練馬区美術家協会と協力し、動物をイメージした彫刻を緑地内に設置する。また、美術の森緑地の再整備に合わせ、隣接するサンライフ練馬の外構を整備する。</p>

	<p>(18) アニメを総合的な文化の視点から紹介する「仮題あしたのジョー展覧会」を始めとする企画展を美術館で開催する。</p> <p>(19) 自然環境に親しみ、スポーツ活動に参加し、文化芸術に触れあう公園として、平成26年4月に石神井松の風文化公園を開設する。公園管理棟の一部スペースにふるさと文化館の分室を設け、ふるさと文化館と一体的に運営する。分室では、練馬区ゆかりの文化人を紹介する展示等を行い、石神井公園を含めた散策、まち歩きの出発点とする。</p> <p>(20) 区民の学びの成果や活動が豊かな社会づくりに活かされるよう、地域活動を担う人材の育成と活動へいざなうことを目的とした「仮称ねりま区民大学」の平成27年度開設に向け、準備を進める。</p> <p>(21) マラソンを通じた区民の健康増進・体力向上および区内外に向けねりまの魅力を発信するため、平成27年3月に仮称ねりまシティマラソンを実施する。</p> <p>(22) 図書館の維持運営において民間活力を利用した新たな事業展開を図るため、指定管理者施設の拡充を進める。平成26年度は、新たに小竹図書館において指定管理者制度を導入する。</p> <p>(23) 区民の読書活動を支援するため、平成26年4月に区内3か所目となる「図書館資料受取窓口」を西武池袋線石神井公園駅付近の高架下に開設する。また、大泉学園駅北口再開発ビル内に、平成27年度の開設を目指し、4か所目となる受取窓口の整備を進める。</p>
<p>4 環境と共生する快適なまちを形成する（環境とまちづくり分野） 174億4500万円</p>	<p>(1) 地球温暖化対策として、地球温暖化対策設備設置補助事業の補助対象に窓の断熱改修・直管形LED照明設置を加え充実するとともに、街路灯の省エネルギー化に引き続き取り組む。また、区民参加のエコライフチェック事業について、対象を事業者へも拡大するとともに、成果還元の実施を行う。さらに、節水対策として、節水器具を設置するモデル事業を実施する。</p> <p>(2) みどり30推進計画の3つの重点事業「みどりを愛し守り育む心を育てる」「見えるみどり」を増やす」「官民協働による新たな緑化技術の研究・開発」の実現に向け、「仮称こどもの森」、「ホテルの里」、「花いっぱいにぎわい運動」、「芝生化技術・施設緑化の研究・開発」などに引き続き取り組むとともに、民有地のみどりを守るため、保護樹木・保護樹林所有者への支援を充実する。</p> <p>(3) 循環型社会の形成に向け、引き続き資源のリサイクルに取り組むとともに、良好な住環境を保全するため、必要性の高い世帯を対象としてごみ出し支援の試行を進める。また、清掃事業における行政改革を進めるため、可燃ごみ収集業務の委託化に向けて準備に着手する。</p> <p>(4) 都市計画マスタープランの策定後10年が経過した。この間、まちづくりが進み、区を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、都市計画マスタープランを改定する。また、地域とともに景観まちづくりを進め、まちへの愛着や誇りを育む「ねりま」らしい良好な景観形成に引き続き取り組んでいく。</p> <p>(5) まちの防災性および住環境の向上を図るため、「密集住宅市街地整備促進事業」を江古田北部地区、北町地区および貫井・富士見台地区で引き続き推進する。</p> <p>(6) 暮らしやすく調和のとれたまちづくりを計画的に進めるため、石神井公園駅、大泉学園駅、補助230号線沿道、外環沿道、西武新宿線沿線、放射7号線沿道、放射35号線沿道、放射36号線沿道、高松・向山地区、保谷駅周辺、光が丘地区において、引き続きまちづくりのための調査および検討等に取り組んでいく。</p> <p>(7) 大泉学園駅北口地区市街地再開発事業に取り組む組合への補助等の支援を通じて、駅周辺の都市基盤を整備し、歩行者の回遊性や商業環境の向上を図る。また、駅直結のペDESTリアンデッキにアニメキャラクターのモニュメント等を整備し、「アニメのまち練馬」を区内外に広くアピールしていく。</p> <p>(8) 地区の特性に合わせたまちづくりを進めるため、補助230号線土支田・高松地区、土支田中央地区などで地区計画制度を活用した地区内の建築行為等の規制・誘導および計画に定めた道路・公園等の整備を行う。</p> <p>(9) 大江戸線延伸の早期実現に向けてさらに機運を高める活動を展開するとともに、大江戸線延伸推進基金を積み増し、区の強い姿勢を関係機関に示していく。また、大江戸線延伸を促進するための調査・検討等を引き続き行う。</p> <p>(10) 都市交通マスタープランに基づいて、公共交通空白地域の改善に向けた取組を引き続き実施する。また、乗合タクシーのモデル実施に向け検討を行うとともに、新たな交通システムの導入の可能性について引き続き調査・検討を進める。さらに、都市計画道路など、道路整備を着実に進めるとともに、現行の都市計画道路における事業化計画が平成27年度で終了することから、次期事業化計画の策定に向けた検討を進める。</p> <p>(11) 西武池袋線練馬高野台駅～大泉学園駅区間の連続立体交差事業（東京都が実施主体）を引き続き進める。また、西武新宿線井荻駅～東伏見駅区間の鉄道立体化の早期実現に向け、各駅の交通基盤の整備について、東京都等の関係機関と調査・検討を行うとともに、沿線地域のまちづくりへの取組を進める。</p> <p>さらに、公共交通空白地域の改善と交通網の形成を図るため、東京都および関係区とともにエイトライナー構想の実現に向けた促進活動や調査・検討を行う。</p> <p>(12) すべての人が安心して快適に暮らし続けられる地域社会を実現するため、引き続き練馬区福祉のまちづくり推進条例に基づいた施設整備を行う。とりわけ区民が広く利用する店舗等のバリアフリー化を積極的に推進する。</p>



	<p>(13) 区民の生命と財産を守るため、住宅等の耐震化を進める。災害時の救援・救助活動の生命線となる特定緊急輸送道路の沿道建築物については、国や都の補助制度を活用しつつ、引き続き耐震化促進を図り、災害に強いまちづくりに積極的に取り組んでいく。</p> <p>(14) 区民の財産の確実な保全および災害復旧・復興の迅速化等に寄与する地籍調査事業を推進する。現在実施中の2地区に加え、新たに「高野台2丁目他地区」の調査に着手し、進捗率の向上を図る。</p> <p>(15) 平成25年度に区の管理する橋梁について、維持管理費用の削減や平準化および安全性・信頼性の向上を目的とした、予防的・計画的な修繕を行うための計画「橋梁長寿命化修繕計画」を策定した。この計画に基づいて橋梁の維持修繕に取り組んでいく。</p> <p>(16) 道路のネットワーク化を促進するため、石神井公園駅周辺の都市計画道路である補助線街路第132号線・232号線および生活幹線道路である主要区道32号線等の事業を引き続き進める。また、石神井公園駅の駅前広場整備工事を実施する。</p> <p>(17) 下水道管と汚水桝・雨水桝とを繋ぐ取付管の破損による道路の陥没が全国的に発生している。これに迅速に対応するため、東京都と連携し積極的に施設改良に取り組んでいく。</p> <p>(18) 子供からお年寄りまで幅広い区民が安心して利用できるように、見通し確保のための樹木せん定を引き続き行っていく。また、平成25年度に公園施設の長期的な安全性の確保や補修および更新費用の平準化等を目的とし、予防的・計画的な管理を行うための計画「公園施設長寿命化計画」を策定した。この計画に基づいて遊具等の修繕・更新に取り組んでいく。</p> <p>(19) 仮称西大泉五丁目緑地用地を取得するなど、新たなみどりの拠点となる公園や緑地の設計・整備を進め、公共のみどりの拡充を図る。また、約30万株のカタクリ群落の保全を目的とした仮称清水山公園の基本計画を策定する。</p> <p>(20) ゲリラ豪雨対策として、13か所目となる水位観測カメラを白子川の三ツ橋に設置する。また、雨水流出抑制施設の設置についても、引き続き開発事業者への指導や戸建て住宅への助成を行う。</p> <p>(21) 自転車対策事業として、仮称大泉学園駅北第四自転車駐車場等を整備するとともに引き続き自転車の誘導や撤去等により、放置自転車の削減を図る。また、自転車シミュレーターの導入、走行レーンの整備などのほか、多くの自転車利用者に対して自転車利用ルールの周知を図り交通安全対策を強化する。</p>
<p>5 未来を拓く区政経営を進める（行政運営分野） 4億7800万円</p>	<p>(1) 平成25年9月に策定した「練馬区広報戦略基本方針」に基づき、平成26年度は練馬の魅力をもっとPRするシティプロモーション用の映像やポスターを制作し、マスメディアを活用した広報キャンペーンを展開する。また、平成25年度中に策定予定の「練馬ブランド基本計画」を踏まえ、ねりま未来プロジェクト推進のためのさらなる検討を行う。</p> <p>(2) 行政改革推進プランの取組項目の一つである、区の政策づくりへの区民の参加・参画機会の拡充を図るため、「仮称区民討議会」を開催する。平成26年度は試行実施とし、平成27年度以降の行政計画策定等における活用を目指す。</p> <p>(3) 関越自動車道高架下の有効活用を図るため、平成26年度は占用許可等の手続きを進めるとともに、高齢者センターおよびリサイクルセンターについては実施設計に着手する。</p> <p>(4) 収納・滞納対策については、納税案内センターの業務を拡充し、さらに強化を図るとともに、引き続き弁護士と協力し徴収困難な債権の回収・強制執行に取り組む。</p> <p>(5) 区民事務所・出張所については、平成26年7月に現在の4区民事務所と13出張所を6区民事務所と11出張所に再編する。現在の第二出張所と関出張所を区民事務所に改組する。11出張所については事務を縮小するが、地域の事務サービスの水準を維持するため、自動交付機等のさらなる活用を図るほか、高齢者等への対応として、新たに出張所近くの郵便局（11か所）で証明書発行を行う。</p>

### (3) 平成24年度決算

#### ●一般会計

平成24年度における一般会計決算額は、歳入2,292億7,203万円（前年度2,263億803万円）、増減率1.3%（前年度0.4%）、歳出2,237億8,908万円（前年度2,214億159万円）、増減率1.1%（前年度0.1%）で、前年度に比べて歳入で29億6,400万円の増、歳出で23億8,749万円の増となった。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は54億8,295万円（前年度比11.8%）の黒字となった。

#### 1 歳入

歳入のうち、一般財源の構成比は、64.6%を占めている。この内訳としては特別区税26.4%、特別区交付金33.8%と、この二つで60.2%を占め、前年度（59.7%）と比べ、構成比が0.5ポイント増加している。

特定財源の構成比は35.4%で、前年度（35.4%）から横ばいで推移している。

さらに、財源が自主的に調達できるか否かで区分した自主・依存財源別で見ると、自主財源（区税、諸収入、繰入金、使用料など）は33.9%（前年度34.0%）、依存財源（国庫支出金、都支出金、地方債など）が66.1%（前年度66.0%）となり、自主財源の構成比が0.1ポイント減少した。

#### 2 歳出

目的別（科目別）の構成比で見ると、保健福祉費、こども家庭費、教育費、区民費の順となっている。23年度に比べて、都市整備費、保健福祉費等が増となっている一方、土木費、公債費等が減となっている。なお、24年度より産業地域振興費は廃款となり、産業経済費、地域文化費およびこども家庭費は款新設となっている。

性質別にみると、義務的経費、投資的経費、その他の経費に分けられる。

義務的経費は1,279億6,531万円で、前年度比0.4%増となり、歳出全体に占める構成比は57.2%と前年度に比べ0.4ポイント減となっている。

投資的経費は239億7,810万円で、全体の10.7%と前年度に比べて構成比が0.2ポイント増となっている。

その他の経費は718億4,568万円で、前年度に比べて1.6%増となった。構成比で見ると物件費が大きく、以下、繰出金、補助費等の順になっている。

#### 3 特別区債

特別区債の歳入額は66億4,150万円で、前年度に比べて12.3%増となった。このうち、土木債が19億8,193万円で29.8%であり、都市整備債が19億4,152万円で、構成比は29.2%である。

また、特別区債の24年度末の未償還元金は、581億9,027万円である。

#### ●特別会計

特別会計のうち、国民健康保険事業会計は、前年度に比べ歳入、歳出とも2.2%の増となった。

つぎに介護保険会計は、歳入で8.3%、歳出で8.4%の増、後期高齢者医療会計は、歳入、歳出とも8.8%の増、公共駐車場会計は歳入で2.7%、歳出で5.0%の増となった。

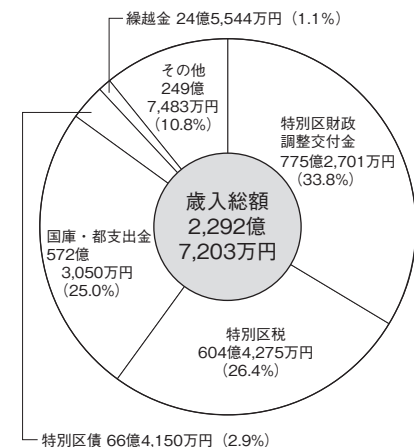
#### ●財政指標

地方公共団体の財政状況の分析に用いる普通会計決算上の指標は、財政力指数が0.45（前年度0.47）、実質収支比率が3.3%（前年度3.2%）、実質公債費比率が△0.4%（前年度0.3%）、公債費比率が7.0%（前年度7.5%）、経常収支比率が89.8%（前年度89.5%）であった。

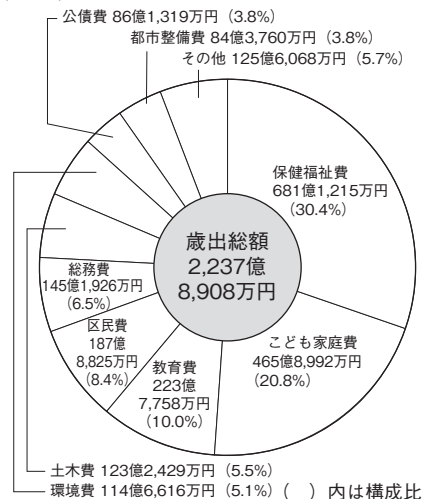
平成24年度一般会計決算  
〔歳入〕

区 分	予算現額	決算額	構成比	収入率	前年度	増減率
	千円	千円	%	%	千円	%
特別区税	60,428,847	60,442,748	100.0	26.4	59,580,712	1.4
地方譲与税	1,085,001	1,062,336	97.9	0.5	1,135,968	△ 6.5
利子割交付金	763,000	792,518	103.9	0.3	823,680	△ 3.8
配当割交付金	363,000	400,768	110.4	0.2	367,001	9.2
株式等譲渡 所得割交付金	82,500	103,000	124.8	0.0	81,646	26.2
地方消費税交付金	6,450,000	6,589,745	102.2	2.9	6,601,769	△ 0.2
自動車取得税交付金	690,810	640,612	92.7	0.3	566,881	13.0
地方特例交付金	418,272	418,272	100.0	0.2	1,350,836	△ 69.0
特別区交付金	77,260,558	77,527,013	100.3	33.8	75,620,397	2.5
交通安全対策 特別交付金	95,000	90,799	95.6	0.0	93,089	△ 2.5
分担金及び負担金	1,810,776	1,879,075	103.8	0.8	1,750,359	7.4
使用料及び手数料	3,375,660	3,346,822	99.1	1.5	3,765,652	△ 11.1
国庫支出金	43,327,124	42,341,703	97.7	18.5	42,236,790	0.2
都支出金	14,439,151	14,888,804	103.1	6.5	14,554,389	2.3
財産収入	524,019	458,348	87.5	0.2	430,305	6.5
寄付金	16,753	47,045	280.8	0.0	79,761	△ 41.0
繰入金	7,745,958	5,258,543	67.9	2.3	4,550,549	15.6
繰越金	2,455,443	2,455,441	100.0	1.1	2,280,114	7.7
諸収入	3,882,873	3,886,932	100.1	1.7	4,521,537	△ 14.0
特別区債	8,893,000	6,641,502	74.7	2.9	5,916,595	12.3
計	234,107,745	229,272,026	97.9	100.0	226,308,030	1.3

平成24年度一般会計決算  
〔歳入〕



〔歳出〕



〔歳出(目的別)〕

区 分	予算現額	決算額	構成比	執行率	前年度	増減率
	千円	千円	%	%	千円	%
議会費	1,119,761	1,100,753	0.5	98.3	1,223,759	△ 10.1
総務費	15,052,409	14,519,256	6.5	96.5	15,396,358	△ 5.7
区民費	21,547,328	18,788,254	8.4	87.2	18,670,171	0.6
産業経済費	2,943,276	2,727,451	1.2	92.7	0	皆増
地域文化費	6,338,090	5,430,127	2.4	85.7	0	皆増
保健福祉費	69,722,055	68,112,152	30.4	97.7	62,158,796	9.6
環境費	11,762,769	11,466,158	5.1	97.5	11,819,834	△ 3.0
都市整備費	8,812,730	8,437,605	3.8	95.7	6,917,251	22.0
土木費	13,601,650	12,324,287	5.5	90.6	16,009,123	△ 23.0
教育費	23,050,459	22,377,577	10.0	97.1	25,279,550	△ 11.5
子ども家庭費	48,138,926	46,589,915	20.8	96.8	0	皆増
公債費	8,613,628	8,613,191	3.8	100.0	9,979,200	△ 13.7
諸支出金	3,297,419	3,295,112	1.5	99.9	3,284,328	0.3
予備費	100,000	0	0.0	0.0	0	-
産業地域振興費	0	0	0.0	-	5,335,808	皆減
児童青少年費	7,245	7,245	0.0	100.0	45,327,408	△ 100.0
計	234,107,745	223,789,083	100.0	95.6	221,401,586	1.1

〔歳出(性質別)〕

区 分	決算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
義務的経費	127,965,305	57.2	127,405,252	0.4
人件費	43,559,200	19.5	44,616,102	△ 2.4
扶助費	73,912,856	33.0	70,849,366	4.3
公債費	10,493,249	4.7	11,939,784	△ 12.1
投資的経費	23,978,101	10.7	23,299,528	2.9
普通建設事業費	23,978,101	10.7	23,298,961	2.9
災害復旧事業費	0	0.0	567	皆減
その他の経費	71,845,677	32.1	70,696,806	1.6
物件費	33,413,282	14.9	32,249,545	3.6
維持補修費	2,559,569	1.1	2,887,677	△ 11.4
補助費等	12,783,426	5.7	12,271,685	4.2
積立金	509,183	0.2	879,450	△ 42.1
投資及び 出資金貸付金	1,445,288	0.7	1,373,378	5.2
繰出金	21,134,929	9.5	21,035,071	0.5
計	223,789,083	100.0	221,401,586	1.1

平成24年度特別会計決算  
〔国民健康保険事業会計〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
国民健康保険料	18,353,008	18,414,744	26.6
一部負担金	2	0	0.0
使用料及び手数料	1	31	0.0
国庫支出金	14,491,127	15,359,408	22.2
療養給付費交付金	1,863,382	2,141,818	3.1
前期高齢者交付金	12,637,757	12,637,756	18.3
都支支出金	4,183,922	4,369,983	6.3
共同事業交付金	7,698,318	7,516,304	10.9
財産収入	1	0	0.0
繰入金	10,675,838	8,100,987	11.7
繰越金	600,001	600,001	0.9
諸収入	109,992	106,122	0.2
計	70,613,349	69,247,154	100.0
(歳出)			
総務費	1,259,026	1,178,154	1.7
保険給付費	45,289,951	44,108,100	64.3
後期高齢者支援金等	9,741,073	9,741,072	14.2
前期高齢者納付金等	10,147	10,145	0.0
老人保健拠出金	6,077	6,076	0.0
介護納付金	4,104,066	4,104,066	6.0
共同事業拠出金	7,700,551	7,632,482	11.1
保健事業費	795,038	728,206	1.1
諸支出	1,158,391	1,138,852	1.7
予備費	549,029	0	0.0
計	70,613,349	68,647,153	100.0

## 〔介護保険会計（保険事業勘定）〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
介護保険料	8,687,134	8,703,085	21.2
国庫支出金	9,525,460	9,221,257	22.4
支払基金交付金	11,692,008	11,559,385	28.1
都支支出金	6,340,006	6,230,363	15.2
財産収入	550	506	0.0
繰入金	5,432,097	5,315,745	12.9
繰越金	84,833	84,834	0.2
諸収入	2,373	3,393	0.0
計	41,764,461	41,118,568	100.0
(歳出)			
保険給付費	40,030,468	39,392,653	96.0
財政安定化基金拠出金	1	0	0.0
地域支援事業費	1,144,396	1,102,624	2.7
基金積立金	512,097	479,985	1.2
諸支出金	77,499	76,999	0.2
計	41,764,461	41,052,261	100.0

## 〔介護保険会計（サービス事業勘定）〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
サービス収入	62,350	61,352	46.0
繰入金	71,196	65,704	49.3
諸収入	6,400	6,229	4.7
計	139,946	133,285	100.0
(歳出)			
サービス事業費	139,946	133,285	100.0
計	139,946	133,285	100.0

## 〔後期高齢者医療会計〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
後期高齢者医療保険料	6,484,386	6,509,218	49.7
使用料及び手数料	1	6	0.0
都支支出金	0	0	0.0
広域連合支出金	421,350	415,742	3.2
繰入金	6,187,147	6,134,568	46.8
繰越金	29,461	29,460	0.2
諸収入	6,793	18,401	0.1
計	13,129,138	13,107,395	100.0
(歳出)			
総務費	158,648	141,479	1.1
広域連合拠出金	12,158,828	12,158,826	93.0
保健事業費	523,595	507,512	3.9
葬祭費	252,000	238,370	1.8
諸支出金	36,067	29,510	0.2
計	13,129,138	13,075,697	100.0

## 〔公共駐車場会計〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
使用料及び手数料	0	0	0.0
繰入金	251,289	222,847	42.3
繰越金	11,615	11,615	2.2
諸収入	271,406	292,160	55.5
計	534,310	526,622	100.0
(歳出)			
公共駐車場事業費	283,771	281,084	53.4
公債費	233,924	233,923	44.4
諸支出金	11,615	11,615	2.2
予備費	5,000	0	0.0
計	534,310	526,622	100.0

# 4 税・財 産

区においては現在、特別区民税（個人分）、軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税の4税を「特別区税」として課税している（課税実績はないがこのほかに鉱産税が定められている。）。

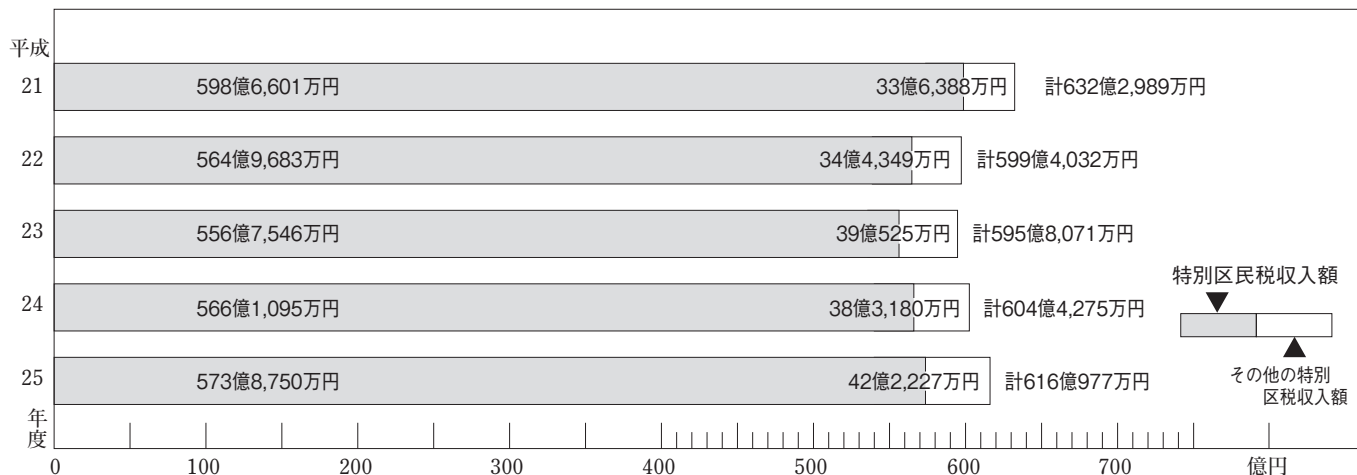
市町村民税（法人分）、固定資産税、特別土地保有税の3税は、一般的には市町村の財源であるが、特別区の地域においては、「特別区税」ではなく「都税」として都が特例により課税・徴収し、都区財政調整制度の原資となっている（なお、特別土地保有税は平成15年度以降、新たな課税を停止している。）。また、都市計画税、事業所税についても、「特別区税」ではなく「都税」として都が特例により課税・徴収している。

区内には、都税については練馬都税事務所（ただし一部の税目は、豊島・新宿の各都税事務所で扱う。）、国税については、練馬東税務署と練馬西税務署が設置されている。

## 特別区税の収入状況（対前年度比較）

税 目	平成24年度				平成25年度			
	調定額	収入額（収入率）	前年比	構成比	調定額	収入額（収入率）	前年比	構成比
	千円	千円（%）	%	%	千円	千円（%）	%	%
特別区民税								
現年課税分	57,021,353	55,565,327 (97.4)	1.7	91.9	57,503,693	56,233,642 (97.8)	1.2	91.3
滞納繰越分	4,479,781	1,045,620 (23.3)	1.9	1.7	4,394,960	1,153,854 (26.3)	10.4	1.9
小 計	61,501,134	56,610,947 (92.0)	1.7	93.7	61,898,653	57,387,496 (92.7)	1.4	93.2
軽自動車税								
現年課税分	248,708	237,686 (95.6)	0.9	0.4	253,753	243,825 (96.1)	2.6	0.4
滞納繰越分	37,069	6,654 (18.0)	△11.2	0.0	34,248	6,257 (18.3)	△6.0	0.0
小 計	285,777	244,340 (85.5)	0.5	0.4	288,001	250,082 (86.8)	2.4	0.4
特別区たばこ税								
現年課税分	3,562,914	3,562,914 (100.0)	△2.1	5.9	3,945,067	3,945,067 (100.0)	10.7	6.4
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	3,562,914	3,562,914 (100.0)	△2.1	5.9	3,945,067	3,945,067 (100.0)	10.7	6.4
入湯税								
現年課税分	24,547	24,547 (100.0)	4.7	0.0	27,122	27,122 (100.0)	10.5	0.0
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	24,547	24,547 (100.0)	4.7	0.0	27,122	27,122 (100.0)	10.5	0.0
合 計	65,374,372	60,442,748 (92.5)	1.4	100.0	66,158,843	61,609,767 (93.1)	1.9	100.0

## 特別区税収入額の推移



## (1) 区政を支える特別区税

### ●特別区税

区の平成25年度特別区税収入額は616億977万円（24年度比1.9%増）であり、区一般会計歳入額の26.6%を占めている。また、特別区税収入額に対する区民1人当たりの年間負担額は、86,865円（24年度比0.1%減）であった。

### 1 特別区民税（個人分）

25年度の収入額は573億8,750万円で、特別区税に占める割合は93.1%と最も高い。対前年度の伸び率は、1.4%増であった（前年度収入額は、566億1,095万円）。

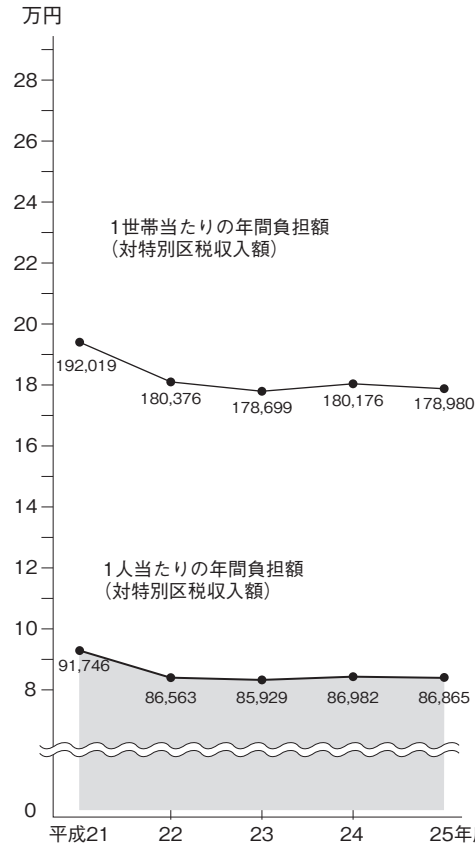
また、納税義務者数は360,872人で、24年度に比べ1%増であった。

## 2 軽自動車税

25年度の収入額は2億5,008万円で、特別区税全体の0.4%を占めており、対前年度の伸び率は、2.4%増であった。

また、軽自動車税の現年課税件数（過年度分を含む。）は77,396件で24年度に比べて273件少なかった。

### 特別区税負担額の推移



注：平成24年7月の住民基本台帳法の改正に伴い、平成25年度から外国人住民を含む世帯数・人口により算出している。

## (2) 都 税

平成25年度都税収入は、昨年度より約2,439億円増の4兆4,910億円となった。

25年度の練馬都税事務所の都税収入については、前年度より約11億6千万円増の870億1,068万円である。この数値は、都税収入全体の約1.9%を占め、税収の規模は23区中12番目である。

収入状況は、収入全体の主要を占める固定資産税・都市計画税が1.1%の増、個人都民税が1.4%の増であった。全体としては、昨年度の1.4%の増収となった。

練馬区内の都税収入の特徴は、法人二税が収入全体の一定割合を占める全都と異なり、固定資産税・都市計画税の割合が高いことである。

## 3 特別区たばこ税

25年度の収入額は39億4,507万円で、特別区税全体の6.4%を占めている。前年度に比べ、10.7%の増であった。たばこの売り渡し本数は7億7,255万本で、24年度に比べ1,283万本、1.6%の減であった。(25年4月から税率が引き上げられたため、売り渡し本数は減少したものの、収入金額は増加した。)

軽自動車税車種別課税件数（現年課税分）

車 種		件 数	前年比	構成比
原動機付 自 転 車	50 cc 以 下	21,173	△3.9	27.4
	90 cc 以 下	2,346	△6.0	3.0
	125 cc 以 下	8,444	4.1	10.9
	ミ ニ カ ー	333	5.4	0.4
軽自動車 お よ び 小型特殊 自 動 車	軽自動車 二 輪 (うち、被けん引車)	9,074 (77)	△3.0 (4.1)	11.7 (0.1)
	三 輪 (乗 用)	3	△25.0	0.0
	四 輪 (貨 物)	15,888	7.4	20.5
	雪 上 車	11,879	△1.7	15.3
	小型特殊自動車 農 耕 作 業 用	1	0.0	0.0
	そ の 他	140	△0.7	0.2
		331	△6.8	0.4
二輪の小型自動車		7,784	△2.4	10.1
合 計		77,396	△0.4	100.0

## 4 入湯税

25年度の収入額は2,712万円であった。課税対象となる入湯客数は、180,812人であった。

練馬都税事務所の収入状況

税 目	平成24年度		平成25年度	
	税額	構成比	税額	構成比
個 人 都 民 税	37,364	43.5	37,883	43.5
法 人 二 税	118	0.1	132	0.2
個 人 事 業 税	79	0.1	63	0.1
不 動 産 取 得 税	1,739	2.0	1,908	2.2
自 動 車 税	241	0.3	212	0.2
固 定 資 産 税	37,805	44.0	38,244	44.0
都 市 計 画 税	8,495	10.0	8,567	9.8
軽 油 引 取 税	7	0.0	0	0.0
事 業 所 税	2	0.0	1	0.0
そ の 他	0	0.0	0	0.0
合 計	85,850	100.0	87,010	100.0

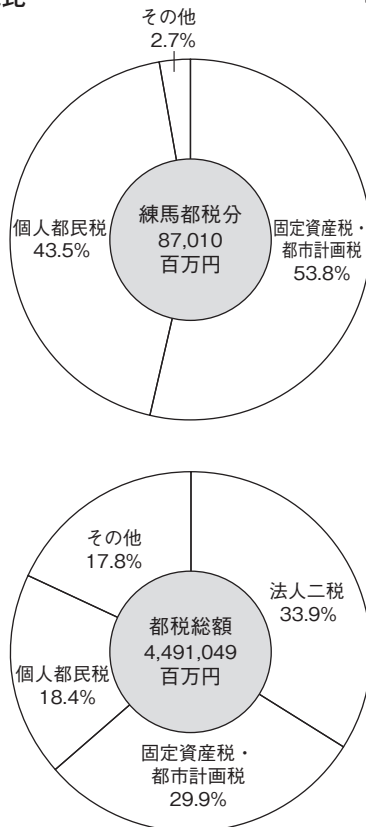
注：①現年課税分と滞納繰越分の合計。

②還付未済分を含む。

資料：練馬都税事務所

## 都税収入構成比

平成25年度



資料：練馬都税事務所

## (3) 国 税

平成24年度、練馬区管内税務署の国税徴収決定済額の総額は約1,482億円であった。

## 国税徴収決定済額の推移

区 分	平成23年度	平成24年度
	税 額	税 額
源 泉 所 得 税	30,968	27,008
源泉所得税及復興特別所得税	—	4,438
申 告 所 得 税	30,092	30,527
申告所得税及復興特別所得税	—	0
法 人 税	21,732	22,868
復興特別法人税	—	430
相 続 ( 贈 与 ) 税	33,955	31,626
消 費 税	104	94
消費税及地方消費税	30,517	30,861
そ の 他	431	390
計	147,800	148,243

注：①「その他」は、地価税、酒税、たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税、石油石炭税、旧税、電源開発促進税、揮発油税及び地方道路税、揮発油税及び地方揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税、印紙収入の合計である。

②計数は速報値である。

資料：東京国税局

## (4) 財 産

区が所有する財産は、公有財産、物品、債権、基金に分けられる。

公有財産は、土地、建物、工作物等の不動産や有価証券等であり、物品は各種備品、機器等の動産をいう。

基金は特定の目的のために資金を積み立てたり運用するものである。平成25年度現在、基金の種類は12となっている。

## 区有財産の現況

平成26年3月31日現在

種 別	数 量	推定価格	摘 要
土 地	2,907,887.04㎡	7,441億8,217万円	庁舎、学校等の敷地面積
建 物	1,181,619.50㎡	1,505億1,804万円	庁舎、学校等建物の延べ面積
工作物等	—	140億3,648万円	プール、公園施設等
無体財産権	3件	200万円	アニメキャラクター「ねり丸」の著作権等
有 価 証 券	2,650株	(額面) 4,250万円	株式
出資による 債 権	—	5億534万円	練馬区環境まちづくり公社出捐金、練馬区文化振興協会出捐金等
物 品 (特別整備備品)	2,384点	60億9,566万円	各種事務用機器、機械、車両等
債 権	—	50億6,410万円	練馬区土地開発公社資金貸付金等
基 金	(積立基金)	604億5,283万円	まちづくり基金、芸術作品設置基金、区営住宅整備基金、福祉基金、介護保険給付準備基金、減債基金、みどりを育む基金、財政調整基金、施設整備基金、大江戸線延伸推進基金
	(運用基金)	150億5,000万円	用地取得基金、美術作品取得基金





# 第1章

## 次代を担う子どもの健やかな成長を支える ～子ども分野～

- 1 子どもと子育て家庭を  
地域で支える …………… 54
- 2 子どもが楽しく学ぶことができ、  
地域に開かれた学校教育を進める 61
- 3 青少年を健やかに育成する … 71



# 1 子どもと子育て家庭を地域で支える

## (1) 地域で子育てを支える

### ●子ども家庭支援センター

子供や家庭の抱える不安や悩みは漠然としたものから深刻なものまで様々だが、地域において早期に対応することが、問題の深刻化を防ぎ、解決をより容易にする。

練馬子ども家庭支援センターでは、子供と家庭に関するあらゆる相談に応じ、子育てのひろば、乳幼児一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業、トワイライトステイなどのサービスの提供、子育てに関する情報の提供、子育てスタート応援券の送付などを行っている。

#### 1 子どもと家庭の総合相談（練馬・関・光が丘・大泉・貫井子ども家庭支援センター）

子供と家庭に関するあらゆる相談に応じ、相談内容に応じた専門機関やサービスの紹介、サービスの調整を行っている。平成25年度は2,447件の相談があった。（虐待に関する相談616件、養護相談558件、育児しつけ等の相談1,194件、不登校に関する相談79件）

#### 2 子育てのひろば（練馬・関・光が丘・大泉・西大泉・貫井・北大泉児童館・光が丘児童館びよびよ）

0～3歳の乳幼児とその保護者を対象に、親子が自由に来所し、楽しく遊び、語り、子育てについて学びあう場である。25年度は、143,159人の親子の利用があった。

#### 3 民設子育てのひろばへの補助

18年5月から、民間団体が運営する子育てのひろばへの補助を開始した。25年度は48,301人の親子の利用があった。

#### 4 子育て相談（練馬・関・光が丘・大泉・西大泉・貫井・北大泉児童館・光が丘児童館びよびよ）

保育士などが子育てに関する一般相談を行っている。また、多方面に及ぶ相談には総合福祉事務所や児童相談センターなどの関係機関との連携を図ることで対応している。25年度は、5,937件の相談があった。

#### 5 ファミリーサポートセンター（育児支えあい）事業

地域の中で区民が相互に育児を支えあうもので、保育を希望する保護者に、練馬区ファミリーサポートセンターを通して、住所地の近くや条件にあった援助会員の紹介を行っている。26年3月31日現在、利用5,786人、援助344人の会員がいる。

#### 6 子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者が出産、病気、看護、出張などで、家庭での保育が困難なときに専門の施設で保育士などが2歳から小学校6年生まで（東京都石神井学園は17歳まで）を対象として保育に当たっている。このうち、子どもショートステイは陽だまり荘と東京都石神井学園で実施して

いる宿泊型一時保育で、6泊まで連続して利用できる。また、生後2か月から1歳までの乳幼児を対象として、聖オディリアホーム乳児院で子どもショートステイを実施している。25年度は延べ1,297日の利用があった。トワイライトステイは、陽だまり荘、東京都石神井学園、練馬・光が丘・大泉・関びよびよで実施している午後5時から午後10時までの夜間一時保育で25年度は延べ1,496日の利用があった。

#### 7 乳幼児一時預かり事業

保護者が仕事や外出など様々な理由で一時的な保育が必要なときに、乳幼児（生後6か月から就学前児）の短時間の保育を行っている。

練馬・光が丘・大泉・関・貫井びよびよで実施しており、25年度は延べ10,773人（件）の利用があった。

#### 8 育児支援ヘルパー事業

産前産後の体調不良などで家事援助を必要とする方にホームヘルパーを派遣している。原則として、妊娠期から出産後6か月以内に36時間を限度に派遣しており、25年度は、延べ2,588時間の利用があった。

#### 9 子育てスタート応援券

新生児のいる家庭に、区の実施している子育て支援事業を紹介し、利用いただくため子育てサービスが利用できる応援券を支給している。25年度は、育児支援ヘルパーサービス（家事応援券）、ファミリーサポート（育児応援券）のどちらでも使用できる併用券（家事・育児応援券）8枚を出生届・転入届により対象となるすべての世帯に郵送し、育児支援ヘルパーサービスに延べ1,641時間、ファミリーサポートに延べ3,872時間利用された。

#### 10 子育て支援啓発講座

育児の悩みを抱えがちな子育て中の親を対象に、ファシリテーターと呼ばれる推進役とともに、それぞれの悩みを話しながら子育てのノウハウを共に学ぶ講座（ノーバディーズ・パーフェクト）を実施している。25年度は、全6回の連続講座を5回実施し、56人が受講した。

### ●区立保育所子育て支援事業

地域に開かれた保育所としての機能を拡充するために、全区立保育所で子育て相談や地域の親子と交流する事業を行っている。

#### 1 子育て相談

園長のほかに栄養士、看護師が、専門知識や保育所での経験を基に子育てに関する相談に応じている。平成25年度は、2,926件（うち電話相談は316件）の相談があった。

#### 2 地域交流事業

保育所の近隣に住む乳幼児の親子を対象に、園庭開放やふれあい給食、季節の行事に参加する事業を行って

る。また、地区の園長会が子育ての情報や保育所の遊び、食事を紹介するイベントを行っている。25年度は、1,798事業12,988人の参加があった。

#### ●練馬こどもまつり

練馬こどもまつりは、子供たちに楽しい遊びを伝えること、親と子の交流の場を提供すること等を目的として、「児童福祉週間」にちなみ、原則として毎年5月の第2土曜日に開催している。会場は光が丘公園と石神井公園の2か所で、それぞれの会場では木工作や手芸、スタンブラリー、ジャンボパチンコなどが行われ、ステージでは、歌やダンスなどが披露される。

運営は、区が事務局となり、児童館、地域の住民団体により行われ、子供たちも「子どもスタッフ」として準備や当日の運営に参加し、子供たち自身にとって楽しいまつりとなるよう活動した。平成25年度は、5月12日に開催し、当日来場者は延べ45,000人であった。

#### ●児童手当などの支給

児童の健全な育成と福祉の向上を目的に、児童手当を始めとする各種の手当の支給および子ども医療費の助成を行っている。

なお、児童手当と第3子誕生祝金を除き、それぞれの手当には一定の所得制限がある。

##### 1 児童手当

中学校3年生までの児童を養育している保護者に対して支給している。支給月額はつぎのとおりである。

対 象		子供1人当たりの月額
0歳～3歳未満（一律）		15,000円
3歳～小学生	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中 学 生（一律）		10,000円
所得超過世帯（一律）		5,000円

平成26年3月31日現在の支給児童数は81,003人である。

##### 2 児童育成手当

父または母が死亡、離婚、未婚、遺棄等でいないか、父または母が重度の障害者である18歳に達した日の属する年度の末日までの児童を養育している保護者に、育成手当を支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。支給月額は児童1人につき13,500円、26年3月31日現在の支給児童数は8,238人である。

また、20歳未満の心身に一定程度の障害（身体障害者手帳1、2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性まひ、進行性筋萎縮症）のある児童の保護者に、障害手当を支給している。支給月額は児童1人につき15,500円で、26年3月31日現在の支給児童数は438人である。

##### 3 第3子誕生祝金

区に1年以上在住している保護者を対象に、第3子以降の子供が誕生した場合、新生児1人につき20万円を支給している。25年度は601人に支給した。

##### 4 児童扶養手当

22年8月に母子家庭に加えて父子家庭も支給対象とする旨の制度改正が行われ、父または母が死亡、離婚、未婚、遺棄等でいないか、父または母が重度の障害者（身体障害者手帳1、2級程度）である18歳に達した日の属する年度の末日までの児童（ただし、身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度の障害児の場合は20歳未満）を養育している保護者に支給している。ただし、保護者や児童が公的年金（老齢福祉年金を除く。）を受けているときや、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。

支給月額は、受給者本人の所得が基準より低い場合は全額支給されるが、一定所得以上の場合は所得金額に応じて10円刻みで、一部または全部支給制限を受ける。児童1人の場合の26年4月現在の支給月額は、全額支給は41,020円（一部支給は41,010円～9,680円）、児童2人の場合5,000円加算、3人目以降は1人につき3,000円加算となる。26年3月31日現在の受給者は4,525人、対象児童数6,519人である。

##### 5 特別児童扶養手当

20歳未満で、重度の障害（身体障害者手帳1、2級程度、愛の手帳1、2度程度）、または中度の障害（身体障害者手帳3級程度および4級の一部、愛の手帳3度程度）のある児童を養育している保護者に支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。支給月額は、1人につき重度障害児は49,900円、中度障害児は33,230円で、26年3月31日現在の支給対象児童数は合わせて694人である。

##### 6 子ども医療費の助成

小学校就学前の児童を対象に乳幼児医療証を交付して実施している乳幼児医療費助成に加え、19年4月から小中学生を対象に子ども医療証を交付して、健康保険の一部負担金（高額療養費に該当する場合は、自己負担限度額まで）と入院時食事療養費標準負担額を助成している。26年3月31日現在の対象人数は乳幼児医療証が40,540人、子ども医療証が52,459人、合計92,999人である。

##### 7 ひとり親家庭等の医療費助成

母子家庭、父子家庭、両親がいない児童等を養育している保護者に医療証を交付し、健康保険の一部負担金（高額療養費および高齢者の医療の確保に関する法律に準じた一部負担を除く）を助成している。26年3月31日現在の対象人員は、3,731世帯、5,212人である。

## ●次世代育成支援行動計画

### 1 計画策定の背景

平成26年4月1日現在、区の児童数は、107,325人で、区の人口の15.1%を占めている。児童の内訳は、乳児（1歳未満）5,937人、幼児（1～5歳）29,261人、少年（6～17歳）72,127人である。

近年の社会経済情勢の変化により、少子化が急速に進んでいる。

国は、少子化の流れを変えるため、少子化に対する地方公共団体および企業における10年間の集中的・計画的な取組を促す「次世代育成支援対策推進法」を15年に制定した。

区では、同法に基づき、アンケート調査などにより区民のニーズを把握するとともに、公募区民などで構成する「次世代育成支援推進協議会」の意見や区民意見反映制度による意見などを踏まえ、22年3月に「練馬区次世代育成支援行動計画（後期）」（22～26年度）を策定した。

### 2 計画の基本理念

すべての子供たちが健やかに生まれ育ち、自立することのできる社会を築くために、行動計画では、児童憲章や児童の権利に関する条約などを踏まえて4つの基本理念を定めている。この行動計画に沿って、様々な事業を展開し、子供と子育て家庭を支援している。

### 3 子ども・子育て支援新制度への対応

子ども・子育て支援を巡っては、24年8月に子ども・子育て関連3法が成立した。次世代育成支援行動計画の着実な推進に加え、子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度への対応が今後求められる。

区では、25年度に子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、ニーズ調査を実施するなどして、新制度への対応も進めている。子ども・子育て支援新制度の本格施行は、27年4月が予定されている。

## (2) 就学前の子どもの成長を支える

### ●保育所待機児童の解消

保育所待機児童対策を区政の重要課題の一つとして位置づけ、認可保育所や認可外保育施設の整備に努めてきたが、依然として保育所への高い入所需要があり、平成26年4月1日現在の待機児童数は487人である。

今後も引き続き認可保育所や認可外保育施設の誘致などにより、待機児童の解消を図っていく。

### ●多様な保育サービスの展開

#### 1 乳児保育

区立保育所では、昭和62年4月に、生後58日からの産休明け保育を開始し、平成26年4月1日現在14園で実施している。また、23園で生後101日から、14園で8か月からの乳児を受け入れている。

私立保育所では、36園で生後58日、6園で6か月から

の乳児を受け入れている。

#### 2 障害児保育

区立保育所では原則として、中・軽度の障害のある幼児を受け入れ、統合保育を行っている。また、私立保育所でも園の状況に応じて受入れを行っている。26年4月1日現在、区立保育所60園に148人、私立保育所29園に56人が在籍している。

#### 3 延長保育

満1歳以上の児童については、全保育所で午前7時30分から午後6時30分（一部私立では時間帯が異なる。）まで保育を行っている。

さらに、保護者の就労等の延長に対応するために、26年4月1日現在、区立12園・私立15園で夕方1時間、私立3園で夕方1時間30分、区立16園・私立25園で夕方2時間、私立1園で夕方2時間30分、区立16園・私立16園で朝30分の延長保育を実施している。区立525人・私立615人の児童が利用している。

また、16年4月から、延長保育利用定員の空きを活用した、一日単位の延長保育スポット利用を実施している。25年度は、区立保育所27園で7,713人の利用があった。

#### 4 年末保育

13年度から、多様な就労形態に対応するために、12月29日・30日において午前7時30分から午後6時30分まで、年末保育を実施している。25年度は、区立保育所7園、私立保育所4園で利用児童数は延べ145人（※区立は116人、私立は29人）であった。

#### 5 病児・病後児保育

病後児保育は、10歳未満の児童が、病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、一時的に保育することで、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業である。また、病児保育は、病気の回復期に至らないが、当面急変のおそれのない児童の保育を行う事業である。病後児保育は15年4月から、病児保育は23年4月から事業を開始した。26年4月1日現在、病後児保育は1か所、病児・病後児保育は3か所で実施している。25年度は、延べ4,606人の利用があった。

#### 6 休日保育

認可保育所が休みとなる日曜日と祝・休日（12月29日～1月3日を除く。）に、仕事のため家庭で保育できないときに、保護者に代わって児童を保育する制度である。

対象は区の認可保育所に在園する満1歳以上の児童で、午前7時30分から午後6時30分までの必要な時間を申し込み、保育料は1日3,000円である。

18年4月から1園（光が丘第八保育園）、10月から3園（向山保育園・石神井町つつじ保育園・東大泉第三保育園）の、区立保育所計4園で実施している。25年度の延べ利用者数は925人であった。

## 7 一時預かり

保護者の育児疲れ解消、短時間・断続的な仕事など理由を問わず一時的な保育が必要なときに、保護者に代わって保育する制度である。

私立保育所においては、15年4月から大泉にじのいる保育園で開始して以降、26年4月1日現在12園で実施している。25年度は12園で延べ6,392人の利用があった。

また、区立保育所においては18年10月から東大泉第三保育園で、22年10月から豊玉第二保育園で実施し、25年度は2園で延べ3,183人の利用があった。

## 8 短期特例保育

保護者が病気、出産等により一時的に保育ができなくなったときに、子育ての経験を持つなど一定の要件の下で区が認定した保育員または保育室等および保育所が保護者に代わって乳幼児を保育する制度である。

26年4月1日現在、保育員6人（児童定員各3人）、保育室4室、認証保育所24か所、区立保育所60園、私立保育所28園で定員に欠員がある場合に保育を行う。25年度は83人、延べ1,413日の保育を行った。

## 9 給食等の安全に係る対応

25年度は、区内各保育所等の給食提供前の食材を対象に、1回の放射性物質検査を行い、放射性物質は測定下限値未満であった。

### ●私立保育所への助成の充実

私立保育所に対して、保育内容の充実、運営の安定ならびに区立と同様の保育態勢の確立などを目的として財政等の援助に努めている。今後、特に施設整備面などの支援充実を図っていく。

### ●保育所を補完する制度

多様化する保育需要に応えるため、保育所を補完するものとして、つぎのような制度を設けている。

## 1 認証保育所

大都市の多様化する保育ニーズに対応するため、都が基準を満たす施設を認証し、区が運営費を助成している。また、保護者への保育料一部助成を行っている。

区内では、平成26年4月1日現在、認証保育所が36か所開設されている。

## 2 家庭福祉員（保育ママ）

保護者が共働きなどのため、家庭で子供の保育ができない場合、区が認定した家庭福祉員が、保護者に代わって自宅で保育する制度である。

家庭福祉員には、保育士・教員、看護師等の資格と子育ての経験を持つことなど、一定の要件を必要としている。対象児は、生後58日以上、3歳未満の児童である。25年度は、月平均152人の保育を行った。

## 3 グループ型家庭的保育事業（保育所実施型）

保護者が共働きなどのため、家庭で子供の保育ができない場合に、区内私立認可保育所に雇用された複数の保育士などが協力して保育を行う制度である。対象児は生後58日以上、3歳未満の児童である。26年4月1日現在、2か所開設されている。

## 4 小規模保育事業（スマート保育）

保護者が共働きなどのため、家庭で子供の保育ができない場合に、区が基準を満たす施設を認定し、定員19人までの小規模で保育を行う制度である。対象児は生後58日以上、3歳未満の児童である。26年4月1日現在、4か所開設されている。

## 5 駅型グループ保育室

保護者が共働きなどのため、家庭で子供の保育ができない場合に、送り迎えに便利な駅周辺のマンション等の一室を区が保育室として整備し、区が認定した家庭福祉員のグループや区から委託を受けた団体が、保育する制

保育所数・児童定員・待機児童数の推移

各年4月1日現在

区分 年次	保 育 所			児 童 定 員			待機児童
	区立	私立	合計	区立	私立	合計	
	園	園	園	人	人	人	人
平成22	60	24	84	6,536	1,878	8,414	552
23	60	29	89	6,541	2,277	8,818	564
24	60	36	96	6,541	2,873	9,414	523
25	60	41	101	6,567	3,318	9,885	578
26	60	48	108	6,585	3,922	10,507	487

認証保育所・家庭福祉員・グループ型家庭的保育事業・小規模保育事業（スマート保育）・駅型グループ保育室・保育室・私立幼稚園在園児預かり保育・認定こども園数の推移

各年4月1日現在

区分 年次	認証保育所		家庭福祉員		グループ型家庭的保育事業		小規模保育事業（スマート保育）		駅型グループ保育室		保育室		預かり保育		認定こども園	
	施設数	定員	福祉員数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
	か所	人	人	人	か所	人	か所	人	か所	人	か所	人	か所	人	か所	人
平成22	27	815	48	141	—	—	—	—	8	75	7	140	6	155	2	100
23	31	968	50	147	—	—	—	—	8	75	7	140	5	130	3	145
24	34	1,055	51	149	—	—	—	—	8	75	5	133	5	130	4	190
25	36	1,117	54	159	—	—	—	—	8	60	4	93	4	100	5	250
26	36	1,146	57	168	2	30	4	67	3	27	4	93	4	100	5	280

度である。

26年4月1日現在3か所の駅型グループ保育室を開設している。

## 6 保育室

一定基準を満たす認可外保育施設を「保育室」として指定し、保育事業を委託している。25年度は、月平均78人の保育を行った。

## 7 私立幼稚園在園児預かり保育

幼稚園の通常の教育（保育）とは別に、同じ幼稚園の中で、保護者が働いていたり、病気等により保育に欠ける在園児を対象に、保育を行う制度である。

対象人数は1園25～30人、保育料は1か月1万円で食事代やおやつ代は実費として別に徴収する。

保育時間は、幼稚園教育時間の前後で、午前7時30分から午後6時30分までで、夏休みなどの長期休業期にも保育を行う。

26年4月1日現在、私立幼稚園預かり保育を4か所の私立幼稚園で行っている。

## 8 認定こども園

教育・保育および保護者に対する子育て支援等を総合的に推進することを目的とした施設である。26年4月1日現在、私立幼稚園5園が認定されている。

### ●学童クラブ室活用型子育て支援事業 にこにこ

学童クラブ在籍児童のいない午前中の時間帯を活用して、学童クラブ室を子育て中の親子や子育てグループの交流の場として週2回程度開放する事業を平成13年度から開始した。

開放の形態は、個人利用の「子育て家庭集いの場」と、団体利用の「子育てグループ活動の場」の2種類がある。いずれの場合も、夏休みなど学童クラブ在籍児童が午前中から学童クラブ室を利用する日は利用日から除いている。

### 1 子育て家庭集いの場

0～3歳の乳幼児とその保護者を対象として、自由に来所し、楽しく遊び、語らう場として学童クラブ室を開放する事業を実施している。25年度は72か所で実施し、延べ46,880人の利用があった。

### 2 子育てグループ活動の場

子育てグループを対象に、児童館内の学童クラブ室を貸し出す事業で、利用は予約制となっている。17児童館のうち学童クラブがある13館すべてで実施している。25年度は延べ103団体への貸出しを行った。

## (3) 学齢期の子どもの成長を支える

### ●学童クラブ

学童クラブは、保護者の就労等により家庭において保育に欠ける小学校1～3年生（心身に障害を有する児童については6年生まで）の児童の健全育成を図る施設である。保育時間は、平日は放課後（土曜日・夏休みなど学校休業日は午前9時）から午後6時（土曜日は午後5

## 留守家庭児童数と学童クラブ在籍者数の推移

各年10月1日現在

年次	平成23	24	25
学 校 数	65校	65校	65校
児 童 数	16,342人	15,929人	15,809人
留守家庭児童数	4,879人 29.9%	5,132人 32.2%	5,099人 32.3%
学童クラブ数	93か所	92か所	92か所
在 籍 者 数	3,720人 76.2%	3,763人 73.3%	3,719人 74.4%

注：児童数は1～3年の在籍児童数。在籍者数の割合は、留守家庭児童数に対する学童クラブ在籍者数の割合。

時）までである。指定管理者制度および運営業務委託による学童クラブにおいては、保育時間を延長（午前8時から午後7時まで）している。

平成26年3月31日現在、92クラブ（児童館・厚生文化会館・地区区民館内30、小学校内49、単独13）を開設しており、児童が指導員の下で、遊びや文化活動を繰り広げている。

また、昭和57年度から軽・中度障害児も受け入れており、平成26年3月31日現在、84クラブに151人が在籍している。

### ●放課後児童等の広場（民間学童保育）事業

NPO法人その他の団体が、①共働きなどのため、放課後の保育が受けられない小学生を対象に、放課後や学校休業日の居場所を提供し、その健全育成を図る「放課後児童の広場」事業、②乳幼児を持つ親子が気軽に集い、交流できる場を提供する「子育ての広場」事業、③保護者の代わりに乳幼児を一時的に預かり保育する「乳幼児の一時預かり」事業を実施し、区の基準を満たしている場合に、区が運営費等の一部を助成する子育て支援事業である。平成26年3月31日現在、5か所で運営されている。

### ●児童館（室）

区では、幼児・小学生などの健全育成を図るため、「室内遊び場」として児童館（室）を設置している。

児童館（室）では、図書室、工作室、音楽室、遊戯室等を利用して遊びの指導、各種クラブ活動のほか、映画会、子どもえんにちなどの催しを行っている。

平成26年3月31日現在、児童館等の施設は児童館17か所、厚生文化会館児童室1か所、地区区民館22か所である。25年度は、1日平均で1館（室）当たり90人の児童が利用した。

また児童館では、週1～3回、午前中に、リズム体操、読み聞かせ等集団での遊びを中心に、乳幼児を対象とした子育て支援事業を行っており、25年度は1館当たり平均123回の事業に1回当たり25人が参加した。

このほか、乳幼児の保護者を対象とした子育てに関す

る事業も行っており、25年度は1館当たり平均5.5回の講演会等を開催し、1回当たり35人が参加した。

また地域の子育て支援の核として、子育てに関する相談事業、子育てサークルの支援、子育て情報の提供等、子育てネットワークの構築のための積極的な事業展開を行っている。

なお、光が丘なかよし児童館では①「中高生の居場所づくり事業」として月曜日～土曜日、午後6時15分から午後8時まで、②「親子のふれあう場等提供事業」として日曜・祝日、午前9時から午後5時まで施設開放を行っている。このほか、中村児童館・土支田児童館・平和台児童館・南田中児童館・春日町児童館・石神井台児童館では週2回、光が丘児童館・上石神井児童館では月曜日～土曜日、午後5時から午後7時まで、「中高生の居場所づくり事業」として中高生のための時間を設けている。

#### (4) 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援する

##### ●児童虐待防止

児童福祉法第25条の2により、地方公共団体は、要保護児童等への適切な保護または支援を図るため、要保護

児童対策地域協議会を設置するように努めなければならないとされ、区では、平成19年3月、従来の児童虐待防止協議会を、児童福祉法に基づく練馬区要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）に発展的に移行し、児童虐待の防止と早期発見のための一層広範な連携を構築することに努めている。（要保護児童等とは、要保護児童もしくは要支援児童およびその保護者または特定妊婦（法第25条の2）である。）

また、協議会の調整機関として練馬子ども家庭支援センターを指定し、協議会の運営の中核となって関係機関との連絡調整に当たるとともに、要保護児童等に関する支援や児童虐待の防止と早期発見、問題解決のための援助に取り組んでいる。

##### ●相談と指導

総合福祉事務所には、母子自立支援・婦人相談員および家庭相談員を配置している。母子自立支援・婦人相談員は、女性や母子家庭などが抱える様々な問題についての相談を受け、必要な助言と指導を行っている。

家庭相談員は、経済的問題など、家庭に関わる種々の悩みごとについての助言と指導を行っている。

#### 児童館（室）利用状況の推移

館名	年度	平成23	24	25
	人			
(児童館)	人			
栄町	30,037	28,539	32,191	
中村	60,359	61,920	62,080	
平和台	36,427	32,103	39,333	
春日町※	30,781	31,583	27,847	
北町	30,181	28,919	23,272	
光が丘	41,079	37,545	43,897	
光が丘なかよし	78,848	75,128	79,070	
土支田	36,678	32,266	31,589	
南田中※	43,491	40,619	35,673	
三原台	40,037	30,751	30,764	
石神井	28,886	31,692	32,011	
石神井台	41,354	42,431	45,164	
上石神井	31,262	32,486	33,787	
関町	30,585	34,074	38,452	
東大泉	43,722	42,037	39,732	
西大泉	28,392	31,360	31,875	
北大泉	30,146	30,641	30,237	
(児童室)				
厚生文化会館	25,750	29,589	31,539	
地区区民館	337,940	335,679	369,854	
合計	1,025,955	1,009,362	1,058,367	

注：地区区民館は、22か所の合計。

※春日町・南田中の2館は工事のため平成26年1月4日から3月31日を休館とした。

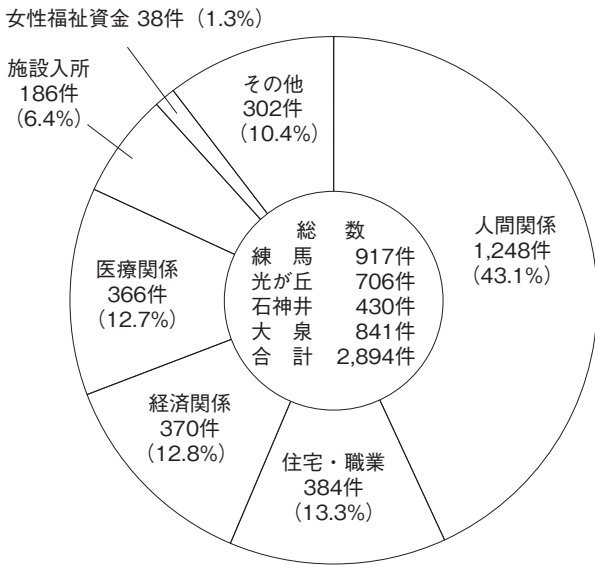
#### 母子自立支援員の相談・指導（相談件数）

平成25年度

項目	総合福祉事務所	練馬	光が丘	石神井	大泉
	相談実人員				
相談実人員	1,024人	1,036人	1,140人	842人	
合計件数	1,616件	1,237件	1,739件	2,181件	
生活一般	住宅	77	42	40	52
	医療	92	43	19	77
	家庭紛争	79	45	45	50
	就労	86	77	87	145
	その他（結婚・内職・家事援助他）	459	299	730	592
児童	養育	149	90	87	212
	教育	48	7	17	53
	非行	9	0	1	1
	就職	15	0	2	0
	その他	22	3	3	21
生活資金等	母子福祉資金	347	471	597	709
	公的年金	1	0	0	0
	児童扶養手当	20	30	12	40
	生活保護	19	35	32	75
	その他	128	22	19	45
その他	65	73	48	109	

## 婦人相談員の相談・指導

平成25年度



また、家庭の事情などにより緊急に保護を必要とする女性および母子に対して、一時的に保護する事業を行っている。

### ●ひとり親家庭等の福祉増進のために

#### 1 ひとり親家庭等休養ホーム

ひとり親家庭および寡婦のレクリエーションと休養のために、国民宿舎などをひとり親家庭等休養ホームとして指定し、年度1人3泊を限度として低料金で利用できるようにしている。

#### 2 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

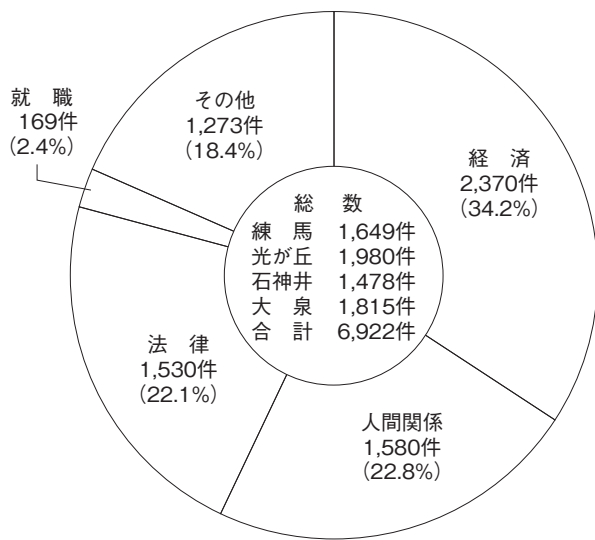
小学生以下の児童のいるひとり親家庭が、日常生活を営むのに、著しく支障がある場合等にホームヘルパーを派遣し、子供の世話等生活の援助をする。平成25年度は、250世帯が利用登録し、166世帯に延べ8,150回派遣した。

### ●母子生活支援施設

「児童福祉法」に基づく児童福祉施設で、配偶者がいないなど、養育すべき児童のいる母子を入所させて、自立に必要な生活指導を行い、児童の健全育成を図るとともに、これらの家庭の社会への適応を図ることを目的としている。平成26年4月1日現在、区内および区外の母子生活支援施設に21世帯、52人が入所している。

## 家庭相談員の相談・指導

平成25年度



### ●ひとり親家庭等の支援

ひとり親家庭は、母親や父親がひとりで「生活の維持」「仕事と家事・育児の両立」など多くの問題を抱え込むことになり、精神的にも経済的にも大きな負担がかかっている。また、都市特有の住宅難、核家族化の進行、地縁的なつながりの欠如などにより孤立化しやすい状況となっている。

区ではこれらのひとり親家庭の自立のために、相談業務や福祉資金の貸付けを行っている。

さらに平成17年度から就業支援を柱とした自立支援策を実施しており、25年度は13人に自立支援教育訓練給付金、延べ43人に高等技能訓練促進費等を支給した。



## 2 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める

### (1) 地域の特色を活かした教育を推進する

#### ●練馬区教育振興基本計画

教育委員会では、これまでの区の教育についての取組や教育基本法の改正などの教育に関する制度の変化などを踏まえ、区が目指すこれからの教育の姿を明らかにし、教育の振興に関する施策を総合的・計画的に進めるため平成24年5月に「練馬区教育振興基本計画」を策定した。

計画策定に当たり、区民、学識経験者や学校関係者等からなる練馬区教育振興基本計画懇談会における検討結果を踏まえるとともに、区民意見の募集を行った。

計画期間は24年度から33年度までの10年間で、おおむね5年経過時点を目途に、教育をめぐる社会情勢の変化などに応じ必要な見直しを行う。

#### 1 基本理念と区が目指すこれからの教育の姿

教育を取り巻く情勢や練馬区教育委員会教育目標、練馬区基本構想で掲げる10年後の姿を踏まえるとともに、地域における人材や団体が豊富なことなど地域全体で区の教育を支援する土壌があることから、以下の基本理念を定めた。

「地域の絆で育む『心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かな子供』」

また、この基本理念のもとに、区が目指すこれからの教育の姿をつぎのとおり定めた。

- ・「生きる力」を育む教育を推進します。
- ・学校・家庭・地域が協働し、社会全体で教育に取り組めます。
- ・練馬区らしさを活かした教育を推進します。

#### 2 基本的な視点と基本施策

区が目指すこれからの教育の姿の実現を図るため、3つの基本的な視点に基づき15の基本施策を定めた。

##### (1) 基本的な視点1 教育の質の向上

- ① 学力向上に向けた支援
- ② 道徳教育および人権教育の充実
- ③ 体力向上および健康づくりに向けた支援
- ④ 就学前教育の充実
- ⑤ 小中一貫教育の推進
- ⑥ 今日的な教育課題への対応
- ⑦ 教員の指導力向上に向けた支援

##### (2) 基本的な視点2 家庭や地域と連携した教育の実現

- ① 地域に開かれた学校教育の推進
- ② 特色ある学校づくり
- ③ 子育て家庭への支援と子供の居場所づくり

##### (3) 基本的な視点3 教育環境の充実

- ① 教育相談の充実
- ② 安全・安心な教育環境の整備

- ③ 特別支援教育の充実
- ④ 学校施設・運営の環境整備
- ⑤ 子供の読書活動の推進

#### 3 主な取組

15の基本施策の下に80の主な取組を体系化し、計画の着実な推進を図っていく。

#### ●教育委員と児童・生徒、保護者との意見交換会

教育委員会の仕組みについて理解を深め身近に感じてもらうため、また、意見や要望を直接聞くことにより今後の教育施策に反映させるため、平成13年度から、教育委員と児童・生徒、保護者との意見交換会を毎年度開催している。25年度は、小・中学校4校で開催し、通算の開催校は51校となった。

#### ●広報活動

教育委員会の所管する事業の普及・啓発を図るため、「教育だより」を年4回発行しているほか、教育委員会ホームページを適宜更新し、教育目標、教育委員会の議事録、学校教育に関する事業紹介、乳幼児から青年期に至るまでの子供に関する事業の紹介、学校・幼稚園の紹介など情報の提供に努めている。

#### ●学校評議員

保護者や地域の方々の意見を幅広く校（園）長が聞き、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進するため、平成12年度から学校評議員制度を実施している。

学校評議員は、教育に関する理解および識見を有する方のうちから、校（園）長が推薦し、教育委員会が委嘱している。（25年度 全幼稚園、全小・中学校）

#### ●学校安全安心ボランティア事業

平成16年度から、全区立小学校において、保護者や地域住民によるボランティアが来校者への声かけなどを行うことにより、授業時間中および登下校時の児童の安全をさらに高める活動を行っている。

また、児童とボランティアと一緒に給食を食べる「ふれあい給食」などにより、その交流を進めている。

#### ●学校安全対策事業

平成26年2月から、不審者の発生等により重点的な見守りが必要とされる学校について、民間警備員を派遣し、登下校の見守りおよび周辺の巡回を行っている。

また、26年4月から警察官OBによる学校防犯指導員を設置し、防犯施策等に関する助言、指導および支援を実施している。

#### ●学校応援団推進事業

平成16年度から、区立小学校に、PTAや町会・自治会など地域住民からなる「学校応援団」を計画的に設置し23年3月末までに、全65校に設置した。学校応援団は、小学校の児童および地域のために学校施設を有効活用することを目的とし、地域人材を確保して、「児童放

課後等居場所づくり（ひろば）事業」や「学校開放事業」などを企画・運営している。

ほかにも登下校時の児童安全誘導などを行う「安全管理事業」、地域人材を活用した「地域教育資源活用事業」、学校施設を活用した「学校施設活用事業」を実施している学校もある。

ひろば事業では、放課後に、児童がそのまま学校の校庭、図書室、和室、体育館などで、自主遊びや宿題、読書などを行うことができる。児童にとっては、帰宅せずにランドセルを置いたまま学校で友達と楽しく過ごすことができるのが魅力である。

また、学校応援団が、地域人材の知識や経験を活かした企画・運営をする点に特色がある。

なお、放課後等における子供の安全で安心な居場所づくりを進めるため、『練馬区における「放課後子どもプラン」』を19年度に策定した。このプランに基づき、児童クラブ事業とひろば事業が連携して、両事業に参加する児童が学校内で共に活動できるよう、校庭などの遊び場の共有、ドッジボール大会やプラ板工作などの企画の実施といった取組をしている。

さらに、事業の実施結果などを踏まえ、22年3月に「第二次練馬区放課後子どもプラン」を策定し、25年3月に改定した。

### ●幼稚園・保育所と小学校との連携

幼児期の教育・保育は、小学校以降の生活や学習などの基礎を培う極めて重要なものであることから、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」や「小学校学習指導要領」において、幼児と児童との交流など、幼稚園・保育所と小学校との連携が求められている。また、近年、小学校への入学当初に、“授業に集中できない”、“先生の話が聞けず授業が成立しない”など、いわゆる「小1問題」と呼ばれる小学校の生活や学習に適応できない状況が見受けられている。

#### 1 教育委員会における協議

幼児期の教育・保育と小学校教育との連携を望ましい方向に進めていくため、平成21年12月、教育委員会において協議を重ね、①公私立幼稚園と区立小学校との連携の強化、②公私立保育園と区立小学校との連携の強化、③公私立幼稚園と公私立保育園の連携の強化の3つの柱をもとに、“修了・入学時の連携”、“教育活動の連携（園行事や学校行事等）”や“保護者との連携（就学時健診や学校説明会等）”など、連携をより推進していくための取組について、今後検討していくこととした。

#### 2 各校・園における取組

幼児期の教育・保育と小学校教育は、双方が連携して子供たちが充実した生活を送れるよう、それぞれのつながりや成長を意識した取組を行うことが求められており、現在、小学校入学前の幼児が小学校を訪問して児童と交流する“学校見学”や“小学生体験”な

ど、様々な取組が始まっている。

### 3 協議会における協議

24年4月の組織改正において、幼稚園・保育所・小学校の所管が教育委員会に一元化されたことを契機として、幼稚園・保育所・小学校の関係者が一堂に会して、幼児教育・保育と小学校教育との連携の在り方などについて協議し、子供の望ましい成長と発達に向けて適切な支援を行うため、「練馬区幼保小連携推進協議会」を設置した。

25年度は、「幼保小連携のめざすもの」、「幼保小連携の基本的な考え方」などについて協議を進め、幼児教育・保育・小学校教育の理解を深めるために教員・保育士を対象とした研修を実施した。引き続き、幼児期から小学校の接続期における様々な課題について協議を進めていく。

## (2) 幼稚園教育を充実する

### ●幼稚園の現況

幼児期は、心身の発達の基礎を培う重要な時期である。

特に近年は就学前教育への区民意識が高まり、幼児教育施設に対して、より高次元の教育サービスが求められ、さらに、核家族化や共働き世帯の増加などにより、幼児を取り巻く家庭環境も大きく変わってきている。

このような状況の中で、幼稚園や保育園の果たす役割はますます大きくなっている。

区内では、3～5歳児の59.4%が幼稚園に入園し、そのうち57.1%が私立幼稚園児であることから、幼児教育に私立幼稚園の果たす役割は大きい。

平成26年5月1日現在の園児数は10,049人であるが、半数以上の幼稚園では定員に満たない状況である。

区では、私立幼稚園と公立幼稚園における保護者負担の格差是正を目的として、入園料および保育料の助成制度を実施している。25年度は、約15億1,824万円を助成した。一方で区立幼稚園においては、住民税が一定限度額以下の世帯に対して、入園料と保育料の減免を行い、就園の機会を確保している。

また、私立幼稚園に対しては、教育環境整備への補助、施設整備資金の利子補給、心身障害児保育委託、学級補助員配置助成等を行い、幼児教育の一層の充実を図っている。

区立幼稚園は、北大泉、光が丘むらさき、光が丘さくらの3園があり、26年5月1日現在の園児数は404人である。

この3園全園において心身障害児を受け入れた教育を行っている。

### ●区立幼稚園の適正配置

近年の少子化傾向や就労状況の変化に伴う保育所希望者の増加などにより、区立幼稚園の園児数は減少し続けており、特に光が丘地区4園の充員率は、平成25年5月1

日現在、約39.5%という状況であった。

区では、「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（平成17年4月策定）」や、22年8月に実施された「練馬区事務事業見直し」の結果を踏まえ、「区立幼稚園適正配置実施計画」を24年3月に策定した。

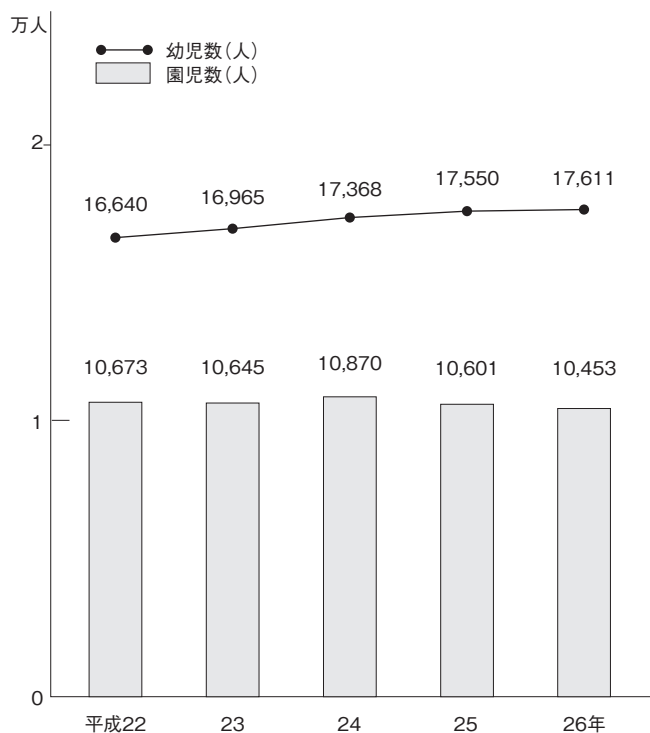
この計画に基づき、光が丘あかね幼稚園および光が丘わかば幼稚園については26年3月末をもって廃園した。

### 区内の幼稚園・保育所の入園（入所）状況

区 分	平成26年5月1日現在		平成26年4月1日現在	
	3歳児 人 (%)	4歳児 人 (%)	5歳児 人 (%)	計 人 (%)
幼 児 数	5,954 (100)	5,784 (100)	5,873 (100)	17,611 (100)
幼 稚 園 児 数	区 立 3 園 (—)	186 (3.2)	218 (3.7)	※404 (3.5)
	私 立 40 園	3,263 (54.8)	3,343 (57.8)	10,049 (57.1)
	計	3,263 (54.8)	3,529 (61.0)	3,661 (62.3)
区立・私立保育所 入所者数 計	2,030 (34.1)	1,967 (34.0)	1,907 (32.5)	5,904 (33.5)
幼稚園・保育所 合 計	5,293 (88.9)	5,496 (95.0)	5,568 (94.8)	16,357 (92.9)

※区立幼稚園の計 (%) は4・5歳児を対象とする。

### 幼児数に占める幼稚園児数の推移



注：幼児数は各年5月1日現在の3～5歳児（住民基本台帳による）。園児数は各年5月1日現在、練馬区内の幼稚園に入園している人数

## (3) 小中学校の教育内容を充実する

### 〔教育指導と学校支援〕

教育基本法の精神に基づき、教育委員会の教育目標を受け、学校教育と社会教育の緊密な連携のもとに、人間尊重の精神を尊び、心身ともに健康・安全で知性と感性に富み、広く国際社会において信頼と尊敬が得られる人間性豊かな子供の育成を図る学校教育を推進する。

### ●人権教育および豊かな心を育成する教育を推進するために

あらゆる偏見や差別をなくすため、すべての子供が人権尊重の理念を正しく理解するとともに、人権尊重の精神を具現化できるよう学校における教育活動全体を通して、人権教育を推進している。また、家庭や地域と連携して、地域の人々とかかわる活動の場や機会を積極的に拡充し、社会の一員としての自覚を育て、社会貢献の精神の育成を具体的に図っている。

- ① 教員で構成する「人権教育推進委員会」による研修の充実を図っている。（平成25年度実績8回）
- ② 人権尊重教育推進校（25年度 南町小学校、開進第二中学校）からの研究報告による啓発を行っている。また、開進第二中学校において東京都教育委員会人権尊重教育推進校紙上発表を実施している。
- ③ 心のふれあい相談員、スクールカウンセラーを配置し、子供や保護者の相談を受けるなどの支援を行っている。（25年度 心のふれあい相談員 小・中学校全校、スクールカウンセラー 小・中学校全校）
- ④ 不登校の子供を支援するため、「ネリマフレンド」の派遣や長期に欠席している子供の実態調査、研修会を実施し、さらに、教員の加配を実施している。（25年度 中学校6校）
- ⑤ 社会の一員としての自覚と勤労観・職業観を育成するとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、社会奉仕の精神を養う体験を得られるよう、中学校生徒の職場体験を実施している。（25年度 中学校全校）

### ●教育指導の充実

教育の今日的課題を踏まえ、学校教育の成果や改善すべき点を明確にし、すべての教職員が学校生活全般における子供の理解に努めるとともに、連帯意識を持ち、意欲的に教育活動に参画し、学校が組織として機能するよう指導・支援に取り組んでいる。

また、教育課程の実施については、学習指導要領の趣旨を十分に踏まえ、豊かな心を育成するとともに、確かな学力の定着・向上や健康の保持増進・体力の向上を図るため、指導内容や指導方法の工夫・改善を図り、授業の質的向上に努めるなど、指導力を高める具体的な実践研究に取り組んでいる。

- ① 教育課程編成への調査・評価など適正な管理を行っている。
- ② 教育委員会（教育指導課）の学校訪問等により各校の課題等に学校と一体で取り組んでいる。（平成25年度 1園27校に訪問）
- ③ 教職員が資質向上を図りつつ、職務を十分に遂行できるよう、教育委員会では各種研修会を実施している。（25年度 初任者新規採用者等研修会など40分野の研修会を実施）

#### ●確かな学力の定着・向上と主体的に学ぶことができる子供を育てる教育を推進するために

社会の変化に主体的に対応し行動できる子供の育成を目指し、確かな学力の定着・向上を図るとともに、一人ひとりの個性を伸ばして、学ぶことの楽しさや成就感を体得できるよう教育の充実を図っている。

- ① 一人ひとりの子供の確かな学力の定着・向上を図るために
  - ・学力向上支援講師を配置している。（平成25年度 小学校62校、中学校24校）
  - ・子供の基礎学力向上ときめ細かな指導の工夫改善のために教員の加配を実施している。（25年度 小学校64校、中学校28校）
- ② 日本人としてのアイデンティティをはぐくみ、国際社会に貢献できる能力や態度を培うために
  - ・中学校生徒が英語を理解し、英語で表現できる基礎能力を身に付けさせるため、英語の授業に外国人を助手として配置している。（25年度 中学校全学級）
  - ・小学校児童が英語に慣れ、親しみを持てるよう、外国語活動指導員を配置している。（25年度 小学校5・6年生）
  - ・世界の人々の生活や文化に対する理解を深めるとともに、直接交流を通して自己表現力やコミュニケーション能力の育成を図るため中学校生徒の海外派遣を実施している。（25年度68人・オーストラリア9日間）
- ③ 特色ある教育課程で教育の質を高めるために
  - ・「学びの連続性」「きめ細かな指導と評価」「子供と教師が向き合う時間的ゆとり」の確保・充実を図るために、二学期制を導入している。（25年度 小・中学校全校）
  - ・子供の確かな学力・体力の定着・向上と教員の指導力向上を図るために、土曜授業を実施している。（25年度 小・中学校年間8回）

#### ●特色ある学校づくりと家庭・地域との連携を図った教育を推進するために

子供たちが安心して、楽しく学び集える学校教育を創造し、特色ある学校づくりを推進するため、各学校（園）が創意工夫して取り組む教育活動を支援するとともに、家庭・地域との連携を推進している。

- ① 特色ある学校づくりを推進している。
  - 平成25年度 各学校の取組例（一部）
    - ・演劇活動を通じた表現学習を行う取組
    - ・留学生や外国人の方を招き、交流を通して異文化理解を深める取組
    - ・地域の人材を活用し日本の伝統芸能（箏・三味線・茶道・華道・日本舞踊・相撲・能・落語）や昔遊び、もちつきなどを体験する取組
    - ・自然観察園や学級園、ビオトープを活用した動植物とのふれあい、栽培活動を行う取組
    - ・学級農園や地域農家の畑で練馬大根作りなどの農作業体験およびたくあん漬け体験を行う取組
    - ・障害者や高齢者への理解を深め、共に生きていくことへの意識を高める取組
    - ・外部講師による講演から自分の生き方を振り返る取組
    - ・交流や共同学習によって豊かな心を育む活動を広げる取組
    - ・社会的な資質の育成を目的にした体験活動を充実させる取組
    - ・外部講師による講演から進路選択の仕方や職業選択について考えたり職場を訪問したりする取組
    - ・図書館員や専門家による読み聞かせを実施する取組
    - ・地域と連携して防災訓練や心肺蘇生法訓練などを行い、連携への意識を高める取組
- ② 学校評議員や保護者などを委員とする学校関係者評価委員会を設置し、学校評価の推進に努めている。

#### ●総合教育センターの学校教育事業

総合教育センターは、①学校教育の質的向上 ②社会教育の充実振興 ③地域住民の相互交流や活動の場の提供などを目的に開設したものである。なお、総合教育センターは平成26年4月1日から発展的に改組し学校教育支援センターとなった。

総合教育センターの学校教育事業は、教育研究関連事業と教育相談関連事業に大別される。

##### 1 教育研究関連事業

- (1) 教職員研修
  - 教職員の指導力や資質の向上のため、各種研修会を実施している。
    - ① パソコン研修会（25年度延べ264人参加）
    - ② 音楽実技研修会（25年度1回20人参加）
    - ③ 理科実技研修会（25年度5回延べ191人参加）
    - ④ 登校支援研修
      - 21年度から、教員向けに登校支援研修を実施している。（25年度2回延べ67人参加）
- (2) 教育情報の収集と提供
  - 各種の教育研究資料（26年3月31日現在4,840点）、教

育図書(4,068冊)、通信簿などの教育関連資料を収集し、研究資料室で教職員や区民が閲覧できるようにしている。資料はインターネットによる検索が可能である。

(3) 教科書展示会

教職員および区民を対象に、教科書の法定展示会を毎年6～7月にかけて14日間開催し、さらに、採択替えの年度には10日間特別展示会を開催している。25年度は法定展示会を6月14日～6月27日に開催した。

なお、総合教育センター内の教科書センターでは、現在使用している教科書に加え、これまで使用した教科書を常設展示している。

(4) 科学教室

科学に興味を持つ小・中学生を対象に、科学的な見方・考え方を育てるため、小学校科学教室と中学校科学教室を開催している。

① 小学校科学教室は、年間を通して体系的な内容とするため、4期制(第1期小5対象5・6月延べ20回、第2期小4～6対象7月延べ12回、第3期小4・5対象10・11月延べ20回、第4期小4～6対象2月1回)で実施している。(25年度330人参加)

② 中学校科学教室は、夏休み中5日間で実施している。(25年度18人参加)

(5) 教育研究活動

① 児童・生徒基礎調査

昭和56年度から、小・中学校における学級経営や生活指導に資することを目的として、児童・生徒基礎調査を行っていた。平成14年度までは隔年実施であったが、16年度から22年度は毎年実施し、調査・報告を行った。23、24、25年度は休止。

② 練馬区教育研究員

教員の指導力向上を図ることを目的として、18年度から教育指導課と連携して練馬区教育研究員制度を発足させた。24年度は4分科会(小学校理科、中学校理科、小学校体育、小学校生活科)で研究を行い、成果を報告書にまとめた。25年度は中止。

(6) 学校教育相談活動

学校教育相談活動を通して児童・生徒の理解を深め、それを基本とした教育活動の推進ができるよう研修会を実施するとともに、各種啓発活動を行っている。

① 学校教育相談研修会の実施(25年度延べ778人参加)

② 保護者対象家庭教育講演会の開催(25年度2回延べ38人参加)

2 教育相談関連事業

(1) 教育相談室

総合教育センター分室である練馬・光が丘・関の3つの教育相談室では、教育・心理・医療の専門相談員が、

教育相談実施状況(練馬・光が丘・関教育相談室合算)  
[来室教育相談件数]

平成25年度

相談内容	対象			就学前			小学生			中学生			高校生			その他			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
学 校 ・ 学 習	4	3	7	121	70	191	127	92	219	74	42	116	7	6	13	333	213	546			
対人関係・集団(社会)生活	19	4	23	154	40	194	50	14	64	16	15	31	1	1	2	240	74	314			
家族関係・家庭生活の問題	6	16	22	93	59	152	39	17	56	14	15	29	1	0	1	153	107	260			
身体に出てくる問題	1	2	3	13	6	19	3	3	6	0	3	3	0	0	0	17	14	31			
不安・自信喪失	8	5	13	21	27	48	6	12	18	6	6	12	0	1	1	41	51	92			
精神疾患	—	—	—	—	1	1	0	1	1	—	—	—	—	—	—	—	2	2			
発達の問題	17	8	25	107	30	137	45	15	60	10	6	16	4	—	4	183	59	242			
その他の	—	—	—	8	3	11	4	2	6	1	1	2	—	—	—	13	6	19			
合 計	55	38	93	517	236	753	274	156	430	121	88	209	13	8	21	980	526	1,506			

[電話教育相談件数]

平成25年度

相談内容	計
学 校 ・ 学 習	205
対人関係・集団(社会)生活	87
家族関係・家庭生活の問題	78
身体に出てくる問題	7
不安・自信喪失	21
精神疾患	2
発達の問題	33
その他の	109
合 計	542

[処置別相談回数]

平成25年度

相談内容	対象			計
	子供	保護者	担任等	
初 回 面 接	350	408	3	761
継 続 面 接	8,026	7,071	89	15,186
小 計	8,376	7,479	92	15,947
担任等連携相談				5
学校訪問相談				23
緊急対応				28
小 計				56
合 計				16,003

区内の幼児・児童・生徒の発達の過程で生じた諸問題の相談に応じ、健やかに成長できるよう支援している。

① 来室教育相談

問題に応じて、カウンセリング、プレイセラピー、箱庭療法等を行う。相談の経過の中で他機関の紹介を行うこともある。

② 電話教育相談

電話により助言・指導、情報の提供および他機関の紹介を行う。

③ 学校訪問教育相談

保護者や児童・生徒の了解を得て、相談員が学校への訪問を行う。

④ 家庭訪問教育相談

相談受理ケースのうちで、来室する保護者の努力だけでは問題解決の進展が望めず、家庭訪問が有効と判断される場合、保護者の同意を得て、相談員が家庭への訪問を行う。

⑤ 保護者対象講演会

不登校児童生徒の保護者を対象に講演会等を実施している。(25年度講演会2回延べ37人参加、懇談会3回延べ6人参加)

⑥ その他

19年度から、親が子供の特徴や行動を理解し、子供のよい面を増やし広げるための具体的な方法を学ぶペアレント・トレーニングと、発達障害等の子供同士の小集団によるグループ活動を実施している。(25年度ペアレント・トレーニング延べ117人参加、グループ活動延べ299人参加)

(2) 適応指導教室

総合教育センターの適応指導教室(小学生対象は「フリーマインド」、中学生対象は「トライ」)では、区内在住の不登校児童生徒に対して、心の安定を図るための相談活動を基本に、集団生活への適応を図るための創作活動、レクリエーション・スポーツ等のグループ活動や児童生徒一人ひとりが希望する学習活動を行い、学校生活に復帰できるよう援助している。

(3) 登校支援対策事業

① 学校訪問相談事業

学校の要請により、不登校など、教育相談にかかわる内容を有する校内研修会等に心理学の専門家や学識経験者を講師または助言者として派遣している。

25年度の派遣回数は48回、延べ1,608人の教員等が参加した。

② ソーシャルスキルトレーニング(SST)

19年度から、学校へ講師を派遣し、SSTを実施している。(25年度4校、延べ31回延べ1,592人参加)

また、教員がその技能を身に付け、学校で実施できるようSSTの研修会を21年度から実施している。(25年度2日延べ33人参加)

〔適応指導教室実施状況〕

平成25年度

教室名	参加者数	活動日数
フリーマインド	42人	185日
トライ	116人	185日

●小中一貫教育の推進

平成20年11月に策定した「練馬区小中一貫教育校に関する基本方針」ならびに23年1月に作成した「小中一貫教育校実施計画」に基づき、23年4月に区内初の施設一体型小中一貫教育校「大泉桜学園」を開校した。

一方、小中一貫教育校以外の小・中学校においても小中一貫教育を進めるため、23年4月、10組22校の小・中学校を研究グループに指定して、9年間を見通した教育課題の研究などを進めた。24年2月には「練馬区小中一貫教育推進方策」を策定し、区内全域への拡大に取り組んでいる。25年度には、区内34中学校区のうち18中学校区へ広がっている。

25年9月には、区が文部科学省に提案して「小中一貫教育校による多様な教育システムの調査研究」を受託し、小・中学校の状況に応じた小中一貫教育の進め方や小中一貫教育推進の核となる小中連携推進教員の育成、小中一貫教育校の検証と評価手法の開発等の研究に着手した。

また、26年2月、特別支援学級に関して「知的障害学級における小中一貫教育推進方策」を作成し、個々の児童・生徒の状態に応じた小中一貫教育を進めていくことにした。

●特別支援教育

区では、これまで区立小・中学校の心身障害学級の整備を進め、障害のある児童・生徒の将来の自立へ向けた教育を行ってきた。しかし、現在、社会のノーマライゼーションが進展する中で、児童・生徒の障害の重複化、多様化に応じた支援を始め、通常の学級に在籍している配慮を必要とする児童・生徒への教育的支援等、更なる教育の充実が急務となってきている。

こうした中、国や都では、従来の心身障害教育から障害のある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じて必要な支援を行う「特別支援教育」への転換に向けた考え方が示された。区においても、これまでの心身障害教育の成果やこうした国や都の動向を踏まえ、特別支援教育の実施に向けた取組を進めてきた。

学識経験者・医師・保護者等の代表・学校関係者等を委員として平成17年12月に設置した「練馬区特別支援教育あり方検討委員会」では、特別支援教育を推進するに当たっての基本的な考え方や具体的な取組について検討を行い、その検討結果を19年3月に「練馬区特別支援教育あり方検討委員会報告」としてまとめた。

区ではこの検討結果に基づき、学校の指導の内容や方

法を充実させ、学校全体で支援を行う体制を整えるとともに、学校巡回相談等による学校への支援や関係機関との連携の構築を進めている。

### ●特別支援学級

知的な面や身体の発達に障害のある子供が、社会のかけがえのない一員として、生涯にわたり、生きがいを持って充実した生活が送れるようになるためには、適切な時期に、適切な教育の場で、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことが大切である。

また、持っている能力を十分に発揮できるようにするには、手厚い配慮のもとに、意欲を持って、のびのびと学習できる環境を用意することが必要である。

特別支援学級は、障害の重複化、多様化の傾向に対応して、知的障害のある子供、情緒面に障害のある子供、ことばやきこえに障害のある子供（言語障害・難聴）、目の不自由な子供（弱視）のために、特別に整備された教育環境を用意して、それぞれの障害と程度に応じた教育活動を実施している。

区では、昭和29年に旭丘中学校および旭丘小学校に知的障害学級を設置して以来、逐次、障害別学級の新・増設を行っている。26年5月1日現在、特別支援学級を設置する学校は、小学校24校、中学校14校を数える。

これらの学級では、子供たちの発達の段階や特性に応じた適切な指導を行い、子供たち自身が自らの障害を克服し、強く生きようとする意欲を高めるための実践を行っている。

#### 特別支援学級〔小学校〕

平成26年5月1日現在

学 校 名	種 別	学級数	児童数
旭 丘 小	知的障害	2	13
〃	難聴	1	8
〃	情緒障害等	3	24
豊玉第二小	知的障害	5	34
豊玉南小	情緒障害	4	32
中村西小	弱視	1	12
開進第二小	知的障害	1	8
南町小	言語障害	3	49
北町西小	知的障害	3	18
練馬第三小	知的障害	5	41
〃	情緒障害等	3	35
練馬東小	知的障害	1	7
田柄小	情緒障害等	3	28
光が丘四季の香小	知的障害	4	31
光が丘春の風小	知的障害	2	15
光が丘第八小	知的障害	4	32
石神井小	難聴	1	14
〃	言語障害	4	69
石神井東小	情緒障害等	3	25
石神井西小	知的障害	2	13
上石神井北小	知的障害	2	9
関町小	情緒障害等	4	33
大泉小	知的障害	4	28
〃	情緒障害等	3	27
〃	言語障害	3	47
大泉第三小	知的障害	1	5
大泉東小	知的障害	3	20
大泉学園小	知的障害	4	28
南田中	知的障害	4	27
計(24校)	5 障 害	86	755

#### 特別支援学級〔中学校〕

平成26年5月1日現在

学 校 名	種 別	学級数	生徒数
旭 丘 中	知的障害	3	人
豊玉第二中	情緒障害等	5	21
中村中	知的障害	2	44
開進第二中	難聴	1	10
開進第三中	弱視	1	11
練馬中	知的障害	5	7
光が丘第三中	知的障害	4	35
光が丘第四中	情緒障害等	3	31
石神井中	知的障害	4	26
上石神井中	情緒障害等	2	29
南が丘中	知的障害	2	15
山谷原中	知的障害	3	11
大泉中	知的障害	5	19
八 坂 中	情緒障害等	3	37
計(14校)	4 障 害	43	25

#### 特別支援学校

平成26年5月1日現在

学 校 名	種 別	在籍数
石神井特別支援学校 (小・中)	都立 知的障害	人
大泉特別支援学校 (小・中・高)	都立 肢体不自由	185
練馬特別支援学校 (高)	都立 知的障害	89
旭出学園(特別支援学校) (小・中 高・専攻)	私立 知的障害	215
計		97
		586

## (4) 教育環境を充実する

### ●施設の整備

#### 1 校舎の改築

昭和30年代中ごろから、児童・生徒の急増および校舎の防火・防災対策のため、鉄筋コンクリート造校舎を新築するとともに、木造校舎からの改築を行ってきた。現在、これらの校舎の一部は建設後50年を迎えつつあり、計画的な改築が必要となっている。そこで、練馬区長期計画後期実施計画では「小中学校校舎等の改築の推進」を計画事業と位置付け、耐震性を確保するため、改築の必要がある学校から、順次設計・工事を実施している。

平成25年度は、豊玉第二中学校校舎棟の改築工事、開進第四中学校校舎棟の改築実施設計および下石神井小学校校舎等の改築基本計画・基本設計を進めた。

26年度は、25年度に引き続き3校の工事・設計を進めるとともに、開進第四中学校については実施設計完了後改築工事に着手する。また、新たに大泉東小学校校舎等改築基本計画・基本設計に着手する。

#### 2 学校体育館等の整備

児童・生徒の体力および体育実技等の向上を図るため、施設の老朽の程度を判断しながら、小・中学校体育館およびプールの改築を行っている。

25年度は、谷原小学校の体育館・プールが竣工した。

26年度は、校舎に併せて下石神井小学校の体育館・プールの改築設計を進める。また、新たに大泉東小学校の体育館・プールならびに石神井東中学校の体育館・プールおよび武道場の設計に着手する。

### 3 校舎等の大規模改修工事

#### (1) 校舎および体育館の耐震化

児童・生徒の安全を確保することはもとより、学校施設は、大規模震災時の「避難拠点」という位置付けから、学校の建物には十分な耐震性能を確保することが求められている。

全区立小・中学校99校については、これまで耐震診断が必要な校舎および体育館について診断を行い、順次補強工事を実施してきた。

25年度は小学校1校、中学校1校の体育館補強工事を完了した。また、体育館の非構造部材の耐震対策として小学校27校、中学校15校で天井や照明器具等の点検を実施した。

#### (2) 施設の維持管理

安全で快適な教育環境を確保するとともに建物の耐用年数を引き伸ばすためには、施設設備の維持管理が最も重要であることから、学校施設の点検や補修・改修等を随時実施し、適切な維持管理に努めている。特に、校舎外壁の亀裂や屋上防水の劣化等については早急な対応を図るとともに、教室やトイレの整備など施設設備の改善や充実を図るための改修工事を計画的に実施している。

(壁面緑化)を実施した。

25年度には、田柄小学校、高松小学校、大泉学園緑小学校で校庭を芝生化したほか、大泉南小学校、大泉北小学校、大泉学園小学校でみどりのカーテンを整備した。

また、谷原小学校体育館で屋上緑化および壁面緑化を実施した。

### 6 環境への配慮

区では、太陽光発電設備、雨水の植栽灌水やトイレ洗浄水利用など、自然エネルギーの活用や省エネルギーの仕組みを校舎等の改築に併せて導入し、国からエコスクールパイロット・モデルの認定を受けることとしている。

25年度は、23年度の谷原小学校に続き豊玉第二中学校が認定された。26年度は、開進第四中学校において認定を受ける予定である。

#### ●小・中学校の現況

平成26年5月1日現在、区立小学校は65校、区立中学校は34校あり、それぞれ32,560人の児童と14,215人の生徒が在籍し、学級数は小学校が1,077学級、中学校が434学級となっている。そのうち、区立小中一貫教育校大泉桜学園は、児童生徒数659人、学級数21学級となっている。

23年4月「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正されたことに伴い、都の「学級編制基準」も改正され、小学校第1学年の35人学級が始まった。25年度は、加配定数措置により、小学校第2学年と中学校第1学年についても35人学級が実現した。

#### 区立小・中学校の児童・生徒・教員数 平成26年5月1日現在

区分		小学校	中学校
学校数(校)		65	34
学級数(学級)		1,077	434
児童・生徒数	男(人)	16,901	7,527
	女(人)	15,659	6,688
	計(人)	32,560	14,215
1学級当たり(人)		30.2	32.8
教員数(人)		1,571	834
1教員当たり児童・生徒数(人)		20.7	17.0

#### ●学校選択制度

平成17年4月から区立中学校に入学する児童を対象に、34校ある区立中学校を自由に選べる「学校選択制度」を実施している。学校選択制度は、中学校進学に際し、児童とその保護者の希望や意思を可能な限り尊重することによって、子供たち一人ひとりが自らに適した教育環境で個性を伸ばすことを目的としている。20年1月に、制度の一層の充実を図るため、練馬区立中学校選択制度検証委員会を設置し検証を行った。その後、教育委員会では、教育振興基本計画に基づき、学校選択制度の

#### 学校施設の主な改修工事实施状況 平成25年度

改修工事件名	小学校	中学校
① 校舎外壁改修・屋上防水工事	1校	1校
② 受変電設備改修工事	1校	1校
③ 耐震補強工事	1校	2校
④ トイレ改修工事	2校	1校
⑤ 給水設備改修工事	3校	3校
⑥ 水飲栓直結給水化工事	3校	1校
⑦ プール等改修工事	4校	—

### 4 校地の取得

児童・生徒の教育環境を良好にするため、校地の面積や校舎等の配置を勘案し、学校が有効に活用できる用地を取得している。

### 5 学校の緑化

学校の特徴に応じた緑化を推進するとともに、環境への負荷が少なく快適で、みどり豊かなうらおいのある学校環境を整備し、子供たちの緑化意識をはぐくむ環境学習の場作りを目指して、校庭の芝生化やみどりのカーテン(壁面緑化)、屋上緑化の整備などに取り組んでいる。24年度までに、小学校29校、中学校3校の校庭の芝生化および小学校7校、中学校4校の屋上緑化を実施した。また、小学校42校、中学校3校にみどりのカーテン



今後の方向性を明らかにするため、25年6月に練馬区立中学校選択制度検証委員会を設置し、制度のこれまでの効果と課題の検証を行い、26年4月に答申を受けた。今後、答申で示された課題の改善策等を検討する。

区の学校選択制度は、通学区域制度を基本とした選択制度であるため、通学区域外からの選択入学者の受入人数枠は原則として40人としているが、学校施設の状況等により、必要に応じて受入人数枠を調整している学校もある。受入人数枠に対して選択希望者が多く、入学時までの辞退者・転出者を見込んでもなお大幅に超過する場合には、抽選を実施している。26年度入学者の選択希望状況は、25年10月1日現在の学齢者6,139人に対して、通学区域外の学校を選択希望した児童は1,234人であり、その割合は20.1%であった。

### ●就学援助

学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に学用品費等を援助することによって、教育機会の均等を保障している。

平成25年度

小学校	要保護者	662人	(2.02%)
	準要保護者	6,380人	(19.43%)
中学校	要保護者	486人	(3.40%)
	準要保護者	3,901人	(27.32%)

注：( )内は、全児童数・生徒数に対する比率。

### ●教材等の整備

#### 1 教材・教具の整備

区では独自の「教材教具整備標準」を設け、これに基づいて各教科の教材および教具の整備・充実を進めており、教材教具の中で高額なものは品目を定め計画的に更新をしている。

平成22年11月に策定した「学校配備システムの最適化計画(23～27年度)」により、『教育の情報化』推進の土台となる『教育ネットワークシステム』の整備を進めている。

23年度は、パソコン教室の機器の更新(1校当たり、小学校はパソコン21台、中学校はパソコン41台とプリンタ、プロジェクタ等)を行った。

25年度には、校務用パソコンの更新を行い、教員一人一台の体制を整え、教育環境の向上を図った。

なお、13年度から全小・中学校でインターネット接続を開始している。

また、21年度に電子黒板を各校1台、地上デジタル放送受信可能テレビを各校4台整備した。

#### 2 校具の整備

教育環境の充実には、学校用家具(校具)類の整備は欠かすことができない。

区では、児童・生徒が使用している学習机・椅子を始め、理科室、音楽室等特別教室の校具について整備を行っている。

### ●区立学校の適正配置の推進

現在、区立小・中学校の児童生徒数は、少子化の影響により、昭和50年代のピーク時の約6割まで減少し、全体として区立学校の小規模化が進んでいる。一方、宅地開発等の影響により、児童生徒数が増加傾向の学校もある。過小規模校や過大規模校における教育指導上や学校運営上の課題に的確に対応し、学校教育の充実と教育環境の整備を図るため、区立学校の適正配置の検討を進める必要がある。

区では、「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針(平成17年4月策定)」に基づき、光が丘地区の小学校8校を4校に統合・再編する「区立学校適正配置第一次実施計画」を20年2月に策定し、22年4月、統合新校を開校した。

過小規模状態が継続している小学校について、学校、保護者、地域の方で構成する会議体を設け、具体的な対応方針の検討を進めていく。

### (5) 児童・生徒の健やかな体の成長を促す

#### ●校外授業

みどりの少なくなった都会を離れ、澄んだ空気と自然の中で健康増進を図るとともに、その土地の歴史、社会、そこに生息する動植物、地形の観察などを学習し、また、児童・生徒相互および教師との日常の学校生活では得られない交流を図ることを目的に、校外授業を積極的に推進している。小学校では移動教室、中学校では移動教室および臨海・林間学校を、軽井沢、下田、武石、岩井の各少年自然の家を宿泊施設として行っている。このほか、中学校では関西または東北方面への修学旅行を実施している。

#### 校外授業実施状況

平成25年度

区分	場所	日数	参加人数	参加校数
移動教室 (小学5・6年)	軽井沢、下田、武石、岩井	(5年) 2泊3日	5,476	65
		(6年) 3泊4日	5,722	65
移動教室 (中学2年)	軽井沢(湯の丸スキー場) 武石(番所ヶ原スキー場)	3泊4日	4,394	34
臨海学校 (中学1年)	下田、岩井	3泊4日	3,569	34
林間学校 (中学1～3年)	軽井沢、武石	3泊4日	535	8
修学旅行 (中学3年)	関西方面、東北方面	2泊3日	4,716	34

注：臨海学校、林間学校は希望参加。

#### ●学校災害

学校における安全教育や安全管理の普及充実および児童・生徒が学校管理下で災害にあったときの災害給付を目的として、独立行政法人日本スポーツ振興セン

ター法が制定されている。区では、これに基づき独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいる。共済掛金は、児童・生徒1人につき年額945円（要保護は年額65円）で、区が全額負担している。

学校管理下における災害の多くは、すり傷、打撲、ねん挫、骨折等である。

区分	加入者数	災害発生数	災害発生率	給付額
	人	件	%	円
小学校	32,840	1,317	4.0	15,010,006
中学校	14,279	786	5.5	12,963,519
計	47,119	2,103	4.5	27,973,525

### ●アレルギー疾患対策

すべての学校教職員がアレルギーに対する共通認識をもち、アレルギー疾患がある児童生徒が、安全で安心な学校生活が送れるように努めている。

### ●学校給食の充実

#### 1 学校給食

区では、食育の「生きた教材」として学校給食を活用し、学校独自の献立など食に関する指導の充実を図っている。平成25年度は、24年度に策定した「第2次練馬区立小中学校における食育推進計画」に基づき、食育の推進を行った。また、学校ごとにきめ細やかな調理をするため、23年度からすべての小・中学校において、自校調理または親子調理のいずれかの方式を採用した完全給食を実施している。

##### (1) 献立

学校給食における児童・生徒1人1回当たりの摂取基準は文部科学省「学校給食摂取基準」により示されている。

これを基に「学校給食の標準食品構成表」に沿って栄養バランスのとれた献立を作成している。

献立作成に当たっては、食育との関連を重視し、児童・生徒にとって適切な栄養摂取による健康の保持増進を図っている。

##### (2) 米飯給食

区では昭和55年7月から米飯給食を開始し、現在平均週3回実施している。

日本の食生活の根幹である米飯を通じて、児童・生徒にとって望ましい食習慣の形成を図っている。

##### (3) 衛生管理

必要に応じて保健所の協力および助言等を受けつつ、各学校に対する安全衛生巡回指導や栄養職員・調理員への研修等を実施し、学校給食における衛生意識の高揚を図っている。

また、安全で衛生的な学校給食の提供に資するため、使用する食材料や出来上がったおかずについて、定期的に専門の検査機関に依頼して細菌・農薬等の検査を行っている。あわせて、手指・調理器具類等の大腸菌群の拭取り検査の実施にも取り組み、衛生管理の徹底に努めている。

#### (4) 放射性物質検査

平成25年度は学校給食調理を行っている区立小中学校の給食提供前の食材を対象に、各校1回の放射性物質検査を実施した。放射性物質はいずれも測定下限値未満であった。

区分		小学校	中学校
自校 (77校)	給食実施食数 学校数	30,552食 55校	11,618食 22校
親子校 (22校)	給食実施食数 学校数	4,605食 10校	4,019食 12校
計 (99校)	給食実施食数 学校数	35,157食 65校	15,637食 34校

注：給食実施食数は、26年5月1日に実施した食数。

#### 学校給食費の状況（月額保護者負担分※） 平成26年度

区分	自校調理校 親子調理校	円
小学校	低学年	4,262
	中学年	4,513
	高学年	4,853
中学校		5,579

※平均給食実施回数から算出した年間の給食費を11か月で除した金額。

#### 2 学校給食調理業務民間委託の導入

行政改革推進プランに基づき、順次、学校給食調理業務を民間に委託している。委託の内容は、調理業務、配缶・運搬、食器洗浄・消毒、その他調理に付随する作業である。献立の作成や食材の購入など、学校給食の運営は、学校と教育委員会が責任を持って行っている。平成26年4月現在、67校に民間委託を導入している。

# 3 青少年を健やかに育成する

## (1) 青少年の自主的な活動を支援する

### ●平成26年度青少年育成活動方針 目標

- (1) 心のかような明るい家庭づくりを進めよう
- (2) 青少年の社会参加の機会を増やそう
- (3) 健全で安全な社会環境づくりを進めよう
- (4) 家庭・学校・地域・関係機関の連携を推進し、強化しよう

### ●社会参加の促進

青少年が地域の活動へ自主的に参加し、社会の一員としての自覚をもち、社会的な役割を担うことは、青少年の健全な成長に欠かすことができない。このような体験を積むための機会を大人は地域ぐるみで青少年に提供する必要がある。

青少年が地域や学校の行事に単に参加するだけでなく、その行事の企画段階から積極的に関わりをもち、意見を述べる機会を増やすことは、青少年自身の主体性と社会の一員としての役割意識をはぐくむ大きな力になっている。

地域では、青少年がスポーツや文化活動を通じて、直接体験を積むための集団活動、地域活動が行われている。

青少年育成団体のひとつである青少年育成地区委員会では、自主性と社会性をはぐくむことを目的に、企画から当日の運営までを青少年が行う事業として、高齢者との交流会や地域の子どもまつりを実施している。また、自分の意見を地域の大人たちに聞いてもらう機会として、中学生の意見発表会などの事業も行われている。これらの事業は、青少年の自主性と社会性をはぐくむとともに、自らを表現する場としても機能している。

### ●練馬区青少年委員

小学校の通学区域から1人ずつ、小中学校校長会から代表各1人の計67人を青少年委員に委嘱している。

主として、ジュニアリーダーの養成、地域の子ども会事業、青少年の各種グループの育成などに携わっているほか、地域懇談会を開催するなど、地域・学校・区の連携を図っている。また、定例会等を通じ委員相互の連携を積極的にとっている。

### ●青少年リーダーの養成

小学5～6年生、中学生を対象に、仲間作りのリーダーとして役立つよう、グループ活動の楽しさやルール、レクリエーション活動の技術や知識などを体験しながら学ぶジュニアリーダー養成講習会を行っている。受講生等は、この講習会の協力者として子供たちの指導、育成に当たっているほか、小学校を中心に行われる子ども会事業など、地域の活動に参加、協力をしている。

### ●成人の日のつどい

区では新成人の新たな門出を祝い、毎年1月の第2月曜日に区内在住の新成人を対象として「成人の日のつどい」を開催している。平成26年は、1月13日に「としまえん特設会場」で行われ、対象者6,650人の66.9%に当たる4,452人の参加があった。

### ●練馬子ども議会

未来を担う子供たちが練馬区について区長を始めとする区職員と意見交換を行うことを通して、区政や区議会について理解を深め、区政への参加を促すことを目的に「練馬子ども議会」を開催している。

平成25年度は、中学生51人が「子ども議員」として参加した。7月24日に5つの委員会を開催し、子ども議員一人ひとりが意見を述べ、区理事者と討議を行った。

8月1日に本会議を開催し、子ども議員が10グループに分かれ、「防災資源の周知について」、「今後の公園のあり方について」などのテーマに基づき意見表明・提案を行った。

### ●青少年の活動の場

#### 1 区立秩父青少年キャンプ場

青少年が自然に親しみながら共同生活の体験を積むことができるよう、秩父市（埼玉県）の秩父さくら湖を望む山腹に、青少年キャンプ場を開設している。開設期間は、毎年5月1日～10月31日で、約28,000㎡の敷地にバンガロー4棟、炊事場2棟、集会所1棟を備え、110人の宿泊（テントを含む。）ができる（夏休み期間は常設テント15張を開設）。平成25年度は延べ1,756人の宿泊利用があった。

#### 2 民間遊び場

民間遊び場は、子供たちが身近なところで気軽に遊べるよう民間の空き地を遊び場としたものである。遊び場の管理と運営は、地域住民の自主的団体である管理委員会が行っている。26年4月1日現在28か所、延べ面積25,491.93㎡となっている。

#### 3 公有地一時開放遊び場

公有地が本来の目的（公園・道路等）に使用されるまで、子供の遊び場として一時的に開放している。遊び場の運営は、地域住民の自主的団体である運営委員会が行っている。26年4月1日現在5か所を開放している。

#### 4 民有地一時開放遊び場

民間の空き地を区が直接土地所有者から借りて、子供の遊び場として一時的に開放している。遊び場の運営は、地域住民の自主的団体である運営委員会が行っている。26年4月1日現在5か所を開放している。

### ●青少年館

青少年館は、講座、教室などの事業を通して青少年の豊かな発達を援助するとともに、生涯学習団体を中心と

した地域の団体の学習、趣味、スポーツなどの生涯学習活動の場としても利用されている。また、個人でも気軽に利用できるよう学習室、談話コーナー、ホールなどの開放を行っている。

あわせて、知的障害・肢体障害を持つ青年たちの様々な生活課題や学習要求に応じられるよう、4つの心身障害者青年学級を運営している。

春日町青少年館と南大泉青少年館があり、南大泉青少年館は南大泉図書館との併設施設となっている。

平成25年度は、主催事業、団体利用を合わせ、延べ103,750人（単位時間ごとの利用者延べ数）の利用があった。また、心身障害者青年学級では、延べ1,507人が出席した。

青少年館の内容別利用状況 平成25年度

区分	春日町		南大泉	
	件	人	件	人
一般団体	1,544	20,908	1,479	4,669
館主催事業	3,002	23,175	893	10,938
青少年団体	2,179	23,985	791	5,305
官公署	231	3,857	65	1,314
その他	672	7,791	189	1,808
計	7,628	79,716	3,417	24,034

青少年館の事業実施状況

平成25年度

事業名	実施事業
〔春日町〕	
文化教養講座	5講座 延べ570人受講
スポーツ講座	2講座 延べ288人受講
青少年館まつり	ダンスなどの発表会 12月14日実施 782人参加
サークル合同発表会	作品展示とダンスの発表会 11月16日・17日実施 延べ672人参加
	バレーボール大会 10月20日 180人参加
演劇活動	練馬児童劇団 ・けいこ 33回 延べ1,093人参加 ・合宿：武石少年自然の家 3泊4日 144人参加 ・発表会：11月23日 会場：練馬文化センター小ホール 演目：「モモ」 公演：2回 延べ入場者：1,156人
児童劇教室	7回 延べ164人受講
野外活動	1講座：120人受講
ホール個人利用	(土曜・日曜日・春休み・夏休み) 126回 利用者数 延べ2,460人
学習室の開放	常設学習室 利用者数 延べ4,444人 臨時学習室 利用者数 延べ3,261人
談話室の開放	利用者数 延べ2,360人
青少年将棋コーナー	27回実施 延べ155人参加
心身障害者青年学級	4学級 延べ1,507人参加
わかものスタート支援事業	6講座 延べ306人参加
〔南大泉〕	
文化教養講座	3講座 延べ365人受講
スポーツ講座	3講座 延べ498人受講
ホール個人利用	(水曜・土曜日) 60回 利用者数 延べ1,015人
音楽練習室	1,562回 利用者数 延べ2,381人
学習室の開放	利用講習会11回実施、延べ72人受講 教室の利用がないときに学習室として開放 利用者数 延べ8,985人

## (2) 家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を推進する

### ●家庭・地域社会の教育力の向上

子供たちの「生きる力」を育てるため、学校・家庭・地域の持つ教育力を十分に機能させる必要がある。

特に、家庭は、青少年が育つ場であり、身近にいる大人の考え方や行動が青少年の人間形成に大きく影響している。そこで、家庭の持つ教育機能の重要性を認識するとともに、地域ぐるみでその機能を支えていくことが重要である。地域では、家族のつながりを深めるきっかけになるよう、親子等で参加ができる行事を積極的に行っている。

また、性の低年齢化や薬物乱用は、社会問題となっており、家庭や地域の教育力を深め、解決を図る必要がある。区では地域の青少年団体に対し、研修会や講演会などを開催している。

### 平成25年度研修会内容

第1回	実施日	25年10月29日(火)
	テーマ	「薬物乱用の子どもへの影響」
	講師	学校薬剤師 小田 和枝
	会場 参加者	生涯学習センター 204人
第2回	実施日	26年1月30日(木)
	テーマ	「気づいていますか？ ケータイが変えた私たちの生活」
	講師	合同会社 ロジカルキット代表 下田 太一
	会場 参加者	生涯学習センター 182人

### ●学校との連携強化

地域ぐるみで育成活動を推進するため、学校・家庭・地域社会の連携を図り、「総合的な学習の時間」に対応した地域の人材活用を図り、地域社会と学校との交流を深めていく。

また、学校・家庭・地域社会が一体となり、青少年の健全育成を図っていくために、教職員、保護者、青少年委員、青少年育成地区委員等が相互に情報・意見交換を行い、地域懇談会等で連携を図っていく。

### ●練馬区青少年問題協議会

区長の附属機関として設置されている。区の青少年施策の基本的な方針や問題について審議し、その結果を協議会の意見として区に具申している。

### ●練馬区青少年対策連絡会

練馬区青少年問題協議会の下部組織として、青少年問題協議会の諮問を受け、青少年育成活動方針(案)等の検討を行っている。

### ●練馬区青少年育成地区委員会

地域住民のボランティア組織で、旧出張所管轄地域を

単位として17地区に設置し、約2,100人の委員が活動している。

主な活動として、スポーツ、レクリエーション、文化活動などを通じた青少年の育成、不健全雑誌等自動販売機追放などの環境浄化活動を行っている。

### ●環境浄化と非行防止の推進

地域の環境は青少年の育成に欠くことができない重要な部分である。青少年にとって地域は、望ましい人間形成ができる場として期待できる反面、非行化の温床になる可能性もある。地域ぐるみで環境浄化につとめ、非行を防止するよう、大人は青少年と日頃から会話をかわせるような人間関係を築くことが重要になっている。

区では、青少年をとりまく社会環境の悪化に対し、青少年団体などと協力し、健全で安全な社会環境づくりに取り組んでいる。

### 1 「健やか運動」の推進

「子どもたちを健やかに育てる運動」(以下「健やか運動」という。)は、青少年の非行防止と健全育成をすべての区民に認識してもらい、区民全体の運動として推進しようというもので、主につぎのような活動を行っている。

#### ① 「健やか運動」の協力店

コンビニエンスストア、文具店や外食産業など、青少年の出入りの多い店に対し、「健やか運動」協力店のステッカーを掲示してもらうとともに、子供たちへの呼びかけ等の協力を依頼している。平成26年4月1日現在、1,683店が協力店として活動している。

#### ② 「夕べの音楽」の放送

子供たちに帰宅を促すことを目的に、ナレーションに合わせて「夕やけ小やけ」の音楽を毎夕、区防災無線設備を利用して放送をしている。

#### ③ 「健やか運動」のPR

「健やか運動」を広く区民に周知し、青少年の健全育成を推進していくため、毎年、子供たちから募集した原画を使って、カレンダーなど「健やか運動」PR物品を作成し、健全育成推進事業で活用している。

### 2 「社会を明るくする運動」の推進

青少年の非行防止と更生の援助を中心とした法務省主唱の運動である。青少年関係団体・機関による「練馬区推進委員会」を設置し、毎年7月に「フェスティバル」、「社会を明るくする運動のつどい」などを行っている。

### 3 不健全雑誌自動販売機等実態調査

誰でも自由に不健全雑誌やビデオが購入できる自動販売機は、通学路や住宅地近辺に設置される場合があり、思春期の子供たちに影響を与えている。

また、こうした雑誌やビデオは、地域のコンビニエ

ストアやレンタルビデオ店でも手軽に入手できる状況である。

そこで、地域の青少年育成地区委員会が中心となって、毎年、コンビニエンスストアやレンタルビデオ店の自主規制の状況や雑誌自動販売機等実態調査を行い、現状の把握と改善を行っている。

#### 不健全雑誌自動販売機などの調査結果

調査項目	平成24年	25年
不健全雑誌・ビデオ自動販売機	12台	9台
レンタルビデオ店	22店	20店
成人向ビデオが置いてある店	22店	19店
コンビニエンスストア	209店	229店
24時間営業の店	191店	195店
成人雑誌を販売している店	177店	198店

#### 4 地域における子どもたちの安全のために

子供たちを犯罪から守るために、「子ども防犯ハンドブック」の配布（小学校対象）、子供たちの緊急避難所事業を実施している団体への「ひまわり110番」表示プレート の提供、緊急避難所見舞金支給制度を実施している。

## 練馬区長期計画（平成22年度～26年度） 施策別成果指標実績値一覧

●この表は、長期計画で定めた各施策に記載した成果指標について、25年度末現在の実績値を記載したもの。

政策・施策		指 標	20年度実績	25年度実績	26年度目標
<b>11 子どもと子育て家庭を地域で支える</b>					
111	地域で子育てを支える	子育てのひろば利用者数	100,775人	191,460人	200,000人
112	就学前の子どもの成長を支える	保育所入所希望者受入率	96.9%	94.3%	100%
113	学齢期の子どもの成長を支える	学童クラブ入会希望者受入率	95.0%	95.6%	100%
114	支援が必要な子どもと子育て家庭を応援する	子ども家庭相談の対応件数	1,318件	2,447件	1,866件
<b>12 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める</b>					
121	地域の特色を活かした教育を推進する	学校応援団構成員数	2,131人	4,594人	3,250人
122	幼稚園教育を充実する	幼稚園における幼小連携事業の実施率	68.1%	84.4%	100%
123	小中学校の教育内容を充実する	授業に対する理解の程度	小学生82.3% 中学生68.3%	—	100%
124	教育環境を充実する	小中学校校舎・体育館の耐震性能を確保した棟数の割合	71.5%	93.9%	100%
125	児童・生徒の健やかな体の成長を促す	朝食に主食とおかず等をそろえて食べた児童・生徒の割合	4.7%	64.0%	10%
<b>13 青少年を健やかに育成する</b>					
131	青少年の自主的な活動を支援する	企画・運営のスタッフとして青少年が参加している子ども会事業の割合	50.6%	69.6%	100%
132	家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を推進する	青少年育成地区委員会事業に参加した青少年の延べ人数	80,505人	86,325人	85,000人





## 第2章

# 高齢者や障害者などだれもが安心して暮らせる社会を実現する～健康と福祉分野～

- |   |                           |    |   |                            |     |
|---|---------------------------|----|---|----------------------------|-----|
| 1 | 健康な暮らしを支える ……             | 78 | 4 | 高齢者の生活と<br>社会参加を支援する ……    | 94  |
| 2 | 安心して医療を受けられる<br>環境を整える …… | 88 | 5 | 障害者が自立して<br>生活できるよう支援する …… | 105 |
| 3 | 地域で福祉を支える ……              | 91 | 6 | 生活の安定を図る ……                | 112 |



区有地を活用した特別養護老人ホーム

# 1 健康な暮らしを支える

## (1) 健康づくりを支援する

### ●健康都市練馬区宣言

生涯、健康な生活を送るためには、区民一人ひとりが日頃から「自分の健康は自分で守り、つくる」という自覚を持ち、健康づくりに取り組んでいく必要がある。区は、21世紀を迎えた平成13年10月に、「健康都市練馬区宣言」を行った。この宣言は、健康づくり総合計画等の諸施策を着実に進め、区民とともに生涯健康都市を目指して健康づくりに取り組む基本姿勢や決意を示したものである（宣言文は裏表紙参照）。

### ●乳幼児と親の健康づくり

#### 1 母子健康手帳の交付

妊娠の届出をした妊婦に、母子健康手帳、出産・子育て情報を記載した「出産育児情報」、妊婦健康診査受診票を交付している。平成25年度の母子健康手帳交付者数（再交付等を含む。）は6,715人であった。

#### 2 妊婦・乳幼児健康診査

妊婦が安心して出産できるように、妊婦健康診査受診票を14回分、妊婦超音波検査受診票を1回分交付し、妊娠中の健康管理の支援に取り組んでいる。

また、乳幼児健康診査では、子供の健康の保持増進、疾病の早期発見だけでなく、母親などの保護者の健康面にも対応し育児不安の軽減に努めている。

### 妊婦・乳幼児健康診査

平成25年度

種 別	実施場所	受診者	有所見者
妊婦健康診査(1回目)	医療機関	6,089	338
〃(2回目以降)	医療機関	57,394	4,252
妊婦超音波検査	医療機関	5,067	75
妊婦歯科健康診査	医療機関	1,411	951
乳児健康診査(4か月児)	保健相談所	6,142	2,276
〃(6か月児)	医療機関	5,722	404
〃(9か月児)	医療機関	5,477	306
1歳6か月児健康診査	医療機関	5,491	635
3歳児健康診査	保健相談所	5,601	1,608

### 3 母親学級・育児学級等

妊娠、出産、育児に関する知識の習得、地域での仲間作りを目的に母親学級やパパとママの準備教室を行っている。

また、育児と離乳食講習会では、発育・発達に応じた子育てに必要な知識や情報の提供を行っている。

### 母親学級・育児学級等

平成25年度

	回数	延べ人数
	回	人
母親学級 平日3回コース	44	} 2,580
母親学級 土曜1回コース	12	
パパとママの準備教室	46	2,566
育児と離乳食	64	3,276

### 4 こんにちは赤ちゃん訪問

保健師や助産師が、生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、乳児の発育・栄養等の相談や、子育てに関する情報提供を行い、育児の不安や負担の軽減を図っている。25年度の訪問は、乳児5,757人、産婦5,607人（実人員）である。

また、産婦にエジンバラ産後うつ質問票（EPDS）を活用し、産後のこころの状態の把握と支援に努めている。

### 区民の保健・衛生の主要指標

(単位：人)

指 標	練 馬 区				東京都	全 国	
	25年実数	25年率	24年率	23年率	24年率	24年率	
出 死	6,163	8.8	8.4	8.5	8.3	8.2	
死	5,593	8.0	7.9	7.7	8.5	10.0	
* 主要死因	悪性新生物	1,717	245.8	243.4	242.3	254.9	286.6
	心疾患	809	115.8	123.7	122.5	130.1	157.9
	脳血管疾患	513	73.4	66.6	67.5	76.7	96.5
	肺炎	490	70.1	71.6	72.1	78.6	98.4
乳児死	15	2.4	1.7	1.4	2.2	2.2	
新生児死亡	7	1.1	1.2	1.0	1.1	1.0	
周産期死亡	24	3.9	3.6	3.2	3.7	4.0	
死産	114	18.2	22.7	22.5	21.2	23.4	
低体重児出生	568	92.2	97.5	87.8	93.4	—	
感染症り患率* 結核	104	14.5	18.9	21.4	21.7	16.7	

注：\*印の率は人口10万当たり、\*\*印の率は出生千当たり、\*\*\*印の率は出産千当たり、他は人口千当たり  
平成25年の数は概数

る。さらに、必要に応じて妊婦や乳幼児の訪問指導を行っている。

## 5 歯科保健

1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳児健康診査時に口腔衛生に関する指導を行うほか、1歳児を対象に歯みがき相談を実施することで、半年ごとに歯科健康診査や口腔衛生の指導を受けられる機会を設け、むし歯予防と健全な口腔育成を図っている。

他にも歯と口の健康週間行事として、歯の衛生に関する知識の普及啓発のために「歯ートファミリーコンクール」、「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」を実施し、「よい歯・よい子のつどい」にてコンクール入賞者を表彰している。

むし歯有病率 平成25年度

区 分	受診者数	むし歯のある者	有病率 (1人平均むし歯数)
	人	人	% (本)
1歳6か月児健康診査	5,326	78	1.5 (0.04)
3歳児健康診査	5,566	705	12.7 (0.39)

## 6 食育講習会

乳幼児期における食育の基本は家庭であるため、親子の健康的な食生活について、実践的に学習できる講習会を行っている。より多くの親子が参加できるよう健康診査や相談の機会等に併せた開催や地域の施設等に出張して実施している。

平成25年度

区分	回数	受講者数
	回	人
すこやか親子の食事(1歳からの食事講習会)	138	4,540
すこやか親子の食事(3歳からの食事講習会)	142	5,598
その他の食育講習会	54	2,459

## 7 給付・助成等

未熟児養育医療給付、妊娠高血圧症候群等医療給付、育成医療給付、療育給付、特定不妊治療費助成などの給付・助成事業を行っている。

給付・助成 平成25年度

	延べ人数
	人
未熟児養育医療給付	355
妊娠高血圧症候群等医療給付	1
育成医療給付	49
療育給付	0
特定不妊治療費助成	933

また、都で小児慢性疾患の医療費の助成を行っており、区では申請受付を行っている。25年度は、469件だった。

### ●保健の充実

区は、成長期にある児童・生徒の身体測定や体力調査、また、定期健康診断等を行い、児童・生徒の健康づ

くり・体力づくりを計画的に実践し、健康の保持増進や疾病の早期発見に努めている。

定期健康診断によると、アレルギー性の疾患が多くみられる。

また、むし歯の未処置率は、小学生が15.2%、中学生が15.4%である。むし歯があると食べる楽しさが失われるだけでなく、偏食などの原因にもなる。そのため、歯垢染色テストや良い歯のバッジの配布等を通じて、予防と治療の啓発に努めている。

このほか、脊柱側弯症の精密検査を、定期健康診断で異常が認められた小学5・6年、中学1・3年および学校医が必要と認めた児童・生徒を対象に実施している。

また、生活習慣病対策として、肥満度の高い児童・生徒に対して精密検査を実施し、さらに個別指導や集団指導も行っている。

貧血検査は、中学1年の希望者を対象に実施している。

脊柱側弯症検査 平成25年度

学年	区分	精密検査対象者数	受診者数	有所見者数
		人	人	人
小学5・6年、他		249	233	65
中学1・3年、他		220	193	72

生活習慣病検査 平成25年度

学年	区分	精密検査対象者数	受診者数	有所見者数
		人	人	人
小学校		308	148	30
中学校		242	84	15

貧血検査 平成25年度

学年	区分	受診者数		有所見者数
		1次検査	2次検査	
		人	人	人
中学1年		2,872	33	6

注：希望者のみ実施(在籍者4,767人 5月1日現在)

## 健康診断における疾病等の状況

平成25年度

区 分		小 学 校			中 学 校		
		男	女	計	男	女	計
在籍者数 (5月1日現在)		人	人	人	人	人	人
		17,005	15,835	32,840	7,498	6,781	14,279
受診者数 (注)		16,928	15,800	32,728	7,409	6,688	14,097
栄 養 状 態	栄養不良*	2	0	2	0	1	1
	肥満傾向*	331	200	531	142	75	217
脊柱側弯症・脊柱異常*		60	62	122	33	74	107
胸郭異常*		12	10	22	6	1	7
裸 眼 視 力	1.0以上	11,257	9,385	20,642	3,265	2,136	5,401
	1.0未満0.7以上	1,920	2,132	4,052	780	698	1,478
	0.7未満0.3以上	1,890	2,077	3,967	1,215	1,097	2,312
	0.3未満	1,417	1,715	3,132	1,399	1,709	3,108
眼鏡・コンタクト着用者		1,327	1,623	2,950	1,103	1,608	2,711
感染性眼疾患		11	7	18	0	7	7
アレルギー性眼疾患		1,321	1,090	2,411	1,028	812	1,840
その他の眼疾患		300	283	583	135	118	253
難聴 (小学1・2・3・5年および中学1・3年のみ)		88	91	179	14	34	48
耳疾患		1,079	998	2,077	407	249	656
アレルギー性鼻疾患		3,406	2,154	5,560	2,012	1,470	3,482
その他の鼻・副鼻腔疾患		503	345	848	81	71	152
口腔咽喉頭疾患		25	33	58	2	5	7
感染性皮膚疾患*		25	18	43	1	0	1
アレルギー性皮膚疾患*		1,072	846	1,918	455	426	881
結 核	結核患者	0	0	0	0	0	0
	精密検査対象者	43	31	74	14	4	18
心 臓	心臓疾患	142	118	260	66	41	107
	心電図異常 (小・中ともに1年のみ)	46	38	84	87	46	133
尿蛋白検出		37	70	107	81	80	161
尿糖検出		2	7	9	3	10	13
寄生虫卵保有者 (小学1～3年のみ)		0	2	2	—	—	—
そ の 他	気管支喘息*	1,454	897	2,351	606	335	941
	腎臓疾患*	58	81	139	44	39	83
	その他の疾病・異常*	214	195	409	70	53	123
歯 お よ び 口 腔 の 検 査	歯科受診者数	16,891	15,779	32,670	7,363	6,574	13,937
	う歯：処置完了者	4,610	4,236	8,846	1,692	1,875	3,567
	う歯：未処置歯のある者	2,742	2,239	4,981	1,164	985	2,149
	歯周疾患	86	63	149	172	83	255
	歯列・咬合の異常	349	412	761	325	287	612
	顎関節の異常	3	14	17	2	15	17
	その他の歯・口腔の疾病および異常	139	94	233	37	33	70
	永久歯のう歯の内容：未処置歯数	372	394	766	700	619	1,319
	(小学6年および 中学1年のみ) う歯による喪失歯数 処置歯数	1	2	3	4	10	14
	1,009	1,131	2,140	1,552	1,860	3,412	

注：\*印の検査をすべて受診した者 (内科検診を受診した者)

## 身体発育状況

平成25年度

学 年	男 子			女 子		
	身 長	体 重	座 高	身 長	体 重	座 高
	cm	kg	cm	cm	kg	cm
小学1年	116.7	21.1	64.8	115.6	20.6	64.4
2	122.7	23.8	67.7	121.7	23.3	67.3
3	128.5	26.9	70.4	127.6	26.3	70.1
4	133.8	30.4	72.8	133.6	29.6	72.7
5	139.3	33.9	75.1	140.7	34.0	76.1
6	145.1	38.0	77.6	146.9	38.4	79.2
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
中学1年	152.7	43.6	81.3	152.2	43.6	82.3
2	159.8	48.7	84.8	155.3	47.1	84.0
3	166.0	54.7	88.4	157.3	49.9	85.2

## 区内中学校の体力調査

平成25年度

性 別	学 年	年 齢	握 力 (kg)	上 体 起 こ し (回)	長 座 体 前 屈 (cm)	反 復 横 跳 び (点)	シ ャ ッ ト ル ラ ン 20 m (回)	50 m 走 (秒)	立 ち 幅 跳 び (cm)	投 げ ハ ン ド ボ ール (m)
男 子	1	12	22.9	24.2	36.5	47.5	66.2	8.5	171.9	16.6
	2	13	28.1	27.5	40.0	50.3	80.7	8.0	188.0	19.2
	3	14	33.7	30.3	44.5	54.0	89.7	7.5	203.3	22.1
女 子	1	12	21.1	21.0	41.0	43.7	45.3	9.1	157.1	10.8
	2	13	23.4	23.7	43.9	45.2	55.2	8.7	162.3	12.5
	3	14	24.8	24.8	45.6	46.0	56.0	8.7	165.4	13.0

資料：「平成25年度体力調査報告書」（練馬区教育委員会）

## ●成人の健康づくり

## 1 健康診査・がん検診等

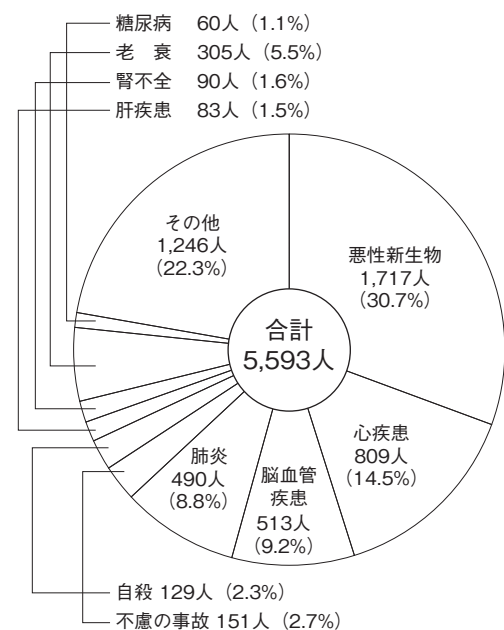
生活習慣病などを予防し、健康を維持するための健康診査、がんを早期発見するための各種がん検診などを行っている。

健康診査は、30歳代、練馬区国民健康保険特定、75歳、後期高齢者および医療保険未加入者の5種類に分けて実施している。がん検診は、胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がんおよび前立腺がんについてそれぞれ実施している。

また、肝炎ウイルス検診、眼科（緑内障等）健康診査および成人歯科健康診査についても実施している。

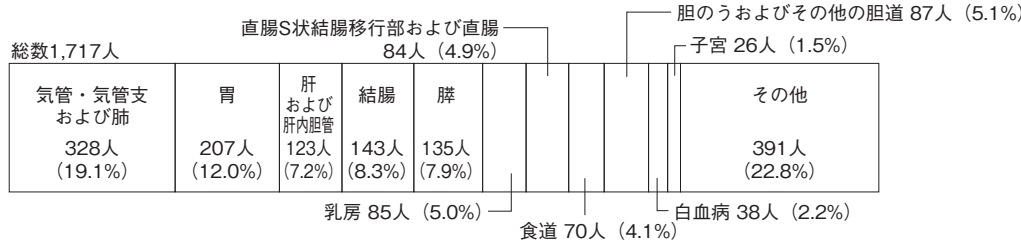
## 区民の主要死因別割合

平成25年



悪性新生物（がん）の部位別死亡割合

平成25年概数



健康診査・がん検診等

平成25年度

健診（検診）名	受診者	有所見者	対象者および実施場所
健康診査	人	人	
30歳代健診	9,510	5,756	30～39歳の方、健康診査室・医療健診センター
国保特定健診	46,567	—	練馬区国保の被保険者で40～74歳の方、健康診査室・医療健診センター・協力医療機関
75歳健診	3,203	3,092	75歳の方、協力医療機関
後期高齢者健診	38,902	38,039	後期高齢者医療制度の被保険者の方、協力医療機関
医療保険未加入者健診	3,231	3,137	生活保護受給者等で40歳以上の方、協力医療機関
一般胸部エックス線検査	71,286	25,106	40歳以上で区が実施する健康診査を受診する方、健康診査室・医療健診センター・協力医療機関
肝炎ウイルス検診	14,533	C型 71 B型 64	過去に検査を受けたことのない30歳以上の方 健康診査室・医療健診センター・協力医療機関
がん検診	148,348	11,004	
胃がん検診	23,197	3,081	30歳以上の方、健康診査室・医療健診センター・保健相談所・石神井庁舎
子宮がん検診	18,978	372	20歳以上の方（前年度受診していない女性）、協力医療機関
乳がん検診	14,833	1,601	40歳以上の方（前年度受診していない女性）、医療健診センター・区内協力医療機関
肺がん検診	25,275	608	40歳以上の方、健康診査室・医療健診センター・区内協力医療機関
大腸がん検診	65,060	5,270	30歳以上の方、健康診査室・医療健診センター・協力医療機関
前立腺がん検診	1,005	72	60・65歳の方、健康診査室・医療健診センター・協力医療機関
成人歯科健診	3,084	2,340	30・40・45・50・60・70歳の方、協力歯科医療機関
眼科（緑内障等）健診	3,056	547	50・55・60・65歳の方、区内協力眼科医療機関

注：①がん検診の場合の有所見者は、精密検査が必要な方の数（精密検査の結果、大半の方はがんではない。）

②国保特定健診および後期高齢者健診の受診者は、平成26年5月31日現在において確認している方の数

2 成人の健康教育

平成25年度

効果的な運動習慣づくり、生活習慣病予防、がん予防などをテーマに成人の健康づくりに関する教室・講座・講演会を開催し、併せて健康に関する相談事業を実施している。また、区役所本庁舎2階通路などで、3月は女性の健康週間として、9月はがん征圧月間として、10月はピンクリボンキャンペーン（乳がん月間）としてパネル展示などによる啓発を行った。

そのほか、自らの健康管理と適正な医療に資することを目的として、特定健診結果などの記録ページ、健康保持のためのポイントが掲載された練馬区健康手帳を40歳以上の区民を対象に41,700部発行した。

3 禁煙に関する事業

喫煙による健康影響についての普及啓発や禁煙外来の情報提供など、たばこをやめたい方に対する禁煙支援を行っている。25年度は、メールによる禁煙支援プログラム（禁煙マラソン）の提供（利用者数14人）を行った。

また、練馬区薬剤師会と協働し「練馬区禁煙支援薬

区分	回数	延べ人数
子育て・仕事で忙しい方のための個人指導型フィットネスプログラム	1	439
健康づくりのための講習会	6	287
生活習慣病予防教室	40	908
がん予防講演会	10	202
睡眠・休養についての講演会	2	55
女性の健康づくり講座	2	75
骨量測定会	18	873
歯周病予防講演会	2	60
食育講習会（食生活応援講習会など）	74	1,290
健康相談（保健、栄養、歯科）		1,338
おとなの歯みがき相談	136	397

局」での禁煙相談や、禁煙補助剤の助成による禁煙支援を実施した。25年度より、助成の対象者を妊婦または1歳未満の乳児と同居している家族とした。

さらに、5月31日から6月6日の禁煙週間に、区役所本庁舎2階通路および保健相談所でパネル展示による啓発

を行った。

#### 4 健康フェスティバル

区民の健康意識の高揚を図ることを目的に、練馬まつりの協賛事業として開催している。25年度は10月20日に開進第二中学校校庭で開催し、入場者は903人だった。

#### 5 練馬区健康いきいき体操の普及事業

区独立60周年を記念し、誰もが気軽に取り組める健康体操として、区歌に合わせた「練馬区健康いきいき体操」を18年12月に創作して普及に努めている。体操指導動画を区のホームページで配信、DVDの貸出し、体操指導を希望する施設や団体へ運動指導員を派遣（25年度は16団体、参加者延べ323人）している。

##### ●高齢者の健康づくり

豊かで充実した人生を送るため、自立した生活ができる期間である「健康寿命」を延ばすための講座や講演会を開催している。

平成25年度

区	分	回数	延べ人数
65歳からの元気アップ運動講習会		48	903
健康長寿講演会		6	250

### (2) 健康づくりの条件整備を行う

#### ●練馬区健康づくりサポーター育成事業

区民主体の健康づくり活動を促進するため、「練馬区健康づくりサポーター育成講座」を開催し、運動のサポーターと食のサポーターを育成している。平成25年度は85人（運動のサポーター57人、食のサポーター28人）が新たに健康づくりサポーターとなり、延べ登録者数は201人（運動のサポーター114人、食のサポーター87人）となった。また、サポーター活動を支援するため、フォローアップ研修会や連絡会を開催している。

#### ●食育を推進する環境整備

平成19年に「練馬区食育推進ネットワーク会議」を設置し、区民、関係団体、行政が連携して食育推進に取り組んでいる。（5回延べ107人）練馬ならではの食育を進めるために食育実践ハンドブック「野菜とれとれ！1日5とれとれ！」（23,000部作成）による普及啓発と、25年度に作成した「ちょっと昔のねりまの食卓～これからのねりまの食卓～」等を活用した食育キャンペーンを展開した（大学祭、農業祭等計31回、延べ8,670人）。また、食育推進講演会（入場者120人）を実施した。

「練馬区健康づくり協力店普及促進事業」は、食を通じた健康づくりを推進する拠点として、飲食店や食品販売店に健康づくり協力店の登録を呼びかけている。栄養情報の掲示や栄養成分表示等をする拠点が增多ることにより、区民が身近で健康づくりに取り組みやすくなるための食環境整備を推進している。25年度の協力店数は228店舗、区民と協力店に向けての講演会2回（参加数延べ51人）、普及啓発のちらし等配布1,500枚、協力店と

協働して、魚店と「プロが教える食情報シリーズ〔ねりまの魚屋さん〕編」ポスター500部、ミニポスター2,000枚を作成し普及した。特定給食施設等指導（巡回指導・講習会など）は、延べ498件実施した。

#### ●受動喫煙防止推進事業

受動喫煙が健康に及ぼす影響を周知するとともに、受動喫煙防止対策を強化し、たばこを吸わない人にも配慮した環境づくりを推進している。平成25年度は受動喫煙防止推進キャンペーン事業として、日本大学芸術学部学園祭において啓発パネルの展示や、クイズなどのイベントを開催した。入場者は、528人だった。また、店舗の喫煙ルールを示したステッカーについて食品衛生実務講習会にて周知するなど、利用促進を図った。

### (3) 健康に関する危機管理を行う

#### ●感染症対策

##### 1 予防接種

感染症の予防に関しては、種痘が地球上から天然痘（痘そう）を根絶し、ポリオ生ワクチンが日本からポリオ（小児まひ）を一掃したことから明らかなように、予防接種の果たしてきた役割は極めて大きい。

特に乳幼児の時期に予防接種を受けることにより、個々人が感染症に罹患することを防ぐ（個人予防）だけでなく、感染症の流行も抑えている（社会予防）。

このため予防接種の必要性の周知を行い、感染症の流行を阻止しうる免疫保有率を保つため、積極的な働きかけが大切である。

予防接種法に基づくA類疾病の予防接種は、百日せき、ジフテリア、破傷風、ポリオ（小児まひ）、風しん、麻しん、日本脳炎、結核（BCG）、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防の11種である。B類疾病の予防接種としては高齢者のインフルエンザがある。

日本脳炎予防接種は平成17年5月から積極的勧奨を見合わせていたが、22年度より再開している。

麻しん風しん予防接種については、18年6月の改正で2回接種となり、19年の麻しんの流行に対する対策として、20年4月から中学1年生および高校3年生に相当する年齢の者を対象に麻しん風しんの定期接種が追加された。この接種期間は20年4月1日から25年3月31日までの5年間に限って実施された。

19年4月の結核予防法廃止に伴い、BCGは予防接種法の定期予防接種になり、区では4か月児健診と同時に集団で接種している。

ポリオ予防接種は春と秋に保健相談所を会場に集団接種により実施したが、24年9月から不活化ワクチンが導入され、個別接種に移行している。その他は協力医療機関で通年（インフルエンザは除く。）、個別接種により実施している。

接種費用の助成をしていたヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がんの任意予防接種が25年4月から定期接種となっ

た。子宮頸がん予防接種は、25年6月厚生労働省通知により、積極的勧奨を見合わせている。

予防接種法に定めのない任意予防接種については、つぎの表のとおり接種費用を助成している。

定期予防接種の接種状況		平成25年度
区分		接種者数 (延べ)
MR (麻しん風しん混合) ※麻しん単抗原、風しん単抗原含む。	1期	5,711
	2期	5,370
DPT-IPV (4種混合) ※ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ	1期 (初回3回、追加1回)	18,117
D P T (3種混合) ※ジフテリア・百日せき・破傷風	1期 (初回3回、追加1回)	6,725
D T (2種混合) ※ジフテリア・破傷風	2期	3,210
日本脳炎	1期 (初回2回、追加1回)	14,804
	1期特例 および2期 (1回)	4,042
ポリオ	4回 (初回3回、追加1回)	8,468
子宮頸がん予防 (ヒトパピローマウイルス感染症)	3回	1,055
ヒブ	4回 (初回3回、追加1回)	26,059
小児用肺炎球菌	4回 (初回3回、追加1回)	26,030
B C G		5,867
高齢者インフルエンザ		66,465

#### 任意予防接種の接種費用助成および接種状況 平成25年度

	助成開始 時期	対象者	助成費用	接種者数 (延べ)
おたふくかぜ	25年4月	24年4月2日 以降生まれの方	3,000円助成	3,530
みずぼうそう	25年4月	24年4月2日 以降生まれの方	1回3,000円を 2回助成	5,062
おたふくかぜ	23年4月	21年4月2日 ～24年4月1 日生まれで3 歳未満の方	2つのワクチ ンから保護者 が選択したワ クチンを1回 5,000円を2回 助成	1,974
みずぼうそう				
麻しん風しん混合 未接種者対策	24年4月	2歳以上19歳 未満までで、 接種が終了し ていない方	全額助成	407
先天性風しん 症候群対策	25年3月	①妊娠している女性 の夫 (児の父親) ②妊娠を予定または 希望している女性	全額助成	6,483
高齢者肺炎球菌	24年9月	65歳以上	4,000円助成	12,313

#### 2 一類・二類・三類・四類・五類・新型インフルエンザ等感染症

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)に基づき、感染症の日常的な発生状況の把握(感染症サーベイランス)を行うとともに、感染症発生時には適切な医療の確保・防疫対応、疫学調査等の対応を行っている。また感染症法では、感染症の感染力、り患した場合の重篤性等から感染症を類型化し、それぞれに応じた対応を行っている。

19年の法改正で結核予防法が廃止され感染症法に統合された。20年5月2日、感染症法の一部改正により感染症の類型が見直された。感染症の類型に、「新型インフルエンザ等感染症」が新設され、二類感染症に「鳥インフルエンザ(H5N1)」が追加された。

二類感染症の結核は、近年、り患率は改善されてきているものの、高齢者で増加傾向にあり、高齢者の結核対策は重要な課題となっている。次世代に結核を拡げないためには、今後とも、結核対策を着実に進めていく必要がある。結核対策としては、結核患者の適切な医療の確保や治療成功のための服薬支援などの結核患者支援を始め、家族や接触者への健診の実施など結核対策を丁寧に実施している。区の25年結核新規登録患者数は104人。そのうち、感染性のある結核患者は45人であった。ま

#### 全数届出感染症の届出患者数 平成25年

種別	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱	0
	クリミア・コンゴ出血熱	0
	痘そう(天然痘)	0
	南米出血熱	0
	ペスト	0
	マールブルグ病	0
	ラッサ熱	0
二類	急性灰白髄炎(ポリオ)	0
	結核	149
	SARS(重症急性呼吸器症候群)	0
	ジフテリア	0
三類	鳥インフルエンザ(H5N1)	0
	コレラ	0
	細菌性赤痢	1
	腸管出血性大腸菌感染症	8
	腸チフス	0
四類	パラチフス	0
	レジオネラ	2
五類	アメーバ赤痢	3
	急性脳炎	2
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1
	後天性免疫不全症候群	6
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	9
	梅毒	2
	風しん	160
	麻しん	1

注：①区に届出があった件数を掲載

②四・五類感染症は届出のあった疾病のみ掲載



た、新規登録患者のうち、70歳以上の割合は、約40%と高い。高齢者結核の初期症状は、咳や痰、発熱などの呼吸器症状によるものばかりではなく、食欲不振や体重減少によることがあり、診断が遅れる事例も見受けられる。結核に対する正しい理解と知識の普及が必要である。

#### (1) 五類感染症

五類感染症については、発生情報を収集・分析し、その結果の公開・提供により、発生・拡大を防止すべき感染症と定めており、区では医師会・教育委員会等への情報を提供している。なお、20年1月1日から、麻しんおよび風しんについて医療機関から保健所への届出が義務化された。風しんについては、24年度に大流行した際、先天性風しん症候群対策事業を実施し、定期予防接種の機会がなかった世代に予防接種費用の助成を開始した。また、届出がされた患者に対し、感染拡大予防のための注意喚起を行った。麻しんについては、積極的疫学調査の一環として、東京都健康安全研究センターでの確定診断を行い、正確な診断による適切な対策によって麻しん排除を目指している。

#### (2) エイズ・性感染症

国内のHIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者報告数は、ここ数年横ばい状態で推移しており、これは、保健所等における無料HIV検査数の減少が影響している可能性がある。一方エイズ患者数は引き続き増加の傾向を示し、区内では、全報告数の3割以上を占めている。このような感染例では、無症候期の間に感染が広がっている可能性がある等の問題が指摘されている。また、性感染症においては、若年層における発生の割合が高まっており、感染予防および早期発見の取組が重要である。

このため区では、エイズや性感染症の正しい知識の普及啓発を行い、豊玉保健相談所で、HIV・梅毒・クラミジアの抗体検査（無料・匿名）を実施している。また、区内の高校で性感染症の講演会を実施し、学生のみならず学校全体で、若年層の性感染症予防への取組ができるように働きかけている。

#### エイズ相談・HIV・性感染症抗体検査実施数 平成25年度

区分	件数
エイズ相談	795
HIV抗体検査	329
梅毒検査	40
クラミジア検査	41

#### (3) 新型インフルエンザ

新型インフルエンザは、ウイルスの亜型等によって感染力や病原性の強弱が異なる。25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行されたことに伴い、区では、26年6月「練馬区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。今後は、事態のレベルに応じた保健医療体制および庁内外を含めた体制整備の充実を図っ

ていく。

### (4) 安全な衛生環境を確保する

#### ●食品衛生

区では、食中毒の防止、食品の安全性の確保のため、営業者の監視指導、食品等の検査を行っている。平成25年度は監視指導を14,056件、食品等の検査を2,329検体行った。また、25年度は「スポーツ祭東京2013」開催に当たり該当衛生関係施設の監視指導を行った。

営業者の食品衛生知識を深めるために37回の食品衛生講習会を実施し、延べ2,505人が受講した。

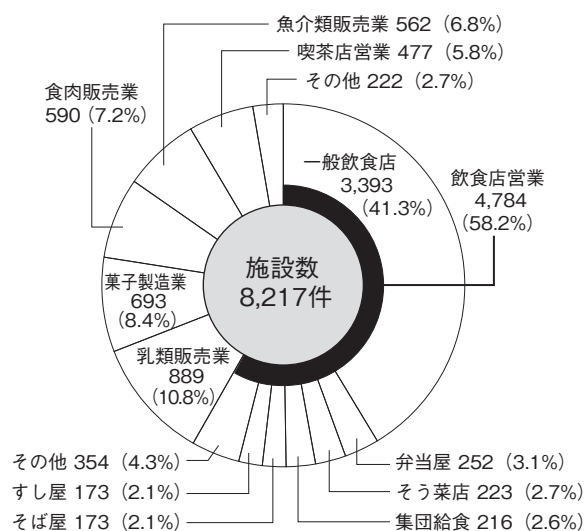
こうした監視指導を行うに当たって、区では食品衛生監視指導計画を策定している。25年度は計画について区民から意見を求めるとともに、26年1月に開催した練馬区食品衛生推進員会議においても計画に対する意見を求め、寄せられた意見を参考に26年度の計画を策定した。

25年度の区内での食中毒の発生は2件であった。

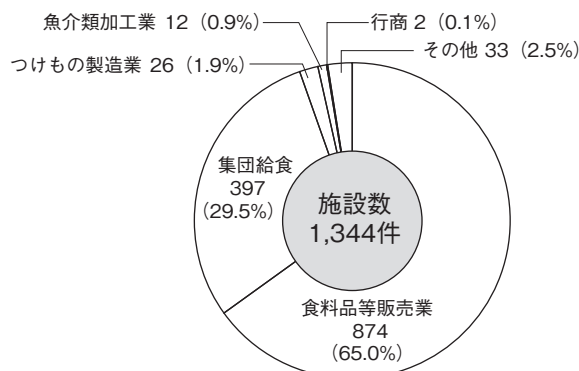
#### 許可を要する食品関係施設

平成26年3月31日現在

##### 〔食品衛生法に基づくもの〕



##### 〔食品製造業等取締条例に基づくもの〕



## ●食品衛生普及啓発活動

平成25年度は、消費者に対する普及啓発活動として、食中毒予防のための講習会を28回（延べ665人）実施した。そのうち食育の一環として、区内の保育園や小学校の生徒を対象に、「食の安全教室」を開催した。紙しばいやクイズを通じて食中毒予防について学び、手洗い練習等を行った。

10月には「ノロウイルス感染力の秘密にせまる！」をテーマに「練馬区食の安全・安心シンポジウム」を開催、92名が参加した。また、消費生活展、練馬まつり等で、食品衛生相談を行った。

その他の普及啓発活動として、リーフレット「ねりま食品衛生だより」を4回発行（37,000部）し、併せて区ホームページ内の食品衛生情報へ掲載した。

## ●医療監視・指導

診療所、助産所、施術所、歯科技工所の施設・設備の管理状況について、監視・指導を行っている。

平成25年度には、166か所の監視指導を行った。

練馬区内の医療関係施設 平成26年3月31日現在

区 分	施設数および 病床数	人口10万人 当たり
病 院	19か所	2.7か所
病院病床	3,127床	440.4床
病院一般病床	1,361床	191.7床
療養病床	559床	78.7床
一 般 診 療 所	553か所	77.9か所
歯 科 診 療 所	460か所	64.8か所
助 産 所	27か所	3.8か所
施 術 所	608か所	85.6か所
出 張 施 術 業	303か所	42.7か所
歯 科 技 工 所	111か所	15.6か所

注：一般病床は、病院病床から精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床を除いたもの

## ●薬事衛生

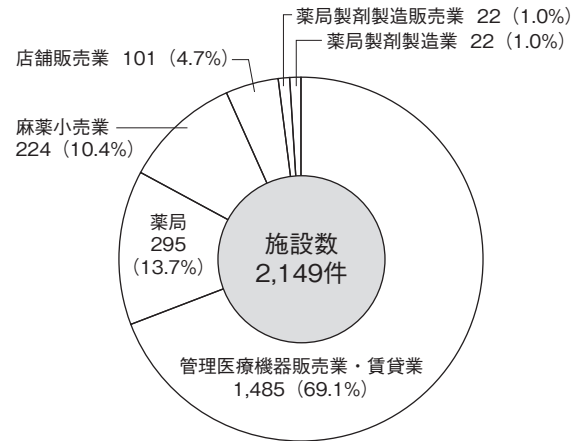
### 1 薬事監視

医薬品等の品質と、その有効性および安全性を確保するため、薬局・医薬品販売業（卸売販売業、配置販売業を除く。）・麻薬小売業・医療機器販売業等の監視指導、医薬品等の検査を行っている。平成25年度には、515件の監視指導、5品目の医薬品等の検査を行った。

さらに、区民の保健衛生上の安全を確保する目的で薬事関連法令の趣旨の徹底を図るため、営業者および薬剤師等を対象に啓発活動を行った。

### 薬局・医薬品販売業等関係施設

平成26年3月31日現在



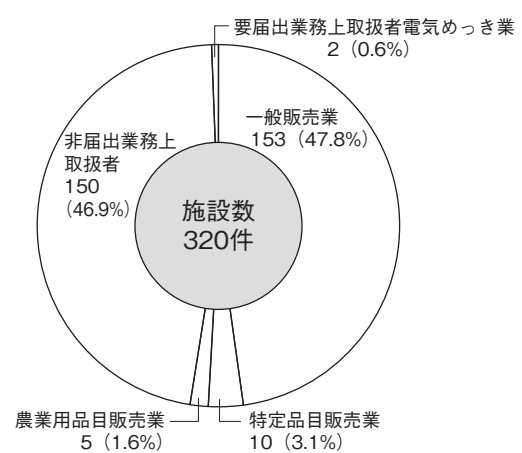
### 2 毒物劇物監視

毒物劇物による保健衛生上の危害防止を目的として、毒物劇物販売業および業務上取扱者の監視指導を行っている。

また、盗難や事故等が発生した場合に社会的影響の大きい農薬、トルエン、シアン等を取り扱う販売業および業務上取扱者の一斉監視を行っている。25年度には、53件の監視指導を行った。

### 毒物劇物営業者等関係施設

平成26年3月31日現在



### 3 有害物質を含有する家庭用品の検査

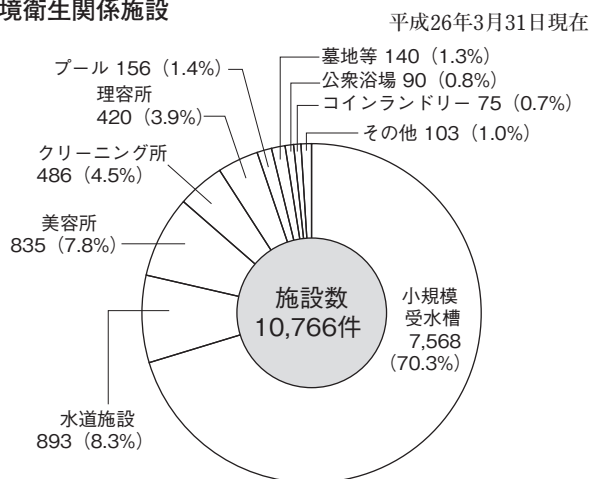
「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、日常使用する家庭用品に含まれる有害物質によって健康被害が発生することを防ぐため、規制対象となっている家庭用品の試買検査を行っている。25年度には、46品目（延べ84項目）の試買検査を行った。

## ●環境衛生

多数の人が利用するプール、公衆浴場や日常生活上必要な理・美容所、クリーニング所等では一定の衛生水準が確保されることが必要である。

このため区では、これらの施設に対する監視指導を行うとともに、施設の空気や細菌などの各種検査を実施している。平成25年度は、671件の監視指導を行うとともに、221施設について各種検査を行った。このほかにも飲料水についての相談受付・指導を行っている。

## 環境衛生関係施設



また、区民生活に直接的影響を及ぼすコインオペレーションクリーニング（コインランドリー）および小規模給水施設について指導要綱を制定し、衛生管理等について指導を行っている。25年度は「スポーツ祭東京2013」開催に当たり該当衛生関係施設の監視指導を行った。

### ●ペット動物の飼養

「狂犬病予防法」、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」により、畜犬登録、狂犬病予防注射、犬の正しい飼い方の啓発などの事業を行っている。飼い猫の去勢・不妊手術費の一部（オス1,500円、メス3,000円）を助成する事業も行っており、平成25年度には、オス450件、メス555件、計1,005件の利用があった。

また、飼い主のいない猫をめぐる問題を解決するために活動するグループを登録し、去勢・不妊手術費用の助成（オス5,000円、メス10,000円）や猫保護ケージの貸出しなどにより活動を支援している。26年3月末現在、36団体が登録し、オス155件、メス157件、計312件の手術が行われた。

なお、区内には、動物質原料運搬業、畜舎など11施設がある。

狂犬病予防関係件数		平成25年度
区分	件数	
鑑札交付数	2,343	件
(内訳) 交付	1,844	
再交付	218	
交換(無料)	281	
狂犬病予防注射済票交付数 (再交付含む)	19,782	
咬傷事故数	19	

### ●ねずみ・害虫対策

衛生的で快適な生活環境を確保するため、人体に害を及ぼす害虫等の相談および駆除を行っている。

平成25年度は、スズメバチ、ユスリカ、樹木害虫その他の苦情・相談を1,592件受け付け、スズメバチ253

巣を駆除するなど対応・処理した。ねずみに関しては、駆除指導を429件、ねずみ駆除講習会を2回行った。

なお、「害虫相談ダイヤル」を6月～12月の期間開設した。

## 2 安心して医療を受けられる環境を整える

### (1) 地域における医療体制を確立する

#### ●休日・夜間救急医療

現在の救急医療体制は、救急告示医療機関（いわゆる救急病院）制度が基本となっている。これを補完するため、区では、休日・夜間において入院を必要としない程度の救急患者に対応する初期救急医療等の充実を図っている。

#### 1 初期救急医療など

練馬休日急患診療所（区役所東庁舎2階）および石神井休日急患診療所（石神井庁舎地下1階）において、日曜・祝休日（年末年始を含む。）の昼間・準夜間および土曜日の準夜間に、内科・小児科の初期救急医療を実施している。

また、ニーズの高い15歳以下の小児初期救急医療に対応するため、練馬区夜間救急子どもクリニック事業を練馬休日急患診療所において、毎日準夜間に実施している。

あわせて、順天堂練馬病院および地域医療振興協会練馬光が丘病院に毎日午後5時から午後10時まで、島村記念病院に火・木曜日午後5時から午後8時まで小児初期救急医療事業を委託して実施している。

平成25年度の患者実績は順天堂練馬病院は1,129人、地域医療振興協会練馬光が丘病院は1,823人、島村記念病院は449人であった。

日曜・祝休日には区内6か所（25年度）で休日診療当番医療機関を開設したほか、区内3か所で休日柔道整復施術事業を実施した。

また、休日夜間の急病患者に対する処方せん調剤に対応するため、練馬区休日・夜間薬局および石神井休日夜間薬局を開設している。

#### 休日診療当番医療機関および休日当番接骨院の利用状況

平成25年度

区分	開設日数	受診者数	1日平均
	日	人	人
医 科	71	5,165	72.7
歯 科	12	165	13.8
接 骨 院	71	516	7.3

#### 休日急患診療所等の利用状況

平成25年度

施設名	診療日数		受診者数	
	昼間	準夜間	昼間	準夜間
	日	日	人	人
[内科・小児科] 練馬休日急患診療所	70	365	5,526 (78.9)	5,217 (14.3)
石神井休日急患診療所	72	121	4,877 (67.7)	2,439 (20.2)
[小児科] 練馬区夜間救急子ども クリニック	—	365	—	4,190※ (11.5)
[歯科] 練馬歯科休日急患診療所	69	—	501 (7.3)	—
石神井歯科休日急患診療所	71	—	511 (7.2)	—

注：①昼 間：午前10時～午後5時

準夜間：午後6時～午後10時（土・日・祝休日・年末年始）

午後8時～午後11時（月～金）

②受診者の（ ）内は1日平均

③受診者の※は練馬休日急患診療所の再掲

#### 2 二次救急医療

入院を必要とする救急患者に対応する二次救急医療については、都が休日・全夜間診療や特殊救急医療の体制を整備している。

#### 3 歯科救急医療

練馬歯科休日急患診療所（区役所東庁舎3階）および石神井歯科休日急患診療所（石神井庁舎地下1階）において、日曜・祝休日に歯科救急医療を実施している。あわせて、ゴールデンウィークと年末年始に歯科の休日診療当番医療機関を区内1か所に開設している。

#### ●難病患者支援

難病とは、①原因不明、治療法が未確立であり、かつ、後遺症のおそれが高く②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず、介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病をいう。国では、臨床調査研究分野として130疾患の研究を奨励している。

都では、指定79疾患（国の指定56疾患を含む。）に対して医療費の公費負担を実施しており、所管の保健相談所で申請を受け付けている。このほかに、特殊医療として腎不全と血友病の医療費助成の申請も受け付けている。

保健相談所では、公費負担医療申請者を対象とする所内面接相談・訪問指導や講演会を実施している。

このほか、都が都医師会に委託して実施している在宅難病患者訪問診療事業や、平成4年度から都が実施している在宅難病患者医療機器貸付事業（吸入・吸引器）の対象となっている。

### ●心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療

心身障害者（児）と要介護高齢者に対する歯科診療を木曜と土曜に練馬つつじ歯科診療所で実施している。平成25年度の診療実績は診療日数99日、延べ治療件数は2,723件であった。

また、摂食・えん下機能に障害のある心身障害者と要介護高齢者を対象に、摂食・えん下リハビリテーション診療を実施している。診療方法は外来（第2・4火曜日の午前9時～午後1時）と訪問（第1・3水曜日の午前9時～午後1時）があり、25年度の実績は、診療日数70日（外来35日、訪問35日）、延べ治療件数は281件（外来108件、訪問173件）であった。

心身障害者（児）については、練馬つつじ歯科診療所で検査や予防に関する歯科相談を毎週土曜日に行っている。25年度の相談実績は109件であった。

### ●順天堂大学医学部附属練馬病院

区は誘致方式による病院整備を進め、17年7月に順天堂大学医学部附属練馬病院が高野台三丁目1番に開院した。

区と学校法人順天堂との間で締結した基本協定において、①病床数は400床とすること、②重点医療は、救急・小児・災害時の医療、脳血管疾患、心疾患、悪性新生物などに対する医療とすること、③内科、外科、小児科の24時間救急医療体制の確保、④区内医療機関との連携の実施、⑤区民の意見などを取り入れるための協議会の設置などを取り決めている。

さらに、診療科目などの具体的な運営内容については、運営に関する協定細目を締結している。

順天堂大学医学部附属練馬病院の規模や診療科目等はつぎのとおりである。

#### (1) 規模

敷地面積 11,187.98㎡、延べ床面積 30,620.99㎡  
※延べ床面積には、ハートビル法適用部分（723.26㎡）を含む。

病床数 400床

#### (2) 診療科目（届出標榜科名）

内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、腎臓内科、リウマチ内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、神経内科、精神科、小児科、小児外科、外科、消化器外科、乳腺外科、呼吸器外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、皮膚・アレルギー科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、産婦人科、麻酔科、病理診断科、リハビリテーション科、救急科、臨床検査科

### 順天堂大学医学部附属練馬病院利用状況 平成25年度

区 分	受診者（延べ人数）	月平均（延べ人数）
入院患者	142,582	11,882
外来患者	347,105	28,925
手術	5,225	435
ICU・CCU・NICU	3,526	294
人工透析	5,471	456
救急患者	16,590	1,383

注：ICU（集中治療管理室）

CCU（冠状動脈疾患集中治療管理室）

NICU（新生児集中治療管理室）

### ●公益社団法人地域医療振興協会 練馬光が丘病院

平成24年4月1日、日本大学医学部附属練馬光が丘病院を引き継ぎ、公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院が開院した。区と公益社団法人地域医療振興協会との間で締結した基本協定において、病院は、地域に医療を提供する中核的な役割を果たす病院として区内の医療提供体制の向上を図るために開設するものとし、つぎの性格、機能を有するものとしている。①公的な目的と機能を持ち、救急医療、小児医療、周産期医療および災害時医療を重点として行う病院であること②高度で専門的および総合的な医療機能を持つ病院であること③地域医療の中核的機能を持つ病院であること④医療連携を図るとともに区の地域保健医療施策に協力する病院であること。

さらに、区民の意見などを取り入れるための協議会の設置などの具体的な運営内容については、運営に関する協定細目を締結している。

公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院の規模や診療科目等はつぎのとおりである。

#### (1) 規模

敷地面積 9,513.72㎡、延べ床面積 17,488.89㎡  
病床数 342床

#### (2) 診療科目（届出標榜科名）

内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病内科、リウマチ内科、小児科、精神科、神経内科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、頭頸部外科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急科、病理診断科、臨床検査科

### 公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院利用状況 平成25年度

区 分	受診者（延べ人数）	月平均（延べ人数）
入院患者	87,886	7,323
外来患者	156,186	13,015
手術	1,634	136
ICU・CCU	1,378	114
人工透析	2,529	210
救急患者	15,907	1,325

注：ICU（集中治療管理室）

CCU（冠状動脈疾患集中治療管理室）

### ●看護職員フェア

平成18年の診療報酬改定に際して、7：1看護体制（1日を通じて看護師1人に対して患者7人以内の配置）の診療報酬体系が創設され、大規模急性期病院を中心に、看護師の確保に向けた動きが激化した。このため看護職員不足が深刻な問題となっており、区内病院等も慢性的な看護師不足が課題となっている。

区では、区内病院の病床数維持と看護師不足を改善するため、潜在看護師を掘りおこし再就業につなげる場の提供として、20年度から看護職員フェア（就職相談会）を実施している。25年度は2回実施し、これまでの通算11回の実績は延べ参加者数274人に対し、再就業者数69人に達している。

### ●災害時医療救護体制の構築

現在区内には、災害時の医療救護活動の拠点として、10の医療救護所、2つの災害拠点病院を含む22の災害時医療機関がある。医療救護所では、区との協定に基づき医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道接骨師会（以下「四師会」という。）が派遣した医療スタッフを中心に、トリアージや軽症者への応急処置、中等症者、重症者の災害時医療機関への搬送が行われる。

区では、こうした医療救護体制を構築するために、平成18年7月に、「練馬区災害時医療救護体制検討委員会」を立ち上げ、調査・検討を行い、課題を整理し、対策について報告書をまとめた。

これを受けて、昭和57年度から設置している災害医療運営連絡会の下に専門部会を設け、個別の課題について検討を行っている。

平成25年度は年4回の専門部会を開催し、医療救護所のあり方および患者搬送方法の確立、医薬品の調達方法および搬送方法の確立、医療情報の収集・伝達方法、受援体制の具体化などについて検討した。

また、四師会、順天堂大学医学部附属練馬病院、大泉生協病院および田中脳神経外科病院と連携して、医療救護所訓練を9月に実施し、医療救護所の立ち上げ、トリアージ訓練、情報連絡訓練、災害時医療機関への患者搬送訓練および備蓄物資の確認等を行った。

## 3 地域で福祉を支える

### (1) 地域福祉活動との協働を進める

#### ●練馬区社会福祉協議会

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織である。全国の自治体に設置されており、社会福祉法において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている。

練馬区社会福祉協議会は、(以下、区社協という。) ボランティア活動の推進や権利擁護センターの運営、共同募金への協力、区の福祉事業の受託など、公共性の高い民間非営利組織として活動しており、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、つながりのある地域づくりと地域福祉の推進という重要な役割を果たしている。

区社協の運営や財政基盤は、その活動内容や趣旨に賛同する区民や団体が「会員」になることにより支えられている。平成26年3月31日現在、個人会員3,493人、団体会員は260団体となっている。

区社協の行っている主要な事業は以下のとおりである。

#### 1 相談業務

住民から寄せられる福祉に関する様々な相談に対して、情報提供や支援など総合的な対応を行っている。

#### 2 ボランティア・地域福祉推進事業 (ボランティア・地域福祉推進センターの運営)

ボランティア活動をしたい方とボランティアを必要とする方を結ぶ接点として、ボランティア活動・地域福祉活動に役立つ研修会や講習会の開催、情報誌の発行などによる情報提供を行っている。また、「小地域福祉活動」として、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して、支えあいの仕組みづくりやネットワークの構築を図る取組を地域の方々といっしょに進めている。

また、光が丘、大泉、関町にもコーナーを開設し、ボランティア・地域福祉活動に関する相談に応じている。

#### 3 権利擁護センターほっとサポートねりまの運営

権利擁護センターは、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用支援などを行っており、区における「成年後見制度推進機関」として位置づけられている。(92ページ参照)

#### 4 在宅サービス事業

日常生活を営む上で手助けを必要とする区民に、有償で家事援助や介護援助サービスを行っている。25年度のサービス提供時間数は、3,783時間であった。また、

サービスを提供する協力員を常時募集し、25年度は5回の研修や講習会を実施した。

協力員登録状況 (26年3月31日現在) 149人 (男性12人、女性137人)

#### 5 赤い羽根共同募金への協力

赤い羽根共同募金活動を東京都共同募金会練馬地区協力会として実施し、25年度は、区内の募金活動により集められた寄付金9,597,343円を東京都共同募金会に納付した。

#### 6 歳末たすけあい運動募金

練馬区町会連合会、練馬区民生児童委員協議会および区社協が実施主体となり、歳末たすけあい運動募金を実施している。25年12月1日～31日の募金実績額は、14,741,364円であった。

募金活動により集められた寄付金を財源として、区内で福祉に関する事業を行う団体の活動を支援するため、助成事業を行っている。

#### 7 生活福祉資金貸付事業 (東京都社会福祉協議会からの受託事業)

低所得世帯、障害者や介護を必要とする高齢者のいる世帯に対して、生活の安定と経済的自立を図る貸付けを行っている。(25年度実績 83件、94,055,370円)

#### 8 総合支援資金貸付事業 (東京都社会福祉協議会からの受託事業)

失業等により日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのための継続的な相談支援を必要とする世帯を対象に、再就職までの間の生活資金等の貸付けを行っている。(25年度実績 3件、1,674,340円)

#### 9 不動産担保型生活資金貸付事業 (東京都社会福祉協議会からの受託事業)

所得の少ない高齢者が自宅の土地や家屋を担保に、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活費や医療費の貸付けを行っている。(25年度実績 3件)

#### 10 私立高等学校等入学資金貸付事業

生活保護世帯あるいはこれに準ずる生活困難な世帯を対象として、私立高等学校の入学に際し、入学資金に係る他の公的資金を借り受けてもなお資金が不足する場合に入学金等の差額分の貸付相談を行っている。

#### 11 受験生チャレンジ支援貸付事業 (練馬区からの受託事業)

一定所得以下の世帯の中学3年生・高校3年生の支援のために、学習塾の費用や高校、大学などの受験料の貸付けを行っている。(25年度実績 357件、45,454,100円)

#### 12 チェアキャブ運行事業

常時車いすを使用する障害者および高齢者の外出、社会参加を促進するため、リフト付き自動車の運行を行っ

ている。(108ページ参照)

また、21年9月より「福祉有償運送運転者講習会」を開催し、運転者の認定を行っている。

### 13 福祉作業所の受託運営

区社協は、「白百合福祉作業所（就労継続支援B型事業）」と「かたくり福祉作業所（就労継続支援B型事業および就労移行支援事業）」の運営を指定管理者として受託し、主に知的障害の方を対象に、作業設備と仕事を提供し、作業支援と生活支援を通して自立に向けた援助を行っている。(109ページ参照)

### 14 障害者地域生活支援センターの受託運営

区社協は、「豊玉障害者地域生活支援センターきらら」と、「石神井障害者地域生活支援センターういんぐ」の運営を指定管理者として受託している。両センターは、障害者やその家族が地域で孤立せず、安心して自分らしくいきいきとした生活が送れるように支援し、様々な相談やプログラムを通して、当事者、家族、ボランティア、地域住民、関係機関が連携し支えあう場となっている。(105ページ参照)

### 15 練馬障害福祉人材育成・研修センター事業の受託

区社協は、「練馬障害福祉人材育成・研修センター事業」を受託している。この受託業務では、障害福祉サービスの人材の育成と確保を促進し、質の高い障害福祉サービスの安定的な提供を目的として各種研修の実施や情報提供、事業者同士が連携してサービス提供ができる環境整備等を行っている。

#### ●非営利地域福祉活動団体への補助金交付

非営利で「家事援助または介護サービス」「移動サービス」「食事サービス」の活動を1年以上実施している団体を対象に補助金を交付している。平成25年度は、継続17団体に補助金を交付した。

このほか、20年度から、地域福祉向上に向けた新しい取組に対し、活動費の補助を行っている。25年度は継続2団体に対して補助を行った。

また、18年度から、講座や勉強会、交流活動などの地域福祉普及啓発活動への活動費補助を行っている。25年度は、継続4団体に対して補助を行った。

#### ●福祉有償運送の支援

NPO法人等が障害者や高齢者などを車に乗せて、有料で送迎を行う福祉有償運送は、自治体で設置する運営協議会の協議を経て、運輸支局に登録された法人に限り、合法的に実施できることになっている。

区では、学識経験者やタクシー関係者、NPO法人などで構成される福祉有償運送運営協議会を設置し、福祉有償運送を行う団体の協議を行っている。協議の結果、現在区において福祉有償運送が承認されている団体は14団体である。

福祉有償運送の運転者は、二種免許を取得するか認定講習を受講することが義務付けられている。練馬区では練馬区社会福祉協議会が、21年9月に国土交通省から認

定講習実施機関として認定を受け、福祉有償運送運転者講習会を実施している。25年度の認定講習受講者は29人であった。

#### ●相談情報ひろば

地域の身近な相談窓口として区民に必要な情報を提供し、また、地域福祉推進の拠点としての役割や地域の交流を深めることを目的として「相談情報ひろば」を開設している。その運営は、地域で様々な福祉活動を実施している地域福祉活動団体が行っており、区では運営費の一部を助成している。平成26年4月現在において開設されている「相談情報ひろば」は、常設型7か所、週一日型2か所の計9か所である。

#### ●地域福祉パワーアップカレッジねりま

「区民が協働で築く“ねりま”の地域福祉」の基本理念のもと、「地域福祉を担う人材の育成」と「育成した人材を活かす仕組みづくり」を目標に平成19年10月に開設した。6期生31人、7期生44人が在学している。

## (2) 保健福祉の総合支援体制を確立する

### ●民生委員・児童委員

民生委員は、地域社会、地域住民の福祉の向上に貢献するため、知事の推薦に基づき厚生労働大臣から委嘱される特別職の地方公務員である。高齢者、障害者、低所得世帯、ひとり親家庭等の実態を把握し、適切に援助・支援することをその職務内容としている。任期は3年で児童委員を兼ね、児童福祉の向上にも努めている。

区では、平成26年4月1日現在、20地区計571人を定数として民生児童委員協議会を組織し、活動している。このうち40人の主任児童委員は、児童問題を専門に活動する民生委員・児童委員である。

## (3) 保健福祉サービスの利用を支援する

### ●権利擁護センター「ほっとサポートねりま」の運営

高齢や障害のため「福祉サービスの利用」や「財産管理」が困難な方に必要なサービスや制度を紹介し、選択して利用することで地域で安心して生活できるように支援することを目的として、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用支援などを行っている。また、平成19年1月には区における成年後見制度活用を促進するための「成年後見制度推進機関」として位置付けられた。

なお、この運営は、区社協が行っている。

#### ①相談の状況（25年4月～26年3月）

\* 延べ相談件数8,332件

\* 相談件数のうち、成年後見制度に関する相談件数延べ1,482件

#### ②福祉サービス利用援助事業の契約支援の状況（25年4月～26年3月）

\* 地域福祉権利擁護事業利用者：128人



\*財産保全・各種手続き代行サービス利用者：17人

### ●苦情対応のための第三者機関の設置

保健福祉サービス利用者の利益を保護し、その権利を擁護するため、サービスに関する苦情や相談に適切に対応する第三者機関として、平成15年6月に「保健福祉サービス苦情調整委員」を設置した。

この機関は、弁護士等学識経験者からなる委員3人と、専門相談員（非常勤職員）2人で構成されている。

25年4月～26年3月の相談・苦情受付件数は200件、改善要望の申立ては13件であった。

## (4) 福祉のまちづくりの考え方を広める

### ●福祉のまちづくり総合計画の推進

区は、心身の状態、年齢や性別に関わらず、区民が自らの生き方を選択し、社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が提供される地域社会の実現を目指し、区民との協働で、平成18年3月に「福祉のまちづくり総合計画（18年度～22年度）」を策定した。

さらに、23年3月に、計画を改定し、継続して「ずっと住みたいやさしいまち」の実現を目標とする「福祉のまちづくり総合計画（23年度～27年度）」を策定した。この計画では、各基本方針に基づく取組の目指すべき成果を設定する際の重要な視点として、「3つの視点」を掲げるとともに、16の基本方針を掲げ、100の分野別計画事業を実施している。また、各計画事業の効果的な推進・連携を図るため、重点事業を選ぶ上での7つの考え方にに基づき、24の重点的に取り組む事業を定めた。

#### 1 3つの視点

ひとの視点	ともに理解を深める「気づき」の輪を広げる視点
ソフトの視点	豊かな暮らしを支える環境を整える視点
ハードの視点	ともに暮らせるやさしい空間をつくる視点

#### 2 16の基本方針

1	多様な区民の意見を取り入れ、利用する人の視点によるものづくり・仕組みづくり
2	区民と区はパートナーとして互いに尊重し、協働して福祉のまちづくりを推進する
3	取組を着実に進め、改善を続ける
4	だれもがつどえる場づくり、出会って交流、あらたな「気づき」が生まれる
5	学びを育む機会づくり、気づいて行動、まちが変わる
6	道路、公園、建物を活かす総合的な運用やサービス提供

7	手に入れやすく、分かりやすく、使いやすい情報の輪
8	みんながうれしい、商店街でハートフルなおもてなし
9	いざというときにも安全安心。ふれあいのまち
10	気楽にお出かけ。行きたいところへ、行きたいときに
11	歩きやすい、歩きたくなる道づくり
12	また来たくなる、楽しめる公園づくり
13	駅はまちの中心。駅からはじまる福祉のまちづくり
14	人と自転車が共存し、仲良くできるまちづくり
15	行きやすい、入りやすい、使いやすい建物や施設づくり
16	建物や施設のつながりに配慮して、まち全体をバリアフリーに

#### 3 重点事業を選ぶ上での7つの考え方

1	福祉のまちづくりを区民と区が協働で推進する
2	福祉のまちづくりを担う人材育成を推進する
3	身近に誰もが気軽に外出できる場をつくる
4	安心して使えるトイレを区内に増やす
5	わかりやすい情報・案内づくりを推進する
6	既存の建物のユニバーサルデザインを推進する
7	各施設の連続性を確保し、面的な整備を推進する

# 4 高齢者の生活と社会参加を支援する

## (1) 高齢者の多様な社会参加を促進する

### ●高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法および介護保険法に基づき策定する計画である。平成23年度に第4期計画（21～23年度）の見直しを行い、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（24～26年度）を策定した。

第5期計画は、団塊の世代がすべて65歳以上となる27年の区の目指すべき高齢社会を念頭に置いて策定した、第3期・第4期計画の理念等を継承しつつ、これまでの施策の実施状況を踏まえ、27年に至る最後の3年間に取り組むべき施策を示している。

同時に、第5期計画は、団塊の世代がすべて後期高齢者となる37年を見据え、地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症対策の充実、②医療との連携、③高齢者の住まいに係わる施策との連携、④生活支援サービスの充実、といった事項への取組を充実強化させる最初の3年間となる。

計画期間は、24～26年度までの3年間で、計画の最終年度に当たる26年度に見直しを行う。

#### 1 理念

- ① 高齢者の尊厳を大切にす
- ② 高齢者の自立と自己決定を尊重する
- ③ 高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する

#### 2 目標

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、介護・医療・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を実現する

#### 3 施策

- ① 高齢者相談センター（地域包括支援センター）を中心とする相談支援体制の充実
- ② 介護保険施設および地域密着型サービス拠点の整備促進
- ③ 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり
- ④ 介護・医療の連携の仕組みづくり
- ⑤ 主体的に取り組む介護予防の推進
- ⑥ 高齢期の住まいづくり・住まい方の支援
- ⑦ 高齢者の生活支援および見守りの充実
- ⑧ 高齢者の社会参加の促進

#### 4 個別事業

8つの施策を柱として、96の個別事業を明らかにしている。

#### 5 介護保険料

高齢期の生活を支える基礎的な社会システムとして介護保険制度の役割がますます重要となっていく中、安定

的な制度運営を行うため、3年間の介護サービスの総給付費の見込み等に基づき、第5期計画期間中の第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料を定めている。

### ●老人クラブ・文化祭など

#### 1 老人クラブ等運営助成

地域のおおむね60歳以上の方で組織する老人クラブや、老人クラブで組織する老人クラブ連合会は、ボランティア活動、健康増進事業等の各種活動を行っている。区ではその活動を支援するため、助成金を交付している。平成25年度のクラブ数は、138団体、会員数10,667人、助成額は老人クラブが3,997万円、老人クラブ連合会が719万円であった。

#### 2 老人クラブ農園

区では、農園事業を実施している老人クラブに農園を提供している。26年3月31日現在の農園数は25か所21,673㎡で、25年度は、35の老人クラブが利用した。

#### 3 老人クラブゲートボール場

老人クラブ会員相互の親睦と健康の増進に寄与するため、民有地を借り上げ、ゲートボール場として提供している。26年3月31日現在、4か所6面を提供している。

#### 4 寿文化祭

練馬区老人クラブ連合会の主催で、おおむね60歳以上の方を対象に、芸能大会、作品展示会を2日間開催している。25年度は、9月19・20日に練馬文化センターで開催し、芸能参加数87組、出演者1,292人、作品出品数118点であった。

### ●高齢者サークル事業助成

高齢者サークルが行うボランティア活動および会員以外の区民等の参加を中心とする事業に対して、年4事業、対象経費の1/2以内で4万円を限度に事業費の一部を助成している。平成25年度の助成額は、13サークル計465,550円であった。

### ●練馬区シルバー人材センター

練馬区シルバー人材センターは、働くことを通じて健康を保持するとともに、生きがいなどを得ることを目的として、昭和52年7月21日に高齢者の自主的な団体として設立された。

区に居住する原則として60歳以上の健康で働く意欲があり、就業および社会奉仕活動等を通じて生きがいの充実や社会参加等を希望する方が会員になれる。平成26年3月31日現在の会員数は3,630人、25年度の受注実績は12億8,868万円であり、延べ337,307人が就業した。

区では、センターに対し25年度は国の補助金（870万円）の他に約10,840万円（次ページの高齢者就業・社会参加支援事業を含む。）の補助金を交付し、運営を助成している。

練馬区シルバー人材センターは、23年4月に社団法人から公益社団法人に変更となった。

センターでは、多くの区民に仕事の提供を呼びかけている。

### ●高齢者就業・社会参加支援事業（アクティブシニア支援事業）

高齢者の就業機会の創出と多様な社会参加への支援を図るため、平成14年8月に練馬区シルバー人材センターが、アクティブシニア支援室を設け、60歳以上の高齢者を対象に、臨時的・短期的な雇用（週20時間未満）の無料職業紹介などを行っていた。24年10月の「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正に伴い、職業紹介事業が有料化されることとなり、事業継続が困難となったため、アクティブシニア支援室の業務のうち、高齢者の社会参加や就業支援に関する業務を26年4月に開設したシニアしごと支援コーナーに引き継ぎ、アクティブシニア支援室は、26年3月31日をもって閉室した。なお、25年度のアクティブシニア支援室を通じた就職者は187人であった。

また、高齢者の就職を促進するための講座と面接会を25年度は計3回行い、参加者は延べ108人であった。

### ●高齢者の生活ガイド

区の高齢者保健福祉サービスの内容、対象者、問合せ先等を掲載した冊子を毎年度作成している。平成25年度は、26,000部を区立施設等で無料配布し、活用を働きかけた。

### ●シニアナビねりま

おおむね50歳以上のシニア世代の方を対象に、「健康づくり」、「仲間づくり」、「地域活動」、「仕事・ボランティア」、「習い事・生涯学習」といった、様々な分野での社会参加活動を支援するための情報を発信するホームページを開設している。

### ●高齢者いきいき健康事業

65歳以上の高齢者が、ますます健康でいきいきと社会参加できるよう支援するため、指定保養施設・理美容店・庭の湯・映画館等、10の事業から希望の1事業に利用できる「いきいき健康券」を交付している。平成25年度は、82,000人の申込みがあった。

### ●敬老祝品

最高年齢者、百歳以上、白寿（99歳）、米寿（88歳）の方にそれぞれ祝品を贈呈している。平成25年度は、祝品を最高年齢者（112歳）1人、百歳以上336人、白寿163人、米寿2,407人に贈呈した。

### ●高齢者施設

#### 1 高齢者センター

60歳以上の高齢者を対象に、健康の増進、教養および福祉の向上を図ることを目的として、平成元年7月に光が丘高齢者センターを、7年10月に関高齢者センターを、16年10月に豊玉高齢者センターを開設した。

#### 光が丘高齢者センター事業実施状況

平成25年度

事業名	実施状況
講座	18講座 延べ 1,285人受講
教室	9教室 延べ 797人受講
映画会	18回 延べ 1,860人入場
作品展	2日 延べ 505人入場
各種大会	8回 延べ 526人参加
介護予防事業	6講座 延べ 11,477人受講
敬老祭・演芸大会	2日 延べ 1,300人参加
落語会・演奏会等	5回 延べ 211人参加

#### 関高齢者センター事業実施状況

平成25年度

事業名	実施状況
講座	10講座 延べ 414人受講
教室	21教室 延べ 7,289人受講
映画会	12回 延べ 1,699人入場
作品展	1日 延べ 147人入場
介護予防事業	6講座 延べ 1,194人受講
敬老祭・演芸大会	1日 延べ 539人参加
落語会・演奏会等	8回 延べ 583人参加

#### 豊玉高齢者センター事業実施状況

平成25年度

事業名	実施状況
講座	9講座 延べ 520人受講
教室	41教室 延べ 19,839人受講
映画会	12回 延べ 459人入場
作品展	2日 延べ 1,173人入場
各種大会	3回 延べ 166人参加
介護予防事業	5講座 延べ 3,204人受講
敬老祭・演芸大会	2日 延べ 1,550人参加
落語会・演奏会等	6回 延べ 407人参加
個人開放事業	5講座 延べ 14,031人参加

センターでは、各種の教室・講座、レクリエーション事業を行っている。

また、センターには、機能回復訓練室、和室、娯楽室、講習室、図書コーナー、浴室などがあり、高齢者の憩いと自主的活動の場として利用されている。25年度の利用状況は、個人利用延べ157,337人、団体利用は延べ4,910団体、62,374人であった。

#### 2 敬老館等

地域の高齢者施設として、敬老館、また敬老館事業を行う施設として厚生文化会館、地区区民館が設置されている。

これらの施設には、娯楽室、休養室、浴室等があり、高齢者の憩いと交流の場として利用されている。

## 高齢者施設の個人利用状況

施設名	年度			
	平成22	23	24	25
	延べ人	延べ人	延べ人	延べ人
(高齢者センター)				
光が丘	74,452	75,142	79,980	82,413
関	36,247	32,940	35,249	37,260
豊玉	36,663	35,414	40,470	37,664
(敬老館)				
栄町	12,352	12,692	13,860	15,906
中村	19,109	21,810	24,305	19,468
春日町	14,010	14,891	15,188	12,330
南田中	19,898	19,604	18,705	17,780
高野台	23,093	22,541	21,872	20,420
三原台	28,259	28,366	28,833	29,971
石神井	14,066	14,849	14,392	17,354
石神井台	13,255	15,091	15,903	15,336
東大泉	25,319	25,209	24,967	23,859
西大泉	14,420	17,115	21,378	20,174
大泉北	16,925	19,228	17,835	17,486
(敬老室)				
厚生文化会館	12,840	11,816	12,798	13,713
地区区民館	113,070	118,224	123,818	113,557
合 計	473,978	484,932	509,553	494,691

注：春日町敬老館は、空調設備改修工事のため、平成26年1月から休館した。

## (2) 特定高齢者等を支援する

## ●地域支援事業

地域支援事業は、介護保険法に基づく事業で、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業である。費用は、公費（国、都、区）と介護保険料で賄われている。

平成25年度は、以下の事業を実施した。

## 1 介護予防事業（健康長寿事業）

要介護状態となることを予防する事業で、二次予防事業（健康長寿若がえり事業）、一次予防事業（健康長寿はつらつ事業）を実施

## (1) 一次予防事業（健康長寿はつらつ事業）

- ・介護予防普及啓発事業  
（小冊子等の作成、講演会の実施、よりあいひろば、介護予防キャンペーン、認知症予防啓発、お口の健康まつり、ねりま お口すっきり体操の普及、高齢者のための料理本「練馬発 わかわか かむかむ 元気ごはん」の普及）

- ・地域介護予防活動支援事業  
（介護予防推進員支援、認知症予防プログラム、認知症予防推進員活動支援）

## (2) 二次予防事業（健康長寿若がえり事業）

- ・二次予防事業対象者把握事業  
（健康長寿チェックシート）

## ・通所型介護予防事業

（高齢者筋力向上トレーニング、ひざ痛・腰痛対策：足腰しゃっきりトレーニング【室内・プール】、栄養改善：若さを保つ栄養教室、口腔機能向上：しっかりかんで元気応援教室、複合型介護予防：まる得！若がえり教室）

## 2 包括的支援事業

介護予防サービスの計画（ケアプラン）の作成、総合的な相談、虐待防止等の権利擁護などを行う高齢者相談センター（地域包括支援センター）の事業

## 3 任意事業

- ・介護給付費適正化推進事業  
（ケアプラン標準化、介護給付費通知）
- ・家族介護支援事業  
（家族介護者教室、認知症高齢者徘徊探索サービス、認知症理解普及促進等事業、認知症高齢者支援ネットワーク、家族介護慰労金、認知症介護者支援、紙おむつ等の支給）
- ・その他事業  
（住宅改修理由書作成業務助成、食事サービス、高齢者緊急保護・認知症早期対応推進）

## ●いきがいデイサービス

会食、趣味活動、健康体操など総合的な介護予防事業を週1回実施した。利用料は1回600円で、平成25年度には実人員で512人、延べ人数では15,000人の利用があった。

## ●三療サービス

65歳以上の高齢者を対象に、健康増進と福祉の向上を目的として、はり、きゅう、マッサージ、指圧のいずれか1つを1回1,500円、年4回を限度に受けられる利用券を希望者に交付している。平成25年度は、延べ16,019回利用された。

## ●ひとりぐらし高齢者に

## 1 入浴証の交付

65歳以上のひとりぐらしの方に、区が契約した公衆浴場を1回100円で利用できるシール方式の入浴証を、1人年間52回分を限度に交付している。平成25年度入浴証の交付決定者数は3,799人で、利用は123,385回であった。

## 2 居宅火災予防設備の給付

65歳以上で認知症の診断を受けた要介護1および要介護2の方、要介護3以上の方、心身機能の低下のあるひとりぐらしの方などを対象に生活環境や健康状態などを考慮して、居宅火災予防設備を給付している。25年度の火災警報器の給付件数は2件、自動消火器の給付件数は5件であった。

## 3 高齢者福祉電話

週1回電話をすることにより、65歳以上のひとりぐらしの高齢者または高齢者のみの世帯で安否確認が必要な方に対し、安否の確認と孤独感の緩和に努めている。

25年度の利用者数は161人であった。

#### 4 高齢者食事サービス

##### (1) 高齢者食事サービス

65歳以上のひとりぐらし、または、高齢者のみの世帯（日中ひとりぐらし等も含む。）等の方で、定期的な食事の確保が困難な方に対し配食または会食を提供する。25年度末の実利用者数は、会食44人、配食1,386人であった。

① デイサービスセンターでの会食

② 事業者が調理し食事を配達

必要度に応じて週1回から3回の範囲で提供

利用料：① 600円／1食② 400～670円／1食

25年度提供食数：総数171,247食

(会食3,696食 配食167,551食)

##### (2) 食のほっとサロン

65歳以上の閉じこもりがちな高齢者等に対し、週1回～月1回会食および口腔ケア等「食」に関する総合的なサービスを提供する。25年度は、区内17か所で実施し、延べ5,405人の利用があった。

#### 5 緊急通報システム

65歳以上のひとりぐらしおよび高齢者のみの世帯等で、生活を営む上で常時注意を要する慢性疾患のある方などを対象に、緊急通報システム機器の貸与を行っている。

これは急病等のときに、ペンダント型無線発信機を押すだけで、救急車の出動要請など、速やかな相談援助が受けられるものである。26年3月31日現在の設置台数は561台である。

#### 6 家具転倒防止器具取付費助成

65歳以上の方、身体障害者1・2級の方または愛の手帳所持者のみで構成される世帯（ひとりぐらし世帯を含む。）で器具の取付けが困難な方に、家具を器具で固定したり、ガラス飛散防止フィルムを張りつける取付工事費を助成している。25年度の取付件数は、20件であった。

#### 7 高齢者お困りごと支援事業

75歳以上のひとりぐらし高齢者および75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、日常生活上のちょっとしたお困りごとを、地域の元気高齢者が解決して安心した生活を送ることを支援するとともに、元気高齢者の地域貢献活動の推進を図っている。25年度は、延べ311件の利用があった。

##### ●高齢者生活支援ホームヘルプサービス事業

介護保険の非該当者のうち65歳以上のひとりぐらし高齢者や高齢者のみの世帯、65歳以上の方でその同居者全員が介護保険要介護1～5、身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度または精神障害者保健福祉手帳1～3級の方に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事中心に援助を行い、高齢者の生活支援、介護予防を図っている。平成25年度の派遣世帯数は93世帯、派遣回数1,540回で

あった。

##### ●高齢者自立支援用具給付および住宅改修給付事業

介護保険の非該当者のうち自立生活への支援が必要な方に対し、用具の給付や住宅の改修を行う高齢者自立支援用具給付事業、高齢者自立支援住宅改修給付事業を実施し、高齢者の生活支援、介護予防を図っている。

なお、この両事業では、一部、介護保険の要支援・要介護認定者も対象に、介護保険対象外のサービスを実施している。平成25年度の給付件数は、自立支援用具1,892件、住宅改修（予防改修）572件、住宅改修（設備改修）173件であった。

##### ●高齢者緊急保護

介護保険の非該当者のうち、生活上の諸問題を抱え、援助または緊急の保護を必要とするおおむね65歳以上の方に対し、区内の福祉施設において10日以内で緊急の宿泊に応じる。利用料は区が負担する（食費は自己負担）。平成25年度の被保護者数は19人、滞在延べ日数は167日であった。

##### ●高齢者等緊急医療ショートステイ

65歳以上の方または40歳以上64歳までの介護保険要支援・要介護認定者で、体調の悪化または介護する家族の事情により緊急の医療行為を必要とするが、認知症等の理由により医療機関への入院が困難な方や医療行為の必要性により福祉施設の利用が困難な方のために、指定の医療機関で一時的（7日以内）に必要な医療行為を受けることができる。利用者は、健康保険診療費の一部負担金、食事療養費等を負担する。平成25年度の利用者数は26人、利用日数は242日であった。

##### ●車いす等の貸与事業

年齢に関係なく、一時的なけがや病気などにより自宅で車いすや介護用ベッドの利用を必要とする方に6か月を限度に用具の貸与を行っている（介護保険で要介護（支援）認定を受けた方などを除く。）。平成25年度の延べ利用件数は、介護用ベッド247件、車いす465件であった。

### (3) 要支援・要介護高齢者を支援する

##### ●介護保険制度

介護保険制度は、高齢化が急速に進んでいるわが国において、介護を要する状態となっても、できる限り自立した日常生活が営めるよう、必要な介護サービスを総合的・一体的に提供し、国民の保健・医療・福祉の向上を図ることを目的に、誰もが直面する介護の問題を社会全体で支える社会保険制度として、平成12年4月に開始された。

今後、高齢化がさらに進み、介護を必要とする高齢者の一層の増加が見込まれる中で、高齢者ができる限り地域で暮らせるよう、また、介護保険制度を将来にわたり安定的に運営していけるよう、18年度に介護予防サービスの導入などの改正が行われた。

25年度は、第5期介護保険事業計画期の2年目にあたり、介護保険制度等について区民意見の把握・分析をするため練馬区高齢者基礎調査を実施した。また、計画策定のための横断的組織として第6期事業計画庁内検討委員会を設置するとともに、多岐にわたる課題の整理を行い、18年度以来の大きな改正となる次期制度改正へ向けて、改正内容の検討を進め体制を整えるなど、27年度から始まる第6期事業計画に向けた計画策定に着手した。

また、区における福祉人材の維持・確保のため、区の独自事業として、24年度に引き続き介護支援専門員更新研修費助成事業および施設介護サポーター事業を実施した。

### ●要支援・要介護認定

被保険者が介護保険のサービスを利用するには、申請をして、要支援・要介護認定を受ける必要がある。認定は、被保険者への訪問調査と主治医の意見書を基に、介護認定審査会において審査・判定を行う。

介護認定審査会は、保健・医療・福祉の学識経験者の中から4人で構成され、平成25年度は委員198人（26年3月31日現在）、40合議体で運営した。

#### 要介護認定申請等の状況

年 度	要介護認定申請 件	審 査 催 会 開 催 数 回	審査判定 件
平成21	22,360	673	21,407
22	27,928	736	25,874
23	26,465	720	25,567
24	27,296	760	25,879
25	27,716	764	26,593

#### 要介護認定者数の状況

各年3月31日現在

認定の区分	年次	平成24	25	26
		人(%)	人(%)	人(%)
要支援1		1,862( 7.2)	2,286( 8.3)	2,714( 9.4)
要支援2		2,795(10.9)	2,920(10.6)	3,122(10.8)
要介護1		4,386(17.1)	5,465(19.9)	5,923(20.4)
要介護2		6,289(24.5)	6,119(22.3)	6,263(21.6)
要介護3		3,870(15.1)	3,881(14.1)	4,057(14.0)
要介護4		3,312(12.9)	3,415(12.4)	3,619(12.5)
要介護5		3,196(12.4)	3,412(12.4)	3,323(11.5)
合 計		25,710(100.0)	27,498(100.0)	29,021(100.0)

### ●財源のしくみ

介護保険では、保険財源の収支を明確にするため、一般会計と区別して特別会計（介護保険会計）を設けている（40ページと48ページの介護保険会計予算、決算参照）。

保険給付に要する費用は、公費50%と保険料50%で

賄われている。

公費は、国25%、都12.5%（施設・特定施設に係るサービスについては国20%、都17.5%）、区12.5%の負担割合に、また保険料は、第1号被保険者21%、第2号被保険者29%の負担割合となっている。国の負担のうち5%分は、全国の区市町村格差の調整に使われる。平成25年度、区は4.88%の交付を受けた。

### ●相談・苦情

介護保険では、利用者からのサービスについての相談・苦情を処理するしくみが制度的に位置付けられている。サービス事業者や施設、居宅介護支援事業者、区の高齢者相談センター（地域包括支援センター）および介護保険課、国民健康保険団体連合会、都などが窓口となる。平成25年度、区は43件の相談・苦情対応を行った。

また、要介護認定や保険料の賦課徴収などに関する行政処分に対して不服がある場合には、都に設置された介護保険審査会に審査請求を行うことができる。25年度は、審査請求はなかった。

### ●保険給付

介護保険のサービスを利用すると、原則として費用の9割が保険から給付され、1割が利用者の自己負担となる。

対象となるサービスには、居宅サービス（予防給付・介護給付）、施設サービスおよび地域密着型サービスがある。居宅サービスは、介護予防サービス計画や居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、要支援・要介護度に応じた利用限度額の範囲内での利用となる。施設サービスは、介護保険施設に入所（入院）し、それぞれの機能に応じたサービスを受けられ、費用は利用者の要介護度や施設の種類等により定められている。地域密着型サービスは、平成18年度に創設され、原則として区に住所を有する方が利用できる。居宅サービスと同様に、ケアプランに基づき利用限度額の範囲内で利用するものや、施設サービスのように入居してサービスを受けるものがある。

## 保険給付費の状況

年 度	居 宅 サ ー ビ ス		
	給 付 費	受給者数	1人当たり
	円	人	円
平成21	18,736,103,256	173,489	107,996
22	20,277,730,796	184,676	109,802
23	21,981,090,647	198,359	110,815
24	24,122,632,300	214,214	112,610
25	25,720,261,305	227,513	113,050

年 度	施 設 サ ー ビ ス		
	給 付 費	受給者数	1人当たり
	円	人	円
平成21	10,177,061,280	36,253	280,723
22	10,350,152,213	36,454	283,924
23	10,358,584,389	36,469	284,038
24	10,727,312,639	37,393	286,880
25	11,398,294,891	40,217	283,420

年 度	地 域 密 着 型 サ ー ビ ス		
	給 付 費	受給者数	1人当たり
	円	人	円
平成21	1,633,800,064	10,245	159,473
22	1,830,866,844	11,283	162,268
23	2,202,339,943	13,760	160,054
24	2,614,196,016	15,707	166,435
25	2,691,339,908	16,007	168,135

注：受給者数は居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービス受給者の各月の合計である。

## 介護サービスの種類および利用実績

サービスの種類	年度	平成23	24	25
<b>居宅サービス</b>				
(介護給付)		人	人	人
訪問介護		80,464	83,344	85,663
訪問入浴介護		6,876	6,845	6,218
訪問看護		18,257	19,862	21,904
訪問リハビリテーション		2,407	2,786	3,336
居宅療養管理指導		35,338	40,502	44,825
通所介護		67,167	72,982	80,783
通所リハビリテーション		13,464	14,332	14,982
短期入所生活介護・療養介護		14,693	14,126	15,373
特定施設入居者生活介護		17,936	19,899	21,586
福祉用具貸与		82,374	88,454	94,246
居宅介護支援		142,995	152,614	161,223
福祉用具購入費の支給		2,209	2,336	2,303
住宅改修費の支給		1,579	1,616	1,596
(予防給付)				
介護予防訪問介護		21,762	22,568	23,489
介護予防訪問入浴介護		1	2	7
介護予防訪問看護		548	650	809
介護予防訪問リハビリテーション		63	63	138
介護予防居宅療養管理指導		1,504	1,454	1,640
介護予防通所介護		9,176	11,123	13,377
介護予防通所リハビリテーション		1,022	960	1,020
介護予防短期入所生活介護・療養介護		76	81	111
介護予防特定施設入居者生活介護		1,734	1,758	1,792
介護予防福祉用具貸与		3,722	4,854	5,736
介護予防支援		30,046	32,791	35,944
介護予防福祉用具購入費の支給		261	266	274
介護予防住宅改修費の支給		329	369	396
<b>施設サービス</b>				
介護老人福祉施設		21,010	21,162	24,429
介護老人保健施設		10,601	11,510	11,547
介護療養型医療施設		5,053	4,841	4,516
<b>地域密着型サービス</b>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		—	116	790
夜間対応型訪問介護		2,926	3,703	3,554
認知症対応型通所介護		3,964	3,883	3,640
小規模多機能型居宅介護		1,979	2,378	2,323
認知症対応型共同生活介護		5,009	5,588	5,925
地域密着型特定施設入居者生活介護		11	0	0
介護予防認知症対応型通所介護		9	1	4
介護予防小規模多機能型居宅介護		39	73	76
介護予防認知症対応型共同生活介護		0	3	6

注：①人数は各月の利用者数の合計である。

②3月～翌年2月利用分である。

③居宅サービスおよび地域密着型サービスの一部は各サービスを組み合わせて利用するため、人数は重複している。

## ●利用者負担の軽減

介護保険では低所得者等でも介護サービスが利用し易いように、利用者負担を軽減している。

### 1 高額介護サービス費の支給

介護サービスの1割の自己負担額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻す。平成25年度は延べ77,919件、819,816,336円を支給した。

### 2 居住費および食費の減額

介護保険施設の入所者および短期入所サービスの利用者で、低所得者には居住費（滞在費）および食費を減額する。25年度の減額認定証交付件数は延べ5,422件であった。

### 3 旧措置入所者の負担軽減

法施行日前に特別養護老人ホームに措置により入所していた方（旧措置入所者）に対して、12年3月時点での費用徴収額を上回らないように利用者負担および居住費・食費の減免を行う。25年度の利用者負担減免の認定証交付件数は33件、食費・居住費の減額認定証交付件数は70件であった。

### 4 訪問介護の利用者負担の減免

障害者施策によるホームヘルプサービス事業を利用していた一定の要件を満たす低所得者が、介護保険制度の適用を受けることとなった場合には利用者負担を免除する。25年度の減額認定証交付実績はなかった。

### 5 生計困難者に対する利用者負担軽減

低所得者の利用者負担を軽減するため、軽減を実施している事業者が提供するサービスを利用した場合、自己負担額を軽減している。25年度の軽減確認証の交付件数は250件であった。

## ●認定審査結果前に死亡した利用者への補助

介護認定審査の結果が出される前に、暫定サービス利用者が死亡した場合、介護保険給付ができない。利用者（相続人等）の負担軽減を図るため、介護報酬相当分を支給する。平成25年度は12件支給した。

## ●保険者と被保険者

保険者は区である。制度運営を主体として行い、保険者と国・都・医療保険者・年金保険者が重層的に協力しあう構造となっている。

被保険者は、原則として区に住所を有する40歳以上の区民である。年齢により、65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している第2号被保険者に分けられる。

### 第1号被保険者数の推移

各年3月31日現在

年次	第1号被保険者 人 (%)
平成22	137,093 (19.4)
23	137,915 (19.5)
24	140,859 (19.9)
25	145,923 (20.6)
26	150,037 (21.1)

注：( ) は練馬区全人口に対する割合

## ●保険料

第1号被保険者の保険料は、保険給付に必要な費用を基に、3年を単位とした事業運営期間ごとに、各区市町村が決定する。また、第1号被保険者については、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、所得段階別の保険料になっており、低所得者の負担が軽減されている。区においては、平成24年度から26年度まで、基準年額を62,880円、所得段階を12の段階に定めた。納付方法は老齢基礎年金等からの徴収（特別徴収）と、納付書または口座振替による直接納付（普通徴収）がある。

また、24年度から26年度までの、所得段階が第3段階または特例第3段階の方で一定の条件に該当する生計困難な方の介護保険料を第2段階の保険料額に減額する。

第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の保険料と併せて徴収される。

### 第1号被保険者の保険料収納状況

年度	現年分		滞納繰越分	
	収納額 (円)	収納率 (%)	収納額 (円)	収納率 (%)
平成21	6,126,077,110	97.5	39,854,772	11.5
22	6,150,070,135	97.6	39,887,210	12.0
23	6,196,623,285	97.7	41,176,573	13.3
24	8,657,475,630	97.6	38,819,690	13.2
25	8,931,121,363	97.6	54,132,450	15.1

注：現年分の収納額は、還付未済額を除く。

## ●高齢者相談センター（地域包括支援センター）の設置

介護保険法に基づく包括的支援事業および指定介護予防支援事業を実施するため、4か所の総合福祉事務所に高齢者相談センター（地域包括支援センター）を設置している。包括的支援事業としては、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援、③権利擁護、④包括的・継続的ケアマネジメント支援の4つの機能を担う。高齢者相談センター（地域包括支援センター）では、社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員などが、高齢者の保健医療・社会福祉などに関する総合的な相談や支援、高齢者虐待への対応や成年後見制度の活用支援、地域における連携・協働の体制づくりや地域の介護支援専門員への指導・助言などを行っている。

また、区内の在宅介護支援センターに、高齢者相談センター（地域包括支援センター）支所を併設し、より地域に密着した支援体制を構築している。現在24か所の支所が本所と一体となって地域支援に当たっている。福祉事務所に併設する4つの支所には「在宅療養相談窓口」を設置し、在宅療養の相談支援を行っている。

なお、区民にとって、より分かりやすく親しみやすいものとするため、平成21年度から「高齢者相談センター」という呼称を使用することとした。

## ●要介護高齢者の在宅支援サービス

### 1 出張調髪

65歳以上の外出困難な高齢者で介護保険の要介護3～



5と認定された方を対象に、区内の理容組合・美容組合の協力を得て、高齢者の住宅および区内入院先で出張調髪を受けられる利用券を、1人年5枚を限度に交付している。一回当たり500円の利用者負担金がある。平成25年度の利用者は、延べ5,072人であった。

### 2 布団乾燥消毒・丸洗い

65歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要介護1～5と認定された方で、ひとりぐらしの高齢者および高齢者のみの世帯を対象に、毎年6月に薬品消毒、11月または12月に水洗い、それ以外の各月に乾燥消毒を行っている。薬品消毒は100円、水洗いは300円の利用者負担金がある。25年度は、乾燥消毒が6,575件、薬品消毒が706件、水洗いが635件であった。

### 3 寝具クリーニング券の支給

65歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要介護3～5と認定された方を対象に、区内のクリーニング組合加盟店で利用できるクリーニング券を年24枚交付している。シーツ、毛布、タオルケット、布団カバー、寝巻、ベッドパットなどに利用できる。クリーニングするものによって利用券の枚数が異なる。利用券1枚につき、50円の自己負担がある。25年度は、延べ5,360枚の利用券が使用された。なお、200円を支払うと集配するサービスがある。

### 4 紙おむつ等の支給

介護保険の要介護1～5と認定された方、ただし本人の所得が基準額以下の方で常時失禁状態にある65歳以上の高齢者を対象に、紙おむつ等を支給している。なお、購入額の1割が利用者負担となる。25年度は、紙おむつ等を延べ52,761人に支給した。

また、紙おむつ等の支給対象者で、入院している病院等が使用のおむつを指定しているため、区が支給する紙おむつ等を使用できない方には、おむつ代（月額4,800円）を延べ4,770人に支給した。

### 5 リフト付福祉タクシーの運行

65歳以上で介護保険の要介護3～5と認定された方で、外出時に車いす等を利用する方を対象に、予約料および迎車料を区が負担している。25年度の運行回数は8,055回である。

### 6 認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成事業

徘徊行動のある認知症高齢者が外出し所在が分からなくなったとき、本人を早期に発見しその安全を確保するとともに、介護をする方の負担を軽減するため実施している。25年度は、延べ364人の利用があった。

### 7 高齢者緊急ショートステイ

介護保険の要支援・要介護の認定を受けた方のうち、介護保険による短期入所生活介護の空きがなく、介護する家族の急病、けがまたは親族の葬儀への参加などのため介護できない場合に、有料老人ホームの居室を緊急ショートステイとして10日以内で提供する（第2号被保険者を含む。）。利用者は、1泊3,000円および食費を負

担する。25年度の利用者数は26人、利用日数は191日であった。

### 8 家族介護慰労金

介護保険の要介護4・5と認定された家族を在宅で介護している方で、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった方のうち、住民税非課税世帯の方を対象に、年額10万円の家族介護慰労金を支給している。25年度は、5人に支給した。

### ●認知症対策事業

認知症予防事業として啓発活動や地域活動の育成支援、人材育成を実施した。また、認知症支援のために、認知症の理解を広め、認知症の方や家族を支えるための事業を実施した。

#### 認知症対策事業

	区分	24年度		25年度	
		回数・延べ人数など	回数・延べ人数など	回数・延べ人数など	回数・延べ人数など
予 啓 防 事 業	講演会・報告会	5回	341人	7回	447人
	パンフレット作成配布	5,000部		2,200部	
	認知症予防プログラム	73回	816人	73回	829人
	予防プログラム	全12回×10グループ		全12回×6グループ	
地 域 支 援	プログラム修了者支援	1回		1回	
	推進員連絡会	1回	43人	1回	32人
支 援 事 業	講演会	8回	349人	8回	316人
	認知症相談	24回	61人	24回	55人
	リーフレットの配布	40,000部		40,000部	
	サポーター養成講座	51回	1,330人	62回	1,696人
人 材 の 育 成	サポーターフォローアップ講座	2回	115人	2回	129人
	キャラバン・メイト連絡会	1回	29人	1回	22人
	介護家族の学習・交流会			4回	137人
	地域ネットワーク啓発講演会	4回	86人		
地 域 支 援	介護家族フォローアップ講座	3回	42人	2回	24人
	認知症介護家族による「介護なんでも電話相談」	50回	116件	51回	146件

### ●施設で行っている高齢者サービス事業（区の福祉サービス）〈家族介護者教室〉

高齢者の介護をしている家族の方等を対象に、高齢者の健康や介護についての知識・技術、介護者自身の健康維持等を学ぶ教室をデイサービスセンター等で開催している。

#### (4) 高齢者の生活基盤づくりを支援する

##### ●老人ホーム

##### 1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護保険の要介護1～5の認定を受け、常時介護が必要なため家庭での生活が困難な高齢者などを対象とした入所型施設で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的としている。

区では、社会福祉法人が施設を建設する場合、建設費用の一部を助成することにより、その設置促進を図っている。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）平成26年4月1日現在

名 称	開設年月	定員(人)	設置・運営
育 秀 苑	昭和62年11月	60	(福)育秀会
※ 田 柄	平成元年4月	100	(福)練馬区社会福祉事業団
※ 関 町	平成5年6月	70	(福)練馬区社会福祉事業団
※ 富 士 見 台	平成6年6月	50	(福)練馬区社会福祉事業団
光 陽 苑	平成3年4月	60	(福)泉陽会
やすらぎの里大泉	平成6年11月	50	(福)章佑会
練馬キングス・ガーデン	平成8年12月	50	(福)キングス・ガーデン東京
東京武蔵野ホーム	平成9年3月	30	(福)小茂根の郷
第2育秀苑	平成10年4月	50	(福)育秀会
第二光陽苑	平成11年4月	80	(福)泉陽会
※ 大 泉	平成11年4月	120	(福)練馬区社会福祉事業団
やすらぎミラージュ	平成11年5月	70	(福)章佑会
練馬高松園 (増築)	平成12年4月 平成15年10月	55 42	} 97 (福)東京福祉会
土支田創生苑	平成13年4月	80	
フローラ石神井公園	平成15年4月	90	(福)練馬豊成会
豊玉南しあわせの里	平成16年4月	63	(福)安心会
こぐれの里	平成17年4月	50	(福)東京雄心会
さくらヶ丘	平成19年2月	70	(福)北山会
第2練馬高松園	平成19年10月	62	(福)東京福祉会
こぐれの杜	平成22年4月	60	(福)東京雄心会
みさよはうす土支田	平成22年4月	30	(福)シルヴァーウイング
サンライズ大泉	平成24年11月	50	(福)芳洋会
秋 月	平成25年3月	177	(福)さわらび会
南大泉かがやきの里	平成25年4月	47	(福)安心会
上 石 神 井	平成25年5月	30	(福)練馬区社会福祉事業団
第3育秀苑	平成25年6月	58	(福)育秀会

注：※の施設は平成23年4月1日に区立施設を民営化した。

##### 2 養護老人ホーム

おおむね65歳以上で、家庭環境や、経済上・身体上の理由により家庭において生活することが困難な方を対象とした入所型の施設である。

養護老人ホーム入所者・待機者状況 平成26年3月31日現在

総合福祉事務所	入 所 者	待 機 者
	人	人
練 馬	32	2
光 が 丘	52	4
石 神 井	37	1
大 泉	53	3
合 計	174	10

##### 3 軽費老人ホーム

60歳以上で、自炊できない程度の身体機能の低下が認められ、独立して生活するには不安が認められる方を対象とした入所型施設で、自立した生活の維持を支援するため、食事、入浴などのサービスが提供されている。現在、区立大泉ケアハウス（定員50人）が整備されている。

また、居室の床面積・職員配置等の基準を緩和し、利用料の低廉化を図った都市型軽費老人ホームの設置促進のため、区では民間事業者が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成している。平成26年4月1日現在、5施設（定員100人）がある。

##### ●介護老人保健施設

介護保険の要介護1～5の認定を受け、病状が安定し入院治療を要しないものの医療上のケアを必要とする高齢者などを対象とした入所型施設で、医学的な管理の下で介護や機能訓練などを行い、在宅復帰を支援することを目的としている。

区では、社会福祉法人、医療法人が施設を建設する場合、建設費用の一部を助成することにより、その設置促進を図っている。平成26年4月1日現在、11施設がある。

##### ●地域密着型サービス

地域密着型サービスは平成18年4月に創設され、原則として区民のみが利用できるサービスである。区では、つぎの5種類のサービスを指定している。また、民間事業者が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成することにより、設置促進を図っている。

##### 1 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービスセンター）

介護保険の要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた認知症の高齢者などを対象とした通所施設で、入浴、食事、機能訓練などのサービスを提供している。26年4月1日現在、19施設がある。

##### 2 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

介護保険の要支援2または要介護1～5の認定を受けた認知症の高齢者などが、家庭的な雰囲気の中で、穏やかに生活できるよう入浴、食事、機能訓練などのサービスを提供している。26年4月1日現在、29施設がある。

##### 3 小規模多機能型居宅介護

介護保険の要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた高齢者などを対象に、「事業所への通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「利用者宅への訪問」や「事業所での泊まり」を組み合わせて、入浴、食事、機能訓練などのサービスを提供している。26年4月1日現在、13施設ある。

##### 4 夜間対応型訪問介護

介護保険の要介護1～5の認定を受けた高齢者などを対象に、夜間において定期巡回や利用者の求めに応じた

随時の訪問介護サービス、利用者の通報に対応するオペレーションサービスを提供している。26年4月1日現在、2か所ある。

### 5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護保険の要介護1～5の認定を受けた高齢者などを対象に、日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と日常生活上の緊急時の随時対応を、訪問介護と訪問看護が一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながらサービスを提供している。26年4月1日現在、7か所ある。

#### ●事業者状況

介護サービス事業者には、都が指定をした居宅介護支援事業者、居宅サービス・介護予防サービス事業者、介護保険施設と区が指定した地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防支援事業者がある。

また、介護予防支援事業者は、介護保険法の規定により高齢者相談センター（地域包括支援センター）が指定を受けることになっている。

#### 区内の居宅サービス・介護予防サービス事業者等の状況

平成26年4月1日現在

サービスの種類	事業者数
居宅介護支援	206 (—)
介護予防支援	— (4)
訪問介護※	192 (190)
訪問入浴介護	12 (12)
訪問看護	47 (47)
訪問リハビリテーション	10 (10)
通所介護	198 (168)
通所リハビリテーション	16 (15)
短期入所生活介護	29 (28)
短期入所療養介護	13 (13)
特定施設入居者生活介護	45 (37)
福祉用具貸与	35 (35)
特定福祉用具販売	36 (36)
合 計	839 (595)

注：( ) 内は介護予防サービス事業者の数

※区が一定水準のサービス提供を行えると認めた基準該当サービス事業者を含む。

#### 区内の地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業者の状況

平成26年4月1日現在

サービスの種類	事業者数
認知症対応型通所介護	19 (18)
認知症対応型共同生活介護	29 (29)
小規模多機能型居宅介護	13 (13)
夜間対応型訪問介護	2 (—)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7 (—)
合 計	70 (60)

注：( ) 内は地域密着型介護予防サービス事業者の数

#### 区内の介護保険施設の状況

平成26年4月1日現在

施設の種類の	事業者数
介護老人福祉施設（定員1,724人）	25
介護老人保健施設（定員1,080人）	11
介護療養型医療施設（定員296人）	3
合 計	39

#### ●練馬区社会福祉事業団

練馬区社会福祉事業団は、区立の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の効果的運営を図ることを目的に、平成4年10月に区が設立した社会福祉法人である。

26年4月1日現在、区立の軽費老人ホーム（ケアハウス）1施設、デイサービスセンター8施設、高齢者センター1施設を指定管理者として管理運営している。また、区の委託により在宅介護支援センター11施設、高齢者相談センター（地域包括支援センター）支所11施設、敬老館5施設を運営している。介護保険制度のホームヘルプサービス事業、居宅介護支援事業も実施している。

21年4月1日から、練馬介護人材育成・研修センターを設置し、区では運営費を一部補助している。26年4月から旧光が丘第二小学校を改修して移転し、専門性を持った介護従事者の育成と人材確保を支援する事業を実施する。

なお、23年4月1日から区立特別養護老人ホームおよび併設のデイサービスセンターは、練馬区社会福祉事業団を民営化対象事業者として民営化した。

また、25年5月には練馬区社会福祉事業団が初めて独自で建設した上石神井特別養護老人ホームを開設した。

#### (5) 地域で高齢者を支える

#### ●高齢者の総合相談

総合福祉事務所の高齢者相談センター（地域包括支援センター）および支所では、高齢者やその家族から、生活全般にわたる相談を受けるとともに、保健、医療および福祉のサービスを一体的に受けられるよう助言や案内を含む総合相談を行っている。

## 高齢者サービスに関わる相談件数

平成25年度

種別	高齢者相談センター			
	練馬	光が丘	石神井	大泉
	件	件	件	件
施設入所	1,137	1,082	553	696
在宅福祉サービス	7,938	7,366	9,846	5,281
経済的事項	473	929	766	434
家庭的事項	698	1,167	1,838	526
医療・保健	1,313	2,237	3,473	3,135
住宅	527	536	1,016	470
介護保険	12,837	11,825	20,285	14,401
権利擁護	237	187	511	374
その他の	5,046	4,390	7,988	3,725
小計	30,206	29,719	46,276	29,042
合計	135,243			

## ●高齢者地域支え合いネットワークの構築

民生委員の協力によりひとりぐらし高齢者等実態調査を実施し、その中で、高齢者相談センター（地域包括支援センター）支所が自宅を訪問し、実態把握を行い介護予防サービスに結びつけている。

また、民生委員等との協力による高齢者見守りネットワークを着実に広げ、地域支え合いネットワークを構築していくことが課題である。

## ●高齢者見守り訪問事業

65歳以上のひとりぐらしの高齢者を対象に区に登録を行った見守り訪問員（ボランティア）が週1回程度、高齢者宅を訪問し、声かけなどにより安否を確認する。事業の調整事務を各在宅介護支援センターが行う。平成25年度は、利用者数421人、見守り訪問員数208人であった。

# 5 障害者が自立して生活できるよう支援する

## (1) 総合相談体制を構築する

### ●相談支援の充実

#### 1 総合福祉事務所

総合福祉事務所では、身体障害については障害者支援係が、知的障害については知的障害者担当係が、障害者やその家族からの相談に応じ、助言・指導を行っている。

#### 障害者支援係の相談・指導件数 平成25年度

種別	総合福祉事務所	練馬	光が丘	石神井	大泉
身体障害者手帳交付	1,647	3,182	2,732	1,897	
自立支援医療(更生医療)	1,260	780	595	665	
補装具交付	1,146	1,226	630	784	
職業	26	33	0	3	
施設入所および紹介	464	719	363	699	
医療保健	912	2,057	1,430	942	
在宅・生活	10,749	6,412	9,975	10,237	
無料乗車券	873	1,243	847	475	
その他	336	635	259	65	
小計	17,413	16,287	16,831	15,767	
合計		66,298			

#### 知的障害者担当係の相談・指導件数 平成25年度

種別	総合福祉事務所	練馬	光が丘	石神井	大泉
施設入所	475	330	390	368	
職親(しよくおや)委託	0	2	0	0	
職業	54	35	27	33	
医療保健	0	30	15	16	
生活	105	22	91	214	
教育	0	14	1	7	
その他	1,144	1,496	2,634	1,252	
小計	1,778	1,929	3,158	1,890	
合計		8,755			

#### 2 障害者地域生活支援センター

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行う施設で、相談、日中の活動、各種講座やプログラム、地域との交流を通じた障害理解の促進などの事業を行っている。

#### 障害者地域生活支援センターの相談件数 平成25年度

種別	サービス利用	障害状況の悩み	就労	社会生活	その他
施設	件	件	件	件	件
きらら	1,966	6,992	413	1,938	146
すてっぷ	1,309	1,793	184	850	81
ういんぐ	2,610	5,845	540	1,022	318
さくら	2,828	2,914	598	4,202	372
小計	8,713	17,544	1,735	8,012	917
合計		36,921			

#### 3 障害者虐待防止センターの設置

障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の予防および早期発見、被虐待者の迅速かつ適切な保護および自立のための支援等を行うため、障害者虐待防止センターを設置している。障害者虐待防止センターでは、虐待の通報・届出の受付および虐待の防止のための相談等の対応、実施体制に関する総合調整等を行っている。

## ●手帳の交付

身体障害者福祉法および東京都愛の手帳交付要綱に基づいて、都が身体障害者手帳、愛の手帳の交付を行っており、区は進達事務等を行っている。

交付を受けた障害者は、都、区の制度の利用はもちろん、交通機関の運賃割引や税の軽減措置など、各種の福祉制度が利用できる。

### 身体障害者手帳所持者数

各年3月31日現在

区分 年次	身 体 障 害 者					合 計
	視覚障害	聴覚機能 平衡障害	音声言語 障 害	内部障害	肢体不自由	
平成22	1,434 (20)	1,636 (100)	240 (3)	5,710 (81)	9,652 (243)	18,672 (447)
23	1,415 (20)	1,649 (103)	236 (3)	5,871 (80)	9,686 (243)	18,857 (449)
24	1,408 (23)	1,689 (97)	238 (2)	5,929 (85)	9,703 (246)	18,967 (453)
25	1,520 (28)	1,731 (106)	242 (2)	6,161 (89)	9,822 (267)	19,476 (492)
26	1,435 (28)	1,750 (108)	248 (1)	6,363 (95)	9,998 (253)	19,794 (485)

注：( ) 内の人数は18歳未満を再掲

### 知的障害者（児）愛の手帳所持者数

各年3月31日現在

区分 年次	知 的 障 害 者				合 計
	最 重 度	重 度	中 度	軽 度	
平成22	136 (19)	1,021 (245)	986 (233)	1,512 (453)	3,655 (950)
23	141 (15)	1,053 (260)	990 (230)	1,613 (488)	3,797 (993)
24	145 (16)	1,081 (262)	1,000 (226)	1,691 (501)	3,917 (1,005)
25	150 (23)	1,115 (272)	1,018 (211)	1,767 (501)	4,050 (1,007)
26	163 (29)	1,152 (278)	1,041 (220)	1,872 (514)	4,228 (1,041)

注：( ) 内の人数は18歳未満を再掲

### 知的障害者（児）処遇状況

平成26年3月31日現在

種別 総合福祉 事務所	種別				計
	障 害 児 施設入所	障 害 者 施設入所	障 害 者 施設通所	そ の 他 (居宅等)	
練 馬	0	73	191	541	805
光が丘	2	108	297	776	1,183
石神井	18	89	387	796	1,290
大 泉	15	88	298	549	950
合 計	35	358	1,173	2,662	4,228

## (2) サービス提供体制を拡充する

### ●障害者総合支援法

平成18年に、身体障害・知的障害・精神障害等の種別にかかわらず支援の必要度に合わせたサービスが利用できるよう障害者自立支援法が施行された。

24年4月の改正では、利用者負担の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化等が図られた。

24年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、障害者自立支援法が「障害者の

日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）となり、25年4月から施行された。この改正により、障害者（児）の範囲に新たに難病患者等が追加され、障害福祉サービスの対象となった。

また、26年4月からは、重度訪問介護の対象拡大、障害程度区分から障害支援区分への変更等が行われた。

#### 1 対象者

身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者または知的障

害があると判定された方、精神保健福祉手帳所持者または精神障害（発達障害含む。）があると判定された方、難病患者等。

## 2 障害支援区分認定

障害者総合支援法では、支給決定の仕組みの透明化、明確化のため、障害支援区分認定制度を取り入れており、障害福祉サービス（介護給付等）を利用するには、申請をし、障害支援区分認定を受ける必要がある。障害者の心身の状態についての80項目のアセスメントおよび医師意見書の一部を基に一次判定を行い、障害保健福祉の学識経験を有する委員で構成される審査会により、一次判定結果を原案として、医師意見書等の内容を加味した上で、二次判定を行う。これにより障害支援区分1～6が認定され、サービス利用意向の聴取、勘案事項の調査を経て、サービス内容と支給量を決定する。

なお、平成25年度は106項目のアセスメントに基づく障害程度区分として審査判定が行われた。

### 障害程度区分の判定状況

平成25年度

	判定区分							計
	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
身体障害者	0	17	43	31	22	21	46	180
知的障害者	0	9	78	78	80	85	79	409
精神障害者	0	49	124	10	1	0	0	184
難病患者等	0	0	0	4	1	0	0	5
計	0	75	245	123	104	106	125	778

## ●障害者総合支援法による障害福祉サービス等

障害者総合支援法による給付は、介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療、補装具費支給の自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。

### 1 自立支援給付

#### (1) 給付状況

平成25年度

区分	内容	延べ人数
介護給付	居宅介護（身体・家事）	9,439人
	重度訪問介護	1,220人
	行動援護	58人
	重度障害者等包括支援	0人
	同行援護	2,258人
	短期入所	2,211人
	療養介護	853人
	生活介護	11,480人
	施設入所支援	5,239人
共同生活介護	2,582人	
訓練等給付	自立訓練	664人
	就労移行支援	2,038人
	就労継続支援	12,890人
	共同生活援助	2,136人
地域相談支援給付	地域移行支援	24人
	地域定着支援	1人
計画相談支援給付	計画相談支援	587人

#### (2) 自立支援医療

精神保健福祉法による精神通院医療、身体障害者福祉法による更生医療、児童福祉法による育成医療が自立支援医療として一元化されている。精神通院部分は都、育成医療、更生医療部分は区が行っている。平成25年度の給付状況は、更生医療延べ5,275件であった。

#### (3) 補装具

障害の種別、程度に応じて、車いす、義足、点字器、補聴器などの費用を支給している。25年度の支給状況は購入880件、修理684件、計1,564件であった。

## 2 障害児通所支援事業等

児童福祉法に基づき、障害児が、身近な地域で支援を受けながら、地域生活が営めるよう支援を行う。障害児通所支援は、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援で構成される。また、障害児相談支援給付が創設された。25年度の利用者は、児童発達支援延べ4,747人、医療型児童発達支援延べ12人、放課後等デイサービス延べ5,369人、障害児相談支援延べ123人であった。なお、保育所等訪問支援の給付はなかった。

## 3 地域生活支援事業

障害者（児）が地域で自立した生活ができるように、能力や適性に応じた支援を行う。主な事業は以下のとおり。

#### (1) 意思疎通支援事業

意思疎通に支障のある障害者を支援するため、手話通訳派遣や要約筆記者派遣を行っている。25年度の派遣回数、手話通訳2,655件、要約筆記263件であった。

なお、東京手話通訳等派遣センターに事業の一部を委託している。

#### (2) 日常生活用具および住宅設備改善費の給付

障害者の在宅生活を援助するための制度で、特殊寝台、携帯用会話補助装置などの日常生活用具や浴室、便所等の改善費用を給付している。住宅設備改善費の給付については、65歳以上の方は屋内移動設備・階段昇降機のみが対象になる。40～64歳で特定疾病の方は介護保険の住宅改修費の給付を受け、不足する分が対象となる。25年度の日常生活用具の給付は10,980件、住宅設備改善費給付は31件であった。

#### (3) 移動支援事業

地域での自立生活や社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行っている。25年度は延べ9,571人が利用した。

#### (4) 地域活動支援センター事業

障害者の創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図っている。Ⅰ型が4か所、Ⅱ型が1か所、Ⅲ型が1か所ある。

#### (5) 訪問入浴サービス事業

重度身体障害者で家族等の介護だけでは入浴困難な方を対象として、巡回入浴車による訪問入浴を行った（介

護保険対象者を除く。)。25年度の利用者は延べ823人であった。

#### (6) 日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うとともに、家族等の就労支援、一時的な休息の確保を行っている。25年度の利用者は延べ1,804人であった。

#### ●障害福祉サービス事業者集団指導

障害福祉サービスの質の向上および支給の適正化を図るため、事業者等に対し人員、設備、運営の基準および費用の請求等に関する事項の周知を行う。なお指導は、サービス内容に応じた事業者等を一定の場所に集めて講義等の方法で行う。

#### 集団指導

年次	25
実施回数(回)	4
延べ参加事業者(人)	197

#### ●障害者総合支援法以外の障害福祉サービス

##### 1 緊急一時保護（家庭委託）

心身障害者（児）の保護者が、病気や家庭の都合などで緊急に介護ができなくなった場合、一時的に他の家庭に委託して介護を行うもので、月5回まで依頼できる。平成25年度は延べ2,344回の利用があった。

なお、大泉つつじ荘で行っていた施設保護は、26年1月から障害者総合支援法による短期入所、日中一時支援事業に移行した。

##### 2 重度脳性まひ者介護人の派遣

20歳以上の身体障害者手帳1級の重度脳性まひ者に、障害者本人が推薦した介護人を派遣し、介護人には介護料を支給する。なお、障害者総合支援法における障害福祉サービス等の受給者を除く。26年3月31日現在の対象者は83人で、25年度は延べ14,767回派遣した。

##### 3 障害者電話の設置・料金助成

重度の身体障害のため外出困難な世帯に電話機を設置貸与し、基本料金および付加使用料を区で負担している。25年度末での貸与台数は42台である。

また、同条件の方で電話機を自己所有している場合にも同様の助成を行っている。25年度末での助成台数は60台である。

##### 4 紙おむつの支給

在宅の3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1、2級・愛の手帳1、2度の方、ただし、本人の所得（20歳未満は保護者の所得）が基準額以下の方に紙おむつ等を支給している。25年度は延べ4,002人に支給した。

##### 5 出張調髪

東京都重度心身障害者手当を受給している方で外出が困難な方、もしくは同等の障害を有する方を対象に、区

内理容組合、美容組合の協力を得て、障害者が在宅で出張調髪を受けられる利用券を1人年6枚を限度に交付している。1回当たり500円の利用者負担金がある。25年度の利用者は、延べ433人であった。

#### 6 福祉タクシー券の交付

外出困難な心身障害者の社会生活の利便を図るため、1か月につき500円券6枚、100円券5枚を交付している。25年度の交付人数は、4,997人であった。なお、年齢、所得による対象制限がある。

#### 7 リフト付き福祉タクシーの運行

身体障害者手帳または愛の手帳所持者で外出時に車いす等を利用する方を対象に予約料および迎車料を区が負担している。25年度の運行回数は22,085回である。

#### 8 自動車燃料費助成

外出困難な心身障害者の社会生活の利便を図るため、1か月2,500円の燃料費を助成している。26年3月31日現在の受給者は1,521人である。なお、年齢、所得による対象制限がある。

#### 9 チェアキャブ運行事業の助成

区内に在住し、常時車いすを使用する障害者、高齢者の外出および社会参加を促進するため、リフト付車両を運行する（社会福祉協議会運営）。25年度は延べ933件の利用があった。

#### 10 中等度難聴児発達支援事業

25年度から、身体障害者手帳の交付対象とならない区内居住の18歳未満の中等度難聴児を対象に、補聴器の早期装用を促進し言語の習得やコミュニケーション能力等の向上をはかることを目的として、補聴器の購入費用の一部を助成している。25年度の助成件数は15件であった。

#### ●障害者計画・障害福祉計画の推進

障害者に関する基本的な計画の「障害者計画（障害者基本法に規定）」と障害福祉サービスの提供体制確保のための「障害福祉計画（障害者総合支援法に規定）」を策定し、障害福祉の着実な推進を図っている。

平成24年3月に策定した「練馬区障害者計画・第三期障害福祉計画（24年度～26年度）」の必要な見直しと、次期障害者計画を策定するに当たり、障害のある方の生活状況や施策への意向を把握し、計画策定の基礎データとするため、25年12月に3,500人を対象とした障害者基礎調査を実施した。

#### ●福祉園

区立7福祉園は、知的障害者通所更生施設としての役割を果たしてきたが、現在は障害者総合支援法に基づく生活介護事業を実施している。

福祉園では、日中活動の場として、日常生活に必要な活動、作業活動、レクリエーション、サークル活動、宿泊訓練を通じて、心身の発達や社会生活能力を助長するための支援を行っている。

平成26年3月31日現在、大泉町56人、氷川台53人、



関町39人、光が丘39人、石神井町25人、大泉学園町71人、貫井28人が通園している。

また、医療的ケアを必要とする重症心身障害者の日中活動の場を確保するため、氷川台福祉園と大泉学園町福祉園において受入れを行っている。定員は、氷川台福祉園は1日当たり9人、大泉学園町福祉園は1日当たり5人。

#### ●就労継続支援B型事業所

区では、知的障害のある方のうち、一般企業などでの就労が困難な方や、一定の年齢に達している方に働く場を提供するために、障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業所を4か所設置している。平成25年度末現在、白百合34人、かたくり56人、大泉65人、北町44人が利用している。

#### 作業内容と年間売上金額

##### [白百合福祉作業所]

平成25年度

作業内容	年間売上金額
	円
紙器組立等	2,304,828
公園清掃等	440,328
古紙回収等	468,987
自主生産等	959,597
合計	4,173,740

##### [かたくり福祉作業所]

作業内容	年間売上金額
	円
雑誌付録封入等	4,171,141
バーコードシール貼り	413,835
チラシ折等	1,115,106
自主生産等	777,563
合計	6,477,645

##### [大泉福祉作業所]

作業内容	年間売上金額
	円
紙器組立等	303,689
チラシ折・封入等	1,089,144
公園清掃等	883,689
自主生産等	3,469,841
合計	5,746,363

##### [北町福祉作業所]

作業内容	年間売上金額
	円
紙器組立等	1,488,261
公園・アパート等の清掃	1,009,551
ポスティング等	311,090
自主生産等	3,120,350
合計	5,929,252

※売上金額から諸経費を差し引いた金額が利用者の工賃になる。

#### ●障害者地域活動支援センター

障害者地域活動支援センター（谷原フレンド）では、パソコン、手芸、美術、織物、エアロビクスなどの創作・文化的な活動と機能訓練のほか、入浴・給食・送迎サービスなどを提供している。

定員は1日当たり15人、1人の最大利用日数は週3日。

#### ●心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）

心身に障害のある成人の方を対象に、相談や支援を行っている。また、講習会・教室および障害者団体等への施設の貸出しを行っている。

##### 1 相談

高次脳機能障害等の中途障害者の相談に応じている。また、補聴器等の「きこえ」に関する相談も行っている。

##### 2 通所事業

###### (1) 成人通所事業

特別支援学校卒業生等の18歳以上の方を対象に、創作的活動、趣味・余暇活動、生活経験を豊かにする活動、自立生活プログラム等を通して、社会生活能力の向上を目指した日中活動支援を行っている。

###### (2) 中途障害者通所事業

心身障害者福祉センターの一部を改修し、平成25年10月から中途障害者通所事業を開始した。高次脳機能障害等の中途障害者の社会復帰や地域生活の充実を図るため、自立訓練（機能訓練・生活訓練）および地域活動支援センター事業を行っている。

#### 心身障害者福祉センターの相談・通所事業・施設提供 平成25年度

区分	延べ人数
	人
相談	120
成人通所事業	1,314
中途障害者通所事業	359
施設提供	27,392

#### ●しらゆり荘および大泉つつじ荘

知的障害者で就労または就労継続支援事業者等に通所している方に生活の場を提供し、地域での自立生活へ向けた支援を行っている。また障害児者の短期入所および日中の預かり、見守り等の支援を行っている。

施設名	内容	定員
しらゆり荘	グループホーム 短期入所・ 日中一時支援事業	8人 6人（宿泊4人）
大泉つつじ荘	グループホーム 短期入所・ 日中一時支援事業	8人 6人（宿泊4人）

## ●障害者グループホーム

障害のある方の自立した生活を推進するため、区は、障害者の居住の場として、世話人の家庭的なケアにより共同生活を行うグループホームの整備を進めている。平成25年度末現在、定員は312人である。

## ●こども発達支援センター

こども発達支援センターは、旧光が丘第五小学校を改修して平成25年1月21日に開設した。医師、心理士等の専門職員を配置して発達に心配のある児童を対象とした相談・通所訓練等の事業を実施している。これまで心身障害者福祉センターで実施してきた事業を移管したものであり、対象を18歳まで拡大するなど事業の拡充を図った。

### 1 相談

発達に心配のある児童を対象に、心理士による発達相談、医師による医療相談などを予約制で行い、障害を早期発見し、適切な支援につなげる。

### 2 通所訓練

発達相談や医療相談の結果、通所訓練が必要と判断された児童を対象に、基本的な生活習慣を身につける指導、発達を促すための遊びを通じた指導、機能訓練や言語訓練などを集団および個別に行う。また0歳から1歳6か月までのダウン症児等とその家族を対象に、療育指導を行う0歳児超早期支援を行っている。

### 3 家族支援、地域支援

通所訓練児童の家族対象の講習会や、区民を対象とした発達の障害等に関する理解を深める取り組みを行う。また障害児の家族で構成される団体等に多目的室等の活動の場を提供する。

#### こども発達支援センターの相談・訓練・施設提供

平成25年度

区 分	延べ人数
専 門 相 談	4,033 人
通 所 訓 練	8,871
施 設 提 供	11,218

## (3) 障害者の就労を促進する

### ●練馬区障害者就労促進協会

練馬区障害者就労促進協会は、障害者の就労を促進するために、平成2年11月に設立された。障害者総合支援法により、障害者への就労支援の取組強化が求められている。

そのため、協会は、障害者の就労を支援する体制を一層強化し、障害者の就労をコーディネートする役割に焦点を当てた取組により就労者増を目指している。

組織の強化を図るため、25年4月1日付で公益財団法人の認定を受けた。

### 1 職場定着支援事業

就労後の職場定着を図るため就労支援員を派遣し、25年度の対象者は412人、支援の件数は延べ1,569件であった。

### 2 就労相談事業

来訪や電話等による職業相談を行い、25年度は延べ1,485件の相談があった。

### 3 就労支援事業

アセスメント、職場開拓、職業準備訓練等を行い、25年度は66人が就職した。

### 4 障害者就労ネットワーク推進事業

25年度はネットワーク会議を13回、講演会を3回、企業見学会を3回実施した。このほか、就労している障害者を対象とした余暇支援として、交流会を2回実施した。

### 5 普及・啓発事業

障害者雇用支援月間での講演会、パネル展、作業所等の施設の自主生産品販売会を行った。また、25年度は就労支援セミナーを5回実施した。

### ●就労移行支援事業所

区では、一定期間就労に向けた訓練を経て就職を目指す場として、障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業所を4か所設置している。定員は、貫井福祉工房が20人、かたくり福祉作業所が10人、北町福祉作業所が10人、大泉福祉作業所が10人である。平成25年度の就労の状況は、貫井福祉工房が10人、かたくり福祉作業所が1人である。

## (4) 障害者の社会生活を支援する

### ●精神保健福祉

変化の激しい現代社会は、一面ストレス社会でもある。心の健康を保つためには、本人が不調を感じた時に早めに対応・治療することが、重症化を予防するためにとっても重要である。また、周囲にいる家族等が本人の変化を感じた時に、気軽に相談できることも重要である。

各保健相談所では、保健師による家庭訪問、面接相談、電話相談を行い、本人およびご家族等の相談に応じるとともに、精神科医師による精神保健相談を行っている。また、心の病の理解を広めるために、治療に当たっている医師やケースワーカー等の講演会を開催し啓発活動を行っている。

近年は、思春期の心の問題、酒害、虐待、ひきこもり、認知症（痴ほう）に関することなどの専門的な相談が増え、相談内容も複雑、多様化している。平成25年度は延べ35,674件の相談を受けた。

そのうち、社会復帰に関する相談・支援は延べ3,392人であった。就労に関する支援として民間の通所施設や社会適応訓練事業等、都や医療機関等と連携を図りながら実施している。

医療費については、精神疾患を理由として通院してい

る方に対し、自立支援医療（精神通院）による助成制度があり、保健所等でその申請を受け付けている。26年3月31日現在の利用者は10,228人であった。また、都が小児精神病（入院）医療費の助成制度を実施しており、25年度の医療券交付件数は10件であった。

精神障害者への各種優遇措置等、福祉の向上のための手帳制度としては、都が「精神障害者保健福祉手帳」を交付しており、保健所等でその申請を受け付けている。26年3月31日現在の手帳所持者は、4,771人であった。

#### ●心身障害者福祉集会所

障害者とその家族および団体を対象に、自主的活動や交流の場として、光が丘区民センター内に集会所を設置している。集会室（洋室、和室）・視聴覚室・調理室などがあり、平成25年度の利用状況は、団体利用が延べ2,570団体、25,538人であった。

#### ●喫茶コーナー運営事業

区役所西庁舎1階の喫茶コーナー「我夢舎楽（がむしゃら）」は、障害者の方々が地域の人達とのふれあいや、社会参加の場として自ら運営を行っている。平成25年度の販売件数は37,309件であった。

#### ●福祉手当と年金、医療費助成

障害の種類、程度により、区を始め国、都は各種福祉手当や年金、医療費の助成を行っている。

##### 1 練馬区心身障害者福祉手当

身体障害者手帳1、2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症および特殊疾病（81疾病）の方に月額15,500円を、身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の方に月額10,000円をそれぞれ年3回に分けて支給した。

ただし、①65歳以上の新規 ②本人の所得（20歳未満は保護者の所得）が制限基準額を超える方 ③児童育成手当（障害手当）受給者 ④施設入所者等は該当しない。平成26年3月31日現在の受給者は10,426人である。

##### 2 東京都重度心身障害者手当

東京都心身障害者福祉センターの判定で認定された重度の心身障害者に、月額60,000円を毎月支給している。

ただし、施設入所者および3か月以上入院している方は該当しない。また、所得制限、年齢制限がある。26年3月31日現在の受給者は558人である。

##### 3 国の特別障害者手当等

身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対して手当を支給する。ただし、一定以上の所得のある方、施設入所者、3か月以上の病院入院者（特別障害者手当の場合）および障害を理由とする公的年金等受給者（障害児福祉手当および経過的福祉手当の場合）は、該当しない。

25年度の手当額は、特別障害者手当は月額26,080円（25年10月より改定）、障害児福祉手当および経過的福

祉手当は月額14,180円（25年10月より改定）を年4回に分けて支給した。26年3月31日現在の受給者は、特別障害者手当688人、障害児福祉手当255人、経過的福祉手当18人である。

#### 4 心身障害者扶養共済

障害者を扶養する保護者が死亡したとき、残された障害者の生活の安定を図ることを目的に全国共通の心身障害者扶養共済制度を行っている。26年3月31日現在の加入者は29人である。

#### 5 心身障害者医療費助成

身体障害者手帳1、2級（内部障害は3級まで）、愛の手帳1、2度の方が各種健康保険で受診した場合、保険診療の自己負担分（ただし、高額療養費として支給される額を除く。）の一部を助成している。ただし、後期高齢者医療制度適用者については、非課税の方のみ一部負担金分の助成を行っている。26年3月31日現在の対象者は5,357人である。

#### ●啓発活動等の推進

障害者に対する社会の差別と偏見を取り除き、障害のある方とない方が相互に理解を深めるよう、区報による広報、障害者福祉施設の地域交流事業など啓発活動の強化に努めている。平成25年度は、納涼会や施設公開等の催しを32回実施した。

また、障害者の社会活動を促進するために交通手段や公共施設の改善などのほか、ボランティア活動の促進に努めている。

#### ●講習会・教室

ボランティア育成を目的とした手話講習会（初級、中級、上級、通訳養成）、中途失聴者・難聴者を対象とした手話講習会、視覚障害者・点訳ボランティア希望者を対象とした点字教室、障害者を対象とした初歩のパソコン講習会、ボランティアを対象とした障害者IT支援者養成講座を実施している。（合計実施回数417回）

#### ●福祉大会

地域社会で活躍している障害者および障害者福祉の向上に功績のあった方を表彰する大会である。平成25年度は、地域活躍者1人、援護功労8人の表彰を行った。

# 6 生活の安定を図る

## (1) 生活の安定に向けた自立支援を行う

### ●生活保護

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした「最後のセーフティネット」である。

生活保護受給者は、平成4年度を底に増加し続けており、20年度以降急増した。しかし、25年度の伸び率は鈍化しており、26年3月の生活保護受給者数は、対前年度同月と比較して、ほぼ横ばいの状況である。26年3月現在、生活保護受給者は17,103人、保護率は2.4%である。25年度の生活保護費の支出は313億3,949万8,183円、対前年度比1.6%の増となった。

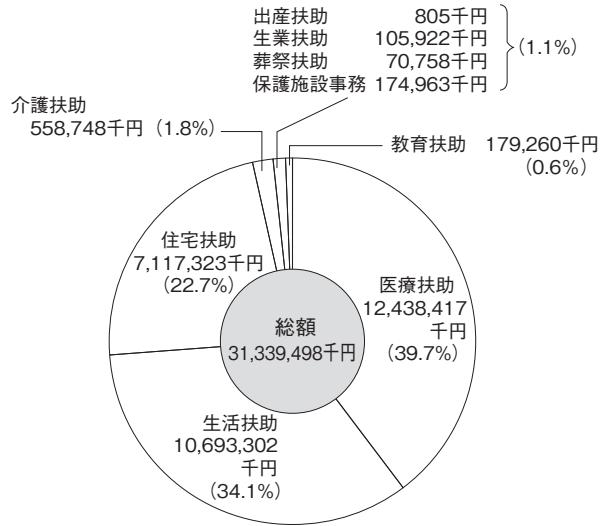
自立への取組として、区は就労自立だけでなく社会生活・日常生活の自立を支援する自立支援プログラムを策定している。26年3月31日現在、実施中のプログラムは下記のとおりである。25年度のプログラムにより支援を行った者は、6,332人であった。

23年度から中学3年生を対象とした勉強会を実施し、高校進学を支援を行っている。また、25年度、ハローワークの常設窓口「就労応援ねりま」を練馬総合福祉事務所内に設置し、就労支援の充実を図った。

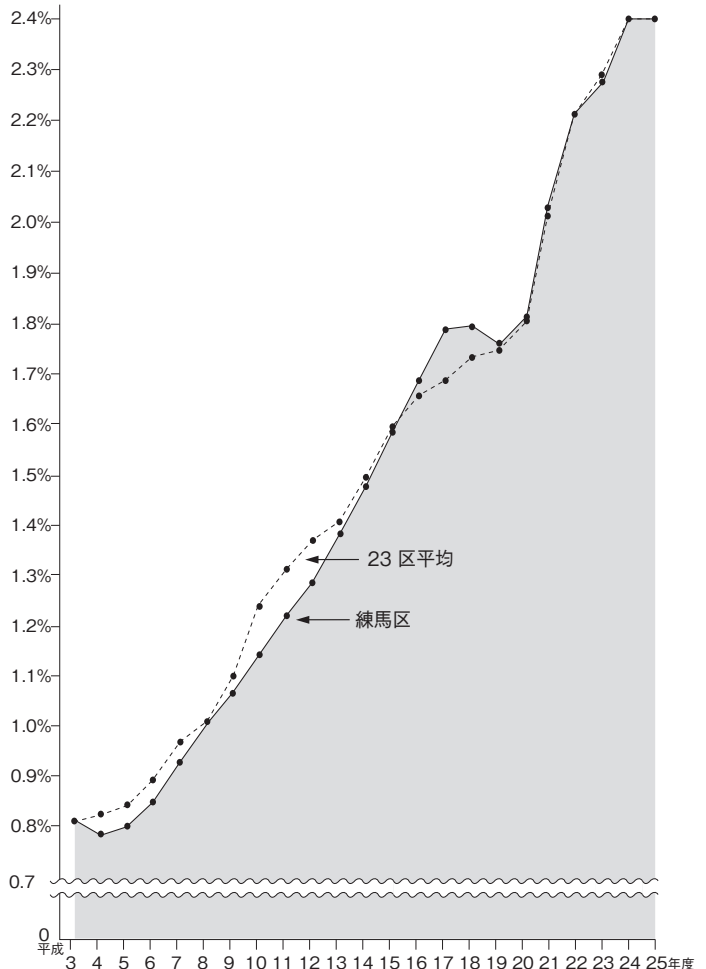
- 1 「生活保護受給者等就労自立促進事業」活用プログラム
- 2 就労支援（専門員による取組）プログラム
- 3 就労サポート事業プログラム
- 4 精神保健福祉支援 退院促進プログラム
- 5 精神保健福祉支援 居宅生活支援プログラム
- 6 高校進学支援プログラム
- 7 学力向上支援プログラム
- 8 不登校等子ども支援プログラム
- 9 多重債務解消支援プログラム
- 10 ホームレスに対する居宅生活支援プログラム
- 11 高齢者世帯日常生活支援プログラム

生活保護費支出状況

平成25年度



保護率（人口に占める割合）の推移



資料：東京都福祉局業務統計月報

## 生活保護世帯および人員

各年度3月の数値

年度	実数		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		生業扶助		葬祭扶助		出産扶助	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平成21	10,214	14,404	9,067	12,857	9,093	12,955	850	1,190	1,520	1,579	8,058	10,040	*4,869	*5,405	*291	*291	*9	*9
22	11,154	15,616	9,961	11,056	10,033	14,184	893	1,231	1,634	1,693	8,698	10,898	*5,605	*6,351	*402	*402	*9	*9
23	11,870	16,515	10,562	14,736	10,659	14,967	922	1,263	1,802	1,871	9,269	11,527	*6,034	*6,634	*372	*372	*8	*8
24	12,427	17,115	11,081	15,225	11,236	15,501	901	1,225	2,039	2,119	9,667	11,941	*6,507	*6,783	*398	*398	*5	*5
25	12,566	17,103	11,295	15,331	11,552	15,805	880	1,197	2,199	2,296	9,890	12,080	*5,962	*6,442	*392	*392	*9	*9

注：\*は、年間累計数値

## ●法外援護

区では、生活保護世帯の自立を支援するため、生活保護法では給付の対象とならない各種費用の支給を行っている。(平成25年度実績 114,522,370円)

## 支給内容

入浴証、児童・生徒への夏期健全育成費および学童服・運動着購入費、修学旅行支度金、家財保管料および処分料、自立促進費5種(就労支援、社会参加活動支援、地域生活移行支援、健康増進支援、次世代育成支援)

## ●戦争犠牲者の援助

## 1 戦没者等の遺族の援助

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の請求受付を行っている。平成25年度の特別弔慰金・特別給付金の請求受付は98件である。

## 2 原爆被爆者見舞金

8月1日現在区に住所があり、被爆者健康手帳の交付を受けている方に、見舞金を支給している。25年度は、1人当たり12,500円を396人に支給した。

## ●中国残留邦人等への支援給付

中国残留邦人および樺太残留邦人に対し、世帯の収入が一定の基準に満たない場合に給付する。平成20年4月1日から実施している。26年3月現在、受給世帯数は60世帯、受給人員は94人であった。

## ●中国残留邦人等への地域生活支援

中国残留邦人および樺太残留邦人とその同伴家族に対し、通訳派遣、地域との交流事業などを、平成20年7月1日から実施している。

## ●各種資金貸付制度などの運営

## 1 応急小口資金の貸付け

災害や疾病等により応急に資金が必要となり、その調達が困難な方に資金を無利子で貸し付けている。

年 度	応 急 小 口 資 金	
	件	千円
平成21	571	79,350
22	484	65,362
23	375	53,890
24	362	52,282
25	242	33,416

貸付限度額は、一般貸付が20万円まで、特別貸付が60万円まで。償還方法は、貸付額が20万円までは20か月以内、40万円までは40か月以内、60万円までは60か月以内の均等償還となっている。

## 2 高等学校進学準備資金の貸付け

高等学校進学者のいる生活保護世帯の自立更生を促すために、資金を無利子で貸し付けている。貸付限度額は、進学者1人につき7万円20か月以内の均等償還となっている。

年 度	高 等 学 校 進 学 準 備 資 金	
	件	千円
平成21	33	2,080
22	24	1,491
23	25	1,521
24	9	392
25	8	418

## 3 入院資金の貸付け

65歳以上の方、身体障害者手帳、愛の手帳を持っている方が入院し、入院費用(差額ベッド代、医療費等)の支払いが困難な場合に、120万円を限度に無利子で資金を貸し付けている。平成25年度は116件、1,352万円の貸付けを行った。

## ●生活の安定と自立のために

## 1 母子福祉資金の貸付け

20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母を対象に、事業開始、技能習得、修学など12種類の福祉資金の貸付けを行っている。平成25年度は722件、4億2,595万円の貸付けを行った。

## 2 女性福祉資金の貸付け

寡婦、未婚の女性などを対象に、11種類の福祉資金の貸付けを行っている。25年度は45件、2,978万円の貸付けを行った。

## 3 入院助産

経済的な理由で、入院して出産することが困難な妊産婦が安心して出産できるように、指定病院への入院費用の全部または一部を援助している。25年度は34件の利用があった。

## 練馬区長期計画（平成22年度～26年度）施策別成果指標実績値一覧

●この表は、長期計画で定めた各施策に記載した成果指標について、25年度末現在の実績値を記載したものである。

政策・施策		指 標	20年度実績	25年度実績	26年度目標
<b>21 健康な暮らしを支える</b>					
211	健康づくりを支援する	練馬区国民健康保険の特定健康診査の受診者のうち、メタボリックシンドローム該当者・予備群の人数	6,147人 (実数)	5,018人 (5月末現在)	24年度に20年度比10%以上減少
212	健康づくりの条件整備を行う	食育に関心を持っている区民の割合	75%	93.3%	95%
213	健康に関する危機管理を行う	練馬区の麻しん風しん混合ワクチンの接種率	98.7%	93.4%	100%
214	安全な衛生環境を確保する	収去した食品等の基準不適合率	8.9%	6.2%	5%
<b>22 安心して医療を受けられる環境を整える</b>					
221	地域における医療体制を確立する	練馬区内の一般・療養病床数	1,912床 (21年5月)	1,920床	2,612床
<b>23 地域で福祉を支える</b>					
231	地域福祉活動との協働を進める	人材育成事業で養成した人数（年間）	174人	107人	200人
232	保健福祉の総合支援体制を確立する	公的な窓口寄せられる相談件数	260,898件	340,136件	約300,000件
233	保健福祉サービスの利用を支援する	成年後見制度区長申立件数	26件	59件	35件
234	福祉のまちづくりの考え方を広める	福祉のまちづくりの推進に関する計画の基本方針等実現のため、区民が行政をパートナーとして開始した活動の合計数	32件	61件	50件
<b>24 高齢者の生活と社会参加を支援する</b>					
241	高齢者の多様な社会参加を促進する	高齢者センターと敬老館・敬老室の登録者数	19,015人	14,186人	22,000人
242	特定高齢者等を支援する	特定高齢者介護予防事業参加者数	291人	1,088人	960人
243	要支援・要介護高齢者を支援する	高齢者相談センター（本所・支所）の相談件数	98,061件	135,243件	118,000件
244	高齢者の生活基盤づくりを支援する	介護保険施設の整備率	1.7%	1.9%	2.3%
245	地域で高齢者を支える	ひとり暮らし高齢者等実態把握件数	22,970人	—	26,576人
<b>25 障害者が自立して生活できるよう支援する</b>					
251	総合相談体制を構築する	障害者地域生活支援センターの相談件数（相談支援事業）	9,379件	36,921件	22,000件
252	サービス提供体制を拡充する	障害福祉サービス利用者全体にしめる通所系サービスの利用者の割合	50.3%	66.3%	60%
253	障害者の就労を促進する	福祉施設等から一般就労した障害者数	84人	100人	113人
254	障害者の社会生活を支援する	グループホームやケアホームの利用者数	185人	312人	364人※
<b>26 生活の安定を図る</b>					
261	生活の安定に向けた自立支援を行う	自立支援プログラムに基づき支援をした延べ人数	1,072人	6,332人	1,700人

※「練馬区障害者計画・第三期障害福祉計画」において、長期計画で定めた目標値を修正した。

# 第3章

## にぎわいとやすらぎのあるまちを創る ～区民生活と産業分野～

- |   |                              |     |   |                             |     |
|---|------------------------------|-----|---|-----------------------------|-----|
| 1 | まちの地域力を高める ……                | 116 | 4 | 安全で安心な区民生活を<br>支える態勢を整える …… | 147 |
| 2 | 経済活動を活発にする ……                | 119 | 5 | 平和と人権を尊重する ……               | 153 |
| 3 | 文化芸術・生涯学習、<br>スポーツ活動を活発にする … | 131 | 6 | 区内の公共機関 ……                  | 157 |



第27回照姫まつり

# 1 まちの地域力を高める

## (1) 地域コミュニティを活性化し、協働を推進する

### ●地域コミュニティの活性化への取組

区民の生活様式や価値観が多様化する中、地域への関心の低下や人と人とのつながりの希薄化が懸念されている。

区民が安全で安心した生活を送るためには、日常の暮らしの中で人と人とのつながりを基盤として育まれる地域コミュニティが重要である。

区では、地域コミュニティの活性化を支援するため、その方策等をまとめた「練馬区地域コミュニティ活性化プログラム」を策定し、大泉西地域をモデル地域として取組を進めている。

### ●区民と区との協働の取組

区民ニーズが多様化・複雑化する中、行政のパートナーであり、地域課題に包括的に取り組む町会・自治会の活動への期待が高まっている。

また、NPO等の活動が活発化しており、多様化する区民ニーズに応え始めている。

より良いまちを築いていくためには、区民と区が連携・協力し、それぞれの持ち味を十分に発揮しながら、区民ニーズや地域課題に対応していくことが求められている。

#### 1 町会・自治会への活動支援

地域の課題に包括的に取り組む町会・自治会への活動を支援するため、町会・自治会活動等を紹介するガイドブックや加入促進パンフレット、ホームページの整備、町会・自治会活動の公益性に着目した財政的支援、活動保険への加入、AEDの貸出しなどの支援を実施している。

また、地域への情報の周知を図るための掲示板の管理委託や、町会・自治会会館の建設等への助成を行っている。

#### 2 NPO・ボランティア団体への支援

地域の担い手の一つであるNPO・ボランティア団体の活動を支援するため、練馬区NPO活動支援センターを運営し、相談や情報受発信、各種講座などの事業を実施している。

#### 3 協働事業提案制度の実施

区民と区との協働を推進するため、町会・自治会やNPO・ボランティア団体などの自由な発想や地域性、専門性、柔軟性を活かした事業を募集し、提案団体と区が、それぞれの持つ資源を持ち寄り、力を合わせて課題解決に取り組む「協働事業提案制度」を実施している。

## (2) 地域活動を支える情報・機会・場の提供を行う

### ●地域活動への参加支援

地域活動への参加意欲が高まる中、地域活動の実践者を対象に、必要な知識や技術を学ぶ講座を開催している。また、これまで地域にあまり関わってこなかった方などを対象とした様々な事業を展開し、事業への参加、地域の方々との交流を通じて、地域とのつながりづくりを支援している。

### ●地域活動情報の提供

地域では、多くの団体が様々な活動を行っている。こうした地域活動に関する情報を集め、地域活動への参加を支援するとともに、地域情報の共有化を進め、地域活動団体同士の相互理解を図るため、区民事務所・出張所の施設内17か所に地域情報コーナーを設置している。

### ●活動と交流の場の充実

#### 1 地区区民館

地域住民の相互交流や自主活動を促進し、子供から高齢者までが利用できる施設として昭和52年度から地区区民館の整備を進め、22館を開設した。地区区民館の運営については、地域住民との協働の視点から、平成12年度から順次、夜間、土日祝日の運営を運営委員会に委託しているほか、18年度からは準備の整った館で、順次平日昼間の運営についても委託し、24年度から全ての館において昼間委託実施となった。

地区区民館で実施する各種事業については、館だよりや地区区民館設置の掲示板により、地域住民に案内するほか、区のホームページでも広く区民に情報発信している。

25年度は、延べ1,477,571人の利用があった。



## 地区区民館利用状況

平成25年度

施設名	個人利用				団体利用	計
	児童利用	高齢者利用	一般利用	学童クラブ		
	延べ人	延べ人	延べ人	延べ人	延べ人	延べ人
豊玉北	15,692	6,277	2	7,844	56,876	86,691
桜台	16,868	4,428	36	8,063	37,002	66,397
貫井	20,518	4,565	0	10,759	82,097	117,939
氷川台	389	87	0	6,741	1,496	8,713
早宮	13,021	5,317	140	*	27,192	45,670
春日町南	12,411	8,023	0	*	40,173	60,607
高松	14,631	1,588	7	4,381	13,217	33,824
北町	14,271	4,361	150	*	26,497	45,279
北町第二	13,553	4,052	110	4,817	35,851	58,383
田柄	9,769	7,121	6	6,729	38,010	61,635
光が丘	8,358	2,881	28	*	63,320	74,587
旭町南	10,392	22,505	21,325	*	101,845	156,067
旭町北	12,448	4,116	11	*	27,836	44,411
富士見台	18,502	4,781	36	*	43,290	66,609
下石神井	231	102	0	6,596	884	7,813
立野	8,006	1,788	0	9,123	60,060	78,977
関町北	15,966	2,555	1	5,864	56,227	80,613
東大泉	15,004	5,904	0	5,881	74,258	101,047
西大泉	13,132	6,415	5	6,538	56,159	82,249
南大泉	11,517	6,642	0	*	58,049	76,208
北大泉	12,190	6,696	0	8,641	44,513	72,040
大泉学園	11,772	3,353	33	9,236	27,418	51,812
計(22)	268,641	113,557	21,890	101,213	972,270	1,477,571

注：①旭町南地区区民館の一般利用・団体利用の数値と光が丘地区区民館の団体利用の数値は、特別施設利用者数を含む数値である。

②\*印は、該当の施設を設置していない。

③氷川台地区区民館・下石神井地区区民館は平成25年4月から平成26年3月まで工事のため休館。

## 2 地域集会所

地域住民の相互交流および自主的活動の場を提供する身近な集会施設として、昭和60年度から地区区民館の空白地域に地域集会所の整備を進め、さらに平成21年度から出張所に併設されている区民館を地域集会所に移行し、26年3月現在27か所を開設している。

地域集会所の管理運営は、設置当初から、地域住民からなる運営組織と区との協働で行っている。また、区民館から移行した地域集会所については、地域住民と協議を進め、運営体制を整備していく予定である。

25年度の利用は、延べ59,291件、502,675人であった。

## 地域集会所利用状況

平成25年度

施設名	利用件数	利用者数
	延べ件	延べ人
石神井台	2,425	26,760
上石神井	3,076	18,608
南田中	1,792	15,400
谷原	1,305	17,448
旭丘	2,157	19,822
中村	2,718	33,751
向山	2,817	13,808
土支田	2,658	15,716
大泉町	2,112	13,003
高野台	3,564	27,379
大泉学園町	1,743	12,124
三原台	2,389	17,821
北町	1,667	11,786
東大泉	2,866	18,108
小竹	1,971	16,146
石神井台みどり	2,662	18,925
関町	3,091	25,596
桜台	3,240	19,009
早宮	3,118	33,157
春日町	2,075	35,268
土支田中央	1,363	13,421
旭町	538	6,091
田柄	1,681	18,188
上石神井区民	877	6,652
東大泉中央	2,164	19,211
南大泉	1,587	16,017
大泉北	1,635	13,460
計(27)	59,291	502,675

注：①上石神井区民地域集会所は平成25年9月から平成26年9月まで工事のため休館。

## 3 区民ホール（光が丘、関）

区民文化の向上および区民相互の交流を図り、地域社会の健全な発展と福祉の増進に寄与することを目的として、元年7月に光が丘区民ホールを、7年10月に関区民ホールを開設した。

それぞれのホールには、つぎのページの表の施設があり多くの区民の方に利用されている。

なお、光が丘区民センター内併設の心身障害者福祉集会所は、心身障害者優先の施設であるが、空きがある場合は一般区民も利用できる。また、その他の併用施設も、夜間・休日に一般区民も利用できる。

関区民ホールは18年4月から、光が丘区民ホールは23年4月から、管理運営を指定管理者に委ねている。

## 光が丘区民ホール等の利用状況

平成25年度

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
	件	人
光が丘区民ホール		
多目的ホール	885	43,853
集会室(1)	739	9,113
集会室(2)	857	10,011
音楽室	646	11,929
美術工芸室	363	4,163
和室	284	2,414
会議室(1)	623	8,366
会議室(2)	749	14,593
小計	5,146	104,442
心身障害者福祉集会所	3,382	84,152
光が丘高齢者センター	0	0
光が丘なかよし児童館	0	0
計	8,528	188,594

- 注：①「利用件数」は午前、午後、夜間の各区分を1件とする。  
 ②心身障害者福祉集会所は、心身障害者団体の利用を除く。  
 ③光が丘高齢者センターは、平日の午後5時30分以降と休日の利用件数。  
 ④光が丘なかよし児童館は、中高生の居場所づくり事業と親子のふれあう場提供事業実施のため、児童館休館日の夜間のみの利用件数。

## 関区民ホール等の利用状況

平成25年度

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
	件	人
関区民ホール		
多目的ホール	575	28,568
リハール室	670	8,560
小計	1,245	37,128
関高齢者センター	390	5,019
計	1,635	42,147

- 注：①「利用件数」は午前、午後、夜間の各区分を1件とする。  
 ②関高齢者センターは、平日の午後5時30分以降と休日の利用件数。

## 4 向山庭園

向山庭園は武蔵野の面影を残す日本風の施設で、四季を感じられる区民の憩いと交流の場として、昭和55年に開園した。老朽化のため平成22～24年度に改修工事を行い、文化学習・庭園・国際交流機能を併わせ持つ場として25年4月に再開した。

茶室や和室、多目的室があり、茶道・華道・俳句などの文化交流の場として広く区民に親しまれている。

管理運営を指定管理者に委ねるとともに、年末年始を除く通年開園を実施するなど、サービスの向上に努めている。

## ●指定保養施設事業

区民が旅行を通して親睦を深め、健康増進に役立てることを目的として、民間のホテル、旅館等26か所を保

養施設に指定し、利用した区民に対し、宿泊料金を補助する事業。

区民が施設を利用した場合、年度内2回、1回の利用につき2泊までを限度とし、利用者1人1泊につき、大人3千円、3歳児～小学生2千円の補助金を支給した。補助金は、区が直接施設に支払いをする。

また、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方とその介助者の方(区内に住所を有するもの1人)には、一定額の補助金増額制度がある。

平成25年度は、延べ27,630人の利用があった。

## 指定保養施設 利用実績の推移

年度	延べ利用人数	補助額
	人	円
平成21	29,645	121,438,967
22	27,386	113,258,982
23	28,306	117,335,685
24	26,669	85,218,573
25	27,630	88,181,322

## ●指定葬儀場使用料助成制度

区が指定した葬儀場で通夜または葬儀を行い、その会場使用料を負担した方または死亡者が区内に住所を有している場合に、会場使用料の一部を助成している。平成25年度の助成は、1,402件であった。

## 指定葬儀場使用料助成金の推移

年度	助成件数	助成金額
	件	円
平成21	1,466	43,966,125
22	1,539	45,909,725
23	1,512	45,148,250
24	1,502	44,789,694
25	1,402	41,759,025

## 2 経済活動を活発にする

### (1) 練馬区の特徴的な産業を支援する

#### ●練馬区を特徴づける産業への支援

区に集積しているアニメ産業、伝統工芸や漬物産業について、消費の拡大や優れた技術・作品紹介を行う展示会等の事業を積極的に支援している。

#### 1 アニメ産業への支援

区には90社を超えるアニメ関連企業が集積している。そこでアニメ産業の支援を通じ、区の特徴的な産業の振興に取り組んでいる。平成21年1月には、「練馬区地域共存型アニメ産業集積活性化計画」を策定し、区の重点事業として、アニメ産業集積の強化と波及効果による区内産業全体の活性化を図っている。

##### (1) フランス・アヌシー市とのアニメ産業交流

区は、世界最大規模のアニメ映画祭が開催されるフランス・アヌシー市との間で、21年4月22日にアニメ産業交流協定を締結した。以降、双方の自治体の事業者同士により、国際ビジネス展開や人材育成に向けた取組を行うこととし、25年度は6月に区からアヌシー市に職員を派遣するとともに、6月中旬から約3か月間、区内アニメ事業者で、アヌシー市のゴブラン映像専門学校からのインターン生1人を受け入れた。また、アヌシー国際アニメ見本市において、関係企業間での情報交換を行った。練馬アニメカーニバルには、アヌシー市の協力を得てアヌシー国際映画祭の作品を上映した。

##### (2) 練馬アニメーション協議会事業への支援

練馬アニメーション協議会のフランス・アヌシー国際アニメ見本市およびAnimeJapan出展に対して、経費の一部を補助した。また、24年10月に締結したカナダ・ケベック州映画テレビ協議会との協力覚書に基づき、練馬アニメーション協議会が国際ビジネス展開のために、ケベック州のアニメ関連企業と行っているスタジオ相互訪問や商談会開催等に対して支援を行った。

##### (3) アニメ制作企業等の立地促進

アニメ産業の集積をさらに強化するため、アニメ制作関連事業者の区内誘致を目的として、移転費・賃料等を支援する補助制度を設けている。

##### (4) アニメ人材育成・支援事業

アニメ制作に携わる優れた人材を育成するために、著名なアニメーターを講師に招き、区内在住・在勤の動画マンを対象とする講座を3回にわたり実施した。

##### (5) 練馬アニメカーニバル

「ジャパンアニメーション発祥の地 練馬区」を区内外に向けて発信するとともに、アニメ産業の発展を図るため、イベントを行った。

開催日 25年11月9日～10日

場 所 としまえん

主 催 練馬アニメカーニバル推進連絡会

内 容 アヌシー国際アニメ映画祭・文化庁メディア芸術祭の受賞作品の上映、アニメのおシゴト体験教室、アニメキャラクターショー、アニメソングライブなど

来場者 約17,000人

##### (6) アニメプロジェクトin大泉

アニメによる地域の活性化を促進するため、日本のアニメ発祥の地大泉で、地元商店会やアニメ事業者、鉄道関係者などと連携し、イベントを行った。

開催日 26年5月18日

場 所 大泉学園駅北口周辺

主 催 アニメプロジェクトin大泉推進連絡会

内 容 アニメ作品の上映、アニメキャラクターショー、セル画体験教室など

来場者 約16,000人

##### (7) アニメ産業と教育の連携事業

区内の小・中学校において、地場産業である「アニメ産業」や、表現技法としてのアニメなどを学習する事業を実施している。25年度は、検討会議を開催し、19校(延べ23授業)で授業を実施した。

##### (8) 「アニメ・イチバンのまち 練馬区」のPR事業

区のアニメを区民に身近な存在とし、文化として育んでもらうとともに、アニメに関する各種情報を区内外だけでなく、世界に向けて発信するため各種PR事業を行った。

① PR冊子「アニメ・イチバンのまち 練馬区」(日本語版・英語版・中国語版)の発行

② 練馬アニメーションサイトの運営

③ 練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」によるPR事業(アニメーションの制作・着ぐるみの貸出し・デザイン等の使用許諾・ツイッターの発信・オリジナルアニメストーリーコンテンツの開催・ゆるキャラ® グランプリへの参加など)の実施

### 2 練馬区伝統工芸展

期 間 25年10月25日～27日

場 所 石神井公園区民交流センター

主 催 練馬区伝統工芸会

後 援 練馬区、練馬区教育委員会、練馬区観光協会  
内 容 東京手描友禅、東京染小紋、江戸筆等15業種の展示・実演・体験・販売

来場者 2,850人

### 3 ねりま漬物産展

期間 26年1月24日～28日

場所 西武池袋本店

主催 練馬漬物事業組合

後援 練馬区、練馬区観光協会

内容 練馬大根本干したくあん等の漬物の展示・即売

## (2) 中小企業の経営を支援する

### ●産業振興施策の新たな展開

区では、「練馬区商工業振興計画」などの計画に基づき産業振興を図っているものの、経済のグローバル化などにより激しく変化する社会経済情勢下で中小事業者の一層の振興を図るには、環境の変化に即応した事業展開、特徴的な技術やノウハウの有効活用、事業者間や異なる分野での連携などの促進が必要である。

また、経営相談から支援までを一体的に実施することや、専門家からの支援が効果的であり、そのためには行政の枠を超え、より踏み込んだ総合的・専門的・継続的な支援が求められている。

区は、平成24年度に取りまとめた「産業振興施策の新たな展開について」に則り、産業振興の推進を担う中核機関として、25年4月に一般社団法人練馬区産業振興公社を設立し、26年4月に開設した練馬産業振興センターを活動拠点として、これまで以上に産業施策を充実・推進することとした。そのため、これまで区で実施している販路拡大支援事業、創業支援事業、情報提供事業の9事務を26年度から、産業振興公社へ移管することとした。

### ●産業融資の実施

#### 1 産業融資あっせん事業

区内金融機関から低利で融資を受けられるよう、あっせんを行っている。平成25年度は、貸付件数2,271件、136億42万円の融資が行われた。このうち不況対策特別貸付は871件、49億6,334万円であった。また25年度は期間限定で、地球温暖化等環境対策特別貸付、アニメ産業特別貸付の融資あっせんを行った。

業種別内訳	貸付	
	件数(件)	金額(万円)
建設業	712	468,358
製造業	202	133,332
運輸・通信業	106	56,913
卸・小売・飲食業	604	340,401
内 卸売業	211	152,009
内 小売業	271	144,016
内 飲食業	122	44,376
サービス業	388	221,139
その他（不動産業含）	259	139,899
合計	2,271	1,360,042

#### 2 小規模事業者経営改善資金融資〔マル経融資〕支援事業

日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）のマル経融資利用者に対し、支払った利子の一部を補助している。25年度は、409件に対し利子補助を行った。

### ●産業振興のための基盤整備

#### 1 産業振興基本条例の制定および商工業振興計画の策定

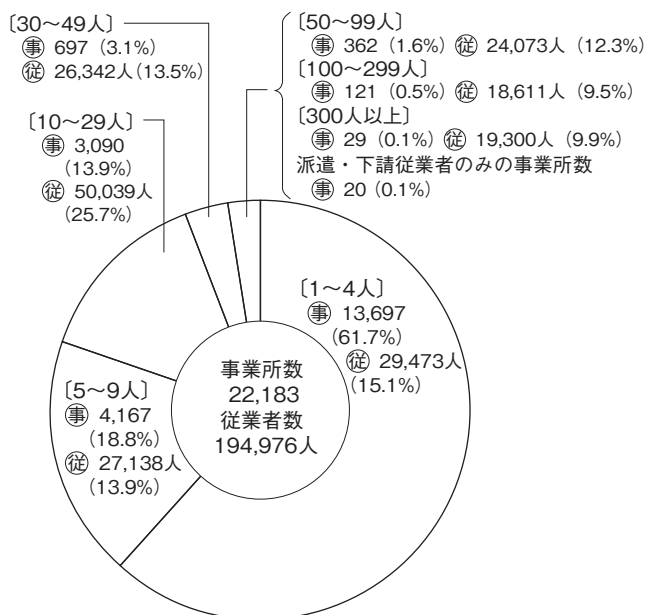
区では平成17年3月、「練馬区産業振興基本条例」を制定し、事業発展と経営改革に努める事業者を支援し、区民の生活環境と調和した活力ある産業の発展を目指している。

22年9月に策定した新たな「練馬区商工業振興計画」（23年度～26年度）では、基本構想および長期計画の目標を着実に実現し、区内中小企業が様々な経営環境の変化にも柔軟に対応し力強く成長することを目指すため、「まちににぎわいをもたらす産業活動の推進」など5つの戦略目標を定めた。これらの戦略目標を達成するため、区内の商工業振興の基本的方向と具体的施策を明らかにし、13の新規事業を含めた55の計画事業を位置づけ、積極的に推進している。

なお、25年度には、区内のものづくり産業施策の検討・立案および26年度以降に予定している新たな「練馬区商工業振興計画」策定の検討に活用することを目的に、区内の製造業、アニメ制作業等のものづくり産業の実態調査を実施し、「平成25年度練馬ものづくり産業等実態調査報告書」としてとりまとめた。

区の産業構成は、卸売・小売業、サービス業、飲食店・宿泊業を合わせると52.4%となり、区民の日常生活に密着・関連した産業が過半数を占めている。また、事業規模では、従業者数10人未満の事業所が80.5%を占め、経営規模の小さい事業所が区内産業活動の中心となっている。

規模別事業所構成と従業者数 平成21年7月1日現在



注：〔 〕内の記述は事業所の規模を示す。また、(事)は事業所数 (従)は従業者数の略である。

資料：「平成21年経済センサス基礎調査報告」東京都総務局統計部

工場数と従業者数および出荷額 平成24年12月31日現在

産業中分類	工場数	従業者数	出荷額
		人	万円
食料品	30	758	1,083,084
飲料・飼料等	—	—	—
繊維工業	23	155	63,108
木材・木製品	3	14	19,367
家具・装備	11	136	283,798
紙・紙加工品	16	276	496,250
印刷・同関連業	29	468	569,340
化学工業	4	70	1,100,101
石油・石炭	—	—	—
プラスチック	23	205	312,068
ゴム製品	1	4	X
皮革・同製品	4	27	43,168
窯業・土石	4	44	405,978
鉄鋼業	1	6	X
非鉄金属	2	179	X
金属製品	10	128	170,466
はん用機械	2	36	X
生産用機械	13	122	156,905
業務用機械	13	172	180,248
電子・デバイス	2	27	X
電気機械	18	216	326,575
情報通信機械	3	191	288,665
輸送用機械	4	31	39,685
その他	13	189	220,149
総数	229	3,454	6,536,746

注：①本統計調査は、従業者4人以上の事業所を対象に実施。

②[X]は該当数値の公表を差し控えたもの。

③総数は「X」にあたる数値を含む。

資料：「平成24年工業統計調査報告」東京都総務局統計部

## 2 練馬産業振興センターの整備

産業振興の中核的な拠点として、産業経済活動の活性化に寄与し、区内事業者や産業経済団体を総合的に支援する練馬産業振興センターを26年4月に開設した。

センターには、研修会や販売・展示会に利用できる研修室および産業イベントコーナーの貸出施設の他、練馬駅地下にあった練馬区観光案内所を移転・統合し、区内の産業・観光情報を発信する産業・観光情報コーナーや練馬ビジネスサポートセンターを設置した。練馬ビジネスサポートセンターでは、区内事業者の経営上の課題解決に向けた相談支援、経営や起業・創業に関する講座・セミナーの開催、区の融資あっせんや各種補助金の受付等を行う。特に、相談支援においては、経営改善などの指導に関し豊富な経験を有する者をビジネスマネージャーとして配置することや、これまで商工相談や出張相談として個別に実施してきた事業を見直し、サポートセンターにて新たな専門相談体制を構築することとした。

### ●経営活動への支援

#### 1 受発注企業商談会

中小企業の販路開拓を支援するため4区合同で受発注企業商談会を開催し、平成25年度は16社の招聘企業と43社の公募企業が参加し、97件の商談を行った。

開催日 25年11月14日

場所 板橋区立東板橋体育館

主催 練馬区、(公財)板橋区産業振興公社、北区、豊島区、(公財)東京都中小企業振興公社

#### 2 経営者・後継者向けセミナー

区内中小企業の経営者や後継者を対象に、経営力を高めるためのセミナーを開催している。25年度は、「販路開拓セミナー」を開催し、46人が受講した。

#### 3 見本市等出展に対する支援

区内の製造業者およびその団体に見本市等に出展する経費の一部を補助している。25年度は6件の補助を行った。

#### 4 ISO認証取得に対する支援

国際標準化機構が定めた規格の認証取得を予定している区内の中小企業者に対し、経費の一部を補助している。25年度は3件の補助を行った。

#### 5 エコアクション21等認証取得に対する支援

エコアクション21またはエコステージを認証取得する区内中小企業者に対し、経費の一部を補助している。

#### 6 ホームページ作成に対する支援

ホームページ未開設の企業等に対し、ホームページ作成費の一部を補助している。25年度は31件の補助を行った。

### ●経営改善への支援

#### 1 経営指導

中小企業診断士が経営改善のための指導を行うもので、平成25年度は、59事業所に直接出向き指導を行った。

#### 2 商工相談

中小企業診断士等の専門の指導員が、区民相談所(練馬、石神井)、サンライフ練馬および経済課に相談窓口を設け相談に当たっている。25年度は1,025件の相談があった。

#### 商工相談状況

平成25年度

内容	練馬	石神井	サンライフ練馬	経済課	計
	件	件	件	件	件
金融	4	—	—	5	9
経営	5	4	—	91	100
税務	267	149	—	—	416
労務	54	40	13	—	107
店舗	—	—	—	—	—
経理	33	14	1	—	48
その他	206	136	3	—	345
計	569	343	17	96	1,025

### ●産業情報の収集および提供

#### 1 ねりま産業情報「べがさす」の発行

区内中小企業の経営者や商店会の方に、産業振興に関する情報を提供するため、ねりま産業情報「べがさす」を発行している。平成25年度は、3回、各回8,000部発行した。

## 2 景況調査の実施

地域経済振興のため、区内中小企業の景況などを四半期ごとに調査し、その結果を中小企業や関係機関に提供している。25年度は、製造業、小売業、卸売業、建設業、サービス業の5業種、約380社を対象に景況調査を実施した。

### ●起業・創業への支援

#### 1 起業家セミナー事業

起業家を目指す方を対象に、創業するための基礎的知識やノウハウを学ぶ起業家セミナー「創業！ねりま塾」を実施した。平成25年度は、168人が受講した。

#### 2 コミュニティビジネスの推進

コミュニティビジネス分野の創業を支援するため、25年度はコミュニティビジネス講座および練馬コミュニティビジネス・プレゼンテーションフォーラムを開催した。入門講座には75人、実践講座には44人、フォーラムには21人が参加した。

### ●商工業団体との連携強化、各種団体への支援

#### 1 商工業団体等への支援

区内の商工業団体等が行う事業に対して補助金を交付するなどの支援を行っている。

#### 2 新製品・新技術の開発における異業種交流活動への支援

区内の中小企業グループに対し、新製品・新技術の開発を主な目的とする異業種交流活動における経費の一部を補助している。平成25年度は1団体に補助した。

#### 3 生鮮食料品共同販売事業への支援

青果物・食肉・魚介類の各小売業組合に対して、自主的な共同購入・共通価格の販売を通して、各組合の協業化を促進し、健全な経営基盤の強化を図るための支援を行っている。25年度は、生鮮食料品全体で3小売業組合、延べ341店舗が参加した。

共同販売事業実施内容 平成25年度

品目	特売日
青果物 17品目	4/26、5/23、6/27、11/28、3/13、3/25
食肉 2品目	6/25、9/10、11/12、2/18
魚介類 15品目	10/11、11/8、12/6、12/7

#### 4 家屋修繕等小規模工事あっせん事業の実施

区民の小規模な家屋修繕工事に対する需要に応えるとともに、区内中小建設業者等の振興を図るため、区内業者団体へ小規模工事のあっせんを行っている。25年度は、274件のあっせんを行った。

#### 5 公衆浴場への支援

公衆浴場の利用喚起および経営の安定を図るため、季節事業、施設設備改善および燃料費に対して補助金を交付するなどの支援を行っている。25年度は、施設設備改善は8軒、季節事業および燃料費は28軒の公衆浴場に補助した。

## (3) 中小企業の勤労者と就労を支援する

### ●福利厚生事業への支援

企業の従業員に対する福利厚生については、経営基盤が弱い中小企業にとって、独自に充実を図るのは容易なことではない。このため区は、練馬区産業振興公社への運営補助を通して、福利厚生の充実を努めている。

#### 1 一般社団法人練馬区産業振興公社

一般社団法人練馬区産業振興公社は、「ねりまファミリーパック事業」として、区内の中小企業に勤務する勤労者と事業主、および区外の中小企業に勤務する区内在住の勤労者と事業主を対象に、福利厚生事業を行っている。なお、平成25年度より、事業の見直しを行い、区民会員を廃止し、勤労者福祉の充実を図った。

主な事業は、①祝金・見舞金・弔慰金などの給付、②健康増進のための日帰り温泉施設・スポーツクラブのチケットあっせんや定期健康診断経費助成・人間ドックの利用補助など、③自己啓発のための観劇チケット・映画券・カルチャーセンター講座の利用補助など、④余暇活動のための遊園地のチケットあっせん、指定宿泊施設・パッケージツアーの利用補助などである。

なお、26年3月31日現在の会員数は、12,965人である。

#### 2 各種共済制度の周知

中小企業の従業員の福祉の増進を図るため、国の退職金共済制度などを、区報への掲載やパンフレットの配布などで周知している。

### ●勤労者への支援

勤労者の労働意欲を高め、区内中小企業への定着化を図るため、従業員表彰や労働相談により勤労者を支援している。

また、就労支援については、公共職業安定所（ハローワーク）などの役割が大きいですが、区でも就労希望者の便宜を図るため、就労支援に積極的に取り組んでいる。

なお、区内事業所の労働組合は、平成25年6月30日現在で100組合、組合員数20,901人となっている。

#### 1 商工業従業員表彰

区内の中小企業における従業員の定着と勤労意欲の向上を図るため、永年勤続者を表彰している。25年度は商業関係75人、工業・建設業等関係54人を表彰した。

#### 2 労働相談

21年度より勤労福祉会館において、専門家による「労働相談」を行っている。

#### 3 労働講座

社会的に高い関心もたれている労働に関する諸問題を取り上げ、勤労福祉会館で労働講座を開催している。25年度は、「経営分析講座」「春闘期の情勢講座」「労働法講座」「労務管理実務講習会」の4講座を開催し、延べ316人の参加があった。

#### 4 職業相談・紹介

求職者が身近な場所で相談できるように、17年8月、池袋公共職業安定所の協力を得て「ワークサポートねりま」（地域職業相談室）を石神井公園区民交流センター2階に開設した。15歳以上の全年齢層を対象に職業相談・紹介に応じるとともに、求人検索用パソコンによる職業情報を提供している。25年度は16,747件の相談があった。

また、「アクティブシニア支援室」において、60歳以上の方を対象とする臨時的な業務に限定して、シルバー人材センターが就労相談を行っているところであるが、24年10月の「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正にともない、職業紹介事業が有料化されることとなり、事業継続が困難となったため、「アクティブシニア支援室」の業務のうち、高齢者の就業支援に関する業務を26年4月に開設する「シニアしごと支援コーナー」が引き継ぎ、「アクティブシニア支援室」は、26年3月31日をもって閉室した。

このことにより、26年4月から「ワークサポートねりま」のスペースを拡大し、自己検索機や就労相談窓口を増設するとともに、新たに個別相談窓口を設置し機能拡充を図ることとした。

#### 5 就労支援

25年10月と26年2月に若年者向けの就職面接会「ヤング応援就職面接会in練馬」を開催した。25年度は110人の参加があり、13人が正社員として就職した。

#### 6 内職事業所の情報提供

家庭外で就労することが困難な方を対象に、内職を紹介する事業を練馬区産業振興公社に委託して実施した。内職を希望する登録者は867人で、内職する人を求める事業所数は35事業所である。25年度は延べ222人に内職を紹介した。なお、26年度は委託を中止し、経済課にて、求人事業所の登録と求職者への登録事業所に関する情報提供を行う。

#### ●雇用促進支援事業の実施

##### 1 社会保険労務士出張相談

公的な雇用助成制度の利用や社会保険等について、専門的な相談を希望する区内事業所に対し、社会保険労務士の出張相談を行った。平成25年度は84社、延べ186回の出張相談を行った。

##### 2 トライアル雇用を行った事業主に対する支援

職業経験、技能、知識等の不足から安定的な就職が困難な求職者および障害者の就労促進を図るため、国（ハローワーク）のトライアル雇用制度で採用を行った区内事業所に対し、補助金を交付する支援を行っている。25年度は35社、62人分の補助を行った。

#### ●勤労福祉会館およびサンライフ練馬の運営支援

##### 1 勤労福祉会館

中小企業に働く勤労者の文化・教養および福祉の向上を図ることを主な目的として開設した施設であるが、勤

労者はもとより、広く一般区民も利用できる施設である。

また、平成17年4月からは指定管理者制度の導入により、開館日数を増やすなどサービス向上に努めている。

25年度は、労働講座（4講座）、簿記教室、宅建講座など28事業を実施し、6,699人の参加があった。

#### 勤労福祉会館利用状況

平成25年度

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
集会室	942	58,644
会議室（小）	811	7,708
会議室（中）	780	15,753
会議室（大）	853	24,356
和室（小）	794	5,470
和室（大）	715	12,453
職業講習室兼会議室	789	9,808
音楽室	839	14,548
料理室	354	4,574
トレーニング室	34,432	34,432
展示コーナー	107	—
囲碁・将棋コーナー	—	7,521
卓球開放	—	152
計	41,416	195,419

#### 2 東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）

中高年齢労働者の雇用の促進と福祉の向上を図るため区が誘致し、昭和56年4月に国の「雇用・能力開発機構」の施設として開設した。その後、平成15年3月に「雇用・能力開発機構」から建物所有権を譲り受けたもので、中高年齢者だけでなく広く一般区民も利用できる施設である。また、17年4月からは指定管理者制度の導入により、開館日数を増やすなどサービス向上に努めている。25年度は、ボディーコントロール体操、絵手紙教室など5事業を実施し、574人の参加があった。

#### 東京中高年齢労働者福祉センター

##### （サンライフ練馬）利用状況

平成25年度

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
体育室	1,495	18,292
トレーニング室	25,837	22,543
和室 第一	533	6,313
和室 第二	501	3,581
会議室	590	6,848
研修室 第一	689	8,736
研修室 第二	530	6,664
クラブ室	357	3,251
職業講習室	526	4,919
計	31,058	81,147

#### (4) 消費者の自立を支援する

##### ●消費者意識の啓発

##### 1 消費者講座

日々の暮らしの中で、消費者が直面している問題を様々な視点から取り上げ、消費者意識を高めるための学習の機会を提供している。

消費者講座		平成25年度	
講座名	概要	開催回数	参加者数
消費者講座	身近な消費生活に関する問題を、講師の講演や実習により学習する講座。 NISA（少額投資非課税制度）入門講座や、海洋環境を考える親子講座などを実施した。	7回	263人
消費者教室	消費生活センター運営連絡会の自主企画による講座。相続税や子供の事故などをとりあげたほか料理や実験を交えた教室などを実施した。	実技形式 5回	386人
		講座形式 6回	

##### 2 消費生活展

パネル展示や実演など多彩な催しを組み合わせ、消費者団体の活動の成果や問題提起を通して、消費者意識の啓発を行っている。

平成25年度は、公募による消費者団体やグループで構成する実行委員会（19団体）の企画・運営により、6月22日・23日に石神井公園区民交流センターで開催し、延べ2,439人が来場した。

移動生活展は、区役所本庁舎アトリウムで10月18日～24日に開催し、延べ1,543人が来場した。

##### 3 消費者だより

消費生活相談を通じて収集した情報を提供するとともに、消費生活に関する知識を普及することにより、区民の消費生活の安定と向上に資するため、消費者だよりを発行している。25年度は6回、各20,000部を発行した。主な内容は、「病院の選び方」「お墓の疑問」「高齢者向け施設」「通信販売トラブル」「冷凍食品」などであった。

##### ●消費者の安全の確保

##### 1 消費生活相談

商品や販売形態の多様化が進み、消費者は限られた知識や経験に頼るのみでは、商品やサービスなどの合理的な選択が困難になっている。また、点検商法などの悪質商法や振り込め詐欺により、消費者が被害にあっている。このような中で区は消費者が安全で安心な生活を送るために専門知識を有する相談員による消費生活相談窓口を開設し、各種相談に対応している。

平成25年度の相談件数は4,717件で、前年度（4,495件）に比べ4.9%増加した。一方で、総件数のうち60歳以上の方の相談が、全体の33%を占めるほか、契約・購入金額別件数で見ても300万円以上の相談の半数以上

が60歳以上の方からのものであり、高齢者の消費者被害が深刻なものとなっている。

消費生活相談では、身近な生活知識から悪質な事業者との契約に絡むものまで、様々な相談に対応しているが、国民生活センターや消費者庁、都、警察、福祉関係部署などと連携を図り、相談の解決と情報提供に努めている。

消費生活相談の内容別相談受付件数		平成25年度
区分		件数
商 品	食料品	309
	住居品	231
	光熱水	21
	被服品	282
	保健衛生品	115
	教養娯楽品	408
	車両・乗り物	97
	土地・建物・設備品	169
	他の商	129
	役内他	2,783
務（サービ	18	
職・副業・ね	155	
ずみ講		
談		
合	計	4,717

##### 2 販売事業者等立入検査

家庭用品品質表示法および製品安全関連4法※に基づき、販売事業者等に対する立入検査を実施し、適正な表示がされた商品を販売しているか確認を行っている。25年度は延べ7事業者、94品目について検査を行った。結果はおおむね適正に表示されていた。

※電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、消費生活用製品安全法

##### ●石神井公園区民交流センターの運営支援

##### 1 石神井公園区民交流センター

区民の文化活動と交流の場の提供、区内産業振興に関する情報発信や、職業・就職相談のための場の提供などを行っている。また、平成18年4月からは指定管理者による管理を行っている。

施設は消費者施策・活動の拠点となる「消費生活センター」の機能を担うほか、就労支援を行う「ワークサポートねりま」「アクティブシニア支援室（26年3月31日閉室）」が設置されている。また、26年4月1日より高齢者への就業支援を行う「シニアしごと支援コーナー」を設置する。



石神井公園区民交流センター利用状況 平成25年度

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
展示室兼集会室 (展示利用)	28	5,728
展示室兼集会室 (集会利用)	725	39,856
大会議室(1)	939	14,629
大会議室(2)	936	14,115
会議室(1)	847	9,191
会議室(2)	782	6,520
会議室(3)	780	8,026
和室(1)	706	5,470
和室(2)	720	4,722
研修室	777	8,027
テスト室	506	7,114
料理実習室	366	6,844
保育室	171	1,069
計	8,283	131,311

## 2 消費生活センター

消費生活センターは、区の消費者行政の拠点として、消費生活に関する各種啓発事業を実施するほか、消費者の自主的な活動を支援するため、研修室、テスト室、料理実習室、消費者団体活動室を設置している。また、消費生活相談では区民からの様々な相談を専門の相談員が受けている。

さらに、消費者の参加を積極的に推進するため、区民の自主的参加により組織される運営連絡会と連携して、消費者教室の企画・運営、啓発用パネルの作成、情報誌の編集などを行っている。(26年3月末現在 運営連絡会会員数32人)

### (5) 都市農地を保全し都市農業を支援する

#### ●農の豊かさを実感できるまちの実現を目指して

区は、23区の中で最大の農地面積を有しており、農業は、区のイメージを特徴づける産業である。また近年、農地が持つ様々な役割が見直されており、区民の農への関心も高まっている。

そのため、区は農業振興を推進し、消費者に身近な都市型農業経営の安定を図るため、農業生産者の支援を積

農家戸数・農業従事者数および農地面積

年次	農家戸数	農業従事者数	農地面積	生産緑地面積
平成21	534戸	1,172人	258.3ha	202.2ha
22	520	1,121	250.0	200.8
23	513	1,090	244.4	199.0
24	498	1,075	239.8	195.1
25	480	1,014	230.4	192.6

資料：農家戸数と農業従事者数は「農業経営実態調査」(耕作面積10a以上の区内農家を対象)による(各年8月1日現在)。  
農地面積は都税事務所固定資産税課税対象による(各年1月1日現在)。  
生産緑地面積は各年の告示面積による。

極的に展開している。また、食の安全確保という消費者ニーズに対応した農業生産の実現のため、減農薬による農業生産を促すとともに、農産物を区内の直売所等で販売する地産地消の取組を進めている。加えて、農とのふれあいの機会を創出するとともに、区民の都市農業、農地への理解の促進を図っている。

一方、区内の農地は相続等に伴い最近10年間で約75haも減少している。区には環境保全・防災・農とのふれあいの場でもある貴重な農地を保全することが求められている。このため区は、他の自治体と連携し都市農地保全の意義を住民に発信するとともに、農地にかかわる法制度の見直しを国に要望する取組を進めている。

#### ●農業振興計画の推進と都市農地の保全

##### 1 農業振興計画の推進

平成23年2月に策定した「練馬区農業振興計画(23年度～32年度)」では、「区民の信頼と元気な経営により、『農の豊かさを実感できるまち、練馬』を築く都市農業」を将来像とし、この実現のため、①多様な魅力ある都市農業を展開する(農業経営の安定化)、②区民・消費者の練馬の農への理解を深める(農とふれあう機会の提供)、③都市の良好な環境を支える都市農地を保全する(都市農地の保全)、④未来に農のある暮らしの豊かさを継承する(農のあるまちづくり)の4つを基本目標に定めた。この基本目標の達成に向けて7つの基本方針を定め、農業生産者、農業協同組合、区民・消費者、区がそれぞれの役割を担い、相互理解の下、基本方針に基づく施策を展開していくことで、将来像の実現を目指していく。

##### 2 生産緑地の指定

平成3年9月に生産緑地法が一部改正され、区内(市街化区域内)の農地は、保全するものと宅地化するものとに都市計画上明確に区分され、保全する農地は生産緑地地区として指定することになった。指定された農地は、一定期間営農が義務付けられる一方、相続税納税猶予が受けられる。

そこで区は、都市と調和した農業を目指し、できるだけ多くの農地を保全するため、4年以降毎年生産緑地の指定を行っており、25年11月21日告示の生産緑地地区面積は、約193haとなっている。

地区別農産物生産面積表

[単位：アール]

地区別農産物生産面積表						[単位：アール]					
						品目	合計	練馬	石神井	大泉	
野 菜 類	キャベツ	2,890	567	922	1,401	野菜類	レタス	105	25	26	54
	ブロッコリー	1,203	486	244	473	野菜類	その他野菜類	1,985	710	484	791
	大根	1,019	499	214	306	野菜類計		12,971	4,798	3,167	5,006
	枝豆	906	452	187	267	野 菜 類 以 外	柿	812	146	187	479
	ジャガイモ	785	320	196	269		ブルーベリー	673	146	130	397
	トウモロコシ	574	335	80	159		ブドウ	428	204	90	134
	ほうれん草	549	198	149	202		栗	327	19	51	257
	ネギ	524	191	132	201		梅	324	56	84	184
	こまつな	504	207	167	130		キウイ	80	56	19	5
	にんじん	400	207	68	125		その他果樹類	666	282	146	238
	サトイモ	390	141	77	172		植木	1,475	438	766	271
	トマト	264	92	54	118		芝	1,127	0	85	1,042
	カリフラワー	263	98	51	114		花類	723	204	60	459
	サツマイモ	260	130	46	84	その他	306	151	64	91	
キュウリ	187	79	35	73	野菜類以外計	6,941	1,702	1,682	3,557		
ナス	163	61	35	67	延べ生産面積計	19,912	6,500	4,849	8,563		

※その他野菜類……南瓜、水菜、白菜、玉ねぎ、生姜、たらの芽、おくら、竹の子、いんげん、かぶ、絹さや、ふき、ピーマン、うど、アスパラ、サニーレタス、八つ頭、しそ、のらぼう等  
 その他果樹類……みかん、ゆず、かりん、すもも、レモン等  
 その他………麦、緑肥、茶、牧草等  
 資料：「農業経営実態調査」による（25年8月1日現在）。

### 3 都市農地の保全

練馬区を含め、都内の市街化区域内農地は過去10年間で約1,000haも転用されるなど、年々減少しており、適切な保全を図っていくことが求められている。このため、練馬区の呼びかけにより、38の区・市・町が参加し、都市農地を保全する意義について自治体から住民に発信するとともに、農地制度の見直し等を国へ要望する「都市農地保全推進自治体協議会」が設立された。今後も、自治体間で一層の連携を図りながら都市農地保全に向けた取組を進めていく。

#### ●多様な魅力ある都市農業を展開する（農業経営の安定化）

##### 1 経営改善に取り組む農業者の支援

自らの経営改善に積極的かつ意欲的に取り組む農業者を、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく認定農業者および区独自の制度による都市型認定農業者として認定するとともに、これらの農業者の取組を支援している。

平成23年度から認定を開始し、26年3月までに58の経営体を認定農業者として、7の経営体を都市型認定農業者としてそれぞれ認定している。

##### 2 ビール麦「金子ゴールデン」のブランド化支援

地場農産物の育成およびブランド化を図るため、東京あおば農業協同組合が実施する、国産初のビール麦「金子ゴールデン」の生産および「金子ゴールデン」を使用した地ビールの醸造に要する経費の一部を助成した。

##### 3 担い手・支え手の育成

###### (1) 農作業ヘルパー・援農ボランティア養成研修の実施

農業者の高齢化などによる労働力の低下に対応するため、区民を農作業ヘルパーおよび援農ボランティアとし

て養成する研修を行っている。25年度は、新たに10人のボランティアを養成し、26年3月現在で、延べ47人がヘルパーおよびボランティアとして登録している。

###### (2) フォローアップ研修の実施

養成したヘルパーおよびボランティアの技術水準を上げて、農業者による活用率を更に向上させるために、専門的な技術研修を行うとともに、ヘルパーおよびボランティアと農業者の交流会を行っている。

### 4 地産地消の推進

都市農業・農地のメリットを活かした、新鮮で安心・安全な農産物の供給に資する取組を支援し、地産地消の推進を図るため、25年度は7軒の農家に対し、減農薬栽培が可能なパイプハウスの整備費用を助成したほか、3軒の農家に対し、身近で新鮮野菜が購入できる野菜無人販売機の設置費用の一部を助成した。

### 5 安定的な市場出荷体制の確立

#### (1) 優良種子購入助成事業

優良種子の普及および品種・規格の統一を促進し、市場での練馬産農産物の評価を高めるため、優良種子の共同購入を支援している。25年度は、キャベツの優良種子購入農家30軒に対し、購入経費の一部を助成した。

#### (2) 土壌改良・病害防止資材購入助成事業

キャベツ等の連作により、土地がやせ、連作障害特有の病気が発生することがある。これを防ぐため、連作障害を防止する資材の共同購入を支援している。25年度は、33軒の農家に対し、購入経費の一部を助成した。

#### (3) 野菜供給確保対策事業

(公財)東京都農林水産振興財団では、国、都および生産者の積立金から、野菜の市場価格が保証基準額を下

回った際に、生産者に補給金を交付している。

区では、野菜の安定供給と農業経営の安定を図るため、市場出荷生産者の積立金の一部を助成している。25年度は、1,552,003円を助成した。

## 6 環境保全型農業の推進

### (1) 環境保全型農業推進資材購入助成事業

東京都特別栽培農産物認証制度認証農家、東京都エコファーマー認定農家および東京都エコ農産物認証制度認証農家が取り組む環境保全型農業を推進し、区内消費者に安心・安全な農産物を供給するため、推進資材の共同購入を支援している。25年度は、42軒の農家に対し、購入経費の一部を助成した。

### (2) 有機質肥料等購入助成事業

化学肥料をできるだけ使用しない有機農業を推進し、区内消費者に安心・安全な農産物を供給するため、有機質肥料等の共同購入を支援している。25年度は、「練馬の大地」を含む有機質肥料の購入農家97軒に対し、購入経費の一部を助成した。

## 7 生産緑地保全整備事業

生産緑地の保全と住環境との調和を図るため、土留・フェンスや農業用井戸等の整備を支援している。25年度は農家6軒、6か所の整備費用の一部を助成した。また、農家8軒に対し、コンポストシュレッターの購入費用の一部を助成した。

## ●区民・消費者の練馬の農への理解を深める（農とふれあう機会の提供）

### 1 練馬大根育成事業

ほとんど生産されなくなっていた練馬大根の栽培を促進するとともに、地場農産物のブランド品としての販路開拓を図るため、練馬大根育成事業を実施している。平成25年度は、20軒の農家に栽培委託して13,889本を生産し、生大根・たくあん漬けの販売や収穫体験事業のほか、「第7回練馬大根引っこ抜き競技大会」を開催し、抜いた大根を学校給食に提供した。

さらに、区民、学校、保育園等による栽培を推進するため、種の無料配布を行っている。

また、練馬大根の伝来種を保存、継承していくため、区内農業者に練馬大根伝来種の保存を委託している。

### 2 ふれあい農業推進事業

区民が新鮮な農産物を自ら収穫するとともに、生産者とのふれあいを通して都市農業についての理解を深めてもらうことを目的として、野菜ウォークラリー、酪農体験、ふれあい農園等の事業を行っている。25年度は、野菜ウォークラリーに88組（230人）、酪農体験に88人の参加があった。ふれあい農園は、じゃがいも掘り10,341株、さつまいも掘り10,841株、野菜セット123セットの収穫体験を行った。

### 3 大泉橋戸公園水田事業

地域住民の都市農業への理解を深めることを目的として、23年度に整備した区立大泉橋戸公園内の水田（230

m<sup>2</sup>）で、地域団体や小学校等と協同で稲作を実施している。

### 4 果樹を活用した体験学習事業

剪定、摘果等の果樹の手入れ方法を学び、農とのふれあいや収穫の喜びを味わうことを目的に、年間を通じて家族等で柿の木の剪定から収穫までといった一連の作業を体験学習する事業を行っている。

### 5 農の魅力を発見できる情報の発信

#### (1) ねりまの農業紹介冊子

練馬大根、キャベツなど練馬の特産農産物や、農業体験農園を始め身近に農とふれあうことのできる場やイベントなど、練馬の農業の魅力を紹介する冊子「ねりまの農業」を24年度に改定して、区立施設等で配布している。

#### (2) 農産物直売所マップ

地域で生産された農産物を地域で消費する「地産地消」を推進するとともに、「農」を中心としたまち歩き観光の一助とするため、区内の直売所や観光スポットを掲載した「練馬区農産物直売所マップ～「農」を身近に感じるまち歩きガイド～」を隔年で作成し、区立施設等で配布している。

#### (3) ブルーベリー観光農園紹介冊子

ブルーベリー観光農園の開園について、区は17年度から支援しており、25年度は28園が開園した。この観光農園を区民に広く周知することにより観光・交流型農業を推進するため、観光農園の紹介冊子を16,000部作成し、区立施設等で配布した。

## 6 区民農園

区民が土に親しみながら、収穫の喜びを味わえるように、区が土地所有者から宅地化農地を借用し、区民農園を開設している。26年3月現在、19園、1,594区画を開設している。

## 7 市民農園

健康でゆとりある区民生活に資するとともに、良好な都市環境の形成と農地の保全を図ることを目的として、区が土地所有者から生産緑地を借用し、市民農園を開設している。26年3月現在、5園、237区画を開設している。

## 8 農業体験農園

農業体験農園は、区が開設し管理する区民農園・市民農園とは異なり、農家が自ら開設し、経営・管理する農園で、区は園主に対し助言等を行うほか、施設整備費・管理運営費の一部を助成している。

利用者は、入園料・野菜収穫代金を支払い、園主の指導のもと、年間20種類以上の野菜の種まきから収穫までを体験することができる。

8年4月に「緑と農の体験塾」が誕生し、26年3月現在、17園、1,841区画が利用されている。

## 区民農園一覧

平成26年3月31日現在

名 称	区 画 数
豊玉南三丁目第二	46
中村南一丁目	90
向山四丁目	98
春日町二丁目	38
高松三丁目	38
田柄一丁目	235
田柄二丁目	45
石神井町六丁目	16
上石神井二丁目	133
上石神井南町	40
下石神井六丁目	40
関町南三丁目	171
関町南三丁目第二	83
東大泉二丁目	92
東大泉六丁目	33
西大泉二丁目	163
南大泉やまぶし	49
大泉学園町一丁目	38
大泉学園町四丁目	146
計 19 園	1,594

注：1区画の面積は、おおむね15㎡である。

## 市民農園一覧

平成26年3月31日現在

名 称	区 画 数
旭 町	44
谷 原 東	56
谷 原 西	49
南 大 泉	48
西 大 泉	40
計 5 園	237

注：1区画の面積は、おおむね30㎡である。

## 農業体験農園一覧

平成26年3月31日現在

名 称	区 画 数
緑と農の体験塾	153
大泉風のがっこう	137
田柄すずしろ農園	118
イガさんの畑	122
学田体験農園	74
農学校「石泉愛らんど」	160
農業体験農園「緑の散歩道」	135
農業体験農園「どろんこ・わあるど」	119
農業体験農園「井頭体験農園」	113
農業体験農園「百匁の里」	101
農業体験農園「楽農くらぶ」	82
農業体験農園「南大泉やさい村」	100
農業体験農園「農の詩」	82
農業体験農園「旬感倶楽部」	101
あーばんあぐりばーく石神井台	84
関町グリーンガーデン	109
農業体験農園「百匁の里第二」	51
計 17 園	1,841

注：1区画の面積は、おおむね30㎡である。

## (6) 魅力的な商店街づくりを進める

## ●魅力的な商店街づくりを進めるための支援

平成19年の商業統計調査によると、区内の商店数（飲食店を除く。）は、4,704店、従業者数は36,620人である。このうち従業者規模9人以下の商店が78.7%で、小規模経営の近隣型商店がその大半を占めている。

近年、情報化の進展や交通機関の発達等社会の急激な変化に伴い、消費者の消費行動に変化が生じている。さらに、規制緩和等に伴う大型小売店の営業日数、営業時間の拡大等、商店街を巡る経営環境は厳しさを増している。

商店街は、買い物場であると同時に、地域コミュニティの核として、人々が集い、憩い、語り合える、区民にとって魅力ある場所になることが必要である。区は、商店経営者が、消費者の多様な要望に応えるために取り組む商店街の環境整備事業やその他の各種事業に対し、支援を行っている。

また、日々の買い物に困る高齢者や子育て世帯などのいわゆる買い物弱者に対する支援において、商店街の可能性を検討するため23年度から買い物支援等事業推進検討会議を立ち上げた。そして、24年度から25年度にかけて、石神井地域と北町地域で買い物支援等事業をモデル的に実施し、商店街への波及効果等の検証を行った。

## 商店数、従業者数と年間商品販売額（飲食店は除く。）

平成19年6月1日現在

区 分	卸売業	小売業	総 数
商店数 (店)	1,071	3,633	4,704
従業者数 (人)	9,376	27,244	36,620
年間商品販売額 (百万円)	608,257	484,278	1,092,535

資料：「平成19年商業統計調査」東京都総務局統計部

## 1 商店街活性化事業への支援

## (1) 商店街イベント等への支援

商店会が近隣消費者との交流を目的に開催する各種イベントおよび売出しに対して支援を行っている。25年度は、71商店会による152事業に対して補助を行った。

この他に、8商店会で15事業を実施した商店街空き店舗活用産直販売イベントに対しても補助を行った。

## (2) 商店街活性化事業への支援

商店会が商店街活性化のために提案する意欲的で工夫とアイデアが活かされた事業に対して支援を行っている。25年度は、街路灯のLEDランプへの取替事業・商店街マップ作成事業・街路灯フラッグ作成事業等、10商店会に11事業の補助を行った。

## (3) 商店街空き店舗利用の促進

商店街に発生した空き店舗の解消を図り、商業集積地である商店街のにぎわいを回復するため、新規起業者や商店街に不足する業種などの出店者に対する支援を行っ

ている。25年度は、13事業者に対して補助を行った。

また、商店街全体を活性化し、魅力的で個性ある商店街をつくることを目的として、商店街などが空き店舗を活用して実施する事業に対して助成を行っている。25年度は、2商店会に2事業の補助を行った。

#### (4) 商店街活性化計画策定支援事業

地域資源・交通網などの立地環境・商店街構成上の特徴・商圈の住民構成およびイメージなどを調査・把握した上で、それらを活用した「特色ある商店街」となるための活動計画を策定する商店会への支援として、各種調査の実施や実施すべき事業を提案・助言する専門家（コンサルタント）を派遣する。

この事業で策定した計画に基づく商店街事業については、「いきいき商店街支援事業補助事業（都・区補助）」において優遇措置が受けられる。

25年度は、練馬駅周辺の10商店会が連携して具体的な取組を検討し、共同PR事業の共通ロゴマークを作成した。

## 2 商店街環境整備への支援

### (1) 商店街装飾灯等への助成

買い物の場であり、地域のふれあいの場でもある商店街の魅力を高めるだけでなく、商店街通行者や地域の安全安心な環境整備に寄与している商店街の装飾街路灯について、その良好な維持管理のために商店会が行う修繕および塗装経費への助成を行っている。また、装飾灯等の維持費（電気代等）についても助成を行っている。

25年度の助成の状況は、つぎのとおりである。

商店街共同施設設置等事業助成状況		平成25年度	
助成内容	商店会数	基 数	
装 飾 灯 修 繕 費	2	2	
装 飾 灯 塗 装	1	30	
放 送 設 備 修 繕 費	1	1	
装飾灯・アーチ維持管理費	80	3,124	

### (2) 大規模小売店舗等の出店に伴う生活環境の保持

区では、大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡超）の出店に対しては「大規模小売店舗立地法」に基づき、中規模小売店舗（店舗面積500㎡超1,000㎡以下）の出店に対しては「練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例」（13年6月1日施行）を制定して生活環境の保持を図っている。

25年度は、大規模小売店舗については新設1店舗、変更6店舗、中規模小売店舗については新設2店舗の調整を行った。

また、「練馬区まちづくり条例」（18年4月1日施行）に基づき、小売店舗を含む一定規模以上の集客施設に対し、基準を定め指導している。25年度に届出を受けた集客施設は8施設であった。

## 3 商店街組織強化への支援

### (1) 商店街振興組合への支援

商店会活動の基盤を強化するため、商店街振興組合の設立や事業運営に対して支援を行っている。25年度は、10組合に対し、運営経費の補助を行った。

### (2) 商店街連合会等への支援

商店会事業活動の充実と区内商業の振興発展を図るため、練馬区商店街連合会および練馬区商店街振興組合連合会が行う事業を支援している。

#### ア 商業まつりへの支援

練馬区商店街連合会が、区内全商店会（練馬区商店街連合会非加入商店会を含む。）に参加を呼びかけ実施する商業まつりに対して支援を行っている。

この事業は、中元と歳末の時期に設定した統一売出し期間中に、区内商店街で買い物をした方を対象に、抽選で景品を進呈するというもので、その景品の1つとして、25年度は、練馬文化センターで行われた「坂本冬美コンサート」（9月25日）、「吉幾三コンサート」（2月13日）にそれぞれ3,000人の買い物客を招待した。

#### イ 団体ニュース発行への支援

練馬区商店街連合会が発行する「区商連ニュース」に対して支援を行っている。25年度は4回、各回4,500部発行した。

## (7) まち歩き観光を推進する

### ●観光事業の推進

#### 1 観光協会の設立

にぎわいの創出による地域経済の活性化と愛着と誇りの持てるまちづくりを目指して、区民、事業者とともに観光振興に取り組むこととし、その指針および具体的事業案として平成15年3月に「練馬区観光ビジョン」、17年3月に「練馬区観光事業プラン」を策定した。策定した事業案に取り組むための観光推進組織として、18年4月に「練馬区観光協会」が設立され、21年4月に一般社団法人となった。

#### 2 観光協会への支援

練馬区観光協会による観光事業実施を支援するため、事業費および運営費の補助を行っている。

練馬区観光協会が25年度に実施した主な事業は、ねりコレ（練馬区にちなんだ商品）事業、まち歩き観光ガイド事業、区の公式アニメキャラクター「ねり丸」のグッズ製作・販売、練馬産キャベツを使用する「練馬野菜ぎょうざ」食べ歩きキャンペーンの実施などである。また、練馬駅地下1階に区が設置した練馬区観光案内所の運営を行い、観光スポットやイベントの案内などの情報発信のほか、区内物産品の販売を行った。

#### 3 駅前観光案内板の維持管理

区民や鉄道利用者、観光客の利便性を高め、まち歩き観光を推進するため、区内の鉄道駅に整備した19基の観光案内板を維持管理している。デザインには、多くの

人々に親しまれる区ゆかりのアニメキャラクターを活用している。

## ●練馬まつり・照姫まつり・地区祭の支援

### 1 練馬まつり・照姫まつり補助事業

第36回練馬まつり推進協議会が主催する「第36回練馬まつり」、照姫まつり推進協議会が主催する「第26回照姫まつり」の2事業に補助を行った。なお、練馬まつりは雨天により途中で中止となった。

#### (1) 第36回 練馬まつり

- ① 開催日 平成25年10月20日（日）
- ② 会場 練馬総合運動場  
練馬文化センター北側～練馬総合運動場  
平成つつじ公園
- ③ 内容 ステージ、パレード、ふれあい体験イベント、各種出店・展示
- ④ 来場者 未発表（途中中止のため）
- ⑤ その他 ねりま・エコスタイルフェア（南町小）  
健康フェスティバル（開進第二中）も同時開催

#### (2) 第26回 照姫まつり

- ① 開催日 25年4月28日（日）
- ② 会場 都立石神井公園およびその周辺
- ③ 内容 照姫行列・出陣式・帰還式  
野外ステージ、出店・展示
- ④ 来場者 12万5千人

### 2 地区祭補助事業

青少年育成地区委員会、町会および自治会等地域の諸団体を母体として組織された地区祭実行委員会に対して補助を行っている。

- ① 開催時期 25年7月から26年1月
- ② 会場 16地区30会場
- ③ 参加者数 66,523人

## 3 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする

### (1) 区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する

#### ●美術展示事業

身近な場所で芸術鑑賞ができるように公共施設での絵画展示と野外彫刻の設置を行っている。

絵画展示事業は、練馬区美術家協会の協力により昭和51年から区内の公共施設に絵画を展示し、隔年で展示替えを行っている。平成26年3月31日現在、区内33施設で75作品を展示している。

野外彫刻事業は、区内の公共施設や公園などに彫刻作品を設置するもので、昭和58年から行われている。平成5年に、区内在住の長尾幸作氏の寄付を基に練馬区芸術作品設置基金が設立され、これを財源として設置された7作品を含め、26年3月31日現在、41作品が各所に設置されている。

#### ●文化芸術振興支援事業

幅広い世代に音楽鑑賞の機会を提供するため、大泉学園ホールで「ワンコイン・コンサート」を実施した。また、区内の文化芸術を共に振興していくため、区内大学と連携して、能楽関連講座（武蔵大学）、「武蔵野音楽大学教員による室内楽の夕べ」、「武蔵野音楽大学室内管弦楽団演奏会」、「『練馬ゆかりの名作映画』鑑賞会（日本大学芸術学部）」を実施した。

#### ●文化芸術振興施策の推進

平成17年に制定、策定した「練馬区文化芸術振興条例」、「練馬区文化芸術の振興に関する基本方針」に基づき、様々な取組を進め、また22年度には、「練馬区文化芸術振興計画」を策定し、総合的、計画的に事業を推進することとした。23年度には区内大学や練馬区文化振興協会に加え、区内の文化芸術団体と協働して、それぞれの特性を活かしながら区内の文化芸術の振興施策を共に進めるために、「練馬区文化芸術振興連絡協議会」を設置した。

#### ●練馬区文化振興協会

練馬区文化振興協会は、区民文化の向上および振興のための事業を行い、区民の自主的な文化活動の促進を図り、豊かな区民文化の創造に寄与することを目的として、区が出資し、昭和57年9月に設立された。平成24年4月には、公益財団法人へ移行している。

協会は、23年3月に策定したアクションプランに基づき、練馬文化センターおよび大泉学園ホールで実施する文化芸術の鑑賞機会の提供に加え、区民に身近な場所でのコンサートの実施、区民参加・学習型事業の実施など様々な事業を実施している。25年度は練馬文化センター開館30周年を迎えたことから種々の記念事業を実施した。また、20年度から、区が一括で譲渡を受けた芥川賞作家・五味康祐氏の遺品の整理・分類・活用を行うな

ど、区の文化振興を担う公的な団体としての多様な分野での事業展開に努めている。

26年度からは、石神井公園ふるさと文化館（石神井松の風文化公園管理棟併設の分室を含む。）の指定管理者となる。

事業内容はつぎのとおりである。

#### 1 区民文化の向上および振興のための事業

##### (1) 舞台鑑賞事業（25事業）

優れた音楽・古典芸能などを身近な場所で鑑賞する機会を提供した。

##### (2) 地域活動事業（49事業）

区役所本庁舎アトリウムにおいて、毎月1回「アトリウムミニステージ」を実施したほか、「まちなかコンサート」の実施、練馬まつり等の地域イベントや障害者施設・高齢者施設等に演奏家を派遣・あっせんした。また、小学校へ狂言師を派遣し、狂言ワークショップ（体験教室）を行った。

##### (3) 練馬文化センター友の会事業

会員数1,400人（25年度末現在）

##### (4) 文化芸術資産活用事業

展覧会は、練馬文化センターギャラリーで小企画展「知られざる五味康祐」を開催した。また、五味康祐氏の収集品である貴重なオーディオ装置によるレコードコンサートを実施するとともに、親子向けオーディオ講座を実施した。

文学講座として、作家・松本清張をとりあげ「練馬時代の清張さん」を練馬文化センターで開催した。

#### 2 区民の自主的な文化活動の促進に関する事業

##### (1) 区民参加・学習型事業（6事業）

「レクチャーコンサート」などの学習型事業やワークショップを実施した。また、小学生参加型ミュージカルや青少年を中心とした「ねりま若者文化祭ライブパフォーマンス2014」など区民参加事業を実施した。

##### (2) 人材育成活用事業

① オーディション合格者による新人演奏会の実施

② 「練馬区演奏家協会」との協働

区にゆかりのある演奏家等により18年3月に設立された練馬区演奏家協会による、レクチャーコンサートの開催や、区内イベントへの演奏家のあっせんなど、新進演奏家への活動の場の充実を図った。

##### (3) 連携支援事業

① 文化活動支援補助事業

区民の自主的な文化芸術活動を支援するため、練馬文化センター、大泉学園ホールを拠点とする登録文化団体等に対し施設使用料の補助を行った。

② 練馬交響楽団の活動支援

定期演奏会等の支援とともに、協会の行う演奏家

派遣等地域活動へ積極的な協力を得た。

③ 舞台芸術支援事業（4事業）

④ 区内三大学連携事業（10事業）

区および区内の三大学と連携し、特色ある事業を実施した。25年度は武蔵野音楽大学とはコンサート、日本大学芸術学部とは映画会での連携を行った。また、武蔵大学との共催で連続講座を開催するとともに、学芸員課程の実習の場で、五味康祐氏遺品を引き続き活用した。

(4) 文化芸術情報発信事業

区内を中心として文化芸術活動を行っている団体等

を協会の登録文化団体とし、各団体の活動情報を協会ホームページを通して発信した。

●練馬文化センター

練馬文化センターは、区民文化の向上および振興のための事業や、区民の自主的な文化活動促進のための事業を行うことを目的として、昭和58年4月に開館し、平成18年4月からは、大泉学園ホールとともに、指定管理者が施設管理を行っている。

また、18年5月に完了したりニューアル工事により、各所にユニバーサルデザインを取り入れ、より誰にでも使い易いホールへと生まれ変わっている。

練馬文化センターの利用状況

平成25年度

施設名		大ホール	小ホール	ギャラリー	リハーサル室	集会室	計
区分							
入場者数(人)		285,846	131,495	7,896	55,422	17,833	498,492
利用件数(件)		680	735	144	2,362	1,178	5,099
利用率(%)		72.3	77.5	44.4	80.4	59.8	71.6
主催者別 利用件数	官公署・教育機関	181	109	4	213	36	543
	登録文化団体	11	12	0	165	36	224
	一般団体	388	508	111	1,672	1,029	3,708
	文化振興協会	58	77	28	232	33	428
	練馬区	42	29	1	80	44	196

注：「利用件数」は、午前・午後・夜間の各区分を1件とする。ただし、ギャラリーについては、1日を1件とする。  
「利用率」は、利用件数を利用可能件数で除したものである。



### ●大泉学園ホール（大泉学園ゆめりあホール）

区民に文化的交流の場を提供し、区民文化の創造と発展に寄与することを目的として、平成14年2月に開館した。施設は大泉学園駅北口再開発ビル〔ゆめりあ1〕内にあり、5～6階部分に176席のホール、7階部分に展示ギャラリー（ゆめりあギャラリー）がある。練馬文化センターの姉妹館として位置づけられ、ホールの利用率は高い。

区分	施設名			
	ホール	ギャラリー	計	
入場者数(人)	48,307	10,185	58,492	
利用件数(件)	883	151	1,034	
利用率(%)	90.0	44.4	78.3	
主催者別利用件数	件	件	件	
	官公署・教育機関	71	7	78
	登録文化団体	22	0	22
	一般団体	778	144	922
	文化振興協会	6	0	6
練馬区	6	0	6	

注：「利用件数」は、ホールについては午前・午後・夜間の区分を1件とし、ギャラリーについては1日を1件とする。

「利用率」は、利用件数を利用可能件数で除したものである。

### ●美術館

練馬区立美術館は、区民の美術に関する知識および教養の向上を図ることを目的に、昭和60年10月に開館した。

美術館の事業運営についての幅広い意見を反映させる

場として、美術館運営協議会を設置している。この協議会は、美術に関する学識経験者、美術作家および学校教育関係者等で構成され、美術館の運営方針や事業計画を中心に協議を行っている。

#### 1 展示事業

##### (1) 企画展

美術に関する調査に基づき自主企画の展覧会を平成25年度は4回開催した。

##### (2) コレクション展

企画展以外に美術館の収蔵作品からテーマを決めて特集展示している。

25年度は、2回の展覧会を開催した。

##### (3) 地域に根差した展覧会

区内在住の美術家協会会員の作品を紹介するため、毎年1回「練馬区美術家協会展」を開催している。25年度の出品点数は55点であった。

「練馬区民美術展」は区民の日頃の創作活動を発表する場として開催するもので、25年度は296点の出品があった。

「N+N（エヌプラスエヌ）展」は区内唯一の美術系大学である日本大学芸術学部と連携し、同学部の在学・卒業生を中心とした若手美術家の作品を展示している。

##### (4) 展示室等の貸出し

区民などの創作発表の場として一般展示室を開放し、企画展示室についても美術館の主催事業に支障のない期間（25年度は11月の一部と12月）に貸出しをしている。また、サークルの創作活動のために創作室の貸出しも行っている。

### 企画展

展覧会名	会期	内 容	観覧者数
牧野邦夫一写真の精髓	4/14～6/2 43日間	牧野邦夫（1925～86）は、大正末に東京に生まれ、1948年に東京美術学校油画科を卒業したが、戦後の激動期に次々に起こった美術界の新たな潮流に流されることなく、まして団体に属して名利を求めることなどからは遠く身を置いて、ひたすら自己の信ずる絵画世界を追求し続けた。没後の1990年に開催された遺作展は作品愛好家と画家たちに強い印象を与えたが、牧野が精魂こめて描き遺した作品群を再度調査し直し、より充実度を増しての公開を目指す20年後の本展では、より多くの人々にその真価を気付いてもらう絶好の機会となった。	人 17,415
鹿島茂コレクション3 モダン・パリの装いー19世紀から20世紀初頭のファッション・プレート	7/14～9/8 50日間	平成23年度よりフランス文学者の鹿島茂氏（1949～/明治大学教授）の膨大な古書コレクションから連続的に展覧会を開催している。第3回にあたる本展では、19世紀から20世紀初頭のール・デコの時代までに描かれたモードのイラストレーションを紹介、合わせて、京都服飾文化研究財団の貴重なコレクションより、同時代を代表する華やかな衣装を展示、それぞれの時代の流行のファッションから華やかな女性の装いを展覧した。	8,994
生誕120年 宮芳平展ー野の花として生きる。	9/15～11/24 61日間	宮芳平（1893～1971）は東京美術学校に学び、在学中、第8回文展に自信作「椿」を出品するも落選、このとき審査員長であった森鷗外を訪ねたことから二人の交流がはじまり、宮をモデルとした鷗外の短編小説「天寵」が生まれた。やがて、1923年に長野県諏訪高等女学校の美術教師として赴任し、65歳で退職するまで自然を対象に主観的風景を描き続けた。本展は生誕120年を記念し、生涯を市井の画家として生きた宮の画業を油彩画、ペン画などにより回顧した。	6,718
野口哲哉の武者分類図鑑展	2/16～4/6 43日間	1980年生まれの野口哲哉は、実際の製作と同じ手順で精巧なミニ甲冑を作り、人形に着せ、その武者たちの物語を紡ぎだす、洒脱と迫真を相持った美術家である。今回の展覧会は、一貫して鎧武者をモチーフに製作する野口のほぼ全作品と言える約80点を中心に、彼の発想の原点となった古今の美術作品や写真など約20点を展示した。	19,227

## 2 教育普及事業

展覧会関連講座を始め、各種講座やワークショップを実施している。また、「スクールプログラム」による団体鑑賞や職場体験等の受入れ、小・中学校の教員を対象に学芸員による作品解説を行うティーチャーズデイの実施、鑑賞学習教材の貸出しなど、学校との連携を深めている。

講座開設状況		平成25年度			
講座名		回数(回)	受講人数(人)		
美術館事業	展覧会 関連事業	講演会・シンポジウム	5	305	
		ワークショップ・講座	12	179	
		ギャラリートーク	20	1,778	
		コンサート・ ライブパフォーマンス	10	1,049	
		子ども向け 鑑賞プログラム	4	26	
	美術講座	3	82		
	美術館を楽しむワークショップ	8	93		
	その他	3	49		
	学校事業	スクール プログラム	団体鑑賞	17	661
			施設見学	5	113
職場体験			13	44	
出張プログラム			3	354	
職場訪問			1	5	
ティーチャーズデイ		4	52		
スクールミュージアム		1	31		
その他		4	22		
合計		113	4,843		

## 3 資料収集事業

区にゆかりのある優れた作品の収集を行うとともに、幅広い視野から近・現代の優れた美術作品を系統的に収集している。25年度は、寄贈の申出が75点あったが、資料収集委員会が開催されていないため、全所蔵数は24年度と同様で2,483点である。

### ●生涯学習活動の支援

生涯学習とは、生涯にわたって一人ひとりが自発的な意思に基づき、自分の適した手段・方法で行う学習活動である。

区ではこれまで、平成7年に策定した「練馬区生涯学習推進計画」、13年に策定した「練馬区生涯学習プラン21（第1期～第3期）」などを通じて、区民の多様な文化芸術活動やスポーツ活動を支援し、区民の主体的な学習要求である「知りたい・深めたい・活かしたい」という“学びの循環”による生涯学習の活性化を図ってきた。

しかし、急激な社会変化の中で、区民の学習ニーズは多様化するとともに、地域課題も複雑さを増してきている。それに伴い、生涯学習に期待される役割も、これまでの生きがいづくりや自己実現だけでなく、地域の教育力の向上やいきいきとした地域づくりに活かすことが重

要なテーマとなっている。そのため、多くの区民が様々な分野で活躍し、その学習成果が地域に還元されるように、生涯学習活動への支援をさらに充実していく必要がある。

区は、23年3月に、「人が育ち 地域をつくる 学びのまち ねりま」を基本理念とした「練馬区生涯学習推進計画」（23年度～26年度）を策定し、区民の主体的な生涯学習を支援し、生涯学習施策の総合的、効果的な展開を図っている。

### ●学習情報の提供・相談活動の推進

区民の生涯学習活動を支援するため、毎年「学習・文化ガイドブック」および「スポーツガイドブック」を発行するとともに、平成14年2月から区ホームページに、「ねりまの生涯学習」を開設し、生涯学習の施設、事業計画・事業案内等、最新の情報を提供している。また、生涯学習の相談やアドバイスなども行っている。

### ●ねりま区民大学の設置

移転した総合教育センターの跡施設を活かして、区民の生涯学習に関する活動や成果が豊かな地域づくりに活かされるよう、区民の主体的な生涯学習活動を支援し、地域活動を担う人材の育成と育成した人材を活かすことを目的として「ねりま区民大学」を設置する。

平成26年度は、25年度に策定した「ねりま区民大学基本計画」に基づき、27年4月の開設に向けて準備を進める。

### ●生涯学習団体の育成

生涯学習団体は、芸術・文化、市民生活、社会教育、子育て、健康、福祉、レクリエーション、スポーツ等、様々な分野で自主的な学習・スポーツ活動を展開している。平成26年3月31日現在、1,535団体が、区に届出されている。

区では、これらの団体の求めに応じて指導・助言をするほか、団体の学習・スポーツ活動をより広く情報提供するため、届出名簿一覧表を閲覧できるようにしている。

### ●区民参加と交流の促進

子育て・子供の教育をテーマとした講座（子育て学習講座）や、子供たちがいろいろな遊びや体験・学習等を行う講座（ねりま遊遊スクール）の企画運営をPTA・生涯学習団体・NPO等に委託し実施することにより、区民参加と地域の教育力向上を図るとともに、地域における子供たちの居場所の一つとしている。

### ●学習の機会の充実

#### 1 子育て学習講座

地域や家庭における子育てや子供の教育は、人格形成の上で、大変重要である。PTA等の地域で活動している団体に、子育てや子供の教育に関する様々な課題等を学習する場として企画・運営を委託し実施している。平成25年度は、47講座実施し、延べ1,404人が参加した。

#### 2 父親育ち講座（ねりまイクメン講座）

父親が子育てや家事に積極的に関わることができるよ

う、育児や家事について学ぶ機会を提供するとともに、子供と父親・父親同士の交流を図ることを目的として、23年度から、地域で活動している団体に企画・運営を委託し実施している。25年度は、21講座実施し、延べ493人が参加した。

### 3 ねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）

放課後や休日などに、学校や公共施設等を会場に、子供たちがいろいろな遊びや体験活動・学習の機会を得るための場として、地域で活動している団体に企画・運営を委託している。25年度は、439講座実施し、延べ13,810人が参加した。

### 4 ねりま遊遊スクール（子どもによる講座づくり）

中学生が自ら講座の企画運営に関わることで、その自主性を育むとともに、地域における小学生と中学生の交流を図るために、14年度から中学校の部活動等の団体に委託し、実施している。25年度は、22講座実施し、延べ562人が参加した。

### 5 子供安全学習講座

子供が安全に、かつ安心して生活するために、子供自身が犯罪や災害などの危険から身を守る方法を学んだり、大人が子供の安全に関する知識を習得する講座である。

地域で活動している団体に企画・運営を委託している。25年度は、6講座実施し、延べ113人が参加した。

### 6 珠算コンクール

珠算の技術向上と発展を図るため、小・中学生を対象に、練馬区珠算教育連盟との共催で、年1回珠算コンクールを開催している。25年度は、172人が参加した。

### 7 人権学習

現代社会の様々な人権問題に関する学習を、生涯各期にわたり推進するため、人権講座を開催している。

#### ① 青少年向け

- ・子供のための人権人形劇（1回実施、65人が参加）
- ・青少年のための人権学習講演と映画のつどい（275人が参加）

#### ② 地域ふれあい講座（5回実施、68人が参加）

### 8 武蔵大学特別聴講生

武蔵大学に4月から翌年3月までの1年間、一般の学生と一緒に授業を聴講する特別聴講生を派遣している。

修了後、ボランティア活動を行う意思があることを条件に、聴講料の一部を区と武蔵大学で負担している。25年度は、28人の聴講生を派遣した。

### ●区民発出前講座

様々な趣味や特技を持つ区民・団体に、講座の企画内容を登録してもらい、地域の団体・サークルに講師として紹介している。平成13年6月に講座登録を開始し、26年3月31日現在で、90講座が登録されている。

### ●情報教育推進事業

情報機器や情報通信ネットワークが普及していく中で、情報を収集し正しく判断する能力や、自ら情報を発

信していく能力の育成およびインターネットなどを悪用した犯罪等に対処できる情報能力を育成する。

### 1 中学生のためのニュース番組制作講座

中学生が実際にニュース番組の制作を体験することで、情報を発信するプロセスや仕組みを学んでいき、能動的に情報リテラシーを理解する能力を育成する。平成22年度から、日本大学芸術学部運営に委託し実施している。25年度は、19人が参加した。

### 2 親子NIE講座

情報を読み取り、整理し発信する能力を育成するため、新聞活用学習（NIE）を22年度から実施している。25年度は、親子対象延べ68人が参加した。

### ●学校施設の地域開放推進

学校教育に支障のない範囲で、学校が地域の核として健全で豊かなコミュニティづくりの場となることを目指して、地域住民の学習・文化・レクリエーション・スポーツ活動の場として、学校施設を開放している。また、児童の健全育成を目的に区立小学校の校庭を遊び場・スポーツの場として開放している。施設開放は、当該校と地域の住民による学校応援団や学校開放運営委員会に学校開放事業の運営を委託しているほか、学校への事前申請に基づき、区民の一般利用に開放している。

#### 1 校庭開放

平成26年3月31日現在、区立全小学校（65校）の校庭を、地域の子供たちの健全な遊び場、スポーツの場として開放している。25年度は、年間では全校で延べ1,039,453人の利用があった。内訳は、689,092人が個人利用、350,361人が少年スポーツ団体などの利用であった。

#### 2 学校図書館開放

子供を主とした地域住民に対して、区立小学校図書館（室）を開放し、図書の貸出しと読書・学習の場を提供している。

26年3月31日現在、42校を開放し、蔵書数は270,666冊である。また、25年度は延べ192,964人の利用があり、54,538冊を貸し出した。

また、13年度から、区立図書館から離れた場所にある学校開放図書館に、区立図書館資料の検索ができる端末を設置し、25年度末時点では、5校で予約・貸出しを実施している。25年度は3,019冊の貸出しがあった。

#### 3 教室開放

区立小学校の余裕教室を活用して整備した開放用施設を、地域住民の身近な学習・文化・レクリエーション活動の場として開放している。

26年3月31日現在、19校で46施設を開放している。25年度は3,168件、延べ61,832人の利用があった。

#### 4 学校体育施設の開放

区民がスポーツ活動を身近に行える場として、区立学校体育施設（体育館・プール）の開放を行っている。これは区民の体力増進や、健康管理のために場を提供する

だけでなく、スポーツを通じて、学校が地域の核として健全で豊かなコミュニティづくりの場となることを目指すものである。

25年度の学校体育館開放は、38校の小中学校で実施し、延べ179,895人が利用した。また、プール開放は9校の小学校（ただし夏休み期間中のみ）で、延べ5,655人が利用した。

**5 学校施設の一般利用**

学校応援団や学校開放運営委員会による施設開放のほか、区立の全小・中学校の学校施設を、学校教育に支障のない範囲で、学校への事前申請に基づき、区民の一般利用に提供している。

提供する施設は、校庭、屋内運動場、教室などのほか、中学校18校に設置済みの第二屋内運動場（格技室）や開進第二中学校と大泉中学校に設置しているセミナーハウスがある。

**●少年自然の家**

少年自然の家は、恵まれた自然環境の中での集団宿泊生活を通じ、少年たちの創意と活力あふれる人間形成を図るとともに、区民の健全な余暇活動に役立てるため設置されている。

少年自然の家にはベルデ（スペイン語で「みどり」という意味）という愛称が付いており、浅間山の麓にベルデ軽沢、伊豆下田にベルデ下田、美ヶ原高原の麓にベルデ武石、内房岩井海岸にベルデ岩井がある。

小・中学校の移動教室、中学校の臨海・林間学校に利用されているほか、夏・冬休みを中心に区内の少年団体や区民にも広く利用されている。

施設名	利用者数
	延べ 人
軽井沢少年自然の家（ベルデ軽井沢）	34,277
下田少年自然の家（ベルデ下田）	15,315
武石少年自然の家（ベルデ武石）	26,279
岩井少年自然の家（ベルデ岩井）	18,006
計	93,877

注：小・中学校の校外授業、少年団体や区民の総利用者数である。

**●生涯学習センター**

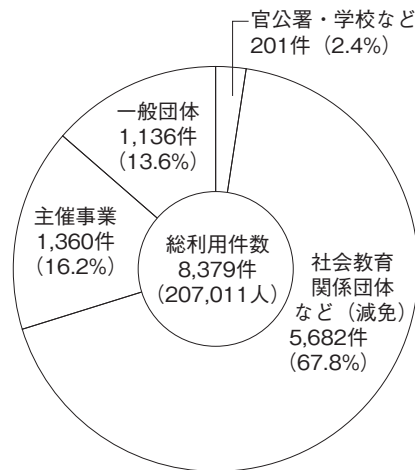
昭和28年に練馬公民館として開館以来、区の生涯学習の中心的施設として区民に親しまれてきたが、平成24年4月から区民生活事業本部地域文化部文化・生涯学習課に所管が移行し、名称を「生涯学習センター」と変更した。

現在は、生涯学習の中核を担う施設として、練馬公民館で行っていた事業を継続しつつ、学習や文化芸術活動を支援している。また、他施設、他施策との連携による幅広い事業展開や文化芸術・生涯学習の総合的な情報の収集・提供機能の充実を図り、人づくり・地域づくりを総合的に推進している。

生涯学習センターの事業実施状況 平成25年度

事業名	実施状況
学びふれあい講座	14講座、延べ2,690人受講
寿 大 学	65歳以上対象
	2回、延べ2,928人受講
寿大学通信講座	60歳以上対象
	書道・俳句の2科目、延べ6,499人受講
寿大学通信講座	講師による直接指導
スクーリング	5回、延べ163人受講
寿大学通信講座	1回、書道177点・俳句152句出品
書き初め展	
児童合唱団	毎週土曜日練習 演奏会6回
視 聴 覚 事 業	名画鑑賞会、子ども映画会50回、延べ7,062人入場
サークル文化祭	1回、延べ9,758人入場
区 民 文 化 祭	1回、延べ12,935人参加
芸 術 鑑 賞 会	6回、延べ1,790人入場
公 開 講 座	6講座（大学4校、高校1校） 延べ929人受講
サポーターズ講座	料理講座13講座、一般講座7講座、延べ1,542人受講

生涯学習センターの利用状況 平成25年度



### ●生涯学習センター分館（旧総合教育センター）

平成26年3月末に光が丘へ移転した総合教育センター跡施設として、26年4月に開館した。総合教育センターの事業である、ジュニア・オーケストラなどの各種事業を引き続き実施している。

#### 1 区民囲碁大会、区民将棋大会

それぞれ年1回の開催であり、初心者から有段者まで老若男女を問わず楽しく腕を競っている。25年度の囲碁大会は90人、将棋大会は86人が参加した。

#### 2 ジュニア・オーケストラ

小学4年生から18歳までの少年少女を団員として、年40回程度練習を行い、学校演奏会と定期演奏会をそれぞれ年1回開催している。26年4月現在の団員は70人である。

#### 3 弦楽体験教室

小学4年生から中学生で弦楽器の初心者を対象に、6月から9月にかけて、全9回で1コースの体験教室を開催した。25年度は15人が参加した。

### ●石神井公園ふるさと文化館

区の伝統文化を生かし、新たな地域文化を創造するため、観光振興にも寄与する博物館機能を有する生涯学習施設として、区立石神井プール敷地（石神井町5-12-16）に平成22年3月28日に開館した。

また、隣接の区立池淵史跡公園内に茅葺屋根の民家「旧内田家住宅」（区指定文化財）を移築復元し、建物内部も公開している。

館の展示案内や各種交流事業に区民サポーター109名が携わり、区民と館を結ぶ役割を担う存在として活動している。25年度は延べ195,296人が来館した。

新たな文化芸術の拠点として、石神井公園ふるさと文化館分室を区立石神井松の風文化公園内に26年4月1日に開設した。練馬ゆかりの文化人に関する展示事業と作家・五味康祐氏が愛用したオーディオの展示などを行っている。

#### 1 展示事業

##### (1) 常設展

「江戸・東京の近郊の暮らし」をテーマに、練馬区の歴史・民俗・伝統文化の特色を伝える展示を行っている。縄文時代の土器などの出土品から、練馬大根の関連資料、アニメーション資料などがあり、様々な資料を体験しながら楽しく学ぶことができるような展示構成としている。

##### (2) 特別展

区の歴史などのほか幅広い視野からテーマを設定した特別展を25年度は2回開催した。（有料展）

### 特別展

平成25年度

展覧会名	会期	内容	観覧者数
特別展「懐かしの風景 北原コレクションの世界」展	9/21～11/17 50日間	ブリキのおもちゃ博物館長北原照久氏のコレクションの中から、大正・昭和戦前期から高度経済成長期後半にかけてのマスコットやポスター、ノベルティ・グッズ、おもちゃなどを展示した。	人 4,939
特別展「江戸の食文化」展	1/25～3/16 44日間	江戸の食文化とそれを支えた練馬大根について、和本や浮世絵などから紹介した。	4,736

### 特別展関連講演会

平成25年度

講演会名	参加人数
講演会「コレクションの愉しみ」	人 92
講演会「江戸の食文化—周辺農村との関連を含めて」	86
講演会「発酵食品 神秘の力」	88

#### (3) 企画展

収蔵資料等を活かした企画展を25年度は2回開催した。（無料展）

### 企画展

平成25年度

展覧会名	会期	内容	観覧者数
収蔵品企画展「発掘された練馬—出土品からみるくらし—展」	6/29～8/4 32日間	区内で多く発掘されている縄文時代の遺跡からの出土品を中心に展示し、当時のくらしを紹介した。	人 1,748
（公財）特別区協議会 練馬区文化施設魅力紹介展示「来て見て発見！練馬区立石神井公園ふるさと文化館」	5/9～6/4 23日間	館内の展示や施設、石神井公園の歴史・自然、練馬の近代農村文化やアニメーションについて、東京区政会館1階において、出張展示を行った。	

#### (4) 公募展

地域の文化芸術振興に寄与すること等を目的とした公募展を開催した。

### 公募展

平成25年度

展覧会名	会期	内容	観覧者数
第一回ねりま手工芸公募展 ※ねりま手工芸公募展実行委員会主催	8/31～9/8 8日間	区在住・在勤・在学のアマチュアの方を対象に募集した刺繍、和紙画、陶芸、染織、七宝、彫金等の手工芸作品64点を展示した。	人 1,638

## (5) ギャラリー企画展

写真などテーマ別のギャラリー展示を25年度は1回開催した。

ギャラリー企画展 平成25年度		
展覧会名	会期	内容
ギャラリー企画展「ホテルー生命の輝きー」写真展	6/1～7/31 52日間	練馬区内でも生息していたホテルの生態を、ゲンジボタルを中心とした約30枚の写真パネルで紹介した。

## (6) わがまち練馬情報コーナー1・2

隣接する都立石神井公園を始めとした区内の自然・名所や、伝統工芸、ねりコレなどの産業情報、区民の創作作品を展示、紹介している。

## 2 教育普及事業

区の歴史・民俗・伝統文化等に関する講座、旧内田家住宅を活用した季節体験事業、親子でのふれあいを楽しめる催しなどを実施している。また、幼稚園、保育園、学校の団体見学や職場体験等の受入れ、学校への講師派遣や大学の実習生受入れ等も行っている。

## 講座等開設状況 平成25年度

事業名等	回数	参加人数
ふるさと文化講座	8回	595人
季節体験事業（端午の節句、七夕、十五夜等）	7回	
ふれあい土曜事業	51回	1,744人
その他主催事業（夏休みイベント、ふるさと探訪等）		2,122人
学校等団体見学	小・中学校	85校 6,278人
	幼稚園・保育園	10園 289人
職場体験	10件	47人
講師派遣	13件	(対象) 724人
実習生受入れ	1件	4人

## 3 資料収集事業

区の伝統文化に関わる資料を幅広く系統的に収集している。25年度は新規受入れ資料が266点あり、全所蔵数は資料・図書を合わせて32,487点になった。

## 4 施設貸出し

区民の文化活動の練習・発表の場として、多目的会議室、企画展示室、ギャラリー、展示用ボックス等の貸出しを行っている。

## 施設利用状況

平成25年度

施設	貸出数（延べ）
多目的会議室	198件
会議室（1・2）	215件
企画展示室	46日
ギャラリー	90日
展示用ボックス	213月

## 5 石神井公園ふるさと文化館運営懇談会

館の運営や事業内容等について区民および識者等の意見を反映させるために「練馬区立石神井公園ふるさと文化館運営懇談会」を設置している。25年度は2回開催した。

## (2) 読書活動を支援する

## ●図書館

区立図書館は、地域の情報拠点として、生涯学習や暮らしに役立つ図書館資料の貸出しを始め、おはなし会やよみきかせなどの各種サービスを展開している。資料の収集・提供を充実するとともに、ビジネス、子育て、住民活動など、人々の生活や仕事の上で必要な資料や情報を提供するなどの支援を行っている。

また、これまでの貸出しやリクエストサービスに加えて、利用者が求めている資料を的確に探し出し、調査や学習を手助けするためのレファレンスサービスを重要なサービスとして位置づけ、その充実を図っている。

さらに区は、急速に進む情報化社会の中で、図書館が求められる多様なニーズや直面する課題を検討し、「練馬区立図書館ビジョン ～これからの図書館サービスのあり方～」を平成25年6月に策定した。これにより、図書館運営の基本理念を「情報拠点として 区民に役立ち頼りにされ 愛される図書館」とし、情報発信拠点機能の充実、学校および子育て家庭などへの支援、図書館の資料や人材の活用、区民や地域との協働を、これからの図書館サービスの方向性として定め、サービスの充実を図っていく。

## 1 施設の充実

図書館利用者の利便性の向上を図るため、予約した図書館資料の受取および返却ができる図書館資料受取窓口（高野台・豊玉）の3か所目として、石神井公園駅受取窓口（石神井町7、西武池袋線高架下）を26年4月に開設した。

また、小学校低学年までの乳幼児・児童とその保護者を対象とする、南大泉図書館分室こどもと本のひろばを25年4月に開設した。

そのほか、区立小学校の開放図書館5校に区立図書館の資料を検索できるパソコンを設置している。

## 2 図書等資料の充実

東京都公立図書館調査（24年度実績）によれば、個

人貸出点数は23区中第2位、予約点数は第1位となっている。とりわけ図書館ホームページによる予約サービスを利用した予約が増加している。

区はこのように図書館の利用が多い一方、人口一人当たりで見ると所蔵資料数は23区中20位と低位に位置している。この状況を改善するため、所蔵資料数を増やし、同時に書架等の整備による収蔵力の充実を図っていく。

### 3 図書館の利用促進

図書館では、図書館職員による大人向けの朗読会や福祉施設への出張おはなし会、外部講師を招いての生活や趣味の講座・講演会、地域に関連した事業や区民参加型のイベントなど、区民の生活に密着した魅力ある一般利用者向けの事業を全館で実施し、区民の読書活動に繋げている。また、映画を通して社会問題を考える場を提供する映画会や、図書館により親しみを感じてもらえるよう、普段は入れない書庫などを実際に見てもらおう図書館ツアーや見学会も行い、図書館への理解を深めてもらえるよう努めている。

また、幅広い資料の収集を積極的に行い、季節の話題や時事問題など、新鮮なテーマの資料を展示し、新しい興味の発見ができる場を提供していく。

### 4 子供の読書活動の推進

図書館では、21年3月に「練馬区子ども読書活動推進計画（第二次）」（26年3月には改訂版を策定）を策定し、区の子供たちが読書の楽しさや素晴らしさを知り、たくさんの本と出会えるように、区を挙げて様々な取組を進めている。

こうした取組を通して、読書意欲を喚起し、読書環境を整備することで、子供の読書活動が充実するように支援を行っている。

図書館では、絵本や紙芝居、図鑑や読み物などを豊富に所蔵した児童コーナーを設置しており、児童向けのおはなし会、おたのしみ会などの多彩な催しを行っている。中高校生向けとしては、青少年コーナーを全館に設置し、読書活動の推進と居場所の提供に取り組んでいる。

また、親子のふれあいと、本への親しみを深める活動として、（保健相談所で行う4か月児健診時に案内し）図書館で保護者に絵本等を手渡すブックスタート事業への取組（25年度4,484セットを配布）や、児童に無償で図書の貸出し等を行っている地域文庫等への本の助成（18団体876冊）、会場に用意した様々な本の中からクイズの答えを見つけ出す参加型イベント「本の探検ラリー」事業を実施している。

子供たちの読書活動を推進していくため、学校への団体貸出しや調べ学習用資料の貸出し、ブックトーク、学校等の教職員を対象とした読書活動の講習会などの支援を実施している。大泉図書館、貫井図書館、稲荷山図書館、小竹図書館、南大泉図書館、春日町図

書館および南田中図書館では、学校支援モデル事業を実施している。この事業では、60校の学校図書館に学校図書館支援員を配置し、各校の学校図書館運営計画に基づき、調べ学習の支援や学校図書館資料の選定に対する助言・整理の一層の充実などを行っている。また、ブックスタート事業や本の探検ラリーでのボランティア団体との協働や、おはなし会等の事業に参加するボランティアへの研修会を実施し、活動の担い手を育成している。

### 5 障害のある方へのサービス

区立図書館は、誰もが利用できる施設として、身体に障害のある方を始め図書館の利用が困難な方へのサービスの向上や施設の整備を進めている。

図書館では、ボランティアの協力を得て墨字図書（文字で書かれた本）を点訳・音訳して点字資料や録音資料を製作（25年度33点製作）するとともに、音訳ボランティアの養成講習会も開催している。また乳幼児や知的障害児向けに布の絵本を製作し（所蔵数1,133点、25年度33点製作）、それらの製作の講習会も開催している。視覚障害者に対しては、ボランティアが本や雑誌などを音読する対面朗読サービスを行い、延べ1,345時間が利用されている。

点字資料・録音資料は、全国の図書館などと連携して相互貸借を行い利用者に郵送貸出しサービスを行っている。18年1月からは、外出が困難な障害者等（区民）を対象に図書館資料の郵送サービスを行っている。

### 6 情報化への対応

現在、区立図書館は、全12館および受取窓口等をネットワークで結び、資料の提供を行っている。

情報機器を使用したサービスとして、①図書館ホームページ（パソコン・携帯電話）・館内に設置した自動検索機による資料の検索・予約や貸出し・予約情報の確認サービス、②図書館情報ボックス（電話による自動音声システム）による貸出し・予約情報の確認サービス、③Eメール・図書館情報ボックスによる予約資料確保・延滞資料の連絡、④インターネット閲覧用パソコンの全館への設置、を実施している。

図書館ホームページには、子ども読書活動推進の一環として、子供向け・青少年向け・区立小中学校学習支援のページを開設している。なお、25年1月に図書館システムの更新を行い、資料予約機能等の改善を図った。

また、貸出手続の待ち時間短縮を図るための自動貸出機と、資料の紛失を防止し、資料の適正な管理を図るための貸出手続確認装置を全館に設置している。





催し物名	実施回数等	参加者数
よみきかせ・おはなし会	877回	16,374人
おたのしみ会	30回	1,273人
こうさく会	21回	656人
児童映画会	37回	1,615人
人形劇	11回	1,007人
昆虫教室	3回	58人
子ども読書の日・子ども読書記念週間記念行事	20回	986人
図書館ボランティアフォロー講習会	1回	13人
手づくり講習会	1回	30人
よみきかせ講習会	3回	88人
学校・施設教職員講習会	2回	36人
本の探検ラリー(図書館開催)	2館	384人
本の探検ラリー(小中学校開催)	48校	5,471人
その他児童向け事業	34回	1,186人
布の絵本作成講習会	4回	92人
音訳者等養成講習会	13回	209人

### (3) スポーツ活動を支援する

#### ●スポーツの機会の充実

区は、区民の誰もが、身近な地域で「いつでも どこでも いつまでも」スポーツに親しむことができる環境を充実させるとともに、スポーツの推進を通じて人や地域のつながりを醸成することにより、活気あふれるまち“ねりま”を目指すことを、基本理念とし、平成26年3月に第2期計画として「練馬区スポーツ推進ビジョン」を策定した。

また、本ビジョンの基本理念を実現するための具体的な取組としては、前計画の考え方を引き継ぐとともに、新たに「スポーツが持つ力の地域への活用」を設定し、地域を活性化させるイベントの実施とスポーツを通じた地域コミュニティを活性化させる取組を進めることを加えた。

今後も、より身近な地域で、多くの区民がスポーツに親しむ機会を、充実していく必要がある。

区分	内容および参加人数	
各 種 大 会	区民体育大会 34種目 総合開会式	21,540人 496人
	都民体育大会	32種目 583人
	都民生涯スポーツ大会	15種目 199人
	城北地区競技会	6種目 319人
	少年野球大会	65チーム 1,020人
	女性スポーツ大会	3種目 1,376人
	都民スポレクふれあい大会	3種目 63人
野 外 活 動	6月29・30日実施 白糸の滝	168人
	11月16・17日実施 養老溪谷	158人
	7月25・26日実施 武石栗栗キャンプ場	70人
ス ポ ー ツ 教 室	30種目 73教室	7,440人
夏 休 み 水 泳 教 室	3校	212人
少 年 少 女 ス ポ ー ツ ふ れ あ い ひ ろ ば	2月15日実施	78人
体 育 の 日 記 念 行 事	10月14日実施 7会場	総合体育館ほか 20,847人
ね り ま 光 が 丘 ロ ー ド レ ー ス	11月10日実施	2,522人

#### ●地域スポーツ指導者の育成

区には、平成26年3月31日現在1,081の生涯学習スポーツ団体が届出をして活動している。一方では、スポーツをやりたいでもその方法が分からない区民も数多くいる。

区では、区民の多様なスポーツへの要望に応じられるよう、また、生涯スポーツの日常化を目指すスポーツクラブの育成のために、資質の高い指導者の育成と確保に努めている。

##### 1 スポーツ推進委員

区民の要望に応じて、地域スポーツの振興を図るため、スポーツに関する指導、助言を行うことを主目的に、40人(26年4月1日現在)のスポーツ推進委員を委嘱している。

主な日常活動として、地域に向けて、様々なスポーツイベントを企画・実施し、スポーツ振興を図っている。さらに、区民に開放している小・中学校体育館の管理運営やスポーツサークル等の育成・指導等も行っている。このほか区民歩行会、わんぱくキャンプ、夏休み水泳教室等の指導員としても活躍している。また、近年では、学校応援団ひろば事業へニュースポーツを中心としたスポーツの出前を行う「スポすい・ひろば事業」の取組を積極的に行っている。

##### 2 スポーツリーダー養成講習会

スポーツ指導者は、専門知識や経験に基づく高い指導能力が求められる。

区民の様々な要望に応えられる指導者の育成・確保を図るため、区では、スポーツリーダー養成講習会を開き、修了者に対して認定を行っている。

種目別生涯学習スポーツ団体届出数 平成26年3月31日現在

	種 目	団体数
球 技	バレーボール	135
	バドミントン	89
	卓球	88
	バスケットボール	60
	キャッチバレーボール	43
	野球	55
	ソフトボール	38
	サッカー	96
	テニス	36
	その他	8
水泳	水泳	84
	その他	6
体操	体操	60
	エアロビクス	20
	その他	44
武道	剣道	39
	空手	17
	合気道	15
	その他	20
ダンス	社交ダンス	27
	フォークダンス	13
	その他	39
その他	野外活動	21
	ニュースポーツ	20
	その他	8
合 計		1,081

種目別スポーツリーダー数

平成26年3月31日現在

種 目	計
バレーボール	17
バドミントン	48
卓球	65
水泳	120
陸上	2
サッカー	2
テニス	1
ソフトボール	6
野外活動	1
ダンス	6
軽スポーツ	6
バウンドテニス	2
体操	60
健康トレーニング	2
クラブコーディネーター	78
ペタントンク	14
ソフトバレーボール	27
グラウンドゴルフ	14
インディアカ	28
ラケットテニス	8
ターゲットバードゴルフ	7
カヌー	2
スポーツチャンバラ	4
ウオーキング	45
ユニバーサルホッケー	4
フットサル	26
アイスホッケー	5
チュックボール	11
水中運動	39
エコロジースポーツ	1
ビーチボールバレー	30
ヘルシーダンス	18
合 計	699

注：複数種目登録者を含む。

### ●総合型地域スポーツクラブの育成

国の「スポーツ基本計画」（平成24年3月告示）では、スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するための取組の一つとして「総合型地域スポーツクラブ（区の略称SSC）」の育成を重点施策としている。

総合型地域スポーツクラブ（SSC）は、

- ・地域の人々が自主的に会費で運営する。
  - ・クラブの活動拠点となる施設を持っている。
  - ・複数種目の活動が楽しめる。
  - ・子どもから高齢者まで幅広い年齢層が交流できる。
  - ・クラブが主催するスポーツ事業が地域に提供される。
- などの特徴とした、今までになかった欧州型の地域スポーツクラブづくりを目指している。

区では、12年度から3か年にわたり、文部科学省のモ

デル市町村の指定を受け、総合型地域スポーツクラブを立ち上げ、積極的に育成・支援を行っている。

現在、7か所の区立体育館を活動拠点とし、会員制による自立的な運営を行っている。

**総合型地域スポーツクラブ (SSC) 平成26年3月31日現在**

クラブ名 (通称名)	設立年月日	主催・共催 事業参加者数	人
NPO法人 SSC谷原アルファ (SSC谷原)	平成14年 8月24日	22,308	
NPO法人 スポーツコミュニティー桜 (SSC桜台)	平成14年 9月 5日	8,731	
NPO法人 スポーツクラブホワイエ 上石神井 (SSC上石神井)	平成14年12月17日	11,844	
NPO法人 総合型地域スポーツ クラブ平和台 (SSC平和台)	平成14年10月 4日	24,991	
NPO法人 光が丘総合型地域 スポーツ・レクリエーションクラブ (SSC光が丘)	平成14年 9月10日	9,329	
NPO法人 コミュニティネットSSC 大泉 (SSC大泉)	平成14年 8月13日	137,780	
NPO法人 豊玉・中村地域スポーツクラブ クラブ プラッツ (SSC豊玉・中村)	平成21年 2月21日	22,010	

**●スポーツ施設の整備**

区民のスポーツ活動参加を促進するためには、まずスポーツ施設の整備を図り、活動の場を確保することが必要である。

平成26年3月31日現在、区のスポーツ施設は、体育館7館、プール7か所、成人野球場6面、少年野球場6面、庭球場23面、多目的運動場2面、陸上競技場1面、ゲートボール場2面、多目的広場3か所、スポーツ広場1か所である。

しかし、施設は区の人口に比較し十分とはいえない状況であり、今後もスポーツ施設の整備・充実を図る必要がある。

**屋外施設種目別利用状況**

平成25年度

区分	施設名	件数
成人 野球	学 田 公 園	1 607
	高 野 台	1 402
	北 大 泉	2 735
	東 台	2 956
少年 野球	練 馬 総 合 運 動 場	2 1,444
	大 泉 学 園 少 年 野 球 場	1 -
	荒川河川敷野球場 (硬式少年野球)	3 307
	大泉学園町希望が丘公園運動場	1 28
庭 球	豊 玉 中 公 園	3 2,536
	高 野 台	4 3,407
	び く に 公 園	2 1,526
	土 支 田	7 7,530
球	夏 の 雲 公 園	4 6,297
	大泉学園町希望が丘公園運動場	3 3,472
	陸上競技等	1 965
ゲートボール	練 馬 総 合 運 動 場	2 882
個人 利用	大泉さくら運動公園多目的運動場	13
	練 馬 総 合 運 動 場	6,741
ラグビー	大泉さくら運動公園多目的運動場	15
サッカー	大泉さくら運動公園多目的運動場	884
	大泉学園町希望が丘公園運動場	194
ニスポーツ	大泉さくら運動公園多目的運動場	114
	大泉学園町希望が丘公園運動場	2
	びく に 公 園 多 目 的 広 場	284
	夏 の 雲 公 園 多 目 的 広 場	-
	総合体育館東側多目的広場	52
	やまなみ公園多目的運動広場	-

注：件数について、練馬総合運動場は時間で集計している。

## 体育館の利用状況

平成25年度

区分	施設名	総合体育館	桜台体育館	平和台体育館	光が丘体育館	上石神井体育館	大泉学園町体育館	中村南スポーツ交流センター
		人	人	人	人	人	人	人
個人利用		39,817	7,996	40,884	40,645	44,520	48,268	32,997
団体利用		48,236	29,445	21,443	22,489	26,433	19,348	15,685
トレーニング		16,290	—	23,547	58,830	29,617	30,965	53,149
連盟主催大会等		31,215	1,541	15,583	16,957	5,554	17,733	22,073
教室・大会等		26,219	4,831	3,085	18,988	2,956	5,373	1,519
健康体力相談		—	—	—	289	—	—	—
自主事業		—	128	1,468	117	357	671	16,268
合計		161,777	43,941	106,010	158,315	109,437	122,358	141,691

※トレーニング室には説明会参加者を含む。なお、光が丘体育館の個人利用には屋内ランニングコース利用者を含む。

## プールの利用状況

平成25年度

区分	施設名	石神井プール	三原台温水プール	平和台体育館温水プール	光が丘体育館温水プール	上石神井体育館温水プール	大泉学園町体育館温水プール	中村南スポーツ交流センター温水プール
		人	人	人	人	人	人	人
個人利用	幼児	8,660	3,994	3,403	5,505	2,522	2,140	8,495
	小・中学生	16,685	13,041	11,707	21,894	7,106	12,868	21,122
	高齢者	23,167	25,849	39,177	54,719	34,065	26,975	63,257
	心身障害者	3,281	25,607	22,921	37,592	23,737	25,212	33,811
	小計	778	1,714	1,366	3,597	1,833	2,682	4,336
		52,571	70,205	78,574	123,307	69,263	69,877	131,021
団体利用		—	24,404	10,160	16,441	12,933	25,544	14,942
教室・大会等		—	1,205	626	4,956	2,235	1,259	2,838
障害者専用コース		—	636	623	1,286	934	1,311	1,150
自主事業		—	482	1,641	408	840	0	8,594
合計		52,571	96,932	91,624	146,398	86,205	97,991	158,545

## (4) 文化財を保存・活用・継承する

## ●文化財保護の推進

区には、郷土の歴史や自然を伝える有形、無形の多くの文化財がある。文化財は、先人の歴史・文化等の貴重な遺産であり、当時の人々の生活を理解するために欠かすことができない。また、歴史・文化の正しい理解は、将来の文化の向上、発展の基礎となるものである。しかし、都市開発の影響を受け、貴重な自然や文化財が消滅しつつある。

これらの文化財を守るためには、区民一人ひとりの理解と認識を高めることが必要である。区では、かけがえない文化遺産を保護・保存するとともに区民に紹介し、文化財に対する理解と認識の向上に努めている。

## ●文化財の指定・登録

練馬区文化財保護条例が昭和61年3月に制定された。条例に基づき、同年12月に学識経験者で構成された練馬区文化財保護審議会を設置している。

区指定・登録文化財は、保存・活用を図るために、区が事前調査を行い、文化財保護審議会の答申に基づき、所有者の同意を得て指定・登録される。平成25年度は6件の文化財を登録した。

※区内の指定・登録文化財については、226～227ページ参照。

## ●文化財保護のための主な事業

## 1 埋蔵文化財の調査・保存・活用

埋蔵文化財（遺跡等）は、開発行為による破壊の危険にさらされており、区では遺跡等の範囲の確認を行うとともに、その保護・保存に努めている。集合住宅建設などにより遺跡消滅のおそれがある場合は、発掘調査等を実施し、記録保存の措置をとっている。平成25年度は、遺跡地で工事を行う届出が106件、通知が4件あり、遺跡の有無を確認するための試掘等が87件、発掘調査が1件あった。

## 2 東京文化財ウィーク参加事業

「東京文化財ウィーク」は、都の呼びかけによる、国・都指定文化財の公開を促進する期間であり、25年度は、10月26日～11月4日までの10日間、区内8件の文化財（小野蘭山墓および墓誌、尾崎遺跡、練馬白山神社の大ケヤキ、三宝寺池沼沢植物群落、石神井城跡、丸山東遺跡方形周溝墓出土品、牧野記念庭園、池永道雲墓）を公開し、伝統文化係でつぎの企画事業を行った。

・ねりまの発掘調査速報展

8月21日～9月12日

解説会8月22日、9月4日

140人参加

・尾崎遺跡出土品解説会

11月10日 16人参加

- ・都指定文化財「板絵着色役者絵」の特別公開  
10月28日～29日 126人参加  
また、石神井公園ふるさと文化館で、つぎの企画事業を行った。
- ・「石神井城跡発掘パネル展」  
10月26日～11月4日
- ・東京9区合同開催行事「来て・見て・発見！はじめよう古民家めぐり 古民家の魅力を伝えます」  
10月2日～30日

### 3 郷土芸能ねりま座公演

区内で継承されている民俗芸能の普及・発展のために公演会を開催し、祭囃子連が4団体出演した（第14回）。  
会場：生涯学習センター 228人参加

### 4 刊行物の発行

- 25年度は、つぎの刊行物を発行した。
- ・ねりまの文化財（年3回）
  - ・埋蔵文化財調査報告28
  - ・練馬区の遺跡地図

### 5 文化財説明板、道標の設置

身近な文化財に対する区民の理解を深めるため、説明板などの設置を行っている。25年度は、新規1件、修繕4件を実施し、総数173件となっている。また、道標は29か所設置している。

### 6 文化財防火デー

昭和24年1月26日、法隆寺金堂壁画が焼損したことをきっかけとして、毎年この日を中心に全国的に文化財防火運動が行われている。

区では、各消防署と連携しながら、文化財愛護のPRに努め、平成25年度は、妙福寺、南蔵院の2か所で、一斉放水等の訓練、石神井消防署では講演会を行い、695人の参加があった。

#### ●文化財保護推進員

区内の文化財の現況を把握し、区民に文化財保護思想の普及・啓発を図るため、昭和63年2月に文化財保護推進員制度を設けた。

区では、文化財の所有者を始め多くの区民の協力の下に、文化財の保護・保存を行っている。

#### ●尾崎遺跡資料展示室

春日小学校建設の際に調査した「尾崎遺跡」の資料展示室を、昭和58年、同小学校内に開設し、出土品約500点を展示している。平成25年度は延べ27人が来室した。

## (5) 多様な文化・社会への理解を進める

### ●多文化共生と国際理解

区は交流会や各種講座を積極的に開催し、区民の国際理解を深めている。また、外国籍区民等への支援を充実させるなどして、外国籍区民が地域において快適に生活し、他の区民と交流できるための整備に努めている。平成25年度の事業内容はつぎのとおりである。

### 1 国際理解を深めるために

- ① 在住外国人との交流  
在住外国人と区民との交流の場として、国際交流のつどい（11月）、国際交流サロン（原則第4土曜日他、9回）をそれぞれ開催した。
- ② 外国語講座  
簡単な意思疎通がはかれるように、中国語、韓国語の初級外国語講座を開催した。
- ③ やさしい日本語研修  
分かりやすい日本語によるスムーズな意思疎通を目指したやさしい日本語研修を、区職員と区民を対象として2回実施した。

### 2 外国籍区民への支援

- ① 外国語による相談コーナー  
毎週月曜日～金曜日の午後、外国語による相談コーナーを設け、区の事業・文化・学習情報の提供や簡単な日常生活上の相談を受けている。（英語・中国語・ハンゲル※ハンゲルは金曜日のみ。）
- ② 文化交流ひろば 情報コーナー  
平日10時～13時、土・日・祝13時～16時に、旧光が丘第五小学校に開設した文化交流ひろばに情報コーナーを設け、多言語により各種の生活情報を提供している。（英語：火・木・土、中国語：水・金・日、ハンゲル：月）
- ③ 初級日本語講座  
日本語が十分に話せない外国人を対象に、日常会話やひらがなの読み書きを学ぶ講座と、ひらがなやカタカナの読み書き等の基礎学習修了者を対象とした講座を2期ずつ開催した。  
また、日本語を母語としない外国籍の子供等のために初級の日本語指導のほか、学校の勉強の補習も行うこども日本語教室を学校休業期間を除く毎週土曜日に開催した（夏季は8月下旬に6日間実施）。

### 3 ボランティアの登録

区の窓口で日本語を母語としない外国人への通訳を行う通訳・翻訳ボランティアや、日本語講師のボランティア登録制度があり、登録を随時受け付けている。26年3月31日現在の登録者数は通訳・翻訳ボランティアが375人、日本語講師ボランティアが168人である。

### ●海外友好都市等との交流

#### 1 北京市海淀区

昭和63年に「都区市町村長訪中国（団長・練馬区長）」が北京市を訪問したことから、海淀区との交流が始まり、平成4年10月13日に、海淀区長を区に招き「友好・協力交流に関する合意書」の調印を行った。

以降、教育・文化・スポーツなどの分野で交流を進めている。立野公園内の桃花源には、海淀区から贈られた碧桃樹が植えられている。

友好交流10周年に当たった14年には海淀区に桜を寄贈し、9月には区役所本庁舎アトリウムで「友好交流10

周年記念写真展」を開催した。11月6日には区長が海淀区を訪問し、改めて「友好・協力交流に関する合意書」の調印を行った。

友好交流15周年を迎えた19年は、7月に区立美術館で「練馬区・北京市海淀区友好文化交流展」を開催し、10月には区役所本庁舎アトリウム、12月には練馬文化センターギャラリーで「友好交流15周年記念写真展」を開催した。11月には区議会代表団が海淀区を訪問し友好を深めた。

20年1月に友好交流15周年と練馬区独立60周年を記念して海淀区から贈られた記念碑を区役所本庁舎正面玄関に設置した。

23年10月には公募区民（13人）による親善訪問団（5年から実施）を海淀区へ派遣した。

24年は友好交流20周年を記念して、8月に練馬文化センターで海淀区少年少女合唱団と練馬児童合唱団による合同演奏会を開催し、9月には区民による練馬区スポーツ交流団（14人）を海淀区へ派遣し交流を深めた。

## 2 イプスウィッチ市

昭和63年に練馬区国際交流友好都市提携調査団がオーストラリアを訪問したことから、クイーンズランド州イプスウィッチ市との交流が始まり、平成5年から区立中学校の生徒をイプスウィッチ市へ派遣している。

6年10月15日には、イプスウィッチ市長を区に招き、「友好都市提携に関する合意書」の調印を行った。

13年5月には、イプスウィッチ市に友好のシンボルとしてネリマガーデンが開園し、区長、区議会議長が開園式に出席した。

16年10月には区長がイプスウィッチ市を訪問し、「友好都市提携10周年に関する合意書」の調印を行った。

友好交流15周年を迎えた21年は、11月に区長、区議会議員団がネリマガーデンに建設された茶室の完成式典に出席し、今後の交流事業の発展に向けて意見交換を行った。

22年4月には区職員と練馬区手工芸作家連盟がイプスウィッチ市自治体150周年に参加し、現地にて展覧会とワークショップを行った。

23年1月に洪水により甚大な被害を被ったイプスウィッチ市に対して3月に区および区議会から義援金を送った。5月にはイプスウィッチ市の小学生から東日本大震災のお見舞いメッセージ付きのぬり絵が届いた。

24年10月にはイプスウィッチ市長と友好訪問団が区を訪れ、第35回練馬まつりに参加した。

## 3 諸外国との交流

9年11月には練馬区独立50周年、フランスにおける日本年などを記念し、フランス・ストラスブール市に桜を寄贈した。10年5月には同市からマロニエの苗木100本が寄贈され、区画街路3号線と中村小学校に植樹するなどの交流歴がある。

21年4月にフランス・アヌシー市とアニメ産業交流協

定を締結した。25年はタイ、韓国、ミャンマーなどからの視察団を受け入れている。

## 4 海外友好都市等紹介事業

### (1) 海外友好都市紹介講座

① オーストラリア先住民アボリジニの文化～吹いてみようディジュリドゥ！～（5月）

② 中国農村部の民間芸術について～話を聞いてつくってみよう！中国切り紙～（1月）

### (2) 海外友好都市紹介パネル展

区と海淀区およびイプスウィッチ市の交流について、パネルや写真等による紹介展示を区役所本庁舎アトリウムで行った。（5月、1月）

### (3) 海外友好都市等紹介ケースの常設展示

海外友好都市およびアニメ産業交流を結んでいるフランス・アヌシー市を紹介するため展示ケースを区役所アトリウムに常設している。

## 5 ホームステイ・ホームビジット

区では「練馬区国際交流・多文化共生基本方針」に基づき、自治体間の交流のみならず、区民による主体的な国際交流を推進するため、ホームステイ・ホームビジット希望者を受け入れるホストファミリー（ボランティア）を随時募集している。

26年3月31日現在ボランティア登録数は95世帯である。

## 6 国内都市との交流

### (1) 長野県上田市

昭和55年に長野県武石村（現上田市）に区立武石少年自然の家を開設したことから交流が始まり、平成6年11月10日に「友好提携に関する合意書」の調印を行った。その後、18年3月に武石村を含む4市町村が合併し、新たに上田市となったため、区長が上田市を訪問し、8月18日に「友好提携に関する合意書」の調印を行った。

上田市とは、照姫まつりや練馬まつりで物産の展示・販売による交流を行っている。25年は上田市の上田城千本桜まつりに区は出展し、物販を行った。

### (2) 福島県塙町

区は塙町と災害時における相互援助に関する協定を締結しており、23年8月に東日本大震災でプールを利用できない塙町の小学生を区に招き、大泉小学校と南町小学校のプールを利用してもらうなどの交流を行った。

区の支援に対して、塙町からヤマツツジの大株が寄贈されることとなり、区からも練馬の鏡（ツツジ）を贈ることとし、24年5月2日風呂山公園100周年記念式典に区長、区議会議長が出席した。

塙町とは、照姫まつりや練馬まつりの他、区立施設のイベントなどで物産の展示・販売による交流を行っている。

## 4 安全で安心な区民生活を支える態勢を整える

### (1) 犯罪等に対する態勢を強化する

#### ●練馬区民の安全と安心を推進する条例

区内で生活する全ての人々による、安全で安心なまちづくりの礎とするため、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」を制定し、平成16年12月13日に施行した。条例では、区や区民などが互いに協力して、防犯や防火などの生活の安全に配慮したまちを実現するために必要な事項を定めている。

#### ●練馬区安全・安心協議会

区・区民・関係行政機関・関係団体などが一体となって、安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」で位置づけられた区長の附属機関として設置された。協議会は、区長からの諮問に応じて、安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本事項や必要事項について審議し、答申することを目的としている。

#### ●練馬区暴力団排除条例

暴力団排除活動の基本姿勢を明らかにするとともに、区民が安全で安心して暮らすことのできる生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与することを目的として、「練馬区暴力団排除条例」を制定し、平成25年4月1日に施行した。

#### ●地域防犯防火連携組織

地域における防犯防火について「地域のことは地域で協力して守る」という考え方にに基づき、主に学校を核として、町会やPTAなどの地域の各団体が連携して、自主的活動を展開できる体制を構築していく。

連携組織に対し、その運営費用の一部を助成し、必要な支援を行っている。平成26年3月31日現在で13組織が設立している。

#### ●地域防犯防火活動実施団体登録制度

区内で自主的に防犯防火活動を実施している団体のうち、一定の要件を満たす団体について、希望に基づき「地域防犯防火活動実施団体」として登録し、各種支援を行っている。平成26年3月31日現在で260団体が登録している。

#### <支援の内容>

- ・夜光ジャンパーや誘導灯などパトロールに必要な用品を支給する。
- ・パトロール中のけがなどに備えて、区の費用負担で保険に加入する。
- ・パトロールを行う際に、委託警備員が運転する安全・安心パトロールカーを貸し出す。

#### ●ねりま安全・安心パトロールネットワーク

業務で区内を広範囲にまわる業界団体などとパトロールにかかる協定を締結し、パトロールのプレートを配布

するとともに、業務をしながらのパトロールをお願いしている。平成26年3月31日現在で9団体と協定を締結している。

#### ●防犯設備整備費補助制度

一定の要件を満たす地域の団体が、街頭に防犯カメラなどの防犯設備を設置した場合、その設置費用の一部について補助を行っている。なお、防犯カメラの場合には、住民のプライバシー保護に配慮するため、区が策定した「練馬区防犯カメラ設置指針」を遵守することが補助の条件となる。

#### ●住宅防犯防火対策に対する支援

区民が個人住宅に対して行う防犯防火対策を支援するため、区内の専門業者と協定を締結し、区民に対し消火器・防犯用品などのあっせんを行っているほか、住宅用火災警報器の共同購入事業を行っている。

#### ●防犯ブザーの配布

犯罪から子供たちを守るため、区内在住または在学の新小学1年生または小中学校の転入生に、防犯ブザーを配布している。

また防犯目的のほか、地震や火災などにあった場合に居場所などを周囲に知らせることができるよう、65歳以上の一人暮らしの方または65歳以上の方のみの世帯の高齢者に対しても防犯ブザーを配布している。

#### ●「街かど安全71万区民の目」警戒運動

区内の3警察署および3防犯協会と覚書を締結し、区民に対し、防犯意識啓発のイベントを協同で実施している。平成25年度はパトロールフェアなどのイベントを行った。

#### ●ねりま情報メール【安全・安心情報】

区内で発生した犯罪に関する情報や、防犯・防火・防災に役立つ情報などを、あらかじめ登録された区民の携帯電話やパソコンへメールにより配信している。平成26年3月31日現在で23,454件が登録されており、25年度は135件の情報の配信を行った。

#### ●安全・安心パトロールカー

区内のパトロール体制を強化するため、青色回転灯を装備した「練馬区安全・安心パトロールカー」を7台導入している。

このパトロールカーを使用して、区が委託した警備員が毎日24時間、公園や通学路などの巡回パトロールを行うとともに、地域防犯防火活動実施団体などの住民団体が自主的にパトロールを実施する際に、委託警備員が運転するパトロールカーの貸出しを行っている。平成25年度は延べ387件の貸出しを行った。

#### ●街頭消火器の設置

区民が火災を発見した際の初期消火活動用および災害対策用として、おおむね100m四方に1本の割合で、街頭

消火器を設置している。平成26年3月31日現在で5,856本を配備している。

#### ●空き地・空き家に対する指導など

周辺区民に危害を及ぼすおそれのある空き地や空き家などについて、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」の規定に基づき、その所有者や居住者などに対し、必要に応じて指導などを行っている。

#### ●消防団

消防団は地域住民が主体となり、火災や震災現場で消防署と連携しながら、消火・人命救助・応急救護活動を行うために組織された消防機関である。

区内の消防団は消防署管轄ごとに3団が組織されており、各団は更に地域ごとに分かれた分団により構成されている。

平常時においても、区民に対して出火防止・初期消火・救助・救護活動の指導など地域防災防火のリーダーとして幅広い活動を行っている。区は消防団の行う各種活動にかかる経費の一部について助成を行っている。

## (2) 自然災害に対する態勢を強化する

#### ●災害対応力の向上

地震等による被害を最小限に抑えるためには、自助（自分の命は自分で守る）・共助（自分たちのまちは自分たちで守る）・公助（行政や防災関係機関の防災活動）のそれぞれが連携し、災害対応力を高めることが大切だといわれている。

特に、同時に多くの場所で発生する家屋倒壊や火災に対しては、自助による災害対応力の一層の向上が不可欠である。

自助については、防災に関する情報を掲載した「防災地図」、地震が起きたときにとるべき行動や日頃から備えておく内容を説明した「防災の手引（災害にそなえて）」など各種印刷物の発行、防災講演会、出前防災講座・授業の実施、起震車体験などを通じて啓発を行っている。

共助については、区民防災組織などの既存組織の育成を進めるとともに、組織数の増大を図り、区および防災関係機関等と連携した効果的な活動をするように働きかけを行っている。

公助については、地域防災計画の実効性を更に高めるために修正を行ったほか、震災時に迅速かつ的確に応急救護業務や復旧・復興業務に取り組みながら、最短で平常業務に復するため、平成24年3月に「練馬区業務継続計画（地震編）」を策定した。

地震災害以外では、水災害対策も喫緊の課題である。都市化の進展により、雨水の不浸透区域が拡大し、「都市型水害」といわれる局地的な浸水被害がたびたび発生している。集中豪雨により、17年9月4日には23年ぶりに石神井川が氾らんし、702件の被害があった。また22

年7月5日、23年8月26日の集中豪雨においても、それぞれ139件、33件の被害が報告された。

このため、河川の改修を引き続き行うとともに、雨水浸透区域の拡大・貯留施設の普及など雨水流出抑制の事業を推進し、総合的な治水対策に取り組んでいる。

また、河川の増水による浸水の被害が予想される地域の全戸に対し、水災害時の避難について啓発するためのチラシを作成し、毎年配布している。

#### ●練馬区防災気象情報メール（ねりま情報メール）

平成23年6月から集中豪雨や台風シーズンに備えて、区内の大雨洪水警報等の気象情報や週間天気予報などを、あらかじめ登録された区民の携帯電話やパソコンへメールにより配信している。

#### ●災害対策条例、地域防災計画

災害対策の理念や施策の基本を定め、災害対策を総合的・計画的に進め、区民の生命・身体および財産を災害から守ることを目的として、平成16年3月15日に練馬区災害対策条例を制定し、同年4月1日に施行した。

また、この条例で定める理念や施策目標を実現するための計画が、練馬区地域防災計画である。本計画には、被害想定や過去の災害をもとに、地震・水災害などに対する災害予防や応急対策、復旧、復興など、区の様々な防災対策を盛り込んでいる。また、区が実施した訓練の結果や、各地で起きた災害とその支援活動から得られた教訓などを反映させ、適宜計画の見直しを行っている。これまでに、7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災に際しては、計画を全面的に見直し、全ての区立小中学校を避難拠点として位置づけた。また、16年には東海地震事前対策を盛り込み、18年と19年には防災会議体制や災害対策本部体制の充実を図った。さらに、20年には東京都地域防災計画の修正を受けて、減災目標の設定や福祉避難所の考え方の導入、災害時要援護者名簿登録制度などを位置づけた。

23年3月11日に発生した東日本大震災に際しては、従来の計画の枠組みでは対応できない様々な課題が顕在化したことから、発生の切迫性が指摘されている首都直下地震などの大災害に対し、より実効性の高い体制を整備するため、24年3月に計画の大幅な見直しを行った。計画では、「自助」「共助」「公助」を基本的な考え方とし、特に「共助」においては、「区民相互や区民と行政が、日頃から顔の見える関係を築き、相互の「絆」を強めておく」ことを掲げた。また、区の初動対応の充実、災害時要援護者の新たな安否確認制度の構築、避難拠点における備蓄の見直し、帰宅困難者対策の実施、様々な情報伝達手段の確保などを盛り込んだ。

さらに25年3月には、24年4月に東京都防災会議が公表した新たな「首都直下地震等による東京の被害想定」、24年11月に修正された東京都地域防災計画の内容を踏まえ、再度、練馬区地域防災計画の修正を行った。



## 練馬区に関する地震被害想定（抜粋）

平成24年4月 東京都防災会議発表

被害の種類	東京湾北部地震(M7.3)	多摩直下地震(M7.3)
全壊棟数建物	1,946棟	2,611棟
出火件数	12件	12件
焼失棟数	3,065棟	2,968棟
死者	※166人	※212人
負傷者	※4,722人	※5,389人
避難生活者数	59,299人	76,859人
徒歩帰宅困難者数	98,294人	98,294人
閉じ込めにつながり得るエレベータ停止台数	98台	101台
ライフラインの被害		
電力（停電率）	5.3%	6.3%
ガス（供給支障率）		
①ブロック内全域でSI値が60Kine超のケース	0.0%	0.0%
②ブロック内1/3でSI値が60Kine超のケース	25.6%	95.3%
上水道（断水率）	17.2%	28.3%
下水道（管きよ被害率）	19.7%	19.8%
固定電話（不通率）	2.2%	2.2%

(冬の夕方18時 風速8m/s)

※死者数、負傷者数に関しては冬の5時 風速8m/sの場合

## ●区民防災組織

大地震等の災害時に地域住民が自主的な防災活動を展開できるよう、自主的な防災組織の育成を図っている。区民防災組織には、各種資器材を貸与するとともに、訓練助成金を支給し活動を支援している。

## 1 市民消火隊

災害発生時に、都の指定する避難道路およびその周辺の消火を行うことにより、避難者を守る目的で編成されている。軽可搬消火ポンプ（C級）などの資器材を整備している。

## 2 防災会

大地震や水害などの災害に際して、初期消火や救出・救護活動、安否確認、避難誘導の実施により、地域での被害を防止したり、災害後の復興を行うために組織されている。防災資器材格納庫を設置し、軽可搬消火ポンプ（D級）、組立式リヤカー、担架、スコップ、トラロープなどの資器材を整備している。

## ※ 災害時要援護者対策

災害時要援護者登録制度は平成19年8月から始まった。要援護者支援の主体としては、区、地域住民、各種支援団体、医療機関、福祉サービス事業者などが考えられる。しかし、一刻を争う緊急時には、行政の支援を待つよりも、地域で主体的に対応することが極めて重要であることは、阪神・淡路大震災を始めとした過去の大規模災害の被害状況からも明らかになっている。

このことから、地域の災害時要援護者の安否確認等の対策に役立つよう20年度から登録者名簿を防災会に提供した。しかし、防災会単独で、このような取組を行う

には人員の確保や個人情報の問題等のため困難を伴うことも多いことから、災害時要援護者支援の主体者の力を結集し、それぞれが分担して要援護者の安否確認を行う、新たな仕組みを構築する。

また、25年度から新たに練馬区災害ボランティア登録制度を設け、災害時要援護者の支援者等を増やす取組を行っている。

## 3 避難拠点運営連絡会

区では、大地震等の際に区立の全小・中学校を「避難拠点」として位置づけ、区職員および学校職員を拠点要員として配置している。「避難拠点」の運営は職員だけで行うことは困難であるため、地域住民による「避難拠点運営連絡会」が結成されている。「避難拠点運営連絡会」は、平常時から、訓練・講習会・会議等様々な活動を通して「いざ!」というときに備えている。9年度から準備会を開催し、14年6月に全校で発足した。

## &lt;避難拠点の役割&gt;

- ① 水・食糧の配給
- ② 避難生活支援
- ③ 復旧・復興関連情報の提供
- ④ 簡単な手当、健康相談の実施
- ⑤ 被災者のための相談所開設
- ⑥ 救助などの要請

避難拠点には、上記の役割を果たすために、食糧、燃料、毛布、発電機等を配備している。

※都では、災害時に火災が拡大するなど、より広域にわたり生命に危険が及ぶような事態に備え、都立公園などをあらかじめ避難場所として指定している。都指定避難

場所は区立小・中学校の避難拠点でも安全が確保できない場合の避難先として位置づけられている。

区民防災組織の数 平成26年3月31日現在

市民消防隊	14隊
防災会	297組織
避難拠点運営連絡会	99組織
その他	2組織

## ●防災訓練

区では、区民の災害対応力を高めるために、消防署、警察署、自衛隊などの公的機関、市民消防隊、防災会、避難拠点運営連絡会などの区民防災組織と連携し、各種の防災訓練を行っている。

### 1 震災総合訓練

練馬区地域防災計画および災害対策各部マニュアルの修正内容等を検証するとともに、区民や防災関係機関等との連携のもと、より実践的な災害への対応力の向上を目的として実施した。

- (1) 日時 平成25年9月8日（日）
- (2) 場所 ア 全避難拠点（区立小中学校）99か所  
イ 防災フェスタ会場  
中村西小学校（中村北4-17-1）  
ウ 練馬区役所

(3) 参加者数 4,231人

(4) 訓練の様子

#### ア 避難拠点開設訓練

区内の全避難拠点（全区立小中学校99か所）に、区職員や学校教職員、地域住民からなる避難拠点運営連絡会が参集し訓練を実施した。校舎や体育館に異常がないことを点検し、避難拠点の看板を設置。防災無線で開設連絡を災害対策本部へ行った。その後資器材操作訓練、チェックリスト確認訓練、備蓄倉庫確認訓練等、それぞれの拠点で災害時に円滑な運営を行うための訓練を実施した。

また複数の拠点において、民生・児童委員、防災会等と協力した災害時要援護者安否確認訓練、区内設備業者の協力によるマンホールトイレ設置訓練等、地域の方々と連携した訓練を実施した。

さらに、医療救護所に指定されている関中学校では医師会、歯科医師会、柔道接骨師会、薬剤師会、順天堂大学医学部附属練馬病院の協力により、トリアージ訓練（参加者118人）を実施した。

#### イ 防災フェスタ

防災フェスタ会場では、起震車による地震体験や初期消火訓練などの体験型訓練、ライフライン機関、区内の様々な企業によるブース展示、はしご車やパトカー、白バイの乗車体験コーナーを実施した。区と災害協定を締結している長野県上田市からは昨年引き続き給水車が派遣され、給水訓練を実施した。

炊き出し訓練では、区と災害時の協定を結ぶ7つの自治体から食材を取り寄せた。群馬県館林市のうどん、前橋市の豚肉、埼玉県上尾市の玉ねぎ等を入れた「協定自治体特製うどん」1,000食を中村西小学校避難拠点運営連絡会の方々がゆで上げた。

## 2 水防訓練

集中豪雨や台風等により発生する水害に対応するため、水防工法や避難誘導など、災害対応力を向上させることを目的として実施している。

- (1) 日時 25年5月26日（日）
- (2) 場所 びくに公園
- (3) 参加者数 1,289人
- (4) 訓練の様子

訓練は「局地的な集中豪雨の影響により、白子川が増水し、道路冠水や住宅、地下室への浸水被害が多数発生した」という想定で行われた。自宅への被害を防ぐための土のう積みや、川の氾濫を防ぐための鋼板防護工法による水防訓練を始め、土砂崩れ現場や流出家屋・水没車両に取り残された人を救助・救出する訓練などが行われた。

(5) 啓発事業

また、より多くの区民に参加していただくため、はしご車体験コーナー、防火衣を着衣できる撮影コーナー、ミニ消防自動車試乗コーナー等を設置し、練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」が各体験コーナーを盛り上げた。

## 3 区民防災組織における訓練

同時に多くの箇所で家屋倒壊や火災が発生した場合、全ての被害に対して、公的機関だけで対応することは困難であり、地域の力は欠かすことはできない。地域の災害対応力を一層向上させるため、市民消防隊、防災会等による自主的な訓練が年間を通して実施されている。

また、災害時には区立小・中学校が避難拠点となり、避難者の対応や避難生活の支援を行うことになるため、地域の方々により結成された「避難拠点運営連絡会」による訓練が実施されている。（以下、25年度訓練実績）

- (1) 市民消防隊・防災会等による訓練、会議等  
訓練回数、会議・講習会等 318回 参加人数 17,559人
- (2) 避難拠点防災訓練、会議等  
訓練回数 170回 参加人数 20,237人  
会議・講習会等 380回 参加人数 6,419人
- (3) 軽可搬消火ポンプ操法大会  
ポンプ操作の習熟と、組織間の交流を目的として、区内を3地域（練馬・石神井・光が丘）に分けて「ポンプ操法大会（発表会）」を開催している。  
参加団体 64団体 参加人数 750人

## ●防災功労者・功労団体表彰

昭和62年度から、地域の防災対策に貢献のあった個

人および団体を表彰している。平成25年度は功労者79人、功労団体14団体を表彰した。

## ●普及啓発活動

### 1 防災講演会

平成26年3月9日に練馬文化センターで、区民および区民防災組織関係者を対象に「過去の災害にまなぶ～自助と共助のまちづくり～」をテーマに防災講演会を開催した。

### 2 防災用品のあっせん

家具転倒防止器具、非常持出袋等の防災用品について、パンフレット・ポスター・区報・展示等によるお知らせをし、あっせんを行っている。25年度は、192件、1,092品の申込みがあった。

### 3 防災の手引などの発行

防災に関する情報を掲載した「防災地図」を、「わたしの便利帳」に挟み込み配布している。

また、地震が起きた際にとるべき行動や、日頃から備えておく内容を説明した「防災の手引」を平成25年度に改定し、全戸配布した。併せて区民事務所・出張所などで配布しているほか、区への転入者に対して、「わたしの便利帳」と共に配布している。

### 4 起震車による震度体験訓練

震災時の身の守り方や震災による火災防止の普及を図ることを目的とした起震車による震度体験訓練を行っている。25年度は160回の訓練を実施し15,251人が体験した。

## ●ねりま防災カレッジ

地震防災を始めとする防災に対する意識の向上を図り、地域において活動する人材を育成するため、平成24年度より、ねりま防災カレッジ事業を開始した。

25年度は、区民向けクラス別コースとして、初級コースと中級コース、区民防災組織カリキュラムを実施した。

初級コースでは、これまで防災に携わったことのない区民に対して、発災時の行動や日頃からの備えなど、主に自助に関わる基礎的な知識・技術を学んでいただき、前期23名・後期33名が修了した。

中級コースでは、主に共助に関わる基礎的な知識・技術を学んでいただき、前期23名・後期35名が修了した。

また、区民防災組織カリキュラムでは、既に区民防災組織で活動している方を対象に、組織の活動に活かせる講座を実施し、前期70名・後期44名が修了した。

## ●防災センター

### 1 練馬区防災センター

区は、災害対策活動の中核を担う施設として平成5年度に区役所本庁舎7階に「練馬区防災センター」を開設した。

防災センターには、迅速な被害情報の収集と的確な災害対策活動を実施するために、情報処理系・映像系・通信系の様々なシステムを備えている。

また、本庁舎等の屋上に設置した高所カメラなどを活

用して、区内の被害状況や収集した各種の情報を映像として確認することができる。さらに、都との連携によるテレビ会議を行うことも可能である。

### 2 情報連絡態勢の整備

震災時には、有線通信の断絶が予想されるため、防災行政用無線による情報連絡態勢を整備している。

防災行政用無線は、防災センター通信系システムの一環であり、2種類の無線システムで構成されている。

「移動系防災行政無線」は、災害時に、区と共に災害対策活動に当たる警察・消防、電気・ガス・水道などのライフライン機関、練馬区医師会などと無線による情報ネットワークを構築しているものである。避難拠点である区立小・中学校、区立施設、庁有車および防災関係機関等へは、相互連絡ができる無線機215台を配備している。

「同報系防災行政無線」は、災害に関する情報を区民に提供することを目的とした無線放送設備であり、25年度末現在、無線放送塔191局、防災ラジオ904台を配置している。

## ●防災施設の維持

### 1 食料等の備蓄、備蓄倉庫の整備

食糧については、被災想定人口の1日分を区が備蓄し、2日目以降については都が確保することとなっている。このため区では、アルファ米を1食分、クラッカーを2食分備蓄している。また、乳児については3日分の調整粉乳を備蓄している。

このほか、毛布などの生活必需品や、停電に備えた発電機等の資器材も備蓄している。

これらの救援救護物資や資器材を備蓄する備蓄倉庫を、区立小・中学校の避難拠点に設置している。

また、倒壊した家屋からの救助に使用するエンジンカッター、油圧ポンプ等の救助用資器材を土木出張所に備蓄している。

食糧等の主な備蓄

平成26年3月31日現在

品名	1拠点当たり備蓄数
ク ラ ッ カ 一 ア ル フ ァ 米	1,400食※
調 整 粉 乳 哺 乳 ビ ン	700食※ 20缶 20本
炊 飯 袋 保 存 水 (飲 用)	11,000枚
配 水 水 (飲 用)	2,100ℓ※
組 立 水 袋 ポ リ 水 槽	700枚※ 3基※
毛 紙 お む つ 担 理 用 架	240個※ 1,400枚※ 1,750枚※
生 理 用 品	2台
発 電 機	1.677枚※
L E D 投 光 器	3台※
組 立 式 ト イ レ	6基※ 3台
携 帯 ト イ レ	700枚※

注：①この他に医療用品、生活必需品、資機材およびろ過器等も備蓄している。  
②各避難拠点以外に、区備蓄倉庫でも各種の物資を備蓄している。  
③※印の品目は、平成24年度から5か年かけて充実していく数量である。

●飲料水の確保

生命の維持に最も重要な飲料水の確保は、震災時における最重要課題の一つである。

飲料水は、都の責任において措置し確保することとなっており、区内には光が丘公園内の練馬給水所(66,600㎡)と、大泉公園・学田公園(各1,500㎡)、はやいち公園・みんなの広場公園(各100㎡)の応急給水槽と合わせて5施設で確保されている。

しかしながら、震災時には道路等が寸断されることも予想され、各施設からの搬送が困難になることも想定される。

そのため、区では独自の飲料水確保対策として、民間水道組合等の協力を得て、区内22か所の深井戸(地下100m以上の深さで、飲料用に適したもの)を防災井戸として指定している。これらの防災井戸には震災時の停電に備え、非常用発電機を設置している。

なお、区立全小・中学校の避難拠点には、平成24年から5か年かけて保存水(飲用)を備蓄し、プールおよび区立プールの水を飲料水として使用できるよう、非常用ろ過器を配備している。

●消火用水・生活水の確保

震災時には、断水により消火栓が使用不能になる可能性が高いため、区内1,224か所に防火水槽を整備している。

東京消防庁は、火災危険度等が高く消防水利が不足する地域に、防火水槽の増強配備を図るとともに、プール、受水槽などの水も消火用水として充てることとしている。

消火栓を除く区内の消防水利は、合計1,599か所である。

また、区内の各家庭が所有する浅井戸(掘り井戸で、地下7mぐらいのところまで水がたまっているもの)の所有者と協定を結び、ミニ防災井戸に指定している。この井戸に手動ポンプを取り付け、初期消火用水および災害時の生活用水として活用することとしている。平成25年度末現在、536か所を指定している。

なお、この手動ポンプには、区民防災組織に貸与している軽可搬消火ポンプ(D級)を接続することができる。

種 別	個 所 数
消 火 栓	7,912
防 火 水 槽	1,224
貯 水 池	1
受 水 槽	131
プ ー ル	141
河 川 ・ 溝	92
池 ・ 堀	10

●各種団体との協定

被災者への支援は、区や防災関係機関だけでは、必ずしも十分な対応ができない。

そこで、主に区内の業界団体や法人、他の地方自治体等と、災害時の被災者支援のための協定を締結している。締結団体等は毎年増加し、支援の種類も多岐にわたるものとなっている。

災害時に、これらの団体等との協働の力で被災者支援が可能となるように、協議や訓練に取り組んでいる。

区と民間団体との協力協定としては、飲料水・食糧・医薬品等の物資の優先供給、人命救助や救急医療、障害物除去、動物の救護および災害時の情報提供等の労務需給に関する協定等を締結し、状況に応じた円滑な応急対策活動が可能となるよう態勢を整えている。

災害時協定締結民間団体等 平成26年3月31日現在

・情報の収集と伝達関連	10団体
・緊急輸送対策関連	6団体
・消火・救助・救急活動関連	51団体、3警察署
・医療救護活動関連	15団体
・飲料水・食料等の調達と供給関連	19団体、1消防署
・区立施設の利用関連	3警察署
・都立学校等の利用関連	13校
・郵便局との相互協力関連	4局
・その他の協定等関連	14団体

災害時協定締結自治体 平成26年3月31日現在

・長野県上田市	・群馬県館林市
・群馬県前橋市	・東京都西東京市
・埼玉県上尾市	・埼玉県和光市
・福島県塙町	・埼玉県新座市
・群馬県下仁田町	・東京都武蔵野市

# 5 平和と人権を尊重する

## (1) 平和を尊ぶ心をはぐくむ

### ●平和推進事業

世界が平和であるためには、私たち一人ひとりが平和を希求する心を持ち、周りの人、更に後世の人に平和の尊さを伝えることが大切である。

区では、平和を尊ぶ心を育み、人々へ伝えていくため、昭和58年に「非核都市練馬区宣言」を行い、区立施設に「非核都市練馬区宣言パネル」を設置している(宣言文は裏表紙参照)。また、平成7年に、光が丘公園内に「平和祈念碑」を建立し、平和への願いを発信している。さらに、音楽を通して、平和の大切さ・尊さに思いを寄せ、世界の恒久平和を祈念しようという趣旨で4年度から「平和祈念コンサート」を実施している。

#### 1 平和祈念コンサート

25年9月2日に練馬文化センター・大ホールにおいて、「つなげよう 平和への想い フルートの音色に乗せ」をテーマに開催した。出演者はフルートの山形由美さん、ピアノの小柳美奈子さん。音楽演奏のほか、友好都市である中国北京市海淀区、オーストラリア・イプスウィッチ市から送られた平和への思いを込めたメッセージを披露した。

また当日は、練馬文化センター・ギャラリーにおいて平和祈念資料コーナーを設置し、空襲、原爆による被害の状況、戦時中の人々の暮らし等を写したパネルを展示した。

#### 2 平和祈念パネル展

25年8月3日～16日に区役所本庁舎アトリウムおよび石神井庁舎5階ロビーで開催した。

空襲、原爆による被害の状況、戦時中の人々の暮らし等を写したパネル等を展示した。

## (2) 人権の尊重と男女共同参画を進める

### ●人権尊重の理解を深めるための啓発

平成25年7月に実施した区民意識意向調査によると、「今も社会に差別があると思う」区民の割合は、69.3%であった。

人権教育に関し、国は9年に国内行動計画を定め、重要課題として、女性、子供、障害者、高齢者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人の人権問題を掲げたが、そのほかにも社会状況の変化に伴い、犯罪被害者等、路上生活者、性同一性障害者、インターネット上の人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題など、様々な人権問題が顕在化している。

区では「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(12年施行)の基本理念にのっとり、区民が人権尊重に対する理解を深めることのできるよう、啓発活動を行っ

ている。

#### 1 人権啓発事業

##### ア 「講演と映画の集い」

毎年12月の人権週間に併せて、様々な人権問題についての講演と映画の上映を行い、人権尊重意識の普及・啓発を図っている。

25年度は「みんなで築こう 人権の世紀～考えよう相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」をテーマに、声優・俳優の増岡弘氏による講演「マスオさんの人権考～言葉はプレゼント～」と映画「奇跡」の上映(参加者延べ583名)を練馬文化センターで行った。

##### イ 人権トーク

様々な人権問題の当事者や関係者の声を聞く講演会として年1回開催している。

25年度は、聖路加国際病院小児総合医療センター長で小児科医の細谷亮太氏による講演「いのちと向き合う子どもたち」(参加者135人)を生涯学習センターで実施した。

##### ウ 人権セミナー

24年度より、様々な人権問題に関する当事者・関係者・学識経験者等を講師に迎え、主に成人を対象として、より深い人権啓発を行うことを目的に全4回(参加者延べ159人)を開催した。

##### エ 映画会「まちかどシネマ」

多くの区民が気軽に参加できるように、区立施設で人権に関する映画の上映会「まちかどシネマ」を行っている。25年度は、「あぜみちジャンピンッ！」(参加者101人)の上映を生涯学習センターで行った。

##### オ 啓発映画ビデオや資料パネル等の貸出し

各団体の研修会や個人等での利用に供するため、同和問題等の啓発映画ビデオ等を所蔵し、貸し出している。

##### カ 区報による啓発

人権についての啓発記事を掲載している。

25年度は、5月1日号に「憲法記念日に寄せて一人権について考える」、11月21日号に人権週間にちなんだ啓発記事を掲載した。

##### キ 啓発用小冊子発行

24年度に実施した人権週間の「講演と映画の集い」の講演録「音のない世界～心のふれあいから聞こえてくるもの～」(ろう児のための学習塾「早瀬道場経営・映画監督 早瀬憲太郎氏)を発行した。

#### 2 犯罪被害者等支援施策の総合的推進

犯罪被害者等に関する問題を人権問題としてとらえ、二次的被害防止の取組を中心に、犯罪被害者等支援施策の総合的推進を図っている。

21年3月に「練馬区犯罪被害者等支援基本方針」を策定し、22年2月には、すべての区職員が犯罪被害者等の

立場を理解し、窓口での不適切な対応による二次的被害を防止するとともに警察や民間団体等と連携を図りながら区の犯罪被害者等支援を一層効果的に推進するため、職員用の「犯罪被害者等支援の手引」を作成して区の各課等に配布した。

また、25年11月に、犯罪被害者週間行事として、柴又3丁目女子大生殺人放火事件被害者遺族 小林賢二氏による講演「悲しみを乗り越えて～被害者遺族というもの～」(参加者32名)を区役所本庁舎20階交流会場で行った。

### 3 職員研修の充実

区職員が様々な人権問題を正しく認識し、職務を行う上で適切な対応が行えるよう、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」および「練馬区職員研修実施計画」に基づき、職員研修を実施している。

### 4 厚生文化会館の人権尊重に関する事業

住民相互の交流や高齢者・児童の福祉を増進するとともに、人権尊重活動を推進することを目的に昭和48年4月に開設した。

会館には、集会室、敬老室、児童室および学童クラブ室のほか、人権図書コーナーを設け、子供から高齢者まで利用できる。

また、会館の円滑な運営を図るため、区および地域住民等で構成する、厚生文化会館運営協議会を設けている。

#### ●男女共同参画に係る啓発の推進

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていると同時に、賃金格差や採用・昇進、出産や育児に関してなど、社会における様々な場面でいまだに女性への差別が見受けられる。

男女が個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のために、この問題意識に立ち、人権尊重を基盤にした教育、学習および啓発事業を通して男女平等の意識づくりを行っている。

#### 1 ねりまフォーラムの開催

男女共同参画を広く区民に理解してもらい、自分自身の問題として考えてもらうために開催している。

平成10年度から広く区民の意見を取り入れるため、公募区民による実行委員会の企画・運営により実施している。

25年度は、生涯学習センターにおいて、「千の風から希望の木へ」をテーマに、作家 新井満氏を講師として講演会(参加者283人)を行った。

#### 2 男女共同参画週間

毎年6月23日から29日までの「男女共同参画週間」(12年12月内閣府男女共同参画推進本部決定)に、「男女共同参画社会基本法」の目的や基本理念について、広く区民に理解を深めてもらうため、イラスト入りで分かりやすく解説したパネル等の展示を区役所内で行っている。

#### 3 企業・事業所向け男女共同参画セミナーの開催

ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のため、企業・

事業所の雇用主および人事労務担当者等を対象にセミナーを開催した。

25年度は「～マタハラをご存じですか?～妊娠から育児期のハラスメント対策」(参加者33人)をテーマとした。

#### 4 啓発冊子の発行

「MOVE(う・ご・く)」、「女性手帳」等の冊子を発行した。

#### ●男女共同参画に係る総合的な施策の企画、立案および調整事業

国は、平成11年6月に制定された男女共同参画社会基本法をもとに、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向け、取り組んでいる。

区では、昭和60年に「婦人行動計画」を策定し、以来5度にわたり行動計画を改定し、男女共同参画施策の推進に努めてきた。平成23年3月には、第2次男女共同参画計画(18年度～22年度)の取組を継承し、また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)や育児・介護休業法の改正など新たな課題にも対応するため、男女共同参画推進懇談会の提言を踏まえ、23年度から27年度を計画期間とする第3次男女共同参画計画を策定した。

計画では(1)男女の人権の尊重(2)社会における制度または慣行についての見直し(3)政策等の立案および決定への共同参画(4)家庭生活における活動と他の活動の両立の4点を基本理念としており、この基本理念に基づき、「男女がともに輝くねりま」の実現を目指して、区の各部署が連携して各施策に計画的に取り組んでいくこととしている。

また、計画の推進に当たっては、区民や地域の団体、事業者と区が共に連携・協働し、男女共同参画社会実現に向けて対応していくことが重要となっている。

#### 1 課題や事業等の確認・点検・公表

第3次男女共同参画計画では、計画の着実な推進を図るため、課題に成果指標や目標値を設けるとともに、事業の実施状況について確認・点検し公表していくこととしている。

また、各施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画施策推進会議において総合調整を図るとともに、区民の意見を反映させるため、男女共同参画推進懇談会において、意見を聴くこととしている。

#### 2 審議会等への女性の参画の促進

区では、審議会等への公募委員の参画を拡充し、区民の視点を取り入れながら、区民とともに透明で開かれた区政経営を行うこととしている。様々な施策に男女の意見をバランスよく反映していくためには、女性委員の積極的な任用に努める必要がある。

第3次男女共同参画計画では、27年度の計画目標値を50%に設定した。25年度の比率は39.2%(26年3月現在)

である。引き続き50%の男女比をめざしていく。

### 3 男女共同参画推進懇談会

区における男女共同参画の取組を総合的に推進するため、男女共同参画計画や男女共同参画問題について検討する場として、男女共同参画推進懇談会を設けている。委員は学識経験者や関係団体、公募委員など20人程度で構成している。

22年3月には、第3次男女共同参画計画の策定に向けて課題等を区長に提言し、区は提言を踏まえて、23年3月、第3次男女共同参画計画を策定した。

#### ●配偶者からの暴力防止に係る啓発や被害者支援の推進

##### 1 女性に対する暴力をなくす運動

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は人としての尊厳を脅かす許されない行為であり、女性の人権を著しく侵害するものである。女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的とし、毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間「女性に対する暴力をなくす運動」（平成13年6月内閣府男女共同参画推進本部決定）を実施し、暴力への実態を表したパネルの展示を行っている。

##### 2 配偶者暴力防止および被害者支援基本計画の策定

20年1月、国が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を改正したことに伴い、法の基本的な方針に即し、都の基本計画を勘案するとともに第2次男女共同参画計画を踏まえ、21年3月、区の施策として「配偶者暴力防止および被害者支援基本計画」を策定した。また、配偶者等暴力防止関係機関連絡会議と、男女共同参画推進懇談会および区民意見反映制度による区民の意見を反映して24年5月に新たな計画を策定した。

#### ●男女共同参画センターの運営

男女共同参画センターは、女性が学び、活動し、交流することにより、女性問題の解決に寄与する施設として、昭和62年4月、婦人会館として開館し、平成3年には練馬女性センターに改称した。その後、20年4月には、施設への親しみやイメージアップを図るため、区民公募により施設の呼称を「えーる」と定め、正式名称と併記し、愛称として使用することにした。

22年4月からは、男女が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として「男女共同参画センターえーる」と目的および名称を変更した。これにより、女性にも男性にも親しまれ、利用しやすい施設になっている。

センターには、会議室、視聴覚室、和室、研修室、録音室、相談室、図書・資料室、保育室、団体等の交流コーナー、授乳コーナーなどの施設があり、施設の貸出しも行っている。

18年4月から施設の貸出しと維持管理業務について指定管理者制度を導入し、24年4月以降は、講座等の事業についても指定管理者が実施している。

女性学や男女共同参画に関する講座は年間を通じ実施しており、子供を持つ区民が容易に参加できるよう保育室を設置している。

区民が男女共同参画について知識を深める機会にするとともに、日頃、センターで活動するサークルの成果の発表と、年齢や性別を問わずに気軽に参加・交流できる場の提供を目的として、毎年6月に男女共同参画センターえーるフェスティバルを実施している。

図書・資料室では、男女共同参画の推進に係る図書や区、都、国および大都市の行政資料の閲覧・貸出しを行っている。また、男女共同参画の推進に係る情報の収集および提供のほか、学習に関する図書案内、読書相談にも応じている。

相談室においては、カウンセラーによる専門相談など様々な相談に応じている。

男女共同参画センターの施設利用状況 平成25年度

施 設			利用者（人）
会 議 室			8,382
視 聴 覚 室			14,942
和 室（大）			5,228
和 室（小）			4,134
第 1 研 修 室			9,070
第 2 研 修 室			5,759
第 3 研 修 室			6,431
小 計			53,946
録 音 室			3,474
保 育 室			5,516
合 計			62,936

男女共同参画センターの資料収集状況 平成26年3月31日現在

収 集 資 料	数 量
図 書	12,206冊
行 政 資 料	2,869種
各 種 団 体 資 料	708種
雑 誌	14誌
新 聞	7紙
ビデオテープ（DVDを含む。）	53本

男女共同参画センターの図書・資料室の利用状況 平成25年度

開 館 時 間	利用登録者	貸出図書	読書相談
午前9時から 午後9時30分まで （読書相談は 午後5時まで）	1,326人	8,986冊	79件

## 男女共同参画センターの相談室開設状況

平成25年度

相 談	相 談 日	相 談 時 間	相談件数 (件)
女性の何でも相談	毎日	午前9時から午後7時まで (祝休日は午後5時まで) (子育てに関する相談は 午前9時から午後5時まで)	4,361
心の相談 (カウンセリング)	毎日 予約制	午前10時から午後7時まで (祝休日は午後5時まで)	650
法律相談	土 (祝休日を除く) 予約制	午後1時から午後4時まで	397
女性および母子への 暴力に対する専門相談	月・金 予約制	月 午前9時から午後5時まで 金 (第一を除く) 午前10時から午後7時まで (祝休日は午後5時まで) 金 (第一) 午前9時から午後5時まで (練馬区区民相談所で実施)	536

(いずれも年末年始を除く。)

## 男女共同参画センターの事業実施状況

## ・実施講座

平成25年度

項 目	事 業 名	開催月	回数 (日数)	参加者 (延べ)	保育人数 (延べ)
女性問題講座	「パワーポイント講習会」	4・7・10・1	4	78	4
	図書・資料室講座「ブックタイム」	5・7・9・11・2・3	6	35	36
	「父子キッチンワーク」	5	1	21	0
	映画上映会「ベアテ・シロタ」	6	1	54	0
	「女性のためのマナー・ライフ講座」	6	2	20	3
	「パソコンスキルアップ講座」	6	3	36	9
	映画上映会「生まれる」	7	1	156	0
	「きほんの写真講座」	7	1	21	0
	「就労応援講座」	7	1	51	0
	出前ミニ講座	7・9・10・1・2・3	6	80	0
	「えーるキッズ エンジョイサマー」	7・8	4	31	0
	男女共同参画基礎講座「いま女性の活躍に必要なこと」	9	1	21	0
	男女共同参画基礎講座「いま、学びなおす“対等”な関係」	10	1	16	0
	男女共同参画基礎講座「いま、生殖医療は?!」	11	1	17	4
	「女性のためのプチ起業講座」得意なことすきなことを仕事に!	9	1	42	0
	「子どもをとりまく大人の役割」	9	1	18	0
	えーるスクエア「女性に対する暴力のない社会づくり」	11	1	74	0
	映画上映会「森の中の淑女たち」	11	1	44	0
	「働きたい女性のためのステップアップ講座」(再就職・転職セミナー)	11	1	17	0
	「働きたい女性のためのステップアップ講座」(パソコン講座)	12	2	38	1
	映画上映会「外泊」「メトロレディースブルース」	11	1	19	1
	一歩進める私の「終活」	12・1	3	96	0
	「古典文学にみる女性の生き方」源氏物語ー「少女」巻を読む	12	1	40	0
「片付けられない」からの脱却!	2	1	22	1	
「災害! その時女性とは?」	2	1	40	1	
「いつか働きたいママのための就労準備セミナー」	2	1	8	7	
働きたい女性のための「パソコンスキルアップ」講座	3	4	20	2	
「笑って学ぶメディアの中の女と男」	3	1	35	0	
区民企画講座	「アロマセラピーと陰陽五行説で女性の不調を整える」	10	1	71	0
	「「COCOCI」に学ぶ、ママの新しい働き方」	10	1	15	7
	「身近な人とのコミュニケーション」	10	1	24	0
	「女性の力を生かす“まち”を!」	11・12	3	48	0

## ・男女共同参画センターえーるフェスティバル

平成25年度

事 業 内 容	開催日	参加者 (延べ)	保育人数 (延べ)
テーマ	6月1日、2日 (2日間)	1,946	0
特別講演会			
講演会・懇談会			
その他			



# 6 区内の公共機関

## (1) 警察

約70万人の人口を擁する練馬区は、練馬、光が丘、石神井の3警察署が管轄している。平成25年中の犯罪の発生件数は、全体で6,974件で前年に比べて493件、6.6%減少した。

窃盗は、5,378件発生し全体の77.1%を占めており、うち侵入窃盗は342件で前年より61件、21.7%増加した。

一方、非侵入窃盗は5,036件発生し、窃盗全体の93.6%を占め、前年に比べ553件、9.9%減少した。中でも、自転車・バイクの盗難被害は3,050件で、1日平均8.4件発生した。

罪種別 認知件数		平成25年			
罪種別	署別	練馬	光が丘	石神井	合計
合計		2,464	1,959	2,551	6,974
凶悪犯 計		11	14	13	38
うち) 殺人		0	0	2	2
うち) 強盗		8	10	7	25
うち) 放火		2	1	2	5
粗暴犯 計		73	69	73	215
暴行・傷害		64	59	67	190
脅迫・恐喝		9	10	6	25
窃盗犯 計		1,837	1,525	2,016	5,378
侵入窃盗		126	73	143	342
非侵入窃盗		1,711	1,452	1,873	5,036
うち) オートバイ盗・自転車盗		1,067	824	1,159	3,050
知能犯 計		118	73	81	272
詐欺		114	69	77	260
その他		4	4	4	12
風俗犯 計		23	12	10	45
うち) 強制わいせつ		16	9	4	29
その他の刑法犯		402	266	358	1,026

注：①練馬警察署の管轄内には、中野区のうち江原町3丁目(2番の一部)を含む。

②石神井警察署の管轄内には、西東京市のうち東町4丁目(15番の一部)を含む。

資料：警視庁刑事部刑事総務課

## (2) 消防

練馬(平和台・貫井)、光が丘(北町)、石神井(関町・大泉・大泉学園・石神井公園)の3消防署(7出張所)が管轄している。

平成25年中の火災件数は186件で前年に比べ5件減少し、焼損床面積は689㎡で446㎡減少し、焼死者は5人で2人減少した。

火災原因は、放火(放火の疑いを含む。)が85件(約45%)で第1位、たばこが29件(約15%)で第2位、電気関係が15件(約8%)で第3位となっている。

救急は33,134件で599件増加した。

消防署別の消防力		平成25年			
消防力	消防署	練馬(台)	光が丘(台)	石神井(台)	計(台)
ポンプ車		5	4	8	17
化学車		1	0	0	1
はしご車		1	1	1	3
救急車		3	2	5	10
特別救助車		1	0	1	2
指揮隊車		1	1	1	3
水槽車		1	0	0	1
その他の車		8	7	8	23
計		21	15	24	60

救急出場件数		平成25年			
事故別	署別	練馬(件)	光が丘(件)	石神井(件)	計(件)
急病		6,833	4,626	9,877	21,336
交通事故		741	536	1,211	2,488
一般負傷		1,715	1,110	2,524	5,349
転院搬送		568	376	1,096	2,040
その他		993	279	649	1,921
計		10,850	6,927	15,357	33,134

火災出場件数		平成25年			
区分	練馬	光が丘	石神井	計	
火災件数	47件	54件	85件	186件	
り災棟数	28棟	30棟	30棟	88棟	
り災世帯	21世帯	13世帯	30世帯	64世帯	
焼損面積	485㎡	113㎡	91㎡	689㎡	
死傷者	5人	0人	0人	5人	
負傷者	5人	8人	10人	23人	

救助出場件数		平成25年			
種別	消防署	練馬(件)	光が丘(件)	石神井(件)	計(件)
救助活動		253	160	379	792
緊急確認		128	50	132	310
危険排除		94	73	84	251
計		475	283	595	1,353

資料：練馬消防署、光が丘消防署、石神井消防署

## 練馬区長期計画（平成22年度～26年度）施策別成果指標実績値一覧

●この表は、長期計画で定めた各施策に記載した成果指標について、25年度末現在の実績値を記載したものを。

政策・施策		指 標	20年度実績	25年度実績	26年度目標
<b>31 まちの地域力を高める</b>					
311	地域コミュニティを活性化し、協働を推進する	新たに協働を開始（拡充）した事業数	—	25事業	25事業
312	地域活動を支える情報・機会・場の提供を行う	地域住民からなる運営組織と協働で運営されている地区区民館の数	8館	22館	22館
<b>32 経済活動を活発にする</b>					
321	練馬区の特徴的な産業を支援する	アニメ関連企業の従業者数	1,980人	2,106人 (22年度)	2,500人
322	中小企業の経営を支援する	都の倒産件数に占める練馬区の倒産件数の割合	2.28%	2.72%	2.16%
323	中小企業の勤労者と就労を支援する	区内中小事業所の従業員数	159,909人 (18年度)	169,698人 (24年度)	161,830人
324	消費者の自立を支援する	消費者講座等の参加者数	823人	966人	1,030人
325	都市農地を保全し都市農業を支援する	農業体験農園の施設整備数	14園	18園	20園
326	魅力的な商店街づくりを進める	商店街におけるイベント事業の実施数	163事業	152事業	178事業
327	まち歩き観光を推進する	まち歩き観光スポットの来場者数	約91万人	111万人	102万人
<b>33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする</b>					
331	区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する	文化芸術・生涯学習施設利用者数および同事業参加者数	1,491,771人	1,745,507人	1,800,000人
332	読書活動を支援する	区立図書館の区民1人当たりの蔵書冊数	2.05冊	2.44冊	2.35冊
333	スポーツ活動を支援する	週1回以上スポーツを行う成人の割合	46.2% (18年度)	55.0% (25年度)	60% (25年度)
334	文化財を保存・活用・継承する	文化財、伝統文化に関する普及啓発事業参加率	81.5%	95%	100%
335	多様な文化・社会への理解を進める	交流会等参加者数	865人	816人	920人
<b>34 安全で安心な区民生活を支える態勢を整える</b>					
341	犯罪等に対する態勢を強化する	「防犯・防火・防災」に関する区民の満足度	54.1%	52.4%	60%
342	自然災害に対する態勢を強化する	防災リーダーの育成講習（区民防災組織カリキュラム）修了者	81人	328人	400人
<b>35 平和と人権を尊重する</b>					
351	平和を尊ぶ心をはぐくむ	平和推進事業の参加者のうち平和への意識が高まったと感じた区民の割合	—	96%	80%
352	人権の尊重と男女共同参画を進める	区民の人権に対する意識の高さ	65.9%	66.7%	70% (25年度)

# 第4章

## 環境と共生する快適なまちを形成する ～環境とまちづくり分野～

- 1 みどり豊かなまちをつくる … 160
- 2 環境への負荷を低減し、  
持続可能な社会をつくる …… 163
- 3 良好な地域環境をつくる …… 171
- 4 地域特性に合ったまちづくり  
を進める …………… 176
- 5 災害に強く生活しやすい  
まちをつくる …………… 180
- 6 良好な交通環境をつくる …… 187
- 7 安心して生活できる住まいづくり  
を進める …………… 196



区役所本庁舎「みどりのカーテン」

# 1 みどり豊かなまちをつくる

## (1) ふるさとのみどりを保全し、新たなみどりをつくる

### ●保護樹木・樹林、憩いの森・街かどの森

貴重なみどりを保護するために、地上からの高さが1.2mにおける幹の周囲が1.5m以上の樹木を「保護樹木」、面積が300㎡以上の樹林を「保護樹林」に指定している。平成26年4月1日現在、樹木を1,212本（うち民有の樹木1,023本）、樹林を73か所、191,212㎡（うち民有の樹林45か所、140,876㎡）指定している。

また、樹林地を区が所有者から借り受け、区民に開放する「憩いの森」（1,000㎡以上）は43か所107,469㎡、「街かどの森」（300㎡以上1,000㎡未満）は5か所2,983㎡開放している。

### ●みどりの保全と創出

区は、平成18年12月に「みどり30推進計画」を策定し、今の子どもたちが社会の中心となって活躍するおおむね30年後に緑被率を30%とすることを目指している。

19年12月には、これまでの「みどりを保護し回復する条例」にかえて、「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」を定めた。この条例では、区民、事業者、区の協働により、みどりを愛し守りはぐくむことを基本理念とし、みどりを取り巻く状況の変化にあわせ、新たな制度を設けている。

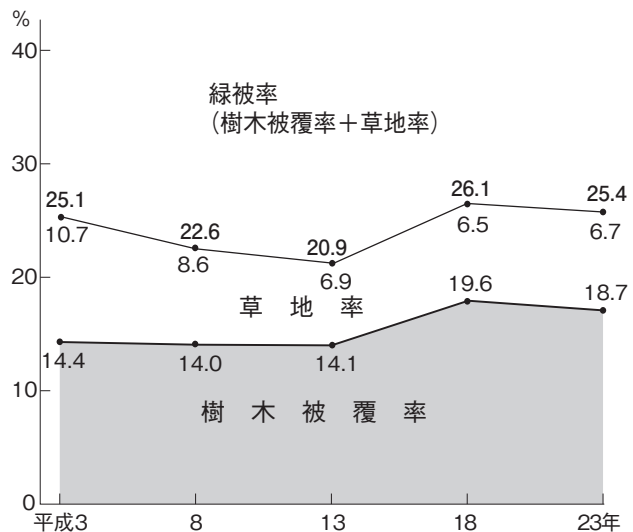
21年1月には、みどりに関する総合的な計画である「練馬区みどりの基本計画」を改定した。これまでの計画を更に発展させ、みどりの将来像を「みどりを愛しいのちを守りはぐくむまち ねりま」とした。

- ・区民みんなでみどりを愛しはぐくみます
- ・いのちをはぐくみます
- ・郷土のみどりを継承します
- ・新しいみどりをひろげます
- ・みどりと水のネットワークをつくります

という5つの基本方針のもとに施策の体系を示し、これに沿って事業を展開している。

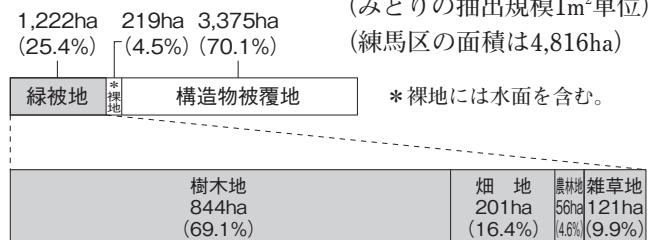
25年3月には「みどり30推進計画（第二期事業計画）」を策定し、緑被率を増やす取組に加え、緑被率の向上には貢献しにくい、ヒートアイランド現象の緩和等に効果大きい、生け垣化や壁面緑化等の取組についても更に進めていくこととした。

緑被率の経年変化



※平成18年度の緑被率は従来より精度の高い計測方法により計測した数値である。

緑被地の種類別内訳



### ●進む公園の整備

誰もが自由に利用できる身近なみどりの空間が公園である。区内の公園は、平成26年4月1日現在、規模の大きな都立公園4園を含め654園に達し、その面積は2,053,335.35㎡（区総面積の4.3%）である。区民一人当たりの公園面積は2.88㎡で、昭和45年に比べると3.9倍になっている。都市公園（児童遊園を除く。）に限った場合には、その面積は1,963,037.56㎡で区民一人当たりの面積は、2.76㎡である。

練馬区立都市公園条例では、区民一人当たりの都市公園の標準面積を5㎡と定めているが、まだ及んでいないのが現状である。

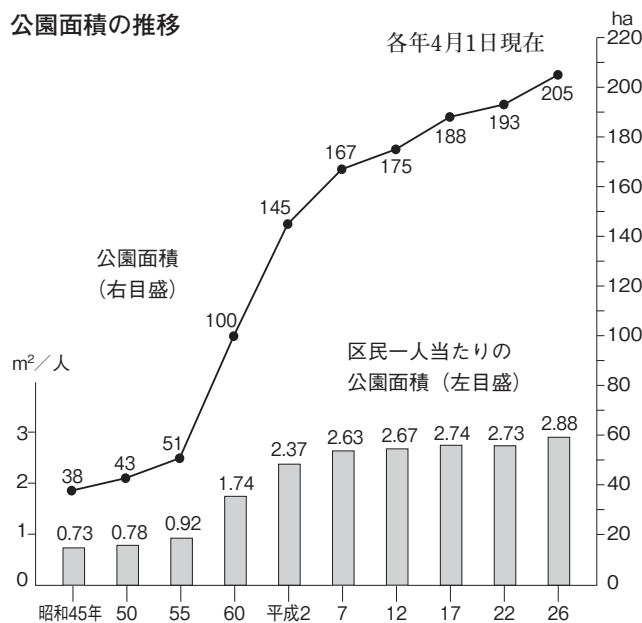
区では、「みどりの基本計画」における区民一人当たりの公園面積（児童遊園を含む。）6㎡を目指し、今後も地域の特性を活かし、区民が安心して楽しく憩える公園の整備を進めていく。

## 公園の現況

平成26年4月1日現在

種類	数	面積
	か所	m <sup>2</sup>
都立公園	4	1,059,970.76
区立公園	201	764,099.48
区立児童遊園	217	90,297.79
区立緑地緑道	229	129,428.32
区立市民農園	3	9,539.00
計	654	2,053,335.35
区民一人当たり		2.88
(うち都市公園)		(2.76)

## 公園面積の推移



## ●区立公園等の維持管理

東部・西部公園管理事務所において、区民が快適に公園を利用できるよう、清掃、樹木せん定、遊具等の保守点検などの維持管理を行っている。

平成25年度には、長期的な公園機能の安全性の確保や、補修および更新費用の平準化等を目的とした「練馬区公園施設長寿命化計画」を策定し、遊具等についてこれまでの事後保全的な管理から予防保全的な管理へ方針を転換した。

## ●練馬区水辺ふれあい計画

区では、21世紀を展望した豊かな水辺環境を実現するため、平成元年度に「練馬区水辺ふれあい計画」を策定した。この計画を踏まえ、大泉井頭公園では白子川と一体的な整備を行い、石神井川の都営南田中団地付近では緩傾斜護岸が実現した。13年度には、生態系保全や親水という視点から、「練馬区水辺ふれあい計画」を改定し、白子川の大泉橋戸公園の整備が行われた。

さらに、19年度には、石神井川や白子川の河川整備工事の完了を始め、徐々に変化を遂げている水辺環境を反映させた改定計画を策定した。

## ●出生記念苗木配布

出生を記念し苗木を配布することにより、みどりに対する意識の向上、啓発を図っている。平成25年度は1,607本の苗木を配布した。

## ●みどりの街並みづくり事業

区では、みどり豊かで潤いのある街並みを形成するために、みどりの街並みづくり事業を実施し、生け垣化や屋上緑化、沿道緑化等に要する経費の一部を助成している。

「生け垣化助成」は、震災時の安全確保の目的を兼ねており、ブロック塀を生け垣に作り替える際には、生け垣の設置のみならず、ブロック塀の撤去経費も助成対象としている。平成25年度は19件、総延長218.1mの生け垣に助成した。

「屋上緑化助成」は、民間建築物の屋上に新たな緑化空間を創出する事業に対して助成している。25年度は2件、面積50.74m<sup>2</sup>の緑化に助成した。

「沿道緑化助成」は、住宅の道路に面した部分を対象として緑化に要する経費を助成している。緑化に要する舗装の撤去経費も助成の対象としている。25年度は6件、面積33.5m<sup>2</sup>の緑化に助成した。

## ●緑化計画の事前協議

区内で開発行為や建築行為を行うときは、その規模に応じてみどりを確保するため、緑化に関する事前協議をしなければならない。平成25年度は、問合せが2,448件、事前協議申請が672件あった。

## ●樹木等伐採の届出

規則に定める基準以上の樹木・樹林を伐採しようとするときは区長に届け出なければならない。また伐採したときは代替の植栽に努めるものとしている。平成25年度は52件の届出があった。

## ●公共施設の緑化

ヒートアイランド現象の緩和、省エネルギー化に向けて、平成25年度には、新たにみどりのカーテンを4施設に設置し、敷地内の緑化を5施設で実施した。

## (2) みどりを愛しはぐくむ活動を広げる

## ●練馬みどりの葉っぱい基金

練馬のみどりを区民みんなで愛し育んでいくために、平成16年10月、区は「練馬みどりの葉(は)っぱい基金」(条例名称：練馬区みどりを育む基金)を設置した。基金は寄付金と区の積立金からなり、①樹林地など貴重なみどり資源の保全や取得、②民有地の緑化の推進やみどりの普及・啓発、③みどりのボランティア活動への支援・助成などのために活用する。26年3月31日現在の基金額は695,150,000円である。

また、基金のPRキャラクターである「びいちゃん」を活用し、みどりを育む心を醸成するため、「びいちゃんファンクラブ」を24年6月に設立した。26年3月31日現在の会員数は、549名である。

### ●練馬みどりの機構

平成18年3月に「練馬みどりの機構」が任意団体として活動を開始し、21年4月に一般財団法人格を取得、22年4月に都市緑地法に基づく緑地管理機構に指定された。機構は、屋敷林や雑木林・農地などの練馬らしいみどりを媒介とした地域コミュニティの形成を目指すとともに、みどりの情報ネットワークを構築し、区民・区内事業者そして区の三者の協働により、区内のみどりの保護と保全、育成および活用ならびにみどりの創造に寄与することを目的としている。

25年11月2日に区と練馬みどりの機構は、練馬らしいみどりの普及啓発と練馬みどりの機構の周知を目的に、「身近に森・みどりのある暮らし『ねりま葉っぱいライフ』」と題して練馬らしいみどりの保護、活用、継承を考えるシンポジウムを実施した。パネリスト5名を中心に約70名の参加者を交えた討議を行った。

### ●みどりの協定

区では、現存するみどりの保護と失われたみどりの回復を図るため、様々な施策を行ってきた。みどり豊かな環境をつくるため、今後も公共施設の緑化にとどまらず、民間施設についても緑化を推進する施策を継続して展開していく必要がある。

このため、一定の地域の区民と区が協定を結び、地域の緑化を進めている。平成26年3月31日現在、18地域で協定が結ばれており、苗木の配布によるまちの緑化・美化が行われている。

員会は区長の附属機関として設けられ、区の緑化行政に種々の提言を行っている。一方、区民公募による緑化協力員は、それぞれの地域で自主的に活動し、地域の核となって緑化運動を行っている。

### ●花とみどりの相談所

花とみどりの相談所では、みどり豊かなまちを実現するため、みどりに関する講習会や展示会等の開催や、植物の栽培・管理について園芸相談を受け付けているほか、みどりに関わる活動を行っている区民サークルを支援するための施設の貸出し等、みどりに関する知識の普及や緑化についてのPRを行っている。

また、相談所の周囲には、来所する区民がみどりに親むことができるよう花壇やバラ園等を管理しており、年間を通して四季折々の花を楽しめる。

平成25年度の相談件数は3,364人であった。また、講習会等の開催は延べ75回、参加者は2,561人であった。

#### みどりの協定締結地区 平成26年3月31日現在

名	称
旭町二丁目町会	
上石神井町会	
石神井町一丁目東町会	
城南住宅組合	
中里泉地区	
早宮三、四丁目町会	
石神井台中央町会	
西大泉連合町会	
ルミエール豊玉管理組合	
仲町五丁目町会	
光が丘パークタウンいちょう通り東第二団地管理組合	
ファミリー成増グランデージ管理組合	
石神井小関町会	
石神井台沼辺町会	
中村東町会	
光が丘パークタウンいちょう通り東第一団地管理組合	
伸一自治会	
都民住民コートビレッジ	

### ●緑化委員会・緑化協力員

区民参加によるみどりの保全と創出を図るため、「緑化委員会」「緑化協力員」の制度を設けている。緑化委

## 2 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

### (1) 区民・事業者による身近なところからの地球温暖化防止を促進する

#### ●練馬区環境基本条例

区は、練馬区環境基本条例を制定し、平成18年8月1日に施行した。

この条例は、区の環境の保全について、基本理念を定め、区、事業者、区民の責務を明らかにし、併せて、環境保全施策の基本的事項を定めることにより、区の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進し、区において良好な環境を実現するとともに、地球環境や広域的な環境の保全に貢献することを目的としている。

#### ●練馬区環境審議会

練馬区環境基本条例第22条の規定に基づき、区の環境の保全に関して基本的事項を調査審議するための組織として、平成18年12月に練馬区環境審議会を設置した。委員の任期は2年で、24年12月から第4期の審議会となり、公募区民委員6人、区民団体委員3人、事業者団体委員4人、学識経験者委員2人、教育関係者委員2人、関係行政機関委員1人の計18人で構成されている。

25年度は3回の審議会を開催し、「練馬区環境基本計画2011の進捗状況」等について審議した。

#### ●環境都市練馬区宣言

平成18年8月1日、練馬区環境基本条例の制定・施行を機に、区民、事業者および区を挙げて、地域環境・地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにし、より良い環境を後の世代に引き継ぐことを宣言する環境都市練馬区宣言を行った。

この宣言は、環境の保全に関して、区における課題および区民等の責務を簡潔に示すとともに、区民等すべての人が協力して「みどりや水と共生する美しいまち」、「安全で健康に暮らせる生活環境のまち」、「資源やエネルギーを大切に作る循環のまち」、「環境にやさしいところを育み行動の環が広がるまち」の4つの基本的な目標の実現に向けて行動を進めることを内容としている。(宣言文は裏表紙参照)

#### ●練馬区環境基本計画2011

区は、平成5年度に最初の「練馬区環境基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、この計画を基本に区の環境保全に関する施策を展開してきた。

21年度の「練馬区基本構想」および「練馬区長期計画(22年度～26年度)」の策定を受け、区の環境保全に係る計画においても、長期計画を踏まえた新たな環境行政の方向を示すとともに、増加を続ける温室効果ガスの排出削減や、区の特長であるみどりの保全・創出等様々な対応が求められるようになった。

これらの環境行政を取り巻く状況の変化や、国内外の

動向を踏まえた新たな基本計画は、21年9月より策定を始め、計画素案を22年8月にまとめ、パブリックコメントを行った。また、計画素案を練馬区環境審議会に諮問し、同年10月の答申を受けて、計画案としてまとめ、同年12月に策定した。

本計画では、「ともに築く 循環・共生のまち ねりま」を区の望ましい環境像に掲げた。さらに、「みどり豊かなまちをつくる」、「環境に配慮したまちをつくる」、「学びと行動の環を広げる」を基本目標に定め、8つの基本施策、23の施策、8つの重点事業を展開している。計画期間は23年度から30年代初頭までとし、26年度までを前期計画と位置づけた。また、基本施策の進捗状況や成果を測る指標(モノサシ)として、26年度までに達成すべき目標である「環境指標」を設定した。

本計画の進行管理は、「環境指標」と重点事業の点検・公表により毎年度行い、関連する「みどり30推進計画」、「練馬区一般廃棄物処理基本計画」などと連携し、着実な計画の推進に向けて取り組んでいく。

#### ●練馬区地球温暖化対策地域推進計画

##### 1 計画策定の背景

地球温暖化対策については、国が、平成20年3月に「京都議定書目標達成計画」を全部改定するとともに、同年7月には、2050(平成62)年を目標年次とする「低炭素社会づくり行動計画」を策定したこと、さらに都が、20年3月に「東京都環境基本計画」を策定し、2020年を目標年次とする温暖化対策の目標や施策の方向等を打ち出すなど、状況が大きく変化した。

こうした状況を背景に、区は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、18年2月策定の「練馬区地域省エネルギービジョン」に代わる新たな地球温暖化対策の枠組みとして「練馬区地球温暖化対策地域推進計画」(以下「地域推進計画」という。)を21年3月に策定した。

##### 2 地域推進計画における削減目標

地域推進計画では、区の自然的社会的状況や温室効果ガス排出状況、国や都の関連計画を踏まえ、つぎのような温室効果ガス削減目標を掲げている。

- ① 短期的目標：2012(平成24)年度までに、2000(平成12)年度比で8%削減
- ② 中長期的目標：2020(平成32)年度までに、2000(平成12)年度比で25%削減

##### 3 地球温暖化対策の総合的、計画的な推進

この目標を達成するために、地域推進計画では、主体(区民、事業者、区)別に温暖化対策を体系化した上で、それぞれの主体ごとの具体的な取組を示し、区における温暖化対策を総合的、計画的に進めることとしている。

#### 4 練馬区の温室効果ガス排出状況

23年度の区の温室効果ガス排出量は、212万2千t（2年度比22%増）で、そのうち95%以上を二酸化炭素が占めており、204万6千t（2年度比19.4%増）であった。さらに二酸化炭素の排出量の内訳は、民生家庭部門（一般家庭）48.3%、民生業務部門（事業活動）23.5%、運輸部門19.9%であった。

（単位：1000t-CO<sub>2</sub>）

年度	温室効果ガス	二酸化炭素					
		産業部門	民生家庭	民生業務	運輸部門	廃棄物部門	
平成2	1,739	1,714 (100%)	160 (9.3%)	665 (38.8%)	287 (16.7%)	571 (33.3%)	32 (1.9%)
12	2,020	1,971 (100%)	100 (5.1%)	769 (39.0%)	369 (18.7%)	701 (35.6%)	32 (1.6%)
23	2,122	2,046 (100%)	102 (5.0%)	989 (48.3%)	480 (23.5%)	407 (19.9%)	68 (3.3%)

資料：「特別区の温室効果ガス排出量（1990～2011年度）」（平成26年3月）  
オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

#### ●練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）の活動

区における地球温暖化対策を推進するため、平成22年5月に「練馬区地球温暖化対策地域協議会」が設立され、23年度に区民公募により愛称を「ねり☆エコ」とした。ねり☆エコは、日常生活に起因する温室効果ガスの排出抑制のために必要な取組について協議し、区、その他関係機関等と連携して、節電・省エネ・省資源に関する普及啓発を進めている。

#### ●環境報告書「ねりまのかんきょう」の発行

平成18年8月1日施行の練馬区環境基本条例に基づく「環境報告書」として、25年9月、冊子「ねりまのかんきょうー平成24年度報告ー」を作成し、同時に区ホームページでも公表した。「環境にやさしいまちをつくる」「みどりと環境」「循環型社会をつくる」の3部構成で、24年度を中心とした区の環境の現状や施策の実施状況を詳しく解説している。また、環境・みどり・リサイクルに関する年表などを資料として掲載した。

#### ●環境情報の提供事業

環境に関する様々な情報をよりの確に区民に提供することを目的として、ホームページにより、環境教育啓発事業として実施するイベント情報の案内や区内で活動する環境団体を紹介している。

#### ●エコライフチェック事業

区では、日常生活における省エネルギー等の環境配慮を進めるため、区民と協力して、平成18年度からエコライフチェック事業を実施している。この事業は、10月のある1日をエコライフデーと定め、日常生活における環境配慮について、普段とエコライフデーの行動をチェックシートを用いて区民がチェックした後、区などが集計分析を行い、その結果を参加した区民等に返すことにより、効果的に環境に配慮した行動の普及啓発を行

う事業である。

25年度は区の小中学生等35,239人の取組により、エコライフデーと普段の日を比較して3.93tの二酸化炭素削減効果があった。

#### ●環境学習事業

区は、区民一人ひとりが環境を守る意識を高めるよう各種の環境学習事業を行っている。平成25年度に実施した事業はつぎのとおりである。

##### 1 練馬区環境作文コンクール

小・中学生の環境問題への意識・関心を高めることを目的として、毎年夏休み期間に作文を募集し、今回で40回目を迎えた。

25年度は「未来の環境のために、今できること」、「自然がいっぱい練馬のまち」、「たのしくごみを減らすには」の3つのテーマで募集し、小学生430作品、中学生691作品の計1,121作品の応募があった。

入賞作品16点を掲載した環境作文集を1,500部作成し、小中学校に送付したほか区立施設で配布した。また、1月には区役所本庁舎2階通路掲示板にて、入賞作品の展示を行った。

##### 2 環境月間行事

環境省が定める環境月間（6月）に実施している。25年度は6月中旬に区役所本庁舎アトリウムを会場として、「ともに築く 循環・共生のまち ねりま」をテーマとし、講演会などとともに区内で活動している環境団体や区の環境への取組の紹介、展示を行った。

##### 3 こどもエコクラブ

（公財）日本環境協会が主催しているこどもエコクラブ事業（幼児から高校生を対象とする環境クラブ活動）の地方事務局として、区内クラブの活動を支援した。25年度は3クラブ111人が会員として登録・活動した。

##### 4 ねりまエコ・アドバイザー活動支援

ねりま環境カレッジ基礎コース・応用コース修了者に、ねりまエコ・アドバイザーを委嘱しており、25年度は54人を委嘱した。

ねりまエコ・アドバイザーは、区が行う環境教育啓発事業や環境調査などへの協力、地域で行われる環境保全活動への助言・協力、その他環境教育の助言・協力者として学校等への出前講座も受け付けている。また、各所属団体にて環境活動を行っている。

ねりまエコ・アドバイザーの活動を活性化するため21年4月に「ねりまエコ・アドバイザー協議会」を設立した。また活動支援として、「ねりまエコ・アドバイザー通信」の発行、フォローアップ研修を実施した。

#### ●ねりま・エコスタイルフェア

節電、省エネ・省資源につながる展示・発表などを通じて、区内から排出される温室効果ガスの削減を図り、地球温暖化防止その他環境への負荷の低減に寄与することを目的として、練馬まつりと同日（10月20日）に、区およびねり☆エコの主催で実施した。当日は悪天候に



より開催時間が短縮された。

環境部経営課では電気自動車を展示し、環境課では節電・省エネに役立つ情報の展示を行った。

清掃リサイクル課と清掃事務所では、パネル展示や資源・ごみの分類例示、ごみの出し方クイズ・相談業務の実施、環境学習で使用している環境広報車（中が見える清掃車）の展示を行った。

#### ●地球温暖化対策設備設置補助制度

平成18年度から、地球温暖化防止施策の推進を図ることを目的に、住宅等に再生可能エネルギー設備または省エネルギー設備を設置する区民等に対して、予算の範囲内で、その費用の一部補助を行っている。25年度については、太陽光発電設備441件、自然冷媒ヒートポンプ給湯器57件、ガスエンジン・コージェネレーションシステム8件、家庭用燃料電池システム332件、計838件、55,735,000円を補助した。

#### ●オール東京62市区町村共同事業

オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」は、東京の自然環境の保護、地球温暖化の防止を目的に平成19年度にスタートした。

19年10月に発表した「みどり東京・温暖化防止プロジェクト共同宣言」に基づき、各自治体や地域の特性に応じた自然環境の保護、地球温暖化対策を推進するため、東京の62市区町村が共同して、様々な事業に取り組んでいる。

25年度には、「62市区町村共通版の温室効果ガス排出量標準算定手法」により算出した都内の市・区・町・村の温室効果ガス排出量の公表や共通啓発物品の配布、エコプロダクツ2013への出展、再生可能エネルギーとスマートコミュニティの研究、体験型一般公開講座の開催等を行った。

## (2) まちづくりで環境に配慮する

#### ●環境影響評価制度

環境影響評価制度は、大規模なまちづくりの事業の実施に際し、その事業の実施が環境に与える影響をあらかじめ予測・評価して公表し、住民や関係自治体の意見を事業計画に反映させ、環境への著しい影響の発生を未然に防止するための一連の手続である。

都は昭和55年に「東京都環境影響評価条例」を、国は平成9年に「環境影響評価法」を制定し、環境影響評価を実施してきた。このうち、当区が関係地域になった事業は、26年3月31日現在18件である。

最近では、25年度に「光が丘清掃工場建替事業」1事業の環境影響評価条例に基づく手続を実施した。

#### ●自動車駐車場等の開発調整の手続

練馬区まちづくり条例に掲げる自動車駐車場等に係る開発事業については、良好な自然環境の保全・育成と周辺の居住環境への配慮や良好な町並みの保全形成を図るために、条例に基づく手続を行うことが定められてい

る。

手続の対象は、つぎのとおりである。

- (1) 床面積300㎡以上の自動車駐車場の建築（建築物に付属する駐車場および延べ面積3,000㎡以上かつ高さ15m以上の建築に該当する駐車場を除く。）
- (2) 開発区域面積300㎡以上の自動車駐車場の設置（(1)を除く。）
- (3) 開発区域面積300㎡以上の材料置場の設置
- (4) 開発区域面積300㎡以上のウエスト・スクラップ処理場の設置
- (5) (1)または(2)の規模の既存自動車駐車場の形式変更または路面舗装工事
- (6) ペット火葬施設等の設置

平成25年度の条例に基づく自動車駐車場等の開発に係る届出件数は、計6件であり、(2)に該当する届出であった。

## (3) 区が率先して地球温暖化防止に取り組む

#### ●区の事務事業における環境配慮の着実な推進

##### 1 練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン）

区は、区の事務事業の中で、地球温暖化防止を始めとする環境課題の解決に向けて取り組んでいかなければならない。

そのためには、区は率先して温室効果ガスの削減に取り組むほか環境に配慮した活動を推進することが必要であり、それを継続的に改善していく仕組みが欠かせない。環境マネジメントシステム（EMS）とは、企業や自治体等の組織が運営や経営の中で、自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、目標達成に向けた取組を継続的に進めるための仕組みをいい、Plan（計画）、Do（実施および運用）、Check（点検）およびAction（見直し）のPDCAサイクルからなる。

区は、環境マネジメントシステムを、平成13年度から区長部局において運用開始し、世界共通の規格であるISO14001を認証取得した。その後、16年度からは区立小中学校・幼稚園へも拡大して運用してきた。ISO14001認証取得後9年間の取組の中で、職員の意識改革が図られ、目標管理の仕組みが仕事の中に定着したことにより、EMSは一定の成果が得られた。

そこで、23年度からはISO14001によらない区独自の環境管理を行うために、区の環境マネジメント全体を体系化し、運用を統括する「練馬区環境マネジメントシステム基本方針」を制定した。

区は、「練馬区環境マネジメントシステム基本方針」に基づいた環境管理体系により、環境への負荷を低減し、環境法令を遵守するとともに、事務事業の中で環境に良い活動を推進することで、環境課題の解決に取り組んでいる。

## 2 練馬区環境管理実行計画

区は、23年3月、地球温暖化防止のため、事業者としての練馬区が自らの事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を目的として、「練馬区環境管理実行計画（23年度～26年度）」を策定した。この計画は、「練馬区役所地球温暖化対策プラン（19年3月策定）」の後継計画であり、「練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン）」を構成する取組分野でもある。また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「東京都環境確保条例」という。）の改正内容を踏まえた総合的な実行計画として策定した。

### 3 区立施設の省エネルギー対策等

区は、「練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン）」に基づき、公共施設等の新設・改修工事等を行う際に省エネルギー対策等を進め、25年度は、谷原小学校に太陽光発電装置を設置した。

また、東京都環境確保条例の地球温暖化対策計画書制度に基づき、25年度は、区役所本庁舎の階段誘導灯のLED化工事を行った。

区は、東日本大震災を契機として自主的に節電を継続している。特に夏期については、25年度環境マネジメント実施計画において節電目標を定めて取り組んでいる。

また、電力調達先の多様化と経費の節減を図るため、競争入札による電力調達を施設数を拡大して実施した。

## (4) ごみの発生を抑制する

### ●普及啓発の推進

#### 1 情報の発信

区は、循環型社会構築を目指し、区で行っている「ごみ減量」と「資源化」への取組について、普及啓発用パンフレット「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」および清掃リサイクル分野の情報紙「ねりまの環」を作成し、区民等に情報を発信している。

平成25年10月には「ねりまの環」第5号を小中学校の児童・生徒、区立施設等に配布した。第5号では、24年度1人当たりのごみ量が23区で一番少ない自治体であったことをPRするとともに、3Rの実践で更なるごみの減量を呼びかけた。

#### 2 清掃事務所における啓発活動

清掃事務所では、ごみの減量や正しい排出方法、リサイクルへの一層の理解と協力を得るため、様々な指導・啓発活動を行っている。主な指導・啓発活動には以下のものがある。

##### (1) ふれあい環境学習

小学校に出向き、主に4年生を対象に模擬ごみの分別体験を通じ、ごみの分別等への関心を持ってもらうほか、環境広報車を使ってごみ収集の仕組みや機能を説明している。25年度は、区立小学校65校で実施し、

区作成の冊子「できることからはじめよう」を配布した。また、区立保育園および幼稚園等でも実施している。

##### (2) 大規模建築物排出指導

1,000㎡以上の事業用建築物の所有者に対して、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導、助言を行っている。また、廃棄物管理責任者の選任を義務付け、講習会を実施している。

## 3 練馬区環境清掃推進連絡会

練馬区環境清掃推進連絡会は、町会・自治会を中心とした環境・清掃・リサイクルに関わる類似の住民組織を統合して、15年7月に組織された任意団体である。

この団体は、地域のまち美化および清掃・リサイクルについて事業を展開し、「自分たちのまちは自分たちできれいにする」ことを目標に、身近な地域のまち美化・清掃・リサイクルの問題を通じて地域での連帯を深め、行政と協働して循環型社会づくりと地球環境の保全に寄与することを目的としている。

25年度は、清掃・リサイクル関連施設見学会、区内一斉清掃の事業などを実施した。

### ●生ごみの発生抑制

区は、生ごみの資源化を進め、生ごみを土にかえすリサイクル事業を実現するとともに、ごみの減量を図るため、生ごみコンポスト化容器のあっせんを行っている。平成25年度には、10台の申込みがあった。

また、家庭用生ごみ処理機およびコンポスト化容器購入費助成金交付事業も併せて行っており、25年度の助成件数は80件であった。

### ●リサイクルセンター

区は、リサイクルおよび環境学習活動の拠点施設として、平成9年3月に関町リサイクルセンターを、14年10月に春日町リサイクルセンターを、21年4月には豊玉リサイクルセンターを開館した。

23年度からは全区的な事業展開等を実施するために、3つのリサイクルセンターを一括して一事業者が指定管理者として事業を行うこととした。

センターには、展示室、リサイクル工房、リサイクル情報コーナー、実習室、多目的室、会議室、コミュニティ室などの施設があり、様々な事業が行われている。

センターで行っている主な事業は以下のとおりである。

#### 1 手作り教室の開催など

不用品を使った衣類のリフォームやおもちゃの修理、環境を扱った講座などを行った。25年度は、豊玉、春日町および関町リサイクルセンターで合計192講座（延べ633回）開催した。

#### 2 不用品家具類の展示・販売

粗大ごみとして出された家具類のうち、再使用可能なものを、簡易な修理・清掃を行い、低廉な価格で販

売した。25年度は、豊玉、春日町および関町リサイクルセンターで区民提供の小物と合わせて74,764点販売した。

### 3 環境リサイクル情報の収集・提供

環境およびリサイクルに関する情報・資料（書籍・ビデオなど）を収集し、区民の利用に供している。また、事業案内などを載せた情報誌を発行している。

#### ●再使用の促進

##### 1 リサイクルマーケット支援

リサイクルマーケットは家庭内で使わなくなった衣類、生活雑貨などを地域で再使用してもらうことを目的に実施している。区では、このリサイクルマーケットを自主的に実施する団体に対して、区報への掲載、公園使用の許可、物品の貸出しなどの支援を行っている。平成25年度は公園や区立施設など16会場で96回のリサイクルマーケットが開催された。

##### 2 大型生活用品リサイクル情報掲示板

家庭で使用しなくなった大型の生活用品を粗大ごみなどにせず、区民相互で有効に活用してもらうため、4年3月から、区内公共施設に「大型生活用品リサイクル情報掲示板」を設置している。品物を「譲ります」「譲ってください」という情報カードを半月間掲示し、その管理・運営を区が行い、掲示内容の交渉と品物の受渡しは当事者双方の責任において行っている。掲示板は区立施設15か所に設置している。

25年度の情報提供は、「譲ります」406件、「譲ってください」62件で、譲渡成立の連絡件数は、「譲ります」186件、「譲ってください」5件であった。

#### ●ごみの発生抑制の計画的推進

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「練馬区第3次一般廃棄物処理基本計画（平成23年度～32年度）」を23年3月に改定した。

計画では、「区民・事業者とともに循環型社会を形成し、次世代にみどり豊かで良好な環境を継承することのできる都市をめざす」を基本理念とし、前計画の達成状況を踏まえ、32年度の区民1人1日当たりの収集ごみ量を21年度の551gから470gに削減することを目標とした。資源・ごみを合わせた発生量は21年度の724gから、1人1日当たり668gを目指すことを目標とした。

また、計画に含まれる「リサイクル推進計画」は、目標達成に向けた行動計画と位置づけ、循環型社会を目指すための区の主な取組を定めている。

## (5) リサイクルを進める

### ●庁舎等区立施設でのリサイクルの推進

#### 1 再生資源の分別回収

区では事業者責任として、事業活動に伴う廃棄物の再利用を図るため、平成9年度から、これまでの古紙回収に加え、びん・缶・ペットボトル・トレイの回収を全施設で開始した。さらに13年度から乾電池、20年度から

廃食用油、22年度から蛍光管を回収品目に加えた。

#### 庁舎等区立施設回収

年 度	平成23	24	25
	t	t	t
古 紙 等	1,052.4	1,002.2	912.1
び ん	9.7	9.1	9.3
缶	19.5	17.9	17.6
ペットボトル	11.4	12.2	12.9
ト レ イ	0.02	0.02	0.01
乾 電 池	2.0	2.7	3.9
マテリアル資源	24.5	29.2	27.0
廃 食 用 油	8.1	7.9	8.6
蛍 光 管	4.8	5.4	4.9
計	1,132.4	1,086.6	996.3

### 2 再生品利用の推進

森林資源の保護や資源の有効利用を目的として、ねりまエコプランの基本方針に基づいた「区の物品購入等におけるグリーン購入推進手順書」を用い、庁内で使用する用紙類、区報等の印刷物などに再生紙の使用等を推進している。

### 3 学校給食から出る生ごみの資源化

14年2月から、学校92校および、学校給食総合調理場2か所での区の委託事業による一括回収および肥料化を開始した。これに加え15年度から保育園59園、16年度から福祉施設7か所、19年度からは区立特別養護老人ホーム4か所での回収も始まった。26年3月現在、学校98校、保育園60園、福祉施設等9か所の計167か所で回収を行っている。肥料は一般公募により「練馬の大地」と名づけられ、15年6月20日に区で商標登録した。25年度は約1,070tの生ごみが回収され、24tの「練馬の大地」が出荷された。

### 4 事業系の資源回収支援

「商店街・オフィスリサイクル・ねりま」という名称で回収業者が主体となり、商店街等の事業者から出るダンボール・板紙・OA紙等の古紙類を中心に回収を行っている。25年度は11事業所が参加し、53tの古紙類を回収した。

#### ●効率的な資源回収システムの構築

##### 1 集団回収団体支援

23区各区の事業として、平成4年7月に都から移管された。資源回収業者と協力してリサイクルに取り組む区民の自主的な団体であれば、区の登録団体になることができる。区は、登録団体から資源回収の実績について報告を受け、年2回、回収量1kg当たり6円の報奨金を支給している。このほか、集荷場所案内板などの支給や資源回収業者の紹介も行っている。

25年度の回収実績は、新聞・雑誌などの古紙類や古布を中心に12,153t、登録団体数は533団体であった。

また、空き缶の回収に取り組んでいる団体に対して

は、電動空き缶プレス機の貸出しも行っている。

25年度には46団体に対して51台貸出しを行った。

#### 集団回収

年 度	平成23	24	25
回 収 量	10,976.3t	11,732.3t	12,153.4t
団 体 数	449団体	503団体	533団体

## 2 集積所資源回収（古紙）

9年6月から都清掃局のモデル事業として、清掃事務所は光が丘地区で古紙・びん・缶の回収を開始し、12年2月から区内全域で週1回集積所での古紙の回収を開始した。古紙は新聞・雑誌・ダンボールに分けてひもで縛り、その他雑紙等は雑誌にはさむかビニールコーティングされていない紙袋に入れて収集日の朝、出すことになっている。

23年4月からは集積所での紙パックの回収を開始した。

なお、古紙など資源持ち去りに対する防止策として、21年7月に練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例を改正し、持ち去り行為を行った者に対する罰則規定を設けた。これに加え、24年12月にも同条例を改正し、禁止命令の行政処分を受けた者の氏名などを区ホームページなどで公表する制度を、25年4月から新たに開始し、古紙持ち去り対策の強化を図っている。

#### 清掃事務所による古紙の回収

年 度	平成23	24	25
古 紙	17,912.2 <sup>t</sup>	16,679.2 <sup>t</sup>	16,496.0 <sup>t</sup>

\*23年度以降は紙パックを含む。

## 3 集積所資源回収（容器包装プラスチック）

20年10月の資源・ごみの分別変更から、「プラマーク」表示のある容器包装プラスチックの資源回収を開始した。

容器包装プラスチックは、法による役割分担に基づき製造・販売事業者がリサイクルの義務を負い、その費用を負担している。

区の役割は分別回収し、容器包装プラスチックの中間処理（選別、圧縮、梱包）を行い、指定されたりサイクル事業者に引き渡すこととなっている。

リサイクルされた容器包装プラスチックは、プラスチック製品（パレット、擬木など）や化学原料化後に油やコークスとして再利用されている。

#### 容器包装プラスチックの回収量

年 度	平成23	24	25
容器包装プラスチック	5,423.4 <sup>t</sup>	5,275.0 <sup>t</sup>	5,219.0 <sup>t</sup>

## 4 街区路線回収（びん・缶・ペットボトル）

8年12月から区内の一部地域で、週1回の「びん・缶回収の日」に約30世帯に1か所の割合で回収用コンテナを設置し、毎週交互に飲食用ガラスびんと飲食用缶を回収する街区路線回収を開始した。

その後、順次地域を拡大し、15年度には区内全域で毎週同時に回収する方式に変更した。びん・缶に加え、18年度からは、ペットボトルの回収も区内全域で展開している。19年度からは、排出量の少ない小規模事業者についても有料で回収する事業を開始した。

現在は、区民のニーズに応えるため数世帯で利用している集積所での容器設置も行っている。

#### 街区路線回収

年 度	平成23	24	25
	t	t	t
アルミ缶	684.2	662.0	648.3
スチール缶	1,454.7	1,398.4	1,362.6
リターナブルびん	486.8	497.1	505.9
ワンウェイびん	4,937.4	4,861.8	4,940.1
ペットボトル	2,051.1	1,987.0	2,008.4
計	9,614.2	9,406.3	9,465.3

## 5 拠点回収（使用済み乾電池）

26年3月現在、区内84か所の販売店および区立施設等に回収ボックスを設置し、使用済み乾電池の回収を行っている。また、区内の小中学校66校では、児童・生徒を対象として回収ボックスを設置し、使用済み乾電池の回収を行っている。

## 6 拠点回収（ペットボトル）

販売店を拠点として回収を行っている。26年3月現在、回収協力店は280店である。

## 7 拠点回収（古着・古布）

集団回収に参加が困難な区民に対してリサイクルへの参加の機会を確保するため、14年度から、一部の区立施設を利用した古着・古布の回収を行っている。

この事業の開始に伴い、13年度まで行っていたエリア古布回収支援事業を本事業に移行した。

15年度から区立施設24か所を、24年度からは27か所を拠点として回収を行っている。また、17年度以降は衣替えの時期に合わせ、春と秋に臨時回収を行っている。

## 8 拠点回収（廃食用油）

20年6月から家庭で不用になった天ぷら油、サラダ油などの植物油を、26年4月現在、月1回地区区民館など43か所の区立施設で回収を行っている。

## 9 拠点回収（小型家電）

23年9月から区立施設5か所に専用ボックスを設置し、23区で初となるレアメタル等の有用金属資源のリサイクルを進めるため小型家電9品目の回収を開始した。26年3月現在、11か所に設置し回収を行っている。

## 拠点回収

年 度	平成23	24	25
	t	t	t
紙 パ ッ ク	30.4	28.7	25.7
使用済み乾電池	94.2	90.6	84.7
ペットボトル	379.2	334.5	327.4
古着・古布	556.5	507.2	465.4
廃食用油	17.7	19.0	18.0
小型家電	0.7	1.6	3.0
計	1,078.7	981.6	924.2

## (6) ごみの適正処理を進める

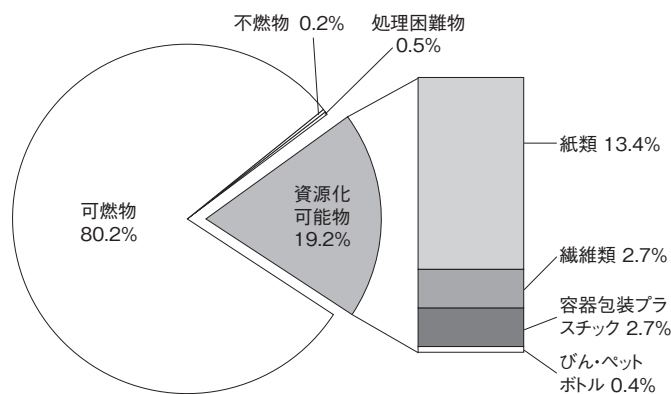
## ●ごみ排出ルールの確立

## 1 清掃事務所におけるふれあい指導事業

家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみおよび容器包装プラスチックの組成割合を明らかにし、資源化可能物の混入割合や正しく分別しているごみの割合を把握することを目的に資源・ごみの排出実態調査を毎年行っている。

平成25年9月に実施した調査のうち、可燃ごみの調査結果は、つぎのグラフのとおりで、正しく分別されている割合は80.2%となっている。一方で正しく分別されていない割合は19.8%で、そのうち、19.2%は紙類や繊維類といった資源化可能物である。正しく分別することで、ごみの排出量を抑制し循環型社会を形成する一歩となるため清掃事務所では分別ルール等が守られていないごみに「警告シール」を貼付して排出者に自主的改善を促したり、集積所を利用している区民に対して、ふれあい指導や青空集会を実施することで改善を図っている。

## 可燃ごみの調査結果



※端数処理のため、円グラフの合計が100%とはならない。

## (1) ふれあい指導

区民・事業者に対して、集積所の指導・改善や不法投棄の防止などについて直接、個別に対話し指導してい

る。

## (2) 青空集会

集積所でおおむね30人程度の区民を対象として、ごみ・資源の分け方と出し方を模擬ごみを使って実践し、再確認するとともに、ごみの減量とリサイクルについて理解を深めている。

## 2 一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物の収集運搬または処分を業として行おうとする者は、当該区域を管轄する区市町村長の許可を受けなければならない。

区が許可している業者数は、26年3月31日現在274である。

## ●ごみの収集・運搬事業の推進

## 1 廃棄物の収集運搬事業

地方自治法等の改正により、特別区は基礎的な地方公共団体となり、区民に身近な清掃事業などを担うこととなった。これにより、それまで都が担当していたごみの収集・運搬は平成12年4月1日から区が行うようになった。

## 2 ごみの排出方法

ごみの収集は、可燃・不燃・粗大の3区分により行っている。可燃ごみは週2回、不燃ごみは月に2回収集している。

可燃ごみ・不燃ごみは収集日の朝に集積所にごみ容器に入れて出すのが原則であるが、市販されている透明または半透明の袋などで出すこともできる。

なお、スプレー缶、ガスマイター、カセット式ガスボンベについては、車両火災の原因となることから23年6月からは、他の不燃ごみとは別袋で出すこととしている。

事業所、商店などから出される事業系ごみは、許可業者に処理を依頼する有料ごみ処理券を貼って出すことになっている。

おおむね30cm角以上の家具などの家庭から出る粗大ごみは、粗大ごみ受付センターに申し込み、指定された日に自宅前などに出すか、資源循環センターに持ち込む。粗大ごみについては、収集・持込み、いずれも有料粗大ごみ処理券を貼って出すことになっている。

なお、13年4月1日に施行された家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）により、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機（21年4月1日から）については、リサイクル料金を支払って販売店などに引き取ってもらうこととなった。また、家庭用パソコンについても資源有効利用促進法に基づき、15年10月1日からメーカーが自主的に回収、リサイクルを行うことになった。

## 3 ごみの収集量

25年度中に区内で収集したごみの種類・量はつぎの表のとおりである。25年度は前年度と比較して、可燃ごみは1,758tの減、不燃ごみは190tの減、粗大ごみは53t

の増となった。なお、23年度から粗大ごみの資源化事業等を開始しており、25年度は再利用家具6,338点81t、家電分解品74t、粗大鉄717t、布団109tを資源として分別することでごみ量の抑制を図った。

#### 練馬区のごみの収集量

年 度	平成23	24	25
	t	t	t
可 燃 ご み	129,580	127,110	125,352
不 燃 ご み	6,393	5,790	5,600
粗 大 ご み	4,995 (4,632)	4,852 (3,912)	4,860 (3,965)
(粗大ごみのうち持込み)	(488)	(463)	(471)
計	140,605	136,811	134,917

注：粗大ごみ( )内の数値は内数で、資源化および再利用化分を除いたごみ量である。

#### 4 ごみの処理

集積所で収集したごみのうち、可燃ごみは、主に区内にある練馬清掃工場と光が丘清掃工場で焼却処理している（練馬清掃工場は26年3月31日現在、建替中のため他区清掃工場で処理している。）。不燃ごみは中央防波堤内の不燃ごみ処理センターに搬入して、破碎・減容化し、鉄分・アルミ分を回収後、埋立処理している。また、粗大ごみは再利用家具、金属、布団を選別回収したのち中央防波堤内の粗大ごみ破碎処理施設に搬入し、資源を回収したのち、可燃ごみと不燃ごみとに分別し、可燃ごみは清掃工場で焼却し、不燃ごみは埋立処理している。

焼却灰は14年12月より板橋清掃工場内の灰溶融処理施設で処理した後、建設資材として再利用を図っている。

なお、清掃工場・不燃ごみ処理センター等の中間処理施設は東京二十三区清掃一部事務組合が、最終処分場（埋立処分場）は都が設置・運営している。

#### 5 し尿の処理と浄化槽

現在、区内においては下水道の普及率はおおむね100%に達しているが、ごく一部の地域でくみ取り式の便所が残っている。し尿については、石神井清掃事務所で収集している。

また、区に届け出されている浄化槽は、26年3月31日現在、428基である。

#### 6 犬猫等の死体処理および防鳥用ネット貸出し

飼い主または土地・建物の占有者から依頼のあった動物の死体については、清掃事務所で対応している。25年度の処理件数は1,522件であった。

また、都・区道上の動物死体についても、清掃事務所で収集している。

カラス等によるごみの散乱被害が著しい集積所に対しては、責任ある管理を条件に防鳥用ネットを貸し出している。14年2月から、宅配サービスを開始した。

25年度の貸出枚数は2,641枚であった。

#### 7 戸別訪問収集

清掃事務所では、65歳以上の高齢者または障害者のみで構成されている世帯のうち、ごみを集積所まで持ち出すことが困難で、身近な方の協力も得られない世帯について、戸別に訪問収集を行い、日常生活の負担を軽減するとともに区民生活の向上を図っている。26年3月31日現在1,167世帯で収集を行っている。

# 3 良好な地域環境をつくる

## (1) 公害問題の解決を図り、地域環境の保全・改善を推進する

### ●低公害車の導入

区では、環境負荷の低減を目指し、リースを含む庁有車の新規導入・入替えに際して、九都県市指定低公害車を選定条件にするなど、率先して低公害車の導入推進に取り組んでいる。

また、クリーンエネルギー自動車として、天然ガス自動車15台、ハイブリッド自動車19台および電気自動車3台を導入し、日常の業務で活用するとともに、優れた環境性能を示すステッカーを導入車両に貼付することにより、環境に配慮した車両について区民・事業者への普及・啓発に寄与するよう努めている。

### ●大気汚染

大気汚染は、自動車や工場からの排出ガスなどが大きな原因となって、引き起こされている。特に自動車は都内の窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の排出源として大きな比重を占めていることから、一層の自動車公害対策が必要となっている。

一方、廃棄物焼却炉を主な排出源とするダイオキシン類汚染と建築物の耐火材等に使用されていたアスベストの飛散が問題となっており、区では、環境調査や発生源対策を実施している。

### 大気汚染物質に関する環境基準

物質	環境基準	長期的評価の方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する日の値(98%値)が0.06ppm以下であれば「達成」とする。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲以内にあるものを除外した日の値(2%除外値)が環境基準以下である場合は「達成」と評価する。ただし、1日平均値が2日以上連続して環境基準を超えていた場合は「非達成」とする。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	

注：①二酸化窒素と浮遊粒子状物質については一年間に6,000時間以上測定した測定局を評価の対象とする。

②環境基準 環境基本法に基づき定められた人の健康を保護し、生活環境を良好に保つため、維持することが望ましい基準

### 大気汚染測定結果(区測定)

平成25年度

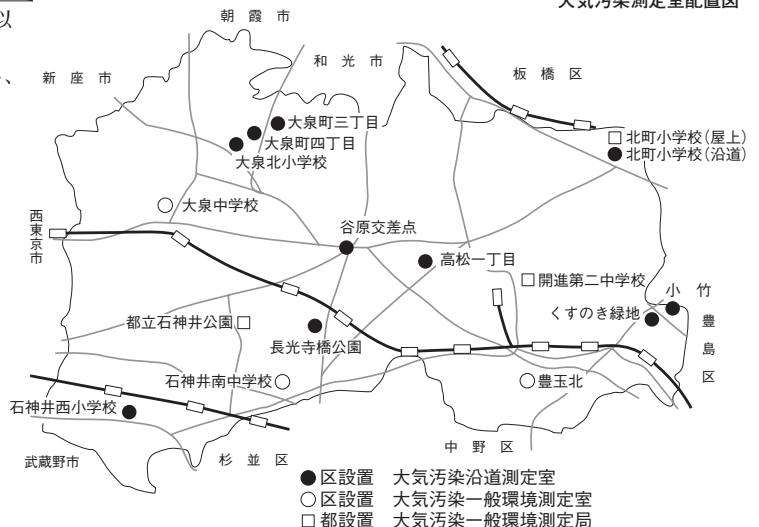
項目 測定室	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )			光化学オキシダント(Ox)		浮遊粒子状物質(SPM)		
	年度平均値	98%日平均値の	適否	年度平均値	適否	年度平均値	2%日平均値の除外値	適否
	ppm	ppm		ppm		mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	
豊玉北	0.018	0.040	○	0.034	×	0.021	0.057	○
石神井南中	0.017	0.038	○	0.028	×	—	—	—
大泉中	0.018	0.040	○	0.029	×	—	—	—
北町小	0.025	0.044	○	—	—	—	—	—
くすのき緑地	0.028	0.049	○	—	—	—	—	—
石神井西小	0.024	0.042	○	—	—	—	—	—
長光寺橋公園	0.027	0.045	○	—	—	0.024	0.059	○
谷原交差点	0.026	0.047	○	—	—	0.026	0.069	×
大泉北小	0.018	0.040	○	—	—	—	—	—
小竹	0.022	0.043	○	—	—	0.020	0.053	○
高松一丁目	0.020	0.041	○	—	—	0.023	0.059	○
大泉町三丁目	0.021	0.040	○	—	—	—	—	—
大泉町四丁目	0.022	0.043	○	—	—	—	—	—

注：①適否とは環境基準を達成できたか否かを表している。

②「日平均値の98%値」および「日平均値の2%除外値」については左の表の「長期的評価の方法」を参照のこと。

③光化学オキシダントの年度平均値は、昼間(午前6時から午後9時まで)の15時間の平均値である。

大気汚染測定室配置図



1 大気汚染の状況

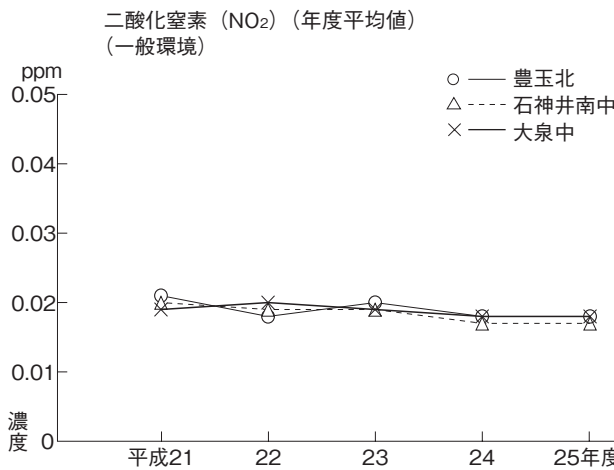
区内における大気汚染の実態を把握するため、前ページの図のように区設置13か所、都設置3か所の測定室がある。平成25年度の各汚染物質の状況はつぎのとおりである。

(1) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

年度平均値では一般環境大気、沿道環境大気とも減少傾向を示している。25年度は13か所すべてで環境基準を達成した。

二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) (年度平均値)  
(一般環境)

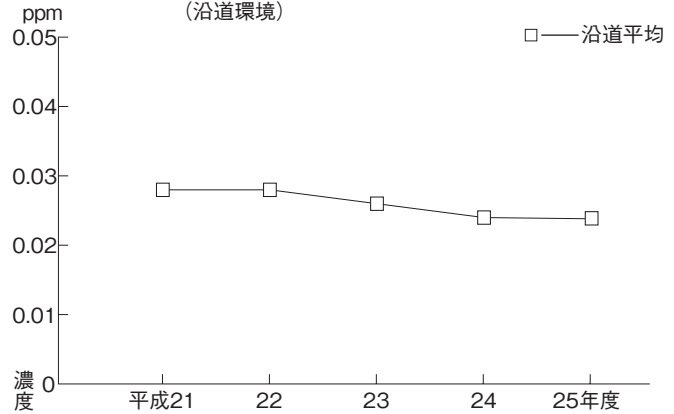
測定室	年度	21	22	23	24	25
豊玉北		0.021	0.018	0.020	0.018	0.018
石神井南中		0.020	0.019	0.019	0.017	0.017
大泉中		0.019	0.020	0.019	0.018	0.018



二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) (年度平均値)  
(沿道環境)

測定室	年度	21	22	23	24	25
北町小		0.035	0.036	0.033	0.031	0.025
くすのき緑地		0.034	0.032	0.030	0.028	0.028
石神井西小		0.026	0.028	0.026	0.025	0.024
長光寺橋公園		0.031	0.030	0.028	0.026	0.027
谷原交差点		0.031	0.029	0.028	0.026	0.026
大泉北小		0.022	0.021	0.020	0.017	0.018
小竹		0.024	0.026	0.023	0.022	0.022
高松一丁目		0.023	0.023	0.022	0.020	0.020
大泉町三丁目		0.027	0.025	0.023	0.022	0.021
大泉町四丁目		0.026	0.026	0.024	0.023	0.022
沿道平均		0.028	0.028	0.026	0.024	0.023

二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) (年度平均値)  
(沿道環境)

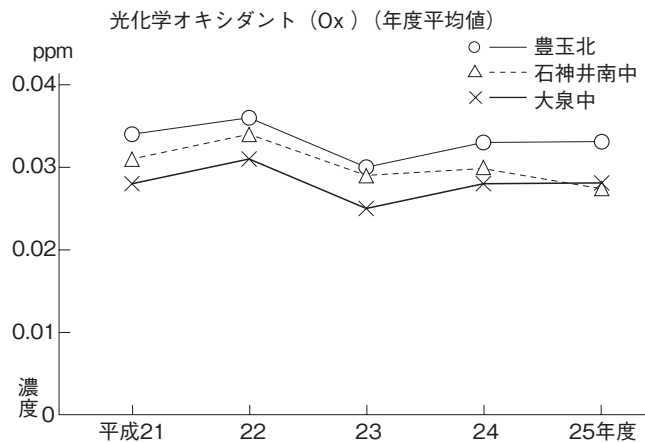


(2) 光化学オキシダント (Ox)

環境基準は達成していない。

光化学オキシダント (Ox) (年度平均値) (単位: ppm)

測定室	年度	21	22	23	24	25
豊玉北		0.034	0.036	0.030	0.033	0.034
石神井南中		0.031	0.034	0.029	0.030	0.028
大泉中		0.028	0.031	0.025	0.028	0.029



(3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

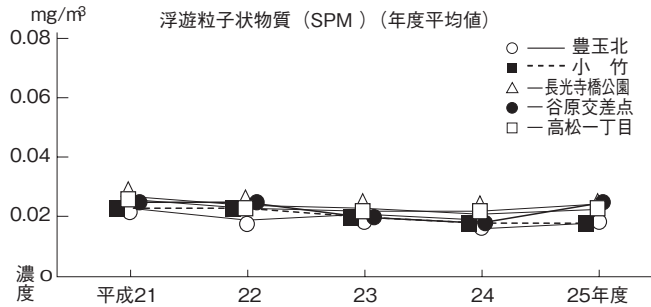
25年度において測定点の年度平均の測定値は全か所とも増加傾向である。環境基準については、25年度は谷原交差点以外は達成した。

谷原交差点では、8月に2日間続けて一日平均値が0.1mg/m<sup>3</sup>を超えた日があり、環境基準が非達成となった。

浮遊粒子状物質 (SPM) (年度平均値) (単位: mg/m<sup>3</sup>)

測定室	年度	21	22	23	24	25
豊玉北		0.023	0.019	0.021	0.019	0.021
小竹		0.023	0.023	0.020	0.018	0.020
長光寺橋公園		0.027	0.024	0.023	0.021	0.024
谷原交差点		0.025	0.024	0.021	0.021	0.026
高松一丁目		0.026	0.023	0.022	0.022	0.023





## 2 光化学スモッグ

25年度の注意報の発令日数は8日で、24年度の3日より増加した。

光化学スモッグによると思われる被害の届出はなかった。

## 3 ダイオキシン類環境調査

区では、25年度も区内3か所で年4回（5・8・11・2月）大気環境中のダイオキシン類について調査を行った。

結果は、各項目とも、すべての地点において環境基準を下回っていた。

## 4 アスベスト環境調査

区では、25年度も区内4か所で年4回（5・8・11・2月）大気環境中のアスベストについて調査を行った。

結果は0.14本/ℓ（総繊維数濃度）以下であった。

### ●公害に関する苦情および陳情の処理事務

都市での暮らし方が原因となる公害問題には、自動車交通公害を始め、店舗での営業活動などに伴う騒音・悪臭、一般家庭の騒音などの近隣公害問題がある。

問題解決には、一人ひとりが公害防止の工夫を行うとともに、地域社会の中でお互いの生活を尊重しルールを確立していくことが望ましい。

区報や環境教育を通して広く区民に理解を促すとともに、苦情相談や騒音計の貸出し、パンフレットの配布等を行っている。

特に飲食店等の騒音は深夜に問題となることがあるため、実態把握のための夜間調査を平成25年度は29件実施し、さらに飲食店に対し、練馬、石神井、光が丘警察署の協力を得て、講習会を実施した。

公害の苦情受付件数（現象別）

平成25年度

種別	現象別				合計	
	工場	指定作業場	建設作業	一般	(件)	(%)
ばい煙	2	0	1	32	35	14.6
粉じん	0	1	13	4	18	7.5
アスベスト	0	0	3	0	3	1.3
有毒ガス	0	0	0	0	0	0.0
悪臭	3	1	6	13	23	9.6
汚水	0	0	0	0	0	0.0
騒音	3	8	59	38	108	45.2
振動	1	4	38	8	51	21.3
その他	0	0	0	1	1	0.4
合計	9	14	120	96	239	100.0

注：2項目以上の公害現象がある場合、各現象ごとに1件として表示している。

## ●アスベスト飛散防止

### 1 区立施設対策

平成15年10月に策定した「区立施設におけるアスベスト含有材の除去方針」、16年5月に策定した「練馬区アスベスト対策大綱」に基づき、吹付けアスベストの使用が判明した小中学校・区民施設において、17年度までに露出した吹付けアスベストの除去等を完了した。

その後、20年1月にトレモライト等新3種のアスベスト報道がなされたことから、区は20年2月より吹付けアスベストの使用実態再調査を実施し、使用が判明した8施設について23年度までに全施設の除去等を完了した。

「練馬区アスベスト対策大綱」については、新たに民間建築物対策を追加し、20年6月に全面改訂した。

### 2 民間施設対策

アスベスト除去工事等に対する国や都の規制は対象が限定的であったことから、18年1月に練馬区アスベスト飛散防止条例を国の規制強化に先駆けて施行した。また、民間住宅や事業所のアスベスト対策への支援策として、吹付けアスベスト調査費助成要綱および吹付けアスベスト除去工事費助成要綱を改正し、22年4月に新たに施行した。

### ●事業所の立入調査

ばい煙、有害ガス、騒音、振動、悪臭などを防止するため、発生源に対して立入調査を行っている。

### ●有害化学物質汚染対策の充実

ダイオキシン類などの有害化学物質について規制指導を行っている。

#### 1 焼却行為の規制指導

廃棄物の焼却行為には、焼却炉やドラム缶を使用したものおよび直接地面で焼却する「野焼き」などがある。区内には比較的緑が多く、落ち葉の処分のための焼却も少なくないため、季節による苦情数の変化がある。

禁止された廃棄物の焼却行為については、苦情対応による個別指導を行いダイオキシン類発生抑制の徹底を図っていく。

#### 2 事業所の有害化学物質適正管理に関する規制指導

東京都環境確保条例が平成13年10月1日に施行され、59種類の化学物質について年間各100kg以上使用する場合には、翌年の6月末までに使用量等や一定規模以上の事業所には管理方法について区長に報告することが義務付けられている。25年度は、塗装工場、印刷工場、メッキ工場、ドライクリーニング店、ガソリンスタンド等71事業所から使用量等の報告があった。

#### 3 事業所の土壌汚染対策に関する規制指導

東京都環境確保条例には、土壌汚染対策に関する規定が盛り込まれている。有害物質による土壌汚染を防止するため、有機溶剤の一部、有害性が強い重金属とその化合物、有機燐やアルキル水銀、一部の農薬とPCB等26種類の物質を使用している事業所が、事業の廃止等に伴い建物等を除却する場合、または3,000㎡を超える土地

を改変する場合（都所管）には、土壌調査が義務付けられた。その結果、汚染されていることが判明した場合には、土の入替え等の汚染拡散の防止措置を取らせることとなった。

25年度は6事業所が前記条例第116条に基づき土壌汚染調査を行った。また、1事業所から汚染拡散防止措置完了届出書が提出された。

一方、15年2月15日には土壌汚染対策法が施行され、調査の結果汚染が確認された場合に、その地域を指定区域として指定し、対策措置を命ずることとなっている。

なお、26年3月現在では、前記法6条に基づき24年度に指定区域として指定された場所が2か所存在し、法11条に基づき18年度に指定区域として指定された場所が1か所存在する。

●放射線量の測定

東日本大震災にともなう福島第一原子力発電所事故を受けて、平成23年6月より区内の区立施設12か所の定点で空間放射線量の測定を行っている。25年度の測定結果は0.022～0.076マイクロシーベルト/時であり、区の対応基準である0.24マイクロシーベルト/時以下であった。

●水質汚濁

水質汚濁は生活排水、工場・事業所の排水などの影響によって生じる現象である。水質汚濁が進むと悪臭や水生生物の生息に影響を与える。

水質汚濁の指標の1つであるBODの経年変化を見ると、区内を流れる河川の水質については全般的に改善傾向を示している。平成9年5月に水質環境基準の類型指定が見直され、石神井川はC類型、白子川はD類型に格上げされ基準が厳しくなった。また、9年6月に河川法が改正され、「河川環境の整備と保全」という環境の視点が新たに加えられ、水辺とのふれあいや水生生物の生育に配慮した川づくりが求められている。

1 河川等水質調査

区は、毎年定期的に河川や池の水質調査を実施し、公共用水域の水質の監視を行っている。

石神井川・白子川とも湧水を主な水源とする河川である。生活排水等で汚濁された時期と比較すると水質が良くなっている。三宝寺池、石神井池、富士見池では以前見られた湧水がほとんど枯渇し、現在では地下水の揚水に頼っている。3つの池とも水の循環があまりなく、水が停滞してしまっているために夏場にはアオコの発生などの問題が生じている。調査結果のうち、水の性質や見た目の清浄さを示す生活環境項目では、季節によってpH値の上昇や透視度の悪化などが見られるものの、人の健康に影響を及ぼすおそれのある健康項目（有機重金属等の有害物質）では河川改修工事の影響による参考値を除いて全測定地点とも環境基準値を下回るか不検出となっている。

2 河川流域協議会

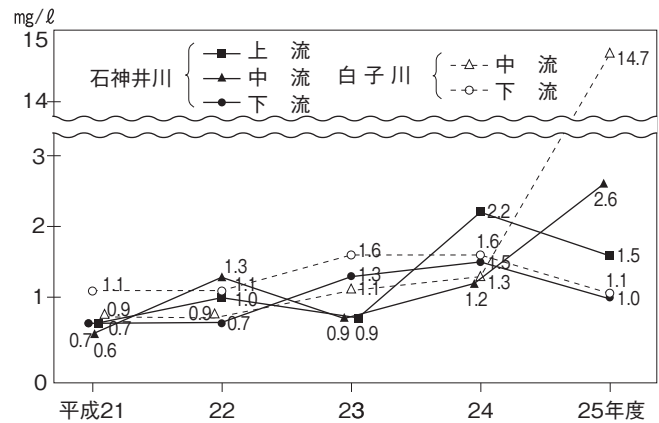
区は流域自治体で構成する隅田川水系浄化対策連絡協議会、石神井川流域環境協議会、白子川流域環境協議会の一員として、他の自治体とともに水質の調査等を行っている。

3 水生生物調査

水質の向上により、区内の水辺では魚類などの水生生物が見られるようになってきた。そこで、7年度から区内の河川等にて水生生物の調査を実施している。絶滅の危機に瀕しているホトケドジョウを始めアブラハヤ、ドジョウ、モツゴなどの魚類、ミクリ類やカワヂシャなどの水生植物が確認された。一方、特定外来生物のオオカワヂシャ、オオフサモ、ミズヒマワリが確認されており、今後とも様子を見守っていく必要がある。

なお、区内の水辺で採取した生物を区役所本庁舎1階アトリウムで展示している。

区内河川BOD 経年変化（年度平均値）



注：各河川の調査地点は以下のとおり  
 石神井川…上流は溜漕橋、中流は南田中橋、(21、22年度は河川改修工事のため松之木橋) 下流は栗原橋  
 白子川…中流は大泉氷川橋、下流は新東橋  
 ※25年度の大泉氷川橋では局地的大雨の影響を受けた。

生活環境の保全に関する環境基準〔河川(湖沼)を除く。〕

項目	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	浮遊物質質量	溶存酸素量	大腸菌群数
類型	(pH)	(BOD)	(SS)	(DO)	
AA	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下
A	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ 以上	—

注：①AAが最も上位の類型であり、最も下位のE類型に近づくにつれて基準が緩くなる。

②MPN：最確数（Most Probable Number）の略称で、検体となる試料中の菌数を確率的に求めたもの。MPN法は、大腸菌群数を求める方法としてよく用いられる。

## (2) まちの美化を進める

### ●あき地管理

区では、あき地の適正な管理を図るため、所有者等に対し、適正管理の依頼通知を送付し、あき地の自主管理をお願いしている。

### ●カラス対策

私有地の樹木などにカラスが営巣するなどし、親ガラスが人を威嚇、攻撃する状況にある場合、その原因となる巣などの撤去（平成25年度41巣撤去、11羽の落下ヒナを捕獲）を行っている。

### ●ポイ捨て・落書防止条例および歩行喫煙等の防止条例の施行

区は、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てをなくすとともに、落書きを一掃するために、「練馬区ポイ捨ておよび落書き行為の防止に関する条例」を平成9年7月に施行している。その後、歩行喫煙の防止を強化するために、新たに「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」（22年4月1日施行）を制定した。

両条例は、ポイ捨ておよび落書き行為ならびに歩行喫煙等を禁止することによって、環境の美化や安全で快適な地域社会の実現を図ること、また、区・区民・事業者の責務を明らかにすることによって三者が協力して取り組むこととしている。

区は両条例の目的を達成するために、まち美化意識の啓発、区民が行う美化活動の支援、喫煙マナーの向上および安全で快適な歩行空間の確保を図るための施策を行っている。

#### 1 まち美化意識の啓発

25年度中に行った主な啓発活動は、つぎのとおりである。

- ① 区内一斉清掃（5月26日・11月24日）
- ② 歩行喫煙等の防止条例周知キャンペーン（区内5駅にて実施）

#### 2 美化活動の推進

##### (1) 環境美化推進地区

地域の環境美化の推進を図るため、区民が積極的にまちの環境美化に取り組んでいる地域や、駅前など人通りが多い地域を「環境美化推進地区」として指定し、地域内の町会・自治会等の環境美化団体に清掃用具を提供したり、地域内の落書き消しを実施するなどの支援を行っている。（25年度38団体44,711世帯）

##### (2) 環境美化活動団体

区民による自主的清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、清掃用具を提供している。（25年度町会・自治会92団体66,167世帯、ボランティア団体58団体 12,553人）

##### (3) ボランティア駅前清掃

区内の駅前における区民の自主的な清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「ボランティア駅前

清掃団体」として登録し、清掃用具等の提供やボランティア傷害保険の加入を行っている。（25年度14駅31団体）

さらに、清掃実施時に歩行喫煙者に対する声かけと啓発（ポケットティッシュや携帯用吸い殻入れの配布）を行っている団体に対して、啓発用品の提供を行っている。

#### 3 環境美化推進委員

「練馬区ポイ捨ておよび落書き行為の防止に関する条例」に基づき、日頃環境美化活動に取り組んでいる各団体から推薦を受けた方を環境美化推進委員として選任し、ポイ捨てや落書きの防止に関する普及・啓発等を行っている。委員は、区民・事業者・行政関係者から構成し、54人に委嘱している。

#### 4 条例の周知および歩行喫煙等の防止の推進

##### (1) マナーアップ指導業務

21年12月からマナーアップ指導員が区内の駅周辺を巡回し、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」の周知および歩行喫煙者等に対する注意指導を行っている。

##### (2) 路面表示シートの貼付

条例の周知を図るため、歩行喫煙等の禁止を促す路面表示シートを区内の駅周辺の約1,500か所に貼付した。

##### (3) 喫煙所の設置

歩行喫煙やたばこのポイ捨てを防止するために、19年末、歩行喫煙者等が多い練馬駅周辺に喫煙所を3か所に設置した。さらに、22年4月に施行された「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を踏まえ、歩行喫煙等を防止するための対策として、順次、駅周辺に整備することとした。25年度末現在、練馬駅3か所、大泉学園駅2か所、富士見台駅、中村橋駅、光が丘駅、小竹向原駅に喫煙所を設置している。

#### 5 歩行喫煙率調査

歩行喫煙の現況を把握するため、14年度から、練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の4駅で歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査している。

歩行喫煙率は、14年度2.6%だったものが、25年度には0.2%にまで減少した。（数値はいずれも4駅全20調査地点の集計値）

#### 6 ポイ捨て実態調査

区内の駅周辺におけるポイ捨ての現況を把握するため、練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の4駅で、ポイ捨てされたたばこの吸い殻の本数を19年度から調査している。

調査を開始してから、4駅の吸殻本数の合計は毎年度500本前後を推移していたが、その後、23年度は133本、24年度284本、25年度は269本となっている。

#### 7 落書き対策

民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、区が業者に委託して落書き消し（25年度は21件、26か所、延べ93m<sup>2</sup>）を行っている。

## 4 地域特性に合ったまちづくりを進める

### (1) 区民・事業者とともにまちづくりを進める

#### ●まちづくり条例の制定

区は、まちづくりの総合的指針である都市計画マスタープラン全体構想を平成13年3月、地域別指針を15年6月に策定した。その「めざすまち」を実現するためには、都市計画マスタープランの内容を実現するための制度的保障、都市計画への住民参加の仕組みの充実、住民にとって身近な地区の特性や課題に応じたまちづくりを推進するための仕組みづくり、宅地等開発指導要綱の条例化などの課題に取り組む必要があった。

このようなことから、区では15年度から住民参加を図りながら、練馬区まちづくり条例の制定に取り組み、17年12月に条例を制定し、18年4月1日から施行している。

また、23年3月には、近隣調整の必要性がより一層増加している葬祭場とワンルーム形式の集合住宅について適用対象の拡大や整備基準の追加等、24年3月には、区墓地条例制定に伴い墓地、納骨堂等の設置等について適用対象の拡大等、条例を改正し、制度の充実を図っている。

#### ●区民・事業者・区の役割と協働によるまちづくり

都市計画マスタープランは、まちの将来像を具体的に分かりやすく示すとともに、その実現に向けて、民間事業者などを含む区民と区などの行政が、協働してまちづくりを進めていくための仕組みや考え方を明らかにしている。

行政が進めるまちづくりでは、基本的にまちに必要とされている施設や環境水準を得るため、防災性の確保や公害の防止、都市生活の利便性の確保、社会福祉の充実などに努めている。

また、区は必要なまちづくり事業に直接関わりつつ、区民・事業者が主体的に行う地区におけるまちづくりの取組が進んでいくように、その自主性を尊重しながら支援を行う必要がある。

一方、区民・事業者も、まちづくりを進めるには、自らの活動がまちづくりの基本になることを自覚し、当事者としてまちづくりの一端を担うことや、様々な主体と協調しながら、自立的かつ積極的に取り組むことが重要である。

練馬区まちづくり条例の施行に伴い、区民等のまちづくりを支援するため、公益財団法人練馬区環境まちづくり公社内にまちづくりセンターが開設された。まちづくりセンターでは、まちづくりに関する相談や情報提供のほか、区民等の主体的な地区まちづくりに対するスタッフの派遣、まちづくり団体に対する活動費助成、まちづくり条例に基づく専門家の派遣、区民が

身近なまちづくりについて学ぶ機会としてのまちづくり講座の開催および景観形成に関する事業などを行っている。

#### ●練馬区まちづくり条例に基づく開発調整

開発事業を行う場合は、区が定めるまちづくりに関する計画や開発基準などを遵守するとともに、良好な自然環境の保全・育成と、周辺の居住環境への配慮や良好な街並み・居住環境の保全形成に努めるように、調整の手続を定めている。

開発調整に関する届出件数

平成25年度

区分	対象	件数
大規模建築物	①延べ面積3,000㎡以上かつ高さ15m以上の建築物	13
	②床面積1,000㎡以上の集客施設	2
	③床面積500㎡以上の深夜営業集客施設	1
	④床面積1,000㎡以上の葬祭場	0
特定用途建築物	①床面積500㎡以上1,000㎡未満の集客施設	5
	②床面積1,000㎡未満の葬祭場	1
	③専用床面積30㎡未満のワンルーム住戸が20戸以上	15
宅地開発事業	①開発面積3,000㎡以上の宅地開発事業	20
	②開発面積500㎡以上3,000㎡未満の宅地開発事業	272
墓地等	①墓地	0
	②納骨堂	0
	③火葬場	0
自動車駐車場等	①床面積300㎡以上の自動車駐車場	0
	②開発面積300㎡以上の自動車駐車場	6
	③開発面積300㎡以上の材料置場	0
	④開発面積300㎡以上のウエスト・スクラップ処理場	0
	⑤ペット火葬施設等	0
計		335

また、上記宅地開発事業のうち、都市計画法に基づく開発許可（500㎡以上）件数94件、練馬区まちづくり条例に基づく協定締結（500㎡以上）件数は55件であった。

#### ●建築紛争の予防・調整

区では、中高層建築物および特定用途建築物の建築に伴う紛争を未然に防止するために、「練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」を平成17年12月に改正し、18年4月から施行している。

この条例では、良好な近隣関係の形成・保全のため、日照、プライバシー等の近隣への影響や工事騒音・振動等の不安から起こる建築紛争を「予防するための手続」と、紛争が発生した場合の「調整を図るための手続」について定めている。

予防・調整条例の取扱状況 平成25年度

項 目		件 数	
中高層建築物対象件数		725	
あっせん	取 扱 件 数	5	
	結 果	解 決	4
		打 切	1
		計 画 取 止 め	0
		次 年 度 へ 繰 越	0
あ っ せ ん 回 数	7		
調 停	取 扱 件 数	0	
	結 果	解 決	0
		打 切	0
		次 年 度 へ 繰 越	0
		委 員 会 開 催 回 数	11

### ●建築協定

建築協定は、一定区域の住民が、建築物の敷地・構造・用途などに関する基準について協定を締結し、住民相互の協力によって生活環境の維持向上を図り、住み良いまちづくりを進める制度である。

区内には、現在2か所の建築協定を定めた地区がある。

建築協定の状況 平成26年4月1日現在

協 定 名 称	認 可 日	期 間	協 定 者 数
武蔵関建築協定	昭和47年2月 (平成24年2月更新)	10年	160人
コスモアベニュー 練馬春日町建築協定	平成16年1月	20年	26人

### ●環境まちづくり公社

練馬区環境まちづくり公社は、環境と共生する快適なまちづくりを実現するため、区が出資して、昭和62年11月に設立した財団法人練馬区都市整備公社が、平成24年4月1日付けで公益財団法人に移行し、団体名も変更して、発足したものである。

公社では練馬区まちづくり条例の公布に伴い、18年4月に練馬まちづくりセンターを開設し、区民主体のまちづくり活動を支援している。また、元年度から受託しているタウンサイクルおよび4年度から受託している有料自転車駐車場の管理については、18年度から指定管理者として管理運営業務を行っており、17年度から受託している放置自転車等の自転車対策事業とともに、区の自転車行政の一翼を担っている。

22年度からは、22年11月に開設された資源循環センターの管理運営や22年5月に設立された練馬区地球温暖化対策地域協議会の事務局運営を行っている。

区と公社では、22年2月に「パートナーシップによる環境まちづくり施策の推進にかかる協定」(25年3月改定)を締結し、お互いに連携・補完しながら、公社を活用した環境まちづくり事業の推進を図っている。

25年度の事業内容はつぎのとおりである。

#### (1) 練馬まちづくりセンターの運営

- ① まちづくり情報誌「こもれび」の発行、ホーム

ページによる情報発信

- ② まちづくり講座、スキルアップ講座の開催
- ③ まちづくり活動に対する助成事業、打合せスペースの提供、情報コーナーの設置
- ④ まちづくりに関する相談事業、専門家派遣、地区まちづくり支援、ユニバーサルデザインに関する相談事業
- ⑤ 区の住民参加型協働事業に対する支援
- ⑥ 景観まちづくりに関する取組
- ⑦ みどりに関する取組
- ⑧ まちづくりの推進を図るための調査・研究

#### (2) まちづくり推進事業

貫井・富士見台地区の密集住宅市街地整備促進事業に関する取組

- (3) タウンサイクル・有料および無料自転車駐車場の管理運営・幼児二人同乗用(三人乗)自転車レンタル事業・公社立自転車駐車場運営

26年3月末現在、ねりまタウンサイクル7か所、有料自転車駐車場62か所、無料自転車駐車場6か所、公社立自転車駐車場3か所、幼児二人同乗用自転車239台

#### (4) 放置自転車対策事業

放置自転車の撤去、搬送、保管および返還、駅周辺の案内誘導、自転車問い合わせセンターの運営

#### (5) 資源循環推進事業

- ① 粗大ごみの収集、再利用(家具、金属、ふとん)
- ② 容器包装プラスチックの回収
- ③ 集団回収支援事業
- ④ 廃食用油精製事業(バイオディーゼル燃料の精製)
- ⑤ 練馬区資源循環センターの管理運営
- ⑥ 資源循環推進事業の普及啓発

#### (6) 地球温暖化対策事業

- ① 練馬区地球温暖化対策地域協議会の運営
- ② 地球温暖化対策に関するイベントの運営等
- ③ ホームページやメールマガジンによる情報発信

## (2) 土地利用を計画的に誘導する

### ●都市計画マスタープランの運用

区のまちづくりの総合的指針となる都市計画マスタープランは、①区などの行政の果たす役割が大きい都市計画についての基本方針(都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」)②民間事業者などを含む区民が主体となって行うまちづくりの指針、という2つの性格を持つものである。このマスタープランは、全体構想と地域別指針により構成される。

### ●全体構想

全体構想は、区全体に関わるまちづくりの理念や基本的な考え方と、地域別指針や地区まちづくりの考え方などを示すもので、素案をつくる段階から区民参加を図り、平成13年3月に策定した。

全体構想において、目標とするまちの将来像を「だれもが安心して快適に暮らせるまち、地域コミュニティを大切にされた活力のあるまち」としている。

具体的には、①ともに住むまち、②安心・安全のまち、③活動的にぎわいのあるまち、④みどりと水のまち、⑤環境と共生するまち、という5つのまちの姿を描き、その実現のための方針を示している。併せて目指すまちを実現するための基礎となる将来の都市構造を「まちの骨格」と「まちの構成」によって表している。

●地域別指針

地域別指針は、全体構想の策定を受けて平成13年度から区民参加のもとで策定に取り組み、15年6月に策定した。

地域別指針では、区内を7つの地域に区分し、地域ごとのまちの状況やまちづくりの課題などを整理し、まちづくりの指針、まちづくりに際して配慮を要する点を示している。さらに、区民が作成した地域カルテも掲載している。

地域別指針の策定により、練馬区の都市計画マスタープランの全体がまとまった。

●都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、練馬区における都市計画の全体像を示すとともに、個別の都市計画の方針となるものである。

平成13年3月に全体構想を、15年6月に地域別指針を、その後の20年間の区のまちづくりを見据えて策定した。しかし、策定から10年が経過した現在、練馬区のまちは、大きく進展してきた。

区では、こうした現状を踏まえ、練馬区基本構想をまちづくりの面から実現するとして、24年「都市計画マスタープラン」の見直しに着手した。26年度内の改定を予定している。

●地域地区制度

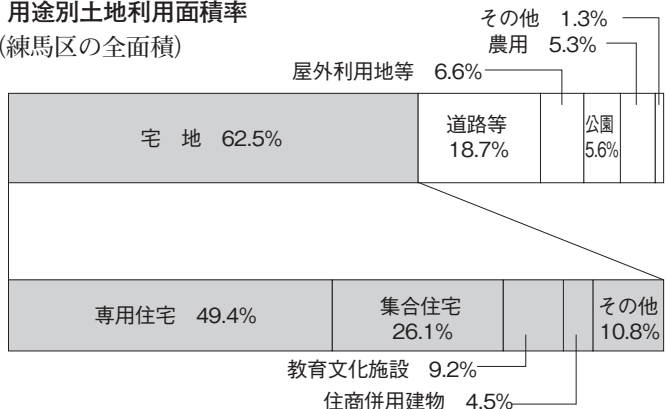
地域地区制度は、土地の自然的条件や利用動向をもとに、都市計画により土地利用を規制誘導する制度である。

区で指定されている地域地区には、用途地域、特別工業地区、防火地域および準防火地域、高度地区、生産緑地地区、風致地区等がある。

区では、敷地の細分化や、周辺の街並みとかけ離れた高層建築物の建設などによる市街地環境の悪化が進行していることから、平成20年3月に、建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度の都市計画決定を行った。

生産緑地地区は、25年11月現在676地区、192.60haである。

用途別土地利用面積率  
(練馬区の全面積)



注：屋外利用地等とは駐車場・材料置場等を表す。  
資料：平成23年度土地利用現況調査

練馬区用途地域等の面積 平成26年3月31日現在

地域地区	面積 (ha)	比率 (%)
用途地域		
第1種低層住居専用地域	2,818.6	58.5
第1種中高層住居専用地域	822.5	17.1
第1種住居地域	496.0	10.3
第2種住居地域	60.4	1.3
準住居地域	83.6	1.7
近隣商業地域	296.8	6.2
商業地域	92.4	1.9
準工業地域	142.3	3.0
工業地域	3.4	0.1
計	4,816.00	100.0
高度地区		
第1種	2,614.3	54.3
17m 第1種	28.5	0.6
第2種	204.3	4.2
17m 第2種	389.8	8.1
20m 第2種	928.2	19.3
25m 第2種	50.2	1.0
30m 第2種	90.1	1.9
17m 第3種	22.0	0.5
20m 第3種	0.2	0.0
①25m 第3種	151.1	3.1
②30m 第3種	206.9	4.3
③35m 第3種	31.3	0.6
20m	2.9	0.1
30m	0.5	0.0
④指定なし	95.7	2.0
(①~④のうち最低限高度地区)	(58.7)	(1.2)
計	4,816.00	100.0
防火地域		
防火地域	579.3	12.0
準防火地域	4,161.0	86.4
指定なし	75.7	1.6
計	4,816.0	100.0
特別用途地区		
特別工業地区	135.9	2.8

### ●練馬区風致地区条例に基づく事務

風致地区内で建築物を建てたり、樹木の伐採、切盛土、よう壁をつくる等の行為を行う場合には許可が必要である。区では、これまで「東京都風致地区条例」に基づき、事務を行ってきたが、平成25年12月「練馬区風致地区条例」を制定し、26年4月1日から施行している。25年度は、2,311件の問合せがあり、211件の事前相談を受け、205件の許可書を交付した。

### ●建築物の規制と誘導

区内では、農地の宅地化が進む一方、既成市街地では宅地の細分化による過密狭小な住宅が増えている。また、都市化に伴い、中高層建築物の増加と相まって、市街地環境が変化しつつある。

区では、こうした状況に対応し、良好な環境を維持するため、建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度を平成20年3月に定めた。これらを含み、建築基準法および関係法令に基づいて建築物を安全、防災、衛生などの観点から規制・指導をしている。

## (3) 調和のとれた都市景観を形成する

### ●都市景観の形成

良好な景観は、暮らしに潤いと安らぎを与えるものであり、より快適に暮らす都市環境をつくる重要な要素のひとつである。区民が住みやすさを実感でき、住み続けたいと思えるようなまちをつくるためには、良好な景観の形成が欠かせない。

### ●景観形成のルールの整備

区内には、農地、屋敷林などの緑が広がり、石神井川、白子川の河川が流れ、武蔵野の面影がまだ残っている。また、にぎわいのある商店街、歴史を感じさせるまちなみ、落ち着いたある住宅地など、様々な特色を持った地域があり、そこには伝統的な行事や文化も引き継がれている。

そのため、区では、区民と共に、それぞれの地域の個性を際立たせ、住み続けたいと思える練馬の景観を形成していくことが重要と考えている。

そこで、景観法（以下「法」という。）を根拠として地域特性に応じた景観施策を展開するため、平成23年3月に練馬区景観条例（以下「条例」という。）を公布（同年5月1日施行）し、法に基づく景観行政団体（同年5月1日）になった。

条例の特徴は、法委任事項のほか、「地域景観資源登録制度」「景観まちなみ協定制」などの区の独自制度を設けたことである。また、景観行政団体として、景観行政の基本的な考え方である練馬区景観計画（同年8月1日施行）を策定し、「ねりま」らしさが際立つような「景観まちづくり」を進めている。

### ●景観まちづくりの推進

区は「ねりま」らしい景観まちづくりを区民等と進め、景観計画の目標である「歩きたくなるまち 住みつ

づけたくなるまち ねりま」を実現するため、景観資源の保全活用や身近な景観まちづくり、景観啓発事業などの推進方策を進めている。

「地域景観資源登録制度」は、まちの中で地域の人々に親しまれ、今後とも大切にしていきたい身近な景観資源を区民と共に探していくものである。そして、住んでいる人々が「わがまち ねりま」に愛着を持ち、未来を担う子供たちが、自慢できるものがあるまちを目指して、まちの景観資源を登録していくこととする。

「景観まちなみ協定制」は、他のまちと違う「ねりま」らしいまちなみを自分たちでルールを決め、創っていくための制度である。連携する戸数により異なる3つの協定（ご近所・小径（こみち）・まちなみ）からなり、景観まちづくりの取組人数に合わせて協定を結ぶことができる。

また、平成4年7月に策定した「ねりまの散歩道」（23～25年に改訂版を発行）のパンフレットを活用しながら、まちを歩く「景観ウォッチング」等の景観啓発事業も併せて行っている。

### ●景観整備機構

景観行政を進める自治体には、専門性の維持、継続性の担保など事業推進における課題がある。また、地域との信頼関係を築きながら良好な景観形成を推進することも大切なことである。そのため、区はこれらの課題を解決するため、法に基づく、「景観整備機構」制度を活用することとした。

景観整備機構は、地域の景観まちづくりに関わる専門的情報の提供や相談業務など良好な景観の形成を促進するための業務を担うものである。そのため、これまでの活動に多くの実績をもつ公益財団法人練馬区環境まちづくり公社を景観整備機構として指定し、景観まちづくりを推進していくこととした。

## 5 災害に強く生活しやすいまちをつくる

### (1) 良好な市街地を形成する

#### ●まちづくり計画の策定

昭和30年代に始まった東京への人口集中が、周辺住宅地である練馬区の市街地化を急激に進行させた。

このため、都市計画道路や生活幹線道路、公園を始めとした都市基盤の整備が遅れ、狭く曲がった道路沿いに住宅が建ち並んだ密集住宅地や、住宅と工場が混在した地域が点在するなど、安全面や居住環境の面で多くの課題が残されている。

また、日常生活の拠点となる駅周辺は、駅前広場や道路が必ずしも十分に整備されているとはいえず、商業の集客力も弱い。

一方で、都営大江戸線の開業や、地下鉄有楽町線と西武池袋線との相互乗り入れ、さらに、副都心線の開業と相互乗り入れなどの交通・鉄道体系の変化が、都心との距離を一層短縮させた。

また、平成25年3月16日には副都心線が東急東横線・横浜高速鉄道みなとみらい線と相互直通運転を開始し、区内から横浜方面へは乗換えなしで、出かけられるようになったことにより、アクセスの利便性が向上した。その結果、市街化の更なる進行や、老朽家屋の建替えによる高容積利用が行われるようになってきている。

区ではこのような現状に対し、安全で住みやすいまちにするために、まちづくり計画を策定して、駅周辺の整備のほか住宅密集地や狭あい道路の改善など、良好な市街地形成に向けた取組を展開している。

#### ●沿道地区計画

沿道地区計画は、幹線道路における自動車騒音から住民の生活を守るため、沿道を騒音に強い土地利用・建物構造にする規制・誘導を行うための制度である。

沿道地区計画決定地区内では、建築を行う際に、後背地への遮音効果を高めるために、間口率※の最低限度、高さの最低限度および防音等の構造に関する制限等を受け、防音改良工事や建替工事に対しては、都からの補助を受けることができる。

現在すでに、区内の環状8号線の一部、環状7号線全線、笹目通り全線の沿道地区で決定されている。

建築物の幹線道路に面する部分の長さ

※間口率：
$$\frac{\text{建築物の幹線道路に面する部分の長さ}}{\text{敷地の幹線道路に接する部分の長さ}}$$

#### ●補助230号線沿道地域のまちづくり事業

地下鉄大江戸線の導入空間となる都市計画道路補助230号線は、土支田中央土地区画整理事業の区域を除き都が整備を進めている。区では大江戸線延伸の早期実現に向け、道路整備の促進とともに良好な市街地の形成を

図るため、道路整備に併せた沿道地域のまちづくりを進めている。

現在、補助230号線の土支田・高松区間では、土支田中央土地区画整理事業（平成17年3月事業計画決定）、土支田・高松地区地区計画の都市計画決定（19年4月）、土支田中央地区地区計画の都市計画決定（20年10月）により、沿道地域のまちづくりが進められている。

また、大泉町・大泉学園町区間でも、地域特性に応じた3つの地区（大泉町二丁目沿道地区、大泉町三丁目沿道地区、大泉学園町沿道地区）において、まちづくり計画を策定するための協議・検討を進めている。

#### ●地区計画制度によるまちづくり

地区計画制度は、個々の建築や宅地開発を行う際の土地利用や建築物に関するルールを都市計画として定め、地区特性を生かしたまちづくりを実現しようとする制度である。

具体的には、数街区程度から数10haの地区を対象として、道路や公園の配置・規模等の計画や、建築物の用途・敷地面積の最低限度等のルールを定め、この計画地区内で建築や開発行為を行うときに、計画やルールに沿って施工することにより、徐々にまちづくりを行い、計画の実現を図っていくものである。

区では、地区計画制度によるまちづくりを行うため、昭和58年度から調査を実施し、この結果に基づいて区内各地で地区住民と話し合いを進めてきた。平成26年3月31日現在、これらの地区のうちつぎの表の30地区で計画が決定し、建築や開発行為について都市計画法および条例により規制誘導を行っている。

また、地区計画制度によるまちづくりを促進するため、昭和61年4月から地区計画に定められた道路・公園等について区が整備等を行うほか、塀の移築費用などの助成を行っている。

平成21年4月からは、一定の要件を満たした道路・公園等の用地の買取りができるようにし、より一層の推進を図っている。



都市計画決定された地区計画 平成26年3月31日現在

地 区	面積	都市計画決定年月日
	約 ha	
春日町一・二丁目地区	5.2	昭和61年 8月12日
早宮二丁目地区	5.0	61年12月 2日
大泉町二丁目地区	2.4	61年12月 2日
田柄五丁目地区	19.6	63年 3月10日
高松四・五丁目、谷原一丁目地区	11.5	平成元年10月11日
高野台一丁目地区	4.1	2年 7月16日
高松一・二丁目地区	21.3	2年12月 6日
春日町六丁目地区	28.0	4年 3月10日
土支田三丁目地区	2.3	6年 4月19日
三原台三丁目地区	2.7	6年 4月19日
北町六丁目地区	5.6	6年 6月30日
西大泉六丁目地区	3.6	6年 6月30日
中里地区	4.8	6年10月25日
西大泉四丁目地区	5.5	12年 3月17日
大泉町一丁目地区	2.1	13年 5月15日
三原台二丁目地区	3.8	13年 5月15日
練馬駅南口地区	3.1	16年12月10日
中村橋駅南口地区	2.6	17年 1月11日
江古田駅北口地区	4.2	18年 6月23日
補助230号線土支田・高松地区	11.6	19年 4月 6日
土支田中央地区	14.3	20年10月21日
練馬駅北口地区	3.0	21年 6月22日
上石神井四丁目地区	10.2	21年 9月30日
中里中央地区	4.5	22年 3月 5日
東武練馬駅南口周辺地区	7.7	22年11月30日
大泉学園駅北口地区	3.8	23年 4月 4日
光が丘地区	98.4	23年 8月19日
大泉学園駅北口東地区	4.7	24年 3月30日
石神井公園駅南地区	14.0	24年 5月18日
中村橋駅北口地区	11.9	25年 3月29日

### ●土地区画整理事業の推進

この事業は、一定の広がりをもった不整形で利用しにくい土地の区画を整え、宅地の利用増進を図るとともに、道路や公園などの公共施設を整備して、良好な市街地の形成を実現することを目的としている。

区では、区の面積の約44%が「土地区画整理事業を施行すべき区域」として昭和44年5月に都市計画決定されており、平成26年3月31日現在の区域面積は約2,104.2haである。

23区随一の農地を有している練馬区では、都市化が進む中で後継者難や相続などを契機として農地が切り売りされ、年々農地と農家人口が減り続けている。また、3年4月に改正された生産緑地法により、「保全する農地」と「宅地化する農地」に分けられ、「宅地化する農地」の市街化が進んでいる。

区はこのような状況に対応し、事業実施の円滑な活動を支援するため、「練馬区土地区画整理事業助成要綱」を昭和61年4月に施行し、調査設計費用などを助成して

いる。

同時に、地域特性を踏まえつつ、農業と調和したまちづくりの実現に向けた地域の合意形成に努めている。

また、大江戸線延伸地域の土支田新駅予定地周辺地域では、交通環境の変化や将来開発に備えたまちづくりを進めるため、区施行の土地区画整理事業を実施している。

#### 土地区画整理事業施行地区

地 区	面積	施行者	事業認可日	事業終了日
大泉町二丁目	2.2ha	組合	昭和59年 8月23日	平成2年 8月24日
高松・谷原	10.4ha	組合	61年11月 5日	8年 3月14日
土支田三丁目	1.8ha	組合	平成元年12月13日	7年 2月16日
西大泉六丁目	3.6ha	組合	2年10月 2日	7年 3月31日
三原台三丁目	1.7ha	共同	4年 4月23日	8年 3月18日
中 里	4.3ha	組合	5年12月 6日	10年 3月31日
西大泉一丁目	1.4ha	共同	8年 7月24日	10年 8月 3日
西大泉四丁目	4.8ha	組合	8年10月 7日	13年12月10日
三原台二丁目	3.1ha	組合	10年 1月16日	15年11月 7日
西大泉四丁目西	1.6ha	組合	11年 3月30日	14年 1月15日
大泉町一丁目	2.0ha	組合	12年 3月30日	17年 7月20日
石神井台六丁目	0.7ha	共同	16年 3月31日	17年 9月13日
土支田中央	14.3ha	区	* 17年 3月17日	事業中
早宮四丁目	1.9ha	組合	18年 3月31日	22年 7月20日
早宮四丁目南	0.4ha	共同	18年 3月31日	22年 3月31日
中里中央	3.9ha	組合	20年 3月31日	25年 1月30日

\*区施行の区画整理は、事業決定日である。

### 1 建築確認

建物を建築するときには、あらかじめ建築計画を示した申請書を提出し、建築法規に基づく確認を受ける必要がある。

平成25年度の建築確認の申請は266件（区扱いのみ・区計画通知23件を含む。）であった。

#### 建築確認の受付状況（構造別）

平成25年度

区 分	件 数		
	一 般	区計画通知	計
	件	件	件
木 造	221	1	222
鉄 骨 鉄 筋	0	1	1
鉄 骨	18	9	27
鉄 筋	4	12	16
ブ ロ ッ ク	0	0	0
計	243	23	266

### 2 道路位置の指定など

前面道路が建築基準法上の道路でない場合、家を作るためには、道路位置の指定などを受ける必要がある。25年度は、道路位置指定10件、指定の変更6件、指定の廃止2件であった。

### 3 違反建築取締り

違反建築物の発生を未然に防止するとともに早期かつ効果的に是正するため、現場調査に基づき違反建築の取締りを行っている。25年度の違反建築物取扱件数は16件であった。その主な違反条項と件数の内訳は、建べ

い率12件、容積率1件、高度斜線2件、接道6件であった（重複を含む。）。

## (2) まちの拠点機能を向上させる

### ●駅周辺地区の整備

区内の各駅周辺では駅前広場や道路などの都市基盤の整備が必ずしも十分でなく、慢性的な交通渋滞を引き起こしている。また、商業活動も活性化を図る必要がある。

このため、区内の各駅周辺を中心核、地域拠点、生活拠点と位置づけて都市基盤の整備を進め、交通混雑を解消するとともに、買い物客・駅利用者の利便性、安全性を向上させ、商業基盤の拡充と拠点機能の向上を図っている。

### ●練馬駅周辺整備

練馬駅周辺は、区役所を始め、警察署、消防署などの行政機関や、郵便局、文化センター、図書館、生涯学習センターなどの公共施設が集まっている。また、業務施設、商業施設の集積度も高い。しかしながら、道路や駅前広場など都市基盤の整備が遅れていたため、交通混雑を引き起こし、商店街の活性化や発展にも弊害をもたらしていた。

そこで区では、練馬の中心核に位置づけ、道路や駅前広場を始めとした都市基盤の整備を進めるとともに、平成2年度には「練馬駅周辺地区街づくり構想」を作成

(5年度に一部修正)し、この構想に基づいてまちづくりを推進している。

### 1 地区整備の経過

駅北口地区においては、区として初めて都市計画決定した区画街路1・2号線が5年3月に完成した。また、駅北口公共駐車場は7年7月に、北口交通広場やペデストリアンデッキ（橋のような歩行者専用通路）は西武池袋線の高架化に併せて15年3月に完成した。

駅北口の練馬一丁目地内では、道路の拡幅整備に併せてまちづくりの実現を図るため「練馬駅北口地区地区計画」を21年6月に都市計画決定した。

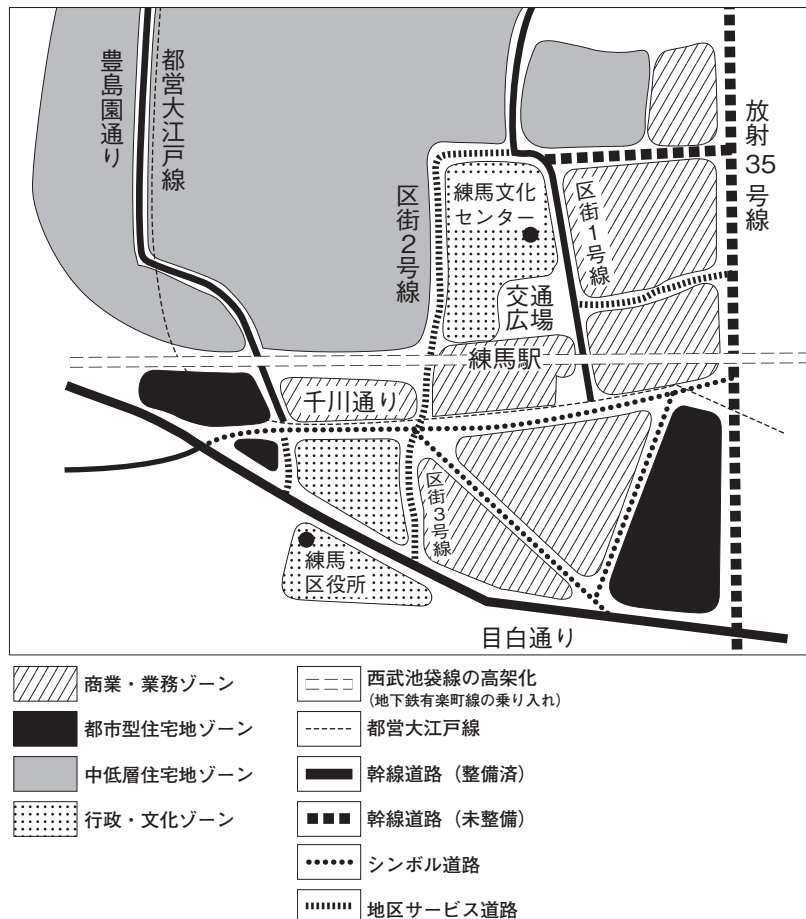
駅南口地区においては、区画街路3号線が7年2月に、区役所前立体区道（やすらぎ歩道橋）が9年6月に完成した。

豊玉北五丁目地区においては、区内で初めて「街並み誘導型地区計画」を活用した「練馬駅南口地区地区計画」を16年12月に都市計画決定した。また、道路の無電柱化が23年3月に完成した。

### 2 北口区有地の活用および事業の完了

北口区有地は、駅北口に隣接している約4,000㎡の区有地である。これまで清掃車や区有車の駐車場および臨時的な駐輪場など、暫定的な利用に留まってきた。一方で、その活用のあり方について検討を進め、21年3月に「練馬駅北口区有地活用基本構想」を、22年7月に「練馬駅北口区有地活用事業計画」を策定した。

練馬駅周辺土地利用方針



事業は、北口区有地を練馬の中心核を形成する拠点の一つとして、にぎわいの醸成と活力の創造を目指すことを目的として実施するもので、民間事業者からの提案を受け、区施設、民間施設などからなる複合施設を、民間活力を利用して整備していく。区施設は、子育て支援施設、区民交流・産業振興施設などを、民間施設は、民間事業者の提案に基づき、区内初となる回復期リハビリテーション病院や地域の活性化に寄与する商業施設などを整備することとした。23年度に事業へ参画する事業者と基本協定および土地賃貸借契約、建物売買契約を締結するとともに建設工事に着手し、25年度には工事が完了した。複合施設の名称を「Coconeri（ココネリ）」と決定し、26年4月に開設した。

### 3 総合的なまちづくり事業の推進

このように、既に各種のまちづくり事業が展開されている。今後とも「練馬駅周辺地区まちづくり構想」に基づいて、まちづくりにかかわる各事業の調整と、総合的なまちづくりの促進を図り、区の中心核にふさわしい魅力あるまちへの整備を推進していく。

#### ●石神井公園駅周辺整備

石神井公園駅周辺は、公共機関や商店が多く、周辺住宅地域を含めた地域の中心的役割を果たしている。また、都立石神井公園の玄関口でもあり、地区外からの来訪者も少なくない。このような状況にもかかわらず、駅に通じる道路は狭く、また駅前広場の整備などが不十分なため、交通問題を始め、多くの課題を抱えている。

##### 1 整備の方針

区では石神井公園駅周辺地区を区西部における地域拠点の一つと位置づけ、機能の向上を図るため、駅北口地区市街地再開発事業を実施してきた。

平成15年6月には、「石神井公園駅周辺地区まちづくり全体構想」を策定し、つぎのような整備方針に基づいて総合的なまちづくりを推進している。

- (1) 車、歩行者の利用特性に応じた駅周辺道路を整備するとともに、駅に集中する交通を処理、連結する交通結節機能と、駅利用者が憩い、集い、語らう広場機能とをあわせ持つ駅前広場を整備し、地域の交通拠点機能を高める。
- (2) 交通渋滞や市街地の分断要素となっている西武池袋線の鉄道高架化を契機として、交通環境の改善と南北地区の一体的な土地利用の形成を図る。
- (3) 商業と住宅が調和した駅前商業地を形成するとともに、土地の高度利用を図る。

##### 2 駅周辺まちづくり事業の推進

区では、地元住民からの提言を踏まえて、今後のまちづくりのあり方を示した「石神井公園駅周辺地区まちづくり全体構想」に基づき、現在、駅南口を中心に、都市計画道路や駅前広場の整備を進めながら、地区にふさわしい街並みの形成や商業の活性化を図るための検討を

行っている。

なお、21年3月には「石神井公園駅南地区まちづくり推進協議会」が設立され、23年10月に「まちづくり計画」を策定した。これを受けて、区では「石神井公園駅南地区地区計画」を策定し、24年5月に都市計画決定した。

#### ●大泉学園駅周辺整備

大泉学園駅は、1日8万人以上の利用者があり、路線バスの発着本数が1日千本を超える区内屈指の交通拠点である。しかしながら、駅前広場や道路など、駅周辺の都市施設の整備が十分とはいえない状況であったため、都市計画道路、周辺道路などと一体となった地区整備が進められている。

##### 1 整備の方針

区では大泉学園駅周辺地区を区西部における地域拠点の一つと位置づけ、機能の向上を図るため、駅北口・南口地区を一体とした駅前地区市街地再開発事業を実施してきた。

平成23年4月には、北口における交通結節機能の向上と商業環境の改善を図るため、大泉学園駅北口地区地区計画および北口地区市街地再開発事業等の都市計画決定が行われた。また、北口地区に隣接する北口東地区では、良好な住環境の保全を図るため、24年3月に大泉学園駅北口東地区地区計画の都市計画決定が行われた。

##### 2 北口地区市街地再開発事業の推進

駅北口地区約0.8haについては、23年4月に都市計画決定、24年3月に組合設立、9月には権利変換計画が認可された。その後、本体工事に先がけ、10月に解体工事が始まり、25年2月に施設建築物新築工事に着手、続いて3月には公共施設整備工事に着手し、27年3月の竣工に向けて工事を進めている。

##### 3 駅周辺まちづくり事業の推進

駅前地区市街地再開発事業は14年度で完了したが、乗降客の多い駅北口を中心に取り組むべき課題は多い。今後は、北口地区市街地再開発事業による駅前整備と地区計画による建築誘導により、駅前にふさわしいまちが形成されるよう、すみやかな事業の促進を図っていく。

#### ●生活拠点の整備

区では、練馬駅・石神井公園駅・大泉学園駅・光が丘駅を除く各駅周辺地区を生活拠点として位置づけ、駅利用者の安全性と利便性を向上させる等、拠点にふさわしいまちづくりを進めることとしている。

江古田駅周辺地区では、平成18年6月に「江古田駅北口地区地区計画」を都市計画決定し、ゆとりある歩行者空間の確保と、低層の街並みの形成を目指している。

また、東武練馬駅南口周辺地区では、22年11月に「東武練馬駅南口周辺地区地区計画」を都市計画決定し、魅力ある、安全で快適なまちづくりを目指している。

さらに中村橋駅周辺地区では、17年1月に「中村橋駅南口地区地区計画」を、25年3月に「中村橋駅北口地区地区計画」を都市計画決定し、住環境の保全と活力ある市街地の形成を目指している。このほか、上石神井駅周辺地区・武蔵関駅周辺地区・上井草駅周辺地区（下石神井四丁目）においても、地域の方々と協働して、拠点機能の向上を図るまちづくりの検討およびその実現に取り組んでいる。

### (3) 災害に強いまちをつくる

#### ●防災まちづくりの推進

区内には、高度経済成長期を経て急激に市街化が進んだため、木造家屋が密集した災害に弱い地域がある。

また、都市の重要な基盤である道路も狭い道路が多いため、大地震等の災害時において、家屋・ビルの倒壊および二次災害として発生する火災などによる大きな被害が心配される。

このような現状を改善し、災害に強い、安全なまちとするためには、都市構造そのものを災害に強い構造にすることが必要である。

このため、区では防災再開発促進地区の指定を行うとともに、密集住宅市街地整備促進事業などにより、区民の理解と協力を得て道路の拡幅、公園などオープンスペースの確保などの事業を推進している。

区は建築物の耐震化を促進するため、平成19年3月に「練馬区耐震化促進計画」を策定した。

計画では、27年度までの耐震化率の目標を区立施設100%民間建築物90%と定めている。

この目標に取り組むため、耐震診断および耐震改修工事に係る助成制度や合意形成の困難なマンションを対象とした無料のアドバイザー派遣制度等を創設した。

さらに特定緊急輸送道路沿道建築物に対する助成制度を創設し、耐震化に取り組んでいる。

#### ●密集住宅市街地整備促進事業

この事業は、区内の老朽建築物等が密集し、かつ、公共施設等の未整備により、良質な住宅の供給と住環境の改善が必要な地区において、老朽建築物等の建替えを促進し、住宅水準の向上および住環境の整備を図り、併せて、災害に強い総合的なまちづくりを行うことを目的としている。

事業内容は、老朽住宅などを耐火構造などの建築物に建て替える場合の助成（建築設計費、除却費、共同施設整備費など）や、オープンスペースの確保、公共施設・道路・公園などの住環境の整備で、行政と民間が役割を分担してまちづくりを行っている。

練馬地区（練馬一～四丁目の各一部、面積約20ha）では、昭和61年10月に建設大臣（平成8年4月継続承認）、3年10月に都知事の承認を受けた。なお、練馬地区は、18年3月31日をもって事業を終了した。また、江古田北部地区（小竹町一・二丁目、羽沢一丁目、栄町、

旭丘一・二丁目の各一部、面積約46.4ha）では、4年7月に建設大臣、5年6月に都知事の承認を受けている。

さらに、北町地区（北町一・二丁目の各一部、面積約31.1ha）では、9年3月に建設大臣、同年9月に都知事の承認を受けている。両地区は、現在事業中である。

また、新たな地区として貫井・富士見台地区（貫井一～四丁目、富士見台三・四丁目の各一部、面積約92ha）では、23年4月から事業に取り組んでいる。

なお、9年11月に、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」（密集整備法）が施行されたことに伴い、11年1月に江古田北部地区が、12年2月に北町地区が防災再開発促進地区の指定を受けている。

#### ●狭あい道路拡幅整備事業

幅員が4mに満たない「狭あい道路」で建築基準法上後退が必要な道路を拡幅整備する場合、塀等の撤去と整備費の一部を助成する。平成25年度の助成件数は50件であった。

#### ●練馬区震災復興マニュアル

地震によって大きな被害が生じた場合、以前と同じような街並みを復旧したのでは、従来と同じ災害に弱いまちとなるおそれがある。そこで、地域の方々と話し合い、安全で住みやすいまちづくりを行っていく必要がある。そのため、被災時において、区民と区とが協働で復興を進める地域協働復興を基本に『都市の復興』、『住まいの復興』、『暮らしの復興』、『産業の復興』を進めることとしている。

区は、平成19年度に、まちの復興計画および復興まちづくりなど被災市街地の復興の過程を盛り込んだ練馬区震災復興マニュアルを策定し、20年度には練馬区震災復興の推進に関する条例を制定した。

#### ●河川の改修

かつて区内には3河川が流れていた。しかし、都市化の進展に伴い河川の機能を失った田柄川は下水道幹線として暗きょ化され緑道となり、現在では石神井川、白子川の2河川を残すのみとなっている。このように都市化の進展と下水道の普及に伴い、河川は都市排水の基幹としての能力増強を求められている。

区内の河川については、暫定改修（1時間30mmの降雨に対応できる改修）が完成している。本改修（1時間50mmの降雨に対応できる改修）も進み、石神井川で71.0%が完成している。また、白子川については、現在21.9%が完成し、比丘尼橋上流右岸側に34,400㎡、比丘尼橋下流左岸側に212,000㎡を貯留する調節池の整備が完了している。

また、都は、平成22年度から目白通りの地下約35mの深さにトンネル（内径10m、延長約3.2km）を掘り、新たに212,000㎡を貯留する地下調整池の工事に着手している。

区では、河川災害を防ぐため、しゅんせつ（河床整正）工事を行い、水防器材の充実、注意箇所の確認、降

雨量や水位の観測、行政機関相互の情報交換等により河川災害対策の充実を図っている。

河川の現況			平成26年4月1日現在
河川名	延長 (m)	本改修済延長 (m)	(改修率)
石神井川	11,644	8,264	(71.0%)
白子川	6,513	1,429	(21.9%)

### ●雨水流出抑制施設の整備

急速な都市化の進展に伴い、多くの雨水が下水道や河川に一気に流入して起こる「都市型水害」を防ぐために、河川の改修、調節池の整備などを行ってきたが、より総合的な治水対策を推進するため、区では平成2年6月に「練馬区総合治水計画（24年3月改定）」を策定し、雨水を地中へ浸透させる施設の整備を進めている。

25年度までに、道路、公園、学校などの公共の施設で197,618m<sup>3</sup>、大規模民間施設等で229,514m<sup>3</sup>、合計427,132m<sup>3</sup>の雨水の浸透貯留可能な雨水流出抑制施設を整備した。

### ●練馬区耐震改修促進計画および耐震改修に係る支援事業

災害に強いまちづくりに向け、平成19年3月に策定した練馬区耐震改修計画に基づき、18年時点での住宅の耐震化率76.5%を、27年度まで建築物の自然更新や自発的な建替えを含め、区の支援による耐震補強を併せて耐震化率90%にすることを目指している。

耐震化へ向けた具体的な支援策としては、戸建住宅に対しては無料で簡易診断を行い、さらに、耐震改修工事に対する助成を行っている。対象となる建築物は住宅のみではなく特定建築物（賃貸住宅、店舗、事務所など不特定多数の方が利用する用途で一定規模以上の建築物）、私立幼稚園、保育園等の公共的施設、分譲マンション、後方医療機関等、緊急輸送道路沿道の建築物としている。

20年度からは、木造住宅に住んでいる高齢者等を対象に耐震シェルターや防災ベッドの設置に対して助成を開始した。

また、東京都が特定緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震化に関する条例を23年3月に施行したことに伴い、対象建築物に対する助成事業を23年10月から開始した。

### 耐震改修工事等助成費用（【】は限度額）平成26年3月31日現在

区分	耐震診断	実施設計	改修工事
戸建住宅 ※1	費用の3分の2 【8万円】	費用の3分の2 【22万円】	費用の3分の2 【100万円】※2
分譲マンション ※1	費用の3分の2 【150万円】	費用の3分の2 【200万円】	費用の3分の1 【2,000万円】
特定建築物	費用の3分の2 【150万円】	費用の3分の2 【200万円】	費用の6分の1 【1,000万円】
公共的施設	費用の3分の2 【150万円】	費用の3分の2 【200万円】	費用の2分の1 【3,000万円】
後方医療機関等 および緊急輸送 道路沿道の建築物	費用の3分の2 【200万円】	費用の3分の2 【450万円】	費用の2分の1 【6,000万円】
特定緊急輸送道路 沿道の建築物	費用の3分の3 対象事業費全額	費用の6分の5 【560万円】	費用の6分の5 【9,000万円】

※1 戸建住宅と分譲マンションは無料で簡易診断を実施  
 ※2 世帯所得が一定以下で、それを証明できる方の場合、費用の5分の4で限度額120万円

#### 1 耐震改修工事等助成事業

25年度は戸建住宅に対して、簡易耐震診断126件実施し、耐震診断67件、実施設計69件、耐震改修工事66件、簡易補強工事10件助成した。

#### 2 耐震シェルター等設置助成事業

25年度は耐震シェルター・防災ベッドの設置に対して、1件助成した。

#### 3 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

25年度は特定緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震診断に対して、36件助成した。

### (4) だれもが利用しやすいまちをつくる

#### ●練馬区福祉のまちづくり推進条例によるバリアフリー整備の推進

区ではすべての人が、等しく社会参加する機会を確保し、もって安心して快適に暮らし続けることができる地域社会の実現を目的に、平成22年3月「練馬区福祉のまちづくり推進条例」を制定し、10月から施行した。

この条例は区民、事業者、区が連携・協力し「福祉のまちづくり」を推進することを基本理念に、その活動を促進する施策を規定している。

また、本条例は都の建築物バリアフリー条例と東京都福祉のまちづくり条例、練馬区福祉のまちづくり整備要綱の規定を整理・一本化しており、一定規模の公共的建築物等を建築する場合の事前協議と適合義務、措置の公表について規定している。これにより新築等の建築物のバリアフリー整備を図っている。

なお、この条例に基づく公共的建築物の事前協議受付は、25年度は178件だった。

一方、一定の要件を満たす既存建築物については、その経費の一部を助成し、バリアフリー化を推進している。

## ●鉄道駅のバリアフリー化

公共交通機関を利用する際の移動の利便性および安全性の向上を図ること等を目的として、平成12年5月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（18年12月にハートビル法と合わせて、いわゆるバリアフリー新法として統合）が施行され、行政、公共交通事業者および国民の役割が明確となり移動円滑化に向けた制度整備が図られた。

交通バリアフリー法の施行を踏まえ、区では、区内鉄道駅のバリアフリー化を促進するため14年1月「練馬区鉄道駅エレベーター等整備事業補助要綱」、18年7月「江古田駅鉄道駅総合改善事業費補助交付要綱」を制定し、区内5駅で事業者が行うエレベーター等の整備に対し、その経費の一部を補助してきた。

23年8月には区内21駅全てにバリアフリールートが確保された。

区では更なるバリアフリー化を促進するため、引き続き事業者へ働きかけている。

## (5) 上・下水道の整備

### ●上水道

東京の水道は、最も重要な都市基盤の施設の一つとして人々の生活と都市活動を支えており、区内の給水普及率は100%である。東京都の水道は国が定めた水質基準よりも高い目標を定め、徹底した水質管理を行っている。また、通常の浄水処理に加え、オゾン処理と生物活性炭吸着処理を行う高度浄水処理の導入や残留塩素の低減化などにより安全でおいしい水道を供給するための様々な取組を進めている。

地震が発生した場合でも水道施設の被害を最小限にとどめ、可能な限りの給水を確保するため、地震に強い施設の整備や応急給水の確保等、震災対策を推進している。

浄水場のろ過地、配水地等の施設の耐震強化をしたり、強度が低い材質が使用されている古くなった水道管を計画的に強度の高い水道管に取り替えている。また水道管の取替えに当たっては、過去の大地震の教訓を踏まえ、管の継ぎ手が抜け出すことを防ぐ耐震継手管を採用している。

さらに、地震により水道施設が被害を受けた場合にも、飲料水を確保できるよう下記の給水拠点を設けている。

#### 区内給水拠点

施設名	所在地
練馬給水所	光が丘2-4-1
区立大泉公園	大泉学園町6-25
区立学田公園	豊玉南3-32
区立はやいち公園	早宮1-47-11
区立みんなの広場公園	石神井町8-41

## ●下水道

### 1 普及率はおおむね100%に

下水道は都市の基幹的な施設であるとともに、雨水の排除、浸水の防除、地域の環境改善、便所の水洗化、川や海などの公共水域の水質保全という重要な役割を担っている。

昭和42年度から始まった区の下水道整備は、平成7年度末に普及率がおおむね100%に達している。また、下水道管きよの総延長は、26年3月末現在1,273kmとなっている。

下水道管きよ延長 平成26年3月31日現在

総延長	管きよ内訳	
	幹線	枝線
m 1,273,352	m 64,182	m 1,209,170

資料：東京都下水道局

### 2 雨水流出抑制型の採用

区の下水道は、雨水と汚水を一緒に流す合流式を採用しており、一定量以上の雨が降ると、雨水は下水管を通じて、一部が河川に放流される仕組みになっている。

しかし、放流される河川の本改修（1時間50mmの降雨に対応できる改修）が遅れているため、大泉・石神井地区では、大幅な下水道の普及が図れないという問題が生じた。

そこで都と区は、こうした区域にも下水道を普及する手段として、できる限り河川への流出を少なくする雨水流出抑制型下水道を採用し、7年度末には、おおむね100%の整備を行った。

この方式は、透水性舗装や浸透雨水ます等により雨水を地下に浸透させ、雨水が一時に河川に流れ込まないようにするといった、従来とは異なる排除方式を用いたものである。

# 6 良好な交通環境をつくる

## (1) 公共交通を充実する

### ●都営大江戸線

都営大江戸線は、光が丘地区の開発に伴う大量輸送機関として、また西武池袋線と東武東上線との間に残る交通不便地域の解消などのために計画された路線である。

この路線は、放射部と環状部からなり、放射部の光が丘～練馬間は平成3年12月、練馬～新宿間は9年12月に開業した。環状部についても新宿～国立競技場間は12年4月、同年12月には全線（汐留駅は14年11月開業）が開通した。これにより、区内から六本木、大門方面へは乗換えがなくなるとともに、都心・副都心へのアクセス利便性が向上した。

さらに、12年1月の運輸政策審議会（現交通政策審議会）では、光が丘～大泉学園町間の延伸と武蔵野線方面への検討を、運輸大臣（現国土交通大臣）に答申している。

区では、大江戸線延伸の早期実現のため、導入空間となる都市計画道路補助230号線の整備に併せて、沿道のまちづくりなど環境整備に努めており、17年3月に土支田中央地区の土地区画整理事業を決定し、事業を進めている。こうしたことから、補助230号線については、現在、笹目通りから土支田通りの区間について交通開放されている。

さらに、23年4月に「大江戸線延伸推進基金」を設置し、積立てを行っている。

また、延伸を実現するために、区議会、地元住民と共に昭和63年7月に「地下鉄12号線延伸促進期成同盟」（平成14年3月「大江戸線延伸促進期成同盟」に改名）を設立し、延伸促進大会を開催するとともに、都や国に早期事業化を図るよう要請活動等を実施している。

さらに、13年9月新座市等が構成する「都市高速鉄道12号線延伸促進協議会」に加盟し、要請活動等に参加している。

### ●西武池袋線

踏切による慢性的な交通渋滞や踏切事故の抜本的な対策として、西武池袋線の連続立体交差事業（高架化）に取り組んでいる。あわせて、ラッシュ時の混雑緩和や所要時間の短縮のための複々線化事業も、西武鉄道（株）により進められている。昭和46年1月に桜台駅～石神井公園駅付近間の都市計画が決定されて以降、順次事業に着手し、平成15年3月までに桜台駅～練馬高野台駅付近間約5.4kmの高架複々線化が完了した。これにより、計19か所の踏切がなくなり、鉄道により隔てられていた地域が一体化するなど、安全で快適なまちづくりに大いに寄与した。また、これらの事業に併せて、6年12月に

練馬高野台駅が開業し、利便性が高まった。

一方、懸案であった練馬高野台駅～大泉学園駅付近間約2.4kmについては、17年6月に都市計画が決定（変更）され、19年5月に事業着手した。高架化の完了は26年度を予定しており、富士街道を含む9か所の踏切がなくなる。このうち、23年4月には練馬高野台駅～石神井公園駅付近間約1.2kmの高架化が先に完了し、6か所の踏切がなくなった。また、この事業に併せて練馬高野台駅～石神井公園駅間が複々線化され、25年3月に西武池袋線・有楽町線と東急東横線・横浜高速鉄道みなとみらい線との相互直通運転が開始された。

各駅の1日平均乗降客数

平成25年度

駅名	平成25年度		
	乗車 人	降車 人	総数 人
西武池袋線			
江古田	17,063	16,982	34,045
桜台	6,864	6,810	13,674
練馬	58,659	59,942	118,601
中村橋	19,554	19,359	38,913
富士見台	12,626	12,341	24,967
練馬高野台	13,082	12,848	25,930
石神井公園	37,186	37,026	74,212
大泉学園	42,087	41,919	84,006
大保谷	29,212	29,068	58,280
西武豊島線			
豊島園	6,842	6,741	13,583
西武新宿線			
上井草	9,981	10,049	20,030
上石神井	21,868	21,775	43,643
武蔵関	14,585	14,218	28,803
東武東上線			
東武練馬	30,161	30,036	60,197
下赤塚	8,513	8,814	17,327
成増	29,321	29,498	58,819
東京メトロ有楽町線			
小竹向原	43,829	41,520	85,349
氷川台	18,966	18,729	37,695
平和台	20,008	19,940	39,948
地下鉄赤塚	16,997	16,655	33,652
地下鉄成増	23,760	23,893	47,653
東京メトロ副都心線			
小竹向原	35,736	33,694	69,430
西武有楽町線			
小竹向原	56,320	61,505	117,825
新桜台	3,817	3,548	7,365
都営大江戸線			
新江古田	12,473	12,207	24,680
練馬	36,555	36,841	73,396
豊島園	5,617	5,546	11,163
練馬春日	10,033	9,910	19,943
光が丘	29,579	29,486	59,065

注：小竹向原駅は、直通連絡客を含む。

資料：西武鉄道(株)、東武鉄道(株)、東京地下鉄(株)、東京都交通局

### ●西武新宿線

西武新宿線は区の南西部を東西方向に走る鉄道であり、区内の上石神井と武蔵関の2駅のほかに、上井草、東伏見両駅も近接していることから、多くの区民が利用している。

この路線については、区内の全区間で線路が地表を走っていることから、南北を横断する道路については、すべて踏切での平面交差となっている。このため、特に朝夕のラッシュ時間帯を中心に、一部の踏切で交通渋滞が発生している。都は、踏切対策基本方針の中で鉄道立体化の検討対象区間としていた井荻～東伏見駅付近を、平成20年6月に連続立体交差事業の事業候補区間として位置づけた。区では各駅周辺のまちづくりに取り組むとともに関係機関との勉強会を行い、その対策を検討している。

### ●東武東上線

東武東上線は川越街道と平行し、練馬区と板橋区の境界付近を走る鉄道である。区内に駅はないものの、東武練馬、下赤塚、成増などについては近接していることから区民の利用も多く、重要な交通手段の一つとなっている。

### ●地下鉄有楽町線・副都心線

東京メトロ有楽町線は、区内最初の地下鉄として昭和58年6月に池袋～営団成増（現地下鉄成増）間が開業し、池袋から先の区間とつながることで、区北東部地域から都心方面への交通が飛躍的に便利になった。

また、同年10月に小竹向原～新桜台間で開業した西武有楽町線が、平成6年12月に練馬まで開通したことにより、西武池袋線との相互直通運転も実現し、利便性の向上や西武池袋線の混雑緩和にも大きく寄与した。

なお、20年6月には、小竹向原から池袋を経由し渋谷に至る東京メトロ副都心線も開業した。小竹向原駅で西武有楽町線・池袋線との相互直通運転が実現しており、25年3月には、東急東横線・横浜高速鉄道みなとみらい線との相互直通運転が実現され、さらに利便性が向上した。

### ●エイトライナー

区内の鉄道網は、山手線から放射方向に伸びる鉄道は整備されているが、環状方向に延びる鉄道は整備されておらず、その移動は主にバス交通にゆだねられている。

区は、環状8号線を基本ルートとする新しい交通システムについて関係区とともに研究を始め、平成5年10月に「エイトライナー構想」を取りまとめた。「エイトライナー構想」の実現により、①環状方向の移動時間が短縮される、②沿線拠点整備に大きく寄与する、③羽田空港への交通が便利になる、などの効果が期待される。

6年5月には大田・世田谷・杉並・板橋・北の5区と共にエイトライナー促進協議会を発足させ、その実現に向けた調査・研究を続けている。

これまでに、環状七号線を基本ルートとする「メトロセブン構想」を掲げたメトロセブン促進協議会と連携して促進活動を行い、その成果として、運輸政策審議会答申第18号（12年1月）において、「区部周辺部環状公共交通（仮称）」として「今後整備について検討すべき路線」に位置づけられている。

### ●バス交通

区内を東西に通過している西武池袋線・新宿線、東武東上線は、各鉄道路線の南北の間隔が広い。そのため、これら路線の各駅をつなぎ、区民の日常生活の「足」となっているのがバス交通である。

区内には、西武・国際興業・関東・京王・都営の計5社、約150系統が運行している。

しかし、バスの運行が不可能な狭い道路も多いことなどから、バス路線の配置が少ない地域や1日の運行回数が少ない路線もある。

こうしたことから、区は、鉄道駅から800m以上、かつ30分に1便以上運行しているバス停から300m以上離れ、公共交通を利用しづらい地域を「公共交通空白地域」と定義し、平成21年3月に策定した「公共交通空白地域改善計画」に基づき、既存の路線バスの再編やコミュニティバスの新規導入などに取り組んでいる。

このうち、区が導入するコミュニティバスは、路線バスを補完するとともに、乗り継ぎによりネットワーク化を図ることとしており、平成21年7月から、愛称を「みどりバス」に統一し、現在、6ルートで運行している。

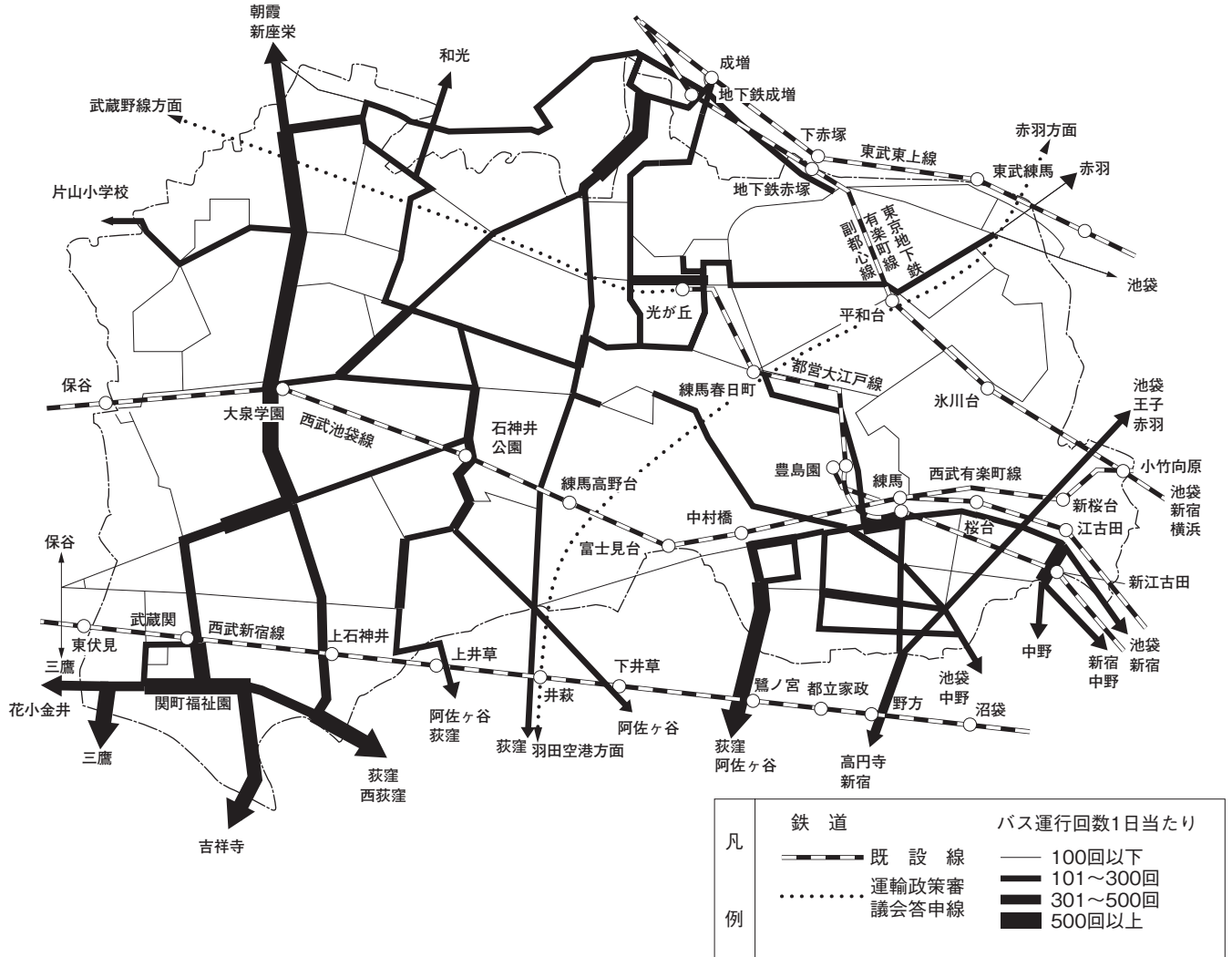
平成26年4月16日現在

	運行開始	路線	主な経由地
保谷ルート	平成3年8月(試行運行) 平成4年4月(本格運行)	保谷駅南口～ 光が丘駅	練馬光が丘病院
北町ルート	平成15年3月(試行運行)	光が丘駅～ 東武練馬駅入口 (循環)	練馬光が丘病院
関町ルート	平成17年7月(試行運行)	関町福祉園～ 順天堂練馬病院	武蔵関駅南口 上石神井駅 練馬高野台駅
氷川台ルート	平成17年7月(試行運行)	練馬光が丘病院～ 東武練馬駅入口 (循環)	光が丘駅 練馬春日町駅東 練馬駅 氷川台駅
大泉ルート	平成20年1月(試行運行)	大泉学園駅～ 大泉学園町五丁目 (循環)	
南大泉ルート	平成23年12月(試行運行)	保谷駅入口～ 関町福祉園	武蔵関駅南口



練馬区の公共交通図

平成26年4月16日現在



●区内交通の現状と都市交通マスタープラン

区内では、都営大江戸線や西武有楽町線の開通、西武池袋線の連続立体交差化、環状8号線などの道路整備が進展し、交通基盤が着実に整備されつつある。この結果、区民生活の利便性が向上するとともに、交通渋滞の緩和や安全性の確保などが図られてきた。

しかし、公共交通の不便な地域が依然として存在すること、また、道路の整備率は、都市計画道路で約5割、生活幹線道路で約3割にとどまり自動車交通の円滑化が図られていないことなど、解決すべき問題が数多く残されている。

さらに、移動に困難を伴う高齢者などの増加に伴い、円滑に移動できる手段の確保が一層重要となっている。また、地球温暖化などの環境問題に対する区民意識の高まりなどから、自動車交通に過度に依存しない交通体系の確立が求められるなど、交通をとりまく状況は大きく変化しつつある。

このような背景の下、だれもが快適に移動できる交通環境の実現を目指して、平成20年3月に練馬区都市交通マスタープランを策定した。ここでは、基本目標や取り組むべき交通施策を体系的に整理しており、今後は、区が抱える様々な交通問題の解決に取り組んでいく。

## 運輸政策審議会の答申の内容（答申第18号 平成12年1月）

路線名	通過場所
東京8号線の延伸及び複々線化	<p style="text-align: center;">└ 新木場</p> 所沢－石神井公園＝練馬－池袋－有楽町－豊洲＝東陽町＝住吉（■）押上（＝）四ツ木 ＝亀有＝野田市 （練馬～石神井公園間は工事中） ・住吉～四ツ木間は東京11号線を共用する。 ・今後開業する常磐新線の投資効果が減殺しないよう留意して、着工区間、時期等を決定する。 （ ）は、工事中を表す。
東京12号線の建設及び延伸	都庁前■新宿西口■飯田橋■門前仲町■青山一丁目■新宿－都庁前－光が丘＝大泉学園町 …→武蔵野線方面
東京13号線の延伸	和光市－小竹向原－池袋■新宿三丁目■渋谷 ・池袋駅以西において営団有楽町線、東武鉄道東上線及び西武鉄道池袋線と相互直通運転を行う。 ・渋谷駅において東京急行電鉄東横線と相互直通運転を行う。
区部周辺部環状公共交通（仮称）の新設	葛西臨海公園…赤羽…田園調布…→羽田空港方面 ・羽田空港方面の扱いについては京浜急行電鉄空港線と東京急行電鉄目蒲線を短絡する路線の整備状況等を踏まえて検討する。 ・長大路線であり、今後の輸送需要等を踏まえて、早期に優先着工区間を決定する。

## 答申路線の表示に係る凡例

○開業区間	—									
○目標年次までに整備を推進すべき路線（A）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: center;">新設</td> <td style="text-align: center;">複々線化</td> </tr> <tr> <td>・目標年次までに開業することが適当である路線（A<sub>1</sub>）</td> <td style="text-align: center;">■</td> <td style="text-align: center;">＝</td> </tr> <tr> <td>・目標年次までに整備着手することが適当である路線（A<sub>2</sub>）</td> <td style="text-align: center;">＝</td> <td style="text-align: center;">＝</td> </tr> </table>		新設	複々線化	・目標年次までに開業することが適当である路線（A <sub>1</sub> ）	■	＝	・目標年次までに整備着手することが適当である路線（A <sub>2</sub> ）	＝	＝
	新設	複々線化								
・目標年次までに開業することが適当である路線（A <sub>1</sub> ）	■	＝								
・目標年次までに整備着手することが適当である路線（A <sub>2</sub> ）	＝	＝								
○今後整備について検討すべき路線（B）	…									
また、今後整備について検討すべき方向を示す場合は「…→」とする。										

## (2) 道路交通ネットワークを整備する

## ●区内の道路事情

道路はそれぞれの機能や役割に応じて、自動車専用道路、主要幹線道路、幹線道路、地区幹線道路、地区集散（生活幹線）道路、区画（生活）道路、特殊（歩行者専用等）道路に分類される。

区の道路状況は、自動車専用道路である関越自動車道を始めとして、主要幹線道路は国道の川越街道（放射8号線）、都道の目白通り（放射7号線）、青梅街道（放射6号線）があり、さらに幹線道路として新青梅街道（補助76号線）、千川通り（補助229号線）など東西方向へは比較的整備が進んでおり、放射状の都心指向型となっている。しかし、南北方向には、東京外環自動車道、環状7・8号線と笹目通り（補助134号線）がある程度で、東西方向に比べ南北方向の道路は少ない状況である。

一方、区画道路の役割を果たす区道は、いまだ旧街道や旧農道からなる狭くて曲がったものが多く、道路幅員

も4.5m未満のものが道路総延長の41.7%と半分近くを占めている。

## ●都市計画道路の整備状況

平成26年3月31日現在、区内の都市計画道路は37路線あり、延長は108.3kmである（都市高速道路および付属街路を除く。）。整備状況は、事業完了が54.0km（49.9%）、事業中が10.7km（9.9%）、未完了は43.6km（40.2%）である。

区内の都市計画道路網は、東京の発展に伴って、昭和初期から計画され、数次の改訂が行われた。

16年には、これまでの第二次事業化計画に代わり、都と23区が共同して、新たに第三次事業化計画を策定し、16年度～27年度において優先的に整備すべき路線を公表した。区内においては、13路線（16区間）、延長17.9kmを指定しており、都と連携し、着実に事業を進めている。

整備中の主な都市計画道路

平成26年3月31日現在

自動車保有台数の推移

各年3月31日現在

路線名	事業状況
放射7号線	大泉学園町二丁目～西大泉五丁目2,000m用地取得中、一部工事
放射35号線	早宮二丁目～北町五丁目間1,330m用地取得中、一部工事
放射35・36号線	板橋区小茂根四丁目～早宮二丁目1,970m用地取得中
補助172号線	早宮三丁目～早宮四丁目390m用地取得中
補助229号線	関町南一丁目～上石神井一丁目430m用地取得中、一部工事
補助230号線	大泉町三丁目～土支田三丁目850m用地取得中 大泉学園町七丁目～大泉町三丁目1,250m用地取得中
外郭環状線の2	石神井町八丁目～東大泉二丁目1,000m用地取得中

年次	登録自動車 台	届出自動車等	
		軽自動車等 台	原付 台
平成24年	168,856	45,567	33,122
25年	167,231	46,055	32,507
26年	165,677	46,619	31,826

資料：練馬自動車検査登録事務所、  
区民部税務課

●東京外かく環状道路

東京外かく環状道路は、都心から約15km圏を環状方向に結ぶ、延長約85kmの自動車専用道路であり、放射方向の道路を相互に連絡して、都心方向に集中する交通を分散導入し、首都圏の交通、環境問題を改善する上で重要な道路である。現在、区内においては、埼玉県境から関越道までについて供用中である。それ以南の関越道～東名高速の区間については、平成19年4月に高架方式から地下方式へ都市計画の変更決定が行われ、21年5月に事業化した。区では、抜本的な交通状況の改善などのために、事業者である国等に対して、早期完成に向けた働きかけを行っている。

●生活幹線道路の整備

都市計画道路を補完し、地区の交通の主要な動線となる道路を「生活幹線道路」として位置づけ、昭和63年5月に整備計画を策定した。これは均衡のとれた道路網を形成し、区民生活の安全性・利便性の向上と良好な市街地の形成に寄与することを目的としたものであり、延長約110kmを計画した。このうち区道は、延長約94kmであり、平成25年度末現在、延長約24kmの整備が完了した。

区では、計画した路線のうち延長約5kmで事業を実施するとともに延長約4kmを早期に整備を行う必要性が特

主要道路の自動車交通量 (12時間値)

路線名 (観測地点)	平成11年	17年	22年
環状7号線 (羽沢2丁目)	37,553	39,566	35,225
目白通り (豊玉北4丁目)	33,855	34,058	30,908
川越街道 (旭町3丁目)	23,853	23,728	21,803
笹目通り (谷原3丁目)	35,602	35,684	31,312
新青梅街道 (関町北4丁目)	14,841	13,393	10,971
青梅街道 (関町南1丁目)	30,713	31,695	27,641

注：台数は、7時から19時までの秋の1日(平日)の測定値  
資料：「交通量調査報告書」(東京都建設局)

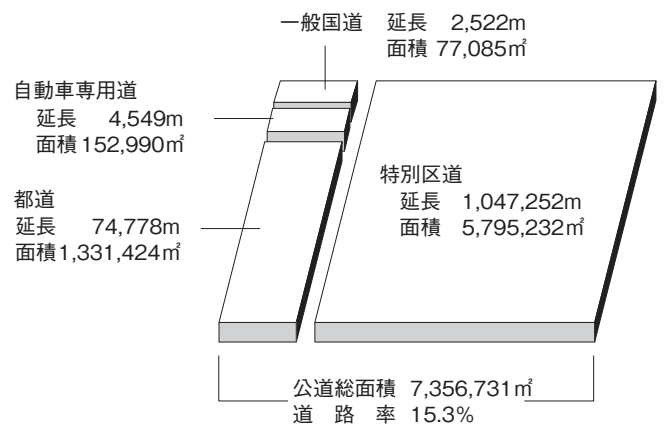
に高い路線として、整備促進路線に指定している。

●生活道路

区では、一定の条件に合った私道などを区道として認定する公道化を進めている。平成25年度に認定した路線は31件、延長2,126m、面積12,467m<sup>2</sup>であった。

練馬区の道路の現状

平成26年4月1日現在



資料：一般国道、自動車専用道、都道は「東京都道路現況調査平成25年版」(東京都建設局)

(3) 快適な道路環境を整備する

●快適なみちづくり

区では、都市計画道路や生活幹線道路などの新設や整備済路線の改修に当たり、バリアフリー化および地域の景観に配慮して、歩道の舗装、無電柱化、防護さく・街路灯などの道路設備、道路の植栽などの質の向上を図り、安全・安心で快適な道路空間を創出することにより、魅力ある道づくりを進めている。

●放置自転車に対する取組

区では、放置自転車をなくすために、昭和49年から現在までに区内の駅周辺などに80か所、約41,900台分(平成26年5月1日現在)の自転車駐車場を設置してきた((公財)自転車駐車場整備センター等の運営も含む。)

また、3年12月に自転車を都市における基礎的な交通手段として明確に位置づけ、交通需要に基づく交通施設の整備、他の交通手段と均衡のとれた利用を図るとともに、適正利用を推進するため、「練馬区自転車利用基本

計画」を策定した。

さらに、12年5月に、上記「練馬区自転車利用基本計画」に基づき、自転車対策の指針を定めた「練馬区自転車利用総合計画（12年度～22年度）」を策定し、23年3月には、23年度から32年度までの計画として「練馬区自転車利用総合計画（23年度～32年度）」を策定した。

本計画により、近年問題とされている「買物客等による午後の放置自転車対策」、「自転車走行環境の整備」や「自転車の安全利用対策」といった新たな課題について取り組むこととしている。

また、自転車を適正に利用してもらうという観点から、放置禁止区域の指定を行い、放置自転車の撤去を行っている。

### ●自転車の快適な利用のために

現代社会では自転車は日常生活に必要不可欠なものとなっており、自転車利用を単に規制するだけでは自転車問題は解決しない。むしろ、適正利用のできる環境を整備していく必要がある。

### 1 全国自転車問題自治体連絡協議会の活動

駅周辺の用地不足や土地価格の高騰などにより、利用者数に応じた自転車駐車を整備することが、ますます難しくなっている。

これは、法制度の整備や財源が十分でないことが主たる原因である。そのため、平成4年2月に全国174（26年5月現在127）自治体が結束し、「全国自転車問題自治体連絡協議会」（以下「全自連」という。）を発足させ、自転車法の改正等、制度の見直しを積極的に国へ働きかけてきた。その結果、5年12月に国会において自転

車法が改正され、鉄道事業者は自転車駐車場の設置に積極的に協力しなければならないことや、自転車を違法に駅前広場などに放置し撤去された場合、撤去・保管・売却などに要した費用を、その原因者たる当該自転車の利用者に負担させることが明記されるなど、一定の成果を上げることができた。（なお、全自連会長は発足以来、練馬区長が務めている。）

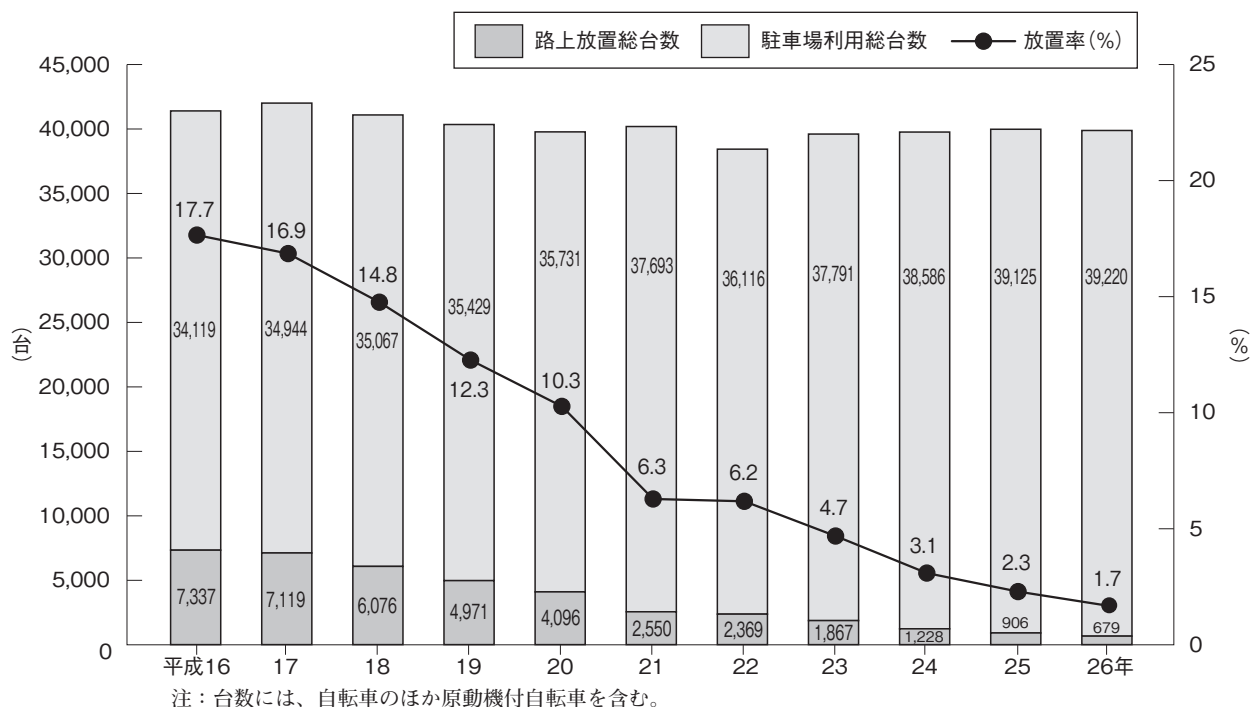
### 2 自転車駐車場の利用料金

区では4年7月から、施設の整備を前提に、利用者が使用料として費用の一部を負担する有料化を進めている。その理由として、駅周辺の用地不足、地価高騰の結果として、駐車場整備が極めて困難になってきており、貴重な税収を整備財源とする上で利用者の負担を考慮しなければならなくなったことがある。また、駅の近くに無料駐車場を設置した場合、今まで自転車を利用していなかった人の自転車の利用を誘うことになり、かえって駐車需要の増大を招き放置自転車が増えることが明らかになったことがある。さらに、区が無料で駐車場を提供することが、バス等他の輸送サービスを後退させ、交通手段の需給バランスを崩すことが考えられ、自転車も都市交通体系の一環としてとらえることが必要とされてきたことなどがあげられる。

通勤、通学による午前中の放置自転車は大幅に減少したが、午後の放置自転車が増えている。今後、買物客等を対象にした自転車駐車場の整備を店舗や商店会等に要請するとともに、区立自転車駐車場においても短時間利用に配慮した一定時間無料の自転車駐車場の整備を進める。

駅周辺の自転車等利用状況

各年5月調査



### 3 レンタサイクルシステム

区では、南北方向を結ぶ交通手段は主にバス路線しかなく、これを補うために自転車が多く利用されているのが現状である。

このことから、自転車が公共交通の一つとして利用できるような体制を、地域に応じて整備していく必要がある。区では、駅と自宅（通勤・通学先）を結ぶ足としてRCS（レンタサイクルシステム）を実施している。現在、区内6駅に7か所の「ねりまタウンサイクル」を設置しており、2,700台の自転車を供用している。

RCSは、区が自転車を貸し出し、1台の自転車を複数の人が利用することにより、実質的な駐車台数を減少させ、結果として放置自転車を減らすというものである。

### 4 自転車走行環境の整備

現在、自転車に関する交通事故の増加や自転車利用者のルール・マナー違反等により、自転車と歩行者を分離

した自転車走行環境の整備が求められている。そこで、25年3月、区では練馬区自転車走行環境整備指針を策定し、光が丘の2路線を自転車走行空間のモデル整備路線として選定した。

25年度は、光が丘東大通りの一部（延長約540m）に、車線の左端に青色のカラー舗装や逆走防止の路面標示などを施した自転車専用通行帯を整備した。

26年度は光が丘西大通りの一部（延長約1500m）を整備する予定である。

#### ●駅周辺の自転車等乗り入れ状況

平成26年5月の調査では、区内の駅周辺の自転車等乗り入れ台数は、1日39,899台だった。このうち39,220台が自転車駐車場を利用し、残る679台が駅周辺道路に放置されていた。

路上放置台数、放置率ともに11年以降減少傾向にある。

各駅における1日の自転車等利用状況（区内分）

平成26年5月調査

駅名	駅利用台数	公営駐車場 利用台数	路上 放置 台数	放置禁止 区域指定	レンタサイクル	民営駐車場
	台	台	台		台	台
江古田	417	220	73	○	—	124
桜台	399	163	85	○	—	151
練馬	3,008	2,175	90	○	373	370
豊島園	555	452	4	○	—	99
中村橋	1,306	1,118	74	○	—	114
富士見台	957	711	31	○	—	215
石神井公園	6,123	2,558	56	○	345	3,164
大泉学園	6,319	4,230	55	○	1,336	698
大泉バス停	391	377	14	—	—	—
保谷	1,869	1,557	2	○	—	310
上井草	6	0	6	○	—	—
上石神井	2,341	1,230	35	○	356	720
武蔵関	1,475	1,194	20	○	—	261
東武練馬	343	68	31	○	150	94
小竹向原	666	657	9	○	—	—
氷川台	1,679	1,669	10	○	—	—
平和台	2,948	2,304	16	○	—	628
地下鉄赤塚	947	882	13	○	—	52
新桜台	56	52	4	○	—	—
光が丘	5,663	4,182	9	○	—	1,472
練馬春日町	998	744	8	○	148	98
練馬高野台	1,240	518	24	○	—	698
新江古田	193	156	10	○	—	27
計	39,899	27,217	679		2,708	9,295

注：①公営駐車場とは、区立自転車駐車場、(公財)練馬区環境まちづくり公社立自転車駐車場および(公財)自転車駐車場整備センターが運営するものを指す。

②大泉バス停とは、西武バスの都民農園・大泉風致地区・北出張所前バス停を指す。

## ねりまタウンサイクル利用状況

平成26年5月調査

名 称	貸付台数	会員数	正利用台数	逆利用台数	当日利用台数	
					5月中総台数	1日当たり平均
	台	台	台	台	台	台
練馬	400	337	170	167	1,106	36
東武練馬	200	134	69	65	491	16
石神井公園	400	325	248	77	610	20
上石神井	400	342	287	55	454	14
大泉学園駅北口	600	737	503	234	493	16
大泉学園駅南口	500	569	492	77	454	14
練馬春日町	200	137	93	44	342	11
計	2,700	2,581	1,862	719	3,950	127

注：①正利用台数は自宅から駅までの利用台数  
 ②逆利用台数は駅から会社や学校等への利用台数  
 ③当日利用台数は、非会員の利用者による一回利用の利用台数

## ●交通安全啓発

交通事故はその大部分が、基本的な交通ルールの軽視、マナーの欠如によって起こされているだけに、交通安全を守る心の啓発が大切である。

平成10年12月15日に「交通安全都市練馬区宣言」を行い、この中で、生命尊重、人間優先の理念に基づき、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて努力することを表明した。宣言の趣旨を踏まえて、各種交通安全施策を推進していく。(宣言文は裏表紙参照) 25年度には、春・秋の全国交通安全運動等で、高齢者の事故防止、歩行者・自転車の交通ルール・マナーの向上、子供用自転車ヘルメットの必要性などについてのPRを行った。

また、区立小学校児童を対象に、新入生にはランドセルカバーの配布を、それ以外の学年には自転車の安全な乗り方教室を実施している。自転車教室を受講した児童には「自転車安全運転免許証」を発行するなどして交通安全の意識啓発に努めている。25年度は、65校で実施し5,622人の児童が免許証を取得した。

21年度からは新たにスタントマンによる事故再現を取り入れた自転車安全教室を実施している。もし交通ルールを守らなかった場合、いかに恐ろしい事態を誘発するかを強調し、もって危険運転に対する抑止力を自転車運転者自らが培うことを目的としている。25年度は23回(うち中学校が13校)実施した。

## ●交通安全実施計画

区は交通安全対策基本法に基づき「平成25年度交通安全実施計画」を策定し、「交通事故件数および死傷者数を前年以下に減少させること」を目標に、交通安全施設の整備、交通安全啓発活動を進めた。

## 交通安全施設

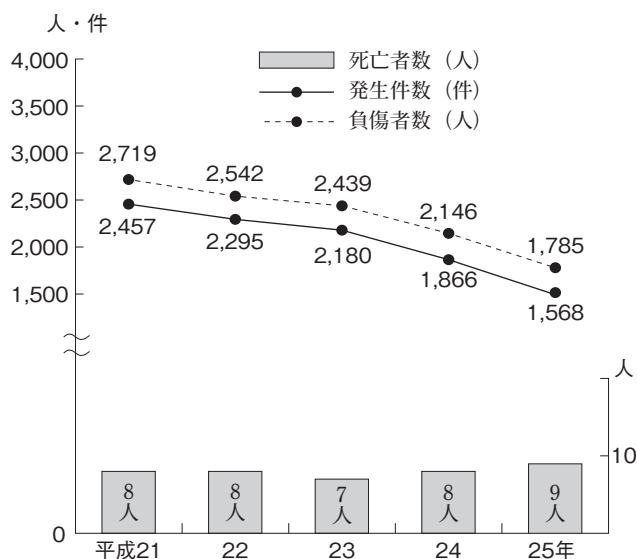
平成26年4月1日現在

種 別	総 数	対前年度 増 減
歩 道	123,461m	110m
道 路 標 識	2,681本	4本
街 路 灯	44,686基	123基
反 射 鏡	6,299本	6本
防 護 柵	85,200m	160m
点字ブロック	2,228か所	4か所

区内における交通事故(人身事故)の発生状況は、25年において発生件数1,568件、負傷者数1,785人、死亡者数9人であった。

交通事故の背景には、①運転者、歩行者の交通ルール・マナーの軽視、②車両の増加などがある。特に、近年では高齢者の事故や、自転車に関係する事故の割合が高まっている。

## 区内の交通事故の状況



### ●私道整備助成制度

生活環境向上のため、私道の舗装等の工事費用の一部を助成している。平成25年度は33件、舗装面積5,716m<sup>2</sup>について助成した。

### ●排水設備工事の助成

公共下水道が敷設され、供用開始の告示がされると、3年以内にくみ取便所を水洗化することが法律で義務付けられている。水洗化に伴う便所改造や私道の排水設備工事に要する費用は自己負担となるため、区では排水設備工事（改修を含む。）に要する費用について、一定の条件により助成を行い、自己負担分の軽減を図っている。

### ●水路

区内の公共溝きよの総延長は平成26年4月1日現在119,144mである。長年、農業用として使用された水路の大部分は、市街化が進むにつれてその必要性がなくなり、通路や景観に配慮した緑道等として、整備されている。

### ●橋りょう

区内の橋は、平成26年4月1日現在176橋であり、このうち区の管理する橋は125橋である。

これらの維持管理については、今ある橋を有効に活用し、道路ネットワークの更なる安全性の確保を目的とした「練馬区橋梁長寿命化修繕計画」を25年度に策定し、これまでの事後保全的な修繕から予防保全的な修繕へ方針を転換した。

都は河川の改修事業に併せて、22年度に着手した東映橋、愛宕橋の架け替えを24年度に完了した。24年度着手の学園橋については28年度に、25年度着手の上御成橋は27年度に完了する予定である。

なお、区は道路管理者として、橋の拡幅および修景にかかる費用の負担をしている。

### ●区民交通傷害保険

区民交通傷害保険は、交通事故等で被害を受けた方を救済することを目的とし、少額の保険料で加入でき、入院や通院治療日数に応じて保険金を支払う制度である。

近年、自転車の運転者が歩行者等と衝突し加害者となる事故が増加しており、中には高額な賠償責任を負担するケースも出ていることから、平成21年度分から「自転車賠償責任プラン」を付加した。

加入は、毎年2月～3月中旬の期間に郵便局・金融機関で受付している。

### ●自動車駐車施設の整備

路上駐車は、交通渋滞を引き起こし、都市機能を低下させるとともに、交通事故発生の一因ともなっており、その解決が重要な課題となっている。

こうした背景を踏まえ、区では平成6年度に「駐車施設整備に関する基本計画」を策定し、練馬駅北口地下、石神井公園駅北口、大泉学園駅北口、大泉学園駅南口の

4駐車場を整備し、指定管理者制度を導入して運営している。このうち、練馬駅北口地下および石神井公園駅北口においては、19年3月に自動二輪車用駐車スペースを整備した。

# 7 安心して生活できる住まいづくりを進める

## (1) 公共賃貸住宅を管理・運営する

### ●区が管理する住宅

区営住宅は、都営住宅として建設されたもののうち一定年数が経過した小規模の団地（おおむね100戸程度まで）の中で、都との協議の結果、区に移管されたものであり、毎年5月に入居者の募集を行っている。

現在、区が設置・管理する区営住宅は、20団地793戸である。このほかに、区立高齢者集合住宅4団地140戸がある。

住宅名	戸数
平和台三丁目アパート	21
平和台三丁目第二アパート	27
東大泉一丁目アパート	32
桜台六丁目アパート	36
高野台四丁目アパート	56
豊玉南三丁目アパート	30
上石神井一丁目第二アパート	60
早宮三丁目第三アパート	35
高野台三丁目アパート	54
豊玉北一丁目アパート	33
北町五丁目アパート	15
北町五丁目第二アパート	50
関町北二丁目アパート	24
下石神井二丁目アパート	21
小竹町二丁目アパート	36
東大泉二丁目アパート	66
東大泉二丁目第二アパート	60
下石神井四丁目アパート	48
石神井台三丁目アパート	68
豊玉北六丁目アパート	21

### 区営住宅応募状況

〔募集月：5月〕

区分	募集戸数	応募数	倍率
一般世帯向け	12戸	397人	33.1倍
ひとり親(母子・父子)世帯向け	5戸	68人	13.6倍
若年ファミリー向け	5戸	21人	4.2倍

### ●他の公共住宅

都や事業者等が管理する区内公共賃貸住宅は、都営住宅12,609戸、独立行政法人都市再生機構住宅6,014戸、東京都住宅供給公社住宅1,567戸、都民住宅3,041戸の計23,231戸（平成26年3月末管理戸数）である。

このうち、都営住宅については、都公募分とは別に、区民を対象とした地元割当分があり、区が入居者の募集を行っている。

### 都営住宅地元割当応募状況

募集月	区分	募集戸数	応募数	倍率
5月	家族向け	3戸	365人	121.7倍
11月	家族向け	2戸	329人	164.5倍

## (2) 良質な住まいづくりを支援する

### ●第3次練馬区住宅マスタープラン

区では、住まいづくりにかかわる施策展開の基本的な方針として、平成5年度に第1次となる「練馬区住宅マスタープラン」を、13年度には「第2次練馬区住宅マスタープラン」を策定し、区の現状や区民の意向、社会・経済情勢の変化を見据えた住まいづくりの施策展開を図ってきた。

しかし、この間、社会・経済情勢の変化や安全・安心への関心の高まりや、低炭素社会、循環型社会の形成、少子高齢化の急速な進行など、住まいをめぐる様々な問題が顕在化してきた。国や都においては、これまでの「住宅の量の確保」から生活環境を含めた「住まいの質の向上」に向け、大きく施策の転換が図られた。

このような背景のもと、10年後の練馬区を見据えた住宅施策の指針となる「第3次練馬区住宅マスタープラン」を22年10月に策定した。策定にあたっては、有識者や公募区民からなる「策定懇談会」を設置するとともに、住宅施策に関する「区民意識意向調査」を行い、区民の安定した住まいを確保するという視点に立ち、総合的な住宅施策や重要事業等について明らかにしている。

#### 〔マスタープランに位置づけられた7つの重要事業〕

- 1 区営住宅の入居機会の確保策の展開
- 2 民間による高齢期の住まいづくりの促進
- 3 分譲マンション支援体制の構築
- 4 みどり豊かな環境にやさしい住まいづくり誘導の仕組みづくり
- 5 地域発意のまちづくり活動の促進
- 6 使える・頼れる、住まいの相談窓口の充実
- 7 住まいのつくり手ネットワークの構築



## ●住宅の状況

平成20年の住宅・土地統計調査によると住宅の所有別で、持家は約42%、借家は約43%であり借家の79%が民間借家となっている。

練馬区の住宅状況 平成20年10月1日現在

区分	総数	持家	借家				
			総数	公営の借家	公団・公社の借家	民間借家	社宅・官舎
住宅数	299,890	125,280	129,990	11,970	6,320	102,740	8,960
世帯数	303,130	127,840	130,580	—	—	—	—
世帯人員	699,730	350,990	246,600				

また、建築基準法による新耐震基準が施行された昭和56年より前の住宅については下記のとおりである。

区分	総数	昭和55年以前	昭和56年～平成20年9月	
住宅総数	299,890			
住宅の種類	専用住宅	294,900	58,860	175,150
	店舗その他の併用住宅	4,990	2,150	2,140
構造	木造	32,440	12,250	11,930
	防火木造	106,440	22,230	60,060
	鉄筋・鉄骨コンクリート造	132,670	24,250	89,070
	鉄骨造	26,700	2,150	15,120
	その他	1,660	120	1,140

注：住宅総数は、居住世帯のある住宅数であり、所有関係不詳を含む。

資料：「平成20年住宅・土地統計調査報告」（総務省統計局）

## ●「ねりまマンション“未来塾”」セミナーと「分譲マンション管理・運営無料相談」事業

マンション管理組合や区分所有者を対象に、必要な情報提供と相談体制の充実を図るため、セミナー方式による「ねりまマンション“未来塾”」と「分譲マンション管理・運営無料相談」を行った。結果は下表のとおりである。

ねりまマンション“未来塾”の実施状況 平成25年度

実施時期	参加者数	参加マンション数	主なテーマ
6月	31人	27マンション	マンション管理組合（模擬）理事会ほか
9月	25人	19マンション	分譲マンションの長期修繕計画の必要性ほか
26年2月	28人	23マンション	弁護士が教える管理費滞納の解消法ほか

### ・分譲マンション管理・運営相談事業

毎月第一・第三木曜日の午後20回開催し、36件の相談を受けた。

## ●住宅修築資金の融資あっせん

一般住宅に対しては、住宅修築資金融資あっせんを行っており、平成25年度の総貸付件数は12件、利子補

給金額は292,774円であった。

## ●住宅改修支援事業

住宅改修事業として①住宅改修事業者の情報提供（区内の事業者9団体107事業者）②リフォームローン優遇適用金融機関の紹介（区内の10金融機関40支店他）を一覧にしてホームページで情報提供を行っている。

## ●住宅施策ガイド

住宅に関する各種の公共賃貸住宅制度や助成制度等のガイドブックを作成し、ホームページで情報提供を行っている。

## ●長期優良住宅の認定

長期優良住宅の普及の促進に関する法律が平成21年6月から施行された。長期優良住宅とは、住宅の構造および設備について長期にわたり良好な状態で使用するための措置を講じられた住宅をいう。長期優良住宅の認定を受けた住宅は所得税等の税制上の優遇を受けることができる。25年度の申請は725件であった。

## ●優良宅地、優良住宅の認定審査

土地譲渡益に対し重課税を行う税制改正が昭和48年度に行われた。この改正が土地の供給を阻害しないよう、優良な土地または住宅である旨の認定を行い、重課税の適用を免除している。平成25年度は、優良宅地の認定件数は0件、優良住宅の認定件数は1件であった。

## (3) だれもが安心して暮らせる住まいづくりを促進する

### ●高齢者優良居室提供事業

民間賃貸住宅の居室を登録し、住宅に困っている高齢者世帯に当該居室を提供している。平成25年度は、登録居室数71居室のうち、11世帯が新規入居した。現在は65世帯が入居している。

### ●高齢者集合住宅（シルバーピア）

住宅に困っているひとりぐらしの高齢者、または高齢者のみの世帯を対象に、住宅を提供している。

高齢者集合住宅では、緊急通報システムや生活協力員による安否確認を行っている。

### ●区立高齢者集合住宅

区立高齢者集合住宅は、都営住宅シルバーピアに準じた設備を備えている民間住宅を区が一定期間借り上げ、管理・運営している住宅であり、毎年11月に入居者の募集を行っている。

現在、4団地140戸を管理している。

## 区立高齢者集合住宅の状況 平成25年度

住 宅 名	戸 数
羽 沢 高 齢 者 集 合 住 宅	50
土 支 田 高 齢 者 集 合 住 宅	47
豊 玉 高 齢 者 集 合 住 宅	19
高 松 高 齢 者 集 合 住 宅	24

区立高齢者集合住宅応募状況  
〔募集月：11月〕 平成25年度

区 分	募集戸数	応募数	倍 率
単 身 者 向 け	5戸	225人	45.0倍
二 人 世 帯 向 け	1戸	94人	94.0倍

## ●他の高齢者向け公共住宅

他の高齢者向け公共住宅として、都営住宅シルバーピアとUR（独立行政法人都市再生機構）シルバー住宅がある。

都営住宅シルバーピアについては、通常の都営住宅と同様に、都公募分のほかに区民を対象とした地元割当分について、区が入居者の募集を行っている。

URシルバー住宅については、独立行政法人都市再生機構が独自に募集を行っている。

## 都営住宅シルバーピアの状況 平成25年度

住 宅 名	戸 数
大 泉 学 園 町	20
東 大 泉	27
練 馬	23
谷 原	20
中 村 北	24
関 町 南	26
豊 玉 中	26
関 町 北	26
石 神 井 町	26
平 和 台	26

## 都営住宅シルバーピア地元割当応募状況 平成25年度

募集月	区 分	募集戸数	応募数	倍 率
8月	単身者向け	2戸	353人	176.5倍
26年2月	単身者向け	3戸	467人	155.7倍
	二人世帯向け	1戸	112人	112.0倍

## UR シルバー住宅の状況 平成25年度

住 宅 名	戸 数
光 が 丘	18
石 神 井	21
にしき平和台	18

## 練馬区長期計画（平成22年度～26年度）施策別成果指標実績値一覧

●この表は、長期計画で定めた各施策に記載した成果指標について、25年度末現在の実績値を記載したものの。

政策・施策		指標	20年度実績	25年度実績	26年度目標
<b>41 みどり豊かなまちをつくる</b>					
411	ふるさとのみどりを保全し、新たなみどりをつくる	市民緑地（憩いの森・街かどの森）の年間新規開設面積	2,728m <sup>2</sup>	0m <sup>2</sup>	3,700m <sup>2</sup>
412	みどりを愛しはぐくむ活動を広げる	みどりのボランティア活動がされている公園等の数	40か所	53か所	58か所
<b>42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる</b>					
421	区民・事業者による身近なところからの地球温暖化防止を促進する	練馬区の温室効果ガスの年間総排出量（CO <sub>2</sub> 換算）	191万7千t（18年度）	212万2千t（23年度）	185万7千t（24年度）
422	まちづくりで環境に配慮する	環境影響評価手続における区民周知の実施度合	100%	100%	100%
423	区が率先して地球温暖化に取り組む	区の事務事業に伴う温室効果ガス排出量（CO <sub>2</sub> ）	42,173t	43,251t	21年度を基準として概ね4%削減
424	ごみの発生を抑制する	区民一人1日当たりのごみの排出量	582g	520g	517g※
425	リサイクルを進める	集団回収登録団体数	346団体	533団体	490団体
426	ごみの適正処理を進める	可燃ごみの中に可燃ごみ以外のものが混入している割合	28%	19.8%	20%
<b>43 良好な地域環境をつくる</b>					
431	公害問題の解決を図り、地域環境の保全・改善を推進する	二酸化窒素および浮遊粒子状物質が環境基準に適合している測定か所数	13か所	12か所	13か所
432	まちの美化を進める	環境美化推進地区および環境美化活動団体の登録世帯数	107,808世帯	110,878世帯	160,000世帯
<b>44 地域特性に合ったまちづくりを進める</b>					
441	区民・事業者とともにまちづくりを進める	練馬区まちづくり条例における開発調整の手続が順調に進められた件数の割合	96%	97%	100%
442	土地利用を計画的に誘導する	地区計画等により用途地域等を変更した地区（累計）	1か所	5か所	7か所
443	調和のとれた都市景観を形成する	景観まちづくりを進めている地区数（累計）	着手	2地区	拡大
<b>45 災害に強く生活しやすいまちをつくる</b>					
451	良好な市街地を形成する	まちづくり計画を策定した地区	34地区	44地区	57地区
452	まちの拠点機能を向上させる	計画的なまちづくりを進めている駅周辺地区数	10地区	13地区	15地区
453	災害に強いまちをつくる	密集住宅市街地整備促進事業による道路・公園等の整備面積（累計）	29,118m <sup>2</sup>	37,104m <sup>2</sup>	増加
454	だれもが利用しやすいまちをつくる	協議物件のアプローチの整備率	72%	74%	80%
<b>46 良好な交通環境をつくる</b>					
461	公共交通を充実する	みどりバス（コミュニティバス）の乗車人数（1便当たり平均）	18人	17人	24人
462	道路交通ネットワークを整備する	区内の都市計画道路の完成率	48%	50%	55%
463	快適な道路環境を整備する	区道歩道延長距離	121.9km	123.4km	128.6km
<b>47 安心して生活できる住まいづくりを進める</b>					
471	公共賃貸住宅を管理・運用する	定期使用（5年～10年）住戸数	18戸	34戸	42戸
472	良質な住まいづくりを支援する	マンション管理セミナーおよび分譲マンション管理運営無料相談への参加人数	129人	120人	160人
473	だれもが安心して暮らせる住まいづくりを促進する	高齢者のための設備がある住宅の割合	31.0%（15年度） 39.8%（20年度）	—	50.0%

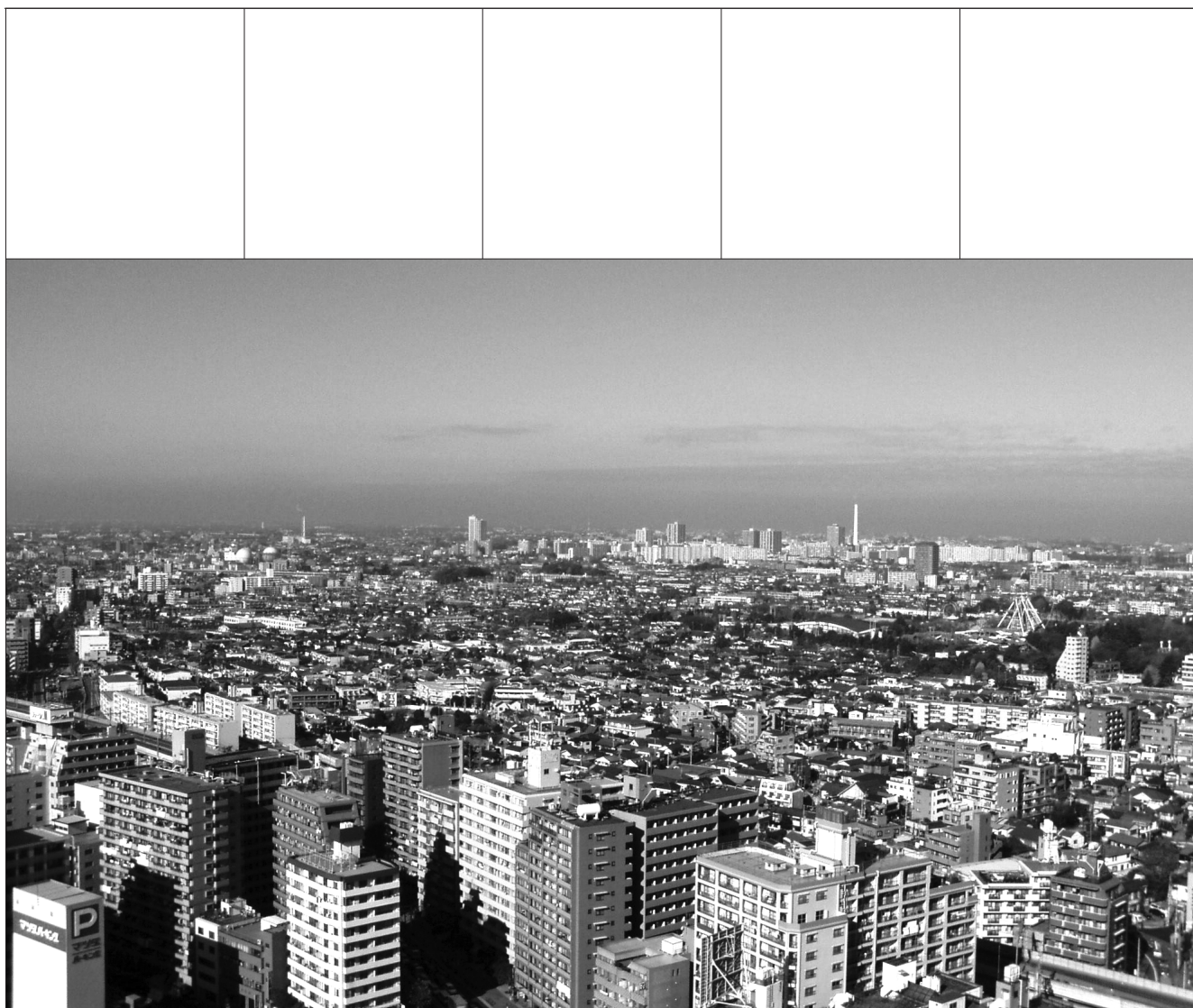
※「練馬区第3次一般廃棄物処理基本計画」において、長期計画で定めた目標値を修正した。



# 第5章

## 未来を拓く区政経営を進める ～行政運営分野～

- 1 持続可能な区政経営を行う ..... 202



区役所から光が丘方面を望む

# 1 持続可能な区政経営を行う

## (1) 参加と連携による開かれた行政を進める

### ●主な広報出版物

#### 1 ねりま区報

毎月1日号を12ページ組み、11、21日号を8ページ組み（1月1日号のみ4ページ組み）で発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関・郵便局、公衆浴場などで配布している。また、新聞未購読で、配布場所での入手が困難な希望者には送付も行っている。平成25年度は37回、各回約25万部を発行した。また、「点字広報」とカセットテープ・デジター版CDによる「声の広報」を区報とほぼ同じ内容で発行し、希望する視覚障害者に郵送している。

#### 2 ねりま区議会だより

区議会定例会の内容を中心に、年4回、各回約24万部を発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関・郵便局・公衆浴場などで配布している。また、希望者には郵送も行っている。「ねりま区議会だより点字版」、カセットテープ・デジター版CDによる「声のねりま区議会だより」を発行し、希望する視覚障害者に郵送している。

#### 3 練馬区勢概要

区政のあらましをまとめ、年1回発行している。25年度は、24年度の区政の動きを中心に編集し、9月に700冊発行した。

#### 4 わたしの便利帳

区のサービスや窓口・施設の利用方法などをまとめ、区政に関する必要な情報を探し出すことができるよう編集して発行している。23年9月に全面改訂を行い、区内の全世帯および全事業所に配布した。25年度は転入者向けの更新版を発行した。

また、希望する視覚障害者に音声版（カセットテープ版、デジター版CD）を配布している。

#### 5 練馬区暮らしガイド

外国語で区の手続・サービス・窓口の情報を提供するために、21年3月に英語版・中国語版・ハングル版各2,000部を発行した。広聴広報課や地域振興課などで希望する外国人住民へ配布している。

#### 6 外国人向け広報

英語版、中国語版の広報紙を年4回（4・7・10・1月）発行している。区立施設、区内および隣接の駅、区内の郵便局などで配布するほか、希望する外国人住民には郵送も行っている。25年度は、各回、英語版3,500部、中国語版3,500部を発行した。

### 練馬区の主な定期刊行物

平成25年度

発行物名	発行回数
ねりま区報	月3回
外国語版広報紙（英語・中国語版）	年4回
MOVE（男女共同参画情報紙）	年2回
練馬区の世帯と人口	毎月
消費者だより	年6回
ねりま産業情報「ペがさす」	年3回
みどりのてびき	年6回
教育だより	年4回
青少年とともに	年2回
ねりま白ばらだより（選挙啓発広報紙）	年2回
農業委員会だより	年3回
ねりま区議会だより	年4回

### ●その他の広報活動

#### 1 報道機関への情報提供活動（パブリシティ）

区の施策や区内の催し、出来事など各種情報を、社会的信頼性、速報性、広範性などの点で優れている報道機関（新聞、テレビ、ラジオなど）に提供し、区民に対する広報効果をより高めるよう努めている。平成25年度は、主要日刊紙と地元報道機関へ243件の情報を提供し、主要日刊紙には90件の掲載があった。

#### 2 練馬区ホームページ

「練馬区ホームページ」は12年4月から本格発信を開始し、22年2月に携帯サイトも併せて全面リニューアルした。

22年の全面リニューアル後からは、各種手続などをまとめた「暮らしのガイド」、区の方針や取組などを掲載した「区政情報」、区のあらましや観光情報などを掲載した「ねりまの案内」など大きく5つに分けて情報を掲載し、内容の随時追加および更新を行っている。23年9月からは、英語・中国語・ハングルへの自動翻訳を開始した。

また、25年7月からは、スマートフォンに対応した練馬区ホームページの運用を始めた。

練馬区ホームページに対する25年度アクセス件数は135,059,932件、訪問者数は延べ8,999,745人であった。

#### 3 ねりま情報メール

22年7月から練馬区ホームページの更新情報やイベント情報などを中心に「ねりメール」を配信していたが、25年6月から「防災気象情報」「安全・安心情報」「区政情報」「緊急情報」を内容とする「ねりま情報メール」として新たに配信を始めた。「ねりま情報メール」の登録者数は、26年3月末現在で23,977人である。

#### 4 ソーシャルメディアの活用

23年3月から、練馬区公式ツイッターを開始し、主に防災関連情報、安全安心に関する情報を発信していた

が、25年8月からは、区政全般の情報について発信している。

また、25年4月から動画共有サイトユーチューブを活用した区政情報を動画配信するほか、25年10月からは、区の魅力を発信する練馬区公式フェイスブックを開始した。

## 5 練馬区情報番組ねりまほっとライン

区や区政への理解や関心を高めるため、区民に身近なケーブルテレビを媒体に、区政情報や区内の出来事などを放送している。19年5月から毎日3回放送し、毎月1日に内容を更新していたが、21年4月からは毎月1日に加え、16日にも内容を更新している。また、26年4月から、区内のイベント情報などを伝える「練馬区からのお知らせ」の内容については、1日・8日・16日・24日に更新している。

区ホームページおよび動画共有サイトユーチューブで動画配信しているほか、区立図書館、区民情報ひろばでのDVDの貸出しや、広聴広報課での複写サービスを行っている。

## 6 区政情報放映システム

区役所本庁舎1階アトリウムおよび練馬区民事務所受付前にディスプレイを設置し、映像による区政情報等を放映していたが、26年3月で終了した。26年4月からは、庁内モニター広告事業において、区政情報および練馬区情報番組ねりまほっとライン、ねり丸アニメを放映している。

### ●区民情報ひろばの運営

区民情報ひろばは、情報公開制度に基づき、情報公開の総合的な推進を担う施設の一つとして、区政資料や行政文書を用いて情報公表・情報提供業務を行っている。

区民情報ひろばでは、区政資料等の閲覧・貸出し・配布、有償刊行物の販売のほか、公文書の公開請求および自己情報の開示等請求の受付を行っている。

区民情報ひろば利用状況等		平成25年度
項目		件数等
区民情報ひろば利用者数		18,143人
インターネット利用者数		298人
区政資料等点数		10,998点
〃 貸出件数		63件
〃 貸出冊数		92冊
有償刊行物点数		124点
〃 販売点数		831点

## 区民情報ひろばで販売している主な有償刊行物

刊行物の名称	価格
ねりま区報縮刷版(平成25年版)	1,200円
区民意識意向調査報告書(平成25年度)	800円
練馬区長期計画(平成22～26年度)総論編 基本計画編	700円
練馬区長期計画(平成22～26年度)実施計画編	200円
練馬区長期計画(平成24～26年度)後期実施計画編	100円
平和への架け橋 上巻	1,000円
平和への架け橋 下巻	1,000円
練馬区統計書(平成25年版)	800円
練馬区勢概要(平成25年版)	1,200円
ねりま60	2,500円
ねりま50年の移り変わり	2,500円
練馬区小史	1,100円
練馬区史 歴史編	8,300円
練馬区史 現勢編	9,800円
練馬区史 現勢資料編	6,400円
練馬の伝統野菜 練馬大根	900円
練馬の寺院(改訂版)	300円
練馬の神社	170円
練馬区の遺跡地図	100円
石神井城跡発掘調査の記録	50円
江戸の食文化	800円
新版 練馬大根	1,100円
練馬の民俗 I	150円
練馬の民俗 III	100円
練馬を開いた人々	150円
練馬の民家と屋敷森	150円
練馬の記念碑	100円
ちよつと昔の道具たち	200円
「講」ってなあに?	200円
ねりまの昔ばなし	410円
御・鷹・場	600円
ふるさと練馬探訪	500円
鉄道の開通と小さな旅 西武・東上沿線の観光	800円
鉄腕アトム放送50周年記念 アトムが飛んだ日	500円
第2期練馬区地域福祉計画	400円
練馬区福祉のまちづくり総合計画	400円
練馬発わかわかかむかむ元気ごはん	300円
第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	500円
練馬区高齢者基礎調査報告書	630円
練馬区障害者基礎調査報告書	400円
練馬区障害者計画・第三期障害福祉計画	560円
練馬区健康づくり総合計画	1,300円
練馬区地域医療計画	700円
花在ればこそ 吾れも在り	1,500円
練馬区都市計画図 1(用途地域等)	500円
練馬区都市計画図 2(都市施設等)	600円
練馬区都市計画マスタープラン全体構想	1,100円
練馬区都市計画マスタープラン地域別指針	1,000円
練馬区分譲マンション実態調査報告書	1,000円
施設整備マニュアル(建築物)	800円
練馬区管理道路等 路線番号図	1,000円
練馬区管理道路等 舗装種別図	1,000円
観察ガバ「ねりまの自然」	700円
練馬区次世代育成支援行動計画	600円

### ●区政資料管理体制の整備

公文書は区民共有の財産であり、区政の主要な活動記録として将来の区民に引き継いでいく歴史的資料であるとの視点から、公文書のうち歴史的資料として重要なものを体系的に収集・管理し利活用を図ることを目的として平成21年11月に「練馬区区政資料管理整備計画」を

策定した。

22年度からは、実際に保存年限を満了する公文書から歴史的資料を選別・収集する作業を開始し、25年度は298件の公文書を収集した。

今後は、これら収集した公文書とあわせ、区の刊行物や写真資料を含めた歴史的資料の管理および利活用体制の充実を図るために運用面の整備を進める予定である。

●情報公開と個人情報保護

区では区民参加を促進し、公正で開かれた区政を実現するため、情報公開制度を設けている。情報公開制度では、「知る権利」の具体化の一つとして、区民等に公文書公開請求権を保障するとともに、各種の情報公表施策や情報提供施策を充実強化し、両者が相互に補完しあいながら機能することによって、その実効性の向上が図られている。

個人情報の保護については、急激なIT社会の進展や個人情報保護関連法の制定を受けて、より一層個人情報の総合的、体系的な保護を図るため、練馬区個人情報保護条例を整備し、適正な執行に努めている。また、個人情報に係る区民等の基本的人権の擁護を目的に、自己情報の開示等請求権を保障している。

1 公文書の公開請求と処理状況

平成25年度における公文書の公開請求と処理状況は以下の表およびグラフのとおりである。

25年度における請求件数は866件であった。

また、公開率（文書の不存在と請求の取下げを除いた請求件数に占める全部公開と部分公開の割合）は99.9%で、「全部非公開」は1件であった。

25年度は、部分公開決定としたもののうち、2件について請求者から不服申立てがあり、このうち1件は、その後取下げとなった。

なお、公文書の公開請求については、17年5月からインターネットでの受付を開始しており、18年4月からは、公文書の公開まですべての手続をインターネット上で行うことができるようになっている。25年度には延べ95人からインターネットを用いた公開請求があり、これは25年度の請求者総数（275人）の約34.5%であった。

公文書の公開請求件数と処理状況 平成25年度

請求件数	全部公開	部分公開	非公開	不存在	拒否 応答	取下げ
件 866	件 359(0)	件 431(0)	件 1	件 47	件 0	件 28

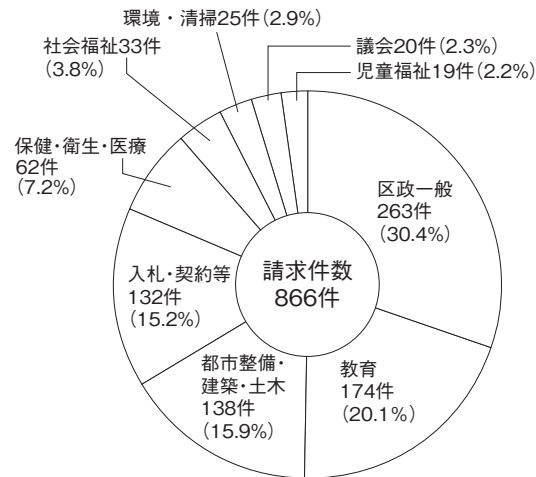
注：（ ）内は公益上の理由による裁量的公開件数を示す。

公文書公開請求の非公開の理由別件数 平成25年度

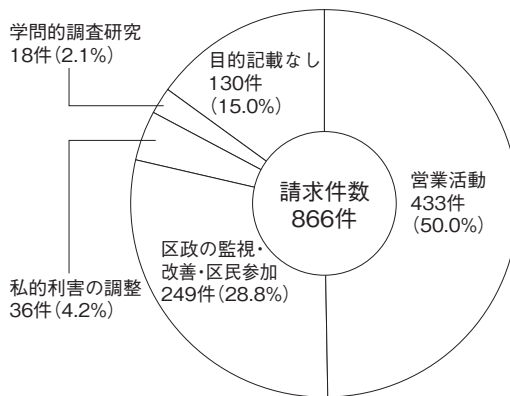
非公開とした理由（部分公開含）	件数
個人に関する情報で特定の個人が識別されうるもの	件 271
法人等に関する情報で法人等の正当な利益を害すると認められるもの	277
公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるもの	6
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどのおそれがあるもの	0
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	66
法令等の規定によって公開できないと認められるもの	0
他の制度との調整	0

注：同一公文書に、複数の理由が含まれているものもある。

公開請求のあった公文書の分野別件数 平成25年度



公文書公開請求の目的別件数 平成25年度



2 自己情報の開示等請求と処理状況

25年度における自己情報の開示等請求と処理状況は以下の表のとおりである。

請求件数は434件で、24年度の240件と比較すると194件増加した。



25年度は、部分開示決定としたもののうち2件、不存在による非開示決定としたもののうち1件について、請求者から不服申立てがあった。

請求者	請求者数	請求件数
区民	79	255
区民以外の者	28	179
計	107	434

区分	全部開示	部分開示	非開示			取下げ
			不存在	全部非開示	存否応答拒否	
開示請求	176	208	47	1	0	1

区分	応じる		応じられない	取下げ
	全部	一部		
削除請求	0	0	1	0

### 3 練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会

区では、情報公開制度および個人情報保護制度の適正な運用を図るため、区長の附属機関として練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を設置している。審議会は、制度運営の重要な事項について区長に意見を述べることができるほか、区の諮問に応じて審議を行い、答申を出している。区は審議会の意見や答申を尊重し、区政に生かしている。

審議会は、区民、学識経験者、区議会議員から組織されており、任期は2年である。審議会の会議は公開を原則としており、傍聴することもできる。

### 4 練馬区情報公開および個人情報保護審査会

区では、区の行った公文書の非公開決定や自己情報の非開示決定等の処分に対する請求者からの不服申立て（異議申立て）を公正中立な立場から審査するため、区長の附属機関として練馬区情報公開および個人情報保護審査会を設置している。区は、審査会から出された答申を尊重し、不服申立ての内容を認めるかどうかを決定している。

審査会は、情報公開制度および個人情報保護制度について優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱した委員5人で組織されており、任期は2年である。審査会の会議は、個人情報などを取り扱うため、非公開である。

#### ●主な広聴活動

##### 1 意見要望等の受付

文書等で寄せられた意見・要望・陳情などを区長室広聴広報課で一括して受け付け、各担当主管部との連携により速やかな解決に努めている。平成25年度の受付件数は1,620件であった（「モニターの声」70件含む）。

このうち、個人が「区長への手紙」などにより行う要

望・苦情等を個別広聴として受け付けている。「区長への手紙」は、区政に関する意見・要望等を気軽に申し出られるように区立施設と区内各駅に置いているもので、この手紙による受付は350件であった。このほか、一般郵便による受付が113件、電話や窓口での受付が219件、電子メールによる受付が728件、ファクス等による受付が71件であった。

また、団体等が文書で行う陳情・要望等は団体陳情として、個別広聴と区分して受け付けている。団体陳情の受付件数は69件であった。

### 2 区政モニター

区政への意見・要望等を継続的に聴くことにより、区民の意向を把握し、区政に反映させるため、区民の方々に区政モニターを委嘱している。第21期区政モニターは公募により90人、無作為抽出によって110人を選出した。任期は25～26年度の2年間である。

25年度は、アンケートを2回実施し、懇談会、施設見学会をそれぞれ1回開催した。

#### (1) アンケート

「練馬区の観光事業について」「清掃・リサイクル事業について」をテーマに実施した。

#### (2) 懇談会

「都市計画マスタープランについて」をテーマに開催し、20人が参加した。

#### (3) 施設見学会

区立大泉ケアハウスなどの施設見学会を実施し、29人が参加した。

#### (4) 「モニターの声」

区政に関する意見要望等を随時寄せていただくもので、25年度は70件であった。

### 3 区長との懇談会

地域コミュニティ重視のまちづくりを推進していくため、区長が直接地域に伺い、その地域で活動している区民の方や団体の意見を、区長が直接聴く場として、「区民と区長のつどい地域ふれあいトーク」を25年度は6回開催した。「地域の連携による安全・安心なまちづくり」「地域で考える高齢者の見守り」等をテーマに計58人が参加した。

また、若者の声をより一層区政に反映させるために、「若者と区長の懇談会」を2回開催した。懇談会には、それぞれ区内にある都立高校・区立中学校の生徒9人、区内三大学の学生14人が参加した。

### 4 区民意識意向調査

区民の意識や意向を統計的に把握し、区政運営の基礎資料としている。対象者数は、2,500人である。

25年度の調査テーマは、「区の施策および評価について」「人権について」「消費活動について」「福祉のまちづくりについて」「地域福祉について」「環境について」であった。

## 5 土・日・休日区政案内

区では、14年4月から「なんでも相談窓口」（18年4月から「土・日・休日区政案内」に名称変更）を開設し、区民から区政に関する意見・要望等を受け、必要な場合には関係機関、専門相談等の案内を行っている。土・日・休日区政案内の開設時間は、土・日曜日および祝・休日の午前9時から午後5時まで予約無しで、電話や窓口で受け付けている。

25年度は、区の事務事業、催し等についての問合せが1,941件、申請書類等の配布・受領、区政以外の問合せ等が1,700件、法律相談等の専門相談の案内が111件、区政に対する意見、要望、苦情が158件であった。

## 6 広聴専門員

区民からの区政への苦情等に関する区の対応について、公正中立な立場から調査・検討し、区に意見を述べる広聴専門員（1名・弁護士）を19年度から設置している。任期は2年である。

25年度は案件会議を9回開催した。

### ●区民相談

練馬区区民相談所および石神井庁舎区民相談室では各種の区民相談を行っている。そのうち、法律相談は男女共同参画センターえーるにおいても行っている。

相談は無料で、一般区民相談などを除き、おのおのの専門相談員が担当している。

また、外国人から申込みの際に求めがあれば、英語・中国語・ハンガルの通訳を介して相談を行っている。

各種相談件数		平成25年度
相談名	件数	
一般区民相談	15,324	
法律相談	4,098	
交通事故相談	175	
身の上相談	353	
不動産取引事前相談	177	
人権擁護相談	6	
行政相談	98	
表示登記（調査・測量）相談	35	
暮らしと事業の手続	20	
権利登記・供託相談	89	
心の相談	400	
合計	20,775	

### ●参政の促進

練馬区の選挙人名簿登録者数は、平成26年3月2日現在、581,345人、23区中3番目となっている。

現在71か所の投票所を設け、各種選挙を行っている。

## 公職選挙法に基づく選挙

選挙名	選挙区	定数	任期(年)	公(告)示日
区長選挙	練馬区	1	4	選挙期日 7日前まで
区議会議員選挙		50		
農業委員会委員選挙	練馬区	15	3	選挙期日 7日前まで
都知事選挙	東京都	1	4	選挙期日 17日前まで
都議会議員選挙	練馬区 (東京都)	6 (127)		選挙期日 9日前まで
衆議院議員選挙 *1	(小選挙区選出)	東京(全国) *3 25 (295)	4	選挙期日 12日前まで
	(比例代表選出)	東京ブロック (全国) 17 (180)		
参議院議員選挙 *2	東京都 (選挙区選出)	10 (146)	6	選挙期日 17日前まで
	全 国 (比例代表選出)	96		

注：\*1 練馬区における衆議院議員選挙小選挙区の区割りは、東京都第9区と、豊島区との合区になる東京都第10区に分割されている（詳しくは別図を参照）。

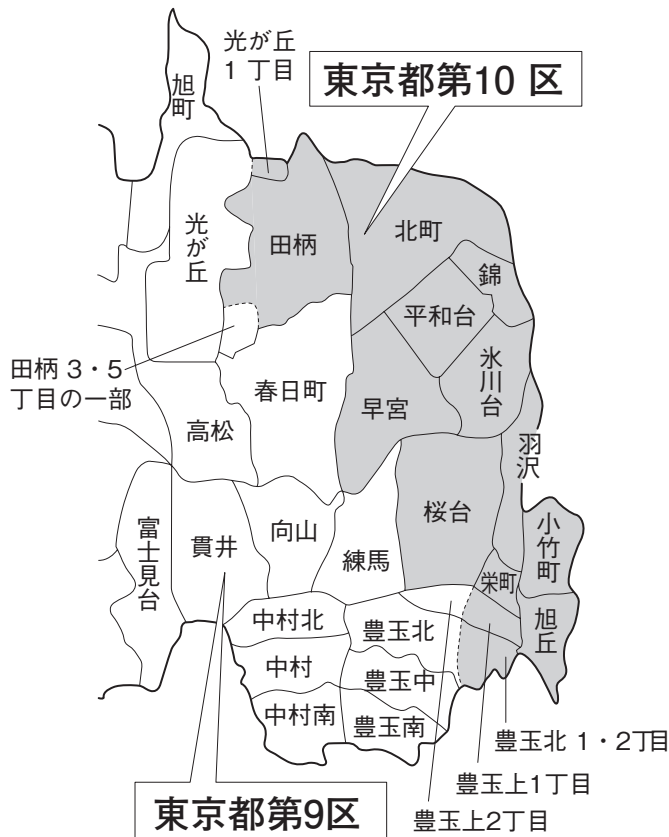
\*2 参議院議員選挙は3年ごとに半数を改選。

\*3 平成25年7月28日以降に公示される総選挙から適用される。

## 住所地別の衆議院議員選挙小選挙区分

町名（丁目・番）	区分
旭丘 北町 小竹町 栄町 桜台 田柄1・2丁目 田柄3丁目14番～30番 田柄4丁目 田柄5丁目21番～28番 豊玉上1丁目 豊玉北1・2丁目 錦 羽沢 早宮 光が丘1丁目 氷川台 平和台	東京都第10区  〔豊島区との合区〕
上記以外の練馬区	東京都第9区

衆議院議員選挙小選挙区の区割り



ポスターコンクール、広報紙「ねりま白ばらだより」の発行などにより、明るい選挙の推進と棄権防止のための啓発活動を行っている。

これらの啓発活動は、「明るい選挙推進協議会」（委員14人で構成）および同協議会から委嘱された「明るい選挙推進委員」137人が、それぞれの地域で「話しあい活動」を主体とし、様々な方法によりすすめている。

#### ●東京都議会議員選挙

平成25年6月23日に東京都議会議員選挙が執行された。

練馬区全体の投票率は、45.28%で前回（21年）より11.37ポイント下回った。

#### ●参議院議員選挙

平成25年7月21日に参議院議員選挙が執行された。インターネットによる選挙運動の解禁、成年被後見人の選挙権の回復などがこの選挙から適用された。区全体の投票率は、54.52%で前回（22年）より5.87ポイント下回った。

#### ●東京都知事選挙

平成26年2月9日に東京都知事選挙が執行された。都知事の辞職により、前回（24年）から、わずか1年での選挙となった。投票日前日に45年ぶりの大雪が降った。区全体の投票率は、47.93%で前回（24年）より15.91ポイント下回った。

#### ●練馬区長選挙・練馬区議会議員補欠選挙

平成26年4月20日に練馬区長選挙・練馬区議会議員補欠選挙が執行された。区長の逝去により任期約1年を残しての区長選挙となり、同時に欠員となっていた区議会議員の補欠選挙を行った。区長選挙における区全体の投票率は31.68%で前回（23年）より13.65ポイント下回った。

#### ●明るい選挙のために

区では、各種の講座、小学生・中学生・高校生対象の

## 選挙別当日有権者数・投票者数・投票率

選挙名・執行年月日		当日有権者数			投票者数			投票率		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
		人	人	人	人	人	人	%	%	%
区議会議員選挙	23.4.24	562,166	274,575	287,591	254,838	121,687	133,151	45.33	44.32	46.30
衆議院議員選挙	24.12.16									
小選挙区選出(東京都第9区) ※1		448,660	218,243	230,417	284,714	138,824	145,890	63.46	63.61	63.32
小選挙区選出(東京都第10区) ※1※2		129,645	63,815	65,830	82,062	40,531	41,531	63.30	63.51	63.09
比例代表選出 ※1		578,305	282,058	296,247	366,811	179,372	187,439	63.43	63.59	63.27
最高裁判所裁判官国民審査		577,167	281,484	295,683	356,665	174,494	182,171	61.80	61.99	61.61
都議会議員選挙	25.6.23	570,673	277,674	292,999	258,403	124,836	133,567	45.28	44.96	45.59
参議院議員選挙	25.7.21									
東京都選出 ※1		580,837	282,861	297,976	316,659	156,344	160,315	54.52	55.27	53.80
比例代表選出 ※1					316,666	156,349	160,317	54.52	55.27	53.80
都知事選挙	26.2.9	575,424	279,910	295,514	275,787	135,650	140,317	47.93	48.46	47.42
区長選挙	26.4.20				179,884	85,716	94,168	31.68	31.06	32.26
区議会議員補欠選挙	26.4.20	567,886	275,957	291,929	179,802	85,680	94,122	31.66	31.05	32.24
農業委員会委員選挙	26.7.6	1,122	—	—	—	—	—	—	—	—

注：農業委員会委員選挙は、立候補者が定数を超えなかったため無投票

※1 在外投票分を含む

※2 東京都第10区のうち練馬区分

## 選挙別・党派別得票率

選挙名・執行年月日		有効投票数	自由民主党	公明党	民主党	日本共産党	社会民主党	生活者ネットワーク	日本維新の会	日本未来の党	みんなの党	無所属その他
			%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
区議会議員選挙	23.4.24	248,336	31.84	17.66	9.35	8.70	1.91	5.25	—	—	4.67	20.62
衆議院議員選挙	24.12.16											
小選挙区選出(東京都第9区) ※1		271,111	53.49	—	16.74	9.21	—	—	—	20.56	—	—
小選挙区選出(東京都第10区) ※1※2		78,512	54.00	—	23.78	10.28	—	—	—	11.94	—	—
比例代表選出 ※1		360,374	24.76	9.92	15.25	6.98	2.31	—	19.71	8.23	10.98	1.86
都議会議員選挙	25.6.23	254,456	37.65	16.26	9.21	12.27	—	7.98	8.62	—	8.01	—
参議院議員選挙	25.7.21											
東京都選出 ※1		309,749	29.78	13.61	9.55	12.46	—	—	7.26	—	5.58	21.76
比例代表選出 ※1		309,659	31.72	11.55	10.92	13.68	2.26	—	11.24	—	12.66	5.97
都知事選挙	26.2.9	272,377	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.00
区長選挙	26.4.20	174,522	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.00
区議会議員補欠選挙	26.4.20	172,319	40.45	—	8.29	15.27	—	25.44	—	—	—	10.55

※1 在外投票分を含む

※2 東京都第10区のうち練馬区分

## (2) 健全な財政運営を行う

### ●公有財産等の活用と管理

区有地等のうち、更地および低利用・暫定利用の土地で、公園用地等利用目的が明確になっている用地については、長期計画等に基づき、積極的に事業化を推進する。

なお、事業化まで長期間を要する用地は、地域開放などの暫定利用を行う。

### ●土地開発公社

練馬区土地開発公社は、区に代わって公共用地の先行取得を行うため、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づいて区が設立した公法人である。

土地開発公社は、民間資金を積極的に活用し、機動的かつ弾力的な土地取得を行うことにより、まちづくりの重要な役割を担っていくものである。

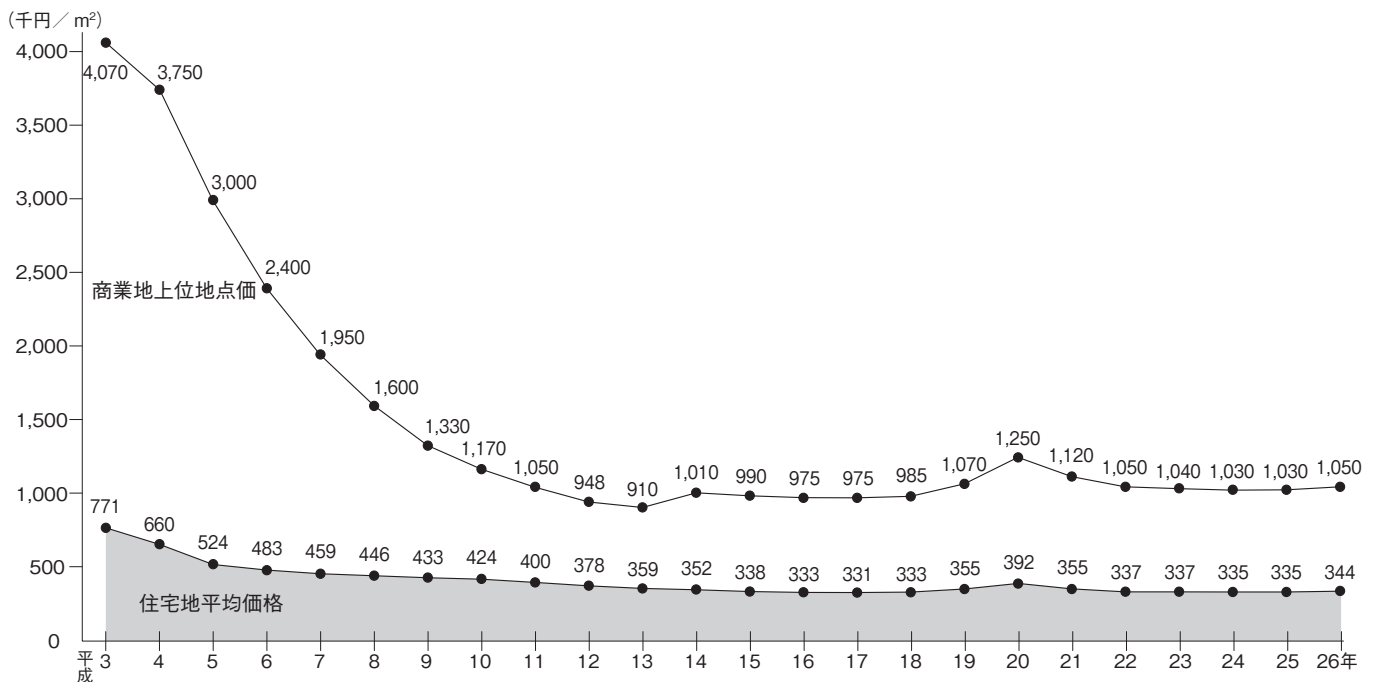
平成25年度の事業実績は土地取得が7,058.09㎡、売却が5,415.82㎡であった。

### ●地価公示

地価公示制度は、国が標準的な土地を選び判定した適正な価格を公示して、土地の売買などに際し、指標として活用できるようにしたものである。

区では地価公示図書を閲覧できるようにし、土地の適正な取引に役立つよう努めている。

地価公示価格の推移（各年1月現在）



資料：「地価公示」（国土交通省土地鑑定委員会）

### (3) 区民本位の効率的で質の高い区政経営を行う

#### ●特別区制度改革

##### 1 特別区制度改革のあゆみ

練馬区を始めとする23特別区は、昭和22年に設置されたが、27年の地方自治法改正により、一般の市町村とは異なり東京都の内部団体として位置づけられ、自治体としての権限も大幅に制限されていた。

39年と49年の地方自治法改正により、保健所事務や福祉事務所事務などが都から移管され特別区の権限が拡大したが、依然として東京都の内部団体の位置づけのままであった。

平成6年9月、都と23特別区は、①特別区を「基礎的な地方公共団体」に位置づける、②清掃事業など住民に身近な事務を特別区に移管する、などを骨子とする「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」に合意し、制度改革の実現に必要な法令改正を国に要請した。

10年4月に都区制度改革関連法案は、「地方自治法等の一部を改正する法律」として国会において全会一致で可決され、12年4月1日に施行された。

この法改正により、特別区は「基礎的な地方公共団体」として法律で明確に位置づけられるなど、特別区制度改革がようやく実現の運びとなった。

##### 2 制度改革において残された課題

12年の制度改革においては、都区の財源配分をめぐるつぎの5つの課題が積み残された。

①「市町村事務」の役割分担を踏まえた財源配分、②12年の移管時に反映されなかった清掃関連経費、③小中学校改築に対応する財源措置、④都市計画事業の実施状況に見合った都市計画交付金、⑤国等の大きな制度改革に対応する財源配分、についてである。

これらについて、都区間の主張の隔たりは大きく、協議がまとまらなかったが、都区のあり方について新たな検討組織を設置することが合意された。

##### 3 都区のあり方検討委員会

18年11月に都と23特別区は、「都区のあり方検討委員会」を設置した。検討委員会では、①都区の事務配分に関すること、②特別区の区域のあり方に関すること、③都区の税財政制度に関すること、などについて検討することとした。各々の検討状況については、つぎのとおりである。

①都区の事務配分については、検討対象事務444項目の基本的な方向付けを終え、53項目は区へ移管する方向で検討する事務とされた。このうち、児童相談行政のあり方については、都区のあり方検討委員会とは切り離して、別途整理することとされ、24年2月に都区間で検討会を設置した。②特別区の区域のあり方については、都と区市町村が21年11月に共同設置した「東京の自治のあり方研究会」の検討結果を踏まえて検討することとしている。③都区の税財政制度については、都区の事務

配分、特別区の区域のあり方の検討を踏まえて検討することとしており、具体的な議論を行う状況に至っていない。

#### ●地方分権の推進

##### 1 地方分権のあゆみ

地方分権は、地域の課題に対し、区が自らの意思と責任で対応できる範囲を広げるものであり、自己決定と自己責任の原則のもと特別区制度改革とあいまって、21世紀の区政運営の重要なキーワードとなっている。

平成7年5月、地方分権推進法が成立した。同年7月、地方分権推進委員会が発足し、機関委任事務の廃止を始め、条例制定権の拡大などの勧告を政府に対して行った。それを踏まえ、政府は、10年5月、「地方分権推進計画」を策定し、法制化への取組を進め、12年4月、「地方分権一括法」が施行され、機関委任事務の廃止等の改革が実施された。

##### 2 地方分権の更なる推進

18年12月、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権改革推進法が成立し、19年4月1日から施行された。同法に基づき、「地方分権改革推進委員会」が内閣府に設置され、政府が策定する地方分権改革推進計画作成のための第1次勧告から第4次勧告を行い、21年12月15日に「地方分権改革推進計画」が閣議決定された。主な内容は、①義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、②国と地方の協議の場の法制化、③今後の地域主権改革の推進体制、となっている。

21年11月には、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するため「地域主権戦略会議」が設置され、22年6月に「地域主権戦略大綱」が閣議決定された。

23年には「地方分権改革推進計画」「地域主権戦略大綱」を受けて「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（5月、第1次一括法）（8月、第2次一括法）」が公布され、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大や基礎自治体への権限移譲などが図られるとともに、国と地方の協議の場が法制化された。25年3月には地域主権戦略会議が廃止され、「地方分権改革推進本部」が設置された。同年6月には「第3次一括法」が、26年6月には「第4次一括法」が公布された。

これらの動向を見極めつつ、区は、国、広域自治体との役割分担の見直し等更なる地方分権の推進と、事務権限の拡充に見合う税財源の移譲や超過負担の解消等財政基盤の強化に努めていく。

#### ●行政評価の定着

区民の視点に立った効率的で質の高い行政活動を行うための仕組みとして、平成14年度から「行政評価制度」を本格的に実施した。

この制度は、区の行う施策や事務事業が、区民生活

にとってどれだけ効果・効用（成果）があるのかという視点を重視し、現状と目標および達成状況等を可能な限り「数値」で示すことで客観的に評価するとともに、評価の結果を改革・改善につなげていくものである。

事務事業については毎年、施策については1年おきに評価を実施することにより、「区政の永続的な行政改革システム」として、また「時代の変化に迅速かつ確に対応する経営システム」として定着させ、区政の一層の推進と透明性の向上を図ることをねらいとしている。

#### <行政評価の結果>

25年度は、事務事業と施策について評価を行った。

#### 【事務事業評価】

590の事務事業について評価を行った。評価項目は、成果、効率性、必要性および総合評価である。

##### [総合評価の結果]

極めて良好に進んでいる事業	23 (3.9%)
良好に進んでいる事業	425 (72.2%)
概ね良好に進んでいる事業	124 (21.1%)
あまり良好に進んでいない事業	14 (2.4%)
良好に進んでいない事業	3 (0.5%)

※ほかに「総合評価」の対象外事業1

##### [事務事業評価に基づく今後の事業の方向性]

拡大を検討する事業	39 (6.6%)
継続を検討する事業	532 (90.2%)
縮小を検討する事業	5 (0.8%)
廃止を検討する事業	2 (0.3%)
休止を検討する事業	3 (0.5%)
完了を検討する事業	9 (1.5%)

##### [前年度（※）提案された改革・改善案の進捗状況]

達成	226 (65.1%)
一部達成	117 (33.7%)
未達成	4 (1.2%)

※前年度における対象事務事業数347

#### 【施策評価】

長期計画の全77施策について評価を行った。

##### [総合評価結果]

極めて良好に進んでいる施策	1 (1.3%)
良好に進んでいる施策	54 (70.1%)
概ね良好に進んでいる施策	21 (27.3%)
あまり良好に進んでいない施策	1 (1.3%)

#### <第三者による評価>

区は、学識経験者や公募区民等で構成する「行政評価委員会」を設置し、区が行った事務事業評価・施策評価の結果に対する第三者評価などを行っている。これは、内部評価の信頼性・透明性等を高めるとともに、施策や事務事業の改革・改善の促進を目的としており、行政評価委員会の意見に基づき、評価制度の充実を図っている。

#### 【事務事業評価の第三者評価】

25年度は、行政評価委員会が12事務事業を選定し、「成果指標」、「総合評価」、「委託化等の方向性・協働の可能性」、「事業の方向性」の4つの評価項目それぞれについて、内部評価結果の妥当性を評価した。

4つの評価項目のうち、「事業の方向性」について、内部評価結果が「妥当性が高い」とされたのは8事務事業、「概ね妥当」とされたのは4事務事業であった。

#### 【施策評価の第三者評価】

25年度は、行政評価委員会が24施策を選定し、「施策を達成する手段」、「成果指標」、「総合評価」など14の評価項目それぞれについて、内部評価結果の妥当性を評価した。

14の評価項目のうち、「総合評価」について、内部評価結果が「妥当性が高い」とされたのは2施策、「概ね妥当」とされたのは22施策であった。

#### 【区の行政評価制度のあり方】

行政評価委員会から、事務事業評価と施策評価の第三者評価を踏まえ、26年5月に、

- ①「成果重視の行政経営を一層推進するために」
- ②「区民に分かりやすい行政評価のために」
- ③「第三者評価のさらなる発展のために」

の3つの視点から、行政評価制度の運用改善に向けて、特に区が留意すべき9項目が提言された。

#### ●行政改革の推進

区は、区民福祉の向上のため、区民本位の効率的で質の高い行政を目指すことを目的として、平成23年12月に新たに「練馬区行政改革推進プラン（23年度～26年度）」を策定した。

これまで区は、第1次行政改革（9年度～11年度）、第2次行政改革（12年度～14年度）に取り組み、約145億円の累積財政効果を得、職員数を354人削減した。

さらに「新行政改革プラン（16年度～18年度）」を経て、19年10月には「練馬区行政改革推進プラン（19年度～22年度）」を策定し、「新行政改革プラン」の成果を踏まえた行政改革の一層の推進と、区民サービス向上に向けた持続可能な行財政基盤の確立をめざした。これらの計画の取組により、約178億円の累積財政効果を得るとともに、職員数は15年度当初から23年度当初の8年間で913人を削減した。

新たな行政改革推進プラン（23年度～26年度）では、東日本大震災を教訓とし、区民の安全と安心のために情報伝達のあり方と地域コミュニティの活性化に重点的に取り組むとともに、基本構想が掲げる目標の実現に向けて区政のあらゆる面で改革・改善を進めることとした。これらの取組をとおして財政基盤の一層の強化を図っていくことを基本的考え方として、4つの柱のもと全40の項目を掲げて行政改革を推進しており、取組の結果、23・24年度の2年間で約13億円の累積財政効果を得ている。また、職員数については、本プランでは23

年度当初の職員数に対して27年度当初までに250人を削減することとしており、26年度当初の職員数は対23年度当初比で215人削減した。

#### 〔4つの柱と主な取組結果〕

##### 柱1 区民本位の行政サービスの提供

- 1 多様な媒体を活用した情報提供手法の見直し
- 2 区報による情報提供の充実
- 3 ホームページによる情報提供の充実
- 4 シティセールスの観点からの情報発信の充実
- 5 区民の要望等に対する迅速、的確な対応
- 6 区民の意見・満足度を把握する仕組みの充実
- 7 区の政策づくりへの区民参加機会の拡充
- 8 区民事務所・出張所のサービスの向上
- 9 施設の開館時間等の拡大
- 10 電子マネーによる納付方法などの導入
- 11 窓口サービス向上への取組強化

##### 柱2 協働型地域経営の推進

- 12 地域コミュニティの活性化支援
- 13 協働推進体制の充実
- 14 協働事業の実施、充実
- 15 協働を担う団体・活動への支援強化
- 16 協働社会をつくるための人材づくり

##### 柱3 戦略的組織マネジメント・財政の健全化の推進

- 17 効率的・効果的な組織体制・仕組みの確立
- 18 職員の適正な配置および職員数の削減
- 19 外郭団体の自立的経営への支援
- 20 区立施設の委託化・民営化の推進と事業者支援
- 21 委託化・民営化における行政サービスの質の確保
- 22 改革・改善の推進
- 23 入札・契約制度の改革
- 24 ICTを活用した業務効率化のさらなる推進
- 25 財政の弾力性確保のための取組強化
- 26 計画的な財政運営の推進
- 27 新財政白書の発行など情報提供の充実
- 28 収納・滞納対策の強化と区税等の納付方法の拡大
- 29 施設等の適正配置・再編、有効活用の推進
- 30 施設使用料の見直し
- 31 広告掲載媒体の拡充

##### 柱4 職員の意識改革と能力開発（働きがいのある職場づくり）

- 32 質の高い知識の習得と職務遂行能力の向上
- 33 管理職、係長職の能力向上
- 34 職員のメンタルヘルス対策の充実
- 35 活気と働きがいのある職場づくり
- 36 コンプライアンス意識の醸成と徹底
- 37 管理職、係長職の養成
- 38 ベテラン職員の人材活用とノウハウの伝承
- 39 次代の区政を担う若年層職員の育成
- 40 多様性を持った人材の活用

## ●職員の能力向上を図る

### 1 人材育成基本方針に基づく人材育成の推進

区は、平成16年3月に策定した「練馬区人材育成ビジョン」および17年3月に策定した「練馬区人材育成実施計画」に基づき、様々な人材育成に関する取組を行ってきたが、区政を取り巻く状況の大きな変化を受けて、新たな職員育成の指針として、22年3月に「練馬区職員人材育成基本方針」を策定した。これは、限られた人的資源である職員の能力を最大限に引き出し、区民の負担に代えていくためのものである。現在、この指針に基づき、職員の能力開発のあり方や職員の役割を見直すとともに、職員が意欲的に職務に取り組むことができる職場づくりを進めるための様々な取組を実施している。

### 2 職員研修

区では、昭和52年7月、他区に先駆けて職員研修所を設け、職員の能力向上に積極的に対応している。現在、23区が共同で設置した特別区職員研修所や近隣の区等と連携、補完しあいながら、また、専門分野については、国・都・民間研修機関等に派遣する等、多種多様な研修を通して職員の能力開発を進めている。

区で実施する研修は、職員の階層別を実施する「職層研修」、各種の知識・技能を修得し職務遂行能力を高める「実務研修」、「特別研修」、各職場や職員の自発的な取組を支援する「能力開発支援」等に大別できる。

#### (1) 職層研修

主に採用年次に区職員として必要な知識を身につける「新任研修」、主任主事選考合格者に係るリーダー的役割を認識させる「主任主事研修（合格時）」、係長昇任選考合格者に監督者としての職責の自覚と職員育成を考える契機とさせる「係長研修」等を実施した。さらに課長職の職員に対しても、管理職として必要なリーダーシップ等を学ぶ「管理職研修」を実施した。また、コンプライアンス意識の一層の向上を図るため全職員を対象にコンプライアンスeラーニング研修を実施した。

#### (2) 実務研修

日常業務の処理に要する知識や技能を修得するために、「行政法研修」「文書実務研修」等を実施した。また、平成17年度末から、職員全員を対象にAED（自動対外式除細動器）の使用方法を含んだ「普通救命講習」を引き続き実施している。

#### (3) 特別研修

職務を効率的に進めていく上で必要な知識や技能等を修得するために、「オペレーションミス防止」、「プレゼンテーション」、「ほめ方・叱り方」等の研修を実施した。

#### (4) 能力開発支援

各職場や職員の能力開発意欲を促し、自発的な取組を支援するため「派遣研修支援」、「職場研修支援」および「自己啓発支援」を実施した。



## (5) その他

インターンシップ生を武蔵大学等から受け入れて就業体験をさせ、あわせて職員の意欲向上や職場の活性化につなげた。

研修受講者数		平成25年度
研修機関	受講者	
		人
練馬区職員研修所		5,577
〔職層研修 実務研修 特別研修 能力開発支援〕	職層研修	1,424
	実務研修	1,560
	特別研修	139
	能力開発支援	2,454
特別区職員研修所		716
第四ブロック研修会		35
計		6,328

## 3 窓口サービスの向上

区民の満足度を高めるため、21年5月に作成した「窓口サービス向上のための手引」に沿って、各職場がPDCAサイクルに基づく自主的な取組を行うことにより、全庁的な窓口サービスの向上を推進している。

## 4 職場環境の向上

職員が意欲的に職務に取り組むことができる職場づくりを進めるため、健康診断やメンタルヘルス対策などの健康管理、過重労働対策および安全衛生委員会の活動等を行い、職場環境の向上を推進している。

## ●職員報の発行

区職員全員を対象として、区政への理解と互いの交流を深め、より質の高い区民サービスを実施するため3か月毎に発行している。なお、平成16年4月から、紙版からWeb版に変更した。

## ●施設の適切な管理・活用

## 1 区役所会議室

区では、区役所の会議室を区民相互交流の場として提供している。

区内在住・在勤・在学者の団体が行う会議・研修会・講演会等に利用され、平成25年度は延べ1,354件の利用があった。

## 2 区立施設改修改築計画

区では、これまで人口の増加や区民ニーズに対応して、施設建設を進めてきた。

これらの施設は、時間の経過とともに老朽化が進み、また、大規模な改修や改築が集中することになるため、計画的な改修・改築が必要となっている。

さらに、昨今の厳しい経済情勢の中では、効果的・効率的な維持保全と更新、施設の長寿命化、区民ニーズに合わせた機能の見直しを図ることが求められている。

そこで、区では、18年1月に「区立施設改修改築計画」を、22年3月に「第二期区立施設改修改築計画」（22年度～26年度）を策定した。「第二期計画」では、財源の

有効活用と費用負担の平準化を図りつつ、区民の安全・安心を確保するため、積極的に建物の耐震化を計画するなど、施設の計画的な維持保全および改修改築を進めている。

なお、「第二期計画」は長期計画後期実施計画の策定にあわせ、23年度に後期計画（24～26年度）の見直しを行った。

今後は、27年度以降の区立施設の改修改築について検討していく。

## 3 学校跡施設活用

区では、学校教育の充実と教育環境の改善を図るため、20年2月に策定した「区立学校適正配置第一次実施計画」に基づき、22年4月に光が丘地区の小学校8校を4校に統合・再編した。

また、統合・再編により生じる4か所の学校跡施設について、区の貴重な財産として有効活用する観点から、統合後できるだけ速やかに活用できるよう、22年1月に「学校跡施設（光が丘地域）活用基本計画」を策定した。

学校跡施設ごとの活用内容は以下のとおりである。

## ①光が丘第二小学校跡施設

26年4月に学校教育支援センター、防災学習センター、練馬介護人材育成・研修センター（社会福祉法人練馬区社会福祉事業団）、地域交流コーナーを開設。

## ②光が丘第三小学校跡施設

24年4月から株式会社アオバイナショナルエデュケイショナルシステムズへ貸与。

## ③光が丘第五小学校跡施設

25年1月にこども発達支援センターを開設。25年4月から文化交流ひろば、地域交流コーナーを開設。

## ④光が丘第七小学校跡施設

医療（将来利用、当面は暫定利用）

## 4 関越高架下活用計画

高架道路下の活用について国が「積極的な利用を認める方針」へと転換したことから、区は関越自動車道高架下の空間を活用して、地域での利便性の向上とまちの活性化を目的とした「関越自動車道高架下活用計画」を23年1月に策定した。

計画の概要は、大泉学園通りから大泉ジャンクションまでの約1kmに渡る空間に、「練馬区長期計画」に掲げる「高齢者センター」「リサイクルセンター」、地域住民の要望に基づく「地域交流スペース」「倉庫」、その他「スポーツ関連スペース」などの施設を整備するほか、周辺の交通安全を図るため、敷地内に「歩行空間」を確保するというものである。

25年1月、道路保有者である「日本高速道路保有・債務返済機構」により、区の活用計画に基づく「高架下利用計画」が策定された。

これを受けて25年度は施設建設懇談会を設置し、地域住民や施設利用者等の意見を聞きながら各整備予定施

設の設計等を行った。今後は、おおむね28年度までを目途に各施設の整備に取り組んでいく。

## 5 指定管理者制度

指定管理者制度は、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず民間事業者も、地方自治体の指定を受けて「公の施設」の管理を行うことができる制度である。この制度は、15年6月の地方自治法の一部改正（同年9月施行）によって導入された。多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者等の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としている。

区では、16年3月に策定した「委託化・民営化方針」に基づき、委託化・民営化を進めている。この方針で定めた実施基準・検討手順に従って検討した結果、区立施設を委託化する場合には、その管理について、原則として指定管理者制度を適用することとした。これは、民間事業者等のノウハウにより効率的な施設運営や区民サービスの向上が図れること、また、法制度上、事業者選定手続の公正性・透明性が担保され、区民への説明責任を果たしやすい仕組みとなっているためである。

26年3月31日現在、170施設で指定管理者制度を適用している。

## ●ICT（情報通信技術）活用による事務の効率化と区民サービスの充実

### 1 情報化の推進

区では、これまで、「練馬区電子区役所推進計画（平成13、16年度策定）」および「練馬区情報化基本計画（19、22年度策定）」の下で、行政の簡素化・迅速化や行政サービスの質的向上に向けた情報化の推進に努めてきた。

その結果、ほぼ職員1人に1台の割合で事務用パソコンを配備するなどにより、区内部における事務の効率化を進めてきたところである。また、区民サービスについても、ホームページでの区政情報の提供、情報公開請求、図書館資料予約、公共施設等の予約、住民票等の自動交付機の設置、主要公金のコンビニエンスストア納付などを実現してきた。

現行の「練馬区情報化基本計画（22～26年度）」では、①区民と区との情報共有・交流の強化、②区政の透明性と効率性の向上、③情報通信技術の変化に対する対応能力の強化、④情報化における政策立案能力の強化、⑤情報化推進のための基盤強化の5つの目標を設定している。この目標のもと、「学校配備システムの最適化」などに取り組んでいるところである。

24年度には、ICTをめぐる社会情勢や技術動向の変化を踏まえ、同計画の中間見直しを行った。その結果、民間ソーシャルメディアサービス等の「多様な情報提供手段の活用」を取組項目に加えた。また、災害対策の強化

や経費の節減等を目的として、複数のシステムを共通のハードウェア上で運用する「練馬区共通基盤」の構築に着手した。27年1月から運用を開始する。

今後も、新たなICTの積極的な研究と活用を進めるとともに、これまで区が取り組んできた情報セキュリティの強化やシステム経費の適正化について一層の推進を図っていく。

### 2 情報セキュリティ対策の推進

情報化の推進により、利便性・効率性が向上していく反面、不正アクセス、ウイルス感染、盗難などによる情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去など、区の保有する情報資産に対する脅威も増大している。

この対策として区では、15年4月に情報セキュリティに関する行動規範である「情報セキュリティポリシー」を施行し、情報システムを安全に維持運用するための技術的対策や職員への意識啓発などに取り組んだ。

その後、ICTの高度化や社会におけるセキュリティの重要性に対する認識の向上など、情報セキュリティを取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、20年4月に「情報セキュリティポリシー」の全面改正を行った。

20年度の試行的運用を経て、21年度からは本格運用を開始し、職員への教育・啓発、自己点検に加え、監査の充実も図り、職場における情報セキュリティの改善に努めた。これにより、セキュリティマネジメント体制を強化し、更なる組織的なセキュリティ対策を推進してきたところである。

24年3月には、ICTの急速な進歩に即応するセキュリティマネジメント体制の必要性に鑑み、「情報セキュリティポリシー」を改正した。

改正後の「情報セキュリティポリシー」では、セキュリティ事故の対応や、区の委託化が進んでいる状況における情報保護の体制充実の必要性などから、以下の6つの主要施策を推進することとしている。

- ・情報セキュリティに関する教育および啓発
- ・情報セキュリティに関する自己点検
- ・情報セキュリティに関する監査
- ・情報セキュリティに関するリスクマネジメント
- ・情報セキュリティ事故の管理
- ・委託事業者等の管理

今後とも、全職員を対象とした研修の実施などの取組や、委託事業者や指定管理者などへの指導監督により、区におけるセキュリティ対策を推進していく。

### 3 社会保障・税番号制度への対応

25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆる「番号法」）とその関連法が成立、公布された。番号制度を導入することにより、社会保障サービスを申請する際に必要となる添付書類が省略できる等、ICTを活用した区民サービスの向上や行政事務の効率化が実現できるものとされて

いる。

現在、区においては、適切に個人情報を取り扱うために必要な情報保護の仕組みについて検討を行う「情報保護部会」、情報システムの構築や改修について検討を行う「システム部会」、個人番号を利用するサービスの検討を行う「利用促進部会」を立ち上げ、番号制度導入に向けた取組を進めているところである。

今後、27年10月には区民一人一人に個人番号が付番され、28年1月に個人番号カードの交付および個人番号の利用開始が予定されており、国や他自治体等との連携を図りつつ、番号制度の円滑な導入を進めていく。

**(4) 区税負担の公平性を確保する**

**●適正な賦課**

住民税（特別区民税・都民税）申告が必要な個人の所得等を正確に把握し課税するため、各種調査や戸別訪問、申告勧奨等を行い、対象となる区民および事業所（特別徴収義務者）に、適正かつ自主的な期限内の申告・報告を促している。加えて、他の税務機関（国税・都税）との連携を強化し、期限内申告を呼びかける広報活動等（区報・区ホームページ）にも積極的に取り組んでいる。

**●確実な収納事務**

財源の確保および税負担の公平性を確保するため、口座振替を積極的に推進するとともに、コンビニ収納、携帯電話から納付できるモバイルレジを実施し、現年分収納率の向上に取り組んでいる。また、滞納者に対しては、電話による納付案内を行う納税案内センターの設置や嘱託収納員による個別訪問など、状況に応じたきめ細かなアプローチにより、効果的な滞納整理を実施している。滞納者の担税力を的確に判断し、タイヤロック等差押えや公売などの滞納処分を積極的に行うことにより、高額・困難案件の解消を図っている。

**特別区税収納率の推移**

22年度	23年度	24年度	25年度
92.27%	92.29%	92.46%	93.12%

**特別区税収納額の推移**

22年度	23年度	24年度	25年度
59,940,319	59,580,711	60,442,748	61,609,767

(単位：千円 端数切り捨て)

**特別区税滞納額の推移**

22年度	23年度	24年度	25年度
4,535,806	4,518,649	4,443,209	4,040,055

(単位：千円 端数切り捨て)

**(5) 基礎的な住民サービスを効率的に提供する**

**●区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化**

区では、平成25年6月に「区民事務所等のサービスの

拡充と事務の効率化に関する基本計画」を策定し、26年7月22日から、出張所を活用して区民事務所を2か所増設し、6区民事務所と11出張所の新たな体制に変更した。

6か所の区民事務所では平日午後7時まで、練馬区民事務所では毎週土曜日の午前9時から午後5時まで、窓口受付時間の拡大を図った。11か所の出張所では、事務効率の低下を踏まえ、住民票等の証明書発行や税金等の収納事務を取り止める一方、自動交付機のサービスの拡充や郵便局窓口での証明書発行の委託化など、地域の事務サービスの水準を維持しながら、事務の効率化を進めている。

**●自動交付機による証明書発行サービス**

平成18年10月から、自動交付機による住民票の写しおよび印鑑登録証明書の交付を行っている（外国人の印鑑登録証明書は21年1月から、住民票の写しは24年7月から）。25年10月15日からは、特別区民税・都民税の課税（非課税）証明書、納税証明書の交付を行っている。

自動交付機は、区民事務所・出張所のほか、練馬駅等に設置し、区内22台の運用を行っている。

利用に当たっては、事前の利用登録（暗証番号等の登録）が必要である。

**自動交付機で交付する証明書等**

平成26年3月末現在

自動交付機で交付する証明書	交付開始年月日	交付手数料
住民票の写し	平成18年10月2日 <small>(ただし外国人については平成24年7月9日)</small>	1通200円
印鑑登録証明書	平成18年10月2日 <small>(ただし外国人については平成21年1月5日)</small>	1通200円
住民税の証明書	平成25年10月15日	1通200円

**設置場所および利用時間**

平成26年7月末現在

設置場所および台数	利用時間
本庁舎 (練馬区民事務所) 2台	平日 8:30~21:00 土日祝休日 9:00~17:00 ※ 年末年始および施設点検日を除く。
区民事務所(練馬を除く5か所)および出張所(11か所) 各1台	
練馬駅 1台	
中村橋駅前 1台	
江古田駅前 1台	
石神井公園区民交流センター 1台	
設置総台数 22台	

**自動交付機による証明書の交付状況**

[単位：枚]

年度	住民票の写し			印鑑登録証明書			住民税の証明書		
	自動交付機 交付枚数	全交付 枚数	占有率	自動交付機 交付枚数	全交付 枚数	占有率	自動交付機 交付枚数	全交付 枚数	占有率
22年度	128,532	358,929	35.8%	142,462	262,263	54.3%	-	-	-
23年度	136,349	356,751	38.2%	145,171	252,838	57.4%	-	-	-
24年度	147,321	362,948	40.6%	152,194	252,868	60.2%	-	-	-
25年度	170,932	421,328	40.6%	155,270	245,679	63.2%	4,810	127,304	3.8%

※交付枚数は、無料分を除く

## 利用登録者数

	利用登録数
平成26年3月末現在	239,528人

## ●住居表示

区内の住居表示の実施は、平成2年1月1日に完了した。その後は、大規模な再開発に伴う街区の変更や、新築・建替え等に伴う住居番号の付定、住居表示板類の設置・管理等を行っている。

25年度の住所付定件数は2,818件であった。

## (6) 医療保険等制度運営を行う

## [1] 国民健康保険

## ●国民健康保険の役割と運営主体

病気やけがをしたとき、安心して医療が受けられるように、国民全員が必ず何らかの医療保険に加入しなければならない。わが国はこのような国民皆保険制度をとっている。

国民健康保険は、会社等の各種の医療保険に加入できない方のために設けられた医療保険制度であり、区市町村がその運営の主体（保険者）となって、加入者（被保険者）から保険料を徴収し、保険給付を行っている。

## ●加入状況

区において国民健康保険に加入する世帯数は、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されたことにより75歳以上の被保険者が自動的に移行したため、世帯数は123,947世帯、被保険者数も202,895人と減少するに至った。25年度の世帯数は118,291世帯、被保険者数は186,525人である。

## ●保険給付の概要

被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に対して、給付を行う。

## (1) 療養の給付

被保険者が医療機関等の窓口で医療費の3割を支払い、残りの7割相当分を保険者（練馬区）が負担する。

70歳から74歳の一部負担金の割合は2割（現役並み所得者は3割）である。ただし、一部負担金2割の方のうち昭和19年4月1日までに生まれた方は、1割負担である。

0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの一部負担金の割合は2割である。

## (2) 療養費

被保険者証を提示せず医療機関で診療を受けたとき、医師の指示により、はり・きゅう等の治療を受けたり、治療用装具を作ったときなどにいったん全額自己負担した費用の保険給付相当分の払戻しを行う。

## (3) 入院時食事療養費

入院中の食事代から、定額の自己負担分（低所得者は減額制度あり）を差し引いた金額を保険者が負担する。

## (4) 高額療養費

医療機関の窓口での支払（一部負担金）が一定額を超えた場合、超えた分を保険者が負担する。

## (5) 高額医療・高額介護の合算制度

国保・介護保険の両方の自己負担額がある世帯で年間（8月1日から翌年の7月31日まで）の医療保険と介護保険の自己負担額が高額になり、世帯の負担限度額を超えた場合、超えた分を保険者が負担する。

## (6) その他の給付

出産については出産育児一時金42万円、死亡については葬祭費7万円が支給される。

高額療養費の自己負担限度額  
70歳～74歳の方

所得区分		現役並み所得	一般	住民税非課税Ⅱ	住民税非課税Ⅰ
1か月の自己負担限度額	外来の限度額 (個人ごと)	44,400円	12,000円	8,000円	
	外来+入院 (世帯ごと)	80,100円+総医療費が 267,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算	44,400円	24,600円	15,000円
		4回目以降の限度額 44,400円		「限度額適用・標準負担額減額認定証」 の申請が必要	

※75歳に到達する月（1日生まれの方を除く。）は、上記の自己負担限度額が個人について2分の1になる。世帯ごとの自己負担限度額は上記のとおり。

70歳未満の方

所得区分		上位所得世帯	一般世帯	住民税非課税世帯
1か月の自己負担限度額	国保世帯全体	150,000円+総医療費が 500,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算	80,100円+総医療費が 267,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算	35,400円
		4回目以降の限度額		
		83,400円	44,400円	24,600円

高額介護合算療養費の自己負担限度額  
70歳～74歳の方

所得区分	現役並み所得	一般	住民税非課税Ⅱ	住民税非課税Ⅰ
世帯の限度額	67万円	56万円	31万円	19万円

70歳未満の方

所得区分	上位所得世帯	一般世帯	住民税非課税世帯
世帯の限度額	126万円	67万円	34万円

【所得区分について】

- (1) 現役並み所得・・・同一世帯の国保加入者のうち、70歳以上で住民税の課税所得金額が145万円以上の方が1人でもいる世帯
- (2) 住民税非課税Ⅱ・・・世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯
- (3) 住民税非課税Ⅰ・・・世帯主と国保加入者全員が住民税非課税で、所得が一定基準以下の方、または老齢福祉年金を受給している方の世帯
- (4) 上位所得世帯・・・国保加入者の給与所得・雑所得などの各種合計所得金額から住民税基礎控除を引いた合計金額が600万円を超える世帯

## 給付の内容

平成25年度

種 類	件 数 (件)	金 額 (単位：千円)
療 養 給 付 費	2,845,648	37,887,356
療 養 費	119,470	848,126
高 額 療 養 費	71,231	4,404,848
出 産 育 児 一 時 金	877	368,366
葬 祭 費	772	54,040
結核・精神医療給付金	41,481	47,567

注：①療養給付費は、入院時食事療養費・入院生活療養費を含む。

②上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。

## 被保険者の加入状況

年 度	世 帯 数	被保険者数	退職被保険者等
	世帯 (%)	人 (%)	人
平成21	123,617 (37.1)	200,917 (29.0)	6,039
22	123,021 (36.7)	199,108 (28.7)	6,092
23	121,170 (36.0)	195,080 (28.1)	5,840
24	119,620 (34.6)	190,839 (27.4)	5,181
25	118,291 (33.9)	186,525 (26.7)	4,360

注：①( )内は練馬区全体に対する割合

②数値は、年度末のものを使用している。

③退職者医療制度は20年3月31日で廃止。26年度までは経過措置による加入

## 保険料調定額および総医療費の状況

年 度	保 険 料 (調定額)			総 医 療 費		
	1人当たり	1世帯当たり	現年度調定額	1人当たり	1世帯当たり	総 額
	円	円	百万円	円	円	百万円
平成21	90,497	147,494	18,363	249,616	406,829	50,651
22	91,499	148,347	18,433	255,624	414,445	51,497
23	97,309	157,207	19,228	264,379	427,114	52,404
24	99,928	160,099	19,360	269,661	432,036	52,247
25	104,513	165,731	19,838	274,482	435,260	52,102

注：①1人当たりの保険料・総医療費を算出する際の世帯数・被保険者数は、年間の平均を使用している。

②上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。

③25年度の医療費の各数値は、26年6月末現在で把握しているものである。

### ●医療費

平成25年度の区の国保被保険者1人当たりの医療費は、274,482円であり、前年度に比べ1.8%の増となっている。

### ●保険料

保険料は、医療分保険料および後期高齢者支援金分保険料、介護分保険料の合計である。3つの保険料はそれぞれ、加入者全員に等しくかかる均等割額と所得に応じてかかる所得割額からなる。

このうち、特別区では平成23年度から、所得割額の保険料の計算を「旧ただし書き方式」に基づき行っている。旧ただし書き方式とは、世帯の収入から公的年金控除等の必要経費と基礎控除を差し引いた段階の所得（旧ただし書き所得）に対して賦課する方式である。従来の住民税方式は住民税額に賦課する方式で、税制改正の影響を直接受け、所得の変動がないにもかかわらず保険料が前年度に比べて大幅に変動する場合があったため、旧ただし書き方式に変更した。

25年度の医療分保険料は、均等割額「被保険者1人につき30,600円」と所得割額「被保険者全員の旧ただし書き所得×6.02/100」との合算額である。後期高齢者支援金分保険料は、均等割額「被保険者1人につき10,800円」と所得割額「被保険者全員の旧ただし書き所得×2.34/100」との合算額である。介護分保険料は、均等割額「介護保険第2号被保険者（40～64歳）1人につき15,000円」と所得割額「介護保険第2号被保険者の旧ただし書き所得×1.76/100」との合算額である。

この3つを合計して国民健康保険料として徴収する。

なお、それぞれに上限が設けられており、医療分保険料が51万円、後期高齢者支援金分保険料が14万円、介護分保険料が12万円である。

#### 保険料収納率の推移（医療分）

年 度	現 年 分	
	現 年 分	滞納繰越分
	%	%
平成21	83.30	24.81
22	84.52	28.74
23	86.11	34.12
24	86.89	35.15
25	87.33	36.57

### ●財政状況

国民健康保険事業は、保険財政の収支を明確にするため、一般会計と区別して特別会計（国民健康保険事業会計）を設けている（40ページと48ページの国民健康保険事業会計予算、決算参照）。

平成25年度の国民健康保険事業会計は、歳入総額で694億円、対前年度比0.2%の増、歳出総額で688億円、対前年度比0.2%の増であった。

保険料収入は、収納努力により一時期の伸び悩んだ状況からは改善されつつあるが、依然として厳しい状況で

ある。加えて、高齢化や医療の高度化に伴い、高齢者の医療費が増え続けているため、実質的には、国保財政は引き続き赤字状況にある。財源不足額（赤字分）は区の一般会計からの繰入れに頼らざるを得ないため、区財政に対しても大きな圧迫要因となっている。

### ●安定した事業運営のために

区の国民健康保険が現在抱えている課題は、第1に保険料の収納率の向上、第2に医療費の適正化、第3に被保険者の資格の適正化である。

保険料収納率の向上については、目標収納率を始め各種収納対策を体系的にまとめた収納対策プランを策定し、収納実績の確認や収納対策の検討を行いながらプランの進行管理を行っている。平成21年度からは、民間事業者への委託による電話・訪問催告を実施し、未納世帯との接触の機会を増やすことにより、未納の解消に努めている。

医療費の適正化については、保険医療機関等から提出されたレセプトの資格点検および内容点検を行い、記載内容に疑義があるレセプトについては、審査支払機関に再審査請求を行っている。また、20年度から実施している特定健康診査・特定保健指導の被保険者への受診勧奨も行っている。25年度には、医療費の適正化を図ることを目的として「練馬区国民健康保険医療費の適正化に向けた基本的な方針（26年度～29年度）」を策定し目標値を定め、計画的に取り組むこととした。

被保険者の資格の適正化については、健康保険法の強制適用事業所に勤めている方・擬制世帯・住民税未申告世帯等に対して資格取得時等における資格確認に努めている。

### ●保健事業

被保険者の健康の保持増進を目的として、各種の保健事業を行っている。

#### (1) 特定健康診査・特定保健指導

40歳～74歳の国民健康保険加入者に対して、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施している。

ア) 特定健康診査		平成25年度
対象者数	受診者数	実施率
111,990人	46,567人	41.6%

#### イ) 特定保健指導

対象者数	終了者数	実施率
5,018人	482人	9.6%

注：ア、イともに法定報告値（26年5月末現在）による。

#### (2) 保養施設

近県のホテル、旅館等20か所と協定を結び、割引料金であっせんしている。

平成25年度の利用は64件、延べ121人であった。

(上記の件数・人数は、21年度から利用可能にした後期高齢者医療制度の被保険者も含む。)

## [2] 国民年金

### ●国民年金事業の運営

昭和34年に国民年金法が施行され、昭和36年4月1日から拠出制の国民年金制度が実施された。

その後わが国は、諸外国に例を見ないスピードで高齢社会へ移行しており、老後の生活の主柱となる公的年金制度の役割がますます重要になってきている。

こうした中で、人口の高齢化や社会経済状況の変化に対応できるよう、公的年金制度を長期にわたり健全かつ安定的に運営していく基礎を確保することを目的として、国民年金法の一部を改正する法律により「基礎年金制度」が、昭和61年4月1日から実施された。この制度では、日本国内に住所がある方のうち、老齢（厚生）年金・退職（共済）年金を受けている方や学生を除く、20歳以上60歳未満のすべての方が年金に加入することとなった。

その後、平成3年4月1日からは、これまで任意加入とされていた学生も強制加入となり、9年1月には公的年金共通の基礎年金番号制度が導入された。14年4月には地方分権一括法の施行により第3号被保険者に係る事務・保険料の徴収に係る事務などを国（社会保険事務所）が直接取り扱うこととなり、区では第1号被保険者に係る届出事務などを行うことになった。また、17年4月には国民年金の任意加入期間に加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として特別障害給付金制度が創設された。

21年12月31日に社会保険庁が廃止となり、22年1月1日、日本年金機構が設立され、国（厚生労働大臣）から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運営業務を担うこととなった。

### ●年金加入状況

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方（外国人を含む。）が加入する国民の基本的な年金制度である。また、60歳から65歳までの方や海外に居住している日本国籍を有する20歳から65歳までの方も任意加入できる（昭和40年4月1日以前に生まれた方で、受給資格を満たせない方は70歳まで）。国民年金の加入は、第1号被保険者から第3号被保険者までの3種

類と任意加入被保険者に分かれている。

平成26年3月31日現在の練馬区の第1号被保険者は113,368人、任意加入被保険者は2,103人、第3号被保険者は54,183人である。

### ●保険料

保険料は平成17年度から将来の現役世代の過重な負担を回避するため保険料水準固定方式がとられている。26年度の保険料は月額15,250円である。

なお、国民年金法の改正により、24年10月1日から過去10年間に第1号被保険者保険料の未納期間のある方が遡って納付できる「後納制度」が始まった。この制度の実施は27年9月30日までである。

また、保険料には免除制度があり、26年3月31日現在の免除者は、法定免除7,178人、申請免除（全額）9,381人、申請免除（4分の3）927人、申請免除（半額）566人、申請免除（4分の1）260人、学生納付特例11,985人、若年者納付猶予2,444人の合計32,741人で、第1号被保険者に対する割合は28.9%となっている。17年4月から30歳未満を対象とする若年者納付猶予が、18年7月から申請免除に4分の3免除と4分の1免除が加わった。

### ●年金等の給付

国民年金の給付には、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、遺児年金があり、このほかに寡婦年金、死亡一時金がある。国民年金制度創設時、すでに高齢だった方に支給する年金としては老齢福祉年金がある。福祉年金は、本人・配偶者・扶養義務者の所得制限や他の年金との併給制限が定められている。

平成26年3月31日現在、区の受給権者数は、老齢基礎年金123,092人、障害基礎年金7,702人、遺族基礎年金919人、老齢年金4,058人、通算老齢年金3,868人、旧障害年金185人、寡婦年金56人、老齢福祉年金24人である。また、25年度中の死亡一時金の受給者は111人である。

今後、年々、期間満了者が老齢基礎年金を受給することとなり、年金受給者は増加していくものと思われる。

なお、年金額の改定方法は、16年の年金改定によって、保険料水準の範囲内で給付を行うことを基本とし、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて給付水準を自動的に調整する仕組みが組み込まれることになった。

### 年金に必ず加入する方

加入者の種別	年 齢	対 象 者
第1号被保険者	20歳～60歳未満	・日本国内に住所のある方で第2号・第3号被保険者以外の方（自営業者・学生など）
第2号被保険者	就職時～70歳未満	・厚生年金加入者（船員も含む。）※ただし、65才以降は老齢基礎の受給権を有しない方のみ、第2号被保険者となる。 ・共済組合員
第3号被保険者	20歳～60歳未満	・厚生年金加入者（船員も含む。）または共済組合員に扶養されている配偶者



年金に希望すれば加入できる方

任意加入 被保険者	20歳～60歳未満	・老齢（厚生）年金・退職（共済）年金を受けている方
	20歳～65歳未満	・海外に住んでいる日本人
	60歳～65歳未満	・60歳になるまでに年金を受けるために必要な期間を満たせなかった方 ・年金を受ける資格はあるが年金額を満額に近づけたい方
	特例として 65歳～70歳未満	・昭和40年4月1日以前に生まれた方で、65歳になるまでに年金を受けるために必要な期間を満たせなかった方（受給できる資格期間を満たすまで）

国民年金加入者の推移

各年3月31日現在

年次	種別	第1号被保険者	第3号被保険者	任意加入者	計
		人	人	人	人
平成22		118,134	56,447	2,858	177,439
23		116,469	56,338	2,758	175,565
24		114,958	54,954	2,589	172,501
25		113,169	54,867	2,307	170,343
26		113,368	54,183	2,103	169,654

年金額の推移

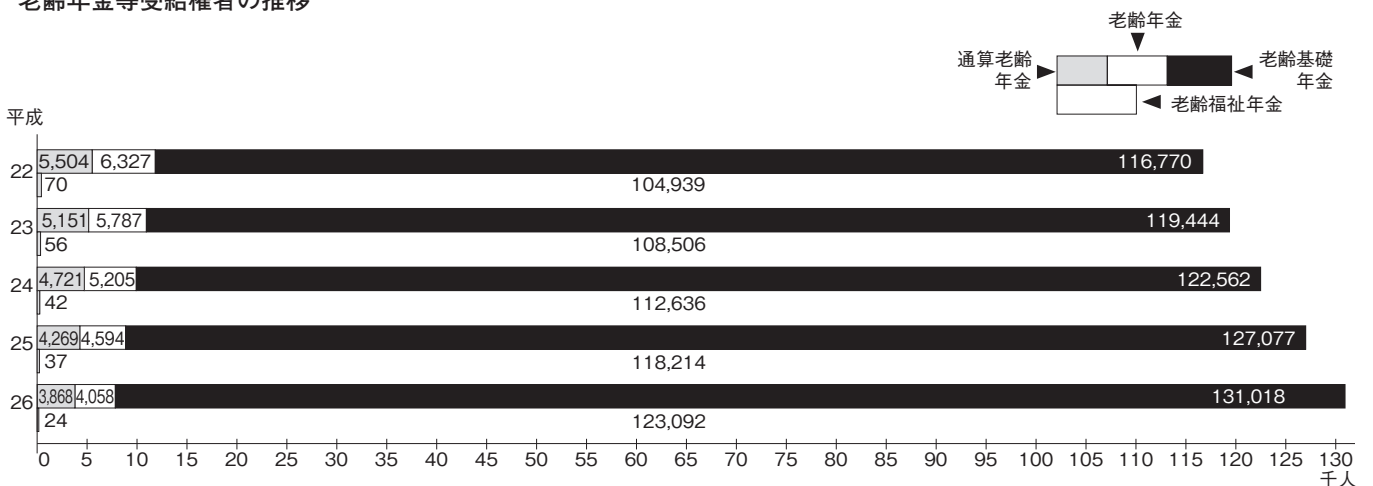
各年4月1日現在

年次	種別	老 齢 年 金			障 害 基 礎 年 金 障 害 年 金	遺 族 基 礎 年 金 (子一人) 遺 族 年 金	
		福 祉	基 礎 (25年～40年)	拠 出 (10年)			拠 出 (5年)
平成22		円	円	円	円	円	
		405,800 315,300	792,100	481,300	409,600	990,100 792,100	1,020,000
23		404,200 314,800	788,900	479,300	407,900	986,100 788,900	1,015,900
	24	402,900 314,400	786,500	477,800	406,700	983,100 786,500	1,012,800
25		402,900 314,400	786,500	477,800	406,700	983,100 786,500	1,012,800
	26	395,900 312,000	772,800	469,500	399,600	966,000 772,800	995,200

- 注：① 老齢年金の福祉の上段金額は全部支給額、下段金額は一部支給額  
 ② 障害基礎年金・障害年金の上段金額は1級障害、下段金額は2級障害  
 ③ 老齢基礎年金の年金額は満額を記載しており、各人の年金額は保険料納付月数等により異なる。

老齢年金等受給権者の推移

各年3月31日現在



## ●後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担、保険制度への責任の明確化・広域化を図ることを目的として、平成20年4月1日に老人保健制度から移行した。

### 1 制度の運営

都内62区市町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合が運営主体となる。

#### 【広域連合と区の役割分担】

- ・広域連合の事務  
資格管理、医療給付、保険料賦課等
- ・区の事務  
保険料徴収、申請等窓口事務等

### 2 被保険者

広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の方、および65歳から74歳までの一定の障害があり広域連合から認定を受けた方（ただし、生活保護受給者等を除く。）。

#### 被保険者数の推移

年度	被保険者数	対前年比
21	62,649	—
22	65,572	104.67%
23	68,205	104.02%
24	70,652	103.59%
25	72,263	102.28%

### 3 一部負担金の割合

病院などの窓口の支払は、外来・入院ともかかった費用の1割（現役並み所得の方は3割）の定率負担

#### 後期高齢者医療制度の一部負担金の割合および自己負担限度額

所得区分	現役並み所得	一般	住民税非課税	
			区分Ⅱ	区分Ⅰ
窓口での一部負担金の割合	3割	1割	1割	
1か月の自己負担限度額	外来の限度額（個人ごと）	44,400円	12,000円	8,000円
	入院および世帯の限度額	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算(44,400円)*	44,400円	24,600円 15,000円 区分Ⅰ・Ⅱの認定証発行には「限度額適用・標準負担額減額認定」の申請が必要

\*（）内は、過去1年間に世帯の限度額の適用により4回以上払戻しを受けた場合、4回目から適用する金額【所得区分について】

- (1) 現役並み所得・・・住民税課税所得145万円以上の方とその世帯に属する被保険者  
ただし、年間収入が一定基準未満の場合、申請により窓口での一部負担金の割合を1割に変更する制度あり。
- (2) 一般・・・現役並み所得、区分Ⅰ・Ⅱ以外の方
- (3) 区分Ⅱ・・・世帯全員が住民税非課税の方
- (4) 区分Ⅰ・・・①世帯全員が住民税非課税で、各人の所得が一定基準以下の方  
②世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方

## 4 療養費の支給

### (1) 高額療養費の支給

1か月間に支払った後期高齢者医療の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、超えた分について払戻しを行う。

### (2) 療養費の支給

やむを得ず保険証を提示できず診療を受けた場合や、医師の指示により作成した補装具の代金などは、一旦本人が全額を支払い、後日申請に基づき、自己負担分以外の部分について払戻しを行う。

### (3) 高額医療・高額介護合算療養費の支給

1年間に支払った後期高齢者医療の一部負担金と介護保険の利用者負担額の合計額が、世帯の自己負担限度額（下表）を超えた場合、申請により高額医療・高額介護合算療養費が支給される。

#### 高額医療・高額介護合算療養費の負担区分と自己負担限度額

負担区分		後期高齢者医療+介護保険 世帯単位の自己負担限度額(年額)
現役並み所得		67万円
一般		56万円
住民税非課税	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

## 5 葬祭費

被保険者が死亡し、葬儀等を行ったとき、葬儀を行った方（喪主）からの申請により、7万円を支給する。

22年度から広域連合の給付事業となり、区は申請受付・給付事務について広域連合から委託を受け実施する。広域連合の支給額は5万円であり、従来の支給額との差額（2万円）は、区が上乗せして支給する。

25年度の支給実績は、支給件数3,508件、支給額245,560千円であった。

## 6 後期高齢者健康診査

後期高齢者医療制度の被保険者に対し、後期高齢者健康診査を行う。区は広域連合から委託を受け実施する。

## 7 保険料

被保険者一人ひとりが納める。25年度の保険料（年額）は、均等割額（一人40,100円）と所得割額（※旧ただし書き所得金額×所得割率8.19%）を足した金額。なお、保険料の均等割額・所得割率は、2年ごとに見直しを行う。

※旧ただし書き所得とは、前年中の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。）

## 8 保険料の軽減

### (1) 均等割額の軽減

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額の合計額を基に、均等割額を軽減する。

## (2) 所得割額の軽減

旧ただし書き所得58万円までの方は、所得割額を50%軽減する。また、東京都広域連合独自の措置として、旧ただし書き所得が15万円までの方は全額、同20万円までの方は75%の軽減を行っている。

## 9 保険料の特例

制度加入前日まで被用者保険の被扶養者だった方は、所得割額が免除となり、均等割額が9割軽減される。

## 10 保険料の納付方法

原則として年金からの引き落とし（特別徴収）となる。

ただし、年金額が年額18万円未満の方や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が、引き落とし対象年金（介護保険料が引き落としされている年金）の2分の1を超える方は納付書や口座振替で納める（普通徴収）。また、年金からの引き落とし（特別徴収）の方は、申請により口座振替を選択することができる。

### ●練馬年金事務所

練馬年金事務所は、区内に住所がある会社、工場、商店などの事業所および国民年金加入者等を管轄し、健康保険、厚生年金保険、国民年金、児童手当の各制度についての業務を行っている。

近年、超高齢社会の到来を控え年金に関する期待と関心は大きく、来所者数も年々増加している。

また、昭和63年4月からすべての法人事業所の従業員は、健康保険と厚生年金に加入することが義務づけられ、制度の安定が図られている。

## 1 健康保険

事業所に働いている従業員を被保険者とする医療保険制度であり、資格、徴収の業務を行っている。

なお、保険給付に関する業務については、平成20年10月より全国健康保険協会で行っている。

区 分	状 況
事 業 所 数	6,973件
被 保 険 者 数	35,302人
平 均 標 準 報 酬 月 額	315,783円

資料：練馬年金事務所

## 2 厚生年金保険

健康保険と同じく、各種事業所に働いている従業員を被保険者として、老齢、障害、死亡などに関して、被保険者を始めその被扶養者あるいは被保険者であった方などに、年金や一時金を給付することにより、生活の安定を図る制度であり、資格、給付、徴収の業務を行っている。

## 厚生年金保険の状況

平成26年3月31日現在

区 分	状 況
事 業 所 数	7,626件
被 保 険 者 数	61,151人
平 均 標 準 報 酬 月 額	316,571円

資料：練馬年金事務所

## 3 国民年金

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、すべて国民年金の被保険者となり、老齢、障害、死亡などに関して、年金や一時金を給付することにより、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としている制度である。取扱業務のうち、区役所においては第3号被保険者に係る届出以外の諸届書等の窓口業務を、年金事務所では諸届書等について承認、裁定等を行っている。

## 4 児童手当拠出金の徴収

児童を養育している父母等に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成と資質向上を図る制度である。取扱業務のうち、区役所においては支給業務を、年金事務所では事業主からの拠出金の徴収業務を行っている。

## 練馬区長期計画（平成22年度～26年度）施策別成果指標実績値一覧

●この表は、長期計画で定めた各施策に記載した成果指標について、25年度末現在の実績値を記載したものを。

政策・施策		指 標	20年度実績	25年度実績	26年度目標
51 持続可能な区政経営を行う					
511	参加と連携による開かれた行政を進める	区政情報の入手しやすさ、意見の言いやすさに満足している区民の割合	42.0%	42.6%	60%
512	健全な財政運営を行う	経常収支比率	79.2%	86.2% (速報値)	80%以内
513	区民本位の効率的で質の高い区政経営を行う	区民意識意向調査における全施策に対する区民の満足度	53.3%	52.9%	60%以上
514	区税負担の公平性を確保する	特別区民税の現年度課税分収納率	97%	97.79%	97%
515	基礎的な住民サービスを効率的に提供する	区民事務所・出張所窓口サービス改善アンケートによる満足度	73.5%	88.6%	82%
516	医療保険等制度運営を行う	国民健康保険料の収納率（現年分・滞納繰越分合計収納率）	71.5%	78.2%	74.0%

# 資料編

区内の指定・登録文化財 226

練馬区の年表 228

施設一覧 242



区役所前目白通り（昭和40年頃）

# 区内の指定・登録文化財

注：練馬区指定文化財は、練馬区登録文化財の中から特に重要なものとして指定されたもの。

平成26年4月1日現在

## 国指定文化財

### ●天然記念物

- 練馬白山神社の大ケヤキ  
白山神社境内 練馬4-2
- 三宝寺池沼沢植物群落  
石神井公園内 石神井台1丁目

### ●重要有形民俗文化財

- 江古田の富士塚  
浅間神社境内 小竹町1-59

## 国登録文化財

### ●有形文化財

- 青柳家住宅主屋 羽沢1-6
- 佐々木家住宅主屋 小竹町1-36

### ●登録記念物

- 牧野記念庭園（牧野富太郎宅跡）  
東大泉6-34

## 都指定文化財

### ●史跡

- 東高野山奥之院  
長命寺境内 高野台3-10
- 尾崎遺跡  
春日小学校内 春日町5-12
- 石神井城跡  
石神井公園内 石神井台1丁目

### ●旧跡

- 池永道雲墓  
受用院墓地内 練馬4-27
- 練馬城跡  
としまえん内 向山3-25

### ●有形文化財

- 板絵着色役者絵  
〔「双蝶々曲輪日記図絵馬」〕と同一物  
長命寺 高野台3-10
- 小野蘭山墓及び墓誌  
迎接院墓地内 練馬4-27
- 丸山東遺跡方形周溝墓出土品  
練馬区

## 練馬区指定文化財

### ●有形文化財

- 小島家文書 練馬区
- 南蔵院鐘楼門 南蔵院境内

- 北条氏康印判状 道場寺
- 町田家文書 個人蔵
- 服部半蔵奉納の仁王像 御嶽神社境内
- 長命寺仁王門 長命寺境内
- 春日町出土の壺形土器 練馬区
- 妙福寺文書 妙福寺
- 尾崎遺跡出土品  
春日小学校尾崎遺跡資料展示室

- 下練馬の大山道道標 北町1-25地先
- 豊島氏奉納の石燈籠 氷川神社境内
- 御府内并村方旧記 個人蔵
- 井口家文書 個人蔵
- 井口家文書 個人蔵
- 井口家文書 個人蔵
- 石幢七面六観音勢至道しるべ 良弁塚
- 長命寺の梵鐘 長命寺境内
- 三宝寺の梵鐘 三宝寺境内
- 妙福寺の梵鐘 妙福寺境内
- 千川家文書 練馬区
- 丸山東遺跡出土の木製品 練馬区
- 閻魔・十王像と檀拏幢 教学院境内
- 小美濃英男家文書 個人蔵
- 相原家薬医門 田柄5丁目
- 金乗院御朱印状 金乗院
- 伊賀衆奉納の水盤・鳥居 氷川神社境内
- 旧内田家住宅 池淵史跡公園内
- 中宮遺跡5号住居址の盛土状遺構  
出土品 練馬区
- 愛染院文書 愛染院
- 丸山東遺跡出土の石棒 練馬区
- 小竹遺跡出土の大珠 練馬区

### ●有形民俗文化財

- 中里の富士塚 富士浅間神社境内
- 大八車 練馬区
- 下練馬の富士塚 浅間神社境内
- 氷川神社富士塚 氷川神社境内
- 北町聖観音座像 北町観音堂
- 長享二年の申待板碑 練馬区
- 本寿院のみくじ道具 本寿院
- 関のかんかん地蔵 関町東1-18地先
- 神輿渡御行列図絵馬 氷川神社

### ●無形民俗文化財

- 鶴の舞 氷川神社

### ●天然記念物

- 練馬東小学校のフジ 練馬東小学校校庭

- 井頭のヤナギ 大泉井頭公園内
- 内田家の屋敷林 早宮3丁目

## 練馬区登録文化財

### ●有形文化財

- 双蝶々曲輪日記図絵馬 長命寺
- 牛若丸・弁慶図絵馬 長命寺
- 氷川神社の水盤 氷川神社境内
- 角柱型水盤 氷川神社境内
- 氷川神社の旧拝殿 氷川神社境内
- 榎本家長屋門 南田中4丁目
- 氷川神社の狛犬 氷川神社境内
- 加藤家文書 個人蔵
- 尾張殿鷹場碑 大泉第一小学校内
- 横山家文書 個人蔵
- 新井家文書 個人蔵
- 縄文時代の竹カゴ 練馬区
- 金銅製飾具 練馬区
- 尾張殿鷹場碑 練馬区
- 宮田橋敷石供養塔 高松2-3
- 紙本着色以天宗清像 廣徳寺
- 絹本着色明叟宗普像 廣徳寺
- 紙本墨画淡彩希叟宗罕像 廣徳寺
- 土支田八幡宮の半鐘 土支田八幡宮
- 阿弥陀寺の半鐘 阿弥陀寺
- 荘家文書 練馬区
- 増島家薬医門 谷原3丁目
- 比丘尼橋遺跡出土の旧石器 練馬区
- 相原正太郎家住宅 春日町5丁目
- 石製絵馬 稲荷神社境内
- 武蔵関遺跡出土の大型槍先形石器 練馬区
- 三宝寺山門 三宝寺境内
- 高稲荷遺跡出土の旧石器 練馬区
- 西大泉の稲荷神社本殿 稲荷神社
- 阿弥陀寺の伏せ錠 阿弥陀寺
- 氷川神社の神輿 氷川神社
- 本寿院の賽銭箱 本寿院
- 明叟宗普の墨跡 廣徳寺
- 八幡神社の本殿 八幡神社
- 北町の仁王像 北町観音堂
- 長谷川家文書 個人蔵
- 絹本着色釈迦十六善神像 廣徳寺
- 橘紋椿几帳柄鏡 禅定院
- 八ヶ谷戸遺跡出土の大形把手付  
縄文土器 練馬区

- ・中野屋商店文書 練馬区
- ・石神井城跡出土小刀 練馬区
- ・子ノ聖観世音碑 円光院門前
- ・広川松五郎関係資料 個人蔵
- ・相原好吉家文書 個人蔵
- ・小林家住宅 個人蔵
- ・石神井西尋常小学校の  
リードオルガン 練馬区
- ・木下家文書 練馬区
- ・栗原家文書 練馬区
- ・小竹遺跡出土の大珠 練馬区
- ・丸山東遺跡方形周溝墓出土品 練馬区
- ・千川上水の記録フィルム 練馬区
- ・織部燈籠 個人蔵
- ・愛染院の梵鐘 愛染院境内
- ・関口家文書 個人蔵
- ・内国勸業博覧会褒状 練馬区
- ・東早淵遺跡出土の局部磨製石斧 練馬区
- ・千川上水調査アルバム 武蔵学園記念室
- ・中村南遺跡第2地点5号住居址出土土器 練馬区
- ・田中家の種子屋資料 個人蔵
- ・関東大震災犠牲者慰霊碑 円明院
- ・八幡神社の水盤 八幡神社
- ・十一面観音懸仏 光伝寺
- ・光伝寺の地藏菩薩立像および閻魔十王像 光伝寺
- ・下練馬の三十三所観音菩薩像 光伝寺
- ・大泉井頭遺跡出土の有孔鍔付土器 練馬区
- ・篠家文書 個人蔵
- ・小野蘭山墓および墓誌 迎接院墓地内
- ・丸山東遺跡出土の石棒 練馬区
- ・武内家資料 練馬区
- ・天祖神社東遺跡出土の石核 練馬区
- ・貫井の東高野山道標 貫井5丁目
- ・北新井遺跡出土の土偶 練馬区
- ・正親町天皇綸旨 廣徳寺
- ・明叟宗普道号頌 廣徳寺
- ・明叟宗普書状 廣徳寺
- ・妙福寺の駕籠 妙福寺
- ・石神井火車站之碑 練馬区
- ・草摺引図絵馬 氷川神社
- ・森田家資料 練馬区
- ・丸山東遺跡出土の片口土器 練馬区 写真②
- ・アニメーション撮影台 練馬区 写真①
- 無形文化財
- ・絵馬制作 平田郡司氏
- 有形民俗文化財
- ・江古田の富士塚 浅間神社境内
- ・弥陀三尊来迎画像板碑 三宝寺
- ・狐の大根取り入れ図絵馬 諏訪神社
- ・沢庵漬製造用具 練馬区
- ・文応元年の弥陀板碑 道場寺

- ・氷川神社の力石 氷川神社境内
- ・高松の庚申塔 高松2-3
- ・僧形馬頭観音 本寿院境内
- ・金乗院の一石六地藏 金乗院境内
- ・丸彫青面金剛庚申塔 下石神井5-7地先
- ・力持ち惣兵衛の馬頭観音 大泉学園町2-27地先
- ・石幢六面六地藏 禅定院境内
- ・織部燈籠 禅定院境内
- ・富士講巡拝装束 練馬区
- ・棒屋資料 練馬区
- ・井戸替え用具 練馬区
- ・醤油醸造業用具 練馬区
- ・斎藤水車用具 個人蔵
- ・丸彫聖観音立像廻国供養塔 稲荷神社境内
- ・江古田の富士講関係資料 浅間神社
- ・谷原延命地藏 谷原1-17地先
- ・二十三夜待供養塔 天祖神社
- ・大氷川の力石 氷川神社境内
- ・林稲荷神社の庚申塔 林稲荷神社
- ・高松の板碑型庚申塔 高松1-22
- ・八幡神社の石造大山不動明王像 八幡神社境内
- ・御嶽講奉納の水盤 稲荷神社境内
- ・福德元年の月待板碑 妙福寺
- ・谷原の庚申塔 富士見台4-36地先
- ・三原台の馬頭観音 三原台2丁目
- ・上石神井立野の庚申塔 上石神井1-11
- ・出羽三山・百八十八ヶ所観音供養塔 上石神井1-11
- ・本覚寺の版木 本覚寺
- ・文明十七年の月待板碑 円明院
- ・文亀元年の月待板碑 円明院
- 無形民俗文化財
- ・探湯の儀 御嶽神社
- ・関のぼろ市 本立寺門前
- ・八丁堀三吉囃子 北野神社ほか
- ・石神井囃子 石神井神社ほか
- ・中村囃子 八幡神社ほか
- ・ちがや馬飾り 加藤義雄氏 丹羽幸男氏 伊藤弥五郎氏
- ・関町囃子 天祖若宮八幡宮ほか
- ・神輿渡御の御供道中歌 氷川神社
- ・中里囃子 八坂神社ほか
- ・田柄囃子 天祖神社ほか
- ・石神井台囃子 石神井台地域ほか
- ・南田中囃子 南田中地域ほか
- ・大山講灯籠立て行事 下石神井地域
- ・貫井囃子 貫井地域ほか
- ・春日町囃子 春日町地域ほか
- ・富士見台囃子 富士見台地域ほか
- ・谷原囃子 谷原地域ほか
- ・白山神社囃子 白山神社ほか
- ・北町囃子 氷川神社ほか

- ・上石神井囃子 上石神井地域ほか
- 史跡
- ・東高野山奥の院 長命寺境内
- ・池永道雲墓 受用院墓地内
- ・尾崎遺跡 春日小学校内
- ・池淵遺跡 池淵史跡公園
- ・栗原遺跡の竪穴住居跡 都立城北中央公園内
- ・千川上水跡 関町南2〜4丁目ほか
- ・旧大泉村役場跡 大泉中島公園
- ・田柄用水記念碑 天祖神社境内
- ・千川家の墓 阿弥陀堂墓地内
- ・河野鎮平筆子碑 寿福寺墓地内
- ・田柄用水跡 けやき憩いの森
- ・圓淨法師塚 春日町5-35
- ・観蔵院の筆子碑 観蔵院
- 名勝
- ・牧野記念庭園 東大泉6-34
- 天然記念物
- ・練馬白山神社の大ケヤキ 白山神社境内
- ・カタクリ群落 清水山憩いの森
- ・八の釜の湧き水 八の釜憩いの森
- ・光伝寺のコウヤマキ 光伝寺境内
- ・開進第一小学校のクスノキ 開進第一小学校内
- ・土支田八幡宮の社叢 土支田八幡宮
- ・井口家の屋敷林 立野町
- ・金乗院の大イチョウ 金乗院

一練馬区登録文化財一



アニメーション撮影台 練馬区 写真①

一練馬区登録文化財一



丸山東遺跡出土の片口土器 練馬区 写真②

公開していないものもありますので、  
詳細は、文化・生涯学習課 伝統文化係まで

# 練馬区の年表

注：本文中、敬称略

<b>【昭和22年】（1947年）</b>	20日 2代区長に須田操就任	就任
8月1日 練馬区誕生。板橋区から分離独立し、区役所を開進第三小学校講堂に仮開設	25日 北町に警察予備隊練馬営舎が一部完成	3日 練馬区紋章制定。約900点の応募から東大泉町、佐藤杏二氏の作品（練馬の「ネ」と馬のひづめを図案化）を選定
1日 練馬税務署（国）開設	10月1日 練馬福祉事務所（都）開設	
8月 練馬清掃事務所（都）開設	1日 練馬診療所開設	
9月20日 第1回区議会議員・区長選挙（区議36人選出）	29日 5代区議会議員に篠田鎮雄就任	22日 板橋区との境界を一部変更
20日 初代区長に臼井五十三就任	<b>【昭和27年】（1952年）</b>	<b>【昭和29年】（1954年）</b>
10月11日 初代区議会議員に上野徳次郎就任	3月26日 千川上水暗渠（あんきょ）化工事、区内着手	6月10日 石神井保健所（都）開設
<b>【昭和23年】（1948年）</b>	4月1日 石神井公益質屋開業	11月1日 豊玉東・上石神井小学校開校
6月 米軍家族宿舎グラントハイッ完成	4月 東京少年保護鑑別所に外来鑑別室開設	12月22日 8代区議会議員に塚田洪憲就任
10月1日 練馬保健所（都）開設	7月1日 区立児童遊園として初の氷川児童遊園開園	◎石神井川改修工事完了。蛇行していた旧石神井川を幅8m、高さ1.2mの長線に直し、コンクリート板柵工が施される。また、500,826m <sup>2</sup> に及ぶ両岸は、耕地整理・土地整理を行う土地改良事業が実施される
11月15日 2代区議会議員に桜井米蔵就任	8日（福）練馬区社会福祉協議会設立	<b>【昭和30年】（1955年）</b>
<b>【昭和24年】（1949年）</b>	8月30日 千川上水暗渠（あんきょ）化工事（第1期）終了	3月1日 学田公園（野球場）開園
1月15日 区役所庁舎が現在地（豊玉北6-12-1）に完成	9月1日 南町・北町小学校開校	4月1日 開進第四・光和小学校開校
8月1日 練馬授産場開設	1日 区長公選制廃止（地方自治法改正）	27日 都立豊玉中公園（テニスコート併設）開園（30.10.1区に移管）
11月1日 練馬税務署（国）移転（現・栄町23）	10月5日 第1回教育委員選挙	9月16日 第3回区議会議員選挙
25日 3代区議会議員に小口政雄就任	29日 6代区議会議員に梅内正雄就任	16日 教育委員補欠選挙
<b>【昭和25年】（1950年）</b>	11月1日 練馬区教育委員会設置	10月20日 9代区議会議員に井口仙蔵就任
4月1日 独立後、初の都立公園として、豊中公園・上練馬公園開園（27.4.1区に移管）	3日 長命寺所蔵「板絵着色役者絵（鳥居清長筆）」が都指定有形文化財に指定	11月9日 3代区長に須田操就任（選任）
8月1日 練馬都税事務所開設	◎練馬大根は病害虫などのため、この年を境に栽培されなくなっていく	◎立教大学グラウンド（氷川台1丁目）建設の際、石器・土器や縄文・弥生時代の住居跡が発掘される
10月1日 都から移管の区立公園として、中新井・北新井・徳殿公園が開園	<b>【昭和28年】（1953年）</b>	<b>【昭和31年】（1956年）</b>
6日 氷川台に東京少年保護鑑別所（国）竣工	5月11日 「練馬区広報」創刊	3月3日 長命寺「東高野山奥之院」が都指定史跡に指定
30日 4代区議会議員に梅内正雄就任	8月15日 練馬母子寮開設	4月1日 関町・大泉東小学校開校
11月10日 区議会議員補欠選挙	9月 都内で初の区営分譲住宅を春日町に10棟建設	6月30日 教育委員の公選制廃止（議
<b>【昭和26年】（1951年）</b>	10月1日 牧野富太郎博士、第1回名誉都民となる	
7月20日 第1回練馬区農業委員選挙	1日 練馬公民館開館	
9月18日 第2回区議会議員・区長選挙	12月2日 7代区議会議員に井口仙蔵	



- 会の同意を得て区長が任命する任命制に移行)
- 7月1日 練馬区印鑑条例施行
- 10月1日 定例会の回数に関する条例施行
- 29日 10代区議会議長に井口仙蔵就任
- 【昭和32年】(1957年)**
- 1月18日 牧野富太郎博士没。享年94歳
- 4月1日 田柄・旭町・谷原小学校、大泉第二中学校開校
- 1日 上板橋緑地(現在の都立城北中央公園)開園
- 7月20日 板橋区との境界を一部変更
- 10月1日 区独立10周年記念「練馬区史」発行
- 11月29日 11代区議会議長に梅内正雄就任
- 【昭和33年】(1958年)**
- 4月1日 北町西・仲町小学校、北町中学校開校
- 8月25日 第五清掃工場(石神井清掃工場・現練馬)操業開始
- 9月26日 台風22号(狩野川台風)で31,000世帯の被害発生(仲町、北町、田柄町、貫井町、向山町等)
- 12月1日 牧野記念庭園開園
- 1日 仲町授産場開設
- 25日 練馬区立都市公園条例施行
- 【昭和34年】(1959年)**
- 2月1日 農業経営基本調査実施
- 3月11日 都立石神井公園開園
- 18日 12代区議会議長に林亮海就任
- 4月1日 中村西・関町北・大泉南小学校、上石神井中学校開校
- 8月28日 「仲町土地改良区」設立認可
- 9月16日 第4回区議会議員選挙
- 10月23日 13代区議会議長に上野徳次郎就任
- 12月3日 4代区長に須田操就任(選任)  
◎谷原町に球形ガスタンク建設される
- 【昭和35年】(1960年)**
- 4月1日 小竹・向山小学校、田柄中学校開校
- 5月1日 陸運事務所練馬支所開設
- 12月27日 14代区議会議長に桜井米蔵就任
- 【昭和36年】(1961年)**
- 4月1日 石神井警察署開設
- 1日 上石神井北・豊玉南・練馬東小学校、石神井南・開進第四中学校開校
- 1日 豊玉保育園開園
- 7月1日 白子川改修に伴い埼玉県との境界を一部変更
- 1日 豊玉第二保育園開園
- 11月1日 北町保育園開園
- 【昭和37年】(1962年)**
- 2月9日 15代区議会議長に梅内正雄就任
- 4月1日 立野小学校、大泉学園・豊玉第二中学校開校
- 8月1日 練馬図書館が一部開館
- 12月22日 16代区議会議長に橋本銀之助就任
- 【昭和38年】(1963年)**
- 2月1日 第1回住居表示開始(南町3丁目は、桜台4~6丁目、南町4・5丁目は、練馬1~4丁目に変更)
- 4月1日 貫井中学校開校
- 5月1日 下石神井保育園(現石神井町さくら保育園)開園
- 7月1日 住民登録実態調査実施
- 8月31日 集中豪雨で、北町、春日町、向山町などで被害(床上浸水155戸、床下浸水2,137戸)
- 9月17日 第5回区議会議員選挙
- 10月1日 東大泉保育園開園
- 23日 17代区議会議長に井口仙蔵就任
- 12月26日 5代区長に須田操就任(選任)
- 【昭和39年】(1964年)**
- 5月1日 関町保育園開園
- 6月22日 都水道局北部第二支所開設
- 8月1日 区役所庁舎完成(5階建旧庁舎)
- 1日 練馬青年館(旧南大泉青少年館)開館
- 9月7日 学校給食第一総合調理場完成(区立小・中学校の給食開始)
- 10月10日 第18回オリンピック東京大会開催
- 【昭和40年】(1965年)**
- 2月2日 区内初の学童クラブ(北町西小学童クラブ)開設
- 3月10日 18代区議会議長に越後幹雄就任
- 4月1日 地方自治法の改正により、社会福祉等の事務が大幅に都から移管、区の組織を5部制の新組織機構に改正する
- 1日 石神井支所を石神井庁舎に名称変更
- 1日 石神井福祉事務所開設(石神井庁舎内)
- 1日 区政モニター制度実施(25人)
- 5月1日 春日町・平和台保育園開園
- 10日 区立軽井沢高原寮(小・中学校の校外授業施設)が長野県浅間山麓に開設
- 8月1日 幼児の遊び場として区立小学校の校庭を開放(15校)  
◎「アメリカシロヒトリ」が異常発生し、区内の街路樹のプラタナス、サクラや一般の家庭の庭木に被害を与える
- 【昭和41年】(1966年)**
- 5月1日 区民相談室開設
- 1日 上石神井保育園開園
- 6月1日 下田学園(病虚弱養護学園)を、静岡県下田市に開園
- 1日 桜台・谷原保育園開園
- 6日 第1回特別区自治権拡充大会開催(千代田区公会堂)
- 29日 台風4号で区内各地で浸水被害(5,000余世帯)
- 9月12日 練馬都税事務所新庁舎完成事務開始(豊玉北5-15)
- 30日 新選挙人名簿制度実施(公職選挙法の一部改正)
- 12月16日 区議会「区政刷新に関する決議」全会一致で可決
- 【昭和42年】(1967年)**
- 1月16日 学校給食第二総合調理場完成(区立中学校の完全給食実施)
- 4月1日 大泉第四小学校開校
- 5月1日 田柄・上石神井第二保育園開園
- 5月2日 臨時区議会で区長の不信任案可決。区議会解散
- 30日 第6回区議会議員選挙(定

5月	数52人になる) 練馬図書館で自動車を利用した移動図書館開始	京地裁緒方判決に対する控訴を棄却	館・敬老館併設) 開設
6月21日	須田操区長退任	12月1日 練馬診療所廃止	<b>【昭和46年】(1971年)</b>
7月11日	19代区議会議長に長谷川安正就任	12月 「わたしの便利帳」を初めて全世帯に配布	3月1日 第六出張所移転(旭町区民館・旭町保育園併設) 開設
8月1日	区独立20周年	<b>【昭和44年】(1969年)</b>	1日 大泉保健相談所開設
1日	練馬福祉会館開館	2月1日 写真集「練馬区二十年の歩み」発刊	4月1日 八坂・下石神井小学校開校
9月2日	練馬区で区長公選条例直接請求の区民運動起こる	3月28日 区議会にグラントハイツ対策特別委員会を設置	1日 北保健相談所開設
10月7日	区は区長公選条例請求のための代表者証明書の交付を拒否	4月1日 心身障害者扶養年金制度実施	11日 第7回区議会議員選挙
19日	区議会が区長候補者の公募について公聴	1日 泉新小学校開校	15日 夜間広聴電話設置
25日	民有地を区が借り上げた区内初の「民間遊び場」開設	7月20日 練馬・石神井・大泉の三区農業委員会を廃止、新たに練馬区農業委員会を設置	27日 区の花・区の木を選定(花はツツジ・木はコブシ)
11月10日	住民登録制度が「住民基本台帳制度」に変更	24日 21代区議会議長に橋本銀之助就任	7月6日 23代区議会議長に塚田洪憲就任
12月11日	区長公選を求める住民団体(区長を選ぶ区民の会)が区の処分を不服として東京地裁に提訴	9月16日 旧練馬診療所跡に区民相談所、石神井庁舎に区民相談室開設	10月9日 グラントハイツ跡地利用総決起集会開催
26日	区内初の下水道使用開始	10月1日 氷川台保育園開園	11月13日 第1回「消費生活展」開催
<b>【昭和43年】(1968年)</b>		1日 白百合福祉作業所開設	12月1日 関出張所移転(区民館・敬老館併設) 開設
2月6日	区長選任のため臨時区議会開催	11月1日 区の組織にグラントハイツ対策室を設置	<b>【昭和47年】(1972年)</b>
4月1日	南田中・高松・大泉学園小学校開校	12月1日 老人医療費助成と児童手当制度実施	1月1日 栄町児童館(保育園・敬老館併設) 開館
1日	南田中保育園開園	1日 上石神井第三保育園開園	2月5日 武蔵関建築協定(関町5丁目) 結ばれる
22日	区長選任のため臨時区議会を再度開催	<b>【昭和45年】(1970年)</b>	4月1日 八坂中学校開校
5月1日	春日町第二・貫井保育園開園	1月28日 春日町青少年館開館	1日 中小企業へ公害防止資金の融資制度発足
22日	法令に基づく「区長候補者選出特別委員会」設置	3月1日 関町第二保育園開園	5月12日 石神井南中学校で光化学スモッグによる被害発生
6月1日	南田中第二保育園開園	4月1日 大泉第六・田柄第二小学校開校	6月1日 総合体育館開館
6日	東京地裁緒方判決、練馬区の代表者証明書交付拒否処分は違法。翌7日、区は判決を不服として東京高裁に控訴	1日 東京都公害防止条例施行	17日 魚の産地直送開始
7月16日	20代区議会議長に小柳信子就任(23区で初の女性議長)	15日 練馬区広報紙を「ねりま区報」と改称	7月19日 24代区議会議長に横山繁雄就任
29日	6代区長に片健治就任(選任)。区長の空席期間は403日間であった	6月1日 平和台児童館開館	21日 区の花「ツツジ」凶案決まる
10月1日	23区共同の「交通災害共済制度」開始	15日 第四土木出張所開設	28日 片健治区長退任
11月28日	東京高裁、区の6月6日東	7月1日 下田臨海寮を小・中学校の校外授業の施設として静岡県下田市に開設	8月1日 石神井プール予定地から縄文土器片や住居跡などが発掘される(現在の池淵史跡公園)
		11日 22代区議会議長に橋本銀之助就任	1日 石神井児童館(敬老館併設) 開館
		8月1日 下石神井第二保育園(現高野台保育園) 開園	11月6日 区長準公選条例公布
		9月1日 豊玉第三保育園開園	12月1日 第七出張所移転(田柄区民館併設) 開設
		10月1日 石神井区民館(石神井庁舎内併設) 開館	1日 大泉西出張所移転(南大泉区民館・保育園併設) 開設
		12月1日 石神井図書館開館	<b>【昭和48年】(1973年)</b>
		1日 大泉北出張所移転(区民	11月1日 田柄第二・南大泉保育園開園
			1日 北大泉保育園(児童館併設)

開園	る指導要綱施行	区民館併設) 開設
23日 日米安全保障協議委員会において、キャンプ朝霞の一部が3年以内の返還決定	11日 都がグラントハイツ跡地に大公園設置のための都市計画決定	1日 区立初の北大泉幼稚園開園
4月1日 初めての老人クラブ農園開園	4月1日 大泉西・大泉北小学校開校	1日 向山保育園開園
1日 厚生文化会館設置(5月1日開館)	1日 練馬区愛育手当条例施行	6月1日 第二出張所移転(早宮区民館併設) 開設
1日 富士見台小学校、練馬東・大泉西中学校開校	6日 富士見台駅北口に初めて区営自転車駐車場開設	1日 関町児童館開館
1日 練馬保育園開園	5月2日 第1回「憲法記念の集い」開催	23日 27代区議会議長に楠直正就任
5月1日 光化学スモッグ発生時の警報用霧笛設置	6月1日 区長公選制復活(地方自治法改正公布)	7月1日 消費者相談開始
1日 光が丘保育園開園、光が丘児童館開館	7月1日 中村児童館(敬老館併設) 開館	11月1日 清水山憩いの森(カタクリ自生地) 開園
20日 練馬・石神井休日急患診療所開設	20日 石神井プール開設	12月15日 桜台出張所移転開設(南町から名称を変更)
28日 石神井公園駅周辺地区再開発説明会開催	20日 集中豪雨で床上浸水5戸・床下浸水383戸・道路冠水53か所の被害	<b>【昭和51年】(1976年)</b>
7月21日 ちびっ子つり場を石神井公園ボート池に開設	30日 26代区議会議長に田口阿久理就任	1月1日 桜台区民館(桜台出張所に併設) 開設
28日 25代区議会議長に関口三郎就任	8月1日 練馬区の独立を記念して、「一日区長」行事始まる(一日区長に区在住の女優壇ふみ)	2月1日 東大泉児童館(敬老館・東大泉第二保育園併設) 開館
8月1日 静岡県熱海市に区民保養施設として、網代荘開設	1日 寝たきりの高齢者に巡回入浴車運行開始	3月 練馬区行財政調査会最終報告まとまる
1日 上石神井出張所(区民館・児童館併設) 開設	8月 広報映画完成(「明日のねりまをめざして」[樹齢の詩])	4月1日 練馬第三・南が丘小学校開校
9月30日 グラントハイツが国へ全面返還	10月20日 「54万・人間ひろば」開催	6月1日 区営ボート場を武蔵関公園に開設
10月1日 老人三事業〔友愛訪問、老人ヘルパー派遣、老人福祉電話(6月から)〕開始	11月1日 南田中児童館(敬老館併設) 開館	7月1日 平和台図書館開館
16日 7代区長に準公選で田畑健介就任。区長の空席期間は444日間であった	15日 練馬区行財政調査会(会長高柳信一)が特別区行財政の強化を区長に提言	9日 28代区議会議長に横山繁雄就任
11月1日 第五出張所移転(土支田区民館・児童館・保育園併設) 開設	<b>【昭和50年】(1975年)</b>	20日 高野台運動場(野球・庭球場) 開設
12月1日 春日町児童館(敬老館併設) 開館	1月25日 財政格差の解消を求める「練馬区民大会」を練馬公民館で開催	9月1日 中村・春日町・南田中敬老館が団体登録をしたグループに夜間開放開始
1日 組織改正に伴い8部制となる	2月1日 北町児童館(北町第二保育園併設) 開館	9日 台風17号で関町4・5丁目、大泉学園などで床上浸水344戸、床下浸水491戸の被害
12月 練馬区基本構想(素案)まとまる	2月 区の事務の効率化を図るため、電子計算機導入	10月1日 自治権拡充等の情勢に対応するため、第一次組織改正を実施、9部制となる
<b>【昭和49年】(1974年)</b>	4月1日 都から保健所の事務が移管	12月1日 戸籍の閲覧が禁止
1月26日 日常生活用品交換市開催	1日 関中学校開校	<b>【昭和52年】(1977年)</b>
29日 第1次オイルショックに伴う区民の生活防衛のための臨時区議会開催	27日 第8回区議会議員選挙(定数が52人から56人に)・区長選挙(24年ぶりに公選制復活)	1月1日 大泉交通公園開園
2月23日 生活防衛区民集会開催	27日 8代区長に田畑健介就任	2月24日 第1回練馬区保育問題懇談会開催
3月1日 練馬区中高層建築物に関する	5月1日 大泉東出張所移転(東大泉	2月 グラントハイツ跡地の都立公園建設工事開始
		4月1日 石神井台児童館(保育園・敬老館併設) 開館
		1日 早宮・田柄第三・橋戸・石神井台小学校、谷原中学校開校

5月1日	埼玉県秩父市に秩父青少年 キャンプ場開設	台第二保育園併設) 開館	21日	谷原出張所移転(総合教育 センター内に併設) 開設	
1日	豊玉北地区区民館開館	11日	練馬区宅地等開発指導要綱 施行	6月1日	高齢者のための「富士見台 ケアセンター」設置(6月 2日業務開始)
1日	西大泉児童館(保育園・敬 老館併設) 開館	12日	建築物の日影(ひかげ)規 制条例施行	7月10日	32代区議会議長に上野定雄 就任
20日	福祉タクシー券制度開始	<b>【昭和54年】(1979年)</b>	7月10日	32代区議会議長に上野定雄 就任	
7月1日	緊急一時保育制度開始	1月4日	石神井保健所移転開設	8月10日	区独立30周年練馬区史「現 勢資料編」発刊
18日	第四出張所移転(都営住宅 内に併設) 開設	2月24日	練馬区勤労者福祉共済会 (ファミリーパック) 発足	9月1日	富士見台地区区民館開館 (富士見台こぶし保育園併 設)、豊玉第四保育園開園
21日	練馬区高齢者事業団(現 (社)練馬区シルバー人材セ ンター) 設立	3月23日	みどりの推進協定第1号と して、向山3丁目の城南住 宅組合と協定締結	17日	国際障害者年練馬区推進本 部設置
27日	29代区議会議長に内田仙太 郎就任	4月1日	北原小学校、南が丘中学校 開校	10月1日	氷川台(氷川台第二保育園 併設)、北町第二地区区民 館開館
8月1日	区独立30周年記念碑を開進 第三小学校校庭に建立	22日	第9回区議会議員・区長選挙	12月1日	第八出張所(旧第二出張所 分室から昇格) 開設
1日	春日町区民館(都営住宅内 に併設) 開館	27日	9代区長に田畑健介就任	<b>【昭和56年】(1981年)</b>	
21日	北大泉野球場開設	5月1日	早宮・下石神井地区区民館 開館	1月23日	国土庁主催の「農住タウ ン・ミーティング」が練馬 区で開催
9月1日	みどりを保護し回復する条 例施行	1日	下石神井第三・春日町第三 保育園開園	2月17日	練馬区など関係11区が都営 地下鉄12号線促進連絡協議 会を結成
10月1日	区独立30周年記念写真集 「11万から55万区民へ」発刊	6月22日	31代区議会議長に貫井武夫 就任	3月1日	大泉学園地区区民館(保育 園併設) 開館
5日	出張所文庫(上石神井・大 泉西・第六出張所内) 開設	8月1日	中村橋区民センター(第三出 張所・心身障害者福祉セン ター・消費生活センター・貫 井地区区民館併設) 開設	4月1日	防災行政用無線局開局
7日	練馬区基本構想策定	1日	軽費老人ホーム「すずしろ 園」が都から区に移管	1日	東京中高年齢労働者職業福 祉センター(通称「サンラ イフ練馬」) 開設
23日	休日歯科応急診療開始	20日	心身障害者(児)のための 病院委託による緊急一時保 護開始	5月1日	放射36号線の建設に建設大 臣の事業認可
<b>【昭和53年】(1978年)</b>		9月1日	東京都と合同で大規模総合 防災訓練実施(光が丘運動 場)	6月18日	光が丘地区医療施設構想試 案が、光が丘地区医療施設 構想協議会から区長に答申
3月	練馬駅北口カネボウ跡地の 区と都による先行取得決定	10月19日	台風20号で区内各地に被害	20日	都市計画法の地域地区の改 正施行
4月1日	三原台温水プール(児童 館・敬老館併設) 開設	12月1日	ひとりぐらしの高齢者にア パートのあっせん開始	7月1日	防災無線を利用し「夕べの 鐘(現・夕べの音楽)」放 送開始
1日	大泉学園緑小学校、三原 台・大泉北中学校開校	<b>【昭和55年】(1980年)</b>		21日	33代区議会議長に矢崎久雄 就任
17日	武蔵関公園が都から区へ移管	2月1日	大泉図書館開館	8月28日	特別区政調査会が特別区長 会に「特例市」構想の最終 答申提出
5月11日	グラントハイツ跡地開発計 画会議で1万2千戸の住宅 建設決定	3月1日	生活実習所、大泉福祉作業 所、平和台授産場が都から 区に移管	10月1日	東京都環境影響評価(アセ スメント) 条例施行
6月21日	田柄川跡地の緑道工事完成	4月1日	向山庭園設置(5月1日開園)	20日	区独立30周年練馬区史「現
7月14日	30代区議会議長に豊田三郎 就任	1日	総合教育センター開設		
8月2日	カネボウ跡地を区民に暫定 開放	1日	大泉学園桜小学校開校		
9月1日	高松地区区民館(保育園併 設) 開館	1日	長野県武石村(現・上田市) に武石少年自然の家開設 (4月10日開設)		
22日	グラントハイツ跡地開発計 画原案、都から提示	15日	区役所庁舎東館(現東庁舎) 完成		
10月1日	石神井休日急患診療所で歯 科休日急患診療開始				
1日	北町・桜台地区区民館(桜				

勢編」発刊	1日	石神井養護学校（都）開校	1日	東大泉地区区民館設置（4月2日開館）
12月26日 都立光が丘公園が一部開園	1日	建築業務の円滑を図る練馬区建築審査会設置	16日	田柄・西大泉地区区民館開館
<b>【昭和57年】（1982年）</b>			16日	婦人関係施策推進会議設置
1月31日～2月17日	1日	練馬文化センター設置（4月3日開設）	6月11日	区議会が「都営地下鉄12号線を光が丘から大泉以西へ延伸するための意見書」を運輸大臣に提出
練馬区長期総合計画（素案）の区民説明会開催	24日	第10回区議会議員・区長選挙	19日	大泉公園内に災害時の応急給水施設完成
3月24日 練馬区長期総合計画策定	27日	10代区長に田畑健介就任	7月10日	36代区議会議員に上野定雄就任
4月1日 関町第三保育園開園、関保健相談所開設、春日小学校開校	5月5日	第1回「少年少女スポーツフェスティバル」開催	9月1日	光が丘第四保育園開園
1日 桜台体育館開館（開進第三中屋内運動場に併設）	22日	第1回「練馬こどもまつり」開催	5日	大泉町二丁目土地区画整理組合を設立認可
1日 富士見台駅南口に、中野区と共同で自転車駐車場開設	6月1日	都立光が丘公園運動施設の利用開始	10月1日	国民健康保険退職者医療制度開始
1日 白百合福祉作業所、精神薄弱者生活寮しらゆり荘開設	4日	尾崎遺跡資料展示室（春日小学校内）開設	14日	光が丘地区に練馬区医師会立病院の誘致を決定
5月1日 北大泉地区区民館開館	15日	35代区議会議員に貫井武夫就任		<b>【昭和60年】（1985年）</b>
6月1日 光が丘地区開発推進本部設置	24日	区内に初めて地下鉄（営団有楽町線の池袋～営団成増駅間で小竹向原・氷川台・平和台の3駅）開通	2月1日	住民記録の電算化開始
1日 「チェアーキャブ」運行開始	30日	地下鉄12号線計画路線（案）を都が提案	1日	練馬区プライバシー保護条例施行
7月6日 34代区議会議員に大野喜三郎就任	7月2日	旭町南地区区民館開館	3月1日	第1回農住型まちづくり検討委員会開催
9月1日 関町図書館開館	15日	東大泉スポーツ広場開設	22日	練馬区婦人行動計画策定
1日 (財)練馬区文化振興協会設立	26日	区内の文化財総合調査開始	31日	職員の定年制実施
12日 台風18号で練馬区内の各地に被害	9月1日	区営の公益質屋廃止	4月1日	関町北・春日町南地区区民館開館、光が丘第五・光が丘第六保育園開園、光が丘あかね幼稚園開園、光が丘第三・光が丘第七小学校開校
24日 練馬区在住・在勤の住民で「練馬交響楽団」を結成	10月1日	北町福祉作業所、北保健相談所（改築）開設	1日	近隣住民との紛争を防止するため練馬区ワンルーム形式集合建築物の建築に関する指導要綱制定
10月1日 父子・母子家庭への家事援助者派遣事業開始	1日	ひとりぐらし等の高齢者に給食サービス開始	1日	千葉県富山町（現・南房総市）に岩井少年自然の家設置（5月1日開設）
11月5日 地下鉄12号線建設促進大会開催	1日	地下鉄西武有楽町線の小竹向原～新桜台駅間開通	7日	練馬公民館（改築）開館
12日 練馬地区環境改善計画策定	3日	世界の恒久平和を願って、「非核都市練馬区宣言」発表	25日	「外郭環状線」の建設に伴う公聴会開催
30日 区独立30周年練馬区史「歴史編」発刊	17日	「ビデオねりま」放映開始	6月1日	練馬図書館（改築）開館
12月7日 光が丘地区医療施設誘致構想まとまる	11月11日	区内で戦後初の土地区画整理事業の区域（大泉町2丁目）公示	18日	練馬駅前再開発に伴い「練馬一丁目地区市街地再開発準備組合」発足
20日 障害者福祉施策推進を図るための練馬区行動計画策定			24日	「石神井公園駅北口地区再開発準備組合」発足
<b>【昭和58年】（1983年）</b>			7月1日	貫井図書館開館、貫井第二
1月17日 災害時の生活用水を確保するため「ミニ防災井戸」の指定開始	<b>【昭和59年】（1984年）</b>			
2月1日 老人保健法施行	2月2日	特別区を「市」にするための促進大会開催		
4月1日 収入役室の業務を電算化	3月23日	光が丘出張所開設		
1日 光が丘第一小学校開校、石神井台第二・旭町第二・光が丘第二保育園開園	4月1日	光が丘第三保育園開園、光が丘第四小学校、光が丘第一・光が丘第四中学校開校		
	1日	区役所庁舎西館（現西庁舎）完成		
	1日	練馬区土地開発公社設立		

	保育園開園		開催		ム育秀苑開設
11日	運輸政策審議会が都営地下鉄12号線の光が丘から大泉学園町までの延伸を運輸大臣に答申	11月1日	練馬区医師会立光が丘総合病院開院	12月1日	練馬区医師会立光が丘総合病院で夜間の急病・安心コール開設
19日	37代区議会議長に田中確也就任	1日	東高野会館を区の指定葬儀場に指定	3日	区民の応募による「ねりま百景」決定
8月1日	勤労福祉会館開館	5日	「高松・谷原土地区画整理組合」設立認可	10日	西武池袋線、富士見台～石神井公園駅間の高架化完成
10月1日	区立美術館開館、石神井台・上石神井地域集会所開設	12月2日	早宮二丁目地区・大泉町二丁目地区の地区計画が都市計画決定	22日	ふるさと練馬をつくる政策会議設置
2日	関越自動車道全線開通				
	<b>【昭和61年】(1986年)</b>		<b>【昭和62年】(1987年)</b>		<b>【昭和63年】(1988年)</b>
1月20日	東京都都市再開発方針素案に関する区の意見がまとまる	1月1日	練馬区特定保存樹林地事業実施要綱施行	1月14日	環状7号線沿道整備計画が都市計画決定
2月1日	戸籍謄本・抄本を出張所でも交付開始	8日	環状7号線(羽沢・小竹町地区)沿道整備計画が都市計画決定	18日	育秀苑デイサービスセンター開設
19日	特別区制度改革について都区間で最終合意	2月2日	エイズ相談窓口開設	2月1日	旭丘地域集会所開設
3月1日	区立保養所網代荘閉鎖	4月1日	婦人会館(現・男女共同参画センターえーる)、花とみどりの相談所開設、光が丘第八・石神井町つつじ保育園開園、光が丘第二小学校・光が丘第二中学校開校、びくに公園庭球場、南田中・谷原地域集会所開設	1日	文化財保護推進員設置
19日	大泉学園駅前再開発計画協議会発足	3日	区の人口が60万人を超える	3月10日	田柄五丁目地区の地区計画が都市計画決定
4月1日	立野・南大泉地区区民館開館、関町生活実習所開設、早宮・光が丘第七保育園開園、光が丘むらさき幼稚園開園、光が丘第五小学校開校、開進第二中学校セミナーハウス開設	12日	都道放射36号線一部開通	4月1日	光が丘わかば幼稚園開園、光が丘第三中学校開校
1日	区独自の文字放送番組開始	26日	田畑健介区長任期満了で退任	1日	光が丘生活実習所、光が丘第九保育園開設
1日	練馬区特別区制度改革推進会議設置	26日	第11回区議会議員・区長選挙	5月6日	区役所西館(現西庁舎)1階に区民課総合窓口開設
12日	「平和祈念碑」を区役所庁舎前に設置	27日	11代区長に岩波三郎就任	27日	稲荷山図書館開館
6月13日	都営地下鉄12号線、練馬駅予定部分の準備工事開始	6月15日	39代区議会議長に楠直正就任	6月16日	石神井公園駅北口地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定
7月1日	練馬区自転車の適正利用に関する条例施行	15日	大泉郵便局(郵便番号178)開局	7月13日	40代区議会議長に椎名貞夫就任
24日	38代区議会議長に望月泰治就任	7月1日	都市整備推進本部設置	19日	地下鉄12号線延伸促進期成同盟発足
8月12日	春日町一・二丁目地区の地区計画、春日町二丁目地区の沿道整備計画が都市計画決定	21日	アスベスト撤去作業を小・中学校合わせて4校で開始	8月1日	練馬区福祉公社設立
9月1日	練馬区公文書公開条例施行	8月1日	区独立40周年記念の集いを練馬文化センターで開催	17日	区立中学校各1人、34人を米国へ10日間派遣(第1回)
25日	東台野球場開設	1日	40周年記念誌「練馬区小史」発行	9月11日	第1回「照姫まつり」開催
10月1日	練馬区文化財保護条例施行	1日	びくに公園に多目的運動広場開設	12月14日	行政改革懇談会の報告まとまる
5日	おおぞらスポーツ広場開設	9月1日	ひとりぐらしの高齢者に学校給食提供開始	15日	ふるさと練馬をつくる政策会議の報告まとまる
18日	都市公園開設50年記念行事	11月10日	(財)練馬区都市整備公社設立		
		16日	区内初の特別養護老人ホー		
					<b>【昭和64年】(1989年)</b>
					1月7日 昭和天皇崩御
					<b>【平成元年】(1989年)</b>
					1月8日 「平成」に改元
					10日 練馬区福祉公社事業開始
					13日 池袋のデパートで第1回「ねりま漬物産展」開催
					2月1日 中村地域集会所開設
					3月26日 第1回「ねりまボランティア

	アマツリ」開催	月31日に閉所)	28日	練馬春日町駅西地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定	
29日	千川上水の一部に清流が復活 (関町南の一部)	8日	ねりまレインボーサイクル開始 (障害者による再生自転車)	3月30日	練馬区街づくり基本計画策定
4月1日	心身障害者中村訓練作業室設置 (5月25日開設)	5月1日	旭町北地区区民館設置 (5月10日開館)	4月1日	特別養護老人ホーム光陽苑開設
1日	光が丘さくら幼稚園開園、光が丘第八小学校開校、田柄特別養護老人ホーム開設	5月8日	総合教育センター教育相談室の光が丘分室開設	1日	土支田地域集会所開設
3日	住民票などを練馬区内の郵便局から郵送請求できる行政サービス開始	6月1日	区民相談所で外国語による専門的相談開始	1日	光が丘病院が「日本大学医学部附属練馬光が丘病院」として再出発
8日	区役所が第二・第四土曜日閉庁開始	7月10日	練馬西税務署 (国) 開設	21日	第12回区議会議員 (定数が56人から52人になる)・区長選挙行われる
15日	夏の雲公園庭球場開設	13日	42代区議会議長に渡辺耕平就任	27日	12代区長に岩波三郎就任
18日	練馬区障害者福祉施策推進会議設置	18日	小竹図書館開館	6月1日	練馬区議会史発刊
5月1日	土支田庭球場開設	25日	英語版、中国語版広報紙発刊	1日	都立大泉中央公園全面開園
6月4日	みなみおおいずみスポーツ広場開設	31日	練馬区長期総合計画策定	3日	区立保育園で育児電話相談開始
7月1日	東部・西部公園管理事務所開設	8月30日	西武池袋線桜台駅～石神井公園駅間の連続立体交差化事業などを行うために、都区・鉄道会社等の出資で「東京鉄道立体整備(株)」設立	13日	43代区議会議長に関口和雄就任
1日	光が丘福祉事務所開設	9月1日	出張所で住民税証明書発行開始	7月1日	都市型CATVの活用のため練馬区CATV検討委員会設置
3日	光が丘区民センター開設	10月1日	練馬区の面積が48.17km <sup>2</sup> から48.16km <sup>2</sup> に変更 (建設省国土地理院調べ)	8月1日	外国都市との連絡・交流などに携わる初の国際交流員として、オーストラリア人女性(ミッシェル・アラン)を採用 (5年7月まで)
21日	41代区議会議長に山田左千夫就任	10日	第1回「練馬区健康フェスティバル」開催	20日	練馬区シャトルバス試行運行
9月1日	ねりまタウンサイクル開始	18日	温室植物園開園	21日	中国北京市海淀区に区議会の代表と区内の少年野球チームを練馬区日中友好訪中団として派遣
30日	練馬区国際交流協会設立	11月1日	練馬区障害者就労促進協会(レインボーワーク) 設立	9月21日	区立初の高齢者集合住宅鶴の里開設
10月8日	「練馬区の歌ーわが街・練馬ー」発表	12月3日	空き缶・空きびんの分別回収開始	26日	第1回「国際お茶の間ミーティング」開催
11月10日	国土地理院の測量方法変更に伴い練馬区の面積が47km <sup>2</sup> から48.17km <sup>2</sup> に変更	6日	大泉学園駅前地区第一種市街地再開発事業都市計画決定	10月15日	生産緑地法一部改正のため、区に生産緑地対策本部設置
12月1日	光が丘消防署開設	11日	電話申込みによる住民票の写しなどを夜間・休日でも交付する閉庁時窓口サービスコーナー開設	11月1日	午後7時までの延長保育を開始
<b>【平成2年】(1990年)</b>		<b>【平成3年】(1991年)</b>		5日	光が丘郵便局(郵便番号179)開設
1月1日	昭和38年2月から始まった練馬区内の「住居表示」事業が第28回の豊玉上・豊玉北地区実施ですべて完了	20日	上石神井体育館開館	29日	リサイクルシステム検討委員会設置
4日	電算業務専用棟の中村北分館(民間施設借用)開館	2月3日	第1回練馬区民音楽祭開催	12月10日	都営地下鉄12号線が光が丘駅～練馬駅まで部分開通
3月19日	練馬区障害者福祉施策推進会議の提言まとまる	23日	地区区民館合同の第1回地区区民館ふれあい文化祭開催(2日間)		
4月1日	光が丘第六小学校開校				
1日	看護学生に看護婦への修学資金・就業支度資金貸付制度開始				
1日	光が丘警察署開設				
1日	長野県軽井沢町に軽井沢少年自然の家設置(5月10日開設・軽井沢高原寮は、3				

## 【平成4年】(1992年)

- 2月2日 練馬歯科休日急患診療所開設  
 4日 練馬区の緑化計画が新聞社主催の「緑の都市賞」受賞  
 13日 「全国自転車問題自治体連絡協議会」発足(練馬公民館で設立総会開催)、岩波区長が初代会長に選任される  
 3月1日 大泉町地域集会所開設  
 3日 全国自転車問題自治体連絡協議会が国に「自転車法」等の改正を求めて要望書を提出  
 19日 練馬区自転車駐車場条例公布(7月16日施行)  
 4月1日 21世紀に向けた諸課題に対応するため、区の組織を13部制に改正  
 11日 区立初のレンタルサイクル事業ねりまタウンサイクル開始  
 7月1日 区役所が毎週土曜日を完全閉庁日とする週休2日制導入  
 2日 44代区議会議長に吉野信義就任  
 15日 区立図書館全館を結ぶオンラインネットワーク完成  
 10月1日 (福)練馬区社会福祉事業団設立  
 13日 中国北京市海淀区と、友好・協力交流に関する合意書に調印  
 11月1日 初の区立西大泉市民農園開設  
 12日 区内の農地を計画的に保全する生産緑地地区の都市計画決定  
 12月13日 びん・缶の分別回収の「サンデー・モーニングリサイクル」を区内8路線で試験的に開始  
 23日 社会教育施設の祝日開館実施

## 【平成5年】(1993年)

- 1月12日 「練馬春日町駅西地区市街地再開発組合」が設立され、練馬区で初めて市街地再開発事業スタート  
 21日 中国北京市海淀区、オーストラリア・イプスウィッチ

市の児童・生徒の書・絵画を展示した「児童・生徒合同作品展」を区立美術館で開催

2月2日 長尾幸作氏からの寄付を受け、練馬区芸術作品設置基金条例を制定

3月23日 区立土支田高齢者集合住宅が、区として初めてデイサービスセンターを併設して開設

4月1日 練馬区で初めて都市型CATV事業を行う「ケーブルテレビネリマ」開局(現・J・COM)

4月1日 体験農場を備えた土支田農業公園設置(5月9日開園)

10日 フランスのストラスブルフィルハーモニー管弦楽団が、練馬文化センターで公演。同市長が練馬区を表敬訪問

6月1日 関町特別養護老人ホーム開設  
 6日 石神井川に「平成みあい橋」と「緩傾斜護岸」完成

29日 南大泉図書館・南大泉青少年館開館

7月1日 厚生文化会館改築・開館  
 29日 45代区議会議長に大橋静男就任

9月1日 中国から招へいた中医が、日大光が丘病院で漢方医としての指導助言を開始  
 11月13日 平和台体育館開館  
 17日 練馬区環境基本計画策定

12月27日 練馬区住宅マスタープラン策定

## 【平成6年】(1994年)

2月1日 区役所新庁舎(本庁舎20階建)竣工

3月17日 練馬区福祉基本計画策定  
 30日 東京外環自動車道の光が丘インターチェンジと和光インターチェンジの区間約2.9km開通

4月1日 地域別街づくり計画策定  
 1日 平成つつじ公園設置(4月15日開園)

20日 光が丘地区区民館開館  
 5月14日 光が丘体育館開館

26日 練馬、大田、世田谷、杉並、板橋、北の6区で構成する「エイトライナー促進協議会」発足

6月1日 富士見台特別養護老人ホーム開設

8日 練馬春日町駅西地区で再開発ビル着工

7月12日 46代区議会議長に中島力就任

8月1日 三原台地域集会所、北町地域集会所開設

10月8日 西武池袋線の桜台駅付近から練馬駅付近までの下り線の高架化完成

15日 オーストラリア・イプスウィッチ市と友好都市提携の合意書に調印

11月1日 特別養護老人ホームやすらぎの里大泉開設

10日 長野県武石村(現上田市)と友好提携の合意書に調印

12月1日 武石少年自然の家に新館開館

7日 西武池袋線の新駅練馬高野台駅誕生

7日 西武有楽町線が練馬駅から小竹向原駅まで開通し、営団有楽町線への乗り入れ開始

21日 都と23特別区は、都区制度改革に必要な法令改正について自治大臣に対して正式に要請し、受理された

## 【平成7年】(1995年)

2月1日 区内初の在宅介護支援センター(光陽苑在宅介護支援センター、やすらぎ舎在宅介護支援センター)開設

13日 練馬区生涯学習推進計画策定

22日 光が丘図書館開館

4月1日 練馬・光が丘・石神井の各総合福祉事務所開設  
 1日 知的障害者生活寮大泉つつじ荘開設

1日 区内共通商品券発行開始  
 1日 区役所に健康センター設置(4月15日開設)

23日 第13回練馬区議会議員・練



馬区長選挙	7月1日	石神井庁舎の電話に直通方式を導入	7月15日	ゆめの木利用開始		
27日 13代区長に岩波三郎就任	10日	練馬区医師会訪問看護ステーション開設	15日	区民親善訪問団が北京市海淀区訪問		
5月1日 田柄在宅介護支援センター開設	28日	立野公園開園	16日	大泉井頭公園が親水公園として利用再開		
21日 ねりま区報が1000号を迎える	8月1日	ねりまタウンサイクル練馬春日町開設	11月1日	小竹地域集会所開設		
6月9日 47代区議会議長に高橋かずみ就任	1日	O-157等対策本部設置	2日	区独立50周年記念区民オペラ「アイーダ」上演(2日間)		
21日 「防災の手引」を全戸配布	28日	春日町図書館開館	10日	大泉学園駅前地区市街地再開発事業で振替道路関連工事に着手		
21日 健康づくり推進会議が「練馬区における健康づくり施策の基本的な考え方とその進め方について」を答申	10月1日	練馬デイサービスセンター開設	19日	フランス・ストラスブール市で、桜の植樹記念式典開催		
7月1日 狭あい道路拡幅整備事業開始	12月1日	特別養護老人ホーム練馬キングス・ガーデン開設	12月1日	びん・缶の「街区路線回収事業」の対象地域を富士見台周辺・大泉学園町周辺にも拡大		
1日 練馬区行政手続条例施行	18日	第1回アトリウムミニコンサート開催	13日	西武池袋線の中村橋駅付近～富士見台駅付近の下り線の高架化完成		
18日 西武池袋線練馬駅北口に公共地下駐車場開設	24日	練馬区行政改革実施計画決定	19日	都営地下鉄12号線の練馬駅～新宿駅間開業		
8月1日 戦後50年写真展開催	<b>【平成9年】(1997年)</b>		<b>【平成10年】(1998年)</b>			
15日 平和祈念碑を光が丘公園内に建立	2月5日	職員参集訓練を実施	3月2日	錦デイサービスセンター開設		
9月1日 ペットボトルの回収開始	3月15日	区内初のリサイクルセンター(現・関町)開設	26日	西武池袋線と地下鉄有楽町線が相互直通運転開始		
29日 練馬区生涯学習推進協議会発足	4月1日	関町ボランティアコーナー開設	4月1日	特別養護老人ホーム第2育秀苑開設		
10月1日 関区民センター開設	1日	大泉学園町福祉園開園	1日	石神井台みどり地域集会所開設		
14日 商工業振興月間を創設	1日	区内の産業情報を発信するインターネット事業開始	5月27日	フランス・ストラスブール市から寄贈されたマロニエの植樹式開催		
23日 「憩いの森」制度で練馬区が第15回緑の都市賞を受賞	5月1日	リサイクルセンターで大型家具の展示・販売開始	6月1日	第2育秀苑併設のデイサービスセンター・在宅介護支援センター開設		
11月22日 練馬区行政改革推進懇談会設置	11日	みどりの実態調査の結果がまとまる	19日	50代区議会議長に関口和雄就任		
12月13日 大泉学園駅前地区第一種市街地再開発事業の事業計画が認可される	6月1日	24時間巡回型ホームヘルプサービス事業開始	7月1日	大泉総合福祉事務所開設		
<b>【平成8年】(1996年)</b>		11日	立体区道「やすらぎ歩道橋」利用開始	6日	練馬区産業振興計画策定	
3月30日 区役所本庁舎アトリウム棟竣工。落成記念区民コンサート開催	7月1日	練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例施行	20日	区独立50周年を記念してNHKラジオ体操の全国公開放送を光が丘体育館前ひろばで実施	9日	練馬区リサイクル推進協議会設置
4月1日 東大泉地域集会所開設(4月2日開設)	24日	49代区議会議長に浅沼敏幸就任	24日	49代区議会議長に浅沼敏幸就任	31日	都が練馬区全域を緑化地区に指定
30日 子育ての広場「光が丘びよびよ」、「大泉びよびよ」を試行的に設置	8月1日	区独立50周年記念式典・記念コンサート開催	1日	区独立50周年記念誌「ねりま50年の移り変わり」発刊	8月3日	練馬区みどりの基本計画策定
5月1日 関町在宅介護支援センター開設	5日	北京市海淀区少年野球団来区	9日	大泉学園町体育館開館	9月1日	老人保健施設大泉学園ふきのとう開設
6月1日 東大泉デイサービスセンター開設	9日	大泉学園町体育館開館	1日	区立中学校に「心の教室相談員」配置	10月6日	区内初の老人保健施設練馬
4日 三宝寺池が環境庁の日本の音風景100選に認定される	10月6日	区内初の老人保健施設練馬				

16日	学校給食を活用した高齢者食事サービス開始	5月25日	自転車利用総合計画策定	法人順天堂に決定	
10月1日	児童手当支給事業開始	7月1日	ストーカー被害防止のため、住民票の写しの交付請求や閲覧の制限実施	<b>【平成14年】(2002年)</b>	
11月6日	地下鉄12号線延伸促進大会開催	1日	練馬区介護保険運営協議会発足	2月1日	大泉学園ゆめりあホール開館
14日	石神井公園駅北口地区市街地再開発事業の工事に着手	14日	52代区議会議長に土屋新一就任	3月12日	石神井公園駅北口再開発ビル石神井公園ピアレス完成
12月1日	ねりま区テレホン・ファクスサービス開始	9月21日	練馬区リサイクル推進計画策定	19日	練馬福祉会館閉館
12日	区内共通商品券の特別販売を実施	10月1日	介護老人保健施設平和台アバンセ開設	29日	健康増進センター閉館
15日	交通安全区民大会で「交通安全都市練馬区宣言」を行う	11月7日	大泉学園再開発地区の名称が、一般公募により「大泉学園ゆめりあ」に決定	4月1日	区役所内に職員による「夜間、土・日曜日および祝・休日なんでも相談室」開設
<b>【平成11年】(1999年)</b>		12月31日～1月1日	ミレニアムカウントダウン&婚姻届出記念セレモニー開催	1日	練馬区情報公開条例施行
1月5日	「子どもショートステイ」事業開始	<b>【平成13年】(2001年)</b>		22日	石神井公園区民交流センター開設
3月1日	練馬駅周辺道路を「環境美化推進地区」に指定	1月1日	戸籍事務の電算化開始	5月20日	谷原出張所が西武池袋線練馬高野台駅高架下に移転
10日	練馬区地域振興券使用開始	2月1日	小中学校の余裕教室などを活用した保育園分園事業開始	7月16日	54代区議会議長に村上悦栄就任
27日	江古田駅地下横断歩道開通	3月3日～4日	中村陸橋付近で西武池袋線の逆立体切替工事実施	8月5日	住民基本台帳ネットワークシステムの第1次稼働開始
4月1日	区立大泉特別養護老人ホーム、特別養護老人ホーム第二光陽苑開設	16日	練馬区長期総合計画(平成13～22年度)策定	9月1日	練馬区・東京都合同総合防災訓練実施
25日	第14回練馬区議会議員、練馬区長選挙	4月1日	練馬区区民・勤労者福祉サービスセンター(ファミリーパック)発足	10月1日	石神井公園駅北口駅前広場完成
27日	14代区長に岩波三郎就任	6月1日	練馬区夜間救急こどもクリニック事業開始	1日	夜間休日の住民票などの即時発行窓口開設
6月1日	駅型グループ保育開始(東大泉グループ保育室開設)	7月11日	53代区議会議長に小林みつぐ就任	1日	春日町リサイクルセンター開設
11日	51代区議会議長に関口和雄就任	8月8日	練馬区立小・中学校用教科用図書を採択	11月15日	大泉学園駅南口再開発ビル「ゆめりあ2」完成
7月21日	集中豪雨による水害発生	9月7日	「ねりまの名品21」決定	<b>【平成15年】(2003年)</b>	
8月2日	区ホームページを試験開設	10日	平日夜間特別窓口開設	1月1日	総合教育センターが旧練馬福祉会館に移転設置(1月4日開館)
11月1日	練馬中学校デイサービスセンター開設	23日	大泉学園駅西側に補助135号線(アンダーパス)開通	2月1日	関町地域集会所開設
1日	老人保健施設ミレニアム桜台開設	10月8日	「健康都市練馬区宣言」を行う	3月3日	北町・田柄地区と光が丘を結ぶシャトルバスの運行開始
<b>【平成12年】(2000年)</b>		11月1日	高野台デイサービスセンター開設	16日	練馬春日町トンネル(環状8号線)開通
1月4日	「育児支えあい事業」開始	22日	大泉学園駅北口再開発ビル「ゆめりあ1」完成	4月1日	練馬駅北口・大泉学園駅南口の駅前広場完成
7日	老人保健施設すずしろの郷開設	12月1日	介護老人保健施設カタクリの花開設	1日	図書館資料のインターネット予約サービス開始
2月15日	大泉学園駅北口で再開発ビルの建設開始	20日	新病院の運営主体が、学校	27日	第15回練馬区議会議員、練馬区長選挙
4月1日	特別区制度改革実施			27日	15代区長に志村豊志郎就任
1日	都から区に清掃事務事業移管			5月23日	練馬区観光協議会発足
1日	練馬区個人情報保護条例施行			6月12日	55代区議会議長に中島力就任
1日	練馬区リサイクル推進条例施行			7月15日	春日小学校に芝生の校庭完成
1日	練馬区違法駐車等の防止に関する条例施行			9月3日	「練馬区にちなんだ商品

(愛称：ねりコレ)」を決定  
 5日 「ともに地域を築く区民と区  
 長のつどい」(第1回)開催  
 11月13日 「るるぶ練馬区」発売  
 12月1日 生活支援センターきらら開設  
 9日 天皇皇后両陛下が中村橋福  
 祉ケアセンター訪問  
 25日 新行政改革プラン(平成16  
 ~18年度)策定

【平成16年】(2004年)

1月17日 震災総合訓練実施  
 2月1日 障害者通所施設貫井福祉  
 園・貫井活動交流室設置  
 (2月17日開設)  
 4月1日 区立大泉さくら運動公園開園  
 1日 特別養護老人ホーム豊玉南  
 しあわせの里開設  
 6日 安全・安心パトロールカー  
 運行開始  
 5月9日 区役所に屋上庭園・屋上緑  
 化見本園開設  
 6月1日 国民健康保険料のコンビニ  
 エンスストアでの納付開始  
 18日 56代区議会議員長に小林みつ  
 ぐ就任  
 7月30日 ペットボトル街区路線回収  
 モデル事業開始  
 8月27日 新たに20品目が「ねりコレ」  
 に決定  
 9月11日 財政白書を公表  
 10月1日 区役所の開庁時間を一部窓  
 口で延長  
 16日 豊玉高齢者センター開設  
 18日 みどりを育む基金「みどりの  
 葉(は)っぴい基金」設置  
 12月13日 練馬区区民の安全と安心を  
 推進する条例施行

【平成17年】(2005年)

1月25日 各種届出の電子申請サービ  
 ス開始  
 3月14日 練馬区産業振興基本条例施行  
 16日 第100回アトリウムミニコ  
 ンサート開催  
 31日 下田学園閉園  
 4月1日 区の組織を3事業本部制に  
 改編  
 1日 知的障害者デイサービス谷  
 原フレンドと谷原あおぞら  
 学童クラブの併設施設開設  
 1日 「屋上緑化助成事業」開始

1日 中学校学校選択制実施  
 5月9日 インターネットによる公文  
 書公開請求受付開始  
 7月1日 順天堂大学医学部附属練馬  
 病院開院  
 22日 57代区議会議員長に本橋まさ  
 とし就任  
 8月1日 練馬子ども家庭支援セン  
 ター開設  
 10月3日 権利擁護センターほっとサ  
 ポートねりま開設  
 11月21日 「ねりま安全・安心メール」  
 配信事業開始  
 12月28日 練馬区新長期計画(平成18  
 ~22年度)・中期実施計画  
 (平成18~20年度)策定

【平成18年】(2006年)

1月1日 練馬区アスベスト飛散防止  
 条例施行  
 4日 全国で初めて印鑑登録証明  
 書にホログラムを導入  
 19日 区が環境省の平成17年度  
 「循環・共生・参加まちづ  
 くり表彰」受賞  
 3月13日 中村小学校に都内最大規模  
 の芝生校庭完成  
 4月1日 練馬区まちづくり条例施行  
 1日 インターネットによる公文  
 書公開実施  
 10日 関教育相談室・関びよびよ  
 開設  
 13日 みどり30基本方針策定  
 5月11日 軽自動車税のコンビニエン  
 スストアでの納付開始  
 28日 環状8号線全面開通  
 6月2日 練馬区観光協会設立  
 28日 58代区議会議員長に村上悦栄  
 就任  
 8月1日 練馬区環境基本条例施行、  
 環境都市練馬区宣言記念式  
 典開催  
 10月2日 住民票の写し、印鑑登録証  
 明書の自動交付機を導入  
 11月7日 大江戸線延伸促進大会開催  
 12月7日 「練馬区健康いきいき体操」  
 発表  
 11日 わがまち練馬みらい債(住  
 民参加型市場公募地方債)  
 発行  
 26日 みどり推進計画策定

【平成19年】(2007年)

1月11日 「練馬区の素敵な風景100選」  
 発表  
 27日 都市農地保全推進自治体フ  
 ォーラム開催  
 3月23日 地区情報ねりまっふ運用開  
 始  
 23日 「るるぶ練馬区」第2弾発売  
 4月1日 関子ども家庭支援センター  
 開設  
 2日 中村橋駅に住民票などの自  
 動交付機設置  
 22日 第16回練馬区議会議員、練  
 馬区長選挙  
 27日 16代区長に志村豊志郎就任  
 5月6日 練馬区情報番組「ねりまほ  
 っとライン」放送開始  
 11日 「練馬区の素敵な風景100  
 選」切手発売  
 6月11日 59代区議会議員長に関口和雄  
 就任  
 7月2日 納付案内センター開設  
 8月1日 区独立60周年記念式典・コ  
 ンサート開催  
 1日 名誉区民として6名を顕彰  
 1日 区独立60周年記念誌「ねり  
 ま60」発刊  
 31日 練馬区観光案内所開設  
 10月31日 行政改革推進プラン策定

【平成20年】(2008年)

1月4日 出張所が4か所の区民事務  
 所と13か所の出張所に再編  
 29日 北京市海淀区との友好交流  
 15周年記念碑除幕式開催  
 2月8日 区立学校適正配置第一次実  
 施計画策定  
 3月16日 第1回「ねりたんアニメプ  
 ロジェクトin大泉」開催  
 4月9日 光が丘子ども家庭支援セン  
 ター開設  
 14日 平日夜間や休日に利用でき  
 る公金収納コーナー開設  
 6月1日 練馬区みどりを愛し守りは  
 ぐくむ条例施行  
 20日 60代区議会議員長にしばざき  
 幹男就任  
 10月1日 資源とごみの分別方法が変更  
 29日 都市農地保全推進自治体協  
 議会設立  
 11月5日 名誉区民として5名を顕彰

22～24日	25日	3月27日
第1回「ねりたんアニメカーニバル」開催	練馬区地球温暖化対策地域協議会設立	館林市と災害時相互応援協定を締結
<b>【平成21年】(2009年)</b>	6月17日	4月1日
1月22日	62代区議会議長に西山きよたか就任	公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院が開院
中村南スポーツ交流センター開館	8月20日	5月8日
30日	西東京市と災害時相互応援協定を締結	株式会社ジェイコム東京と「行政情報のデータ放送に関する覚書」を締結
練馬区地域共存型アニメ産業集積活性化計画策定	9月7日	10日
2月12日	区民事務所等に運転免許証の判別ソフト導入	「練馬区施設建築安全審査会」を設置
牧野記念庭園が国の登録文化財に指定	11月1日	6月1日
4月2日	練馬区資源循環センターを開設	障害者施設「練馬区立しらゆり荘」を新築移転、開設
豊玉リサイクルセンター開設	11月24日	22日
22日	下仁田町と災害時物資等支援協定を締結	64代区議会議長に藤井たかしが就任
フランス・アヌシー市とアニメ産業交流協定締結	12月16日	7月1日
アニメ産業交流協定締結	練馬区政推進基本条例制定(23年1月1日施行)	区公式アニメキャラクター「ねり丸」がツイッターを開始
5月1日	<b>【平成23年】(2011年)</b>	2日
南田中図書館開館	1月6日	「楽天市場」内に「まち楽練馬」を開設
1日	前橋市と災害時相互応援協定を締結	24日
石神井障害者地域生活支援センターういんぐ開設	24日	補助230号線の笹目通り～土支田地蔵北交差点区間が開通
6月17日	野村万作氏が練馬文化センター名誉館長に就任	8月1日
61代区議会議長に本橋正寿就任	2月14日	原付自転車オリジナルナンバープレート交付開始
8月3日	日本銀行石神井運動場を公園用地として取得	11月1日
23区初のアニメキャラクター入り証明書(住民票の写しなど)発行開始	3月7日	大泉学園駅北口地区再開発事業が開始
10月19日	区の公式アニメキャラクター「ねり丸」発表	1日
練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例公布(平成22年4月1日施行)	4月1日	区内初の都市型軽費老人ホーム2施設が開設
11月24日	練馬区初の小中一貫教育校が開校	11月27日
練馬区区政資料管理整備計画策定	4日	「第1回ねりま小中一貫教育フォーラム」を開催
12月11日	大泉学園町希望が丘公園運動場を開設	12月15日
練馬区基本構想策定	12日	Yahoo! JAPANと「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結
<b>【平成22年】(2010年)</b>	区職員の第一次支援隊が宮城県亘理町へ向けて出発	21日
1月15日	練馬区議会議員選挙、練馬区長選挙実施	こども発達支援センター開設
貫井子ども家庭支援センター開設	5月1日	<b>【平成25年】(2013年)</b>
2月1日	練馬区が景観法による景観行政団体に	3月31日
区ホームページ全面リニューアル	6月13日	公金収納コーナー(本庁舎1階)を廃止
3月12日	63代区議会議長に小川けいこが就任	
練馬区長期計画(平成22年度～26年度)策定	13日	
15日	区立施設等で、放射線等の測定を開始	
練馬区福祉のまちづくり推進条例公布(平成22年10月1日施行)	9月1日	
19日	粗大ごみや小型家電から金属の資源化事業を開始	
練馬区区民との協働指針策定	2日	
28日	新座市と災害時相互応援協定を締結	
石神井公園ふるさと文化館開館	10月1日	
4月1日	自治体として23区で初めて使用済み食用油のバイオ燃料精製事業を開始	
光が丘地区で統合新校4校(光が丘四季の香小学校、光が丘春の風小学校、光が丘夏の雲小学校、光が丘秋の陽小学校)が開校	<b>【平成24年】(2012年)</b>	
5月1日	1月30日	
大泉子ども家庭支援センター・大泉障害者地域生活支援センターさくら開設	武蔵野市と災害時相互応援協定を締結	
	2月13日	
	携帯用救急あんしんシート、「介護マーク」を配布開始	

※平成25年4月～26年3月については「練馬区この1年」(2ページから6ページ)をお読みください。



# 施 設 一 覧

平成26年9月1日現在

## 区役所・区民事務所・出張所

### ▶区役所

練馬区役所

(〒176-8501豊玉北6-12-1) 3993-1111

休日・夜間 3993-1101

石神井庁舎

(〒177-8509石神井町3-30-26) 3995-1101

休日・夜間 3995-1113

### ▶区民センター

光が丘 (〒179-0072光が丘2-9-6) ※

関 (〒177-0051関町北1-7-2) ※

中村橋 (〒176-0021貫井1-9-1) ※

※センター内各施設は直通電話

電話番号は各施設参照

### ▶区民事務所

練馬 (区役所内) 3993-1111

光が丘 (光が丘区民センター内) 5997-7711

石神井 (石神井庁舎内) 3995-1103

大泉 (〒178-0063東大泉3-18-9) 3922-1171

早宮 (〒179-0085早宮1-44-19) 3994-6705

関 (関区民センター内) 3928-3046

### ▶出張所 (地域支援・取次コーナー)

桜台 (〒176-0002桜台1-22-9) 3993-6446

第三 (中村橋区民センター内) 3990-4234

第四 (〒179-0074春日町5-30-1) 3990-4424

第五 (〒179-0076土支田2-32-8) 3924-1777

第六 (〒179-0071旭町3-11-6) 3939-0349

第七 (〒179-0073田柄2-6-22) 3939-1415

第八 (〒179-0081北町2-26-1) 3937-1591

谷原 (〒177-0033高野台1-7-29) 3996-2195

上石神井

(〒177-0044上石神井1-6-16) 3920-0342

大泉西

(〒178-0064南大泉5-26-19) 3922-1013

大泉北

(〒178-0061大泉学園町4-21-1) 3922-0185

(平成27年5月 (予定) まで工事のため移転 大泉保健相談所内)

### ▶土木出張所

東部

(〒176-0013豊玉中3-28-8) 3994-0083

西部

(〒177-0041石神井町3-30-26) 3995-0083

### ▶公園管理事務所

東部 (〒176-0013豊玉中3-28-8) 3994-8141

西部 (石神井庁舎内) 3904-7557

### ▶区民相談所 (室) など

練馬区区民相談所 (区役所内) 5984-4523

石神井庁舎区民相談室

(石神井庁舎内) 3995-1100

職員研修所

(〒176-0012豊玉北5-27-2) 3993-3286

(公財) 練馬区環境まちづくり公社・

練馬まちづくりセンター

(〒176-0012豊玉北5-29-8 練馬センタービル

3階・8階) 3993-8011

## 保健・医療関係施設

練馬区保健所 (区役所内) 3993-1111

生活衛生課石神井分室 (石神井保健相談所内)

(〒177-0041石神井町7-3-28) 3996-0633

豊玉保健相談所

(〒176-0012豊玉北5-15-19) 3992-1188

北保健相談所

(〒179-0081北町8-2-11) 3931-1347

光が丘保健相談所

(光が丘区民センター内) 5997-7722

石神井保健相談所

(〒177-0041石神井町7-3-28) 3996-0634

大泉保健相談所

(〒178-0061大泉学園町5-8-8) 3921-0217

関保健相談所

(〒177-0052関町東1-27-4) 3929-5381

練馬区医師会医療健診センター

(〒177-0033高野台2-23-20) 3997-6175

順天堂大学医学部附属練馬病院

(〒177-8521高野台3-1-10) 5923-3111

(公社) 地域医療振興協会練馬光が丘病院

(〒179-0072光が丘2-11-1) 3979-3611

## 福祉関係施設

### ▶総合福祉事務所

練馬 (区役所内) 3993-1111

光が丘 (光が丘区民センター内) 5997-7713

石神井 (石神井庁舎内) 5393-2801

大泉 (〒178-0063東大泉1-29-1ゆめりあ1内)

5905-5262

### ▶心身障害者福祉センター

心身障害者福祉センター

(中村橋福祉ケアセンター)

(中村橋区民センター内) 3926-7211

### ▶こども発達支援センター

こども発達支援センター

(〒179-0072光が丘3-1-1) 3975-6251

### ▶福祉作業所等

大泉 (〒178-0063東大泉2-11-22) 3922-6193

北町 (〒179-0081北町8-2-12) 3559-0361

かたくり

(〒178-0062大泉町3-27-10) 5387-4610

白百合

(〒177-0041石神井町5-13-10) 3995-7796

(平成27年1月 (予定) まで工事のため移転

〒177-0041石神井町3-30-9)

貫井福祉工房 (就労サポートねりま)

(〒176-0021貫井2-16-12) 5987-0401

### ▶福祉園

大泉町

(〒178-0062大泉町3-29-20) 5387-4681

氷川台

(〒179-0084氷川台2-16-2) 3931-0167

関町

(〒177-0053関町南3-15-35) 3594-0217

光が丘

(〒179-0072光が丘2-4-10) 3976-5100

石神井町

(〒177-0041石神井町2-12-5) 5393-7438

大泉学園町

(〒178-0061大泉学園町3-9-20) 3923-8540

貫井

(〒176-0021貫井2-16-12) 5987-0400

田柄

(〒179-0073田柄3-14-9) 3577-2201

### ▶障害者地域活動支援センター

谷原フレンド

(〒177-0032谷原5-6-5) 5910-8488

### ▶障害者地域生活支援センター

きらら

(〒176-0012豊玉北5-15-19 豊玉すこやかセ

ンター内) 3557-9222

すてっぷ

(光が丘区民センター内) 5997-7858

- ういんぐ  
(石神井保健相談所内) 3997-2181
- さくら  
(〒178-0063東大泉5-35-2) 3925-7371
- ▶軽費老人ホーム  
練馬区立大泉ケアハウス  
(〒178-0063東大泉2-11-21 大泉特別養護老人ホーム内) 5387-3699
- ▶都市型軽費老人ホーム  
あいケアハウス練馬北町  
(〒179-0081北町8-3-20) 5945-7882
- ケアハウス光が丘公園  
(〒179-0073田柄4-39-17) 5968-8288
- ケアハウス石神井台  
(〒177-0045石神井台6-19-3) 5947-5717
- ハートフルコート石神井  
(〒177-0042下石神井4-34-7) 6761-1122
- ケアハウス大泉中央  
(〒178-0062大泉町1-58-36) 5947-5891
- やすらぎグランデ  
(〒178-0061大泉学園町8-9-30) 5947-5590
- ▶介護老人福祉施設  
(特別養護老人ホーム)  
(福) 育秀会 第2育秀苑  
(〒176-0003羽沢2-8-16) 3991-0523  
(福) 安心会 豊玉南しあわせの里  
(〒176-0014豊玉南2-26-6) 5946-2323  
(福) 育秀会 育秀苑  
(〒176-0002桜台2-2-8) 3557-7637  
(福) キングス・ガーデン東京 練馬  
キングス・ガーデン  
(〒179-0085早宮2-10-22) 5399-2201  
(福) 東京福祉会 練馬高松園  
(〒179-0075高松2-9-3) 3926-8341  
(福) 東京福祉会 第2練馬高松園  
(〒179-0075高松2-9-19) 5987-2333  
(福) 練馬区社会福祉事業団 田柄  
(〒179-0073田柄4-12-10) 3825-1551  
(福) 育秀会 第3育秀苑  
(〒179-0076土支田1-31-5) 6904-0105  
(福) 創生 土支田創生苑  
(〒179-0076土支田3-4-20) 3978-0801  
(福) シルヴァーウィング みさよはうす土支田  
(〒179-0076土支田3-27-27) 5947-2555  
(福) 練馬区社会福祉事業団 富士見台  
(〒177-0034富士見台1-22-4) 5241-6010  
(福) さわらび会 秋月  
(〒177-0045石神井台6-1-11) 5935-8928  
(福) 練馬豊成会 フローラ石神井公園  
(〒177-0042下石神井3-6-13) 3996-6600  
(福) 練馬区社会福祉事業団 大泉  
(〒178-0063東大泉2-11-21) 5387-2201  
(福) 芳洋会 サンライズ大泉  
(〒178-0065西大泉4-20-17) 5935-7401
- (福) 泉陽会 光陽苑  
(〒178-0065西大泉5-21-2) 3923-5264  
(福) 安心会 南大泉かがやきの里  
(〒178-0064南大泉3-19-31) 3867-2555  
(福) 章佑会 やすらぎミラージュ  
(〒178-0062大泉町4-24-7) 5905-1191  
(福) 東京雄心会 こぐれの里  
(〒178-0061大泉学園町2-26-28) 3925-0477  
(福) 東京雄心会 こぐれの杜  
(〒178-0061大泉学園町5-18-41) 5935-9158  
(福) 北山会 さくらヶ丘  
(〒178-0061大泉学園町5-30-36) 3978-1094  
(福) 章佑会 やすらぎの里大泉  
(〒178-0061大泉学園町7-12-32) 5387-5577  
(福) 章佑会 やすらぎグランデ  
(〒178-0061大泉学園町8-9-30) 5947-5580  
(福) 泉陽会 第二光陽苑  
(〒177-0051関町北5-7-22) 5991-9917  
(福) 練馬区社会福祉事業団 関町  
(〒177-0053関町南4-9-28) 3928-8115  
(福) 練馬区社会福祉事業団 上石神井  
(〒177-0044上石神井2-17-23) 5903-3051
- ▶介護老人保健施設  
リハビリパーク練馬  
(〒176-0012豊玉北1-20-20) 6914-8760  
ミレニウム桜台  
(〒176-0002桜台2-1-13) 5946-5508  
平和台アバンセ  
(〒179-0083平和台1-16-12) 5922-2300  
葵の園・練馬  
(〒179-0074春日町4-37-30) 5971-1166  
第二橘苑  
(〒179-0081北町2-32-14) 5921-3722  
橘苑  
(〒179-0081北町3-7-22) 5921-3722  
カタクリの花  
(〒177-0033高野台5-32-12) 5393-6201  
練馬ゆめの木  
(〒178-0062大泉町2-17-1) 3923-0222  
大泉学園ふきのとう  
(〒178-0061大泉学園町8-24-25) 3924-2215  
神石  
(〒177-0044上石神井3-33-6) 3594-0088  
エスポワール練馬  
(〒177-0052関町東1-1-9) 5903-5267
- ▶区立デイサービスセンター  
豊玉デイサービスセンター  
(豊玉高齢者集合住宅併設)  
(〒176-0014豊玉南3-9-13) 3993-1341  
練馬デイサービスセンター  
(〒176-0001練馬2-24-3) 5984-1701  
錦デイサービスセンター  
(〒179-0082錦2-6-14) 3937-5031
- 練馬中学校デイサービスセンター  
(〒179-0075高松1-24-1) 5241-5451  
高松デイサービスセンター  
(高松高齢者集合住宅併設)  
(〒179-0075高松6-3-24) 3995-5107  
光が丘デイサービスセンター  
(光が丘区民センター内) 5997-7706  
土支田デイサービスセンター  
(土支田高齢者集合住宅併設)  
(〒179-0076土支田2-40-18) 5387-6760  
高野台デイサービスセンター  
(〒177-0033高野台5-24-1) 5923-0831  
東大泉デイサービスセンター  
(〒178-0063東大泉5-15-2) 5387-1021
- ▶高齢者相談センター  
(地域包括支援センター)  
練馬  
(練馬総合福祉事務所内) 5984-2774  
光が丘  
(光が丘総合福祉事務所内) 5997-7716  
石神井  
(石神井総合福祉事務所内) 5393-2814  
大泉  
(大泉総合福祉事務所内) 5905-5271
- ▶高齢者相談センター(地域包括支援センター)支所  
(在宅介護支援センター併設)  
第2育秀苑  
(〒176-0003羽沢2-8-16) 5912-0523  
桜台  
(〒176-0002桜台2-2-4) 5946-2311  
豊玉  
(〒176-0014豊玉南3-9-13) 3993-1450  
練馬  
(〒176-0001練馬2-24-3) 5984-1706  
練馬区役所  
(区役所内) 5946-2544  
中村橋  
(中村橋区民センター内) 3577-8815  
錦  
(〒179-0082錦2-6-14) 3937-5577  
練馬キングス・ガーデン  
(〒179-0085早宮2-10-22) 5399-5347  
田柄  
(〒179-0073田柄4-12-10) 3825-2590  
練馬高松園  
(〒179-0075高松2-9-3) 3926-7871  
光が丘  
(光が丘区民センター内) 5968-4035  
高松  
(〒179-0075高松6-3-24) 5372-6064  
第3育秀苑  
(〒179-0076土支田1-31-5) 6904-0192  
練馬ゆめの木  
(〒178-0062大泉町2-17-1) 3923-0269

富士見台 (〒177-0034富士見台1-22-4)	5241-6013
石神井 (石神井庁舎内)	5923-1250
フローラ石神井公園 (〒177-0042下石神井3-6-13)	3996-0330
第二光陽苑 (〒177-0051関町北5-7-22)	5991-9919
関町 (〒177-0053関町南4-9-28)	3928-5222
やすらぎミラージュ (〒178-0062大泉町4-24-7)	5905-1190
ふきのとう (〒178-0061大泉学園町8-24-25)	3924-2006
大泉学園 (〒178-0061大泉学園町2-20-21)	5933-0156
光陽苑 (〒178-0065西大泉5-21-2)	3923-5556
大泉 (大泉学園ゆめりあ1内)	5387-2751
▶敬老館、高齢者センター等	
栄町(〒176-0006栄町40-7)	3994-3286
中村(〒176-0024中村2-25-3)	3998-2036
春日町 (〒179-0074春日町2-28-3)	3998-8798
南田中 (〒177-0035南田中5-15-25)	3995-5538
高野台 (〒177-0033高野台2-25-1)	3996-5135
三原台 (〒177-0031三原台2-11-29)	3924-8834
石神井 (〒177-0041石神井町7-28-21)	3996-2900
石神井台 (〒177-0045石神井台2-18-13)	3995-8270
東大泉 (〒178-0063東大泉7-20-1)	3921-9129
西大泉 (〒178-0065西大泉3-21-16)	3924-9545
大泉北 (〒178-0061大泉学園町4-21-1)	3925-7105
(平成27年5月(予定)まで工事のため休館)	
豊玉高齢者センター (〒176-0013豊玉中3-3-12)	5912-6401
光が丘高齢者センター (光が丘区民センター内)	5997-7717
関高齢者センター (関区民センター内)	3928-1987
厚生文化会館 敬老室 (〒176-0001練馬4-2-3)	3991-3080
▶高齢者就業支援等相談施設	
シニアしごと支援コーナー (〒177-0041石神井町2-14-1 石神井公園区 民交流センター内)	5910-3455

## ▶その他の福祉関係施設

厚生文化会館 (〒176-0001練馬4-2-3)	3991-3080
心身障害者福祉集会所 (光が丘区民センター内)	5997-9700
(公財)練馬区障害者就労促進協会 〔レインボーワーク〕 (〒176-0012豊玉北6-15-14-402)	3948-6501
(公社)練馬区シルバー人材センター (〒176-0012豊玉北5-29-8練馬センタービル5階)	3993-7168
(福)練馬区社会福祉事業団 (〒179-0072光が丘6-4-1学校教育支援センター4階)	6758-0140
練馬介護人材育成・研修センター (〒179-0072光が丘6-4-1学校教育支援センター4階)	6758-0145
(福)練馬区社会福祉協議会 (区役所内)	3992-5600
権利擁護センターほっとサポートねりま (区役所練馬区社会福祉協議会内)	5912-4022
ボランティア・地域福祉推進センター (区役所練馬区社会福祉協議会内)	3994-0208
光が丘ボランティア・地域福祉推進コーナー (光が丘区民センター6階)	5997-7721
大泉ボランティア・地域福祉推進コーナー (〒178-0063東大泉2-8-7 1階)	3922-2422
関町ボランティア・地域福祉推進コーナー (〒177-0051関町北1-7-14)	3929-1467
練馬障害福祉人材育成・研修センター (区役所練馬区社会福祉協議会内)	3993-9985
生活サポートセンター (区役所練馬区社会福祉協議会内)	3993-9963
大泉つつじ荘〔グループホーム〕 (〒178-0063東大泉2-11-22)	3922-7657
大泉つつじ荘〔短期入所・日中一時支援施設〕 (〒178-0063東大泉2-11-22)	3922-7658
しらゆり荘〔グループホーム〕 (〒177-0001練馬3-20-7)	5946-9172
しらゆり荘〔短期入所・日中一時支援施設〕 (〒177-0001練馬3-20-7)	3948-0090
東京都練馬障害者支援ホーム〔障害者支援施設〕 (〒178-0065西大泉5-36-2)	3925-0088
大泉障害者支援ホーム〔障害者支援施設〕 (〒178-0061大泉学園町9-4-2)	3978-5581
東京都石神井学園〔児童養護施設〕 (〒177-0045石神井台3-35-23)	3996-4191
錦華学院〔児童養護施設〕 (〒176-0004小竹町1-60-8)	3955-0988

## 清掃・リサイクル

## ▶清掃関連施設

練馬清掃事務所 (〒176-0011豊玉上2-22-15)	3992-7141
石神井清掃事務所 (〒177-0044上石神井3-34-25)	3928-1353
谷原清掃事業所 (〒177-0032谷原5-5-11)	5393-3001
資源循環センター (〒177-0032谷原1-2-20)	3995-6711
練馬清掃工場(建替中) (〒177-0032谷原6-10-11)	5923-1580
現場事務所	
光が丘清掃工場 (〒179-0072光が丘5-3-1)	3977-5311
▶リサイクルセンター	
豊玉リサイクルセンター (〒176-0011豊玉上2-22-15)	5999-3196
春日町リサイクルセンター (〒179-0074春日町2-14-16)	3926-2501
関町リサイクルセンター (〒177-0051関町北1-7-14)	3594-5351

## 区民施設

## ▶地区区民館

桜台 (〒176-0002桜台3-39-17)	3993-5461
(平成27年3月(予定)まで工事のため休館)	
豊玉北 (〒176-0012豊玉北3-7-9)	3948-3061
貫井(〒176-0021貫井1-9-1)	3926-7217
富士見台 (〒177-0034富士見台3-10-1)	3926-1091
下石神井 (〒177-0042下石神井6-8-15)	3904-5061
関町北 (〒177-0051関町北4-12-21)	3594-2603
立野(〒177-0054立野町15-42)	3928-6216
大泉学園 (〒178-0061大泉学園町8-9-5)	3922-4101
北大泉 (〒178-0062大泉町2-41-26)	3978-0324
東大泉 (〒178-0063東大泉3-53-1)	3921-8296
南大泉 (〒178-0064南大泉2-19-26)	3978-9791
西大泉(〒178-0065西大泉5-3-32)	3921-6493
旭町北(〒179-0071旭町2-30-16)	5998-0511
光が丘(〒179-0072光が丘3-9-4)	3979-6911
田柄(〒179-0073田柄3-28-13)	3926-4932
春日町南 (〒179-0074春日町5-20-25)	3926-4971
高松(〒179-0075高松3-24-27)	3999-7911



旭町南  
(〒179-0075高松5-23-15) **3904-5191**

北町 (〒179-0081北町2-26-1) **3937-1931**

北町第二  
(〒179-0081北町6-24-101) **3931-1270**

氷川台  
(〒179-0084氷川台2-16-14) **3932-3656**

早宮 (〒179-0085早宮4-14-5) **3994-7961**

▶地域集会所

桜台 (桜台出張所併設)  
(〒176-0002桜台1-22-9) **3993-6699**

小竹 (〒176-0004小竹町1-63-2) **3554-3100**

旭丘 (〒176-0005旭丘1-58-10) **3950-4842**

向山 (〒176-0022向山4-21-12) **3999-9696**

中村 (〒176-0025中村南2-23-12) **3999-9560**

三原台  
(〒177-0031三原台3-13-17) **3925-4790**

谷原 (〒177-0032谷原5-6-7) **3997-5673**

高野台  
(〒177-0033高野台3-28-11) **5372-1277**

南田中  
(〒177-0035南田中2-18-36) **3997-5700**

上石神井区民 (上石神井出張所併設)  
(〒177-0044上石神井1-6-16) **3920-0620**  
(平成26年9月まで工事のため休館)

上石神井  
(〒177-0044上石神井2-36-18) **5991-3600**

石神井台みどり  
(〒177-0045石神井台2-13-6) **5393-5200**

石神井台  
(〒177-0045石神井台4-5-14) **3594-1203**

関町  
(〒177-0053関町南4-22-1) **5991-0555**

大泉北 (大泉北出張所併設)  
(〒178-0061大泉学園町4-21-1) **3922-0191**  
(平成27年5月 (予定) まで工事のため休館)

大泉学園町  
(〒178-0061大泉学園町6-20-36) **5387-6315**

大泉町  
(〒178-0062大泉町4-35-17) **5387-5490**

東大泉中央 (大泉区民事務所併設)  
(〒178-0063東大泉3-18-9) **3922-1260**

東大泉  
(〒178-0063東大泉7-27-51) **3923-3037**

南大泉 (大泉西出張所併設)  
(〒178-0064南大泉5-26-19) **3922-1130**

旭町 (第六出張所併設)  
(〒179-0071旭町3-11-6) **3939-0374**  
(平成28年2月 (予定) まで工事のため休館)

田柄 (第七出張所併設)  
(〒179-0073田柄2-6-22) **3939-6735**  
(平成28年2月 (予定) まで工事のため休館)

春日町 (第四出張所併設)  
(〒179-0074春日町5-30-1) **3990-4680**

土支田中央 (第五出張所併設)  
(〒179-0076土支田2-32-8) **3924-1990**

土支田  
(〒179-0076土支田2-40-21) **3978-8190**

北町  
(〒179-0081北町8-28-10) **3550-7719**

早宮 (早宮区民事務所併設)  
(〒179-0085早宮1-44-19) **3994-6977**

▶教室開放

小竹小  
(〒176-0004小竹町2-6-7) **3956-0681**

豊玉小  
(〒176-0013豊玉中4-2-20) **3992-1527**

開進第二小  
(〒176-0002桜台5-10-5) **5999-4301**

開進第三小  
(〒176-0002桜台2-18-1) **3992-7372**

北町小  
(〒179-0081北町1-14-11) **3559-6256**

練馬小  
(〒179-0074春日町6-11-36) **3926-2379**

練馬第三小  
(〒176-0021貫井1-36-15) **3926-7478**

練馬東小  
(〒179-0074春日町1-30-11) **3577-0460**

豊溪小  
(〒179-0076土支田2-26-28) **3923-0217**

石神井東小  
(〒177-0035南田中3-9-1) **5923-0755**

上石神井小  
(〒177-0044上石神井4-10-9) **3920-1461**

光和小  
(〒177-0041石神井町2-16-34) **5393-7465**

谷原小  
(〒177-0032谷原2-9-26) **3997-9316**

大泉小  
(〒178-0063東大泉4-25-1) **3924-0366**

大泉第三小  
(〒178-0061大泉学園町3-22-1) **3867-5554**

大泉東小  
(〒178-0063東大泉1-22-1) **3922-2485**

大泉南小  
(〒178-0063東大泉6-28-1) **3925-2769**

橋戸小  
(〒178-0062大泉町2-11-25) **3925-8044**

八坂小  
(〒179-0076土支田4-48-1) **3922-2126**

### 消費者・勤労者施設

消費生活センター  
(〒177-0041石神井町2-14-1 石神井公園区民  
交流センター内) **5910-4860**

ワークサポートねりま  
(石神井公園区民交流センター内)  
**3904-8609**

勤労福祉会館  
(〒178-0063東大泉5-40-36) **3923-5511**

サンライフ練馬〔東京中高年齢労働者  
福祉センター〕  
(〒176-0021貫井1-36-18) **3990-0185**

### 文化・学習施設

▶図書館

光が丘  
(〒179-0072光が丘4-1-5) **5383-6500**

練馬  
(〒176-0012豊玉北6-8-1) **3992-1580**

石神井  
(〒177-0045石神井台1-16-31) **3995-2230**

平和台  
(〒179-0083平和台1-36-17) **3931-9581**

大泉  
(〒178-0061大泉学園町2-21-17) **3921-0991**

関町  
(〒177-0053関町南3-11-2) **3929-5391**

貫井  
(〒176-0021貫井1-36-16) **3577-1831**

稲荷山  
(〒178-0062大泉町1-3-18) **3921-4641**

小竹  
(〒176-0004小竹町2-43-1) **5995-1121**

南大泉  
(〒178-0064南大泉1-44-7) **5387-3600**

南大泉分室こどもと本のひろば  
(〒178-0064南大泉3-17-20) **3925-4151**

春日町  
(〒179-0074春日町5-31-2-201 エリム春日町  
2階) **5241-1311**

南田中  
(〒177-0035南田中5-15-22) **5393-2411**

▶文化的施設

練馬区立美術館  
(〒176-0021貫井1-36-16) **3577-1821**

石神井公園ふるさと文化館  
(〒177-0041石神井町5-12-16) **3996-4060**

石神井公園ふるさと文化館分室  
(〒177-0045石神井台1-33-44 石神井松の風  
文化公園管理棟内) **5372-2572**

練馬文化センター  
(〒176-0001練馬1-17-37) **3993-3311**

大泉学園ゆめりあホール  
(〒178-0063東大泉1-29-1 ゆめりあ1内)  
**5947-2351**

生涯学習センター  
(〒176-0012豊玉北6-8-1) **3991-1667**

生涯学習センター分館 (〒177-0033高野台2-25-1)	3904-4881
光が丘区民ホール (光が丘区民センター内)	5997-7712
関区民ホール (関区民センター内)	3928-1987
学校教育支援センター (〒179-0072光が丘6-4-1)	6385-9911
練馬分室 (〒176-0012豊玉北5-15-19 豊玉すこやかセ ンター内)	3991-3666
光が丘分室 (〒179-0072光が丘3-3-1-102)	6385-8691
関分室 (〒177-0051関町北1-21-15)	3928-7200
春日町青少年館 (〒179-0074春日町4-16-9)	3998-5341
南大泉青少年館 (〒178-0064南大泉1-44-7)	3924-3500
男女共同参画センターえーる (〒177-0041石神井町8-1-10)	3996-9005
相談室	3996-9050
花とみどりの相談所 (四季の香公園内、〒179-0072光が丘5-2-6)	
事務所	3976-9402
相談コーナー	3976-8787
石神井公園区民交流センター (〒177-0041石神井町2-14-1)	5910-3451
文化交流ひろば (〒179-0072光が丘3-1-1)	3975-1251
<b>交 通</b>	
▶都営バス	
東京都交通局北自動車営業所練馬支所 (〒176-0011豊玉上2-7-1)	3993-0431
▶ねりまタウンサイクル	
練馬(〒176-0001練馬1-17-39)	3992-5445
練馬春日町 (〒179-0074春日町5-31-2-102)	5241-9555
東武練馬 (〒179-0081北町2-39-3)	5399-4545
石神井公園 (〒177-0041石神井町3-20-3)	5372-0809
上石神井 (〒177-0044上石神井2-34-13)	5991-8225
大泉学園駅北口 (〒178-0063東大泉1-33-6)	3867-4545
大泉学園駅南口 (〒178-0063東大泉5-43-1)	5387-9777
▶公共駐車場	
練馬駅北口地下駐車場 (〒176-0001練馬1-17-5)	3557-5190
石神井公園駅北口駐車場 (〒177-0041石神井町2-14-15)	5910-3981

大泉学園駅北口駐車場 (〒178-0063東大泉1-29-1)	5387-2600
大泉学園駅南口駐車場 (〒178-0063東大泉5-43-1)	5933-1711

### 保養・宿泊施設

▶少年自然の家	
ベルデ軽井沢 (〒389-0115長野県北佐久郡軽井沢町大字追分 1341-1)	0267-46-4141
ベルデ下田 (〒415-0014静岡県下田市須崎73)	0558-22-5650
ベルデ武石 (〒386-0507長野県上田市武石上本入2469)	0268-86-2525
ベルデ岩井 (〒299-2216千葉県南房総市久枝837)	0470-57-4141

▶キャンプ場	
秩父青少年キャンプ場 (〒369-1873埼玉県秩父市浦山304)	

### 公園・スポーツ施設

▶公園・庭園	
武蔵関公園(〒177-0051関町北3-45-1)	3904-7557 (西部公園管理事務所)
大泉交通公園 (〒178-0064南大泉6-16-1)	3924-0996
土支田農業公園 (〒179-0076土支田3-34-26)	5387-8931
向山庭園 (〒176-0022向山3-1-21)	3926-7810
牧野記念庭園 (〒178-0063東大泉6-34-4)	3922-2920
都立城北中央公園 (〒179-0084氷川台1-3-1)	3931-3650
都立光が丘公園 (〒179-0072光が丘4-1-1)	3977-7638
都立石神井公園 (〒177-0045石神井台1-26-1)	3996-3950
都立大泉中央公園 (〒178-0061大泉学園町9-4-3)	3867-8096
▶スポーツ施設	
総合体育館 (〒177-0032谷原1-7-5)	3995-2805
桜台体育館 (〒176-0002桜台3-28-1)	3992-9612
平和台体育館(温水プール併設) (〒179-0083平和台2-12-5)	5920-3411
光が丘体育館(温水プール併設) (〒179-0072光が丘4-1-4)	5383-6611
上石神井体育館(温水プール併設) (〒177-0044上石神井1-32-37)	5991-6601

大泉学園町体育館(温水プール併設) (〒178-0061大泉学園町5-14-24)	5905-1161
中村南スポーツ交流センター (温水プール併設) (〒176-0025中村南1-2-32)	3970-9651
三原台温水プール (〒177-0031三原台2-11-29)	3924-8861
石神井プール (〒177-0041石神井町5-12-16)	3997-6131
練馬総合運動場 (〒176-0001練馬2-29-10)	3994-3086
高野台運動場 (〒177-0033高野台3-8-8)	3904-0407
石神井松の風文化公園(多目的広場・庭球場) (〒177-0045石神井台1-33-44)	5372-2455
大泉さくら運動公園多目的運動場 (〒178-0061大泉学園町9-4-5)	3921-7088
大泉学園町希望が丘公園運動場 (〒178-0061大泉学園町9-1-2)	3921-6850
がくでん 学田公園野球場 (〒176-0014豊玉南3-32-27)	3992-2070
ひがしだい 東台野球場 (〒177-0041石神井町1-11-32)	3996-3519
北大泉野球場 (〒178-0062大泉町3-31-44)	3921-6297
総合体育館東側多目的広場 (〒177-0032谷原1-7-5)	3995-2805
夏の雲公園庭球場・多目的広場 (〒179-0072光が丘3-5-1)	5997-7630
びくに公園庭球場・多目的広場 (〒178-0063東大泉2-28-31)	3921-5203
豊玉中公園庭球場 (〒176-0013豊玉中4-1-17)	3991-3461
土支田庭球場 (〒179-0076土支田4-31-24)	3921-7566
<b>児 童 館</b>	
栄町(〒176-0006栄町40-7)	3994-3287
中村(〒176-0024中村2-25-3)	3998-4890
平和台 (〒179-0083平和台2-18-14)	3933-0297
春日町 (〒179-0074春日町2-28-3)	3998-8799
北町(〒179-0081北町1-19-17)	3931-5481
光が丘(〒179-0072光が丘1-3-1)	3975-7137
光が丘なかよし (光が丘区民センター内)	5997-7720
土支田 (〒179-0076土支田2-32-8)	3925-4784
南田中 (〒177-0035南田中5-15-25)	3995-5534
三原台 (〒177-0031三原台2-11-29)	3924-8796

石神井  
 (〒177-0041石神井町7-28-21) 3996-3800  
 石神井台  
 (〒177-0045石神井台2-18-13) 3995-8267  
 上石神井  
 (〒177-0044上石神井1-5-2) 3929-0999  
 関町  
 (〒177-0053関町南4-15-7-102) 3920-1601  
 東大泉  
 (〒178-0063東大泉7-20-1) 3921-9128  
 西大泉  
 (〒178-0065西大泉3-21-16) 3924-9537  
 北大泉  
 (〒178-0062北大泉4-15-15) 3921-4856  
 厚生文化会館児童室  
 (〒176-0001練馬4-2-3) 3991-3080

### 子育て支援

練馬子ども家庭支援センター  
 (区役所内) 3993-8155  
 (石神井庁舎内) 3995-1108  
 練馬子ども家庭支援センター練馬駅北分室  
 (〒176-0001練馬1-17-1) 6758-0141  
 練馬区ファミリーサポートセンター  
 (〒176-0012豊玉北5-18-12) 3993-4100  
 関子ども家庭支援センター  
 (〒177-0051関町北1-21-15) 5927-5911  
 光が丘子ども家庭支援センター  
 (光が丘区民センター内) 5997-7759  
 貫井子ども家庭支援センター  
 (〒176-0021貫井3-25-15) 3577-9820  
 大泉子ども家庭支援センター  
 (〒178-0063東大泉5-35-1) 3925-6713

### ▶子育てのひろば

練馬びよびよ (ひろば室)  
 (〒176-0012豊玉北5-18-12練馬子ども家庭支援センター練馬駅南分室) 3993-8200  
 光が丘びよびよ  
 (光が丘区民センター内) 5997-7763  
 関びよびよ  
 (〒177-0051関町北1-21-15) 5991-4711  
 貫井びよびよ  
 (〒176-0021貫井3-25-15) 3577-9823  
 西大泉びよびよ  
 (〒178-0065西大泉1-27-10) 3978-8881  
 大泉びよびよ  
 (〒178-0063東大泉5-35-1) 3925-6716  
 北大泉児童館びよびよ  
 (北大泉児童館内) 3921-4856  
 光が丘児童館びよびよ  
 (光が丘児童館内) 3975-7137  
 立野地区区民館びよびよ  
 (立野地区区民館内) 3928-6217

### ▶民設子育てのひろば

かるがも親子の家  
 (〒179-0081北町2-35-4) 090-5777-0104  
 (ひろば用携帯)  
 ありんこぼてと  
 (〒176-0022向山4-28-15) 3970-3932  
 あいあいあい東大泉  
 (〒178-0063東大泉3-41-7-201) 3924-3508  
 ほっぷ・すてっぷ  
 (〒177-0035南田中1-6-14-102) 3995-1720  
 光が丘プレパひろば  
 (〒179-0071旭町1-16-1) 3976-3113  
 千川バンビ  
 (〒177-0042下石神井1-1-3) 6807-0977  
 あいあいあい南大泉  
 (〒178-0064南大泉4-32-19) 6750-7081  
 かるがも親子・氷川台  
 (〒179-0084氷川台3-24-17) 3934-5314  
 未来こどもランド すまいる石神井  
 (〒177-0041石神井町3-27-14) 3995-7860  
 未来こどもランド すまいる高野台  
 (〒177-0033高野台3-12-9) 5923-7555  
 あいあいあい石神井台  
 (〒177-0045石神井台5-9-6) 6767-2588

### 学童クラブ

#### ▶小学校併設の学童クラブ

豊玉第二小  
 (〒176-0011豊玉上2-16-1) 3994-6764  
 豊玉南小  
 (〒176-0014豊玉南2-14-1) 3993-0044  
 開進第一小  
 (〒179-0085早宮2-1-31) 3931-5482  
 開進第二小  
 (〒176-0002桜台5-10-5) 3994-6814  
 開進第三小  
 (〒176-0002桜台2-18-1) 3993-2653  
 開進第四小  
 (〒176-0003羽沢2-33-1) 3994-3008  
 開進第四小第二 ( ) 5984-1883  
 仲町小  
 (〒179-0084氷川台2-18-24) 3550-9539  
 北町小  
 (〒179-0081北町1-14-11) 3550-8057  
 北町西小  
 (〒179-0081北町7-3-8) 3931-5148  
 練馬小  
 (〒179-0074春日町6-11-36) 3970-8654  
 練馬第二小  
 (〒176-0021貫井2-31-13) 3999-1190  
 練馬東小  
 (〒179-0074春日町1-30-11) 3970-0820  
 田柄小  
 (〒179-0073田柄2-19-34) 3975-5436

田柄小第二 ( ) 5998-7602  
 旭町小  
 (〒179-0071旭町2-29-1) 3975-5438  
 富士見台小  
 (〒177-0034富士見台4-16-10) 3999-5355  
 富士見台小第二  
 (〒177-0034富士見台4-16-10) 3970-5065  
 向山小  
 (〒176-0022向山2-14-11) 3926-0958  
 南が丘小  
 (〒177-0035南田中2-13-1) 3995-7138  
 谷原小  
 (〒177-0032谷原2-9-26) 3904-2605  
 北原小  
 (〒177-0032谷原4-9-1) 3904-5739  
 石神井小  
 (〒177-0045石神井台1-1-25) 5393-1909  
 石神井小第二 ( ) 3995-1565  
 石神井東小  
 (〒177-0035南田中3-9-1) 3995-6561  
 石神井台小  
 (〒177-0045石神井台8-6-33) 3929-4926  
 大泉小  
 (〒178-0063東大泉4-25-1) 3921-3639  
 大泉第三小  
 (〒178-0061大泉学園町3-22-2) 3921-7937  
 大泉第六小  
 (〒178-0064南大泉5-25-29) 3978-0326  
 大泉東小  
 (〒178-0063東大泉1-22-1) 3923-9214  
 大泉東小第二 ( ) 3922-0672  
 大泉西小  
 (〒178-0065西大泉4-25-2) 3925-8755  
 大泉学園緑小  
 (〒178-0061大泉学園町5-11-47) 3922-8662  
 泉新小  
 (〒177-0031三原台3-18-30) 5387-0775  
 中村小 (〒176-0024中村2-8-1) 3577-0530  
 早宮小  
 (〒179-0085早宮4-10-17) 5999-9531  
 八坂小  
 (〒179-0076土支田4-47-15) 5387-0712  
 豊玉小  
 (〒176-0013豊玉中4-2-20) 3993-6200  
 石神井西小  
 (〒177-0051関町北1-1-5) 3594-8020  
 大泉第二小  
 (〒178-0064南大泉4-29-11) 3924-8771  
 中村西小  
 (〒176-0023中村北4-17-1) 3990-2977  
 大泉北小  
 (〒178-0062大泉町4-28-22) 3925-2690  
 春日小  
 (〒179-0074春日町5-12-1) 3926-7414

高松小 (〒179-0075高松3-16-1)	3998-1020	土支田児童館 (〒179-0076土支田2-32-8)	3925-4794	こどもフローラ (〒177-0042下石神井2-35-16)	3996-6699
田柄第二小 (〒179-0073田柄1-5-27)	5997-0023	南田中児童館 (〒177-0035南田中5-15-25)	3995-5534	こどもくらぶ じゃんけんぼん (〒178-0065西大泉2-12-5)	3925-2150
関町小 (〒177-0051関町北3-23-34)	3929-0311	三原台児童館 (〒177-0031三原台2-11-29)	3924-8796	あっぷるぼてと (〒179-0081北町8-32-8)	3559-5584
光が丘第八小 (〒179-0072光が丘1-4-1)	3930-1223	石神井児童館 (〒177-0041石神井町7-28-21)	3996-3800	<b>保 育 所</b>	
大泉学園小 (〒178-0061大泉学園町4-7-8)	3867-3561	石神井台児童館 (〒177-0045石神井台2-18-13)	3995-8267	<b>▶区立保育所</b>	
上石神井小 (〒177-0044上石神井4-10-4)	3928-4640	上石神井児童館 (〒177-0044上石神井1-5-2)	3929-0999	栄町 (〒176-0006栄町40-7)	3994-3285
立野小 (〒177-0054立野町17-6)	3920-2154	関町児童館 (〒177-0053関町南4-15-7-102)	3920-1601	豊玉 (〒176-0013豊玉中4-13-6)	3991-4484
<b>▶単独施設の学童クラブ</b>		東大泉児童館 (〒178-0063東大泉7-20-1)	3921-9128	豊玉第二 (〒176-0012豊玉北6-17-9)	3992-3322
豊玉 (〒176-0014豊玉南3-32-11)	3991-2580	東大泉児童館第二 ( 〃 )	3921-9128	豊玉第三 (〒176-0014豊玉南3-32-37)	3991-6762
早宮さくら (〒179-0085早宮3-13-31)	3993-3153	厚生文化会館 (〒176-0001練馬4-2-3)	3991-3080	豊玉第四 (〒176-0013豊玉中1-9-11)	3948-2391
光が丘すずらん (〒179-0072光が丘2-7-6-102)	3979-9320	<b>▶地区区民館併設の学童クラブ</b>		桜台 (〒176-0002桜台5-41-12)	3993-6735
光が丘しいのき (〒179-0072光が丘2-10-4-201)	5998-3088	桜台地区区民館 (〒176-0002桜台3-39-17)	3993-5462	桜台第二 (〒176-0002桜台3-39-17)	3993-5126
光が丘コスモス (〒179-0072光が丘3-3-4-105)	3976-4575	(平成27年3月まで工事のため移転 〒176-0002 桜台3-34-10)		練馬 (〒176-0001練馬2-13-3)	3991-5133
光が丘どんぐり (〒179-0072光が丘3-8-12)	3939-8568	豊玉北地区区民館 (〒176-0012豊玉北3-7-9)	3948-3061	向山 (〒176-0022向山1-5-7)	3970-6088
光が丘すみれ (〒179-0072光が丘5-2-5-104)	3976-8231	貫井地区区民館 (〒176-0021貫井1-9-1)	3926-7218	貫井 (〒176-0021貫井4-24-9)	3990-3320
光が丘あさがお (〒179-0072光が丘5-5-5)	3976-6345	下石神井地区区民館 (〒177-0042下石神井6-8-15)	3904-5061	貫井第二 (〒176-0021貫井4-13-4)	3990-8291
光が丘つくし (〒179-0072光が丘7-3-4-101)	3977-9168	関町北地区区民館 (〒177-0051関町北4-12-21)	3594-2604	氷川台 (〒179-0084氷川台4-47-12)	3931-2603
石神井町 (〒177-0041石神井町8-1-10)	3995-8424	大泉学園地区区民館 (〒178-0061大泉学園町8-9-5)	3922-4101	(平成27年3月まで工事のため移転 〒179-0084 氷川台4-53-18)	3948-8211
石神井台けやき (〒177-0045石神井台6-2-10)	3924-1882	北大泉地区区民館 (〒178-0062大泉町2-41-26)	3978-0324	氷川台第二 (〒179-0084氷川台2-16-14)	3932-6227
関町北 (〒177-0051関町北5-4-12)	3929-3290	東大泉地区区民館 (〒178-0063東大泉3-53-1)	3921-8299	平和台 (〒179-0083平和台2-18-14)	3932-1484
谷原あおぞら (〒177-0032谷原5-6-5)	3996-9500	西大泉地区区民館 (〒178-0065西大泉5-3-32)	3921-6494	早宮 (〒179-0085早宮3-13-31)	3993-3151
<b>▶児童館等併設の学童クラブ</b>		田柄地区区民館 (〒179-0073田柄3-28-13)	3926-4933	春日町 (〒179-0074春日町5-17-10)	3990-1843
栄町児童館 (〒176-0006栄町40-7)	3994-3287	高松地区区民館 (〒179-0075高松3-24-27)	3999-7911	春日町第二 (〒179-0074春日町1-29-8)	3990-3325
中村児童館 (〒176-0024中村2-25-3)	3998-4890	北町第二地区区民館 (〒179-0081北町6-24-101)	3931-1276	春日町第三 (〒179-0074春日町5-30-5)	3926-5461
中村児童館第二 ( 〃 )	3998-4890	氷川台地区区民館 (〒179-0084氷川台2-16-14)	3932-2065	高松 (〒179-0075高松3-24-27)	3999-7910
平和台児童館 (〒179-0083平和台2-18-14)	3550-8058	<b>▶放課後児童等の広場 (民間学童保育) 事業</b>		北町 (〒179-0081北町3-3-14)	3933-6497
春日町児童館 (〒179-0074春日町2-28-3)	3998-8799	こどもクラブ「赤とんぼ」 (〒179-0083平和台3-22-11)	6766-8553	北町第二 (〒179-0081北町1-19-17)	3931-3318
北町児童館 (〒179-0081北町1-19-17)	3931-5481	ゆうゆうぼてと (〒176-0006栄町35-7 サンヒルズ201)	5999-9691	田柄 (〒179-0073田柄4-36-4)	3939-4519
				田柄第二 (〒179-0073田柄2-6-22)	3938-8100
				光が丘 (〒179-0072光が丘1-3-104)	3975-7139

光が丘第二 (〒179-0072光が丘1-6-3-101)	3977-1311	関町第三 (〒177-0051関町北5-4-12)	3929-3285	マーガレット分園 (〒178-0062大泉第一小学校内、大泉町3-16-23)	5387-3114
光が丘第三 (〒179-0072光が丘3-3-2-101)	3976-4551	東大泉 (〒178-0063東大泉3-60-2-101)	3924-0966	道灌山 (〒179-0075高松6-16-30)	5910-4671
光が丘第四 (〒179-0072光が丘7-3-1-102)	3976-1562	東大泉第二 (〒178-0063東大泉7-20-1)	3921-9126	大泉にじのいろ (〒178-0062大泉町6-30-3)	5933-2788
光が丘第五 (〒179-0072光が丘7-3-3-101)	3976-6316	東大泉第三 (〒178-0063東大泉2-42-5)	3922-0550	大泉にじのいろ分園 (上石神井にじのいろ)	
光が丘第六 (〒179-0072光が丘7-7-2-101)	3976-6321	西大泉 (〒178-0065西大泉3-21-16)	3924-9500	(〒177-0045上石神井北小学校内、石神井台 5-1-10)	5927-0087
光が丘第七 (〒179-0072光が丘2-7-4-105)	3976-7291	南大泉 (〒178-0064南大泉5-26-7)	3921-4851	どんぐり山 (〒179-0074春日町2-14-45)	3825-3550
光が丘第八 (〒179-0072光が丘5-2-3)	3979-9215	北大泉 (〒178-0062大泉町4-15-15)	3921-4852	アスク関町北 (〒177-0051関町北4-35-14)	5927-4681
光が丘第九 (〒179-0072光が丘2-4-9)	3976-9011	大泉学園 (〒178-0061大泉学園町8-9-5)	3922-3811	ベネッセチャイルドケアセンター大泉学園 (〒178-0063東大泉1-17-3)	5947-6066
光が丘第十 (〒179-0072光が丘3-7-3-101)	5997-6011	▶私立保育所		なんこう (〒177-0034富士見台4-5-14)	3990-1755
光が丘第十一 (〒179-0072光が丘2-4-11-101)	5997-6021	神の教会 (〒176-0003羽沢2-12-9)	3991-3745	エンゼルベア石神井 (〒177-0044上石神井3-6-35)	5393-5395
旭町(〒179-0071旭町3-11-6)	3938-3680	神の教会分園(いずみ保育園旭丘) (〒176-0005旭丘中学校内、旭丘2-40-1)	5964-8160	アスク石神井まち (〒177-0041石神井町8-53-32)	5923-0530
旭町第二 (〒179-0071旭町1-33-22-107)	3977-1611	練馬二葉 (〒176-0014豊玉南3-31-15)	3993-5540	アスク石神井台 (〒177-0045石神井台6-7-17)	3924-5810
土支田 (〒179-0076土支田2-32-8)	3925-4787	アスク豊玉中 (〒176-0013豊玉中1-2-7)	3557-5755	Nicot富士見台 (〒176-0021貫井1-30-5)	5987-2185
富士見台こぶし (〒177-0034富士見台3-10-1)	3926-1071	にじいろ保育園練馬中村 (〒176-0024中村1-19-9)	5848-7281	にじいろ保育園上石神井 (〒177-0044上石神井1-37-18)	6904-7873
南田中 (〒177-0035南田中5-25-16)	3996-7800	アンジェリカ桜台 (〒176-0002桜台2-34-9)	6914-5368	ピジョンランド上石神井 (〒177-0044上石神井2-11-9)	3928-1120
南田中第二 (〒177-0035南田中3-31-4)	3997-3568	平和 (〒176-0025中村南2-24-3)	3990-6358	南大泉にじのいろ (〒178-0064南大泉3-17-21)	3925-8851
高野台 (〒177-0033高野台3-25-17)	3996-4615	練馬和光 (〒176-0001練馬1-18-21)	3992-8279	茶々おおいずみ (〒178-0065西大泉5-30-13)	5947-6640
谷原(〒177-0032谷原5-16-41)	3996-0020	練馬仲町 (〒179-0085早宮2-3-22)	3933-0861	春アンミッコ (〒179-0074春日町3-31-42)	5848-3905
石神井町さくら (〒177-0041石神井町7-25-45)	3997-0070	最勝寺みのり (〒179-0081北町6-16-14)	3931-9444	ベネッセチャイルドケアセンター氷川台 (〒179-0085早宮1-6-13)	5912-0415
石神井町つつじ (〒177-0041石神井町8-1-10)	3997-8646	エンゼル (〒179-0073田柄2-37-10)	3938-6401	愛里武蔵関 (〒177-0051関町北4-21-7)	3594-0777
石神井台 (〒177-0045石神井台2-18-13)	3995-8271	青い鳥 (〒177-0034富士見台3-30-11)	3998-1461	風の子 (〒176-0021貫井1-5-7)	3990-3920
石神井台第二 (〒177-0045石神井台6-2-10)	3925-8301	石神井 (〒177-0035南田中5-20-2)	3996-0040	にじいろ保育園新桜台 (〒176-0002桜台2-3-8)	6915-8290
上石神井 (〒177-0044上石神井4-21-3)	3920-3567	にじいろ保育園大泉学園 (〒178-0063東大泉2-15-15)	5935-8576	ベネッセチャイルドケアセンター石神井公園 (〒177-0041石神井町5-2-23)	5923-6077
上石神井第二 (〒177-0044上石神井1-5-3)	3929-3247	大泉(〒178-0063東大泉5-38-24)	3922-0875	そあ季の花 (〒178-0061大泉学園町2-22-14)	3978-8008
上石神井第三 (〒177-0045石神井台4-5-20)	3928-1451	くりのみ (〒178-0063東大泉7-14-13)	3925-5435	ベネッセ中村橋 (〒176-0024中村3-3-9)	3577-9235
下石神井第三 (〒177-0042下石神井6-8-15)	3904-3061	妙福寺 (〒178-0064南大泉5-6-47)	3922-3368	Nicot石神井公園 (〒177-0041石神井町1-20-15)	5923-1631
関町 (〒177-0053関町南3-9-29)	3929-2600	マーガレット (〒178-0061大泉学園町6-15-34)	3924-2003		
関町第二 (〒177-0051関町北3-20-30)	3928-1487				

コビープリスクールせきまち (〒177-0053関町南3-15-38)	6904-8112
グローバルキッズ大泉園 (〒178-0061大泉学園町7-6-27)	3978-6133
グローバルキッズ光が丘園 (〒179-0074春日町6-16-8)	3990-8686
にじいろ保育園氷川台 (〒179-0084氷川台4-49-24)	6281-0486
にじいろ保育園早宮 (〒179-0085早宮2-25-18)	6906-9631

## 幼 稚 園

### ▶区立幼稚園

北大泉 (〒178-0062大泉町2-46-6)	3925-6092
光が丘むらさき (〒179-0072光が丘3-3-5-101)	3976-7221
光が丘さくら (〒179-0072光が丘2-4-8-101)	3976-2562

### ▶私立幼稚園

江古田 (〒176-0005旭丘1-68-2)	3951-6312
力行 (〒176-0004小竹町2-43-12)	3972-1152
みのり (〒176-0003羽沢1-8-10)	3991-1058
浄風 (〒176-0014豊玉南1-7-18)	3993-6010
中新井 (〒176-0023中村北3-7-2)	3999-5062
ビクター (〒176-0002桜台5-11-5)	3991-8090
武蔵野音楽大学第一 (〒176-0002桜台6-13-3)	3991-0741
向南 (〒176-0022向山2-22-30)	3999-1939
信愛学舎みどり (〒179-0083平和台1-23-2)	3933-2650
寿福寺 (〒179-0074春日町3-2-22)	3998-2162
寿福寺第二 (〒179-0074春日町4-33-2)	3990-1987
練馬 (〒179-0075高松1-10-5)	3999-4010
さかえ (〒179-0075高松4-8-13)	3999-3009
高松 (〒179-0075高松6-16-28)	3996-8101
北町カトリック (〒179-0081北町3-16-1)	3931-1661
不二(〒179-0081北町7-2-8)	3931-9234
田柄 (〒179-0073田柄2-17-27)	3930-4406
旭(〒179-0071旭町3-31-3)	3939-1696

練馬白菊 (〒179-0076土支田3-12-23)	3922-1835
南光 (〒177-0034富士見台4-11-3)	3990-5171
愛和 (〒177-0035南田中2-23-30)	3996-8259
練馬ひかり (〒177-0031三原台1-11-34)	3924-8383
清心 (〒177-0041石神井町6-20-12)	3996-0374
石神井 (〒177-0041石神井町8-45-7)	3997-2539
白ふじ (〒177-0045石神井台4-21-22)	3920-4335
上石神井 (〒177-0045石神井台8-10-28)	3920-5121
石神井南 (〒177-0042下石神井4-21-23)	3995-4373
大泉 (〒178-0063東大泉1-27-30)	3922-0072
みずほ (〒178-0063東大泉5-27-8)	3922-1208
進 (〒178-0065西大泉1-23-1)	3924-4423
大泉富士 (〒178-0064南大泉2-31-20)	3925-2525
ほうや (〒178-0064南大泉4-45-5)	3922-3323
中里 (〒178-0062大泉町1-19-6)	3922-0095
大泉文華 (〒178-0061大泉学園町2-6-19)	3922-1003
大泉小鳩 (〒178-0061大泉学園町3-17-67)	3924-8280
大泉学園 (〒178-0061大泉学園町4-5-10)	3923-0123
大泉双葉 (〒178-0061大泉学園町7-10-23)	3924-2303
関町カトレヤ (〒177-0053関町南4-1-27)	3920-0316
関町ちぐさ (〒177-0051関町北2-11-3)	3920-9110
関町白百合 (〒177-0051関町北4-16-50)	3920-1883

## 小中一貫教育校

### ▶区立小中一貫教育校

大泉桜学園 (〒178-0061大泉学園町9-2-1)	3924-1126
--------------------------------	-----------

## 小 学 校

### ▶区立小学校

旭丘(〒176-0005旭丘2-21-1)	3957-2151
小竹(〒176-0004小竹町2-6-7)	3956-8391

豊玉 (〒176-0013豊玉中4-2-20)	3993-4286
豊玉第二 (〒176-0011豊玉上2-16-1)	3993-0421
豊玉東 (〒176-0012豊玉北1-16-1)	3993-4217
豊玉南 (〒176-0014豊玉南2-14-1)	3993-6425
中村 (〒176-0024中村2-8-1)	3990-4241
中村西 (〒176-0023中村北4-17-1)	3990-4237
早宮 (〒179-0085早宮4-10-17)	3993-5165
開進第一 (〒179-0085早宮2-1-31)	3932-3170
開進第二 (〒176-0002桜台5-10-5)	3993-2425
開進第三 (〒176-0002桜台2-18-1)	3993-4263
開進第四 (〒176-0003羽沢2-33-1)	3993-6153
仲町 (〒179-0084水川台2-18-24)	3932-5360
南町 (〒176-0001練馬2-7-5)	3993-2438
北町 (〒179-0081北町1-14-11)	3932-3296
北町西 (〒179-0081北町7-3-8)	3932-7234
練馬 (〒179-0074春日町6-11-36)	3990-4244
練馬第二 (〒176-0021貫井2-31-13)	3990-4247
練馬第三 (〒176-0021貫井1-36-15)	3970-5641
練馬東 (〒179-0074春日町1-30-11)	3990-9142
田柄 (〒179-0073田柄2-19-19)	3939-0351
田柄第二 (〒179-0073田柄1-5-27)	3938-8826
向山 (〒176-0022向山2-14-11)	3999-9145
豊溪 (〒179-0076土支田2-26-28)	3925-2444
旭町 (〒179-0071旭町2-29-1)	3939-0362
高松 (〒179-0075高松3-16-1)	3999-3376
春日 (〒179-0074春日町5-12-1)	3926-7102
光が丘四季の香 (〒179-0075高松5-24-1)	3977-2711

光が丘春の風  
(〒179-0072光が丘7-2-1) 3976-5861  
光が丘夏の雲  
(〒179-0072光が丘3-6-1) 5998-0501  
光が丘秋の陽  
(〒179-0072光が丘2-1-1) 3976-6331  
光が丘第八  
(〒179-0072光が丘1-4-1) 5997-4828  
石神井  
(〒177-0045石神井台1-1-25) 3997-3277  
石神井東  
(〒177-0035南田中3-9-1) 3997-3312  
石神井西  
(〒177-0051関町北1-1-5) 3920-0382  
石神井台  
(〒177-0045石神井台8-6-33) 3928-7124  
上石神井  
(〒177-0044上石神井4-10-9) 3920-0805  
上石神井北  
(〒177-0045石神井台5-1-32) 3920-1011  
下石神井  
(〒177-0042下石神井2-20-18) 3997-5241  
光和  
(〒177-0041石神井町2-16-34) 3997-3261  
谷原  
(〒177-0032谷原2-9-26) 3997-3271  
北原  
(〒177-0032谷原4-9-1) 3904-5172  
立野  
(〒177-0054立野町17-13) 3920-9101  
関町  
(〒177-0051関町北3-23-34) 3929-1290  
関町北  
(〒177-0051関町北5-13-40) 3920-1027  
大泉  
(〒178-0063東大泉4-25-1) 3924-0144  
大泉第一  
(〒178-0062大泉町3-16-23) 3925-2455  
大泉第二  
(〒178-0064南大泉4-29-11) 3924-2127  
大泉第三  
(〒178-0061大泉学園町3-22-1) 3925-2466  
大泉第四  
(〒178-0065西大泉1-24-1) 3925-2478  
大泉第六  
(〒178-0064南大泉5-25-29) 3925-2471  
大泉東  
(〒178-0063東大泉1-22-1) 3922-1355  
大泉西  
(〒178-0065西大泉4-25-1) 3925-5832  
大泉南  
(〒178-0063東大泉6-28-1) 3922-1371  
大泉北  
(〒178-0062大泉町4-28-22) 3925-5912

大泉学園  
(〒178-0061大泉学園町4-7-1) 3923-0006  
大泉学園緑  
(〒178-0061大泉学園町5-11-47) 3925-7233  
大泉学園桜  
(区立小中一貫教育校大泉桜学園欄参照)  
泉新  
(〒177-0031三原台3-18-30) 3925-4343  
橋戸  
(〒178-0062大泉町2-11-25) 3925-8620  
南田中  
(〒177-0035南田中5-15-37) 3997-1145  
南が丘  
(〒177-0035南田中2-13-1) 3904-1282  
富士見台  
(〒177-0034富士見台4-16-10) 3998-6351  
八坂  
(〒179-0076土支田4-48-1) 3922-7625  
▶国立小学校  
東京学芸大学附属大泉  
(〒178-0063東大泉5-22-1) 5905-0200  
▶私立小学校  
学校法人三育学院東京三育  
(〒177-0053関町南2-8-4) 3920-2450

## 中 学 校

▶区立中学校  
旭丘(〒176-0005旭丘2-40-1) 3957-3133  
豊玉  
(〒176-0014豊玉南2-1-20) 3994-1451  
豊玉第二  
(〒176-0012豊玉北2-24-5) 3993-4212  
中村  
(〒176-0025中村南1-32-21) 3990-4436  
開進第一  
(〒179-0085早宮1-16-50) 3993-2417  
開進第二  
(〒176-0001練馬2-27-28) 3993-1348  
開進第三  
(〒176-0002桜台3-28-1) 3993-4265  
開進第四  
(〒176-0003羽沢3-24-1) 3993-1481  
北町  
(〒179-0081北町3-1-34) 3932-7231  
練馬  
(〒179-0075高松1-24-1) 3990-5451  
練馬東  
(〒179-0074春日町2-14-22) 3998-0231  
貫井  
(〒176-0021貫井2-14-13) 3990-6412  
田柄  
(〒179-0073田柄3-3-1) 3990-4403  
豊溪  
(〒179-0071旭町3-5-10) 3939-0245

光が丘第一  
(〒179-0072光が丘6-5-1) 3976-5871  
光が丘第二  
(〒179-0072光が丘7-1-1) 3976-9202  
光が丘第三  
(〒179-0072光が丘3-2-1) 3977-3521  
光が丘第四  
(〒179-0072光が丘2-5-1) 3976-5891  
石神井  
(〒177-0045石神井台1-32-1) 3997-3131  
石神井東  
(〒177-0033高野台1-8-34) 3996-2157  
石神井西  
(〒177-0053関町南3-10-3) 3920-1034  
石神井南  
(〒177-0042下石神井2-7-23) 3997-3315  
上石神井  
(〒177-0044上石神井4-15-27) 3920-1126  
南が丘  
(〒177-0035南田中4-8-23) 3904-5782  
谷原(〒177-0032谷原4-10-5) 3995-8036  
三原台  
(〒177-0031三原台3-13-41) 3925-9564  
大泉  
(〒178-0063東大泉4-27-35) 3924-0771  
大泉第二  
(〒178-0063東大泉6-21-1) 3922-0165  
大泉西  
(〒178-0065西大泉3-19-27) 3921-7101  
大泉北  
(〒178-0062大泉町5-4-32) 3925-9230  
大泉学園  
(〒178-0061大泉学園町4-17-32) 3925-4492  
大泉学園桜  
(区立小中一貫教育校大泉桜学園欄参照)  
関(〒177-0051関町北4-34-23) 3929-0048  
八坂  
(〒179-0076土支田4-47-21) 3924-0399  
▶都立中学校  
大泉高等学校附属  
(〒178-0063東大泉5-3-1) 3924-0318  
▶私立中学校  
武蔵  
(〒176-8535豊玉上1-26-1) 5984-3741  
富士見  
(〒176-0023中村北4-8-26) 3999-2136  
早稲田大学高等学院  
(〒177-0044上石神井3-31-1) 5991-4151  
東京女子学院中学校  
(〒177-0051関町北4-16-11) 3920-5151

## 中等教育学校

### ▶国立中等教育学校

東京学芸大学附属国際中等教育学校  
(〒178-0063東大泉5-22-1) 5905-1326

## 高等学校

### ▶都立高等学校

井草  
(〒177-0044上石神井2-2-43) 3920-0319

大泉  
(〒178-0063東大泉5-3-1) 3924-0318

大泉桜  
(〒178-0062大泉町3-5-7) 3978-1180

石神井  
(〒177-0051関町北4-32-48) 3929-0831

田柄  
(〒179-0072光が丘2-3-1) 3977-2555

練馬  
(〒179-8908春日町4-28-25) 3990-8643

光丘(〒179-0071旭町2-1-35) 3977-1501

練馬工業  
(〒179-8909早宮2-9-18) 3932-9251

第四商業  
(〒176-0021貫井3-45-19) 3990-4221

### ▶私立高等学校

武蔵  
(〒176-8535豊玉上1-26-1) 5984-3741

富士見  
(〒176-0023中村北4-8-26) 3999-2136

早稲田大学高等学院  
(〒177-0044上石神井3-31-1) 5991-4151

東京女子学院高等学校  
(〒177-0051関町北4-16-11) 3920-5151

## 大学

### ▶私立大学

日本大学芸術学部  
(〒176-8525旭丘2-42-1) 5995-8201

武蔵野音楽大学  
(〒176-8521羽沢1-13-1) 3992-1121

武蔵大学  
(〒176-8534豊玉上1-26-1) 5984-3713

上智大学神学部  
(〒177-0044上石神井4-32-11) 5991-0343

## その他の学校

### ▶都立特別支援学校

大泉特別支援学校〔肢体不自由教育：小学部、中学部、高等部〕  
(〒178-0061大泉学園町9-3-1) 3921-1381

石神井特別支援学校〔知的障害教育：小学部、中学部〕  
(〒177-0045石神井台8-20-35) 3929-0012

練馬特別支援学校〔知的障害教育：高等部〕  
(〒179-0075高松6-17-1) 5393-3524

▶私立特別支援学校  
旭出学園(特別支援学校)〔知的障がい教育〕幼稚部、小学部、中学部、高等部、専攻科・生活自立寮〕  
(〒178-0063東大泉7-12-16) 3922-4134

## 公共機関

### ▶年金事務所

練馬  
(〒177-8510石神井町4-27-37) 3904-5491

▶警察署  
練馬  
(〒176-0012豊玉北5-2-7) 3994-0110

光が丘  
(〒179-0072光が丘2-9-8) 5998-0110

石神井  
(〒177-0041石神井町6-17-26) 3904-0110

▶消防署  
練馬  
(〒176-0012豊玉北5-1-8) 3994-0119

(平成27年3月(予定)まで工事のため移転  
〒176-0013豊玉中3-9-11)

光が丘  
(〒179-0072光が丘2-9-1) 5997-0119

石神井  
(〒177-0042下石神井5-16-8) 3995-0119

▶税務  
練馬東税務署  
(〒176-8503栄町23-7) 3993-3111

練馬西税務署  
(〒178-8624東大泉7-31-35) 3867-9711

練馬都税事務所  
(〒176-8511豊玉北6-13-10) 3993-2261

練馬自動車税事務所  
(〒179-0081北町2-8-6) 3932-7321

▶道路  
東京都建設局第四建設事務所  
練馬工区  
(〒179-0081北町6-30-1) 3933-6121

石神井工区  
(〒178-0065西大泉2-12-18) 3867-7816

▶法務  
東京法務局練馬出張所  
(〒179-8501春日町5-35-33) 5971-3681

登記電話相談室 042-540-7211  
練馬公証役場  
(〒176-0012豊玉北5-17-12練馬駅前ビル3階) 3991-4871

### ▶電気・ガス

東京電力荻窪支社  
(〒167-8534杉並区南荻窪4-40-11)

「お引越し」「ご契約の変更」  
0120-995-005

「停電」「電気料金」その他電気  
に関する事 0120-995-006

0120をご利用になれない場合  
03-6375-9786(有料)

東京ガス株式会社  
・東京ガスお客さまセンター  
0570-002211(ナビダイヤル)

・東京ガス引越し専用ダイヤル  
0570-002230(ナビダイヤル)

(ナビダイヤルが使用できない場合 5394-7700)

・ガスもれ通報専用電話  
0570-002299(ナビダイヤル)

(IP電話からの利用の場合 03-6735-8899)

▶上・下水道  
東京都水道局お客さまセンター  
「お引越し」「ご契約の変更」  
5326-1100

「料金」「漏水修繕」その他に  
関すること 5326-1101

東京都水道局練馬営業所  
(〒176-8540中村北1-9-4) 5987-5330

東京都下水道局西部第二下水道事務所  
(〒115-0051北区浮間4-27-1) 3969-2343

練馬出張所  
(〒176-0012豊玉北4-15-1) 5999-5650

▶日本郵便  
練馬郵便局  
(〒176-8799豊玉北6-4-2) 3994-0421

石神井郵便局  
(〒177-8799石神井台3-3-7) 3904-1892

大泉郵便局  
(〒178-8799大泉学園町4-20-23) 3923-3353

光が丘郵便局  
(〒179-8799光が丘2-9-7) 5998-5002

▶NTT東日本  
(〒163-8019新宿区西新宿3-19-2)

電話に関するご相談・お申込み  
116(携帯・PHSからは0120-116000)

インターネットに関するご相談・お申込み  
0120-116116

電話の故障  
113(携帯・PHSからは0120-444113)

▶農業協同組合  
JA東京あおば(本店)  
(〒179-0075高松5-23-27) 5372-1311

▶その他  
東京運輸支局練馬自動車検査登録事務所  
(〒179-0081北町2-8-6) 050-5540-2032



東京少年鑑別所  
(〒179-0084氷川台2-11-7) 3931-1141  
ねりま青少年心理相談室 3550-8802  
陸上自衛隊練馬駐屯地  
(〒179-8523北町4-1-1) 3933-1161  
(一社) 練馬産業連合会  
(〒176-0001練馬1-17-1Coconeri4階)  
3991-0530  
東京商工会議所練馬支部  
(〒176-0001練馬1-17-1Coconeri4階)  
3994-6521  
(公社) 練馬東法人会  
(〒176-0001練馬1-2-5光運ビル5階)  
3994-7272  
(公社) 練馬西法人会  
(〒178-0063東大泉6-47-15  
アプローズ大泉学園1階) 3923-7272  
練馬区商店街連合会  
(〒176-0001練馬1-17-1Coconeri4階)  
3991-2241  
練馬区商店街振興組合連合会  
(〒176-0001練馬1-17-1Coconeri4階)  
3991-2241  
練馬アニメーション協議会  
(〒176-0001練馬1-17-1Coconeri4階)  
5912-2528  
(一社) 練馬区観光協会  
(区役所内) 5984-1032  
独立行政法人科学技術振興機構情報資料館  
(〒179-0071旭町2-8-18) 3976-4141  
農文協図書館  
(〒177-0054立野町15-45) 3928-7440  
(株) ジェイコム東京  
(〒177-0033高野台5-22-1) 0120-999-000

---

平成 26 年版 (2014 年版)

## 練馬区勢概要

平成26年 (2014年) 9月1日発行

編集  
発行

練馬区総務部情報公開課

東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号

☎03-3993-1111 (大代表)

練馬区ホームページアドレス

<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>

---